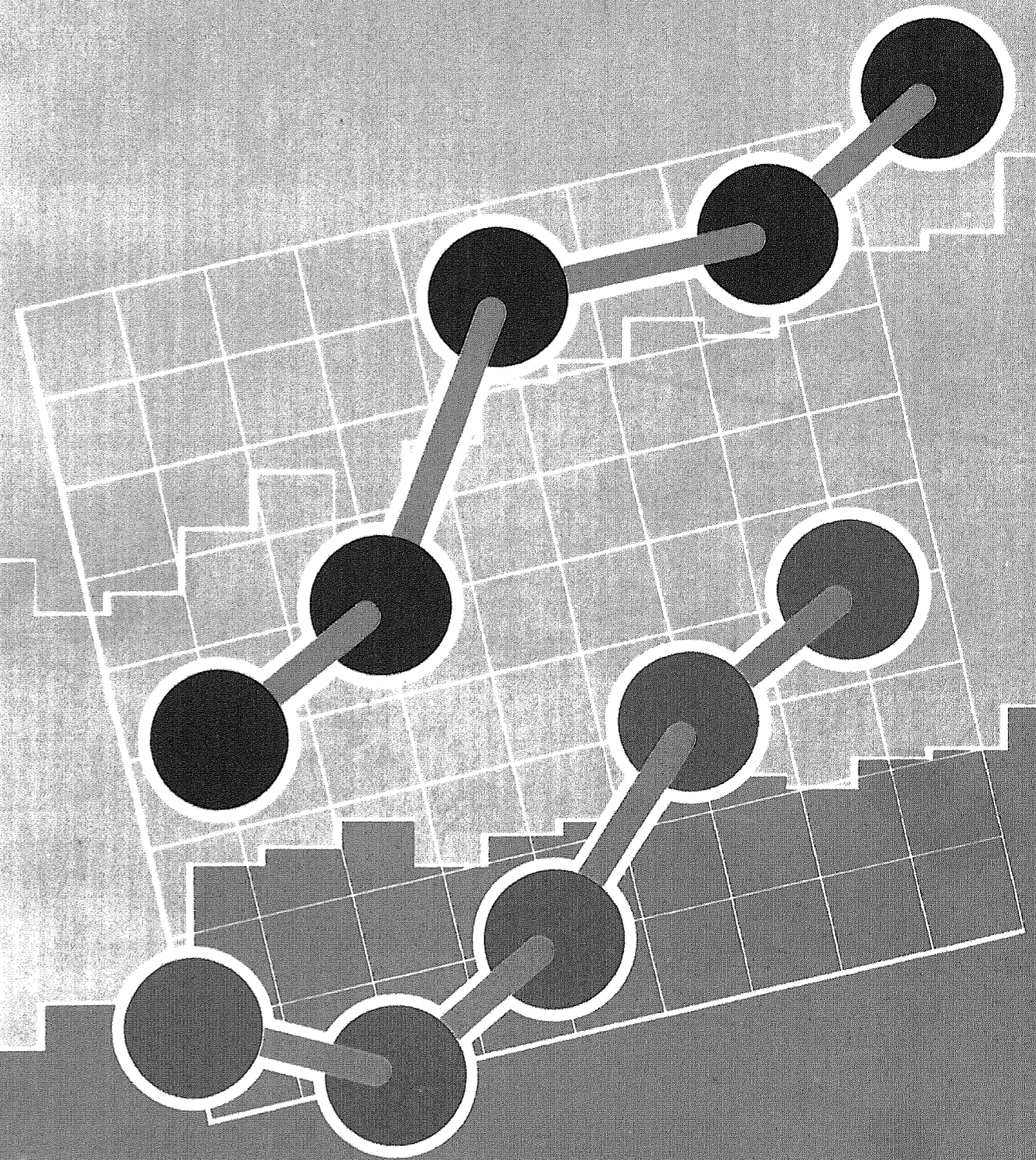


# 社会保障統計年報

平成8年版



総理府社会保障制度審議会事務局 編

# 平成8年版 社会保障統計年報

総 理 府

社会保障制度審議会事務局

## 推薦の言葉

—社会保障データの活用に向けて—



社会保障制度審議会

会 長 宮 澤 健 一

わが国の社会保障制度は、社会保障制度審議会が昭和25年に策定した「社会保障制度に関する勧告」を出発点として、逐次整備・拡充が図られてきた。その間、わが国経済の成長・発展の過程で昭和36年に国民皆保険・皆年金体制が確立するなど、社会保険方式を中核に著しい発展を遂げ、国民生活の安定と経済の安定的発展に貢献してきた。その結果、現在のわが国の社会保障体制は、制度的に先進諸国に比べ全体として遜色のないものとなり、すべての人々の生活に多面的にかかわり、国民の生活の基礎を支え、また、健康条件の改善や長寿化をもたらした。

しかしながら、今後のわが国が直面するのは、高齢化・少子化といった人口構造の変化、家族制度を始めとする社会構造の変化、経済の低成長や財政事情の深刻化を含む経済構造の変化である。このような中で、社会保障審議会は平成7年7月、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告を内閣総理大臣に提出し、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し指針としたが、引き続きその実現への途を求めている。

今や社会保障制度は、社会保障給付費総額で年間60兆円を超えるまでに国民経済の大きな部分を占め、また国民生活にとっても不可欠となっている。国民による強い社会連帯の意識と、社会保障制度の意義・役割・仕組みへの国民の深い理解と協力で支えられて、必要な社会保障制度の改革と充実が図られることが望まれる。そのためにも、信頼ある統計データの情報は欠かせない。

社会保障統計年報は、社会保障制度審議会事務局により編集されたものである。社会保障に係る費用全体を「社会保障関係総費用」として推計し、加えて、社会保障に関連する各種の統計を網羅的に収録する貴重な統計資料集たることを目指している。

本書が、社会保障に携わる実務者及び研究者を始め、国民各層に幅広く活用されることにより、わが国の社会保障制度の一層の理解に役立ち、また、21世紀に向けての社会保障制度の発展に資することを期待して、ここに本書を推薦する。

平成9年2月

## まえがき

この年報は、社会保障制度審議会事務局において毎年推計している社会保障関係総費用を収録するとともに、社会保障に関する主要な統計をあわせて掲載することを目的として昭和33年度以来刊行を重ねてきているものであります。

わが国は、戦後の経済・社会の安定的な発展の中で、栄養や生活環境の向上、医学医術の進歩等とも相まって、平均寿命が大幅に伸長し、今や世界最高の水準に達しています。その結果、65歳以上の高齢者の割合が全人口の14%を超えるなど高齢化が進展し、特に75歳以上の後期高齢者の増加には目をみはるものがあります。

しかしながら一方で、近年、出生率が過去最低となるなど少子化も進展しており、このまま推移すれば、労働力の減少や高齢化の一層の進展に伴って、近い将来、我が国の社会経済に様々な影響が及ぶことが予想されます。

このような状況の下、現在の社会保障制度が、21世紀に向けて広く国民に健やかで安心できる生活を真に保障するものに再構築されるためには、これまで以上に国民の皆様の社会保障に対する深い理解と、社会保障制度の再編成の過程への積極的な参画が必要になってくるものと思われまます。

本書は、社会保障に関する統計を幅広く集めたものであり、現在の社会保障制度を理解するためであることはもちろんのこと、21世紀に向けての社会保障のあるべき姿を探る際にも役立つものと考えます。社会保障関係者のみならず、数多くの国民の皆様の用に供されることを希望してやみません。

なお、本書の作成に当たり御協力を賜った関係者の方々に厚く感謝の意を表します。

平成9年2月

総理府社会保障制度審議会

事務局長 谷口 正作

## 社会保障統計年報の構成内容

### 第I部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景—最近の経済・社会の動向—
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障関係総費用について

(本文頁)	(目次頁)	節番号
23—25	7	1
26—46	7	2
47—59	7	3

### 第II部 社会保障の体系と現状

- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
61—93	8	1
94—103	8	2

### 第III部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障関係総費用
- 第3節 社会保障給付及び再配分効果
- 第4節 国民所得と国民負担(率)の動向等
- 第5節 社会保険関係
- 第6節 高齢者保健(医療)福祉
- 第7節 医療供給と医療費
- 第8節 公衆衛生
- 第9節 福祉サービス
- 第10節 生活保護
- 第11節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第12節 関連制度・関係機関
- 第13節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第14節 財政
- 第15節 国際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
105—119	9	1
120—135	9	2
136—146	9	3
147—161	10	4
162—291	10	5
292—308	15	6
309—318	16	7
319—339	16	8
340—352	17	9
353—357	18	10
358—361	18	11
362—381	19	12
382—387	20	13
388—398	20	14
399—461	20	15

## 目次

## 第 I 部 社会保障の動向

## 第 1 節 社会保障の背景 —最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向	23
2 財政・金融	23
3 雇 用	24
4 家計収支	24
5 人口・世帯	25

## 第 2 節 社会保障の動向

1 概 況	26
2 高齢者保健医療福祉	27
3 児童福祉等	30
4 障害者福祉等	31
5 医療保険	33
6 年金保険	35
7 労働保険等	36
8 生活保護	37
9 保健医療と環境衛生	37
10 人材の確保	38

## 第 3 節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計	47
2 平成 6 年度社会保障関係総費用の推計結果の概要	47
3 社会保障費の推計	48

## 〔参 考〕 社会保障関係総費用の算定等について

1 社会保障関係総費用の算定について（社会保障制度審議会の推計）	49
2 社会保障費の各種推計の比較	56

## 第II部 社会保障の体系と現状

## 第1節 社会保障の体系と現状

1	社会保障の体系	61
2	社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧	62
	①医療保険制度	62
	②年金制度	64
	③業務災害補償制度	72
	④雇用保険制度	76
	⑤児童手当	78
	⑥老人保健	79
3	老人福祉	80
	①施設福祉対策	80
	②在宅福祉対策	81
	③社会活動促進対策	81
4	身体障害者福祉施策	82
	①身体障害者在宅福祉施策の概要	82
	②身体障害者施設福祉施策の概要	84
5	障害児（者）対策	85
	①在宅福祉対策	85
	②障害児・者に対する施設福祉施策の概要	86
6	精神障害者施策の概要（平成7年度）	88
7	年齢別児童家庭福祉施策の一覧	89
8	社会（家族）手当	90
9	生活保護制度	91
	〔参考〕 社会保障制度と行政機構の概略	92

## 第2節 社会保険各制度の成立経過

	社会保険各制度の成立経過	94
	①医療保険制度	94
	②年金保険制度	96
	③業務災害補償制度	98
	④雇用保険制度	99
	〔参考〕 1 社会保障制度審議会勧告等一覧	100
	2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	102

## 第III部 社会保障関係統計資料編

## 第1節 人口統計

第1表	総人口等年次推移	105
第2表	「日本の将来推計人口」の要約	106
第3表	年齢3区分別人口の推移	107
第4表	総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	108
第5表	年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）	109
第6表	人口動態	112
第7表	平均余命（性×特定年齢×年次別）	114
第8表	主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移	115
第9表	年次別死因順位及び死亡率	116
第10表	世帯数（世帯業態別）	117
第11表	世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移	117
第12表	世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	118
第13表	世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	118
第14表	世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	119
第15表	世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	119

## 第2節 社会保障関係総費用

第16表	社会保障関係総費用の推移	120
第17表	社会保障関係国庫負担の推移	121
第18表	社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較	121
第19表	平成6年度社会保障関係総費用（決算）（事項小分類、実収入、実支出の種類別）	122
第20表	平成6年度社会保険収支（決算）（保険の種類、収入、支出の種類別）	124
第21表	社会保障関係総費用（実支出）の推移（事項小分類）	126
第22表	社会保障関係総費用（実支出）対前年度比（事項小分類）	128
第23表	社会保障関係総費用の推移（実支出、実収入の種類別）	130
第24表	社会保険収支（決算）の推移	132
第25表	昭和45年度以降の社会保障関係総費用（決算）の推移及び伸率	133
第26表	社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較	134
第27表	社会保障関係総費用構成比（実支出）	135

## 第3節 社会保障給付及び再配分効果

第28表	社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	136
第29表	制度別社会保障給付費の推移	137

第 30 表	社会保障移転の推移	138
第 31 表	部門別社会保障給付費の前年度との比較	139
第 32 表	高齢者関係給付費の前年度との比較	139
第 33 表	平成 8 年度一般会計予算の内訳	140
第 34 表	社会保障給付費等の年次推移	141
第 35 表	社会保障関係費の推移	141
第 36 表	社会保障に係る給付と負担の見通し（対国民所得比）	142
第 37 表	社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し	143
第 38 表	所得再分配による不平等是正効果（ジニ係数）の年次比較	143
第 39 表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	144
第 40 表	世帯主の年齢階級別 1 世帯当り平均金額等	144
第 41 表	世帯類型等別 1 世帯当り平均金額等	145
第 42 表	世帯構造別 1 世帯当り平均金額等	145
第 43 表	当初所得階級別 1 世帯当り平均金額等	146

#### 第 4 節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第 44 表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の推移	147
第 45 表	国民所得及び国民可処分所得の分配（名目）	148
第 46 表	国内総支出（名目）	150
第 47 表	家計（個人企業を含む）	152
第 48 表	常用労働者 1 人当り平均月間現金給与額	153
第 49 表	1 人平均月間きままって支給する現金給与額（通勤・住込別）	155
第 50 表	賞与支給状況	155
第 51 表	全世帯年平均 1 か月間の消費支出	156
第 52 表	勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出	157
第 53 表	年間収入階級別勤労者世帯 1 世帯当り年平均 1 か月間の収入と支出（全国）	158
第 54 表	消費者物価指数（中分類）	160
第 55 表	農村消費者物価指数	160
第 56 表	農家家計費（全国 1 戸当り平均）	161

#### 第 5 節 社会保険関係

##### 1 総括

第 57 表	医療保険適用者数（制度別）	162
第 58 表	公的年金適用者数（制度別）	163
第 59 表	雇用保険適用者数（制度別）	163
第 60 表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	163
第 61 表	社会保険被保険者（組合員） 1 人当り平均標準報酬月額（制度別）	164
第 62 表	制度別被保険者 1 人当り診療費	165

第 63 表	公的年金受給権者数	166
第 64 表	公的年金における年金総額（制度別）	168
第 65 表	公的年金受給権者 1 人当り年金額	170
第 66 表	公的年金積立金状況	172
第 67 表	年金財政指標	173
第 68 表	業務災害補償保険年金受給者数	176
第 69 表	業務災害補償保険年金支払総額	176
第 70 表	業務災害補償保険年金受給者 1 人当り金額	177

#### 2 健康保険

##### ① 政府管掌健康保険

第 71 表	政府管掌健康保険適用状況	178
第 72 表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	179
第 73 表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	180
第 74 表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	181
第 75 表	政府管掌健康保険給付決定状況	182
第 76 表	政府管掌健康保険診療費決定状況	184
第 77 表	政府管掌健康保険給付諸率	186
第 78 表	政府管掌健康保険収支状況	188

##### ② 組合管掌健康保険

第 79 表	組合管掌健康保険適用状況	188
第 80 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	189
第 81 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	190
第 82 表	組合管掌健康保険平均保険料率	190
第 83 表	組合管掌健康保険給付決定状況	191
第 84 表	組合管掌健康保険診療費決定状況	193
第 85 表	組合管掌健康保険給付諸率	194
第 86 表	組合管掌健康保険収支状況	195

#### 3 国民健康保険

第 87 表	国民健康保険適用状況	196
第 88 表	国民健康保険給付決定状況	196
第 89 表	国民健康保険療養の給付等決定状況	197
第 90 表	国民健康保険療養費決定状況	197
第 91 表	国民健康保険療養の給付諸率	198
第 92 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	198
第 93 表	国民健康保険諸率	199
第 94 表	国民健康保険診療施設経理状況	200
第 95 表	国民健康保険料（税）収納状況	200
第 96 表	国民健康保険収支状況	201

**4 厚生年金保険**

① 厚生年金保険

第 97 表 厚生年金保険適用状況…………… 202

第 98 表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）…………… 203

第 99 表 厚生年金保険適用状況（業態別）…………… 204

第 100 表 厚生年金保険年金受給権者状況…………… 205

第 101 表 厚生年金保険一時金裁定状況…………… 206

第 102 表 厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額…………… 206

第 103 表 厚生年金保険保険料徴収状況…………… 207

第 104 表 厚生年金保険収支状況…………… 207

② 厚生年金基金

第 105 表 厚生年金基金適用状況…………… 208

第 106 表 厚生年金基金年金受給権者状況…………… 208

第 107 表 厚生年金基金一時金裁定状況…………… 208

第 108 表 厚生年金基金給付 1 人当り金額…………… 209

○参考 税制適格年金

第 109 表 税制適格年金加入件数…………… 209

第 110 表 税制適格年金加入者数…………… 209

**5 国民年金**

第 111 表 国民年金被保険者数…………… 210

第 112 表 国民年金印紙売りさばき代金収納済額及び保険料収納済額状況…………… 210

第 113 表 拠出制年金受給権者状況…………… 211

第 114 表 福祉年金受給権者状況…………… 212

第 115 表 国民年金特別会計収支状況…………… 213

**6 農業者年金基金**

第 116 表 農業者年金被保険者数…………… 214

第 117 表 農業者年金受給権者状況…………… 214

第 118 表 農業者年金年金勘定経理状況…………… 215

**7 国家公務員等共済組合**

① 各省各庁組合

第 119 表 国家公務員等共済組合適用状況…………… 216

第 120 表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況…………… 218

第 121 表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）… 220

第 122 表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 221

第 123 表 国家公務員等共済組合長期部門支払状況…………… 222

第 124 表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 223

第 125 表 国家公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額…………… 224

第 126 表 国家公務員等共済組合短期経理状況…………… 225

第 127 表 国家公務員等共済組合長期経理状況…………… 226

第 128 表 国家公務員等共済組合業務経理状況…………… 227

第 129 表 国家公務員等共済組合保健経理状況…………… 227

第 130 表 国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況…………… 228

② 適用法人組合

第 131 表 国家公務員等共済組合適用状況…………… 229

第 132 表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況…………… 230

第 133 表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）… 232

第 134 表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 233

第 135 表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 235

第 136 表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 236

第 137 表 国家公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額…………… 237

第 138 表 国家公務員等共済組合短期経理状況…………… 238

第 139 表 国家公務員等共済組合長期経理状況…………… 239

第 140 表 国家公務員等共済組合業務経理状況…………… 241

第 141 表 国家公務員等共済組合保健経理状況…………… 241

第 142 表 国家公務員等共済組合等所要財源率…………… 242

**8 地方公務員等共済組合**

第 143 表 地方公務員等共済組合適用状況…………… 243

第 144 表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況…………… 244

第 145 表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況  
（診療費分）…………… 246

第 146 表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 247

第 147 表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 249

第 148 表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 250

第 149 表 地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額…………… 251

第 150 表 地方公務員等共済組合短期経理状況…………… 252

第 151 表 地方公務員等共済組合長期経理状況…………… 252

第 152 表 地方公務員等共済組合業務経理状況…………… 253

第 153 表 地方公務員等共済組合保健経理状況…………… 253

**9 私立学校教職員共済組合**

第 154 表 私立学校教職員共済組合適用状況（学校種別）…………… 254

第 155 表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額（学校種別）…………… 255

第 156 表 私立学校教職員共済組合組合員数（標準給与等級別）…………… 256

第 157 表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況…………… 257

第 158 表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況  
（診療費分）…………… 259

第 159 表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率…………… 260

第 160 表 私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況…………… 262

第 161 表 私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 263

第 162 表 私立学校教職員共済組合長期部門 1 人当り金額…………… 264

第 163 表 私立学校教職員共済組合短期経理状況…………… 265

第 164 表 私立学校教職員共済組合長期経理状況…………… 266

第 165 表 私立学校教職員共済組合業務経理状況…………… 267

第 166 表 私立学校教職員共済組合保健経理状況…………… 267

**10 農林漁業団体職員共済組合**

第 167 表 農林漁業団体職員共済組合適用状況…………… 268

第 168 表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）…………… 268

第 169 表 農林漁業団体職員共済組合支給状況…………… 269

第 170 表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況…………… 270

第 171 表 農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額…………… 271

第 172 表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況…………… 272

第 173 表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況…………… 272

**11 船員保険**

第 174 表 船員保険適用状況…………… 273

第 175 表 船員保険被保険者数（標準報酬等級別）…………… 274

第 176 表 船員保険疾病部門給付決定状況…………… 275

第 177 表 船員保険疾病部門診療費決定状況…………… 277

第 178 表 船員保険疾病部門給付諸率…………… 278

第 179 表 船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況…………… 279

第 180 表 船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況…………… 279

第 181 表 船員保険年金部門（職務上）1 人当り金額…………… 279

第 182 表 船員保険失業部門給付決定状況…………… 280

第 183 表 船員保険収支状況…………… 281

第 184 表 船員保険保険料徴収状況…………… 282

**12 雇用保険**

第 185 表 雇用保険適用状況…………… 283

第 186 表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）…………… 283

第 187 表 雇用保険給付状況…………… 284

第 188 表 一般求職者給付の状況…………… 285

第 189 表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）…………… 286

第 190 表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況…………… 286

**13 労働者災害補償保険**

第 191 表 労働者災害補償保険適用状況…………… 287

第 192 表 労働者災害補償保険給付支払状況…………… 288

第 193 表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）…………… 288

第 194 表 労働者災害補償保険給付平均支払額…………… 289

第 195 表 労働保険特別会計労災勘定収支状況…………… 289

**14 公務災害補償**

第 196 表 国家公務員災害補償費支払状況…………… 290

第 197 表 国家公務員災害補償 1 件当り補償費…………… 290

第 198 表 地方公務員災害補償費支払状況…………… 291

第 199 表 地方公務員災害補償 1 件当り補償費…………… 291

**第 6 節 高齢者保健（医療）福祉**

**1 総括**

第 200 表 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し（新ゴールドプラン）…………… 292

第 201 表 老人関係施設の比較…………… 294

**2 老人福祉**

第 202 表 老人福祉施設の施設数及び在所者数…………… 295

第 203 表 老人ホームヘルパー設置団体数・老人ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数…………… 295

第 204 表 性・年齢階級別にみた要介護者数・寝たきり者数（推計数）…………… 296

第 205 表 性・年齢階級別にみた寝たきり者数（推計数）…………… 296

**3 老人医療**

第 206 表 老人医療受給対象者数…………… 297

第 207 表 老人医療費の状況…………… 297

第 208 表 制度別老人医療費の状況…………… 298

第 209 表 老人医療費（診療費）の状況…………… 298

第 210 表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移…………… 299

第 211 表 老人医療費と国民医療費の推移…………… 300

第 212 表 老人医療費の負担…………… 301

第 213 表 老人医療費の負担の状況…………… 301

第 214 表 老人医療費拠出金積算内訳（平成 6 年度）（加入者按分率 1.0）…………… 302

第 215 表 開設者別老人施設数（重複計上）、病床数（実数、構成割合（%））…………… 302

第 216 表 老人病院等の区分別状況…………… 302

**4 老人保健施設**

第 217 表 開設者別にみた施設数及び入所定員数…………… 303

**5 老人保健（ヘルス事業）**

第 218 表 老人保健事業の概要…………… 304

第 219 表 老人保健事業実施状況…………… 306

第 220 表 老人保健健康手帳の交付状況…………… 307

第 221 表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況…………… 307

第 222 表 基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数…………… 308

第 223 表 がん検診の受診人員・結果別人員状況…………… 308



## 第7節 医療供給と医療費

## 1 総括

第224表	国民医療費推計額	309
第225表	治療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	310
第226表	患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	310

## 2 医療機関

第227表	病院・診療所数（開設者別）	312
第228表	病床数（開設者・種別別）	313
第229表	医療法人数の推移	313
第230表	薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	314
第231表	1病院当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	314
第232表	一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	315
第233表	歯科診療所（個人立）1施設当り収支状況（構成比率）	315

## 3 地域医療計画

第234表	地域医療計画の内容	316
第235表	地域医療計画の作成手続きと達成の推進	317
第236表	都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況	318

## 第8節 公衆衛生

## 1 結核等

第237表	結核医療費推計額	319
第238表	結核医療費公費負担承認件数（治療費支払方法別）	319
第239表	結核医療費公費負担額	319
第240表	結核登録者	319
第241表	結核病床数・患者数・病床利用率	320
第242表	ハンセン病患者数・有病率の年次推移	320
第243表	未収容らい患者・一時救護患者数	321
第244表	らい療養所入所患者数	321
第245表	らい予防法による生活援護人員（種別別）	321
第246表	らい患者家族生活援護委託費・らい療養所運営費国庫負担額	321
第247表	エイズ対策の概要	322
第248表	エイズ患者及びH I V感染者の現状及び将来予測	322

## 2 伝染病

第249表	法定・指定伝染病患者数	323
第250表	届出伝染病等患者数	324
第251表	予防接種被接種者数	325

## 3 精神保健

第252表	精神病床数・患者数・病床利用率	326
第253表	措置入院患者数及び医療費国庫負担額	326
第254表	通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額	326
第255表	精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移	327
第256表	医療保護入院・仮入院届出件数	327

## 4 難病

第257表	難病対策の概要	328
第258表	特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数	328

## 5 環境衛生

第259表	全国水道普及状況	329
第260表	下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	329
第261表	下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	329
第262表	廃棄物の分類と処理体制	330
第263表	ゴミ処理等の流れ	331
第264表	市町村のごみ処理費用の推移	332

## 6 公害

第265表	公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	333
第266表	都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況	334
第267表	典型7公害の種別別苦情件数の推移	335
第268表	典型7公害以外の種別別苦情件数	335
第269表	公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	336
第270表	環境事業団事業状況	337

## 7 保健所及び保健センター

第271表	保健所の活動	338
第272表	保健所数及び保健所職員総数	338
第273表	保健所活動状況	339
第274表	市町村保健センター数	339

## 第9節 福祉サービス

## 1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第275表	身体障害者手帳交付台帳登録数	340
第276表	福祉事務所における精神薄弱者相談状況	340
第277表	身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の施設数及び在所者数	341
第278表	身体障害者更生援護状況	341
第279表	身体障害者に対する補装具交付等の状況	342
第280表	身体障害者に対する更生医療給付決定状況	343
第281表	障害者職業能力開発校修了者数	343

## 2 児童福祉

第 282 表	児童相談所処理件数	344
第 283 表	児童福祉施設数及び在所者数	344
第 284 表	里親・保護受託者及び委託児童数	345
第 285 表	育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	345
第 286 表	1 歳 6 か月児健診実施件数	346
第 287 表	3 歳児健康診査成績	346
第 288 表	児童扶養手当受給世帯数	346
第 289 表	特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	346
第 290 表	児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況	347
第 291 表	児童手当拠出金徴収状況	347
第 292 表	児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	348
第 293 表	児童手当制度の費用負担	348

## 3 社会福祉関係機関・施設等

第 294 表	社会福祉行政機関等設置状況	349
第 295 表	社会福祉施設数（年次・施設の種別）	350
第 296 表	生活福祉資金貸付状況	352
第 297 表	母子福祉資金貸付状況	352
第 298 表	災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	352

## 第 10 節 生活保護

第 299 表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	353
第 300 表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	353
第 301 表	扶助別人員	354
第 302 表	保護開始世帯数（理由・種別）	354
第 303 表	保護廃止世帯数（理由・種別）	355
第 304 表	保護費（扶助別）	356
第 305 表	医療扶助決定状況（診療費分）	356
第 306 表	生活保護基準額改定の推移	356
第 307 表	生活扶助基準額の推移	357
第 308 表	保護施設の施設数及び在所者数	357

## 第 11 節 恩給・戦争犠牲者援護

## 1 恩給

第 309 表	文官恩給年金受給権者状況	358
第 310 表	軍人恩給年金受給権者状況	358
第 311 表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	358

## 2 戦争犠牲者援護

第 312 表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	360
第 313 表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	360
第 314 表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	360
第 315 表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	361
第 316 表	原爆被爆者対策状況	361

## 第 12 節 関連制度・関係機関

## 1 関連制度

## ① 住宅関係

第 317 表	住宅数・世帯数・世帯人員・1 戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1 人当り居住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）	362
第 318 表	居住状況（地域別）	363
第 319 表	住宅の所有関係	363
第 320 表	公営住宅等建設戸数	364
第 321 表	1 か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	366
第 322 表	住宅建設戸数	366

## ② 雇用関係一般

第 323 表	労働力人口・非労働力人口〔年平均〕	368
第 324 表	年齢階級別労働力人口比率の推移〔年平均〕	369
第 325 表	就業者数（産業別）〔年平均〕	370
第 326 表	就業者数（従業上の地位・職業別）〔年平均〕	372
第 327 表	年齢別有効求人倍率	374
第 328 表	失業対策事業実施状況	374
第 329 表	職業転換給付金関係予算の推移	374
第 330 表	平成 8 年度地域別最低賃金額の改正状況	375
第 331 表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数	376

## 2 関係機関

第 332 表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額（年度別）	377
第 333 表	年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況（施設別・事業主体別）	378
第 334 表	資金運用事業各年度別運用額の推移	378
第 335 表	年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況（資金別）	378
第 336 表	社会福祉・医療事業団医療貸付状況（施設・資金別）	379
第 337 表	社会福祉・医療事業団福祉貸付状況（事業種別）	380
第 338 表	労働福祉事業団経営施設数	380
第 339 表	雇用促進事業団設置運営施設数	381
第 340 表	中小企業退職金共済加入状況	381
第 341 表	中小企業退職金共済支給状況	381

## 第13節 社会保障分野における人的資源の状況

第342表	医師数（業務別）	382
第343表	歯科医師数（業務別）	382
第344表	歯科衛生士数（就業場所別）	383
第345表	歯科技工士数（就業場所別）	383
第346表	薬剤師数（業務別）	383
第347表	看護職員需給見通し	384
第348表	保健婦数（就業場所別）	385
第349表	助産婦数（就業場所別）	385
第350表	看護婦（士）及び准看護婦（士）数（就業場所・資格別）	385
第351表	就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	386
第352表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	386
第353表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	386
第354表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	387

## 第14節 財 政

第355表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	388
第356表	一般会計歳入・歳出（目的別）	389
第357表	地方財政（普通会計）歳入歳出	390
第358表	地方の民生費と衛生費の状況	392
第359表	生活保護費等国庫負担（補助）の推移	396
第360表	国内総支出に対する財政規模	396
第361表	国税及び地方税	397
第362表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	397
第363表	年金積立金還元融資資金配分の推移	398
第364表	市町村税納税義務者数	398

## 第15節 国際統計及び比較

## 1 人 口

第365表	世界の主要地域別人口及び人口増加率	399
第366表	平均寿命の国際比較	400
第367表	主要国の65歳以上人口比率の推移と予測	401
第368表	主要先進国の合計特殊出生率（1950～1995年）	404
第369表	諸外国の出生率	404
第370表	人口高齢化速度の国際比較	405
第371表	先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策	406
第372表	障害者雇用の現状	407

第373表	定年制等の状況	408
2 社会保障		
第374表	社会保障制度類型別国数	409
第375表	ILO条約及び勧告（社会保障関係）	409
第376表	ILO第102号条約の批准状況	412
第377表	諸外国の社会保障給付費の対国民所得比	413
第378表	社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較	414
第379表	社会保障給付費（対国民所得比）の部門別構成割合の国際比較	414
第380表	国民負担率の国際比較等	415
第381表	日本の社会保障制度の概要	416
第382表	イギリスの社会保障制度の概要	418
第383表	イギリスの社会保障概況	420
第384表	フランスの社会保障制度の概要	422
第385表	フランスの社会保障概況	424
第386表	ドイツの社会保障制度の概要	426
第387表	ドイツの社会保障概況	428
第388表	アメリカの社会保障制度の概要	430
第389表	アメリカの社会保障概況	432
第390表	スウェーデンの社会保障制度の概要	434
3 医 療		
第391表	医療保障制度の国際比較	436
第392表	主要国の国民医療費の推移	438
第393表	国民医療費の対国民所得比の各国比較	440
第394表	主要国の診療報酬支払方式	441
第395表	医師数等の国際比較	441
4 年 金		
第396表	諸外国の公的年金制度の概要	442
第397表	公的高齢年金のみ受給者の課税最低限の国際比較（夫婦世帯の場合）	444
第398表	主要国における公的年金に対する税制の概要	445
5 福祉・社会手当等		
第399表	世界6か国の福祉行政体系	446
第400表	各国のソーシャルワーカー資格制度一覧	448
第401表	各国のケアワーカーの資格制度一覧	450
第402表	主要国の児童手当制度	452
6 労 働		
第403表	主要国失業者数及び失業率	454
第404表	年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、1993年）	454
第405表	ILO労働統計報告による週当り労働時間（製造業）	455

第406表	労働費用の国際比較	456
第407表	諸外国の育児休業制度について	457
第408表	諸外国の介護休業制度について	458
7	国際協力	
第409表	WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移	459
第410表	厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移	459
8	国民所得	
第411表	国民所得（総額）	460
第412表	1人当り国民所得	461

# 第I部 社会保障の動向

## 第1節 社会保障の背景

### —最近の経済・社会の動向—

#### 1 景気の動向

わが国経済は、昭和61年から長期にわたり高い成長を続けていたが、平成2年末頃より拡大テンポの減速が見られ、平成3年4～6月期からは景気後退過程に入った。

しかし、平成5年10月を境に、再び経済の一部に明るい動きが現れ始め、平成6年に入って以降も緩やかな回復基調が続いた。平成7年に入ってから、1月に起こった阪神・淡路大震災や3月以降の急激な円高等により、年央には景気回復は足踏み状況となったが、9月に決定された経済対策の実施や円高の是正などにより、同年末以降、景気には明るい動きが見られるようになっている。

個人消費は、平成5年後半から緩やかな回復を示し、平成6年央に猛暑と減税の効果もあってかなりの伸びを示した後、所得環境の悪化等による足踏みも見られたものの、平成7年4～6月期以降、緩やかな回復の動きを続けている。平成3年4～6月期以降長期にわたって減少を続け、内需低迷の主な要因となっていた民間設備投資も、平成7年に入って、製造業を中心としてようやく持ち直し局面に転じ、緩やかに増加を続けている。一方、鉱工業生産は、平成7年度に入って弱含み

に転じたが、同年10～12月期以降は資本財生産の増加等を受けて緩やかな増加傾向にある。企業収益については、平成7年に入ってから総じて改善の過程にある。

雇用情勢については、一部の指標にやや明るさがみられるようになってきているものの、依然として厳しい状況が続いている。所定外労働時間は平成6年度後半にその伸びを鈍化させたものの、平成7年度には再び増加の動きがみられている。有効求人倍率は平成7年度に入って低下を続けたのち、同年末頃からは上昇傾向に転じている。雇用者数は、卸売・小売業、飲食店を中心に平成7年後半からややその伸びを高めている。しかしながら、完全失業率は依然として円高不況期を上回る水準にある。

消費者物価は、生鮮食品の下落、一般商品の下落幅の拡大、一般サービスの上昇の鈍化等により安定傾向にあり、前年度比で平成7年度は0.1%減と初めてマイナスに転じることとなった。経常収支黒字は平成6年の13.3兆円から平成7年は10.4兆円と縮小し、対名目GDP比も平成6年の2.8%から平成7年は2.2%へと低下した。

#### 2 財政・金融

平成8年度予算は、平成6年度に200兆円を超え

## 第1部 社会保障の動向

た公債残高が平成7年度末には約222兆円に増加する見込みであるのに加え、6年度決算において税収が4年連続して減少し、その後の税収動向も引き続き厳しいものと見込まれる中、従来にも増して徹底した歳出の洗直しに取り組む一方、限られた財源の中で資金の重点的・効率的な配分に努め、質的な充実に配慮することとして編成された。

平成8年度一般会計予算の規模は、75兆1,049億円(対前年比5.8%増)、一般歳出の規模は43兆1,409億円(対前年比2.4%増)となっている。また、平成8年度における公債発行予定額は21兆290億円となっており、公債依存度は28.0%となり、前年度当初予算における依存度17.7%を上回っている。

社会保障関係予算について見てみると、経済の動向と均衡をとり、長期的に安定かつ効率的に機能するよう制度を構築する観点から、障害者施策を総合的、計画的に実施するための「障害者プラン」を新規に策定するとともに、新ゴールドプラン及び緊急保育対策等を着実に推進することに加え、がん・エイズ・難病対策や診療報酬改定、国立病院の経営改善等、国民生活に身近な保健・医療・福祉等の各分野においてきめ細かな配慮を行うこととしている。また、雇用対策については、経済社会の変革期における雇用の安定の確保のため、新分野展開を担う人材育成、失業なき労働移動と新規雇用創出、新卒者等就職支援に重点を置いた「新総合的雇用対策」を充実・強化することとしている。この結果、8年度の社会保障関係費は、前年度当初予算額に比べ2.6%増の14兆2,879億円となり、社会保障関係費の一般歳出に占める割合は33.1%と、ほぼ3分の1を占めている。

平成8年度の財政投融资計画は、対象機関の事業内容等を厳しく見直すとともに、国民生活の質の向上等各般の政策的諸要請に的確に対応していくとの考え方に立ち、住宅建設、地域の活性化等に対し一層重点的・効率的な資金配分を行うこととしており、計画額は49兆1,247億円と、前年度に

比べ1.9%増となっている。厚生福祉関係分としては、1兆7,263億円(前年度比7.1%増)を計上し、社会福祉・医療事業団において新ゴールドプランを着実に推進するため、所要の貸付計画額を確保することとしているほか、国立病院特別会計、地方公共団体等において、病院、厚生福祉施設等の整備促進を図ることとしている。

一方、歳入面については、平成8年分の所得税について、特別減税を継続して実施するとともに、土地税制、証券税制等について適切に対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化等の措置が講じられた。

金融政策については、景気後退を受けて平成3年7月以降7回にわたって引き下げられてきた公定歩合が9月には1.75%という史上最低水準となり、平成7年初めまで維持されたものの、同年4月には1.0%、9月には0.5%にまで引き下げられ、史上最低水準を更新した。

## 3 雇用

有効求人倍率は、平成2年7～9月期から平成3年1～3月期の1.44倍をピークとし、平成6年4～6月期の0.64倍となるまで一貫して低下を続けた。その後、同年10～12月期まで同水準で推移したが、平成7年に入ってから上昇と低下を繰り返し、同年10～12月期現在で0.63倍となっている。また年平均で見ると、平成7年は0.63倍と前年の0.64倍に引き続き低下している。新規求人倍率は、平成7年平均で1.06倍と引き続き求人超過で推移しているものの、平成6年の1.08倍から低下している。一方、完全失業率は、平成7年平均で3.2%と平成6年より0.3ポイント上昇した。

## 4 家計収支

平成7年の勤労者世帯の実収入は、1世帯当たり1か月平均57万817円で前年に比べ名目0.6%、実質0.9%の増加となった。また、実収入から税金や社会保険料等を控除した可処分所得は、1世帯

当たり1か月平均48万2,174円で、前年に比べ実質0.5%の増加となった。

一方、勤労者世帯の消費支出の動向を見ると、平成7年には1世帯当たり1か月平均34万9,663円と前年に比べ名目1.0%、実質では0.7%の減少となった。また、消費支出を費用別に見ると、実質では「住居」「光熱・水道」「交通・通信」「家具・家事用品」が増加した一方、「被服及び履物」「教養娯楽」「食料」「教育」「保健医療」が減少している。また、税金、社会保険料、借金利子等からなる非消費支出は勤労者1世帯当たり1か月平均約8.9万円と名目3.1%の大幅な減少となっている。

## 5 人口・世帯

平成7年10月1日現在のわが国の総人口は、平成7年国勢調査(総務庁統計局)によると1億2,557万人であり、前回国勢調査(平成2年)と比べると人口増加率は1.6%となっている。また、都道府県別の人口を平成2年と比べると、1都12県で人口が減少している。

これを年少人口(15歳未満人口)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満人口)、老年人口(65歳以上人

口)の年齢階級別に分けてみると、平成7年でそれぞれおよそ1,996万人、8,693万人、1,860万人となっているが、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成9年1月推計)」の中位推計によると、平成7年以後生産年齢人口は減少し続け、平成9年には老年人口が年少人口よりも多くなり、平成20年には総人口が減少し始めると予測されている。今後、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており、平成21年には全人口の1割を超えると予測されている。

世帯数(以下、兵庫県を除く数値)は、平成7年6月現在で、約4,077万世帯となっている。世帯人員別に見ると、2人世帯の数が最も多く全体の23.5%を占め、1世帯当たりの平均世帯人員は2.91人となっている。世帯構造別に見ると「核家族世帯」が約2,400万世帯で、全体の58.9%を占めている。また、世帯類型別に見ると「高齢者世帯」は約562万世帯で、全世帯に占める割合は13.8%となっている。また65歳以上の高齢者のうち一人暮らしの者は約220万人で、高齢者の12.6%を占めている。

## 第2節 社会保障の動向

### 1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医術の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相俟って平均寿命は大幅な伸長を示し、平成7年簡易生命表によると、男76.36歳、女82.84歳で、同年1月の阪神・淡路大震災の影響のためそれぞれ前年より0.21年、0.14年下回っているものの、男女とも世界最高の水準に達している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成7年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.42と前年の1.50を下回って過去最低となり、少子化が一層進行するとともに、わが国の人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいる。また社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成7年以降、次のような動きがみられた。

まず、平成7年7月、社会保障制度審議会から、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。本勧告は、平成3年から行ってきた社会保障についての理論及び将来像についての検討の成果を踏まえ、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げ

るとともに、社会保障制度改革の具体策として、公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備、雇用・所得保障、子供の健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策など広汎な分野にわたって提言したものである。

同年11月には、第135回臨時国会において、参議院国民生活に関する調査会の提出による「高齢社会対策基本法」が成立した。同法では、「公正で活力ある社会」、「地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会」、「豊かな社会」が構築されることを基本理念とするとともに、内閣総理大臣を会長とする高齢社会対策会議を設置すること、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、などを規定している。なお、これに基づき、平成8年7月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。この中では、政府が高齢社会対策を策定し、施策の展開を図るに当たっての基本的考え方として、「高齢者の自立、参加及び選択の重視」、「国民の生涯にわたる施策の体系的な展開」、「地域の自主性の尊重」、「施策の効果的推進」、「関係行政機関の連携」、「医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用」の6つが示されている。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として策定されたものである。

平成8年1月に召集された第136回通常国会においては、以下のような社会保障関係法が成立し

た。

〔平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〕

平成7年平均の消費者物価指数は対前年比で0.1%下落したが、平成8年度においては、完全自動物価スライド制度の特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付等、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被害者に対する医療特別手当等並びに国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付等について、平成8年度の額を据え置くことを内容とする「平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」が平成8年3月成立した。

〔社会保障研究所の解散に関する法律〕

「特殊法人の整理合理化について」（平成7年2月24日閣議決定）に基づき、特殊法人社会保障研究所は平成8年12月1日に解散するものとし、解散時におけるその資産及び債務は国が承継し一般会計に帰属するものとするを内容とする「社会保障研究所の解散に関する法律」が平成8年5月成立した。なお、特殊法人社会保障研究所の機能については、人口問題研究所を改組して新たに発足する国立社会保障・人口問題研究所（平成8年12月1日発足）において引き継がれた。

〔厚生年金保険法等の一部を改正する法律〕

被用者年金制度の再編成の第一段階として、日本たばこ産業共済組合（JT共済）、日本鉄道共済組合（JR共済）及び日本電信電話共済組合（NTT共済）の長期給付事業を厚生年金保険に統合すること等を内容とする「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が平成8年6月成立した。なお、この法律案の国会提出を決定した同年3月8日の閣議において、今後の被用者年金制度の再編成を進めていくための方針を示した「公的年金制度の再編成の推進について」が閣議決定された。

公的介護保険制度については、平成7年2月より老人保健福祉審議会において審議が重ねられ、同年7月の中間報告、平成8年1月の第2次報告を経て、同年4月、「高齢者介護保険制度の創設について」と題する最終報告が取りまとめられた。これを受けて、厚生省により介護保険制度案が作成され、同年6月、その大綱が老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会等に諮問され答申が行われたが、第136回通常国会への法案提出は見送られた。その後、法案要綱案をもとにいくつかの懸案事項の解決を図りながら次期国会に法案を提出する旨の連立与党3党の合意が行われ、これを受けて、連立与党に置かれたワーキングチームにおいて懸案事項を中心に検討がなされた結果、同年9月に、要綱案に対する与党修正意見が取りまとめられた。さらに、第41回総選挙後の10月末には、同じ3党間で、選挙前に取りまとめた内容で次期臨時国会に法案を提出する旨の政策合意が行われ、同年11月末に召集された第139回臨時国会に、介護保険法案及び介護保険法施行法案が提出された。

また、要介護者の増大に対応するため療養型病床群制度の診療所への拡大等を内容とする医療法の一部改正についても、公的介護保険制度の検討と並行して医療審議会において審議が進められた。平成8年6月に「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われたが、介護保険法案とともに第136回通常国会への提出は見送られ、基本的に内容の修正が行われずに第139回臨時国会に提出された。

### 2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65歳以上人口は、1970年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、1995年には約1,857万人（全人口の約14.5%）と急増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平

成9年1月推計によれば、2000年には約2,187万人(全人口の17.2%)、2020年には約3,334万人(全人口の26.9%)に達するものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加も見られる。平成5年で寝たきり老人(寝たきり痴呆を含む)、非寝たきり要介護痴呆性老人及び虚弱老人はそれぞれ約90万人、約10万人及び約100万人と推計されているが、これが平成12年にはそれぞれ約120万人、約20万人及び約130万人に増加すると予想されている(厚生省推計)。これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人達が積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

〔新ゴールドプランの策定〕

このため、政府は、平成6年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」(いわゆる「ゴールドプラン」)。平成元年策定。)の全面的な見直しを行い、新ゴールドプラン(表1)を策定した。これは、地域ニーズを踏まえて当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービス基盤の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。この中で、ホームヘルパーや特別養護老人ホームなどについて整備目標が大幅に引き上げられたほか、施策の基本的理念として利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義が掲げられ、高齢者介護サービス基盤の総合的整備及び介護基盤整備のための支援施策の総合的実施につき施策の目標が示された。また、平成7年度以降平成11年度までの総事業費は9兆円を上回る規模とし、消費税率等の見直しに関連して行われる社会保障等に要する費用の確保についての検討の中で改めて財源の確保につき検討を行うこと、より効率的で国民誰もがスムーズに利用できる介護サービスの実現を図る観点から新しい公的介護システムの創設を含めた総合的な高齢者介護の検討を進めることなどが合意

された。

〔介護保険制度の創設に向けて〕

特に、新たな高齢者介護システムの創設に関しては、平成7年2月より老人保健福祉審議会において審議が重ねられ、同年7月、「今後、新たな高齢者介護システムとして、公的責任を踏まえ、適切な公費負担を組み入れた社会保険方式によるシステムについて、具体的な検討を進めていくことが適当」とする中間報告が取りまとめられた。この報告を踏まえ、同審議会は、①介護給付分科会②制度分科会③基盤整備分科会、の3分科会を設置して引き続き、高齢者介護サービスの在り方、社会保険システムにおける具体的制度設計、予防やリハビリの充実、介護基盤の整備等について、具体的な検討を行った。こうして、平成8年1月には介護給付、基盤整備のあり方を中心とした「新たな高齢者介護制度について(第2次報告)」を取りまとめ、さらに同年4月には、第2次報告をさらに具体化するとともに、介護保険制度の論点ごとに審議会での議論の背景・理由を整理した最終報告(「高齢者介護保険制度の創設について」)を提言した。

この最終報告を受けて、厚生省は、同年5月、「介護保険制度試案」及びこれを修正した「介護保険制度修正試案」の二試案を作成した。同年6月、「介護保険制度案大綱」が老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会等に諮問され、答申が行われた。しかし、与党内の調整が難航し、結局第136回通常国会への法案提出は見送られ、6月17日に、自由民主党、社会民主党、新党さきがけの連立与党3党の間で、介護保険制度の今後の取扱いについて次の事項を確認する与党合意が行われた。その内容は、①介護保険制度の創設に向け、政府・与党一致して積極的に取り組んでいくこと、②同制度の創設に当たっては、関係者の意見を踏まえつつ、要綱案を基本として懸案事項についての解決を図りながら必要な法案作成作業を行い、次期国会に法案を提出することというものであった。

なお、与党間で合意された介護保険制度案の骨子は、次のとおりであった。

- ① 保険者は市町村とし、国及び都道府県並びに国民の共同により運営する重層的な制度とする。
- ② 被保険者は、制度発足に当たっては40歳以上の者とする。
- ③ 保険給付は、要介護者の自立支援を基本に、適切な要介護認定を行った上で、在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供する利用者本位の制度とする。
- ④ 公費負担は給付費の2分の1とする。
- ⑤ 利用者負担は保険給付の対象費用の1割とし、施設においては食費は利用者負担とする。
- ⑥ 保険料については、65歳以上の被保険者(第1号被保険者)については、年金保険者による特別徴収を行うほか、市町村が徴収を行う。また、40歳以上の被保険者(第2号被保険者)については、医療保険各法の定めるところに従い医療保険者が徴収の上一括して納付し、高齢化率の調整を図りつつ市町村に配分する。
- ⑦ 市町村における事務・財政両面にわたる円滑な保険者運営に資するため、市町村の連合組織において、財政支援事業をはじめとする市町村支援事業を実施する。
- ⑧ 施行に当たっては十分な準備期間を置き、新ゴールドプランの達成状況、基盤整備の進展等を見極めつつ施行日を定める。(在宅サービスは平成11年4月から、施設サービスは平成13年を目途に実施)
- ⑨ 介護保険制度全体について、法律施行後の推移及び状況変化を踏まえて検討を加え、必要な見直し等の所要の措置を講じる。
- ⑩ 介護保険制度の創設に合わせ、医療法をはじめとする関係法律の改正を行う。

この与党合意に基づき、与党に設けられた「介護保険制度の創設に関するワーキングチーム」において、地方公聴会を開催し、懸案事項の解決を

図るべく検討を重ねられた結果、9月19日に「介護保険法要綱案に係る修正事項」と題する意見が取りまとめられた。この中には、市町村に対する財政支援の強化策として、要介護認定の経費の2分の1を国が市町村に交付すること、都道府県に財政安定化基金を置くことのほか、平成12年度からの在宅サービス・施設サービスを同時に実施することなどの意見が盛り込まれた。さらに、第41回総選挙(10月20日)後の10月31日には、自由民主党、社会民主党、新党さきがけの3党間で政策合意が行われ、この中で、「介護保険制度については、3党において選挙前に取りまとめた内容で次期臨時国会に法案を提出し、成立を期す」とされた。これを受けて、9月の与党修正意見に沿って修正が加えられた後、11月29日に、介護保険法案及び介護保険法施行法案が第139回臨時国会に提出された。

〔老人保健制度の見直し〕

平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関し健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講じることとされ、同年10月から全面的に施行されている。また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目途として老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。

平成8年12月には、老人保健福祉審議会において「今後の老人保健制度改革と平成9年改正につ

## 第1部 社会保障の動向

いて」の意見書が取りまとめられた。この意見書では、厳しい医療保険財政の状況等にかんがみ、介護保険制度の施行時を以て老人保健制度に代わる新たな仕組みの創設を含め、老人医療費負担の仕組みを抜本的に見直す必要があるとした上で、当面取り組むべき課題として、①高齢者の心身の特性に応じた適切な保健医療サービスの提供、保健事業の充実等、②老人医療の効率化、適正化、③老人医療費の公平な負担（給付と負担の見直し）、④拠出金算定方法の見直し、等を挙げている。

〔その他の制度・施策の動向〕

平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、連続3か月を限度として、常時介護を要する対象家族1人につき1回の介護休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。

## 3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成7年には史上最低の約118.7万人となった。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子供数）で見ると、平成7年は1.42人で史上最低の数字となり、総人口の規模を維持する水準（2.08人）を大きく下回っている。また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子供はおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質など好ましく

ない影響を子供たちに与えている。これらの子供の成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等様々な面において、次代の社会を担う子供たちが、健やかにたくましく育つことができるような環境づくりを進めていくことが求められている。

〔エンゼルプランの策定〕

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）（表2-1）が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、我が国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。重点施策としては、①仕事と育児との両立のための雇用環境の整備、②多様な保育サービスの充実、③安心して子供を生み育てることができる母子保健医療体制の充実、④住居及び生活環境の整備、⑤ゆとりある学校教育の推進と学校外活動、家庭教育の充実、⑥子育てに伴う経済的負担の軽減、⑦子育て支援のための基盤整備を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、平成6年12月、保育対策等について大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）（表2-2）が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図っている。

〔その他の制度・施策の動向〕

法律改正では、平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく福祉施設が「児童育成事業」と改められ、これまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の

就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けた出産育児一時金の支給も行われている。また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成7年4月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。また、平成7年6月の「育児休業等に関する法律」の改正により、労働者への育児休業中及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等退職者の再雇用特別措置（努力義務）等が同年10月より実施されている。

また、中央児童福祉審議会基本問題部会は、平成8年3月に設置されて以来、児童家庭福祉制度のうち、①児童保育施策体系、②要保護児童施策体系、③母子家庭施策体系について、21世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取り巻く社会経済環境に対応した見直しの審議を行い、同年12月、「少子社会にふさわしい保育システムについて」、「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」、「母子家庭の実態と施策の方向について」の3つの中間報告を取りまとめた。

## 4 障害者福祉等

我が国の障害者総数は、身体障害（児）者約295万人（平成3年度）、精神薄弱（児）者約39万人（平成2年度）、精神障害者約157万人（平成5年度）の計約491万人と推計され、我が国の総人口の4.2%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策に関する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の

10年」（昭和58年から平成4年まで）以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして—」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共的施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年7月、その検討結果が「中間報告」として取りまとめられた。

〔障害者プランの策定〕

さらに、同年12月、政府の障害者対策本部において、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」（平成8年度～14年度）が策定された。障害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度～14年度）の具体化を図るための重点施策実施計画として位置づけられた。このプランでは、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念とを踏まえつつ、①地域で共に生活するために、②社会的自立を促進するために、③バリアフリー化を促進するために、④生活の質（QOL）の向上を目指して、⑤安全な暮らしを確保するために、⑥心のバリアを取り除くために、⑦我が国にふさわしい国際協力・国際交流、の7つの視点から施策の重点的な推進を図ることとしている。さらに、当面障害者施策として緊急に整備すべき平成14年度末までの目標として、グループホーム・福祉ホームの増設やホームヘルパーの増員など、具体的な



## 第1部 社会保障の動向

数値目標が掲げられた。(表3-1、表3-2)

〔制度・施策の動向〕

## ① 身体障害者施策

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障害者の明るくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、その一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。一方、障害児に対して通園により生活訓練等の場を提供する心身障害児通園事業に加え、重症心身障害児(者)に対する在宅施策として、平成8年度より、新たに重症心身障害児(者)通園事業を実施することとしている。

## ② 精神薄弱者施策

精神薄弱者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置付けがなされることとなった。

近年においては、一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む精神薄弱者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック(全国精神薄弱者スポーツ大会)等の実施による活動の場を確保することにより、精神薄弱者の社会活動の参加を促進しているところである。特に、グループホームについては、重度の障害を有する精神薄弱者に適切な処遇が確保されるよう平成8年度から新たに運営費の加算制度を設けるなどその充実を図ること

としている。また、グループホームの住宅地における設置を促進するため、公営住宅の活用等が可能となるようにするための公営住宅法の改正法が第136回通常国会において成立したところである。

## ③ 精神障害者施策

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、「精神保健法」の改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、栄養士等の資格取得について精神障害者であることを絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改められた。また、平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位位置付け、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及、相談指導、精神障害者福祉ホーム、福祉工場、精神障害者事業所委託訓練事業、市町村の役割の充実、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容とする改正が行われた。

## ④ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率(一般民間企業1.6%、特殊法人1.9%、国・地方公共団体の非現業機関2.0%・現業機関1.9%)以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしなが

ら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適用、重度精神薄弱者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者をとりまく職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充などが行われた。

現在の法定雇用率制度は身体障害者のみを対象としているため、精神薄弱者は雇用義務がないが、身体障害者と見なして実雇用率にカウントできることとされている。障害者雇用審議会は、平成9年1月27日に労働大臣に対して意見書を提出した。趣旨は、①近年精神薄弱者の雇用が進み、従来にはなかった産業分野にも拡がりを見せていること、②精神薄弱者について実雇用率の算定に当たってのみカウントするという取扱いが身体障害者の雇用に対して影響を及ぼすに至っていること、③近年の障害者の社会参加に関する社会的気運の盛り上がり等にかんがみると、雇用率制度上、精神薄弱者を法定雇用率の算定基礎に加えるべき時期にきていること等から、精神薄弱者を含む法定雇用率の設定が必要なこと、及び障害者に対する雇用支援策を充実すべきこと(地域レベルでのきめ細かい職業リハビリテーションの推進など)等である。労働省はこの意見書を踏まえて、通常国会に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正法案」を提出している。

民間企業の障害者実雇用率は、平成6年6月には1.44%、平成7年6月には1.45%となっている。

## 5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成6年度の国民医療費は25兆7,908億円、国民一人当たりの医療費は20万6,300円となっており、平成7年度には27.2兆円に達すると見込まれている。国民一人当たりの医療費は20万6,300円となり、初めて20万円を超えた。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成6年度には31.6%となっている。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

このような観点から、医療保険審議会では、平成5年1月に、①公的医療保険の役割、②保険給付の範囲・内容、③給付と負担の公平、④医療費の規模及びその財源・負担のあり方、⑤医療保険制度の枠組み及び保険者運営のあり方、⑥現金給付のあり方、⑦保険施設事業のあり方、⑧その他、の8つの検討項目をまとめた。このうち、主として①及び②については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置付けの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のため在宅医療の法律上の位置付けの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われた。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、前述した出産育児の支援措置も講じられた。

平成7年3月以降、医療保険審議会では、上記検討項目のうち③～⑤を中心に審議を重ね、同年8月に「中間とりまとめ」を行った。さらに、こ

ここで取り上げられた様々な論点等についてさらに掘り下げた検討を行った結果、平成8年6月に、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について（第2次報告）」が取りまとめられた。本報告では、高齢化と経済の低成長の中で国民医療費は増大し、医療保険財政が深刻な赤字構造に陥っている中で、年金、医療、福祉の各分野を通じた社会保障全体の効率化が必要であり、特に医療については、医療提供体制を含めた今後の国民医療のあり方について基本的な検討を行う必要があるとの認識に立って、医療保険制度改革に取り組んでいくことが必要であるとしている。その上で、医療提供体制の見直し、これからの医療保険制度の役割、医療保険制度の構造の見直し、患者負担等の見直し、診療報酬体系等の見直し、等についての考え方を示している。

本報告を受けて、医療保険審議会では、平成8年7月、今後の医療保険制度改革において考えられる複数の改革メニューを提示し、これをもとに中期的な改革ビジョンと平成9年度を含む当面の制度改革案について審議を行った結果、同年11月、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について」の建議を厚生大臣に対して行った。本建議では、医療の質の向上と効率化、少子高齢社会における国民皆保険体制の堅持、制度間の公平や給付と負担のバランスの確保、等を基本的な考え方として21世紀初頭に目指すべき医療保険制度の姿を示すとともに、今後の一連の医療保険制度改革の第一段階として、平成9年改正においては医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施するよう提言している。

その後、政府・与党内で平成9年度改正の内容についての検討が行われ、これを受けて、平成9年1月に、①患者負担について、老人の入院を1日当たり710円から1,000円に、外来を1月当たり1,020円から1回当たり500円（1月4回、2,000円限度）に、被用者本人を1割から2割にするとともに、老人、被用者本人、家族、国民健康保険に

ついて外来薬剤1種類につき1日当たり15円の患者負担を導入すること、②政府管掌健康保険の保険料率を82%から86%に改定すること、を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が医療保険審議会、老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われた後、同年2月10日、第140回通常国会に提出された。

〔その他の制度・施策の動向〕

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の恒久化、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化等の措置が図られた。また、平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の拡充・制度化等のほか、平成5年の改正で2年間の暫定措置とされた保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置をさらに2年間継続した。なお、平成9年度以降の国民健康保険制度のあり方については、平成8年12月の「国民健康保険制度の改革について」と題する医療保険審議会の建議書において、国民健康保険制度の基本構造に踏み込んだ改革の今世紀中の実現を目指して検討を進めるべきである旨の指摘がなされている。

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、難病患者、老人患者などの心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化などが図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。さらに、平成8年4月の改定では、医療機関の機能分担の推進、老人外来医療等の包括化等診療報酬の合理化とともに、多剤投与の場合の薬剤料の低減措置

の拡大等薬剤使用の適正化を推進する措置が講じられた。

薬価については、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。また、平成8年4月の基準改定では、既存薬について、価格設定時の条件に変化が生じた場合に薬価の再算定を行うこととされた。

## 6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、全ての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成7年度末現在のわが国の公的年金被保険者数は約6,955万人に上るが、平成7年の国民生活基礎調査によれば、65歳以上の高齢者のいる世帯のうち公的年金等の受給を受けている世帯は約96%あり、また高齢者世帯の所得のうち公的年金・恩給が55.1%を占めており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成7年4月時点で、厚生年金保険における最近年金を受けはじめた男子の平均年金月額が20万6,900円、また、老齢基礎年金(40年加入の場合)は月額65,458円となっている。

最近の改正の動向を見ると、平成元年の改正では、給付額の改善、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。また、平成6年の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るため、老齢厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善（なお、厚生年金の報酬比例部分の再評価率の改定方法については、

これまでの現役世代の賃金の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法（ネット所得スライド）に改めることとされた。）と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成4年9月に「年金数理部会第3次報告書」を発表し、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言を行った。さらに平成5年12月には「年金数理部会第4次報告書」を発表し、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等についての提言を行っている。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和59年の閣議決定により、平成7年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受けて、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乗せされるいわゆる2階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施された。

平成6年2月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成7年7月、「公的年金制度の一元化について」報告が取りまとめられ、これを受けて平成8年3月、「公的年金制度の再編成の推進につい

## 第1部 社会保障の動向

て」と題する閣議決定が行われた。この閣議決定では、被用者年金制度の再編成の進め方として、①第一段階として、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合を平成9年度に厚生年金保険に統合する、②国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する、③農林漁業団体職員共済組合及び私立学校教職員共済組合については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う、とされた。また、被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うこと、年金現業業務について基礎年金番号の導入等統一的な処理を推進すること、なども決定された。

この閣議決定を受けて、平成8年6月、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、①JR共済、JT共済、NTT共済の厚生年金への統合、②統合に伴い、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者とし、厚生年金のルールに従って年金を支給すること、③統合に際しては、三共済より必要な額の積立金を移管するとともに、被用者年金全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこととされた。

ところで、完全自動物価スライド制のもとでは、本来、平成8年4月以降の年金額は、平成7年の全国消費者物価指数の動向に応じて改定されることとなるが、同年の全国消費者物価指数は対前年比で0.1%の下落となった。しかし、年金額の実質的価値の維持という本来の趣旨にかんがみれば、このような小幅の改定は必要性に乏しいことから、特例として、平成8年度の物価スライドを行わないこととするための「平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」が、平成8年3月に制定された。

## 7 労働保険等

平成6年度における労災保険の適用労働者は4,702万人で、前年度比0.8%増となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあり、新たに労災保険の給付の支払を受ける者は漸次減少を続け、平成6年度には67万5千人となっているが、年金受給者の累増等を反映し、給付費支払額は年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成6年度には45.6%となっている。また、平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一部改正法」が成立した。

雇用保険については、平成7年度平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は83.7万人で、景気の動向も反映し前年度比7.3%増となった。また平成6年6月には「雇用保険法等の一部改正法」が成立し、高齢者雇用継続給付（60歳時点に比べて賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高齢者に支給）及び育児休業給付（1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給）の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務などを内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定年が努力義務から義務化になる（施行は平成10年4月）とともに、労働大臣は、60歳定年後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。さらに、平成8年5月の改正では、地域の企業、家庭、官公庁などから仕事を請負、委任により引き受け、概ね60歳以上の高齢者である会員に提供する「シル

バー人材センター」について、会員、仕事、事業実施地域の一層の拡大を図るため、2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を「シルバー人材センター連合」として都道府県知事の指定を受けることができることとされた。

なお、平成8年「雇用管理調査」によると、60歳以上の定年制の普及率は88.3%となっており、60歳定年制実施予定まで含めると94.8%に達している。今後は希望する者が65歳まで現役として働けるような環境づくりを進めていくことが課題となっている。

## 8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民生活の向上の度合いを考慮して改善が図られてきており、平成8年度においては対前年比0.6%の引き上げが行われ、世帯当たりの最低生活費は17万1,375円（標準3人世帯、1級地—1の場合）となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成4年度からは横ばい傾向となり、平成8年8月現在88万人となっている。保護率について見ると、平成7年度は7.0%となっている。

## 9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の成人病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

医療提供体制については、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2次医療圏（日常生活圏）単位に地域保健医療計画

が作成されている。また、平成4年6月には、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が成立し、医療施設機能の体系化を図るため高度医療を必要とする患者等に医療を提供する「特定機能病院」及び長期療養を必要とする患者等に医療を提供する「療養型病床群」が制度化されるとともに、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。

さらに、本格的な高齢社会に向けて、国民に良質かつ適切な医療提供体制を整備していくため、平成7年4月より、医療審議会では基本問題検討委員会を設置し、今後の医療提供体制のあり方について検討を行い、平成8年4月に意見具申を取りまとめた。これを踏まえ、①医療の担い手が医療提供に当たっての説明に努めることとすること、②要介護者の増大に対応するため療養型病床群制度の診療所への拡大、③かかりつけ医・かかりつけ歯科医等を支援するための「地域医療支援病院」を制度化、④地域医療支援病院や療養型病床群等の整備目標等医療計画の必要的記載事項化、⑤老人居宅介護事業等の医療法人の附帯業務への追加、⑥広告事項の追加、等を内容とする「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、同年6月に答申が行われた。同法律案は、介護保険法案と同様に第136回通常国会への提出が見送られたが、基本的に内容に修正が加えられることなく、同年11月、第139回臨時国会に提出された。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存（薬歴管理）し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成6年度には18.1%にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取

る「面分業」体制を推進していくこととされている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われるとともに、平成9年度から母子保健に関する事務等の市町村への移譲、診療所の開設届出の受理等の事務の保健所政令市への移譲等が行われることとなった。また平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が策定告示された。現在、平成9年4月の同法の全面施行に向け、準備が進んでいる。

健康づくり対策については、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活スタイルの確立を目指した第2次国民健康づくり対策（アクティブ80ヘルスプラン）が推進されているほか、各医療保険制度による健康診断事業、保険者の創意工夫を生かしたヘルスパイオニアタウン事業が各市町村で実施されている。また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用しての支援も行われている。

またエイズ対策では、「エイズストップ7年作戦」と題し、正しい知識の啓発普及、医療体制、検査体制及び相談・指導体制の充実、研究・国際協力の推進、都道府県によるエイズ対策促進事業の創設といった総合対策を推進しており、その予算規模は平成8年度で133億円に上っている。

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に、廃棄物の減量化、リサイクルの促進、廃棄物処理施設の整備促進等を目的とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正が行わ

れた。平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と資源化の推進を目的とする「容器包装に係る分別収集の促進及び再商品化等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が成立した。また、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成4年12月には「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が成立した。廃棄物処理施設の整備については、平成8年6月に、「廃棄物処理施設整備緊急措置法」が改正され、平成8年12月にはそれに基づいて、平成12年度を目標年度とする「第8次廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定された。さらに、生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会は、最終処分場の逼迫や不法投棄の横行、処理施設の設置を巡り頻発する地域紛争など、産業廃棄物の処理を巡る諸問題に対処すべく今後の廃棄物対策のあり方について検討を行い、平成8年9月、「今後の産業廃棄物対策の基本的方向について」の報告をまとめた。一方、水道水源の水質保全対策では、生活排水対策の推進を目的に「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」が、トリハロメタンに関する規制について「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」が、それぞれ平成6年2月成立した。また、平成8年6月には、内外から強く要望されていた水道の指定工事店制度の見直しを内容とした「水道法」の改正が行われた。

## 10 人材の確保

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされている。また、平成6年12月にはゴールドプランの見直しが行われ、平成11年度までのマンパワー整備目標として、ホーム

スセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立し、同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が同年12月に策定告示された。同法及び同指針に基づき、養成力の強化拡充、就業の促進、離職防止・処遇改善対策の強化、資質の向上対策等総合的な看護職員確保対策が推進されている。

今後の増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査によれば平成7年6月現在、690を超える組織がサービスの提供を行っている。また全国社会福祉協議会が把握しているボランティア活動者の数は、平成7年3月現在で約505万人とされている。全国の都道府県及び2,544の市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供を始めとする各種事業を行っている。

また、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善に関する法律」が成立した。

ヘルパー17万人、寮母・介護職員20万人、看護職員等10万人、OT（作業療法士）・PT（理学療法士）1.5万人が位置付けられている。さらに、ホームヘルパーについては、平成7年12月の「障害者プラン」において、平成14年度末までの緊急整備目標として4.5万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに応え、人材確保を強力に推進することが必要なことから、社会福祉従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、ホームヘルパー等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」（いわゆる人材確保法）が成立し、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナ-

一新ゴールドプランの概要

(表1)

1. 整備目標の引上げ等(平成11年度末までの当面の整備目標)

	旧ゴールドプラン	
(1) 在宅サービス		
・ホームヘルパー	10万人	→ 17万人
(ホームヘルパーステーション)	—	→ 1万か所
・ショートステイ	5万人分	→ 6万人分
・デイサービス	1万か所	→ 1.7万か所(デイケアを含む)
・在宅介護支援センター	1万か所	→ 1万か所
・老人訪問看護ステーション	—	→ 5,000か所
(2) 施設サービス		
・特別養護老人ホーム	24万人分	→ 29万人分
・老人保健施設	28万人分	→ 28万人分
・高齢者生活福祉センター	400か所	→ 400か所
・ケアハウス	10万人分	→ 10万人分
(3) マンパワーの養成確保		
・寮母・介護職員	—	→ 20万人
・看護職員等	—	→ 10万人
・OT・PT	—	→ 1.5万人

2. 今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備に関する施策の基本的枠組みの策定

《基本理念》

利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義

《サービス基盤の整備》

- (1) 在宅サービス
  - ・かかりつけ医の充実強化
  - ・ケアプランの策定
  - ・配食サービス、緊急通報システムの普及
- (2) 施設サービス
  - ・特別養護老人ホームの基準面積の拡大(個室化の推進)
  - ・充実した介護力を整えた老人病棟の整備推進
  - ・福祉用具の積極的導入による施設機能の近代化
- (3) 寝たきり老人対策<新寝たきり老人ゼロ作戦の展開>
  - ・地域リハビリテーション事業の実施、市町村保健センターの整備
- (4) 痴呆性老人対策の総合的実施
  - ・痴呆性老人の治療・ケアの充実(グループホームの実施等)

《支援施策》

- (1) マンパワーの養成確保
  - ・養成施設の整備、研修体制の整備
- (2) 福祉用具の開発・普及の推進
  - ・福祉用具の研究開発・普及の促進
- (3) 民間サービスの活用
  - ・民間サービスの積極的活用によるサービス供給の多様化・弾力化

(4) 住宅対策・まちづくりの推進(建設省と協力して推進)

- ・シルバーハウジング等の高齢者対応型住宅の整備
- ・高齢者・障害者に配慮されたまちづくりの推進

《施策の実施》

これらの目標を具体化するために、国、都道府県、市町村等がそれぞれの役割を踏まえ、適切に事業を実施するとともに、地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に行う高齢者介護施策を支援。

3. 五年間の総事業費

9兆円を上回る規模

「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」の概要

(表2-1)

(策定のねらい)

- 共働き世帯の増大、核家族化の進行等に対応し、厚生・文部・労働・建設4大臣合意の下、
- (1) 社会全体の子育てに対する気運を醸成し、企業・職場、地域社会などの子育て支援の取組みを推進する。
  - (2) 文部省、厚生省、労働省、建設省は、今後10年間における子育て支援施策の基本方向と重点施策を定め、その総合的・計画的推進を図る。
  - (3) 地方公共団体における計画的な子育て支援策の推進を図るなど地域の特性に応じた施策の推進のための基盤整備を図る。

(今後の施策の基本的視点)

- (1) 安心して出産や育児ができる環境づくり
- (2) 家庭における子育てを基本とした「子育て支援社会」づくり
- (3) 子育て支援策における「子どもの利益」の尊重

(基本的方向)	(重点施策)
①子育てと仕事の両立支援	→ 育児休業給付の実施など 多様な保育サービスの充実など
②家庭における子育て支援	→ 地域子育て支援センターの大幅拡充など 母子保健医療体制の充実など
③子育てのための住宅及び生活環境の実現	→ ゆとりある住宅の整備など
④ゆとりある教育の実現と健全育成	→ 教育内容・方法の改善など
⑤子育てコストの軽減	→ 保育料の軽減・負担の公平化など

「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）」の概要

(表2-2)

(策定のねらい)

- (1) 緊急に整備することが求められている低年齢児保育や延長保育等の多様な保育サービスを飛躍的に拡充。
- (2) 各サービスについて目標値を示し、計画的に推進。これに必要な条件整備として施設整備の改善や保母配置の充実。
- (3) 国が関係省庁の合意の下に、財源措置を行い、保育対策等に積極的に取り組むことによって自治体や保育所等関係者の一層の取組みを促す。
- (4) 地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に実施する保育対策等についても積極的に支援する。

(整備目標等)

	平成6年度予算	平成11年度
・低年齢児（0～2歳児）保育	45万人	→ 60万人
・延長保育	2,230か所	→ 7,000か所
[おおむね午後6時以降の保育]		
・一時的保育	450か所	→ 3,000か所
[緊急・一時的な保育]		
・乳幼児健康支援ダイサービス事業	30か所	→ 500か所
[病気回復期の乳幼児の保育]		
・放課後児童クラブ	4,520か所	→ 9,000か所
[主に小学校低学年児童に対する放課後の児童育成]		
・多機能化保育所の整備	5年間で1,500か所	
[保育所の改築時に育児相談スペース等を整備]		
・地域子育て支援センター	236か所	→ 3,000か所
[育児相談、育児サークルの支援などを行う保育所等]		
・乳児保育、延長保育などの多様な保育サービスを提供するため、保育所の人的な充実を図る。		

(表3-1)

障害者プランの概要

～ノーマライゼーション7か年戦略～

【プランの特色】

- ◎「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策実施計画
- ◎新長期計画の最終年次に合わせ、平成8～14年度の7か年計画
- ◎数値目標を設定するなど具体的な施策目標を明記
- ◎障害者対策推進本部で策定し、関係省庁の施策を横断的に盛り込み  
(注) 障害者対策に関する新長期計画は、平成5～14年度を計画期間として、障害者対策推進本部で策定している。

【プランの骨格】

リハビリテーションとノーマライゼーションの理念を踏まえ、次の7つの視点から施策の重点的な推進を図る。

- ① 地域で共に生活するために  
 ( 障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、住まい、働く場・活動の場や必要な保健福祉サービス等が的確に提供される体制の確立 )  
  - 住まい(公共賃貸住宅、グループホーム等)や働く場(授産施設等)の確保
  - 障害児の地域療育体制の構築
  - 精神障害者の社会復帰・福祉施策の充実等
  - 介護サービス(ホームヘルパー、入所施設等)の充実
  - 移動やコミュニケーション支援など社会参加の促進
  - 難病を有する者への介護サービスの提供 等
- ② 社会的自立を促進するために  
 ( 障害の特性に応じたきめ細かい教育体制の確保及び障害者とその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるような施策の展開 )  
  - 各段階ごとの適切な教育の充実
  - 法定雇用率達成のための各種雇用対策の推進
  - 第3セクター重度障害者雇用企業等の設置促進 等
- ③ バリアフリー化を促進するために  
 ( 障害者の活動の場を拡げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去への積極的な取組み )  
  - 車いすがすれ進める幅の広い歩道の整備
  - 公共交通ターミナルにおけるバリアフリー化の推進
  - 高速道路等のSA・PA及び「道の駅」における障害者への配慮
  - 公共性の高い民間建築物、官庁施設のバリアフリー化の推進 等
- ④ 生活の質(QOL)の向上を目指して  
 ( 障害者のコミュニケーション、文化活動等自己表現や社会参加を通じた生活の質的向上を図るため、先端技術を活用しつつ実用的な福祉用具や情報処理機器の開発普及等を推進 )

- 福祉用具等の研究開発体制の整備
- 情報通信機器等の研究開発・普及
- 情報提供、放送サービスの充実、スポーツ、レクリエーション振興 等

- ⑤ 安全な暮らしを確保するために  
 ( 災害弱者といわれる障害者を災害や犯罪から守るため、地域の防犯・防災ネットワークや緊急通報システムの構築、災害を防ぐための基盤づくりを推進 )  
  - 手話交番の設置、手話バッジの装着の推進
  - ファックス110番の整備
  - 災害時の障害者援護マニュアルの作成・周知 等
- ⑥ 心のバリアを取り除くために  
 ( ボランティア活動等を通じた障害者との交流、様々な機会を通じた啓発・広報の展開等による障害及び障害者についての国民の理解の増進 )  
  - 交流教育の推進
  - ボランティア活動の振興
  - 精神障害者についての社会的な誤解や偏見の是正 等
- ⑦ 我が国にふさわしい国際協力・国際交流を  
 ( 我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や施策推進のための経済的支援を行うとともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を推進 )  
  - ODAにおける障害者への配慮、国際協調の推進 等

本プランに対応し、地方公共団体が地域の特性に応じ主体的に取り組む障害者施策を積極的に支援する。

(表3-2)

当面障害者施策として緊急に整備すべき目標(平成14年度末の目標)

1. 住まいや働く場ないし活動の場の確保
 

	(現状)	(目標)
(1) グループホーム・福祉ホーム	5千人分	→ <u>2万人分</u>
(2) 授産施設・福祉工場	4万人分	→ <u>6.8万人分</u>

(3) 新たに整備する全ての公共賃貸住宅は、身体機能の低下に配慮した仕様とする。  
 (4) 小規模作業所について、助成措置の充実を図る。
2. 地域における自立の支援
  - (1) 障害児の地域療育体制の整備
 

重症心身障害児(者)等の通園事業 3百か所 → 1.3千か所  
 全都道府県域において、障害児療育の拠点となる施設の機能を充実する。
  - (2) 精神障害者の社会復帰の促進
 

精神障害者生活訓練施設(援護寮)	1.5千人分	→ <u>6千人分</u>
精神障害者社会適応訓練事業	3.5千人分	→ <u>5千人分</u>
精神科デイケア施設	370か所	→ <u>1千か所</u>
  - (3) 障害児の療育、精神障害者の社会復帰、障害者の総合的な相談・生活支援を地域で支える事業を、概ね人口30万人当たり、それぞれ2か所ずつ実施する。
  - (4) 障害者の社会参加を促進する事業を、概ね人口5万人規模を単位として実施する。
3. 介護サービスの充実
  - (1) 在宅サービス
 

ホームヘルパー		<u>4.5万人上乗せ</u>
ショートステイ	1千人分	→ <u>4.5千人分</u>
デイサービス	5百か所	→ <u>1千か所</u>
  - (2) 施設サービス
 

身体障害者療護施設	1.7万人分	→ <u>2.5万人分</u>
精神薄弱者更生施設	8.5万人分	→ <u>9.5万人分</u>
4. 障害者雇用の推進
 

第3セクターによる重度障害者雇用企業等の、全都道府県域への設置を促進する。
5. バリアフリー化の促進等
  - (1) 21世紀初頭までに幅の広い歩道(幅員3m以上)が約13万kmとなるよう整備する。
  - (2) 新設・大改良駅及び段差5m以上、1日の乗降客5千人以上の既設駅について、エレベーター等の設置を計画的に整備するよう指導する。
  - (3) 新たに設置する窓口業務を持つ官庁施設等は全てバリアフリーのものとする。
  - (4) 高速道路等のSA・PAや主要な幹線道路の「道の駅」には、全て障害者用トイレや障害者用駐車スペースを整備する。
  - (5) 緊急通報を受理するファックス110番を全都道府県警察に整備する。

## 第3節 社会保障関係総費用について

### 1 社会保障関係総費用の推計

我が国の社会保障全般の現状を正しく理解するためには、社会保障のために我が国では1年間どの位の額が支出されているのか、それは国民所得—1年間の稼ぎ—に対してどの位の比率を占めているのかについての調査と分析が必要である。

この観点から、社会保障制度審議会事務局は、昭和25年以来毎年一定範囲及び区分を定めて社会保障関係総費用の推計を行っているところである。社会保障関係総費用の推計は、昭和25年10月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度に関する勧告」を行った際に、その参考資料として狭義の社会保障の範囲で社会保障費用の財政計算を行ったことが経緯となっている。同算定において「狭義の社会保障」の範囲は、公的扶助、社会保険、医療及び公衆衛生、社会福祉とされていた。

その後、昭和33年度に「社会保障統計年報」を創刊するにあたり、社会保障関係総費用について「狭義の社会保障」の他、「狭義の社会保障」に恩給、軍人恩給及び遺家族援護、留守家族援護を加えた「広義の社会保障」、「広義の社会保障」に住宅対策、雇用(失業)対策を加えた「社会保障及び関連制度」の三段階に分類して算定することとされ、現在までこの分類で推計が行われてきている。

なお、昭和25年度から昭和34年度までの社会保障関係総費用については予算額をベースとして算定されてきたが、昭和37年8月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」を行った際に、社会保障関係総費用の算定方法について再検討が行われ、

(1)収入と支出の両者を掲げ、かつその収支の区分を細分すること、(2)決算額で算定すること等の改定が行われ、昭和35年以降現在までこの方法で算定が行われている。

### 2 平成6年度社会保障関係総費用の推計結果の概要

(1) 平成6年度の社会保障関係総費用は、「社会保障及び関連制度」合計で見ると、実支出及び収支差は次のとおりとなっている。

○ 実支出

・実額で70兆2,644億円、前年に比べて3兆317億円の増、伸び率は4.5%。

その目的別内訳をみると、老人保健への拠出金を含む社会保険で54.4兆円(うち年金保険で29.2兆円、医療保険で21.4兆円など)、老人保健で8.3兆円、公衆衛生及び医療で4.8兆円、社会福祉で3.5兆円などとなっている。

また、性質別内訳をみると、給付費で57.1兆円(85%)、事務費等で4.6兆円(7%)、施設整備費で5.5兆円(8%)、施設運営費で0.9兆円(1%)となっている。

○ 実収入

・実額で82兆9,593億円、前年に比べて1兆4,120億円の増、伸び率は1.7%。

その財源別内訳をみると、保険料で44.9兆円(54%)、国庫及び地方負担で27.1兆円(33%)、運用収入等で10.9兆円(13%)となっている。

○ 収支差

・実額で12兆6,949億円、前年に比べて1兆6,195億円の減、伸び率は-11.3%。

(2) 社会保障制度がほぼ今日の姿になった昭和45



年度を基準としてみると、「社会保障及び関連制度」合計で16.8倍となっており、その項目別内訳をみても、社会保険、老人保健、社会福祉等の狭義の社会保障で18.5倍、恩給と戦争犠牲者援護を含めた広義の社会保障で17.2倍、住宅等と雇用（失業）対策で6.0倍となっており、狭義の社会保障の伸びが目立っている。

(3) 社会保障関係総費用の伸びを、昭和45年度を基準とした国民経済の諸指標の伸びと比較してみると、国民所得の2倍以上、一般会計歳出の1.5倍以上となっている。

この間、国民生活の上では、平均寿命が男69歳から76歳、女75歳から83歳と著しい伸びをみせ、65歳以上人口の全人口に占める割合も7.1%から14.8%へ拡大しており、このことが社会保障関係総費用の伸びの背景になっている。

### 3 社会保障費の推計

#### (1) 社会保障関係総費用と社会保障給付費

現在、我が国では、社会保障又はその類似の費用の推計について、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用の他にいくつかの推計が行われており、よく知られたものとしては厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費があげられる。社会保障費については、ILOが加盟各国に一定の基準を示して3年ごとに3年分ずつの報告を求め、これを「社会保障費」として公表しており、我が国も加盟国の一員として、ILO基準に基づき報告しているところであるが、厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費は、このILOへの報告と同じ基準で、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算をもとに昭和25年から推計しているものである。

具体的には、年金保険、恩給等からなる「年金」、医療保険、老人保健等からなる「医療」、そして公的扶助、社会福祉等からなる「その他」の3つの区分に分類して推計している。

社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費

用と厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費を相互に比較してみると、社会保障の範囲、経費の種類、推計方法等に違いがあるため、具体的な数値が若干異なっているが、社会保障給付費は恩給等を含み、住宅対策等を含まないで、広義の社会保障関係総費用と比較することが妥当と考えられる。

○ 社会保障給付費は平成6年度で「医療」が22.9兆円（37.8%）、「年金」が31.0兆円（51.3%）、その他が6.6兆円（10.9%）に分類され、広義の社会保障関係総費用と同様に、社会保険（特に年金保険）の占めるウエイトが高くなっている。

○ 社会保障給付費が給付費に重点をおき、若干の管理費等を含めて推計されているのに対し、広義の社会保障関係総費用は、給付費以外に施設整備費、施設運営費、事務費等の費用を幅広く計上していることが主な相違点である。

#### (2) 社会保障移転等

この他、社会保障又はその類似の費用の推計としては、社会保障を国民経済とのつながりに着目して、マクロ的に理解しようとする「国民所得勘定」があり、社会保障移転という概念に基づき経済企画庁によって推計されており、社会保障関係総費用とは、給付以外の事務費、施設整備費等を含まないところが主な相違点である。

また、社会保障の総費用のうちから国税（専売、印紙収入等を含む）で賄われる部分（国庫負担）だけを取り出して、それが国家財政（国の一般会計予算）の中でどの位の割合を占めるかという年度ごとの比較も重要なことである。そういう意味の公の資料としては毎年政府が翌年度予算を編成した際に、その概算を主要経費別に計上して公表する「歳出予算主要経費別対前年度比較表」及び一般会計歳入歳入を目的別に分類した資料がある。両者とも分類項目として「社会保障関係費」が掲げられているが、社会保障関係総費用と比較すると、国の支出ベースであるということと、その内容においても恩給や住宅を含まないなど、構成項目が異なっている。

## (参 考)

# 社会保障関係総費用の算定等について

## 1 社会保障関係総費用の算定について

(社会保障制度審議会の推計)

### 1 算定方法

#### (1) 実収入の区分について

実収入は、社会保険以外においては「国庫負担」、「地方負担」、「その他」の3区分とし、社会保険においては「国庫負担」、「地方負担」、「保険料」、「運用収入」、「その他」の5区分とした。

社会福祉施設についての民間設置者負担分は「地方負担」としている。

社会保険における国庫負担、地方負担は、純粋に国又は地方公共団体としての負担のみをあげ、事業主の立場での負担（共済組合の組合員掛金に見合う負担）は保険料としている。また、国家公務員等共済組合のうち適用法人（旧公企体等）組合に係る適用法人の負担はすべて保険料としている。

#### (2) 実支出の区分について

実支出は、社会保険を除き「医療給付費」、「その他の給付費」、「施設整備費」、「施設運営費」、「事務費」、「その他」の6区分としている。社会保険においては、老人保健法、国民健康保険法等に基づく老人保健拠出金、退職者給付拠出金、日雇拠出金及び基礎年金拠出金の4種類の拠出金を整理するため、前記6区分の他に「拠出金」の区分を設けてある。

「医療給付費」には、医療に関する現物給付の他療養費払いを含み、その具体的内容は診療、薬剤又は治療材料の支給、看護、移送、療養費の費用である。

「その他の給付費」には、保護費、措置費（社会福祉施設の人件費等事務費は、施設運営費に含むため除く。）、保険給付費等金銭や現物の給付費（「医療給付費」を除く。）及び世帯更生資金、母子福祉貸付金、らい軽快退所者就労助成金等の貸付（償還金からの再貸付け分を除く。）の額が含まれている。

「施設整備費」には、社会福祉、医療、環境衛生等の施設、住宅、社会保険の保健・福祉施設等の整備費（社会保険事務所、公共職業安定所、労働基準監督署等の分は除く。）が含まれている。なお、国立の病院、療養所（厚生省所管のもの）については、土地等の売却収入額を控除した額であり、地方公共団体立病院については、地方普通会計からの繰入額のみである。

「施設運営費」には、国立の社会福祉施設、病院、療養所、社会保険の保健・福祉施設の運営費から事業収入を控除した額、地方公共団体等立の社会福祉施設、へき地診療所の運営費に対する国庫補助額とこれに対応して地方公共団体の支出すべき義務額の合計額及び地方公共団体立病院の運営の費用（地方普通会計からの繰入額のみ）が含まれている。

「事務費」には、社会保障の実施のため必要な給付、適用、調査、指導監督等の事務費、社会福祉主事、保母、保健婦、助産婦、看護婦等の養成費（施設附属養成所の養成費は、施設運営費に含むため除く。）の額が含まれている。

「その他」には、失業対策事業の事業費、身体

障害者体育奨励、老人クラブ助成、健康保険の体育奨励、離職者の生活相談その他上記に該当しない費用の額が含まれている。

(3) 実収支以外の収支等について

社会保険の決算には、保険給付費、事務費、保健・福祉施設費のような実支出、保険料、国庫負担金のような実収入のほか、借入金受入れ、償還等の収支があるので、実収入以外の収入と実支出以外の支出について、実収支とは別に算定している。実収入以外の収入は、借入金受入、積立金受入、前年度繰越金受入に分け、実支出以外の支出は借入金償還、積立金等繰入に分けている。

また、社会保険においては実収入と実支出が一致しない場合があるが、これは実収入と実支出の差額として計上している。

(4) 算出資料等について

社会保険以外の数値は、国の一般会計決算又は予算により国の支出額を抜き出し、それに、それぞれの費用毎に地方公共団体が対応して支出すべき義務額を加えて算出している。

社会保険の数値は、厚生保険特別会計の健康勘定等の収支計算（決算又は予算）又は損益計算（決定又は予定）から算出している。社会保険相応制度（政府職員等失業者退職手当、公務災害補償）の数値は、主として国の一般会計（決算又は予算）から算出している。

補助金の形式でなく地方交付税の算定基礎に織り込まれている財源、あるいは地方公共団体の単独財源で実施する社会保障関係の費用については、資料が不十分であるので、公務災害補償、地方公共団体立病院の運営費の赤字補てん又は病院設備整備のための普通会計からの繰入れ及び地方公務員恩給以外は、算入していない。

2 社会保障費の範囲

社会保障費の範囲については、制度の新設、改廃等に伴い整備を行うこととしている。

社会保障費の細部の区分は、次表のとおりである。

区	分	内	容
狭義の社会保険	I 公的扶助	1 生活保護	生活保護の費用*、生活保護施設運営及び整備の費用
	II 社会福祉	2 身体障害者福祉	身体障害者保護更生の費用*、身体障害者更生援護施設運営及び整備の費用、身体障害者職業訓練及び雇用促進の費用*
		3 精神薄弱者福祉	精神薄弱者保護更生の費用*、精神薄弱者援護施設運営及び整備の費用
		4 老人福祉	老人福祉の費用*、老人福祉施設運営及び整備の費用
		5 老人医療(注)1)	老人医療の費用*
		6 児童福祉	児童保護措置の費用*、児童福祉施設、児童相談所、一時保護所及び保母養成所の運営及び整備の費用、保母修学資金貸与費、へき地保育所及び季節保育所の運営の費用、科学試験研究費補助金のうち小児慢性特定疾患治療の費用
		7 心身障害児等対策	育成医療*、療育の給付*、補装具の支給の費用、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の運営及び整備の費用、特別児童扶養手当の費用*、心身障害者扶養共済運営の費用
		8 児童扶養手当	児童扶養手当の費用*
		9 児童手当	児童手当の費用*
		10 母子衛生	母子保健衛生対策の費用*、母子保健施設整備の費用
		11 母子及び寡婦福祉	母子及び寡婦福祉貸付金*、母子福祉施設整備の費用
		12 学校給食等	要保護及び準要保護児童生徒の学校給食及び就学援助（学用品、通学費等の支給を含む。）特殊教育学校就学奨励等の費用
		13 国立更生援護機関	国立光明寮、国立保養所、国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立教護院、国立精神薄弱児施設の運営及び整備の費用

狭 義 の 社 会 保 障	II社会福祉	14 災害救助	災害救助、日本赤十字社災害救助設備整備、災害弔慰金、災害援護貸付金の費用（厚生省関係のみ）
	II社会福祉	15 その他の社会福祉	社会事業学校の運営及び施設整備、社会福祉施設職員退職手当共済事業補助、社会福祉・医療事業団事務費補助、社会福祉事業助成費補助、民生委員手帳等作成、へき地保健福祉館、地方改善*、世帯更生、老朽民間社会福祉施設整備、婦人保護施設運営の費用
	III社会保険	16 政府管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計健康勘定、業務勘定）
		17 組管管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（全健康保険組合の収支計算）
		18 日雇労働者健康保険(注)2	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計日雇勘定、業務勘定）
		19 国民健康保険	保険給付及び事務の費用、保健施設の費用（市町村国民健康保険特別会計、全国民健康保険組合収支計算）
		20 厚生年金保険	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（厚生保険特別会計年金勘定、業務勘定）
		21 厚生年金基金	年金給付及び事務の費用
		22 国民年金	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（国民年金特別会計）
		23 農業者年金基金	年金給付及び事務の費用
		24 雇用保険	保険給付及び事務の費用、雇用改善事業等の費用（労働保険特別会計）
		25 政府職員等失業者退職手当	政府職員等失業者退職手当の費用（労働省所管、林野庁所管分）
	26 労働者災害補償保険	保険給付及び事務の費用、保険施設の費用（労働保険特別会計）	
	27 公務災害補償	国家公務員、地方公務員及び政府関係機関職員に対する災害補償並びに消防団員等公務災害補償共済基金の費用*	
28 船員保険	保険給付及び事務の費用、福祉施設の費用（船員保険特別会計）		

狭 義 の 社 会 保 障	III社会保険	29 国家公務員等共済組合（各省各庁組合）	給付及び事務の費用、保健施設の費用（短期経理、長期経理、業務経理及び保健経理）
	III社会保険	30 国家公務員等共済組合（適用法人組合）(注)3	〃
	III社会保険	31 地方公務員等共済組合	〃
	III社会保険	32 私立学校教職員共済組合	〃
	IV公衆衛生及び医療	33 農林漁業団体職員共済組合	給付及び事務の費用、保健施設の費用（給付経理、業務経理）
		34 結核対策	結核予防事業*及び結核医療*の費用
		35 精神保健事業	精神保健事業の費用*、精神病院等整備の費用
		36 らい予防対策	らい予防事業の費用*、らい療養所運営の費用（私立療養所のみ。国立療養所については44に含まれている。）
		37 伝染病予防	法定伝染病予防事業の費用*、伝染病院隔離病舎整備の費用
		38 保健所	保健所の運営及び施設整備の費用、保健所貸費生貸与金の費用
		39 上水道等施設整備	上水道関係施設整備の費用、簡易水道施設整備の費用（鉱害による水道施設復旧事業の費用を含む。）
		40 一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設整備、し尿処理施設整備の費用
		41 下水道施設整備	下水道施設整備の費用（終末処理施設を含む。）
		42 公害対策	公害健康被害補償対策*、公害防止事業団事務費交付の費用
43 国公立医療機関整備	国立病院及び国立療養所（厚生省所管のもの）、公的医療機関並びにへき地診療所の整備の費用		
44 国公立医療機関運営	国立病院及び国立療養所、へき地診療所並びに地方公共団体立病院の運営の費用		

狭義の社会保障	IV公衆衛生及び医療	45 その他の公衆衛生及び医療	保健婦、助産婦、看護婦等養成指導、優生保護、予防接種、予防接種事故処理、へき地医療対策、地方病予防*、性病予防*、防疫業務委託職員、休日夜間診療対策、血液対策、検疫所*、要保護及び準要保護児童生徒医療、成人病予防対策、麻薬中毒者入院措置の費用*、医薬品副作用被害救済・研究振興基金の費用*、科学試験研究費補助金のうち特定疾患治療の費用
	V老人保健	46 医療	医療の費用
		47 医療以外の保健事業	医療以外の保健事業の費用
広義の社会保障	VI恩給	48 文官恩給	文官等恩給の費用*
		49 地方公務員恩給	地方公務員の恩給及び退職年金の費用（自治省調べによる地方公共団体の支出額）
		50 旧軍人遺族恩給	旧軍人遺族等恩給の費用*
		51 その他の恩給	国会議員互助年金（給付額から国会議員互助年金法納金額を控除した額）、旧令共済組合、旧日本製鉄八幡共済組合の給付の費用
	VII戦争犠牲者援護	52 戦没者遺族年金等	戦没者の遺族年金等の費用*、弔慰金国債及び特別給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）の費用*
53 戦傷病者医療等		戦傷病者特別援護の費用*（戦傷病者無賃乗車船負担金を含む。）	
54 原爆医療等		原爆障害者対策の費用*（原爆障害者保健施設の運営及び整備の費用を含む。）	
55 その他の戦争犠牲者援護		引揚者援護の費用*（引揚者給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）を含む。）、旧外地官署引揚職員等の給与の費用	
社会保障関連制度	VIII住宅等	56 第一種公営住宅建設	第一種公営住宅建設の費用
		57 第二種公営住宅建設	第二種公営住宅建設の費用（災害復旧分を含む。）
		58 住宅地区改良	不良住宅地区改良の費用
		59 電気導入	農山漁村電気導入及び離島電気導入の費用

社会保障関連制度	IX雇用（失業）対策	60 失業対策諸事業	一般失業対策及び特別失業対策事業の費用*
		61 中高年齢者等就職促進	中高年齢者、日雇労働者、駐留軍離職者に対する職業転換対策の費用*
		62 炭坑離職者援護	炭坑離職者援護事業の費用*、炭坑離職者就職促進手当の費用
		63 その他の雇用対策	港湾労働雇用対策、公共職業安定所庁舎整備等の費用

(注) \*印のあるのは、事業費の他事務費を含む。  
 1) 「5老人医療」は、昭和58年2月1日施行の老人保健法により、同日分以降の費用はなくなった。  
 2) 「18日雇労働者健康保険」は、日雇労働者健康保険法が昭和59年10月1日に廃止され、健康保険法体系の中に取り入れられたため、同日分以降の費用は、「16政府管掌健康保険」の中に算定されている。  
 3) 「30国家公務員等共済組合（適用法人組合）」は、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業(株)及び日本電信電話(株)の役員に係る費用を計上してある。

2 社会保障費の各種推計の比較

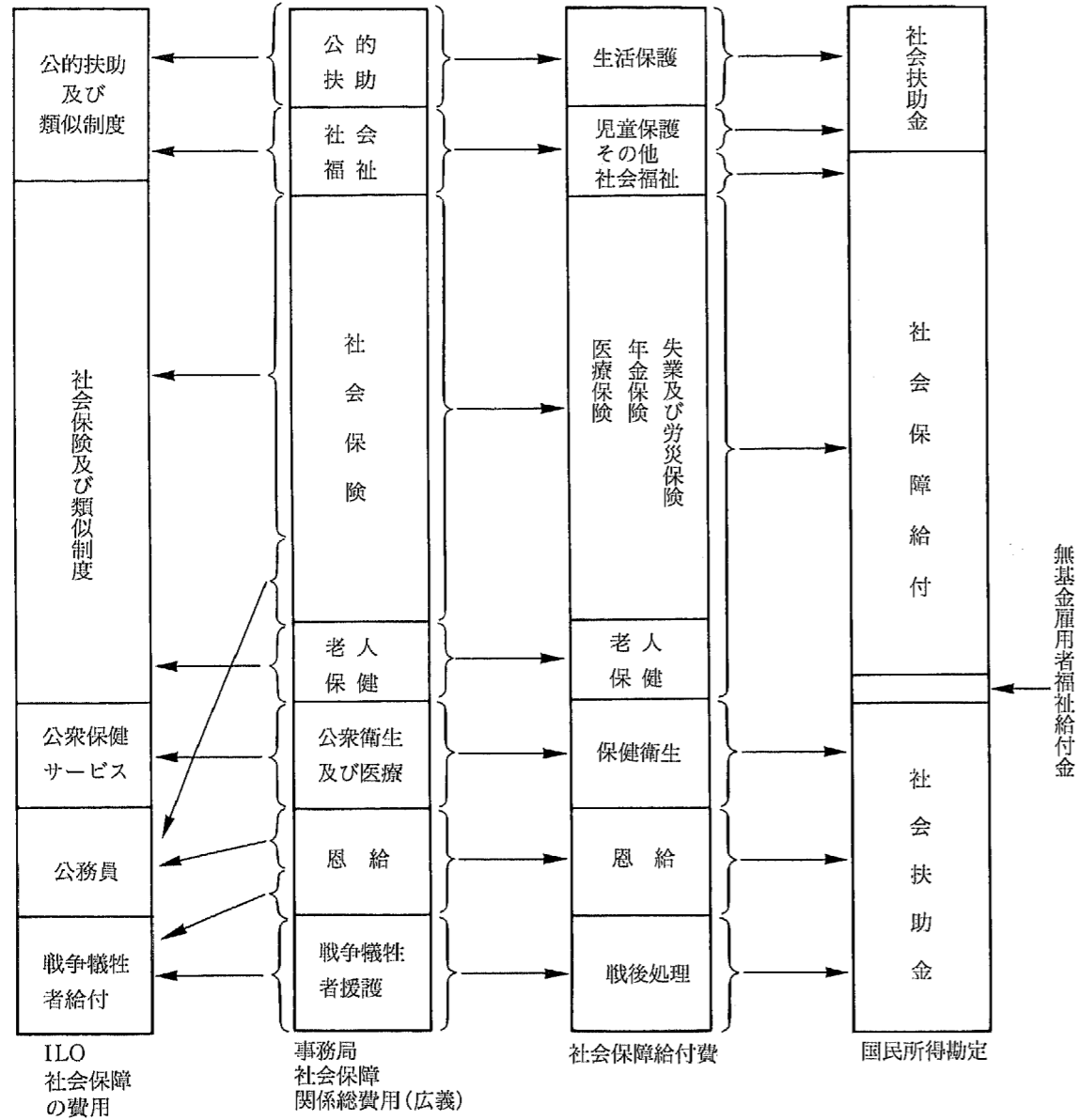
	社会保障関係総費用	社会保障給付費
「社会保障」の範囲と区分	昭和37年の「総合調整に関する勧告」において示された方針に基づき範囲を定めている。  区分については、狭義・広義・関係と分け、更に細分している。	ILOに準拠。 ただし、ILO日本表には含まれていない公衆衛生を含む。
経費の範囲と区分	給付費、施設運営費、施設整備費、事務費等を含む。	給付費 (備考参照)
財源の範囲と種別	国庫負担、地方負担、その他(保険料等)を含む。  地方単独事業分の地方負担は含まず。	拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、資産収入、他制度からの移転、など。  地方単独事業分の地方負担の一部を含む。
推計方法	国の一般会計及び特別会計については決算書により、目単位以下の細目は予算書によって推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。  その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	ILOに準拠。 (推計方法は右欄に記載)
担当部局	総理府社会保障制度審議会事務局	社会保障研究所
掲載印刷物	社会保障統計年報	社会保障給付費、季刊社会保障研究

(備考) 社会保障給付費に相当するものは、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用(広義)の中から事務費、施設整

ILOの社会保障の費用	国民所得勘定	備考
ILOの調査の基準 1) 制度の目的 → 治療又は予防医療 → 所得維持 → 所得補足 2) 制度の根拠 → 法令による義務づけ 3) 公的又は準公的機関により管理、給付の種類を医療・医療以外の現物・現金に分けている。	国際連合の提示した新しい国民経済計算体系(新SNA)の基準に準拠したもので、社会保障給付、社会扶助金、無基金雇用者福祉給付金よりなる。	第1図参照
給付費、管理費、その他(施設整備費を含む)等を含む。	給付費のみ	第2図参照
拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、利子収入等に分ける。  地方単独事業分の地方負担は含まず。	国民所得勘定においては、社会保険に対する負担額は推計してある。	
国の一般会計及び特別会計については、決算書により目の単位まで推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。  その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	一般会計・特別会計の歳出決算書、共済組合、国民健康保険事業年報、月報等から算出計上する。	
国際労働事務局 国内：総括 厚生省	経済企画庁経済研究所国民所得部	
The Cost of Social Security	国民経済計算年報	

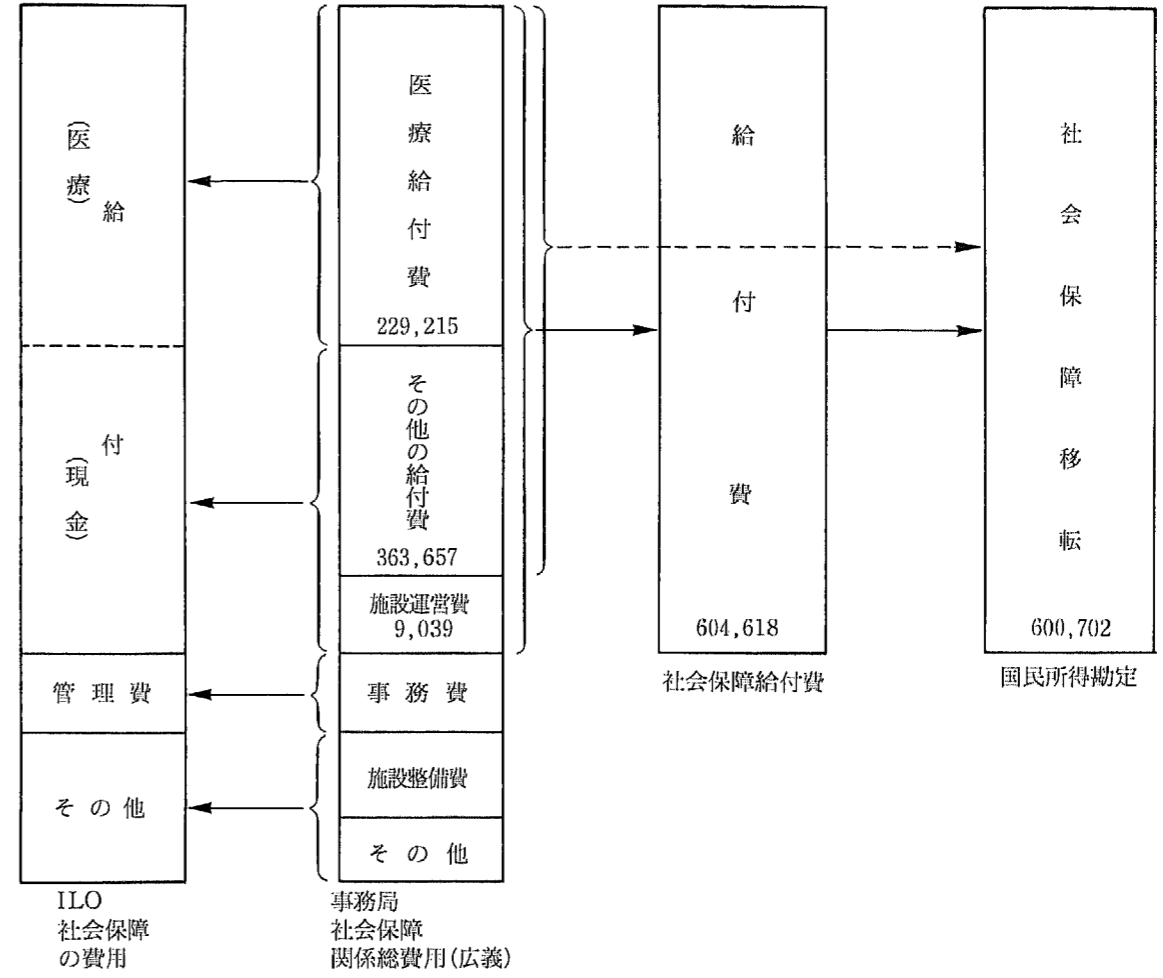
備費、その他を差し引いたものとなる(第2図参照)。なお、社会保障研究所では、管理費、他制度への移転等も推計している。

第1図 社会保障費の範囲と区分



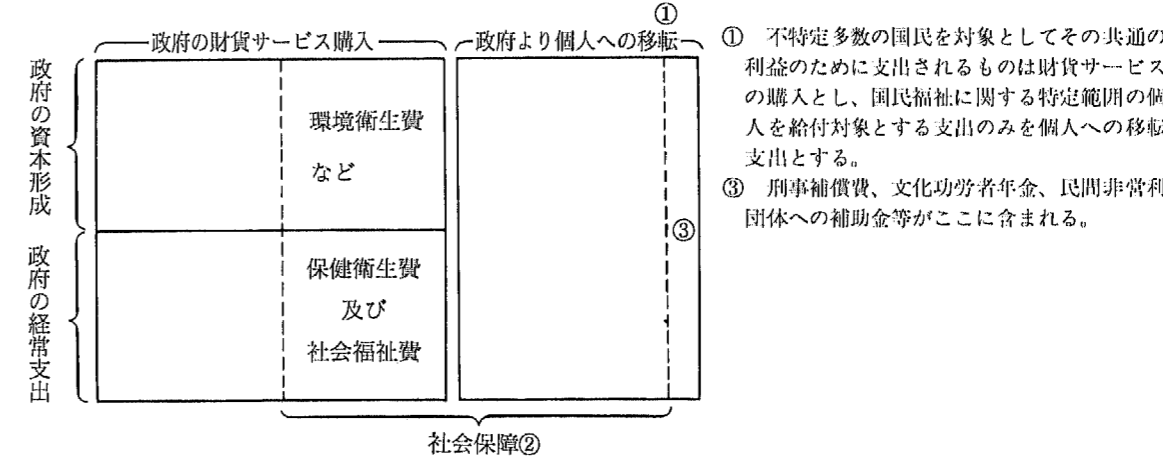
(注) 矢印は、おおよその類似を表わしており、事項別にみれば、各種推計毎に出入りがある。例えば、事務局の推計では、戦争犠牲者援護に入っている原爆医療が、社会保障給付費では保健衛生に入っているなどである。

第2図 社会保障費の経費種別分類



(注) 1 矢印は、おおよその類似を表わしており、必ずしも一致していない。  
2 単位は、億円(平成6年度)

第3図 国民所得勘定と社会保障費



## 第II部 社会保障の体系と現状

### 第1節 社会保障の体系と現状

#### 1 社会保障の体系

社会保障制度は、昭和25年の社会保障制度審議会の勧告において「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」とされており、これを狭義の社会保障として次のように分類している。

- 1 社会保険 各自が保険料を出して各種のリスクに関し保障をする相互扶助の制度であり、社会保険は国、地方公共団体又は法律に基づく特別の法人によって運営され原則として強制加入となっている。
- 2 公的扶助 生活に困窮するすべての国民に対して国が最低限度の生活を保障し自立を助けようとする制度。
- 3 社会福祉 普通一般の社会生活をする上でハンディキャップを有していたり、社会において弱い立場にある国民に対して国、地方公共団体等が援助していこうという制度。
- 4 公衆衛生・医療 国民が健康に生活できるようさまざまな事項についての予防、衛生のための制度である。人の面に関するものを狭義の公衆衛生、物や生活環境に関するものを環境衛生とさらに分けることもある。
- 5 老人保健 疾病構造の変化及び高齢化社会の到来に対応し、総合的、一体的な保健医療施策を行うとともに、老人医療費を国民が公平に負担するという制度。

なお、恩給・戦争犠牲者援護については、社会保障本来の目的と異なる国家補償であるが、生存権尊重の社会保障的效果をあげているので、広義の社会保障制度としている。

また、社会保障制度は、他の制度との関連が深いので、現在関連制度として住宅対策と雇用対策の一部を含めている。

以上の分類を表にすると、次のとおりである。

広義の社会保障	狭義の社会保障	社会保険	健康保険、年金保険、労働者災害保険、雇用保険、船員保険、各種共済組合等
		公的扶助	生活保護
		社会福祉	身体障害者、精神薄弱者、老人、児童、母子等に対する福祉等
		公衆衛生及び医療	結核、精神、ハンセン病、麻薬、伝染病対策、上・下水道、廃棄物処理等
		老人保健	老人医療等
保障	恩給	文官恩給、旧軍人遺族恩給等	
	戦争犠牲者援護	戦没者遺族年金等	
関連制度	住宅対策	第1種・第2種公営住宅建設等	
	雇用対策	失業対策事業等	

2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類		職 域			
根 拠 法 (施行)		健 康 保 険		船 員 保 険	
対 象		一 般 被 用 者		法第69条の7の規定による労働者	
経 営 主 体 (平成6年度末現在)		政 府		政 府	
加 入 者 数 (平成6年度末現在)		1,950万2千人 (家族数1,811万2千人)		5万9千人 (3万1千人)	
財 源	掛 金 率	4.10% } 8.2% 4.10% } 特別保険料 本人 0.3 } 使用者 0.5 } 1% 国庫補助 0.2 }		1級~13級 (平均) } 4.40% } 8.8% 50 } 130 1,010 } 2,640 } 円 80 } 1,630 } 円	
	国 庫 負 担 (平成8年度予算)	給付費の13.0% (老人保健医療費) 提出分16.4%		給付費の補助 128億円	
保 険	診 療 等	本人 9割		*希望する医療機関における一部負担金は、医療費2,500円以下のとき200円、2,500円を超え3,500円	
	入 院 時 食 事 療 養 費	一部負担		入院8割	
給 付	高 額 療 養 費	自己負担額が63,600円(低所得者は35,400円)を超える場合(8.6~)その超える額を支給する。 ※①世帯合算(同一月に30,000円(低所得者21,000円)以上の負担が複数生じた場合はこれを) ②多数回数該世帯の負担軽減(前12カ月間に高額療養費の支給が4回以上になった場合は、 ③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者については、自			
	出 産 育 児 一 時 金	300,000円			
給 付	配 偶 者 出 産 育 児 一 時 金	300,000円			
	理 葬 料	標準報酬月額額の1月分 (最低額100,000円)		最大月間標準賃金日額総額相当(最低額100,000円)	
休 業 給 付	傷 病 手 当 金	1日につき標準報酬日額×6/10 1年6月まで		1日につき最大月間標準賃金日額総額×1/50相当額 6月(結核性1.5年)まで	
	出 産 手 当 金	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩後56日まで		1日につき、月間標準賃金日額総額×1/50 分娩日以前未就労期間、分娩後56日分まで	
災 害 給 付	休 業 手 当 金	—			
	弔 慰 金	—			
災 害 給 付	家 族 弔 慰 金	—			
	災 害 見 舞 金	—			

(注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第69条の7被保険者を使用する事業主の)  
2 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、附加給付あり。  
3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。

平成8年(1996)4月1日現在

保 険			地 域 保 険	
国 家 公 務 員 等 共 済 組 合	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	国 民 健 康 保 険	
国家公務員等共済組合法 (昭58.12.3法28) (昭59.4.1)	地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) (昭37.12.1)	私立学校教職員共済組合法 (昭28.8.21法245) (昭29.1.1)	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) (昭34.1.1)	
国家公務員、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業(株)及び日本電信電話(株)の役職員	地 方 公 務 員	私 立 学 校 教 職 員	一般国民(農業者・自営業者等)	
各省庁等共済組合 (28)	各 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 (54)	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	各市町村 (特別区) (3,251)	各 国 民 健 康 保 険 組 合 (166)
163万9千人 (245万人)	299万8千人 (384万人)	43万4千人 (38万1千人)	3,819万5千人 (計4,281万1千人)	461万6千人 (127万人)
2.46~5.00% } 4.92~ 2.46~5.00% } 10.00%	4.241% } 8.482%	4.225% } 8.450%	(1世帯当たり平均保険料(税)調定額)(市町村) (144,760円) (6年度)	
事務費の全額 (旧公社は、公社負担)	{各地方公共団体が事務費の全額負担}	事務費の一部	事務費の全額 給付費の50%	給付費の32~52%
が1,500円以下のとき100円、1,500円を超え以下のとき300円、3,500円を超えるとき1割			7割	8割 入院8割 外来7割
外来7割			・低所得者世帯の老齢福祉年金受給権者 1日200円(300円) ※( )内は平成8年10月以降の額	
合算して世帯単位で高額療養費を支給) 4回目以降の自己負担額は37,200円(低所得者24,600円) 自己負担限度額は10,000円 [長期高額疾病は厚生大臣が指定]				
条例・規約の定めるところによる (基準額300,000円)			条例・規定の定めるところによる * (基準額300,000円)	
条例・規約の定めるところによる (基準額300,000円)				
標準報酬月額額の1月分 (最低額100,000円)	給料の1月分 (最低額100,000円)	標準給与月額額の1月分 (最低額100,000円)	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1~5万円程度としているところが多い)	
標準報酬月額×70/100 (最低額100,000円)	給料月額×70/100 (最低額100,000円)	標準給与月額×70/100 (最低額100,000円)		
1日につき標準報酬日額×65/100 1年6月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×80/100 1年6月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額×80/100 1年6月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし	
1日につき標準報酬日額×65/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩後56日まで	1日につき給料日額×80/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩後56日まで	1日につき標準給与日額×80/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩後56日まで		
1日につき標準報酬日額×50/100	1日につき給料日額×60/100	1日につき標準給与日額×6/10		
標準報酬月額額の1月分	給料月額額の1月分	標準給与月額額の1月分		
標準報酬月額×70/100	給料月額×70/100	標準給与月額×70/100		
損害の程度に応じ標準報酬月額の半月分~3月分	損害の程度に応じ給料の半月分~3月分	損害の程度に応じ標準給与月額の半月分~3月分		

設立する健康保険組合にあっては、日雇拠出金を含む)



② 年金制度

平成8年(1996年)4月1日現在

制度の種類	国民年金		
根拠法〔施行〕	国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕		
対象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者		
経営主体	政府		
被保険者数 (平成6年度末現在)	3,095万6千人(第1号・3号・任意加入被保険者の数)		
財源	保険料	第1号被保険者…(一般保険料)月額12,300円 (付加保険料)月額400円 第2号被保険者} 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者}	
	国庫負担	基礎年金給付費の1/3、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む。)が25年 <sup>(注1)</sup> 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある。)	$785,500円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times 1/3}{480^{(注2)}}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある。
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障害給付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当するものに支給(初診日前に滞納期間が1/3未満の場合に限る。 <sup>(注3)</sup> ) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当するものに支給	1級 981,900円+加算額 2級 785,500円+加算額 (加算額は子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき226,000円、3人目以上は75,300円)
	遺族給付	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る。 (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者	子のある妻に支給する場合 785,500円+加算額(子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障害者の場合20歳未満)2人目まで1人につき226,000円、3人目以上は1人につき75,300円) 子に支給する場合 785,500円+加算額(2人目の子に226,000円、3人目以上は1人につき75,300円)
給付	寡婦年金	1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く。)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死亡一時金	1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く。)が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

(注) 1) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~21年の期間短縮措置がある。  
2) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。  
3) 平成8年4月1日以前に初診日のある傷病による障害については、初診日前の1年間に保険料の滞納がない場合にも支給。

制度の種類	厚生年金保険		
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員		
経営主体	政府		
加入者数 (平成6年度末現在)	3,274万人		
財源	掛金率 (本人・使用者)	8.25% (8.675%) } 16.5% (17.35%) 8.25% (8.675%) } (9.15% (9.575%)) } 18.3% (19.15%) (坑内員及び船員) (特別保険料) 0.5% } 1.0% ※( )内は、平成8年10月以降の率	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3等、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 (特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている者が、60歳に達した後、65歳まで支給 ただし、被保険者期間が1年以上あること	(平均標準報酬月額× $\frac{7.5^{(注1)}}$ ×加入期間月数) ×スライド率+加給年金額(配偶者226,000円、子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき226,000円、3人目以上は1人につき75,300円) {(1,625円 <sup>(注2)</sup> ×加入期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{7.5^{(注1)}}$ ×加入期間月数)}×スライド率+加給年金額(同上)
	障害給付	障害厚生年金 障害手当金	1級 老齢厚生年金額×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金額+加給年金額 3級 老齢厚生年金額(最低保障589,100円) 老齢厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度) 老齢厚生年金額×2(最低保障1,170,000円)
遺族給付	遺族厚生年金	次のいずれかに該当した場合に支給 (1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、被診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	老齢厚生年金額×3/4 子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで589,100円を加算する
	順位		
	配偶者	1	
	子	2	
	父母	3	
孫	4		
祖父母	4		

(注) 1) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{10}{1000} \sim \frac{7.61}{1000}$ とする。  
2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,047円~1,677円となる。

平成8年(1996)4月1日現在

制度の種類		国家公務員等共済組合			
根拠法(施行)		国家公務員等共済組合法(昭33.5.1法128)(昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正))			
対象		国家公務員並びに旅客鉄道会社等、日本たばこ産業(株)及び日本電信電話(株)の役職員			
経営主体 (平成6年度末現在)		各省庁等共済組合(28組合)			
組合員数 (平成6年度末現在)		159万8千人			
財源	掛金率 本人 使用者 計	(連合会)	(日本鉄道)	(たばこ)	(電電)
		8.72% (9.195%) 8.72% (9.195%)	17.44% (18.39%) [一般組合員]	9.795% (10.045%) 9.795% (10.045%)	19.59% (20.09%)
国庫負担		基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額			
給付		支給要件		年金額	
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給		$\left\{ \left( \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) + \left( \text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) \right\} \times \text{スライド率} + \text{加給年金額}$	
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、60歳に達した後65歳まで支給。ただし、組合員期間が1年以上あること		退職共済年金額+加給年金額	
障害給付	障害共済年金	組合員である間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)		1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障589,100円)	
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)		退職共済年金額×2(最低保障1,170,000円)	
遺族給付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給		退職共済年金額×3/4	
	順位				
	配偶者	(1)組合員が死亡したとき			
	子	(2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき			
	父母	(3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき			
孫	(4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき				
祖父母					

(注) 掛金率欄の( )内は、平成8年10月からの率

制度の種類		地方公務員共済組合				
根拠法(施行)		地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152)(昭37.12.1)				
対象		地方公務員				
経営主体 (平成6年度末現在)		各地方公務員共済組合(91組合)				
組合員数 (平成6年度末現在)		334万4千人				
財源	掛金率 本人 使用者 計	7.92% (8.28%) 7.92% (8.28%)		15.84% (16.56%) [一般職員]		
		※( )内は、平成8年12月からの率				
国庫負担		基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額(地方公共団体負担)				
給付		支給要件		年金額		
老齢給付	退職共済年金			(国家公務員等共済組合に同じ)		
障害給付	障害共済年金 障害一時金			(国家公務員等共済組合に同じ)		
遺族給付	遺族共済年金	順位		(国家公務員等共済組合に同じ)		
		配偶者	1			
		子	2			
		父母	3			
		孫	4			

第2部 社会保障の体系と現状

平成8年(1996)4月1日現在

制度の種類		私立学校教職員共済組合		
根拠法〔施行〕	私立学校教職員共済組合法(昭28.8.21法245)〔昭29.1.1〕			
対象	私立学校教職員			
経営主体 (平成6年度末現在)	私立学校教職員共済組合			
組合員数 (平成6年度末現在)	39万8千人			
財源	掛金率 本人計	6.4% (6.65%) } 12.8% 6.4% (6.65%) } (13.3%) ※( )内は、平成9年4月からの率		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費分と国民年金嵩上げ相当分の1/4等、事務費の一部		
給付	支給要件	年金額		
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害給付			
遺族給付	遺族共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	順位			
	配偶者			1
	子			2
	父母			3
	孫			4

制度の種類		農林漁業団体職員共済組合		
根拠法〔施行〕	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.4.28法99)〔昭34.1.1〕			
対象	農林漁業団体等職員			
経営主体 (平成6年度末現在)	農林漁業団体職員共済組合			
組合員数 (平成6年度末現在)	51万人			
財源	掛金率 本人計	9.27% (9.745%) } 18.54% 9.27% (9.745%) } (19.49%) ※( )内は、平成9年4月からの率		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費の19.82%相当分と国民年金の優遇加算相当分の1/4、事務費の一部		
給付	支給要件	年金額		
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害給付			
遺族給付	遺族共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	順位			
	配偶者			1
	子			2
	父母			3
	孫			4

平成8年(1996)4月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法（昭29.5.19法115）〔昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1〕		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員（いずれも基金加入者）		
経営主体 （平成6年度末現在）	各厚生年金基金（1,842基金）		
加入員数 （平成6年度末現在）	1,251万人		
財源	掛金率 本人計	1.6%~1.9% } 3.2%~3.8%	
	国庫負担	なし	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある	
		①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 ③共済型 標準給与×一定率（又は加入員期間別乗率）	

(参考) 代行型と加算型の比較

項目	代行型	加算型	
適用範囲	厚生年金本体に同じ	厚生年金本体分と、それ以内において加算対象加入員を区分することができる。	
標準給与	厚生年金本体の標準報酬に同じ	加算分については、別に定めることができる	
年給	受給資格	加入員期間1カ月以上（厚生年金本体に同じ）	加算分については、別に定めることができる
	支給開始年齢	60歳。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはそのとき（60歳未満でも可）。	加算分については、60歳未満で別に定めることができる。（例・50歳）
年金給付	支給期間	終身	終身
	支給停止	●60歳未満。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはその前まで。 ●在職分については、厚生年金本体のしほりをゆるめることはできる。	加算分については ●支給開始年齢まで。 ●加算加入員である間、支給停止することができる。
一時金	遺族	なし	加算部分について可
	脱退選択	なし	原則加算加入員期間3年以上には支給
過去勤務分	なし	加算部分について可	
掛金	加入員●標準給与×免除保険料率× $\frac{1}{2}$ （最低） ●加入員負担割合は、事業主負担割合を上回ってはならない。 事業主 掛金から加入員掛金を控除した額	別に定める。	

平成8年(1996)4月1日現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕	農業者年金基金法（昭45.5.20法78）〔昭46.1.1〕		
対象	農業者		
経営主体	農業者年金基金		
加入者数 （平成6年度末現在）	40万6千人		
財源	保険料	一般保険料 月額 17,660円 （9年1月～）18,460円 特定保険料 月額 12,600円 13,180円	
	国庫負担	経営移譲年金の給付費の1/2 追加助成 平成3年度から当分の間、法律で定める額を上へのせ助成	
給付	支給要件	年金額	
年給	経営移譲年金	保険料納付済期間等が20年以上 <sup>(a)</sup> である者が65歳に達する日の前に経営移譲 <sup>(b)</sup> をしたとき	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率 〔期間短縮者に対しては、 $\frac{240月-被保険者期間の月数}{3}$ が特別加算される。〕
	農業者老齢年金	次のいずれかに該当する者が65歳に達したとき (1)平成3年3月31日までに経営移譲年金の受給権を取得した者 (2)経営移譲年金の受給権者以外の者で、保険料納付済期間等が20年（期間短縮措置がある）以上である者 〔このほか、平成3年4月1日以降に経営移譲年金の受給権を取得した者が経営移譲年金の全額について支給停止となったときに、特別支給（60歳以上の場合に限る）される。〕	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率
一時金	脱退一時金	次のすべてに該当する者が脱退したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)経営移譲年金又は農業者老齢年金の受給権者でないこと	保険料納付済期間に応じた額 (170,000円～3,149,000円)
	死亡一時金	次のすべてに該当するものが死亡したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)年金受給者の場合は、受給済みの経営移譲年金又は農業者老齢年金の合計額が保険料と納付した期間に応じて計算される死亡一時金の額より少ないこと。 (3)脱退一時金の受給権者でないこと	同上

(注) 1) 昭和10年1月1日以前生まれの人には期間短縮措置があり、年齢に応じ5年から19年  
2) 経営移譲とは、原則として自分名義の農地等のすべてを後継者や第三者に農地等として譲り渡し又は貸し付けて、農業経営から引退することである。

③ 業務災害補償制度

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕	
対象		一般被用者	
営業主体		政府	
適用者数 (平成7年度末現在)		4,725万人	
財源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.6～14.4%	
	国庫負担等	予算の範囲で一部費用補助	
負傷、疾病に対するもの	右以外の場合		療養の開始後1年6月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
	療養補償給付(療養給付)		
	療養の給付又は療養費の支給10割。ただし		
負傷、疾病に対するもの	休業補償給付(休業給付)	傷病補償年金(傷病年金)	給付基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級)
	休業特別支給金	傷病特別支給金	114万円(1級)～100万円(3級)
障害に対するもの	年金	障害補償年金(障害年金)	給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)
	一時金	障害補償一時金(障害一時金)	給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)
介護に対するもの		介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額 (上限額:常時介護は月105,080円、随時介護は52,540円)	
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金(遺族年金)	給付基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)～245日分(遺族4人以上)
	一時金	遺族特別支給金	300万円
葬祭料に対するもの		葬祭料(葬祭給付) 295,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	

(注) 1 ( )内は通勤災害の場合の給付の名称である。  
2 労災保険では、賃金の変動率に応じて自動的に給付額の改定を行う(スライド制)。船員保険では、労災保険と同様にスライドされる。

平成8年(1996)4月1日現在

船員保険	
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103)〔昭22.12.1〕	
船員	
政府	
8万人	
7.8%	
支給費用のうち船員法を超える部分の一部	
(受給に加入期間による制限はない)	
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
傷病手当金 休業4月まで1日につき標準報酬日額の全額 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の60% 〔福祉事業〕 傷病手当特別支給金 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の20%	
障害年金 最終標準報酬月額10.4月分(1級)～4.4月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%	
障害手当金 最終標準報酬月額20月分(1級)～2月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 65万円(1級)～8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%	
介護料 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月105,080円、随時介護は月52,540円)	
遺族年金 最終標準報酬月額5.5月(加給金の対象となる子の数0人)～8.2月(加給金の対象となる子の数3人以上) +寡婦加算(最終標準報酬月額×0.3月) 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%	
○遺族年金を受け取る者がいないとき支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8% 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬月額相当額 行方不明となってから3月まで	
葬祭料 最終標準報酬月額2月分(最終標準報酬月額が295,000円未満の場合は、295,000円+1月分)	

にスライドされる。

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政 府		地方公務員災害補償基金
適用者数	110万3千人(平成6年7月1日現在)		334万4千人(平成6年度末)
財源	(金額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割。 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり。		
障害に対するもの	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉施設〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終3カ月間の平均日額	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ~245日分(3級) 〔福祉施設〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別給付金 傷病補償年金×特別給支給率	国家公務員災害補償に同じ
	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別援護金 820万円(1級)~20万円(14級) (通勤途上の場合は、470万円(1級)~10万円(14級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率		
介護に対するもの	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率		
	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月105,080円、随時介護は月52,540円)		
遺族に対するもの	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,020万円(通勤途上の場合は540万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率		
	遺族補償年金を受けられることができない遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1000日分~400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円~120万円 遺族特別援護金 1,020万円~408万円 (通勤途上の場合は、540万円~216万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率		
葬祭に対するもの	葬祭補償 295,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)		

制度の種類	国家公務員等共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合
財源	使用者掛金率 国庫負担	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
負傷・疾病に対するもの	(受給に加入期間による制限はない)			
障害に対するもの	年	障害共済年金〔公務上〕 $(\frac{\text{平均標準} \times 7.5 \times \text{組合員}^{(注)}}{\text{報酬月額} \times 1000} \times \text{期間月数} \times \text{物価スライド率}) + (\frac{\text{平均標準} \times 12 \times 20}{100} \times \text{物価スライド率})$ + $(\frac{\text{平均標準} \times 1.5}{\text{報酬月額} \times 1000} \times (\text{組合員}(300\text{月を越えるとき}) - 300\text{月}) \times \text{物価スライド率})$ ☆1級の場合は、①の額× $\frac{125}{100}$ と②の支給乗率 $\frac{20}{100}$ は $\frac{30}{100}$ と、③の支給乗率 $\frac{1.5}{1000}$ は $\frac{1.875}{1000}$ となる。		
	金			
遺族に対するもの	年	遺族共済年金〔公務上〕 ・短期要件 $(\frac{\text{平均標準} \times 7.5 \times \text{組合員}^{(注)}}{\text{報酬月額} \times 1000} \times \text{期間月数} \times \text{物価スライド率} \times \frac{3}{4}) + (\frac{\text{平均標準} \times 3.375 \times \text{組合員}^{(注)}}{\text{報酬月額} \times 1000} \times \text{期間月数} \times \text{物価スライド率})$ ・長期要件 $(\frac{\text{平均標準} \times 10 \sim 7.5 \times \text{組合員}^{(注)}}{\text{報酬月額} \times 1000} \times \text{期間月数} \times \text{物価スライド率} \times \frac{3}{4}) + (\frac{\text{平均標準} \times 3 \sim 3.375 \times \text{組合員}^{(注)}}{\text{報酬月額} \times 1000} \times \text{期間月数} \times \text{物価スライド率})$		
	金			

(注) 1 組合員期間月数が300未満のときは、300月として計算する。  
2 適用法人(日本たばこ産業㈱、日本電信電話㈱及び旅客鉄道各社等)の職員は労働者災害補償保険の対象であるため、職務上の給付については国家公務員等共済組合の対象外である。

④ 雇用保険制度

制度の種類別	雇 用 保 険																																																									
根拠法(適用)	雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]																																																									
対 象	一 般 被 保 険 者	短期雇用特例被保険者	高年齢継続被保険者																																																							
保 険 者	政 府																																																									
被 保 険 者 数 (平成7年度末現在)	3,354万人																																																									
財 源	保険料率(本人計) 0.40% } 1.15% 0.75% } (折半負担を超える分は3事業分) 農林水産業、清酒製造業については、0.50% } 1.35% 0.85% } 建設業については、0.50% } 1.45% 0.95% } 国庫負担 給付費の1/4 雇用継続給付の1/8 (赤字のときは1/3まで) ただし、暫定措置として、平成5年度以降はこの80%																																																									
求 職 者 給 付	(1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上 (2)日 額…前職賃金の8割-6割 (3)給付日数( )内は短時間労働者 離職の日における年齢等 <table border="1"> <tr> <th>年齢等</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>(一)</td> </tr> <tr> <td>30歳以上</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>210日</td> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>60歳未満</td> <td>240日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>240日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td>240日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>240日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> </tr> </table> 就職困難者 45歳未満 240日(180日) 45歳以上 300日(210日) 65歳未満 65歳以上	年齢等	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	180日	(一)	30歳以上	90日	180日	210日	210日	45歳未満	180日	210日	240日	300日	45歳以上	180日	210日	240日	300日	60歳未満	240日	300日	300日	300日	60歳以上	240日	300日	300日	300日	65歳未満	240日	300日	300日	300日	65歳以上	240日	300日	300日	300日	特例一時金 基本手当の日額の50日分に相当する額 公共職業訓練等受講者は、その訓練等が終了まで、一般求職者給付が支給される。	高齢求職者給付金 (1)受給要件…65歳前まで引き続き65歳に達した日以後まで雇用され、離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上 (2)給付金…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 ( )内は短時間労働者 <table border="1"> <tr> <th>被保険者であった期間</th> <th>給付日数</th> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>50日</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>150日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100日</td> </tr> </table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分が支給される。 なお、65歳の定年等の理由により離職した者については、一般の受給資格者とみなして求職者給付及び就職促進給付が支給される。	被保険者であった期間	給付日数	1年未満	50日	1年以上5年未満	120日	5年以上	150日		100日
年齢等	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																						
30歳未満	90日	90日	180日	(一)																																																						
30歳以上	90日	180日	210日	210日																																																						
45歳未満	180日	210日	240日	300日																																																						
45歳以上	180日	210日	240日	300日																																																						
60歳未満	240日	300日	300日	300日																																																						
60歳以上	240日	300日	300日	300日																																																						
65歳未満	240日	300日	300日	300日																																																						
65歳以上	240日	300日	300日	300日																																																						
被保険者であった期間	給付日数																																																									
1年未満	50日																																																									
1年以上5年未満	120日																																																									
5年以上	150日																																																									
	100日																																																									
失業等給付	技能習得手当 (1)受講手当…日額590円 (2)特定職種受講手当…月額2,000円 (3)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費 寄宿手当 月額10,200円 傷病手当 基本手当日額と同額	—	—																																																							
付	(1)再就職手当…基本手当日額の30日~120日分 (2)常用就職支度金…基本手当日額の30日分 (3)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当 (4)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(1)を除く。	—																																																							
高年齢継続雇用	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の85%未満の場合 (2)支給額…60歳以後の賃金の25% (賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の80%を越え85%未満の場合は差減した額) (3)支給期間…65歳に達するまでの期間 (失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—																																																							
育児休業給付	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業前賃金の25% (20%を休業期間中、残額は職場復帰後6か月間雇用された後) (3)支給期間…1歳に満たない子を養育する期間	—	—																																																							
三 事 業	(1)雇用安定事業…被保険者等に関し失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安 (2)能力開発事業…事業内職業訓練に対する助成援助、有給教育訓練休暇と職業訓練受講の奨励等 (3)雇用福祉事業…被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助等の事業																																																									

平成8年(1996)4月1日現在

船 員 保 険																																						
船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235(昭22.11.1)																																						
日 雇 労 働 被 保 険 者	船 員																																					
政	府																																					
5万5千人	8万5千人																																					
次の印紙保険料 1級 88円 } 176円 88円 } 2級 73円 } 146円 73円 } 3級 48円 } 96円 48円 }	1.0% } 2.0% 1.0% }																																					
給付費の1/3 (黒字のときは1/4まで)	給付費の1/4 (赤字のときは1/3まで)																																					
日雇労働求職者給付金 (1)普通給付 給付日数(1級7,500円、2級6,200円、3級4,100円)の13日~17日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 ②第2級給付金 第2級印紙保険料が24日分以上 ③第3級給付金 第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 ④第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分以上であり、又は、第1級、第2級及び第3級の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料以上 (2)特例給付 前記①、②以外の場合 継続する6月間に各月11日分以上、かつ通算して78日分以上印紙保険料を納めた者に60日分を限度として支給	・失業保険金 (1)離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上 (2)標準報酬日額(最終2カ月間の平均)の8割~5割 (3)給付日数 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">離職日における年齢等</th> <th colspan="4">算定基礎期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>50日</td> <td colspan="3">240日</td> </tr> </table> ・高齢求職者給付金 60歳前まで引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後失業したときは、失業保険金の支給に代えて支給する。 <table border="1"> <tr> <th>算定基礎期間</th> <th>高齢求職者給付金の額</th> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>失業保険金日額の120日分</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>失業保険金日額の100日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の50日分</td> </tr> </table> *給付日数の延長は次の4種類 一、特例個別延長給付 二、個別延長給付 三、職業補導延長給付 四、全国延長給付	離職日における年齢等	算定基礎期間				1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	30歳未満	90日	90日	120日	120日	30歳以上45歳未満	90日	150日	180日	180日	45歳以上60歳未満	180日	210日	240日	240日	60歳以上	50日	240日			算定基礎期間	高齢求職者給付金の額	5年以上	失業保険金日額の120日分	1年以上5年未満	失業保険金日額の100日分	1年未満	失業保険金日額の50日分
離職日における年齢等	算定基礎期間																																					
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上																																		
30歳未満	90日	90日	120日	120日																																		
30歳以上45歳未満	90日	150日	180日	180日																																		
45歳以上60歳未満	180日	210日	240日	240日																																		
60歳以上	50日	240日																																				
算定基礎期間	高齢求職者給付金の額																																					
5年以上	失業保険金日額の120日分																																					
1年以上5年未満	失業保険金日額の100日分																																					
1年未満	失業保険金日額の50日分																																					
—	(1)受講手当…日額590円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																																					
—	月額10,200円																																					
—	傷病給付金 失業保険金日額と同額																																					
同 左 ((1)を除く。) (2)は日雇労働求職者(給付金日額の30日分)	(1)再就職手当…失業保険金日額の20~70日分 (2)移転費……鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当																																					
—	(1)高齢雇用継続基本給付金 ・各月に支払われた報酬の原則25/100相当額 (2)高齢再就職給付金 ・高齢者雇用継続基本給付金と同じ																																					
—	(1)育児休業基本給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の20/100相当額 (2)育児休業者職場復帰給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の5/100×支給単位期間の数																																					
定を因る事業	—																																					

⑤ 児童手当

平成8年(1996)4月1日現在

制度の種類	児童手当			
根拠法〔施行〕	児童手当法(昭46.5.27法73)(昭47.1.1)			
対象	一般国民			
経営主体	政府			
受給者数 (平成7年2月末現在)	221万6千人			
財源	国庫	非被用者 児童手当に要する費用の4/6	被用者 児童手当に要する費用の2/10	当該団体が全額負担
	都道府県	同上 1/6	同上 0.5/10	
	市町村	同上 1/6	同上 0.5/10	
	事業者	—	同上 7/10	
児童手当	支給対象者及び支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童)または、3歳に満たない児童を含む2人以上の児童を監護する者に支給</li> <li>・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること</li> <li>・父母以外の者の場合は生計を維持することが必要</li> <li>・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない</li> </ul>		
	手当額	第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円		
備考	附則第6条により児童手当が支給されない者に対する特例として支給される児童手当の費用は、その全額を事業主からの拠出金をもって充てるとされている。			

(注) 平成3年5月で期限切れとなった特例給付は、当分の間、継続することとされている。給付については、既に手当の支給を受けている者に配慮して経過措置が設けられている。

参考〈経過措置〉

	平成3年12月以前	平成4年1月～	平成5年1月～	平成6年1月～
第1子	—	1歳未満	2歳未満	3歳未満
第2子以降	義務教育就学前	5歳未満	4歳未満	3歳未満

⑥ 老人保健

平成8年(1996)4月1日現在

制度の種類	老人保健		
根拠法	老人保健法(昭57.8.17法80)(施行)昭58.2.1		
経営主体	各市町村(特別区)		
対象人員 (平成7年3月)	1,134万5千人		
保健事業	医療以外の保健事業		医療
対象	市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする		医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって70歳以上の者(65歳以上70歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。)を対象とする。
	財源	国庫負担	医療以外の保健事業に要する費用の1/3
都道府県		同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
		同上 1/3	医療に関する費用のうち 0.5/10
市町村			医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
保険者	医療保険各法の保険者は、医療費拠出金(保険料と国庫補助で構成)及び事務費拠出金(保険料)を納付		
保健事業の種類	健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導及びその他政令で定めるもの		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる。</li> <li>2 医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに次により一部負担金を払う。 外来 1月1,020円(月の最初の診療日に支払う) 入院 1日710円(ただし、低所得者については、現行どおり2か月を限度として、1日300円)</li> </ol>

参考〈経過措置〉

	平成3・4年度	平成5・6年度	平成7年度	平成8年度～
外来	900円/月	1,000円/月	1,010円/月	1,020円/月
入院	600円/日	700円/日	700円/日	710円/日



### 3 老人福祉

#### ① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の寝たきり老人等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて養護する。
	養護老人ホーム	65歳以上の人で、心身機能の減退などのために日常生活に支障がある、あるいは住宅に困っている場合等であって、被保護世帯か市町村民税所得割非課税世帯に属する者を入所させて養護する。
	軽費老人ホーム	低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている。
	ケアハウス (平成元年度創設)	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車いすでの生活が容易であるなど工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食等のサービスを提供する。
	老人短期入所施設	養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった65歳以上の者を短期間入所させて養護する。
	有料老人ホーム	常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する。

利用型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法の指導その他の便宜を供与する。
	高齢者生活福祉センター	過疎地等の高齢者向けに、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する小規模の複合施設
	老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を供与する。
	老人憩の家	地域の老人に対して、無料又は低料金の教養の向上、レクリエーション等のための場所を提供し、老人の心身の健康を図る施設。老人クラブの拠点とされており、老人福祉センターより小規模なもの
	老人休養ホーム	景勝地、温泉地などの休養地に、老人の保健休養、安らぎと憩いの場として設置された宿泊利用施設。老人が気軽に利用できるように一般の国民宿舎よりさらに低料金になっている。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

#### ② 在宅福祉対策

事業の名称	事業の概要
ホームヘルプサービス (訪問し介護を行う事業)	寝たきり老人等で日常生活に支障がある者に対し、家事、介護等を行うホームヘルパーを派遣する。
ショートステイ事業(特別養護老人ホーム等に短期入所させる事業)	寝たきり老人等を介護する家族が疾病等によって一時的に介護が困難になった場合に、施設で短期間介護を行う。なお、この事業予算の中には、ホームケア促進事業(寝たきり老人等とその介護者を特別養護老人ホームに入所、宿泊させ、介護の実習等を行う。)とナイトケア事業(夜間の介護が得られない痴呆性老人等を一時的に夜間のみ特別養護老人ホームで介護する。)が含まれる。
デイサービス事業(日帰りで介護サービスを受ける事業)	虚弱老人等をデイサービスセンターに通所させ、給食、入浴、日常動作訓練等のサービスを提供するとともに、寝たきり老人等の家庭に訪問して、給食、入浴等のサービスを提供する。
在宅介護支援センター運営事業	在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように、市町村等関係機関との連絡調整等を行う事業。在宅介護支援センターは、24時間体制で、特別養護老人ホーム、老人保健施設等に設置されている。
日常生活用具の給付等事業	寝たきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与する。 ○対象品目【特殊寝台、マットレス、エアーマット、腰掛便座(便器)、特殊尿器、火災警報機、自動消火器、体位変換器、老人用電話(貸与)、緊急通報装置、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、歩行器、電磁調理器、移動用リフト、歩行支援用具、入浴補助用具、電動車いす】
高齢者サービス総合調整推進事業	保健・医療・福祉の各施設の調整と総合的推進を図る。 ●都道府県指定都市レベル…高齢者サービス総合調整推進会議を設置 ●市町村レベル…高齢者サービス調整チームを設置

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

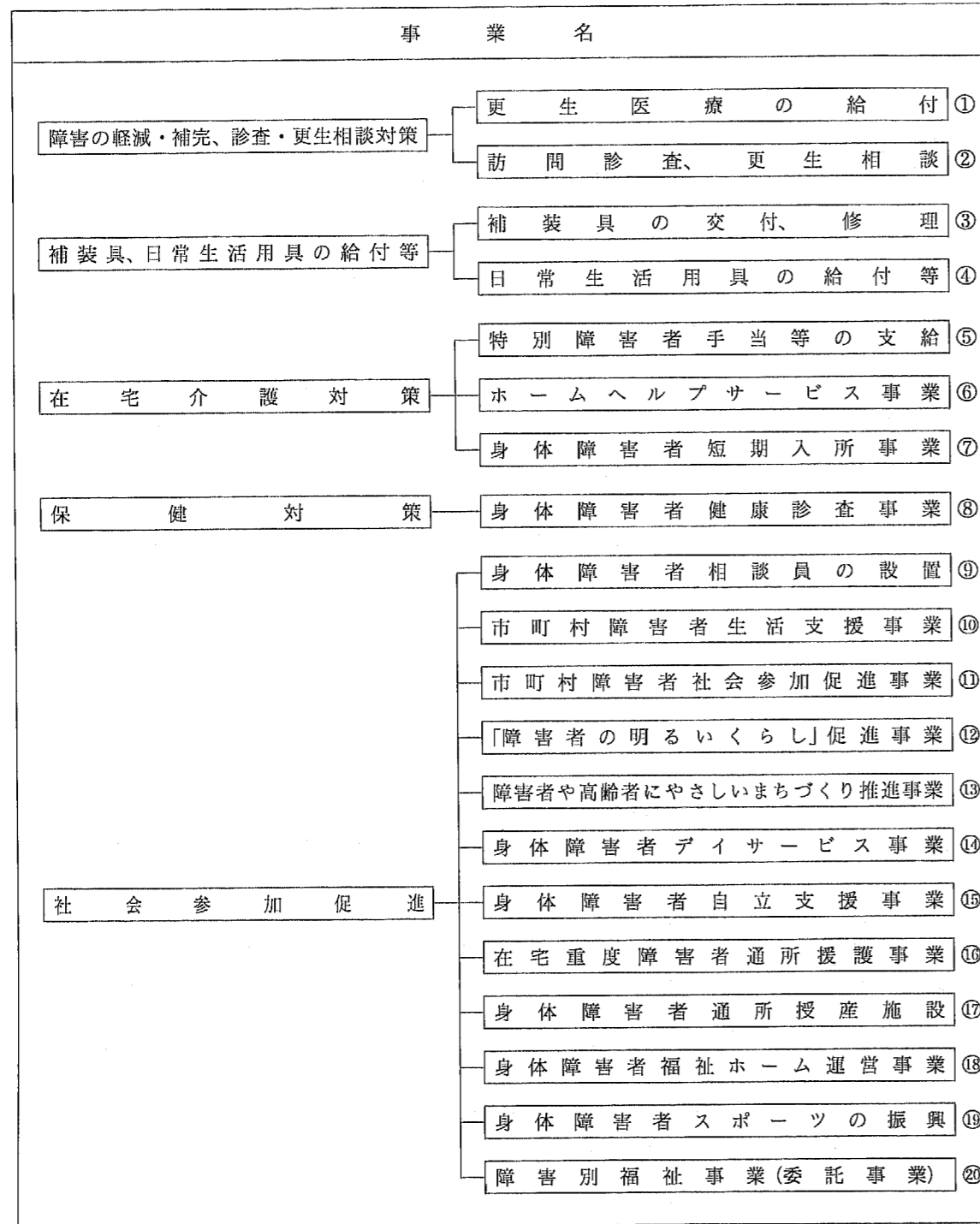
#### ③ 社会活動促進対策

事業の名称	事業の概要
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。 ●長寿社会開発センターの整備 ●平成元年11月発足 ●都道府県明い長寿社会づくり推進機構の整備 ●全都道府県 ●高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル市町村事業 ●153市町村(平成7年度)
老人クラブ助成事業	老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成。
全国老人クラブ連合会助成事業	都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等及び都道府県老人クラブ連合会に対する老人クラブ等活動推進員のための助成。
都道府県高齢者総合相談センター(シルバー110番)運営事業	高齢者世帯の日常生活において直面する困りごと等に対応できる総合相談体制の確立を図る。 ○平成元年度より全都道府県に設置
高齢者能力開発情報センター運営助成	おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋等を行う。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

### 4 身体障害者福祉施策

#### ① 身体障害者在宅福祉施策の概要



番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (ぼうこう又は直腸障害) ストマ用装具、取尿器
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、湯沸器、便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、歩行支援用具、移動用リフト (上肢障害) 特殊便器、電動タイプライター、ワードプロセッサ、電動歯ブラシ (意志伝達) 重度障害者用意志伝達装置、携帯用会話補助装置 (視覚障害) 盲人用テープレコーダー、時計、タイムスイッチ、カナタイプライター、点字タイプライター、電卓、電磁調理器、音声式体温計、秤、点字図書、体重計、視覚障害者用拡大読書器 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置 (呼吸器機能障害) 酸素ボンベ運搬車、ネプライザー (腎臓機能障害) 透析液加温器 (共通) 火災警報機、自動消火器、緊急通報装置 (貸与品目) 福祉電話、ファックス (共同利用) 視覚障害者用ワードプロセッサ
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者等に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 26,230円 ・障害児福祉手当(月額) 14,270円 ・福祉手当(経過措置分)(月額) 14,270円 (平成8年4月現在)
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭を訪問して、食事、洗濯等身のまわりの世話および外出時の付添いを行う。
⑦	重度身体障害者を介護している者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。
⑧	車いす常川者に起こりやすい、褥瘡や膀胱障害等の二次障害を予防するための健康診査を行う。
⑨	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑩	在宅の障害者やその家族が、地域で普通に生活していくことを支援するため、日常生活上の不安解消、在宅サービスの利用援助、働く場・自立のための情報提供、ピアカウンセリングの実施などを総合的に行う事業
⑪	障害者の社会参加をさらに促進するため、障害者の最も身近な市町村において、地域の実情に応じ、点字広報の発行、手話通訳の設置、自動車改造助成、社会生活訓練などを実施するメニュー事業
⑫	在宅障害者の社会活動への参加と自立を促進するための障害別メニュー事業
⑬	障害者や高齢者などの社会参加の基盤となる生活環境の整備を進めるため、地域社会全体としての合意づくりを推進し、まちづくりに関する総合計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備事業を実施する。
⑭	地域において就労等の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス、給食サービス等を行い、その自立と生きがいを高める。
⑮	公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住する5人以上の重度の身体障害者を対象として、専任ケアグループによる安定的な介助サービスを提供する。
⑯	就労の機会が得がたい在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑰	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑱	身体上の障害のため家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑲	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。
⑳	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等)、聴覚・言語障害者等福祉事業(手話通訳指導者養成研修事業等)、福祉機器開発普及等事業、全国身体障害者総合福祉センター運営事業等、視覚・聴覚(重複)障害者福祉事業(盲ろう者向通訳養成研修事業)、国際協力推進等事業、障害者情報ネットワーク運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。  
資料：厚生省「厚生白書」

㉓ 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要
施設福祉施策	更生施設	1 肢体不自由者更生施設 障害の程度の如何にかかわらず相当程度の作業能力を回復しうる見込みのある人を対象とし、更生訓練を行う施設（入所期間は1年）
		2 視覚障害者更生施設 あんま、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設（入所期間2～5年）
		3 聴覚・言語障害者更生施設 更生に必要な治療及び訓練を行う施設（入所期間1年を原則）
		4 内部障害者更生施設 医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設（入所期間は1年）
	生活施設	5 重度身体障害者更生援護施設 重度の肢体不自由者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点をおいて各種のリハビリテーションを行う施設（入所期間おおむね5年以内）
		6 身体障害者療護施設 身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
		7 身体障害者授産施設 雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設（最終的には一般事務所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない）
	作業施設	8 重度身体障害者授産施設 重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別な設備と職員を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設
		9 身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設の一つであり、内容は8と同じであるが、利用者は通所者に限られる
		10 身体障害者福祉工場 生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場
	地域利用施設	11 身体障害者福祉センター（A型） 身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設
		12 身体障害者福祉センター（B型） 外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
		13 身体障害者デイサービスセンター 創作的活動重点型の身体障害者デイサービス事業を行うための施設
		14 障害者更生センター 障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設
		15 補装具製作施設 補装具の製作又は修理を行う施設
		16 点字図書館 盲人の求めに応じて点字刊行物や声の図書館の閲覧貸出しを行う施設
		17 点字出版施設 点字刊行物を出版する施設
		18 聴覚障害者情報提供施設 聴覚障害者への字幕（手話）入りビデオカセットの製作や貸し出し等を行う施設
		19 身体障害者ホーム 身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
進行性筋萎縮症者の援護		進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。

資料：厚生省「厚生白書」

5 障害児（者）施策

① 在宅福祉施策

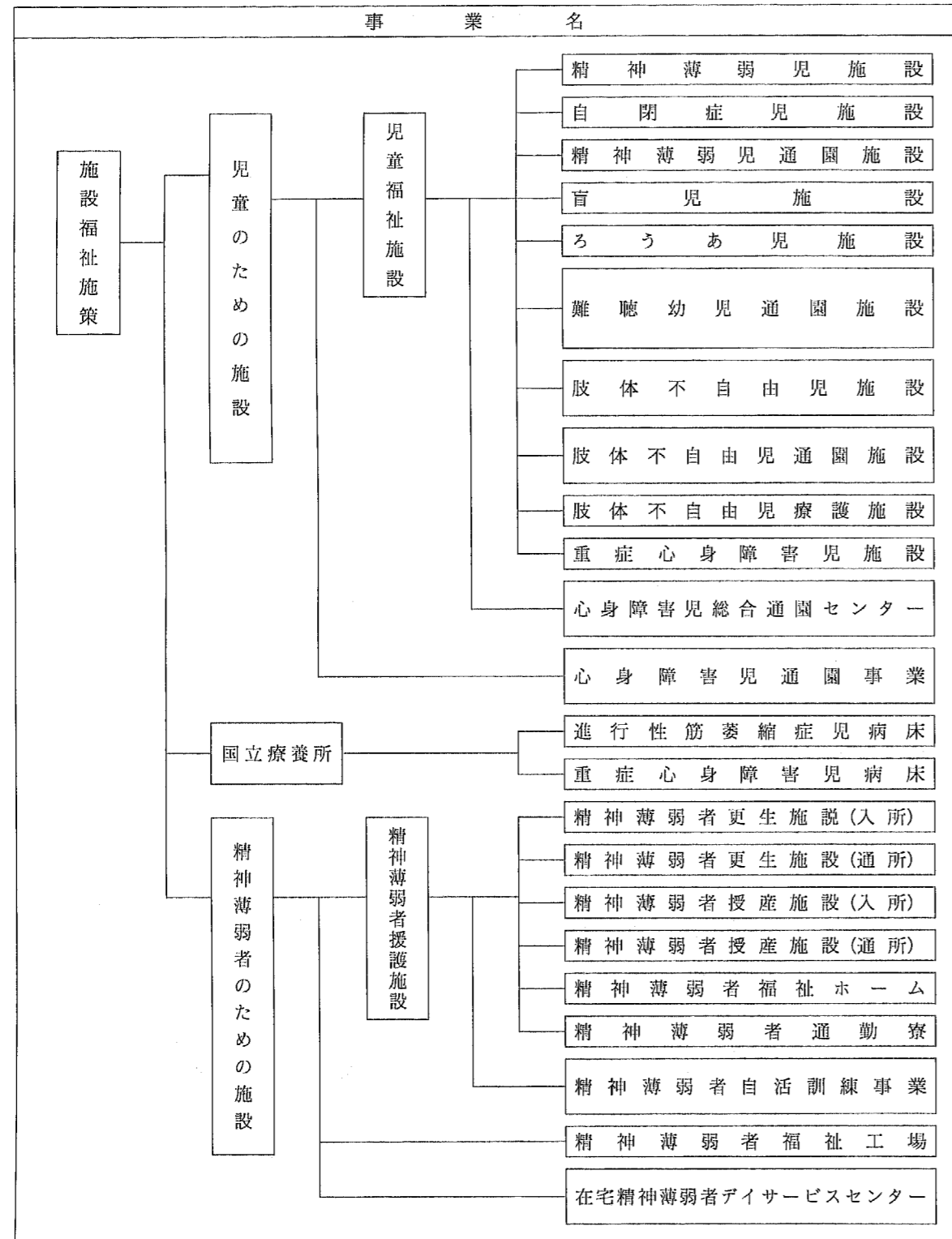
障害児・者に対する在宅福祉施策		
施策の種類	障害児施策	精神薄弱者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査（乳児、1歳6か月児、3歳児） 育成医療の給付	
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・通園事業  重症心身障害児（者）通園事業	精神薄弱者援護施設（通所） 精神薄弱者デイサービス事業① 同 左
在宅 サービス	補装具の交付・修理 日常生活用具の給付等 心身障害児・者ホームヘルプサービス事業② 心身障害児・者施設地域療育事業（ショートステイ等）③ 心身障害児・者地域療育等支援事業	同 左 同 左 同 左
社会参加		精神薄弱者地域生活援助事業④ 精神薄弱者生活支援事業 精神薄弱者社会活動総合推進事業 精神薄弱者スポーツの振興 在宅精神薄弱者通所援護事業⑤
就労関連		職親制度⑥
総合的 サービス	相談指導（児童相談所等）	療育手帳制度⑦ 同 左（福祉事務所等）

各種主要施策の概要

- ① 在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行い、自立を図るとともに生きがいを高める。
- ② 障害のため独立して日常生活を営むのに著しく支障のある障害児・者のいる家庭に、ホームヘルパーを派遣する。
- ③ 施設機能を在宅の障害児・者のために活用する。（ショートステイは、保護者が家庭で介護を行うことが困難であるときに一時的に障害児・者を保護するもの）
- ④ 地域で生活する精神薄弱者に対し日常生活上の援護を行い、地域での自立生活を援助する。グループホーム事業ともいう。
- ⑤ 通所による援護事業（小規模作業所）に対し補助する。
- ⑥ 事業経営者等が精神薄弱者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、精神薄弱者の自立更生を図る。
- ⑦ 精神薄弱（児）者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、精神薄弱（児）者に手帳を交付する。

資料：厚生省「厚生白書」

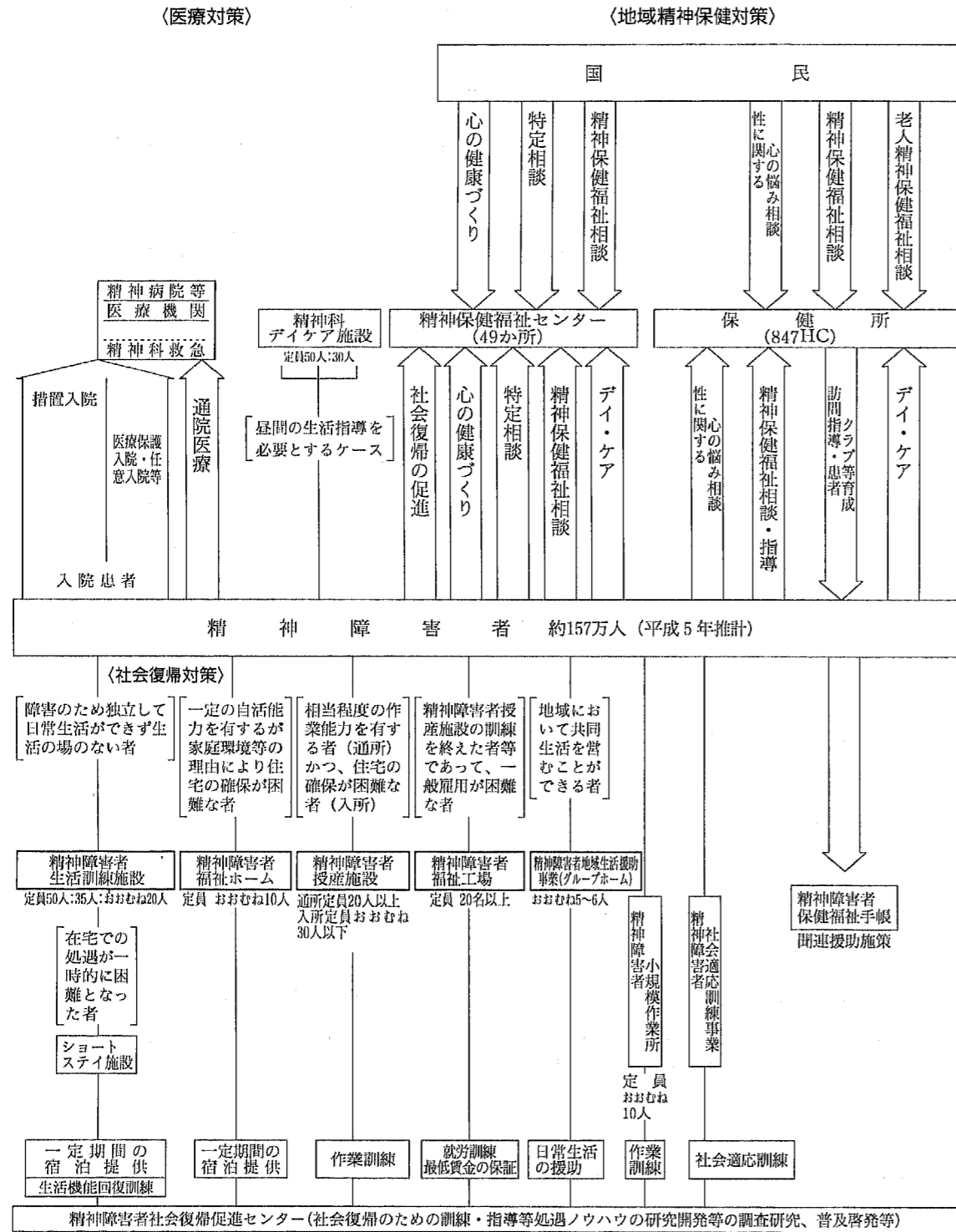
② 障害児・者に対する施設福祉施策の概要



資料：厚生省「厚生白書」

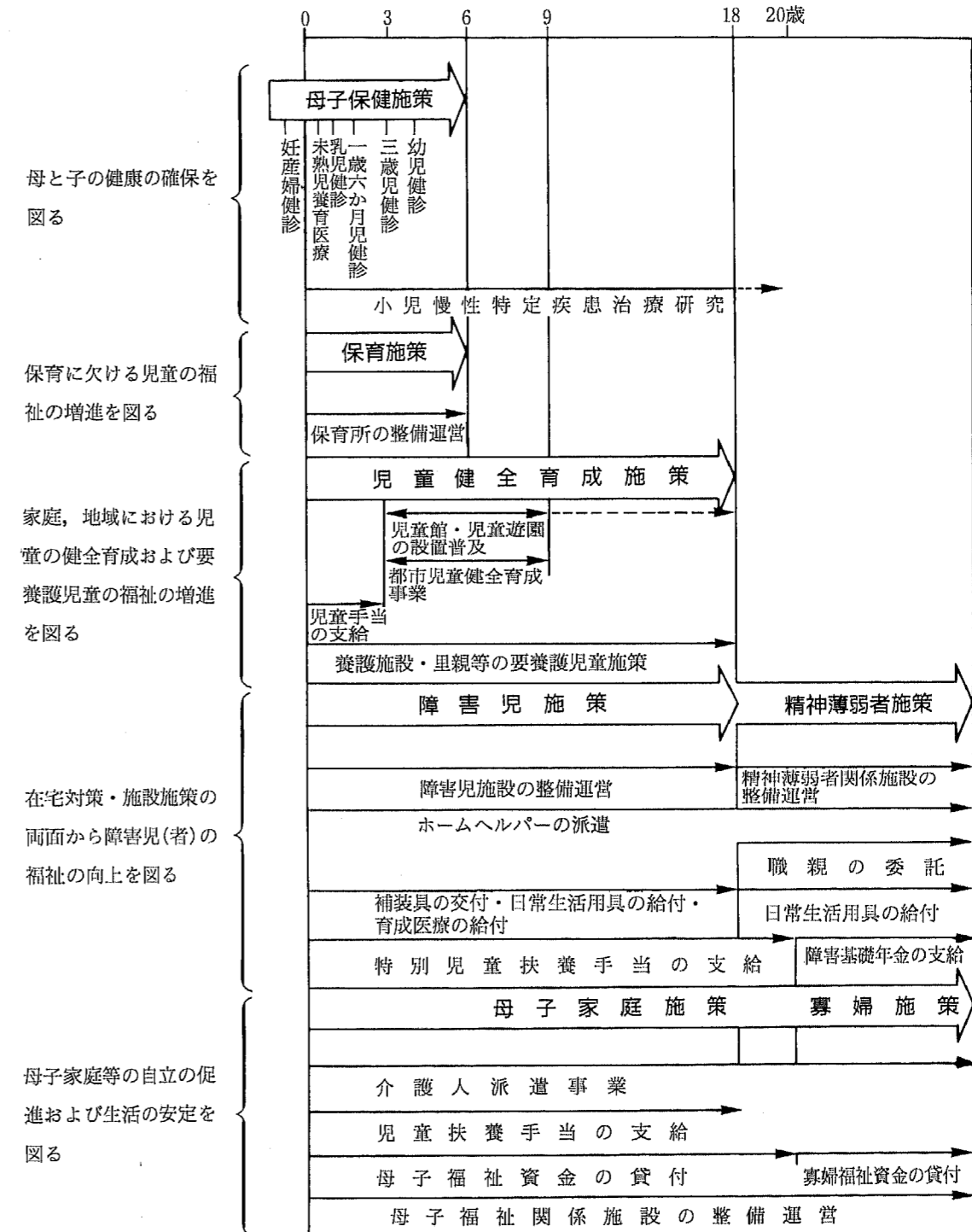
事業の概要
精神薄弱の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
自閉症を主たる症状とする児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
精神薄弱の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識を与える施設
盲児（強度の弱視児を含む。）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
ろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
難聴（難聴に伴う言語障害を含む。）の幼児に対し、早期に聴力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対して指導訓練の技術等について指導する施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設（原則として、就学前で通園により十分療育効果が得られる児童が対象となる。）
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設
重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設
障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体
市町村が通園の場を設けて、心身障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成助長を図る事業
進行性筋萎縮症児を入院させて、治療及び日常生活の指導を行う
重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う
精神薄弱者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
精神薄弱者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
精神薄弱者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
精神薄弱者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
就労している精神薄弱者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図るもの
就労している精神薄弱者を職場に通勤させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行うもの
精神薄弱者援護施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的な生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、精神薄弱者の社会参加の円滑化を図るもの
一般企業に就労できない精神薄弱者を雇用し、社会的自立を促進するもの
地域において就労が困難な在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とするもの

### 6 精神障害者施策の概要 (平成7年度)



資料：厚生省大臣官房政策課調

### 7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：(財)日本児童問題調査会「目で見える児童福祉」

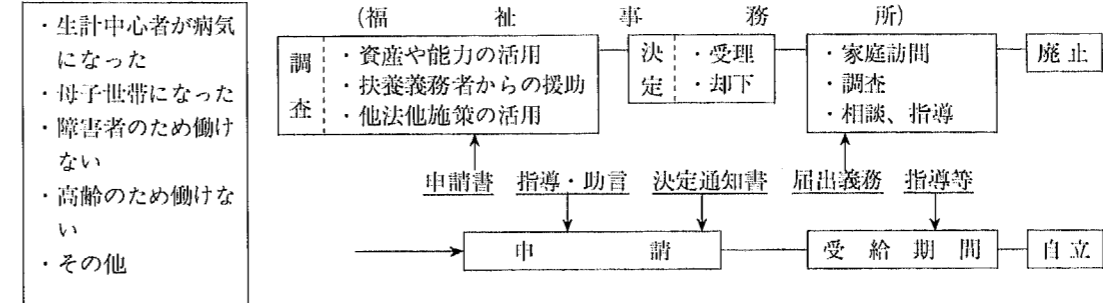
### 8 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者 ③福祉手当（経過措置）	3歳未満の児童	原爆の放射能に起因すると認定された負傷、疾病の状態にある（認定被爆者）	原爆の影響に関係がある障害（11障害）のいずれかを伴う疾病にかかっている被爆者
手当額月額（平成8年度）	○児童1人 所得税非課税世帯 41,390円 それ以外 27,690円 ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級 50,350円 2級 33,530円	①特別障害者手当 26,230円 ②障害児福祉手当 14,270円 ③福祉手当（経過措置） 14,270円	○第1子及び第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	136,350円	33,530円
所得制限額（収入ベース）（平成8年度）	○本人（2人世帯） 402.6万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 929.1万円	○本人（4人世帯） 749.7万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 929.1万円	○本人（2人世帯） 507.2万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 929.1万円	○児童手当（6人世帯） 445.2万円 ○特例給付（6人世帯） 661.4万円	なし	なし

資料：厚生省大臣官房政策課調

### 9 生活保護制度

#### 【生活保護の流れ】



#### 【生活保護費の決め方】

（最低生活費の計算）

$$\frac{\text{生活扶助}}{\text{基準生活費}} + \frac{\text{住宅扶助}}{\text{家賃等}} + \frac{\text{教育扶助}}{\text{基準額}} + \frac{\text{医療扶助}}{\text{医療費}} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

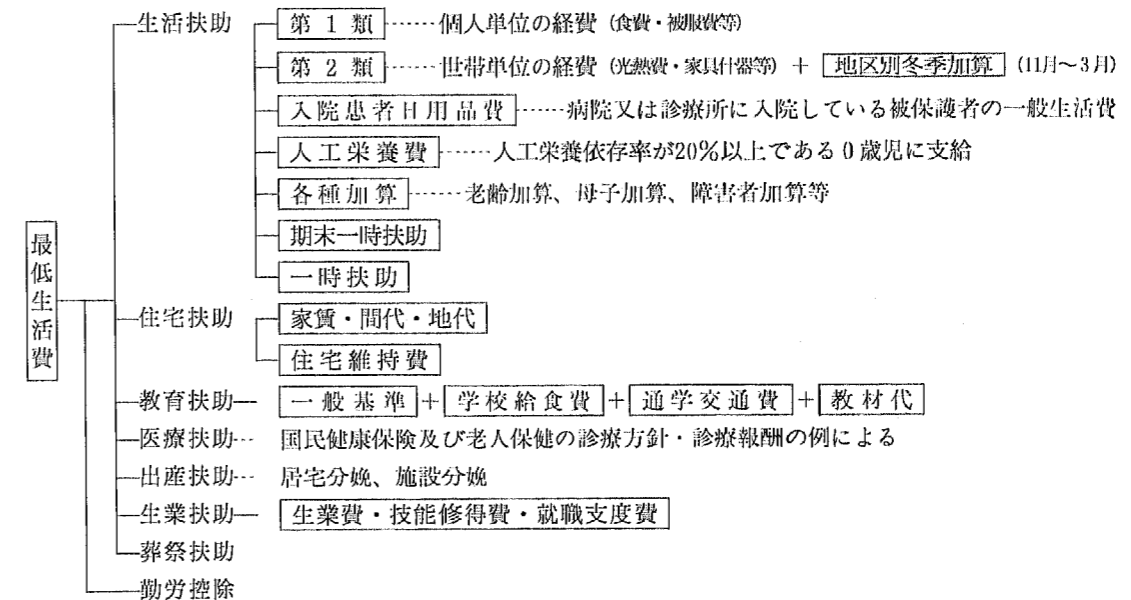
（収入充当額の計算）

$$\text{平均月額収入} - (\text{必要経費の実費} + \text{各種控除}) = \text{収入充当額}$$

（扶助額の計算）

$$\text{最低生活費} - \text{収入充当額} = \text{扶助額}$$

#### 【最低生活費の体系】

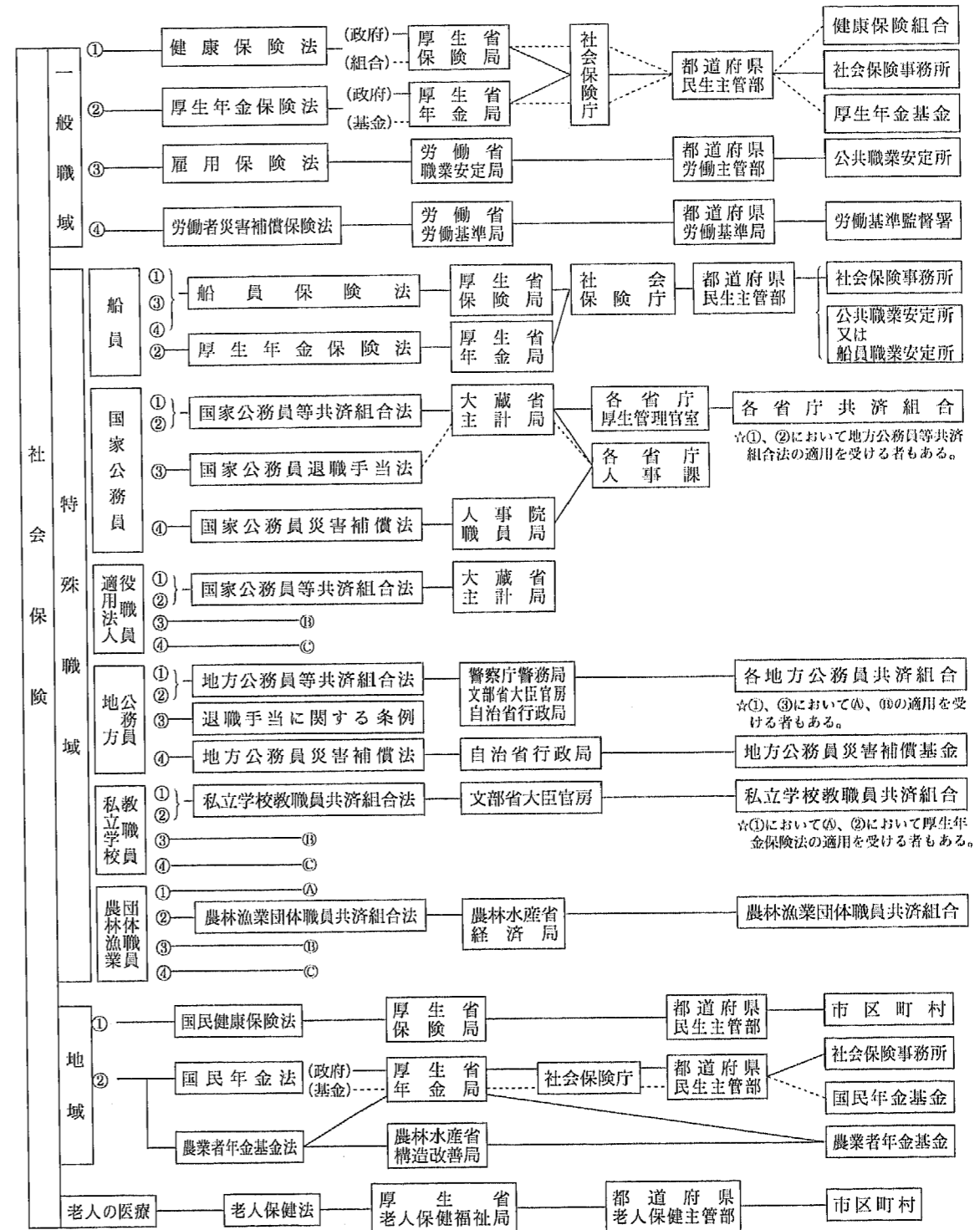
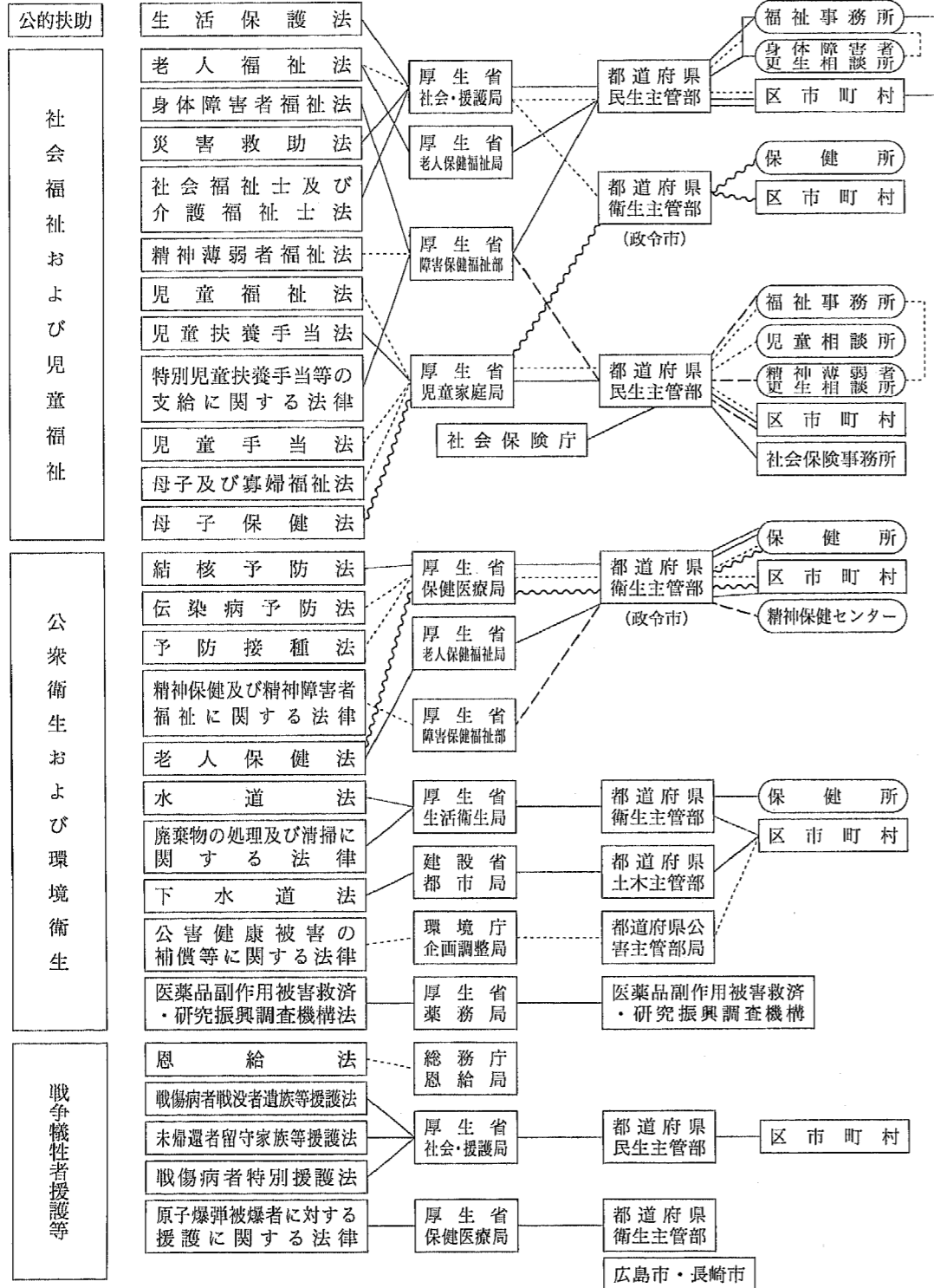


資料：厚生省社会・援護局保護課

(参考)

社会保障制度と行政機構の概略

(平成8年7月1日現在)



備考 制度①…医療保険  
 ②…年金保険  
 ③…雇用保険 (これに代るものを含む)  
 ④…業務災害補償保険 ( " )

法律①…健康保険法  
 ②…雇用保険法  
 ③…労働者災害補償保険法







③ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者		健康保険法(大11.法70)(施行昭2.1.1)①	労働者災害扶助責任保険法②(昭6.法55)	労働者年組厚生年金保険法	労働者災害補償保険法(昭22.法50)(施行昭22.9.1)		
船員			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)		昭和22年法103号をもって労災補償部門を明確に区分		
公務員等	国家公務員	③ 国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。			国家公務員災害補償法(昭26.法191)(施行昭26.7.1)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)	
	役職人				(業務災害補償に関する協約)	労働者災害補償保険法(適用昭60.4.1)④	
	地方公務員			地方公務員共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)	地方公務員災害補償法(昭42.法121)(施行昭42.12.1)		
				市町村職員共済組合法(昭29.法204)	災害補償に関する条例		

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和162年4月1日より適用。

④ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者		退職積立金及退職手当法(昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146)(適用昭22.11.1)①			雇用保険法(昭49.法116)(適用昭50.4.1)②
日雇労働者				日雇労働者の制度創設(昭24.法87)(施行昭22.6.1)			
船員				船員保険法失業部門創設(昭22.法235)(施行昭22.11.1)			
公務員等	国家公務員			国家公務員等退職手当法(昭28.法182)(適用昭28.8.1)			雇用保険法(適用昭60.4.1)③
	役職人						
	地方公務員			退職手当に関する条例			

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和162年4月1日より適用

2

(参考)

1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

	勸告等
昭和24年 ～ 昭和29年	24.8.1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件
	24.9.13 生活保護制度の改善強化に関する件
	24.11.14 社会保障制度確立のための覚え書
	●25.10.16 社会保障制度に関する勧告
	26.7.24 社会保障制度推進に関する申入書
	26.10.20 社会保障制度推進に関する件
	27.4.16 戦争遺家族等の援護に関する立法の件
	27.5.20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について
	27.12.23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件
	●28.12.10 年金制度の整備改革に関する件
	29.1.11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して)
	29.3.1 建議書(年金制度の総合的調整に関して)
29.12.24 社会保障制度の推進に関する要望	
" 結核対策の強化改善に関する申入書	
昭和30年 ～ 昭和39年	30.3.30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件
	" 結核対策の強化改善に関する件
	●31.11.8 医療保障制度に関する勧告について
	32.12.19 恩給等の増額に関する意見書について
	●33.6.14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)
	●33.10.6 年金制度の通算等について(答申)
	33.10.6 中小企業労働者等福利共済制度について
	35.8.1 社会保障制度の推進についての申入れ
	35.10.12 公的年金積立金の運用についての要望
	36.10.26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して)
	36.11.10 社会保障制度の推進に関する申入れ
	●37.8.22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告
	38.2.25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)
	38.12.21 申入書(昭和39年度予算編成に関して)
	39.12.17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)

	勸告等
昭和40年 ～ 昭和49年	40.2.10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)
	40.6.1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ)
	40.9.15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申
	41.8.25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨
	42.6.21 公害対策について(申入れ)
	" 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)
	42.12.15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)
	43.12.23 申入書(社会保障の推進について)
	45.12.19 医療保険制度について(意見)
	" 申入書(社会保障の推進について)
	46.6.22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)
	●46.9.13 医療保険制度の改革について(答申)
	48.9.18 申入れ(生活扶助基準改訂について)
	48.11.19 当面する社会保障の危機回避のための建議—インフレーション下の社会保障—
	48.12.6 社会保障制度における家族の取り扱いについて
	49.10.7 当面の社会保障施策について(意見)
	昭和50年 ～ 昭和59年
●52.12.19 皆年金下の新年金体系	
53.2.10 共済組合制度に関する意見	
54.2.13 共済組合制度に関する意見	
●54.10.18 高齢者の就業と社会保険年金一統・皆年金下の新年金体系—	
●55.12.12 老人保健医療対策について(意見)	
56.4.25 老人保健法の制定について(答申)	
昭和60年 ～	●60.1.24 老人福祉の在り方について(建議)
	60.4.10 公的年金制度に関する意見
	昭.12.14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見)
	2.12.19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)
●7.7.4 社会保障体制の再構築(勧告)	

2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌過程にある労働経済 —人手不足経済への移行過程における諸問題—
1966(S41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —労働経済の構造変化と安定成長の条件—
1977(S52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち—その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S58)	持続的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦— 明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 —雇用の多様化と労働時間短縮—
1987(S62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々— 社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして(厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かっの社会システムの再構築 豊かさのコスト— —廃棄物問題を考える—	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち— 活発化する民間サービスと社会参加活動—	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年— 皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造—	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	未来をひらく子どもたちのために— 子育ての社会的支援を考える—	職業をめぐる諸問題と今後の対応
1994(H6)	厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ		雇用安定を基盤とした豊かな勤労者生活への課題
1995(H7)	日本経済のダイナミズムの復活をめざして	医療—「質」「情報」「選択」そして「納得」	雇用創出を通じた労働市場の構造変化への対応
1996(H8)	改革が展望を切り開く	家族と社会保障— —家族の社会的支援のために—	労働経済の分析

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。

## 第III部 社会保障関係統計資料編

凡 例

- 1 本表の記号は次による。  
 … 不問 0又は0.0 単位未満 △ 負数  
 - なし ・ 統計項目のありえない場合
- 2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。
- 3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。

### 第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

区 分	昭和25年 (1950)	昭和35年 (1960)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成5年 (1993)	平成6年 (1994)	平成7年 (1995)	
総人口 (千人)	84,115	94,302	104,665	117,060	123,611	124,764	125,034	125,570	
年 齢 階 級 別 人 口	(千人)								
	0～14歳人口 (%)	29,788 (35.4)	28,434 (30.2)	25,153 (24.0)	27,507 (23.5)	22,486 (18.2)	20,841 (16.7)	20,415 (16.3)	20,033 (16.0)
	15～64歳人口 (%)	50,171 (59.6)	60,469 (64.1)	72,119 (68.9)	78,835 (67.3)	85,904 (69.5)	87,023 (69.8)	87,034 (69.6)	87,260 (69.5)
65歳以上人口 (%)	4,155 (4.9)	5,398 (5.7)	7,393 (7.1)	10,647 (9.1)	14,895 (12.0)	16,900 (13.5)	17,585 (14.1)	18,277 (14.6)	
出 生 (千人) 人口千対 <sup>注)</sup>	2,338 (28.1)	1,606 (17.2)	1,934 (18.8)	1,577 (13.6)	1,222 (10.0)	1,188 (9.6)	1,238 (10.0)	1,187 (9.5)	
死 亡 (千人) 人口千対 <sup>注)</sup>	905 (10.9)	707 (7.6)	713 (6.9)	723 (6.2)	820 (6.7)	878 (7.1)	876 (7.1)	922 (7.4)	
自然増加 (千人) 人口千対 <sup>注)</sup>	1,433 (17.2)	899 (9.6)	1,221 (11.8)	854 (7.3)	401 (3.3)	310 (2.5)	362 (2.9)	265 (2.1)	
平均余命 <sup>注)</sup> (年)									
男 0歳 65歳	59.57 11.35	65.32 11.62	69.31 12.50	73.35 14.56	75.92 16.22	76.25 16.41	76.57 16.67	76.36 16.48	
女 0歳 65歳	62.97 13.36	70.19 14.10	74.66 15.34	78.76 17.68	81.90 20.03	82.51 20.57	82.98 20.97	82.84 20.94	
合計特殊出生率 <sup>注)</sup>	3.65	2.00	2.13	1.75	1.54	1.46	1.50	1.42	

注) 1 昭和45年以前の数値には、沖縄県を含まない。

2 昭和55年～平成2年・平成7年の総人口には、年齢不詳者を含む。

資料：総務庁統計局「国勢調査」、「平成7年国勢調査抽出速報集計結果」、「10月1日現在推計人口」——総人口、年齢階級別人口  
 厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、「完全生命表」、「簡易生命表」——上記以外

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	平成4年9月 将来推計人口 〔中位〕	平成9年1月将来推計人口		
		中位	高位	低位
基準人口	平成2年10月1日 国勢調査人口	平成7年10月1日国勢調査人口		
平均寿命	平成3年 平成37年 (1991) (2025) 男76.11 → 78.27 女82.11 → 85.06	平成7年 平成62年 (1995) (2050) 男 76.36 → 79.43 女 82.84 → 86.47		
合計特殊出生率 (最低値)	平成3年 1.53 (1991) ↓ 平成6年 1.49 (1994) ↓ 平成37年 1.80 (2025)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成12年 1.38 (2000) ↓ 平成62年 1.61 (2050)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成8年 1.42 (1996) ↓ 平成62年 1.85 (2050)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成17年 1.28 (2005) ↓ 平成62年 1.38 (2050)
総人口	平成7(1995)年	125,463千人	125,570千人	125,570千人
	17(2005)年	129,346	127,684	127,031
	27(2015)年	130,033	126,444	124,384
	37(2025)年	125,806	120,913	117,484
	ピーク 平成23(2011)年	130,411	127,782	129,563
	62(2050)年	111,510	100,496	110,962
65歳以上人口比率	平成7(1995)年	14.5%	14.6%	14.6%
	17(2005)年	19.1	19.6	19.7
	27(2015)年	24.1	25.2	25.6
	37(2025)年	25.8	27.4	28.2
	47(2035)年	26.6	29.0	30.4
	57(2045)年	28.4	32.0	34.3
62(2050)年	28.2	32.3	29.2	35.2
老年人口が年少人口を上回る年	平成10(1998)年	平成9年(1997)年	平成9(1997)年	平成9(1997)年

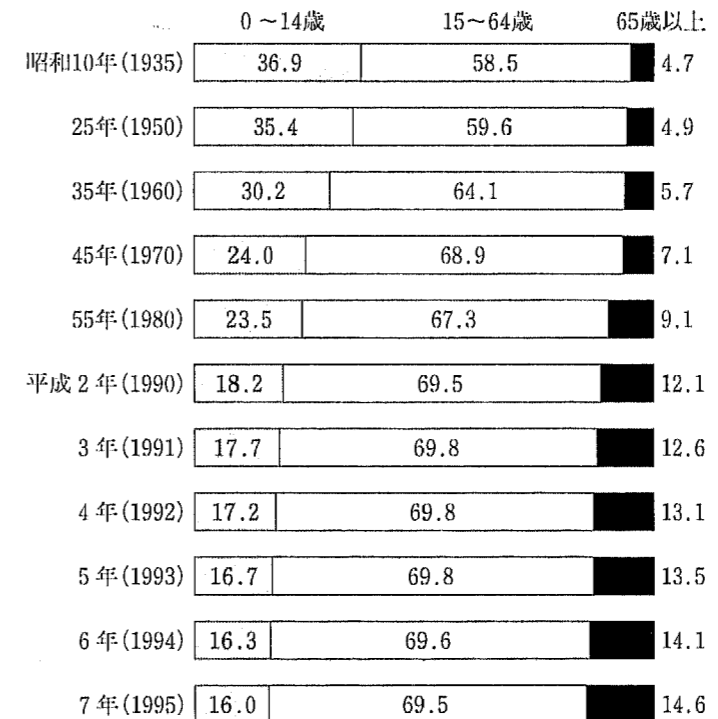
資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

第3表 年齢3区分別人口の推移

年次 (西暦)	総人口 (万人)	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和10年(1935)	6,925	36.9	58.5	4.7	63.1
25(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30(1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35(1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40(1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45(1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50(1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55(1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
60(1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
3(1991)	12,404	17.7	69.8	12.6	25.3
4(1992)	12,445	17.2	69.8	13.1	24.6
5(1993)	12,476	16.7	69.8	13.5	23.9
6(1994)	12,503	16.3	69.6	14.1	23.5
7(1995)	12,557	15.9	69.5	14.6	23.0
平成8年(1996)	12,587	15.7	69.2	15.1	22.6
12(2000)	12,689	14.7	68.1	17.2	21.5
17(2005)	12,768	14.3	66.1	19.6	21.6

資料：平成7年までは総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、平成8年以降は厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口—平成9年1月推計—」の中位推計値。

〈年齢別人口の割合の推移〉



(小数第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第4表 総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別)

(単位 千人)

年齢階級	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	125,570	61,574	63,996	124,299	60,919	63,380
0～4歳	5,995	3,070	2,925	5,950	3,047	2,903
5～9	6,541	3,350	3,191	6,493	3,326	3,168
10～14	7,478	3,827	3,651	7,425	3,800	3,625
15～19	8,558	4,386	4,172	8,492	4,352	4,140
20～24	9,895	5,041	4,854	9,765	4,980	4,785
25～29	8,788	4,452	4,336	8,614	4,370	4,245
30～34	8,126	4,114	4,013	7,969	4,035	3,934
35～39	7,822	3,946	3,876	7,709	3,889	3,820
40～44	9,006	4,527	4,479	8,917	4,482	4,435
45～49	10,618	5,328	5,290	10,545	5,290	5,255
50～54	8,922	4,422	4,500	8,868	4,394	4,474
55～59	7,953	3,907	4,047	7,912	3,886	4,027
60～64	7,475	3,612	3,863	7,446	3,598	3,848
65～69	6,396	2,999	3,397	6,373	2,987	3,386
70～74	4,695	1,942	2,754	4,675	1,931	2,743
75～79	3,289	1,260	2,029	3,277	1,254	2,022
80～84	2,301	824	1,476	2,294	822	1,472
85～89	1,137	362	775	1,134	361	773
90歳以上	443	117	326	442	117	325
不詳	131	89	42	—	—	—
(再掲)						
0～14歳	20,014	10,247	9,767	19,867	10,172	9,695
15～64	87,165	43,735	43,430	86,237	43,274	42,963
65歳以上	18,261	7,504	10,757	18,194	7,473	10,722

資料：総務庁統計局「平成7年国勢調査」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計)

年次	人口(単位 1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成7(1995)年	125,570	20,033	87,260	18,277	16.0	69.5	14.6
8(1996)	125,869	19,707	87,158	19,004	15.7	69.2	15.1
9(1997)	126,178	19,422	87,014	19,743	15.4	69.0	15.6
10(1998)	126,492	19,171	86,848	20,473	15.2	68.7	16.2
11(1999)	126,813	18,969	86,688	21,156	15.0	68.4	16.7
12(2000)	127,140	18,850	86,419	21,870	14.8	68.0	17.2
13(2001)	127,469	18,821	86,039	22,609	14.8	67.5	17.7
14(2002)	127,796	18,845	85,652	23,299	14.7	67.0	18.2
15(2003)	128,113	18,927	85,281	23,905	14.8	66.6	18.7
16(2004)	128,413	19,062	84,977	24,373	14.8	66.2	19.0
17(2005)	128,690	19,242	84,443	25,006	15.0	65.6	19.4
18(2006)	128,938	19,443	83,747	25,748	15.1	65.0	20.0
19(2007)	129,150	19,641	83,017	26,492	15.2	64.3	20.5
20(2008)	129,322	19,854	82,323	27,145	15.4	63.7	21.0
21(2009)	129,450	20,037	81,603	27,810	15.5	63.0	21.5
22(2010)	129,531	20,219	81,187	28,126	15.6	62.7	21.7
23(2011)	129,563	20,359	80,893	28,311	15.7	62.4	21.9
24(2012)	129,544	20,456	79,856	29,232	15.8	61.6	22.6
25(2013)	129,473	20,501	78,762	30,209	15.8	60.8	23.3
26(2014)	129,349	20,490	77,694	31,166	15.8	60.1	24.1
27(2015)	129,175	20,424	76,868	31,883	15.8	59.5	24.7
28(2016)	128,952	20,307	76,224	32,421	15.7	59.1	25.1
29(2017)	128,680	20,144	75,719	32,817	15.7	58.8	25.5
30(2018)	128,364	19,944	75,333	33,087	15.5	58.7	25.8
31(2019)	128,005	19,714	75,065	33,226	15.4	58.6	26.0
32(2020)	127,608	19,464	74,809	33,335	15.3	58.6	26.1
33(2021)	127,176	19,202	74,609	33,365	15.1	58.7	26.2
34(2022)	126,715	18,938	74,479	33,297	14.9	58.8	26.3
35(2023)	126,229	18,680	74,307	33,242	14.8	58.9	26.3
36(2024)	125,723	18,434	74,087	33,202	14.7	58.9	26.4
37(2025)	125,201	18,207	73,878	33,116	14.5	59.0	26.5
38(2026)	124,667	18,003	73,666	32,999	14.4	59.1	26.5
39(2027)	124,126	17,827	73,413	32,886	14.4	59.1	26.5
40(2028)	123,578	17,681	73,094	32,803	14.3	59.1	26.5
41(2029)	123,027	17,566	72,720	32,740	14.3	59.1	26.6
42(2030)	122,473	17,483	72,223	32,768	14.3	59.0	26.8
43(2031)	121,918	17,429	72,008	32,480	14.3	59.1	26.6
44(2032)	121,362	17,403	71,416	32,542	14.3	58.8	26.8
45(2033)	120,805	17,402	70,805	32,597	14.4	58.6	27.0
46(2034)	120,248	17,422	70,145	32,680	14.5	58.3	27.2

年次	人口 (単位 1,000人)			割合 (%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成47(2035)年	119,689	17,458	69,445	32,787	14.6	58.0	27.4
48(2036)	119,129	17,504	68,683	32,942	14.7	57.7	27.7
49(2037)	118,568	17,556	67,872	33,139	14.8	57.2	27.9
50(2038)	118,004	17,608	67,018	33,379	14.9	56.8	28.3
51(2039)	117,438	17,654	66,190	33,595	15.0	56.4	28.6
52(2040)	116,868	17,690	65,452	33,726	15.1	56.0	28.9
53(2041)	116,293	17,711	64,786	33,796	15.2	55.7	29.1
54(2042)	115,713	17,715	64,216	33,782	15.3	55.5	29.2
55(2043)	115,131	17,700	63,698	33,733	15.4	55.3	29.3
56(2044)	114,546	17,663	63,252	33,631	15.4	55.2	29.4
57(2045)	113,959	17,606	62,855	33,497	15.4	55.2	29.4
58(2046)	113,369	17,529	62,531	33,310	15.5	55.2	29.4
59(2047)	112,772	17,433	62,230	33,109	15.5	55.2	29.4
60(2048)	112,170	17,321	61,940	32,909	15.4	55.2	29.3
61(2049)	111,566	17,195	61,670	32,701	15.4	55.3	29.3
62(2050)	100,496	13,139	54,904	32,454	13.1	54.6	32.3
63(2051)	99,638	13,004	54,476	32,159	13.1	54.7	32.3
64(2052)	98,779	12,866	54,070	31,842	13.0	54.7	32.2
65(2053)	97,917	12,728	53,694	31,495	13.0	54.8	32.2
66(2054)	97,054	12,591	53,350	31,113	13.0	55.0	32.1
67(2055)	96,188	12,457	53,033	30,698	13.0	55.1	31.9
68(2056)	95,320	12,327	52,728	30,265	12.9	55.3	31.8
69(2057)	94,451	12,203	52,415	29,832	12.9	55.5	31.6
70(2058)	93,582	12,087	52,114	29,381	12.9	55.7	31.4
71(2059)	92,713	11,978	51,789	28,946	12.9	55.9	31.2
72(2060)	91,848	11,878	51,467	28,503	12.9	56.0	31.0
73(2061)	90,988	11,788	51,114	28,087	13.0	56.2	30.9
74(2062)	90,135	11,707	50,749	27,679	13.0	56.3	30.7
75(2063)	89,291	11,636	50,371	27,284	13.0	56.4	30.6
76(2064)	88,458	11,573	49,978	26,907	13.1	56.5	30.4
77(2065)	87,636	11,520	49,567	26,550	13.1	56.6	30.3
78(2066)	86,832	11,472	49,142	26,217	13.2	56.6	30.2
79(2067)	86,041	11,429	48,706	25,906	13.3	56.6	30.1
80(2068)	85,267	11,389	48,261	25,617	13.4	56.6	30.0
81(2069)	84,511	11,352	47,811	25,348	13.4	56.6	30.0
82(2070)	83,773	11,316	47,359	25,098	13.5	56.5	30.0
83(2071)	83,055	11,281	46,909	24,865	13.6	56.5	29.9
84(2072)	82,355	11,244	46,464	24,647	13.7	56.4	29.9
85(2073)	81,674	11,206	46,026	24,442	13.7	56.4	29.9
86(2074)	81,012	11,166	45,598	24,248	13.8	56.3	29.9

年次	人口 (単位 1,000人)			割合 (%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成87(2075)年	80,368	11,122	45,183	24,063	13.8	56.2	29.9
88(2076)	79,741	11,075	44,780	23,886	13.9	56.2	30.0
89(2077)	79,130	11,024	44,393	23,713	13.9	56.1	30.0
90(2078)	78,533	10,969	44,021	23,543	14.0	56.1	30.0
91(2079)	77,948	10,910	43,666	23,372	14.0	56.0	30.0
92(2080)	77,375	10,849	43,326	23,200	14.0	56.0	30.0
93(2081)	76,812	10,784	43,002	23,025	14.0	56.0	30.0
94(2082)	76,258	10,718	42,694	22,846	14.1	56.0	30.0
95(2083)	75,712	10,650	42,399	22,662	14.1	56.0	29.9
96(2084)	75,172	10,581	42,118	22,473	14.1	56.0	29.9
97(2085)	74,640	10,513	41,849	22,278	14.1	56.1	29.8
98(2086)	74,114	10,446	41,589	22,079	14.1	56.1	29.8
99(2087)	73,594	10,381	41,337	21,876	14.1	56.2	29.7
100(2088)	73,080	10,319	41,090	21,670	14.1	56.2	29.7
101(2089)	72,571	10,260	40,847	21,464	14.1	56.3	29.6
102(2090)	72,068	10,204	40,606	21,257	14.2	56.3	29.5
103(2091)	71,570	10,153	40,365	21,052	14.2	56.4	29.4
104(2092)	71,077	10,106	40,122	20,850	14.2	56.4	29.3
105(2093)	70,590	10,063	39,877	20,651	14.3	56.5	29.3
106(2094)	70,109	10,025	39,628	20,456	14.3	56.5	29.2
107(2095)	69,635	9,991	39,377	20,267	14.3	56.5	29.1
108(2096)	69,166	9,960	39,123	20,083	14.4	56.6	29.0
109(2097)	68,705	9,934	38,866	19,905	14.5	56.6	29.0
110(2098)	68,251	9,910	38,607	19,734	14.5	56.6	28.9
111(2099)	67,804	9,888	38,347	19,569	14.6	56.6	28.9
112(2100)	67,366	9,869	38,088	19,409	14.6	56.5	28.8

資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」



第6表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増加	
		実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
昭和15年(1940)	*71,933,000	2,115,867	29.4	1,186,595	16.5	929,272	12.9
22(1947)	*78,101,473	2,678,792	34.3	1,138,238	14.6	1,540,554	19.7
25(1950)	*84,114,574	2,337,507	27.1	904,876	10.8	1,432,631	17.0
30(1955)	*90,076,594	1,730,692	19.4	693,523	7.7	1,037,169	11.5
35(1960)	*94,301,623	1,606,041	17.2	706,599	7.5	899,442	9.5
40(1965)	*99,209,137	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.3
45(1970)	*104,665,171	1,934,239	18.8	712,962	6.8	1,221,277	11.7
50(1975)	*111,939,643	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.7
55(1980)	*117,060,396	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56(1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57(1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58(1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59(1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60(1985)	*121,048,923	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61(1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62(1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63(1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2(1990)	*122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3(1991)	123,102,184	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4(1992)	123,475,936	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5(1993)	123,787,597	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6(1994)	124,068,906	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9
7(1995)	*125,570,246	1,187,067	9.5	922,139	7.3	264,925	2.1

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、\*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は総人口  
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は死亡(実数)の再掲である。4 死産とは妊娠満12週以後のものである。  
 値である。) 6 婚姻・離婚の実数は件数を示す。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、総務庁統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率(出生千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
190,509	90.0	102,034	46.0	...	...	666,575	9.3	48,556	0.68
205,360	76.7	123,837	44.2	...	...	934,170	12.0	79,551	1.02
140,515	60.1	216,974	84.9	108,843	46.6	715,081	8.6	83,689	1.01
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	30,274	19.5	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	28,204	18.3	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	25,925	16.9	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	25,149	16.6	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	22,379	15.4	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	20,389	14.6	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	18,699	13.7	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	16,848	12.7	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	15,183	12.1	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	10,426	8.5	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	9,888	8.1	754,441	6.1	179,191	1.45
5,169	4.3	45,090	36.6	9,226	7.7	792,658	6.4	188,297	1.52
5,261	4.2	42,962	33.5	9,286	7.5	782,738	6.3	195,106	1.57
5,054	4.3	39,403	32.4	8,412	6.9	791,888	6.3	199,016	1.58

(日本に定住している外国人を含む)であり昭和45年以降は日本人人口である。2 昭和15年以前、昭和50年以降は沖縄県を含む。  
 5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和50年以前は、妊娠満28週以後の数

第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）

	昭和22年 (1947)	25~27 (1950 ~1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
男											
歳											
0	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.09	76.25	76.57	76.36
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.61	71.74	72.07	71.85
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.68	66.81	67.14	66.93
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	56.91	57.02	57.35	57.15
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.29	47.39	47.72	47.53
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.70	37.80	38.13	37.94
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.51	28.61	28.92	28.73
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.08	20.17	20.44	20.26
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.78	12.91	13.14	12.97
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	6.94	7.09	7.28	7.14
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	4.86	5.09	5.25	5.09
90	...	...	...	...	...	3.28	3.51	3.30	3.60	3.73	3.56
95~	...	...	...	...	...	...	...	2.18	2.52	2.62	2.46
女											
歳											
0	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.22	82.51	82.98	82.84
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	77.67	77.96	78.41	78.28
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	72.72	73.02	73.46	73.34
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	62.84	63.13	63.56	63.46
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.03	53.30	53.74	53.64
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.29	43.55	44.00	43.91
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	33.79	34.07	34.49	34.42
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	24.67	24.94	25.34	25.30
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.13	16.40	16.78	16.75
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	8.88	9.18	9.46	9.47
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.11	6.50	6.72	6.74
90	...	...	...	...	...	3.82	4.18	3.98	4.45	4.63	4.64
95~	...	...	...	...	...	...	...	2.47	2.96	3.09	3.10

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」とよんでいる。

2 平成2年までは完全生命表による。昭和40年以前は、沖縄県を除く値である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「完全生命表」、「平成4年簡易生命表」、「平成5年簡易生命表」、「平成6年簡易生命表」、「平成7年簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移

死因名	昭和25年 (1950)	30 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
悪性新生物	77.4	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	177.2	187.8	190.4	196.4	211.5
心疾患	64.2	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	134.8	142.2	145.6	128.6	111.8
脳血管疾患	127.1	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	99.4	95.6	96.0	96.9	117.8
肺炎	93.2	38.4	40.2	30.4	27.1	27.4	28.4	37.5	55.6	60.2	65.5	67.2	64.0
不慮の事故	39.5	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	26.2	28.1	28.0	29.1	36.4
自殺	19.6	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	16.4	16.9	16.6	16.9	17.2
肝疾患	6.8	13.2	14.3	13.9	16.6	16.3	16.3	16.5	16.1	16.3	16.1	15.6	13.7
結核	146.4	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	3.0	2.7	2.6	2.5	2.6

(注) 1 平成7年(1995)は概数。

2 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年からICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更した。

また、「不慮の事故」は、従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

なお、「肺炎」及び「肝疾患」の数値は新分類により遡及した。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年(1935)	全結核	190.8	肺炎及び気管支炎	186.7	胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0
15(1940)	全結核	212.9	肺炎及び気管支炎	185.8	脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5
22(1947)	全結核	187.2	肺炎及び気管支炎	174.8	胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3
25(1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30(1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35(1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び気管支炎	49.3
40(1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45(1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50(1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55(1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び気管支炎	33.7	老衰	27.6
60(1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び気管支炎	42.7	不慮の事故及び有害作用	24.6
平成2年(1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び気管支炎	60.7	不慮の事故及び有害作用	26.2
3(1991)	悪性新生物	181.7	心疾患	137.2	脳血管疾患	96.2	肺炎及び気管支炎	62.0	不慮の事故及び有害作用	26.9
4(1992)	悪性新生物	187.8	心疾患	142.2	脳血管疾患	95.6	肺炎及び気管支炎	65.0	不慮の事故及び有害作用	28.1
5(1993)	悪性新生物	190.4	心疾患	145.6	脳血管疾患	96.0	肺炎及び気管支炎	70.6	不慮の事故及び有害作用	28.0
6(1994)	悪性新生物	196.4	心疾患	128.6	脳血管疾患	96.9	肺炎及び気管支炎	72.4	不慮の事故及び有害作用	29.1
7(1995)	悪性新生物	211.5	脳血管疾患	117.8	心疾患	111.8	肺炎	64.0	不慮の事故	36.4

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。  
 2 平成7年(1995)は概数。  
 3 平成7年からICD-10の死因分類が適用され、それによって「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。  
 4 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったが、これは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

区 分	平成2年(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
推計数(千世帯)	40,273	40,506	41,210	41,826	42,069	40,770
雇用者・自営業者等の世帯	36,995	37,416	38,072	38,982	39,085	37,883
常雇者世帯	23,448	23,868	24,217	24,908	24,509	23,750
臨時雇用者世帯	626	632	445	623	646	667
日雇労働者世帯	385	315	201	279	264	229
自営業者世帯	5,750	5,663	5,735	5,626	5,796	5,692
その他の世帯	6,786	6,938	7,474	7,546	7,869	7,544
農耕世帯	3,278	3,090	3,138	2,844	2,984	2,887
構成割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	91.9	92.4	92.4	93.2	92.9	92.9
常雇者世帯	58.2	58.9	58.8	59.6	58.3	58.3
臨時雇用者世帯	1.6	1.6	1.1	1.5	1.5	1.6
日雇労働者世帯	1.0	0.8	0.5	0.7	0.6	0.6
自営業者世帯	14.3	14.0	13.9	13.5	13.8	14.0
その他の世帯	16.8	17.1	18.1	18.0	18.7	18.5
農耕世帯	8.1	7.6	7.6	6.8	7.1	7.1

(注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯  
 2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯  
 3 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別に見た世帯数と構成割合の年次推移

年次	総数	被保護世帯	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯
		推計数(単位：千世帯)				
昭和30年('55)	18,963	479	4,260	8,090		6,135
35('60)	22,476	427	8,362	11,700		1,987
40('65)	25,940	364	8,746	12,874	3,153	802
45('70)	29,887	423	9,460	15,552	3,978	473
50('75)	32,877	414	9,867	18,218	3,870	509
55('80)	35,338	440	11,488	18,642	4,410	358
60('85)	37,226	474	11,803	19,234	5,301	414
平成2年('90)	40,273	407	12,575	20,644	6,111	535
4('92)	41,210	378	12,704	21,178	6,550	400
5('93)	41,826	391	12,566	22,026	6,399	445
6('94)	42,069	363	13,072	21,666	6,527	442
7('95)	40,770	342	13,057	20,600	6,437	335
		構成割合(単位：%)				
昭和30年('55)	100.0	2.5	22.5	42.7		32.4
35('60)	100.0	1.9	37.2	52.1		8.8
40('65)	100.0	1.4	33.7	49.6	12.2	3.1
45('70)	100.0	1.4	31.7	52.0	13.3	1.6
50('75)	100.0	1.3	30.0	55.4	11.8	1.6
55('80)	100.0	1.2	32.5	52.8	12.5	1.0
60('85)	100.0	1.3	31.7	51.7	14.2	1.1
平成2年('90)	100.0	1.0	31.2	51.3	15.2	1.3
4('92)	100.0	0.9	30.8	51.4	15.9	1.0
5('93)	100.0	0.9	30.0	52.7	15.3	1.1
6('94)	100.0	0.9	31.1	51.5	15.5	1.0
7('95)	100.0	0.8	32.0	50.5	15.8	0.8

(注) 1 国保加入世帯 被保護世帯以外の世帯で国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯。  
 2 被用者保険加入世帯 被保護世帯以外の世帯で健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯。  
 3 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	高齢者世帯	推計数 (単位：千世帯)		
			母子世帯	父子世帯	その他の世帯
昭和40年('65)	25,940	799	335	24,806	
45 ('70)	29,887	1,196	369	28,321	
50 ('75)	32,877	1,619	371	64	30,823
55 ('80)	35,338	2,424	452	97	32,365
60 ('85)	37,226	3,110	506	99	33,511
平成2年('90)	40,273	4,195	540	102	35,435
4 ('92)	41,210	4,881	478	86	35,765
5 ('93)	41,826	5,185	493	83	36,065
6 ('94)	42,069	5,535	491	90	35,953
7 ('95)	40,770	5,616	482	84	34,588
構成割合 (単位：%)					
昭和40年('65)	100.0	3.1	1.3	95.6	
45 ('70)	100.0	4.0	1.2	94.8	
50 ('75)	100.0	4.9	1.1	0.2	93.8
55 ('80)	100.0	6.9	1.3	0.3	91.6
60 ('85)	100.0	8.4	1.4	0.3	90.0
平成2年('90)	100.0	10.4	1.3	0.3	88.0
4 ('92)	100.0	11.8	1.2	0.2	86.8
5 ('93)	100.0	12.4	1.2	0.2	86.2
6 ('94)	100.0	13.2	1.2	0.2	85.5
7 ('95)	100.0	13.8	1.2	0.2	84.8

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

年次	総数	推計数 (単位：千世帯)						平均世帯人員
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	
昭和40年('65)	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75
45 ('70)	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,896	3.45
50 ('75)	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35
55 ('80)	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
60 ('85)	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
平成2年('90)	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
4 ('92)	41,210	8,974	9,072	7,595	8,646	4,047	2,875	2.99
5 ('93)	41,826	9,320	9,424	7,556	8,765	4,037	2,724	2.96
6 ('94)	42,069	9,201	9,809	7,833	8,465	4,055	2,705	2.95
7 ('95)	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
構成割合 (単位：%)								
昭和40年('65)	100.0	17.8	12.4	15.6	19.9	15.2	19.0	・
45 ('70)	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.0	・
50 ('75)	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	・
55 ('80)	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	・
60 ('85)	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	・
平成2年('90)	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	・
4 ('92)	100.0	21.8	22.0	18.4	21.0	9.8	7.0	・
5 ('93)	100.0	22.3	22.5	18.1	21.0	9.7	6.5	・
6 ('94)	100.0	21.9	23.3	18.6	20.1	9.6	6.4	・
7 ('95)	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	・

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	単身世帯			核家族世帯			三世帯世帯	その他の世帯
		総数	住み込み 寄宿舍等	その他	総数	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯		
推計数 (単位：千世帯)									
昭和40年('65)	25,940	4,627	2,550	2,076	14,241	2,234	12,007	7,074	
45 ('70)	29,887	5,542	2,514	3,028	17,028	3,196	12,301	1,531	5,739
50 ('75)	32,877	5,991	2,248	3,743	19,304	3,877	14,043	1,385	5,548
55 ('80)	35,338	6,402	1,643	4,759	21,318	4,619	15,220	1,480	5,714
60 ('85)	37,226	6,850	1,647	5,204	22,744	5,423	15,604	1,718	5,672
平成2年('90)	40,273	8,446	1,664	6,782	24,154	6,695	15,398	2,060	5,428
4 ('92)	41,210	8,974	1,636	7,338	24,317	7,071	15,247	1,998	5,390
5 ('93)	41,826	9,320	1,451	7,868	24,836	7,393	15,291	2,152	5,342
6 ('94)	42,069	9,201	1,383	7,818	25,103	7,784	15,194	2,125	5,361
7 ('95)	40,770	9,213	1,385	7,828	23,997	7,488	14,398	2,112	5,082
構成割合 (単位：%)									
昭和40年('65)	100.0	17.8	9.8	8.0	54.9	8.6	46.3	27.3	
45 ('70)	100.0	18.5	8.4	10.1	57.0	10.7	41.2	5.1	19.2
50 ('75)	100.0	18.2	6.8	11.4	58.7	11.8	42.7	4.2	16.9
55 ('80)	100.0	18.1	4.6	13.5	60.3	13.1	43.1	4.2	16.2
60 ('85)	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	4.6	15.2
平成2年('90)	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	5.1	13.5
4 ('92)	100.0	21.8	4.0	17.8	59.0	17.2	37.0	4.8	13.1
5 ('93)	100.0	22.3	3.5	18.8	59.4	17.7	36.6	5.1	12.8
6 ('94)	100.0	21.9	3.3	18.6	59.7	18.5	36.1	5.1	12.7
7 ('95)	100.0	22.6	3.4	19.2	58.9	18.4	35.3	5.2	12.5

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

年次	全世帯数	65歳以上の者のいる世帯							
		総数	全世帯に しめる割合 (%)	単身世帯	夫婦のみの世帯		夫婦(片親) と未婚の子 みの世帯	三世帯世帯	その他の世帯
					総数	一方が65歳未満の世帯			
推計数 (単位：千世帯)									
昭和50年('75)	32,877	7,118	21.7	611	931	...	683	3,871	1,023
55 ('80)	35,338	8,495	24.0	910	1,379	657	722	891	4,254
60 ('85)	37,226	9,400	25.3	1,131	1,795	799	996	1,012	4,313
平成2年('90)	40,273	10,816	26.9	1,613	2,314	914	1,400	1,275	4,270
4 ('92)	41,210	11,884	28.8	1,865	2,706	1,002	1,704	1,439	4,348
5 ('93)	41,826	12,187	29.1	1,990	2,842	1,036	1,806	1,538	4,377
6 ('94)	42,069	12,853	30.6	2,110	3,084	1,079	2,006	1,602	4,491
7 ('95)	40,770	12,695	31.1	2,199	3,075	1,024	2,050	1,636	4,232
構成割合 (単位：%)									
昭和50年('75)	・	100.0	・	8.6	13.1	...	...	9.6	54.4
55 ('80)	・	100.0	・	10.7	16.2	7.7	8.5	10.5	50.1
60 ('85)	・	100.0	・	12.0	19.1	8.5	10.6	10.8	45.9
平成2年('90)	・	100.0	・	14.9	21.4	8.4	12.9	11.8	39.5
4 ('92)	・	100.0	・	15.7	22.8	8.4	14.3	12.1	36.6
5 ('93)	・	100.0	・	16.3	23.3	8.5	14.8	12.6	35.9
6 ('94)	・	100.0	・	16.4	24.0	8.4	15.6	12.4	34.9
7 ('95)	・	100.0	・	17.3	24.2	8.1	16.1	12.9	33.3

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

## 第2節 社会保障関係総費用

第16表 社会保障関係総費用の推移

(単位 百万円)

区 分		平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	
実 支 出	広義の 社会保 障	公 的 扶 助	1,395,873	1,351,510	1,345,393	1,353,310	1,388,183	1,428,071
		社 会 福 祉	2,242,570	2,428,482	2,587,988	2,899,370	3,082,439	3,482,865
		社 会 保 険	39,766,811	42,136,524	44,877,769	48,315,469	51,271,000	54,421,008
		公衆衛生及び医療	2,703,576	2,819,249	2,960,681	4,036,812	5,417,854	4,795,723
		老 人 保 健	5,655,098	6,036,690	6,532,778	7,076,649	7,590,688	8,322,833
	小 計	47,963,995	51,094,379	54,108,918	59,210,148	63,881,353	67,153,077	
	恩 給 戦 争 犠 牲 者 援 護 累 計	恩 給	1,895,192	1,871,064	1,857,190	1,849,745	1,827,735	1,788,821
		戦 争 犠 牲 者 援 護	398,852	361,995	351,650	348,897	347,236	354,669
		累 計	50,258,039	53,327,438	56,317,758	61,408,790	66,056,324	69,296,567
	社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 小 計	住 宅 等	246,553	458,994	487,134	669,517	1,107,540	903,428
雇 用 (失 業) 対 策		88,526	84,967	79,490	73,775	69,097	64,414	
小 計		335,079	543,961	566,624	743,292	1,176,637	967,842	
社会保障及び関連制度合計		50,593,118	53,871,399	56,884,382	62,152,082	67,232,961	70,264,409	

実 収 入	広義の 社会保 障	公 的 扶 助	1,395,873	1,351,510	1,345,393	1,353,310	1,388,183	1,428,071
		社 会 福 祉	2,245,909	2,435,358	2,597,813	2,914,547	3,093,737	3,485,982
		社 会 保 険	52,151,617	56,699,506	61,075,774	63,511,491	65,596,991	67,162,317
		公衆衛生及び医療	2,703,867	2,819,558	2,961,133	4,037,131	5,418,049	4,795,890
		老 人 保 健	5,691,036	6,197,719	6,516,893	6,983,249	7,567,576	8,273,158
	小 計	60,388,369	65,825,575	70,301,315	74,328,267	78,195,725	79,847,996	
	恩 給 戦 争 犠 牲 者 援 護 累 計	恩 給	1,895,192	1,871,064	1,857,190	1,849,745	1,827,735	1,788,821
		戦 争 犠 牲 者 援 護	398,852	361,995	351,650	348,897	347,236	354,669
		累 計	62,682,413	68,058,634	72,510,155	76,526,909	80,370,696	81,991,486
	社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 小 計	住 宅 等	246,553	458,994	487,134	669,517	1,107,540	903,428
雇 用 (失 業) 対 策		88,526	84,967	79,490	73,775	69,097	64,414	
小 計		335,079	543,961	566,624	743,292	1,176,637	967,842	
社会保障及び関連制度合計		63,017,492	68,602,595	73,076,779	77,270,201	81,547,333	82,959,328	

(注) 実支出、実収入の「小計」、「累計」、「社会保障及び関連制度合計」の数値は老人保健拠出金が「社会保険」と「老人保健」で重複しているため、重複相当分を控除して計上した。

第17表 社会保障関係国庫負担の推移

(単位 百万円)

区 分		平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	
広義の 社会保 障	狭義の 社会保 障	公 的 扶 助	1,053,828	1,016,408	1,011,548	1,017,718	1,043,693	1,073,905
		社 会 福 祉	1,238,292	1,326,445	1,414,880	1,536,500	1,628,803	1,821,375
		社 会 保 険	9,057,198	8,026,168	8,597,697	8,919,250	9,268,480	9,445,534
		公衆衛生及び医療	1,609,958	1,712,047	1,797,306	2,355,503	3,058,648	2,955,833
		老 人 保 健	1,111,762	1,212,503	1,300,312	1,471,375	1,559,100	1,695,994
	小 計	14,071,038	13,293,571	14,121,743	15,300,346	16,558,724	16,992,641	
	恩 給 戦 争 犠 牲 者 援 護 累 計	恩 給	1,697,394	1,687,902	1,679,801	1,678,250	1,662,882	1,632,862
		戦 争 犠 牲 者 援 護	398,154	361,157	350,058	347,805	345,991	353,397
		累 計	16,166,586	15,342,630	16,151,602	17,326,401	18,567,597	18,978,900
	社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 小 計	住 宅 等	246,553	262,806	275,029	380,340	602,587	549,908
雇 用 (失 業) 対 策		52,835	47,394	43,817	40,075	36,773	35,019	
小 計		299,388	310,200	318,846	420,415	639,360	584,927	
社会保障及び関連制度合計		16,465,974	15,652,830	16,470,448	17,746,816	19,206,957	19,568,828	

第18表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較

(単位 %)

区 分		平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	
社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 小 計	狭義の社会保険	実支出	15.0	14.8	15.0	16.0	17.1	18.0
		実収入	18.9	19.0	19.5	20.1	21.0	21.4
	広義の社会保険	実支出	15.7	15.4	15.7	16.6	17.7	18.6
		実収入	19.6	19.7	20.2	20.7	21.6	22.0
	社会保障及び関連制度合計	実支出	15.8	15.6	15.8	16.8	18.0	18.8
		実収入	19.7	19.8	20.3	20.9	21.9	22.2
国 庫 家 計 財 政 合 計 占 有 率	狭義の社会保険	21.4	19.2	20.0	21.7	22.0	23.1	
	広義の社会保険	24.5	22.1	22.9	24.6	24.7	25.8	
	社会保障及び関連制度合計	25.0	22.6	23.3	25.2	25.6	26.6	

(注) 1 国民所得は経済企画庁「国民経済計算年報」による。

2 国家財政は一般会計決算額を用いた。



第20表 平成6年度社会保険収支(決算)(保険の種類、収入、支出の種類別)

(単位 百万円)

区分	実 支 出							合 計	実 庫 担
	医 療 給 付 費	そ の 他 給 付 費	施 設 整 備 費	施 設 運 営 費	事 務 費	拠 出 金	そ の 他		
社会保険合計	13,618,500	32,317,030	398,420	168,563	982,566	5,297,424	1,630,505	(49,123,584) 54,421,008	9,445,534
16 政府管掌健康保険	4,037,937	436,243	66,454	79,166	73,676	1,988,018	65,077	6,746,571	864,202
17 組合管掌健康保険	3,017,731	437,275	72,890	65,140	135,191	1,663,881	122,168	5,514,276	5,618
19 国民健康保険	5,145,997	106,206	51,646	—	207,398	1,863,036	218,500	7,592,784	2,885,007
20 厚生年金保険	—	13,833,887	77,189	1,879	91,915	6,317,128	2,181,232	22,503,230	3,023,541
21 厚生年金基金	—	905,979	2,764	7,897	59,464	—	147,132	1,123,236	59,226
22 国民年金	—	6,755,439	9,515	—	181,680	—	3,521,990	10,468,624	1,436,849
23 農業者年金基金	—	206,369	—	—	5,307	—	1,538	213,214	112,874
24 雇用保険	—	1,895,780	92,004	—	91,115	—	287,332	2,366,231	249,850
25 政府職員等失業 者退職手当	—	1,013	—	—	5	—	—	1,018	1,018
26 労働者災害 補償保険	278,680	735,811	20,343	13,915	98,263	—	111,990	1,259,001	1,307
27 公務災害補償	13,088	18,769	—	—	498	—	1	32,355	—
28 船員保険	36,959	26,231	3,616	566	3,205	17,377	947	88,901	6,196
29 国家公務員等 共済組合 (各省各庁組合)	219,472	1,548,747	—	—	7,520	753,332	9,364	2,538,436	724,411
30 国家公務員等 共済組合 (適用法人組合)	103,664	1,278,691	—	—	4,217	348,268	6,873	1,741,713	567
31 地方公務員等 共済組合	673,451	3,663,842	—	—	25,952	2,176,604	421,282	6,961,129	—
32 私立学校教職員 共済組合	91,521	153,693	—	—	3,884	209,980	2,812	461,890	26,423
33 農林漁業団体 職員共済組合	—	313,055	—	—	3,277	215,484	486	532,303	48,445

(注) 1 「20 厚生年金保険」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」  
 2 「22 国民年金」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、  
 3 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、  
 4 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」の( )内の数字は、老人保健拠出金を控除した額である。

地方負担	収 入				実収入と 実支出との 差 額	実支出以外の支出		実収入以外の収入		
	保 険 料	運 取 入 金	そ の 他	合 計		借 入 金 還 償	積 立 金 等 入 金	借 入 金 受 入	積 立 金 受 入	前 年 度 繰 入 金 受 入
2,471,870	44,943,484	9,177,789	1,123,841	67,162,317	12,741,309	1,480,447	19,956,893	1,479,877	1,019,599	6,196,555
—	5,537,136	56,566	24,133	6,482,038	△264,533	1,479,228	—	1,479,228	264,533	—
—	5,130,305	—	251,256	5,387,180	△127,096	1,219	198,553	649	212,340	113,880
626,437	3,013,491	—	979,768	7,504,703	△88,081	—	303,820	—	59,687	332,215
—	16,339,805	5,262,117	4,542,418	29,167,881	6,664,650	—	6,664,650	—	—	—
—	2,962,788	1,148,450	5,048	4,175,513	3,052,277	—	5,373,230	—	—	2,320,953
—	1,729,585	396,494	7,509,093	11,072,020	603,396	—	1,869,981	—	—	1,266,585
—	68,173	13,942	4	194,994	△18,221	—	—	—	—	18,221
—	1,764,536	272,482	8,939	2,295,807	△70,424	—	200,404	—	250,000	20,828
—	—	—	—	1,018	0	—	—	—	—	—
—	1,692,658	217,243	23,073	1,934,281	675,280	—	911,267	—	233,040	2,947
—	32,080	—	1,106	33,186	831	—	831	—	—	—
—	95,594	4,203	5,138	111,131	22,230	—	23,002	—	—	772
—	1,175,817	346,257	634,961	2,881,445	343,010	—	343,010	—	—	—
—	1,249,721	110,129	521,113	1,881,531	139,818	—	139,818	—	—	—
1,837,002	3,546,889	1,160,026	2,019,200	8,563,116	1,601,987	—	1,719,905	—	—	117,919
8,431	335,045	103,683	131,761	605,343	143,453	—	2,145,690	—	—	2,002,236
—	269,859	86,197	190,532	595,033	62,731	—	62,731	—	—	—

には、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。  
 基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。  
 退職者給付拠出金及び日雇拠出金並びに制度間調整対象給付・基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。

第21表 社会保障関係総費用（実支出）の推移（事項小分類別）

（単位 百万円）

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
I 公 的 扶 助						
1 生 活 保 護	1,395,873	1,351,510	1,345,393	1,353,310	1,388,183	1,428,071
II 社 会 福 祉	3,242,570	2,428,482	2,587,988	2,899,370	3,082,439	3,482,865
2 身 体 障 害 者 福 祉	115,568	127,134	136,642	157,784	173,386	184,100
3 精 神 薄 弱 者 福 祉	195,916	227,431	251,831	296,654	316,990	326,826
4 老 人 福 祉	573,421	646,150	735,470	852,333	961,553	1,071,310
6 児 童 福 祉	573,254	614,558	631,743	680,424	706,036	759,641
7 心 身 障 害 児 等 対 策	209,239	224,285	230,095	239,009	249,824	240,209
8 児 童 扶 養 手 当	249,281	251,465	250,656	253,654	256,322	261,391
9 児 童 手 当	152,411	146,403	146,004	222,471	201,874	177,167
10 母 子 衛 生	19,693	20,668	19,678	20,370	21,839	23,190
11 母 子 及 び 寡 婦 福 祉	4,701	4,332	4,867	5,049	5,057	4,486
12 学 校 給 食 等	41,941	40,492	39,051	37,339	37,024	38,201
13 国 立 更 生 援 護 機 関	7,161	7,980	8,836	11,780	15,645	14,347
14 災 害 救 助	338	1,640	9,932	106	6,015	236,275
15 そ の 他 の 社 会 福 祉	99,646	115,944	123,183	122,397	130,874	145,722
III 社 会 保 険	39,766,811	42,136,524	44,877,769	48,315,469	51,271,000	54,421,008
16 政 府 管 掌 健 康 保 険	4,690,135	5,147,694	5,576,063	6,076,956	6,407,663	6,746,571
17 組 合 管 掌 健 康 保 険	4,057,880	4,367,805	4,683,906	5,040,678	5,286,086	5,514,276
19 国 民 健 康 保 険	6,294,770	6,301,036	6,517,002	6,965,023	7,233,349	7,592,784
20 厚 生 年 金 保 険	13,378,621	16,238,356	18,066,736	19,732,613	21,123,343	22,503,230
21 厚 生 年 金 基 金	607,413	722,164	769,244	869,552	992,028	1,123,236
22 国 民 年 金	6,961,318	7,733,111	8,243,378	9,106,772	9,887,748	10,468,624
23 農 業 者 年 金 基 金	246,363	252,857	248,783	237,295	224,435	213,214
24 雇 用 保 険	1,624,599	1,509,704	1,538,242	1,783,654	2,155,968	2,366,231
25 政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	1,482	1,304	1,264	1,254	1,232	1,018
26 勞 働 者 災 害 補 償 保 険	1,057,132	1,087,774	1,131,397	1,170,704	1,230,554	1,259,001
27 公 務 災 害 補 償	26,700	27,761	29,545	30,373	31,693	32,355
28 船 員 保 険	93,370	87,739	85,414	87,962	90,948	88,901
29 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	1,740,288	2,016,625	2,196,140	2,334,456	2,424,067	2,538,436
30 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	1,413,102	1,542,368	1,614,470	1,674,845	1,705,950	1,741,713
31 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	4,360,979	5,329,294	6,000,067	6,377,122	6,625,771	6,961,129
32 私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	238,308	324,272	368,170	401,762	424,914	461,890
33 農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	289,091	380,117	430,348	469,560	495,675	532,303
IV 公 衆 衛 生 及 び 医 療	2,703,576	2,819,249	2,960,681	4,036,812	5,417,854	4,795,723
34 結 核 対 策	41,310	42,100	40,029	40,141	39,228	40,045

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
35 精 神 衛 生 事 業	75,982	75,768	69,945	72,708	74,520	80,452
36 ら い 予 防 対 策	799	792	781	783	745	730
37 伝 染 病 予 防	2,882	2,857	3,148	2,949	3,406	3,441
38 保 健 所	39,447	39,493	40,828	40,805	25,247	35,065
39 上 水 道 等 施 設 整 備	322,119	321,786	338,402	439,809	682,199	546,723
40 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	191,064	195,994	214,683	382,076	476,192	464,483
41 下 水 道 施 設 整 備	1,238,103	1,241,428	1,325,481	2,040,712	2,990,572	2,522,562
42 公 害 対 策	114,446	108,179	106,204	105,023	102,776	98,130
43 国 公 立 医 療 機 関 整 備	213,559	232,962	221,408	257,076	292,413	269,966
44 国 公 立 医 療 機 関 運 営	384,792	473,109	496,733	537,237	590,359	586,683
45 そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	79,073	84,781	103,039	117,493	140,197	147,443
V 老 人 保 健	5,655,098	6,036,690	6,532,778	7,076,649	7,590,688	8,322,833
46 医 療	5,573,000	5,943,236	6,427,503	6,956,111	7,471,650	8,195,071
47 医 療 以 外 の 保 健 事 業	82,098	93,454	105,275	120,538	119,038	127,762
狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	47,963,995	51,094,379	54,108,918	59,210,148	63,881,353	67,153,077
VI 恩 給	1,895,192	1,871,064	1,857,190	1,849,745	1,827,735	1,788,821
48 文 官 恩 給	110,449	105,524	102,693	99,815	97,179	91,152
49 地 方 公 務 員 恩 給	182,856	169,071	163,980	158,616	152,555	144,413
50 旧 軍 人 遺 族 恩 給	1,585,624	1,580,089	1,574,841	1,575,767	1,562,494	1,538,560
51 そ の 他 の 恩 給	16,263	16,380	15,676	15,547	15,507	14,696
VII 戦 争 犠 牲 者 援 護	398,852	361,995	351,650	348,897	347,236	354,669
52 戦 没 者 遺 族 年 金 等	274,146	233,785	216,782	210,326	205,701	208,640
53 戦 傷 病 者 医 療 等	5,489	5,279	5,028	4,662	4,460	4,017
54 原 爆 医 療 等	117,459	121,090	128,097	132,330	135,507	140,269
55 そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	1,758	1,841	1,743	1,579	1,568	1,743
広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	50,258,039	53,327,438	56,817,758	61,408,790	66,056,324	69,296,567
VIII 住 宅 等	246,553	458,994	487,134	669,517	1,107,540	903,428
56 第 一 種 公 営 住 宅 建 設	101,569	195,377	205,907	279,172	500,999	378,765
57 第 二 種 公 営 住 宅 建 設	77,521	141,855	160,262	249,945	421,975	398,082
58 住 宅 地 区 改 良	67,443	121,728	120,777	140,313	184,468	126,477
59 電 気 導 入	20	34	188	87	98	105
IX 雇 用 (失 業) 対 策	88,526	84,967	79,490	73,775	69,097	64,414
60 失 業 対 策 諸 事 業	37,815	27,846	23,042	16,623	12,287	8,770
61 中 高 年 齢 者 等 就 職 促 進	38,755	47,570	49,018	51,350	52,153	51,148
62 炭 鉱 離 職 者 援 護	11,040	8,662	6,538	4,858	3,690	3,460
63 そ の 他 の 雇 用 対 策	916	889	892	944	967	1,037
社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII・IX)	395,079	543,961	566,624	743,292	1,176,637	967,842
社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	50,593,118	53,871,399	56,884,382	62,152,082	67,232,961	70,264,409

(注) 第19表及び第20表の(注)参照。



第22表 社会保障関係総費用(実支出) 対前年度比(事項小分類)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
I	公 的 扶 助						
1	生 活 保 護	97.4	96.8	99.5	100.6	102.6	102.9
II	社 会 福 祉	107.1	108.3	106.6	112.0	106.3	113.0
2	身 体 障 害 者 福 祉	110.4	110.0	107.5	115.5	109.9	106.2
3	精 神 薄 弱 者 福 祉	111.7	116.1	110.7	117.8	106.9	103.1
4	老 人 福 祉	113.2	112.7	113.8	115.9	112.8	111.4
6	児 童 福 祉	104.4	107.2	102.8	107.7	103.8	107.6
7	心 身 障 害 児 等 対 策	107.3	107.2	102.6	103.9	104.5	96.2
8	児 童 扶 養 手 当	99.6	100.9	99.7	101.2	101.1	102.0
9	児 童 手 当	98.0	96.1	99.7	152.4	90.7	87.8
10	母 子 衛 生	116.6	105.0	95.2	103.5	107.2	106.2
11	母 子 及 び 寡 婦 福 祉	90.8	92.2	112.4	103.7	100.2	88.7
12	学 校 給 食 等	98.5	96.5	96.4	95.6	99.2	103.2
13	国 立 更 生 援 護 機 関	91.5	111.4	110.7	133.3	132.8	91.7
14	災 害 救 助	73.8	485.2	605.6	1.1	5,674.5	392.8
15	そ の 他 の 社 会 福 祉	118.9	116.4	106.2	99.4	106.9	111.3
III	社 会 保 険	106.3	106.0	106.5	107.7	106.1	106.1
16	政 府 管 掌 健 康 保 険	105.0	109.8	108.3	109.0	105.4	105.3
17	組 合 管 掌 健 康 保 険	104.8	107.6	107.2	107.6	104.9	104.3
19	国 民 健 康 保 険	105.6	100.1	103.4	106.9	103.9	105.0
20	厚 生 年 金 保 険	106.2	121.4	112.3	109.2	107.0	106.5
21	厚 生 年 金 基 金	118.0	118.9	106.5	113.0	114.1	113.2
22	国 民 年 金 基 金	101.8	111.1	106.6	110.5	108.6	105.9
23	農 業 者 年 金 基 金	103.4	102.6	98.4	95.4	94.6	95.0
24	雇 用 保 険	101.5	92.9	101.9	116.0	120.9	109.8
25	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	93.5	88.0	96.9	99.2	98.2	82.6
26	労 働 者 災 害 補 償 保 険	103.5	102.9	104.0	103.5	105.1	102.3
27	公 務 災 害 補 償	101.5	104.0	106.4	102.8	104.3	102.1
28	船 員 保 険	92.8	94.0	97.4	103.0	103.4	97.7
29	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	106.6	115.9	108.9	106.3	103.8	104.7
31	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	101.0	109.1	104.7	103.7	101.9	102.1
30	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	107.2	122.2	112.6	106.3	103.9	105.1
32	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	107.0	136.1	113.5	109.1	105.8	108.7
33	農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	107.5	131.5	113.2	109.1	105.6	107.4
IV	公 衆 衛 生 及 び 医 療	102.3	104.3	105.0	136.3	134.2	88.5
34	結 核 対 策	94.2	101.9	95.1	100.3	97.7	102.1

(単位 %)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
35	精 神 衛 生 事 業	95.2	99.7	92.3	104.0	102.5	108.0
36	ら い 予 防 対 策	97.1	99.1	98.6	100.3	95.1	98.0
37	伝 染 病 予 防	103.7	99.1	110.2	93.7	115.5	101.0
38	保 健 所	97.5	100.1	103.4	99.9	61.9	138.9
39	上 水 道 等 施 設 整 備	98.6	99.9	105.2	130.0	155.1	80.1
40	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	103.0	102.6	109.5	178.0	124.6	97.5
41	下 水 道 施 設 整 備	101.1	100.3	106.8	154.0	146.5	84.4
42	公 害 対 策	98.8	94.5	98.2	98.9	97.9	95.5
43	国 公 立 医 療 機 関 整 備	101.3	109.1	95.0	116.1	113.7	92.3
44	国 公 立 医 療 機 関 運 営	114.0	123.0	105.0	108.2	109.9	99.4
45	そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	108.0	107.2	121.5	114.0	119.3	105.2
V	老 人 保 健	107.7	106.7	108.2	108.3	107.3	109.6
46	医 療	107.7	106.6	108.1	108.2	107.4	109.7
47	医 療 以 外 の 保 健 事 業	108.8	113.8	112.6	114.5	98.8	107.3
	狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	105.8	106.5	105.9	109.4	107.9	105.1
VI	恩 給	98.2	98.7	99.3	99.6	98.8	97.9
48	文 官 恩 給	88.2	95.5	97.3	97.2	97.4	93.8
49	地 方 公 務 員 恩 給	96.1	92.5	97.0	96.7	96.2	94.7
50	旧 軍 人 遺 族 恩 給	98.6	99.7	99.7	100.1	99.2	98.5
51	そ の 他 の 恩 給	97.6	100.7	95.7	99.2	99.7	94.8
VII	戦 争 犠 牲 者 援 護	105.8	90.8	97.1	99.2	99.5	102.1
52	戦 没 者 遺 族 年 金 等	107.1	85.3	92.7	97.0	97.8	101.4
53	戦 傷 病 者 医 療 等	98.1	96.2	95.2	92.7	95.7	90.1
54	原 爆 医 療 等	103.2	103.1	105.8	103.3	102.4	103.5
55	そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	104.5	104.7	94.7	90.6	99.3	111.2
	広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	105.5	106.1	105.6	109.0	107.6	104.9
VIII	住 宅 等	101.7	186.2	106.1	137.4	165.4	81.6
56	第 一 種 公 営 住 宅 建 設	88.2	192.4	105.4	135.6	179.5	75.6
57	第 二 種 公 営 住 宅 建 設	111.0	183.0	113.0	156.0	168.8	94.3
58	住 宅 地 区 改 良	117.7	180.5	99.2	116.2	131.5	68.6
59	電 気 導 入	71.4	170.0	552.9	46.3	112.6	107.1
IX	雇 用 (失 業) 対 策	89.1	96.0	93.6	92.8	93.7	93.2
60	失 業 対 策 諸 事 業	83.3	73.6	82.7	72.1	73.9	71.4
61	中 高 年 齢 者 就 職 促 進	92.5	122.7	103.0	104.8	101.6	98.1
62	炭 鉱 離 職 者 援 護	102.4	78.5	75.5	74.3	76.0	93.8
63	そ の 他 の 雇 用 対 策	69.0	97.1	100.3	105.8	102.4	107.2
	社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII・IX)	98.0	162.3	104.2	131.2	158.3	82.3
	社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	105.5	106.5	105.6	109.3	108.2	104.5

第23表 社会保障関係総費用の推移（実支出、実収入の種類別）

（金額 単位 百万円 構成比 単位 %）

区分	狭義の社会保障						広義の			
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	
実支出	合計	47,963,995	51,094,379	54,108,918	59,210,148	63,881,353	67,153,077	50,258,039	53,327,438	56,317,758
	給付費	41,826,934	44,095,142	46,689,558	50,346,547	53,355,810	57,148,736	44,107,407	46,314,764	48,882,925
	施設整備費	2,425,038	2,489,128	2,666,035	3,832,450	5,347,141	4,609,003	2,425,073	2,489,346	2,668,023
	施設運営費	605,668	711,543	772,632	848,731	923,887	896,455	606,820	712,831	774,112
	事務費	2,119,758	2,324,968	2,569,416	2,720,780	2,813,717	2,846,080	2,132,142	2,336,899	2,581,422
	その他	986,597	1,473,598	1,411,280	1,461,642	1,440,802	1,652,802	986,597	1,473,598	1,411,280
実収入	合計	60,388,369	65,825,575	70,301,315	74,328,267	78,195,725	79,847,996	62,682,413	68,058,634	72,510,155
	国庫負担	14,071,038	13,293,571	14,121,743	15,300,346	16,558,724	16,992,641	16,166,586	15,342,630	16,151,602
	地方負担	4,967,256	4,997,238	5,238,858	6,234,670	7,150,277	7,003,648	5,150,810	5,167,147	5,404,430
	保険料	32,651,419	37,532,165	40,362,590	42,013,356	43,419,215	44,943,484	32,651,419	37,532,165	40,362,590
	運用収入	7,432,476	8,041,304	8,698,358	8,926,550	9,292,155	9,177,789	7,432,476	8,041,304	8,698,358
	その他	1,266,180	1,961,297	1,879,765	1,853,347	1,775,353	1,730,433	1,281,122	1,975,388	1,893,174
実支出構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	給付費	87.2	86.3	86.3	85.0	83.5	85.1	87.8	86.8	86.8
	施設整備費	5.0	4.9	4.9	6.5	8.4	6.9	4.8	4.7	4.7
	施設運営費	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.3	1.4
	事務費	4.4	4.6	4.7	4.6	4.4	4.2	4.2	4.4	4.6
	その他	2.1	2.9	2.6	2.5	2.3	2.5	2.0	2.8	2.5
実収入構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	国庫負担	23.3	20.2	20.1	20.6	21.2	21.3	25.8	22.5	22.3
	地方負担	8.2	7.6	7.5	8.4	9.1	8.8	8.2	7.6	7.5
	保険料	54.1	57.0	57.4	56.5	55.5	56.3	52.1	55.1	55.7
	運用収入	11.3	12.2	12.4	12.0	11.9	11.5	11.9	11.8	12.0
	その他	3.1	3.0	2.7	2.5	2.3	2.2	2.0	2.9	2.6

社会保障			社会保障及び関連制度合計					
4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
61,408,790	66,056,324	69,296,567	50,593,118	53,871,399	56,884,382	62,152,082	67,232,961	70,264,409
52,533,367	55,518,995	59,279,875	44,118,032	46,326,260	48,892,194	52,541,554	55,526,336	59,287,189
3,832,662	5,347,483	4,609,005	2,671,786	2,948,504	3,155,359	4,502,444	6,455,344	5,512,887
850,312	925,550	898,367	616,500	718,425	779,666	855,866	931,089	903,906
730,807	2,823,499	2,856,518	2,135,596	2,339,675	2,583,764	2,732,895	2,825,329	2,858,200
1,461,642	1,440,802	1,652,802	1,051,204	1,538,535	1,473,402	1,519,323	1,494,867	1,702,227
76,526,909	80,370,686	81,991,486	63,017,492	68,602,595	73,076,779	77,270,201	81,547,333	82,959,328
17,326,401	18,567,597	18,978,900	16,465,974	15,652,830	16,470,448	17,746,816	19,206,957	19,563,828
6,394,378	7,304,077	7,149,333	5,186,501	5,400,908	5,652,208	6,717,255	7,841,354	7,532,248
42,013,356	43,419,215	44,943,484	32,651,419	37,532,165	40,362,590	42,013,356	43,419,215	44,943,484
8,926,550	9,292,155	9,177,789	7,432,476	8,041,304	8,698,358	8,926,550	9,292,155	9,177,789
1,866,226	1,787,650	1,741,979	1,281,122	1,975,388	1,893,174	1,866,226	1,787,650	1,741,979
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
85.5	84.0	85.5	87.2	86.0	86.0	84.5	82.6	84.4
6.2	8.1	6.7	5.3	5.5	5.5	7.2	9.6	7.8
1.4	1.4	1.3	1.2	1.3	1.4	1.4	1.4	1.3
4.4	4.3	4.1	4.2	4.3	4.5	4.4	4.2	4.1
2.4	2.2	2.4	2.1	2.9	2.6	2.4	2.2	2.4
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
22.6	23.1	23.1	26.1	22.8	22.5	23.0	23.6	23.6
8.4	9.1	8.7	8.2	7.9	7.7	8.7	9.6	9.1
54.9	54.0	54.8	51.8	54.7	55.2	54.4	53.2	54.2
11.7	11.6	11.2	11.8	11.7	11.9	11.6	11.4	11.1
2.4	2.2	2.1	2.0	2.9	2.6	2.4	2.2	2.1

第24表 社会保険収支(決算)の推移

(単位 百万円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	実収入 52,151,617	56,699,506	61,075,774	63,511,491	65,596,991	67,162,317
	実支出 39,766,811	42,136,524	44,877,769	48,315,469	51,271,000	54,421,008
	実収入と実支出の差額 12,384,806	14,562,982	16,198,005	15,196,023	14,325,991	12,741,309
医療保険	実収入 16,305,911	17,598,929	18,723,541	19,510,428	20,062,463	21,116,324
	実支出 16,039,866	16,855,196	17,816,112	19,147,366	20,002,792	21,410,107
	実収入と実支出の差額 266,045	743,733	907,429	363,062	59,671	△293,783
年金保険	実収入 32,127,286	34,960,073	37,808,566	39,483,212	41,078,485	41,617,993
	実支出 20,921,067	22,238,137	24,257,276	26,065,050	27,729,417	29,228,341
	実収入と実支出の差額 11,206,219	12,721,936	13,551,290	13,418,162	13,349,068	12,389,651
雇用保険	実収入 2,094,542	2,301,568	2,541,182	2,445,326	2,347,827	2,308,170
	実支出 1,635,494	1,518,231	1,547,098	1,792,283	2,165,615	2,375,682
	実収入と実支出の差額 459,048	783,337	994,084	653,043	182,212	△67,512
業務災害補償保険	実収入 1,515,485	1,721,400	1,875,667	1,937,106	1,961,528	1,967,467
	実支出 1,084,013	1,115,535	1,160,942	1,201,077	1,262,247	1,291,356
	実収入と実支出の差額 431,472	605,865	714,725	736,029	699,281	676,111

(注) 1 実支出の合計には、老人保健への拠出金を含み、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。  
 2 医療保険には、政府管掌健康保険、組管管掌健康保険、国民健康保険、船員保険の疾病部門(職務上傷病を含む。)、共済組合の短期経理を掲げた。  
 3 年金保険には、厚生年金保険、厚生年金基金、国民年金、農業者年金基金、船員保険の年金部門、共済組合の長期経理を掲げた。  
 4 雇用保険には、雇用保険、船員保険の失業部門、政府職員等失業者退職手当を掲げた。  
 5 業務災害補償保険には労働者災害補償保険、公務災害補償を掲げた。  
 6 合計欄の額は医療保険、年金保険、雇用保険、業務災害補償保険の他、業務経理及び保健経理の分を含む。

第25表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用(決算)の推移及び伸率

(単位 10億円、昭和45年度=1)

区分	昭和45年度 (1970)	昭和50年度 (1975)	昭和55年度 (1980)	昭和60年度 (1985)	平成2年度 (1990)	平成4年度 (1992)	平成5年度 (1993)	平成6年度 (1994)	構成 比 %	前年度 増減額	対前年度 伸び率
実費	1,672	5,581	11,428	13,868	15,653	17,747	19,207	19,564	23.6	357	1.02
公庫負担	457	1,438	3,043	3,974	5,401	6,717	7,841	7,532	9.1	△308	0.96
地方負担											
収入	3,184	8,961	17,345	25,797	37,532	42,013	43,419	44,943	54.2	1,524	1.04
保険料	514	1,566	3,524	6,958	10,017	10,793	11,080	10,920	13.2	△160	0.99
運用収入等											
合計	5,827	17,546	35,340	50,597	68,603	77,270	81,547	82,959	100.0	1,412	1.02
支出	277	690	1,179	1,538	1,352	1,353	1,388	1,428	2.0	40	1.03
公的扶助	167	1,121	2,111	1,996	2,428	2,899	3,082	3,483	5.0	400	1.13
社会福祉	2,848	9,535	20,728	27,837	38,458	43,844	46,402	49,124	69.9	2,721	1.06
社会保険	343	924	2,270	2,369	2,819	4,037	5,418	4,796	6.8	△622	0.89
公衆衛生及び医療	—	—	—	4,136	6,037	7,077	7,591	8,323	11.8	732	1.10
老人保健	—	—	—	<1>	<1.5>	<1.7>	<1.8>	<2.0>	<1.8>	<732>	<1.10>
計	3,636	12,270	26,288	37,876	51,094	59,210	63,881	67,153	95.6	3,272	1.05
社会保険	324	794	1,721	1,934	1,871	1,850	1,828	1,789	2.5	△39	0.98
給付	63	134	270	319	362	349	347	355	0.5	7	1.02
恩給											
戦争犠牲者											
援護											
小計	4,023	13,198	28,279	40,129	53,327	61,409	66,056	69,297	98.6	3,240	1.05
社会連	88	225	318	314	459	670	1,108	903	1.3	△204	0.82
住宅等	74	108	144	112	85	74	69	64	0.1	△5	0.93
雇用(失業)対策											
小計	162	334	463	426	544	743	1,177	968	1.4	△209	0.82
社会連	4,184	13,531	28,742	40,555	53,871	62,152	67,233	70,264	100.0	3,031	1.05
制度合計											
性質別内訳	3,429	11,334	24,301	34,957	46,326	52,542	55,526	59,287	84.4	3,761	1.07
給付費	329	955	2,416	2,570	2,949	4,502	6,455	5,513	7.8	△942	0.85
施設整備費	168	578	930	733	718	856	931	904	1.3	△27	0.97
施設運営費	259	664	1,095	2,296	3,878	4,252	4,320	4,560	6.5	240	1.06
事務費等											
実収入と実支出の差	1,643	4,015	6,597	10,042	14,732	15,118	14,314	12,695	—	△1,619	0.89

< > は昭和60年度を1とした場合の数値である。  
 の上段の ( ) は「老人保健」への拠出金を含んだ額である。

(注) 1 老人保健の  
 2 「社会保険」

第26表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較

(単位 億円)

区分	昭和45年度 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数
社会保障関係総費用	41,844	135,312	284,864	405,548	538,714	621,521	672,330	702,644
	1	3.2	6.8	9.7	12.9	14.9	16.1	16.8
社会保障給付費	35,239	117,715	247,632	355,682	472,047	538,135	567,911	604,618
	1	3.3	7.0	10.1	13.4	15.3	16.1	17.2
行政投資額 (注)	59,111	165,137	278,765	265,055	367,937	463,373	511,270	478,210
	1	2.8	4.7	4.5	6.2	7.8	8.6	8.1
一般会計歳出 (決算)	81,876	208,609	434,050	530,045	692,686	704,974	751,025	736,136
	1	2.5	5.3	6.5	8.5	8.6	9.2	9.0
一般歳出 (当初予算)	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	386,988	399,168	408,548
	1	2.6	5.1	5.4	5.9	6.5	6.7	6.8
社会保障関係費 (決算)	11,532	41,356	81,703	99,016	114,805	127,557	133,463	136,034
	1	3.6	7.1	8.6	10.0	11.1	11.6	11.8
国民所得(分配)	610,297	1,239,907	1,995,902	2,602,784	3,457,390	3,690,881	3,727,500	3,729,436
	1	2.0	3.3	4.3	5.7	6.0	6.1	6.1
国民総生産(名目)	751,520	1,522,094	2,453,600	3,255,011	4,416,403	4,772,648	4,806,228	4,824,198
	1	2.0	3.3	4.3	5.9	6.4	6.4	6.4
消費者物価指数 (昭和45年=100)	100	171.6	236.8	271.0	289.9	304.3	308.4	310.4

(注) 昭和55年度以降は専売公社、電電公社、国有鉄道を除く。

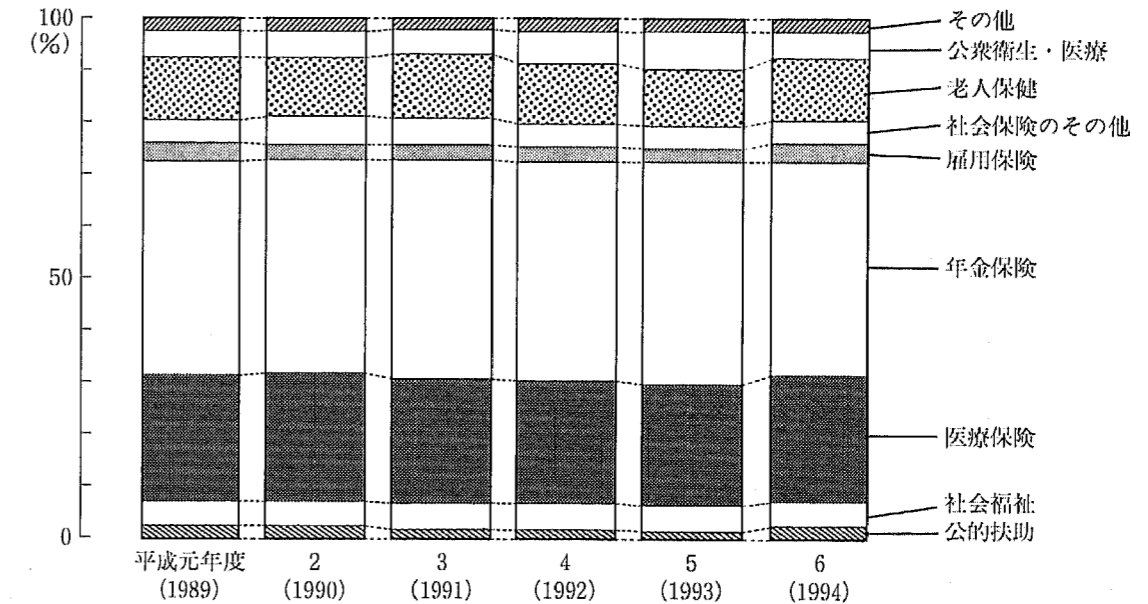
資料：社会保障給付費…社会保障研究所  
 行政投資額…自治省地域政策室(行政投資実績)  
 一般会計歳出 }  
 一般歳出 } 大蔵省  
 社会保障関係費 }  
 国民所得 } 経済企画庁経済研究所  
 国民総生産 } (国民経済計算年報)  
 消費者物価指数…総務庁統計局(消費者物価指数年報)

第27表 社会保障関係総費用構成比(実支出)

(単位 %)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
社会保障及び関連制度合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公的扶助	2.8	2.5	2.4	2.2	2.1	2.0
社会福祉	4.4	4.6	4.5	4.7	4.6	5.0
社会保険	71.1	71.3	71.5	70.5	69.0	69.9
医療保険	24.2	24.4	23.9	23.6	22.5	22.9
年金保険	41.4	41.3	42.6	41.9	41.2	41.6
雇用保険	3.2	2.8	2.7	2.9	3.2	3.4
その他 <sup>(注)1</sup>	2.3	2.8	2.2	2.1	2.0	2.0
公衆衛生・医療	5.3	5.2	5.2	6.5	8.1	6.8
老人保健	11.2	11.2	11.5	11.4	11.3	11.8
その他	5.2	5.2	4.9	4.7	5.0	4.4
恩給	3.7	3.5	3.3	3.0	2.7	2.5
その他 <sup>(注)2</sup>	1.5	1.7	1.6	1.8	2.3	1.9

(注) 1 業務災害補償保険及び共済組合の業務経理、保健経理よりなる。  
 2 戦争犠牲者援護、住宅対策、雇用(失業)対策よりなる。  
 3 社会保険の医療保険には、老人保健拠出金は含まない。



### 第3節 社会保障給付及び再配分効果

第28表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円 %)

年度	国民所得(分配)		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
	金額	伸率	金額	伸率	対国民所得比	金額	伸率	対国民所得比	金額	伸率	対国民所得比
昭和45年(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364		5.8
50(1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,715	30.5	9.4	118,260	30.2	9.5
55(1980)	1,995,902	9.5	287,422	12.4	14.4	247,632	12.7	12.4	249,082	12.3	12.5
60(1985)	2,602,784	6.8	405,548	6.8	15.6	355,682	5.8	13.7	357,639	6.3	13.7
61(1986)	2,711,297	4.2	437,858	8.0	16.1	385,822	8.5	14.2	387,428	8.3	14.3
62(1987)	2,838,955	4.7	463,831	5.9	16.3	406,592	5.4	14.3	409,071	5.6	14.4
63(1988)	3,013,800	6.2	479,629	3.4	15.9	424,492	4.4	14.1	426,030	4.1	14.1
平成元年(1989)	3,221,436	6.9	505,931	5.5	15.7	448,711	5.7	13.9	450,226	5.7	14.0
2(1990)	3,457,390	7.3	538,714	6.5	15.6	472,047	5.2	13.7	474,535	5.4	13.7
3(1991)	3,630,541	5.0	568,844	5.6	15.7	501,203	6.2	13.8	503,850	6.2	13.9
4(1992)	3,690,881	1.7	621,521	9.3	16.8	538,135	7.4	14.6	540,674	7.3	14.6
5(1993)	3,727,500	1.0	672,330	8.2	18.0	567,911	5.5	15.2	573,069	6.0	15.4
6(1994)	3,729,436	0.1	702,644	4.5	18.8	604,618	6.5	16.2	600,702	4.8	16.1

(注) 1 国民所得、社会保障移転は経済企画庁「国民経済計算年報」による実績。  
 2 社会保障関係総費用は、決算額である。  
 3 社会保障給付費は、社会保障研究所「社会保障給付費」による。

第29表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区分	年度	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
給 付 費	総計	44,871,146	47,204,717	50,120,323	53,813,527	56,791,126	60,461,823
	医療保険	11,057,150	11,554,230	12,208,723	13,178,492	13,620,289	14,122,562
	老人保健	5,457,648	5,827,668	6,302,277	6,791,681	7,271,074	7,909,604
	年金保険	20,105,100	21,610,989	23,183,991	24,966,143	26,613,538	28,618,827
	雇用保険	1,298,348	1,166,993	1,177,206	1,355,230	1,628,296	1,897,070
	業務災害補償	912,410	927,421	950,955	973,191	993,456	1,000,132
	家族手当	446,506	444,936	443,920	526,733	507,158	492,821
	生活保護	1,345,671	1,292,778	1,282,656	1,300,998	1,337,804	1,383,898
	社会福祉	1,535,809	1,662,188	1,837,005	1,971,178	2,143,728	2,431,341
	公衆衛生	613,679	643,619	681,330	706,624	659,052	622,557
	恩給	1,865,089	1,849,026	1,835,660	1,830,506	1,809,489	1,771,104
	戦争犠牲者援護	233,736	224,869	216,598	212,751	207,242	211,908

(注) 1 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。  
 2 家族手当には児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。  
 資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第30表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
1 社会保障給付	38,623.4	40,968.8	43,684.0	47,067.1	50,081.6	52,550.7
(1)特別会計	19,282.8	20,574.2	22,068.3	24,015.6	25,757.8	27,738.7
①厚生保険(除児童手当)	12,953.8	14,042.2	15,126.8	16,288.8	17,211.7	18,291.3
a 健康・日雇健康保険	3,331.0	3,546.1	3,810.6	4,149.4	4,315.2	4,471.5
b 厚生年金	9,622.8	10,496.1	11,316.2	12,139.4	12,896.6	13,819.8
②国民年金	4,413.3	4,620.7	4,930.2	5,500.2	6,059.4	6,750.3
③労働保険	1,847.7	1,847.0	1,948.3	2,162.8	2,422.0	2,634.7
a 労災保険	873.7	884.5	905.9	922.8	932.1	936.6
b 雇用保険	974.1	962.4	1,042.5	1,240.0	1,489.9	1,698.1
④船員保険	67.9	64.4	63.1	63.8	64.7	62.4
(2)国民健康保険	4,233.6	4,375.0	4,563.1	4,690.5	5,049.1	5,111.1
(3)老人保健医療	5,380.4	5,740.8	6,205.7	6,677.6	7,149.2	7,285.0
(4)共済組合	6,445.3	6,798.4	7,145.3	7,575.2	7,845.5	8,083.9
①国家公務員共済組合	1,414.2	1,490.3	1,572.1	1,652.7	1,709.6	1,767.5
②地方公務員共済組合	3,324.1	3,526.2	3,749.4	3,988.0	4,154.5	4,268.6
③田公共企業体職員共済組合	1,294.3	1,328.6	1,322.6	1,397.7	1,415.8	1,443.3
④その他	412.7	453.3	501.2	536.8	565.6	604.4
(5)組合管掌健康保険	2,461.6	2,578.8	2,758.6	2,982.5	3,087.0	3,134.9
(6)児童手当	143.9	138.5	136.7	215.5	192.6	169.7
(7)基金	675.8	763.1	806.3	910.3	1,000.4	1,027.5
①年金基金	638.5	732.7	773.1	876.1	964.8	991.2
②災害補償基金	37.3	30.4	33.2	34.2	35.6	36.3
2 社会扶助金	6,390.6	6,475.7	6,691.2	6,990.5	7,215.2	7,508.9
うち恩給	1,878.3	1,861.7	1,846.7	1,842.8	1,820.2	1,781.1
3 無基金雇用者福祉給付	8.6	9.1	9.9	9.8	10.2	10.6
うち公務災害補償	8.5	8.9	9.8	9.7	10.1	10.5
合 計	45,022.6	47,453.5	50,385.0	54,067.4	57,306.9	60,070.2

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第31表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	平成5年度 (1993)	6 (1994)	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 567,911 (100.0)	億円 604,618 (100.0)	億円 36,707	% 6.5
医療	217,779 (38.3)	228,746 (37.8)	10,967	5.0
年金	290,594 (51.2)	310,024 (51.3)	19,430	6.7
その他	59,539 (10.5)	65,849 (10.9)	6,310	10.6

(注) ( )内は構成割合である。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第32表 高齢者関係給付費の前年度との比較

	平成5年度 (1993)	6 (1994)	対前年度伸び率
社会保障給付費	億円 567,911	億円 604,618	% 6.5
年金保険給付費	億円 266,135	億円 286,188	% 7.5
老人保健(医療分)給付費	71,394	77,804	9.0
老人福祉サービス給付費	8,171	9,066	10.9
計	345,700 (60.9)	373,058 (61.7)	7.9
60歳以上人口	万人 2,413	万人 2,491	% 3.2
65歳以上人口	1,690	1,759	4.1
70歳以上人口	1,091	1,136	4.1
75歳以上人口	668	687	2.8

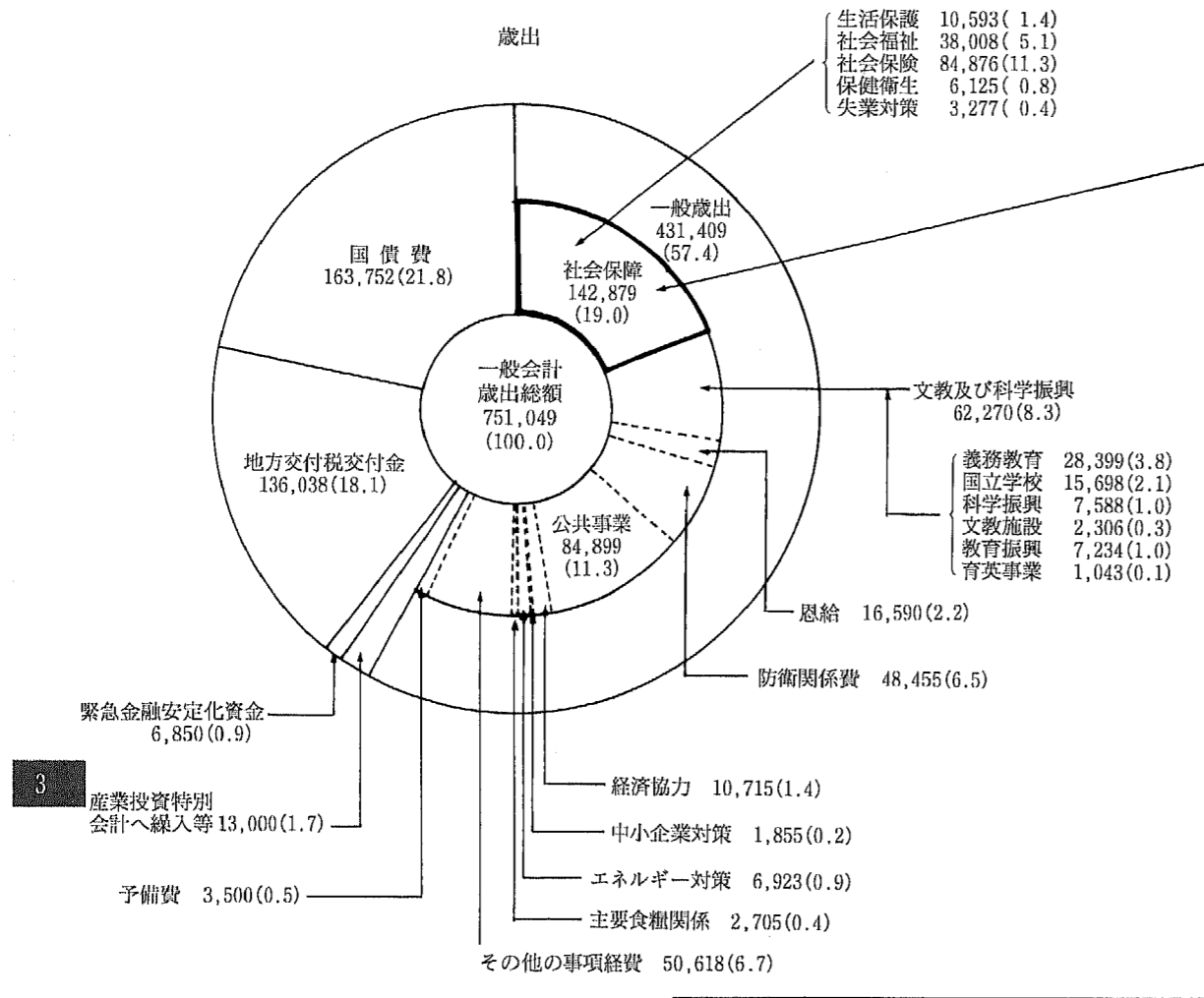
(注) 1 ( )内は社会保障給付費に占める割合である。

2 老人福祉サービス給付費は、施設福祉サービス関係給付費及び在宅福祉サービス関係給付費からなる。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第33表 平成8年度一般会計予算の内訳

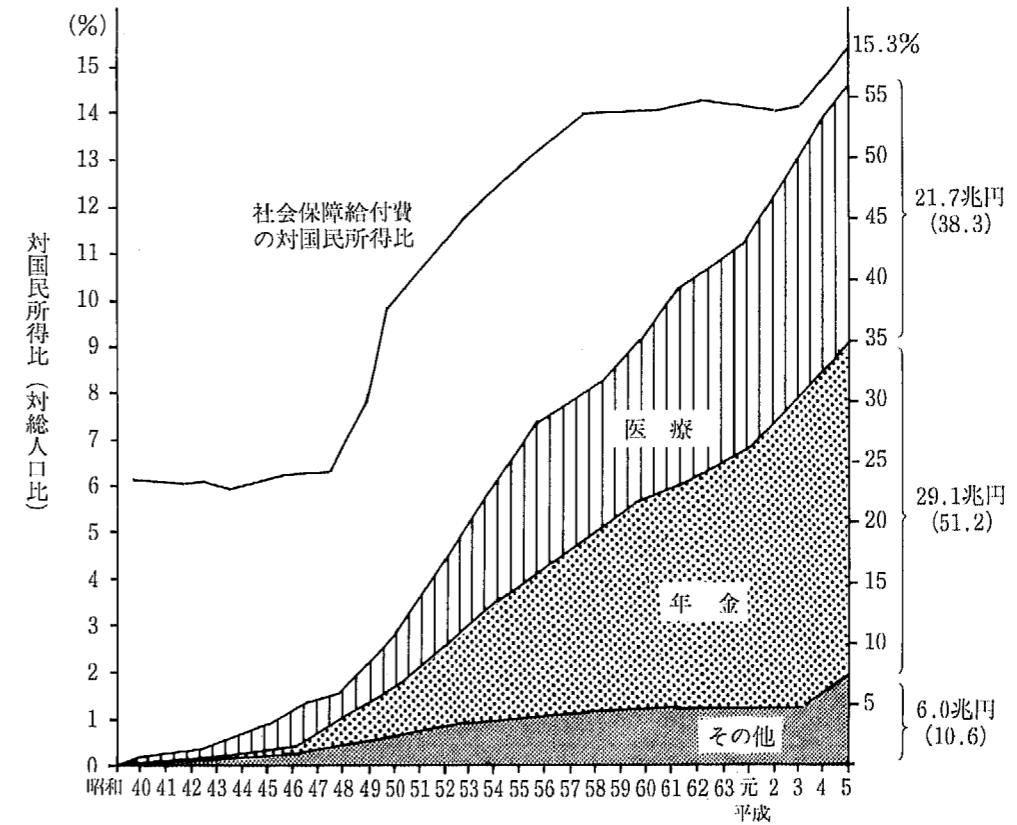
(単位 億円・%)



区分	8年度予算	区分	8年度予算
1 医療費	64,242	2 年金	41,286
(1) 医療保険	38,472	(1) 厚生年金	25,169
国民健康保険	28,853	(2) 国民年金	14,679
政府管掌健康保険	9,460	(3) 福祉年金	1,438
その他	158	3 福祉・その他	37,351
(うち老人保健分)	(12,275)	(1) 生活扶助	3,306
(2) 公費負担医療	25,771	(2) 老人ホーム運営費	3,892
老人医療給付費	18,755	(3) 保育所運営費	2,854
生保・医療扶助	5,936	(4) その他	27,299
その他	1,080	(生活保護費再掲)	(10,593)
(老人医療費再掲)	(31,030)	合計	142,879

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第34表 社会保障給付費等の年次推移



資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第35表 社会保障関係費の推移

(単位 億円・%)

区分	昭和40年度 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
社会保障関係費	5,184 (100.0)	11,413 (100.0)	39,282 (100.0)	82,124 (100.0)	95,740 (100.0)	116,154 (100.0)	127,374 (100.0)	131,457 (100.0)	134,816 (100.0)
生活保護費	1,059 (20.4)	2,172 (19.0)	5,348 (13.6)	9,559 (11.6)	10,816 (11.3)	11,087 (9.5)	10,613 (8.3)	10,434 (7.9)	10,524 (7.8)
社会福祉費	433 (8.4)	1,114 (9.8)	6,178 (15.7)	13,698 (16.7)	20,042 (20.9)	24,056 (20.7)	28,188 (22.1)	29,878 (22.7)	31,875 (23.6)
社会保険費	2,095 (40.4)	5,874 (51.5)	23,277 (59.3)	51,095 (62.2)	56,587 (59.1)	71,953 (61.9)	78,884 (61.9)	81,513 (62.0)	82,886 (61.5)
保健衛生対策費	930 (17.9)	1,406 (12.3)	2,738 (7.0)	3,981 (4.8)	4,621 (4.8)	5,587 (4.8)	6,411 (5.0)	6,393 (4.9)	6,604 (4.9)
失業対策費	667 (12.9)	847 (7.4)	1,741 (4.4)	3,791 (4.6)	3,674 (3.8)	3,471 (3.0)	3,277 (2.6)	3,239 (2.5)	2,928 (2.2)
厚生省予	4,787 (20.7)	11,035 (22.1)	39,067 (36.2)	81,495 (7.9)	95,028 (2.7)	115,652 (6.7)	127,670 (4.8)	131,752 (3.2)	136,109 (3.3)
一般歳出	29,199 (12.8)	69,960 (16.9)	158,408 (23.2)	425,888 (10.3)	325,854 (△0.0)	353,731 (3.8)	386,968 (4.5)	399,168 (3.1)	408,548 (2.9)

(注) 1 ( )内は構成比。ただし、厚生省予算及び一般歳出欄は対前年伸び率。△は減。  
 2 社会保険費には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は失業対策費に含まれている。  
 3 厚生省大臣官房会計課調

資料：厚生省「厚生白書」

第36表 社会保障に係る給付と負担の見通し（対国民所得比）

(i) 給付

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	16.3% 59兆円	19%~20% 95兆円	25%~26%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	28½%~31½%~32½% 320兆円~330兆円~380兆円
ケース I	16.3% 59兆円	20%~21% 100兆円	26½%~27½%~28% 180兆円~185兆円~195兆円	30%~33%~33½% 335兆円~345兆円~395兆円
ケース II	16.3% 59兆円	20%~20½% 95兆円~100兆円	25½%~26½%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	28%~31%~31½% 310兆円~320兆円~375兆円
ケース III	16.3% 59兆円	19%~19½% 90兆円~95兆円	24%~25%~25½% 160兆円~165兆円~175兆円	26½%~29½%~30½% 300兆円~310兆円~355兆円

(ii) 負担

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	17.8% 64兆円	20%~20½% 100兆円	23½%~25%~26% 165兆円~170兆円~175兆円	28½%~31½%~32½% 320兆円~330兆円~380兆円
ケース I	17.8% 64兆円	21%~22% 105兆円	25%~26½%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	30%~33%~34% 335兆円~345兆円~395兆円
ケース II	17.8% 64兆円	21%~22% 105兆円	24½%~25½%~26½% 165兆円~170兆円~180兆円	27½%~30%~31% 305兆円~315兆円~365兆円
ケース III	17.8% 64兆円	20%~20½% 100兆円	23½%~24%~25% 155兆円~165兆円~170兆円	26%~29%~30% 295兆円~300兆円~350兆円

国民所得・兆円	360兆円	470兆円~500兆円	635兆円~670兆円~740兆円	990兆円~1,045兆円~1,330兆円
---------	-------	-------------	-------------------	-----------------------

【現行制度ケース】

現行制度のままと仮定した場合

【ケース I】

介護対策や児童対策等の充実を図ると仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

【ケース II】

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、また、介護対策や児童対策等の充実を図ったと仮定した場合

【ケース III】

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

(注) 国民所得の伸びは、2000年度（平成12年度）まで平均5%~4%、それ以降は平均4%~3%で伸びるものと仮定している。

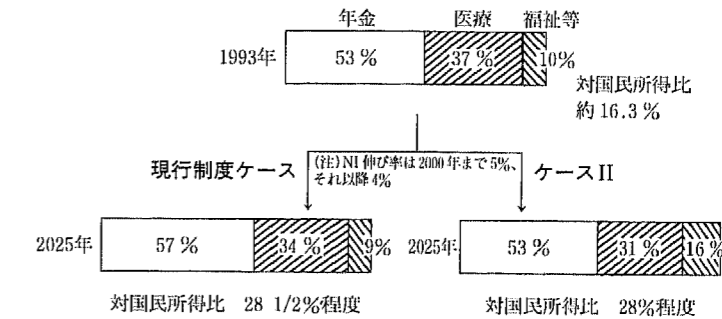
資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第37表 社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し

(i) 社会保障給付費の構成割合の将来見通し

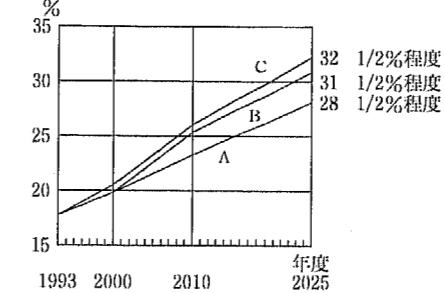
平成37年度の構成割合 (単位：%)

	年金：医療：福祉等
現行制度ケース	57:34: 9~52:39: 9~51:41: 8
ケース I	54:31:15~50:36:14~49:37:14
ケース II	53:31:16~49:36:15~48:38:15
ケース III	55:35:10~51:40: 9~50:41: 9

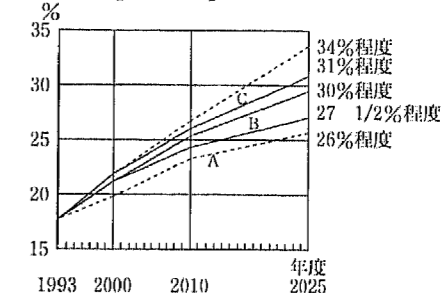


(ii) 社会保障に係る負担(社会保障負担及び公費負担)の国民所得比の将来見通し

【現行制度ケース】



【ケース II】



A: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%

B: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降3%

C: NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3%

上の点線：ケース I で、NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3%

下の点線：ケース III で、NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%

資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第38表 所得再分配による不平等是正効果（ジニ係数）の年次比較

調査年次	当初所得			再分配所得			税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+医療費+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度		
昭和56年	0.3491 (0.3515)	10.0% (9.6)	0.3143 (0.3177)	10.0% (9.6)	0.3301 (0.3348)	5.4% (4.8)	0.3317 (0.3332)	5.0% (5.2)		
59年	0.3975 (0.3997)	13.8 (12.5)	0.3426 (0.3496)	13.8 (12.5)	0.3824 (0.3846)	3.8 (3.8)	0.3584 (0.3592)	9.8 (10.1)		
62年	0.4049 (0.4038)	16.5 (14.8)	0.3382 (0.3439)	16.5 (14.8)	0.3879 (0.3867)	4.2 (4.2)	0.3564 (0.3536)	12.0 (12.4)		
平成2年	0.4334 (0.4325)	15.9 (14.3)	0.3643 (0.3707)	15.9 (14.3)	0.4207 (0.4193)	2.9 (3.1)	0.3791 (0.3765)	12.5 (12.9)		
5年	0.4394 (0.4421)	17.0 (16.5)	0.3645 (0.3690)	17.0 (16.5)	0.4255 (0.4279)	3.2 (3.2)	0.3812 (0.3817)	13.2 (13.7)		

(注) 1 ( )内の数字は、私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)を当初所得に含めない場合。

2 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。

3 再分配所得=当初所得-(税金+社会保険料)+社会保障給付

4 税による再分配所得=当初所得-税金

5 社会保障による再分配所得=当初所得-社会保険料+社会保障給付

6 ジニ係数の改善度(%) =  $\frac{\text{当初所得のジニ係数} - \text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)



第39表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

当初所得階級	当初所得			再分配所得		
	世帯数	世帯構成(%)		世帯数	世帯構成(%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総数	8,814	100.0	-	8,814	100.0	-
50万円未満	1,029	11.7	11.7	124	1.4	1.4
50～100	261	3.0	14.6	227	2.6	4.0
100～150	313	3.6	18.2	421	4.8	8.8
150～200	311	3.5	21.7	424	4.8	13.6
200～250	345	3.9	25.6	454	5.2	18.7
250～300	337	3.8	29.5	509	5.8	24.5
300～350	436	4.9	34.4	552	6.3	30.8
350～400	416	4.7	39.1	568	6.4	37.2
400～450	413	4.7	43.8	564	6.4	43.6
450～500	466	5.3	49.1	495	5.6	49.2
500～600	793	9.0	58.1	993	11.3	60.5
600～700	795	9.0	67.1	832	9.4	69.9
700～800	617	7.0	74.1	605	6.9	76.8
800～900	481	5.5	79.6	519	5.9	82.7
900～1,000	400	4.5	84.1	403	4.6	87.2
1,000万円以上	1,401	15.9	100.0	1,124	12.8	100.0

(注) 1 当初所得…雇所得、事業所得、農耕所得、蓄産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。  
 2 再分配所得…当初所得から税、社会保険料を控除し、社会保障給付を加えたものである。  
 3 再分配係数(%) =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第40表 世帯主の年齢階級別1世帯当り平均金額等

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
世帯数	8,814	718	1,235	1,997	1,979	1,754	1,131
世帯人員(人)	3.13	1.81	3.34	3.81	3.27	2.91	2.65
有業人員(人)	1.57	1.01	1.34	1.69	2.16	1.52	1.05
当初所得(万円)	598.4	340.7	556.9	724.3	817.3	514.0	333.2
税・社会保険料控除前所得(万円)	657.8	344.7	568.4	743.7	839.0	652.0	494.3
可処分所得(万円)	549.1	298.6	480.2	617.5	687.9	546.5	423.7
再分配所得(万円)	596.7	314.1	510.1	655.7	733.8	608.2	509.0
再分配係数(%)	-0.3	-7.8	-8.4	-9.5	-10.2	18.3	52.8
拠出(万円)	拠出合計額	108.7	46.2	88.2	126.2	151.1	70.5
	税金	63.7	21.2	43.0	71.2	88.6	46.7
	社会保険料計	45.0	24.9	45.2	55.1	62.6	23.8
	長期	24.7	15.0	26.9	31.8	36.1	9.8
	短期	19.4	9.4	17.3	22.2	25.3	13.7
その他	0.9	0.6	1.0	1.2	1.2	0.6	0.4
受給(万円)	受給合計額	107.0	19.6	41.5	57.6	67.6	246.4
	現金給付	59.4	4.1	11.6	19.4	21.7	138.0
	(再掲)年金・恩給	56.9	3.5	8.2	17.5	19.7	158.4
	現物給付	47.6	15.5	29.9	38.2	46.0	85.3
(再掲)医療	47.1	14.6	28.7	37.9	45.7	84.4	

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第41表 世帯類型等別1世帯当り平均金額等

(再掲)

	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯	被保護世帯	
世帯数	8,814	7,489	1,216	109	94	
世帯人員(人)	3.13	3.40	1.56	2.66	1.73	
有業人員(人)	1.57	1.76	0.44	1.06	0.35	
当初所得(万円)	598.4	677.8	143.6	219.7	39.4	
税・社会保険料控除前所得(万円)	657.8	719.6	313.3	253.4	133.9	
可処分所得(万円)	549.1	597.9	277.4	227.5	130.6	
再分配所得(万円)	596.7	643.7	336.8	272.5	340.7	
再分配係数(%)	-0.3	-5.0	134.5	24.1	764.4	
拠出(万円)	拠出合計額	108.7	121.7	36.0	25.8	3.2
	税金	63.7	70.4	27.2	8.8	0.8
	社会保険料計	45.0	51.3	8.8	17.1	2.4
	長期	24.7	28.9	0.4	9.9	1.3
	短期	19.4	21.4	8.3	6.9	1.1
その他	0.9	1.0	0.1	0.3	0.0	
受給(万円)	受給合計額	107.0	87.6	229.1	78.7	304.5
	現金給付	59.4	41.8	169.7	33.7	94.5
	(再掲)年金・恩給	56.9	39.8	166.2	8.9	19.8
	現物給付	47.6	45.8	59.5	45.0	210.1
(再掲)医療	47.1	45.3	58.6	43.8	196.4	

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第42表 世帯構造別1世帯当り平均金額等

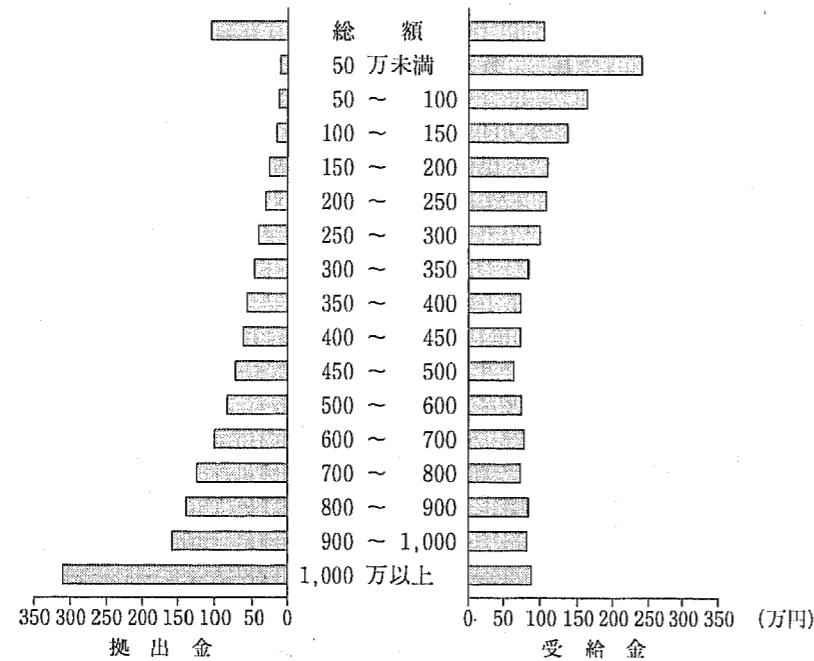
	総数	単身世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	片親と未 婚の子の みの世帯	三世帯	その他 の世帯	
世帯数	8,814	1,503	1,617	3,359	494	1,351	490	
世帯人員(人)	3.13	1.00	2.00	3.78	2.45	5.42	3.35	
有業人員(人)	1.57	0.61	1.06	1.86	1.46	2.49	1.82	
当初所得(万円)	598.4	229.6	453.1	764.7	402.1	829.3	631.5	
税・社会保険料控除前所得(万円)	657.8	276.1	567.3	785.5	454.4	920.4	733.0	
可処分所得(万円)	549.1	235.6	474.8	648.0	390.4	775.9	613.0	
再分配所得(万円)	596.7	260.5	525.2	681.6	453.8	856.4	710.8	
再分配係数(%)	-0.3	13.4	15.9	-10.9	12.8	3.3	12.5	
拠出(万円)	拠出合計額	108.7	40.5	92.5	137.5	64.0	144.5	120.0
	税金	63.7	23.8	60.6	80.0	30.2	79.8	73.6
	社会保険料計	45.0	16.8	31.9	57.5	33.8	64.7	46.4
	長期	24.7	8.9	15.2	33.0	19.2	35.3	24.0
	短期	19.4	7.6	16.1	23.3	14.0	28.3	21.6
その他	0.9	0.3	0.6	1.3	0.6	1.1	0.8	
受給(万円)	受給合計額	107.0	71.4	164.6	54.4	115.7	171.7	199.2
	現金給付	59.4	46.5	114.2	20.8	52.3	91.1	101.5
	(再掲)年金・恩給	56.9	43.3	111.9	19.4	44.6	89.0	97.7
	現物給付	47.6	24.9	50.4	33.6	63.4	80.5	97.7
(再掲)医療	47.1	23.6	50.4	33.2	63.2	80.1	97.1	

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第43表 当初所得階級別1世帯当り平均金額等

当初所得階級	当初所得 (万円)	税・社会 保険料控 除前所得 (万円)	再分配 所得 (万円)	再分配 係 数 (%)	拠出(万円)		受給 総額 (万円)
					税金	社会 保険料	
総数	598.4	657.8	596.7	-0.3	63.7	45.0	107.0
50万円未満	5.4	177.1	234.6	4,265.2	5.0	6.4	240.5
50～100	73.7	182.3	224.1	204.1	6.3	8.9	165.6
100～150	121.8	200.6	243.4	99.9	6.2	10.8	138.6
150～200	172.4	233.2	259.0	50.3	10.4	16.5	113.5
200～250	223.7	290.4	299.9	34.1	12.8	21.4	110.4
250～300	271.7	329.3	329.6	21.3	17.2	26.4	101.5
300～350	318.7	366.9	356.9	12.0	19.2	28.9	86.4
350～400	372.2	407.8	388.9	4.5	22.7	34.5	73.9
400～450	419.5	452.9	430.2	2.5	26.2	37.3	74.2
450～500	471.5	501.3	465.9	-1.2	30.2	42.1	66.8
500～600	544.5	580.3	535.6	-1.6	39.4	46.7	77.2
600～700	644.3	680.6	624.0	-3.2	48.4	53.3	81.3
700～800	744.8	780.0	693.6	-6.9	64.1	60.8	73.7
800～900	843.0	882.3	789.2	-6.4	75.0	65.7	86.8
900～1,000	943.6	983.0	867.1	-8.1	89.2	71.6	84.2
1,000万円以上	1,510.5	1,549.7	1,285.7	-14.9	225.1	88.5	88.8

《当初所得階級別1世帯当り再分配金額》



資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

## 第4節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第44表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の推移

(単位: %)

年 度	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度(1955)	22.2	18.9	3.3
35 (1960)	22.4	18.9	3.6
40 (1965)	23.0	18.0	5.0
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.7	18.3	7.5
55 (1980)	31.3	22.2	9.1
56 (1981)	32.5	22.8	9.8
57 (1982)	33.1	23.1	10.0
58 (1983)	33.4	23.4	10.0
59 (1984)	34.0	23.9	10.1
60 (1985)	34.4	24.0	10.4
61 (1986)	35.5	24.9	10.6
62 (1987)	37.0	26.4	10.6
63 (1988)	37.9	27.3	10.6
平成元年度(1989)	38.4	27.6	10.8
2 (1990)	39.2	27.8	11.4
3 (1991)	38.7	27.1	11.6
4 (1992)	36.8	24.9	11.9
5 (1993)	36.5	24.3	12.1
6 (1994)	35.7	23.2	12.5
7 (1995) (補正後見込み)	36.8	23.2	13.6
8 (1996) (当初見込み)	37.2	23.1	14.1

(注) 1 租税負担の計数は、租税収入ベースであり、国民経済計算ベースとは異なる。

2 社会保障負担には、無基金雇用者福祉帰属負担を含む。

3 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

資料：大蔵省調

第45表 国民所得及び国民可処分所得の分配(名目)

(実数・年度)

(単位 10億円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
1 雇用者所得	218,660.5	233,917.1	251,188.6	258,385.4	264,851.3	269,615.8
(1) 賃金・俸給	187,503.1	199,932.0	214,993.3	223,088.0	227,819.0	233,508.2
(2) 社会保障雇主負担	18,198.1	20,386.2	21,820.9	22,734.1	23,357.5	24,034.8
(3) その他の雇主負担	12,959.2	13,598.9	14,374.4	12,563.2	13,674.9	12,072.8
2 財産所得(非企業部門)	31,611.6	38,474.8	39,934.4	35,473.2	35,112.9	29,258.0
a 受取	50,773.7	59,546.6	62,164.8	57,166.9	57,123.6	51,525.2
b 支払	19,162.1	21,071.8	22,230.4	21,693.8	22,010.7	22,267.2
(1) 一般政府	-4,064.2	-3,379.0	-2,561.9	-2,917.2	-939.6	-982.4
a 受取	12,121.9	13,613.4	14,916.0	14,472.6	16,614.4	17,232.5
b 支払	16,186.1	16,992.3	17,477.8	17,389.8	17,554.1	18,214.9
(2) 対家計民間非営利団体	96.1	173.8	37.9	-179.6	-87.4	-313.8
a 受取	1,092.8	1,443.9	1,458.5	1,169.6	1,091.7	746.6
b 支払	996.8	1,270.1	1,420.6	1,349.2	1,179.1	1,060.5
(3) 家計	35,579.7	41,680.0	42,458.3	38,569.9	36,139.9	30,554.3
① 利子	23,535.5	28,799.3	29,286.5	26,655.3	25,050.2	20,232.2
a 受取	25,514.7	31,608.6	32,618.4	29,610.1	28,327.8	23,224.0
b 支払	1,979.2	2,809.4	3,331.9	2,954.8	3,277.6	2,991.8
② 配当(受取)	9,725.0	10,320.0	10,415.3	8,943.1	7,910.1	7,169.1
③ 貸付料(受取)	2,319.2	2,560.7	2,756.6	2,971.5	3,179.6	3,153.0
3 企業所得(配当受払後)	69,946.4	73,347.0	71,931.1	75,229.5	72,785.8	74,069.9
(1) 民間法人企業	33,978.1	33,052.1	30,427.8	33,110.7	29,185.1	29,606.5
a 金融法人企業	37,473.9	32,483.3	28,599.0	31,006.0	29,388.5	25,892.8
b 金融機関	-3,495.8	568.8	1,828.9	2,104.7	-203.5	3,713.7
(2) 公的企業	3,529.7	4,574.2	3,344.3	2,622.7	774.4	323.8
a 金融法人企業	492.4	-535.0	-1,529.6	-2,005.2	-1,658.9	-1,981.0
b 金融機関	3,037.3	5,109.2	4,873.9	4,627.9	2,433.3	2,304.8
(3) 個人企業	32,438.7	35,720.7	38,159.0	39,496.2	42,826.3	44,139.6
a 農林水産業	3,726.7	3,765.0	3,307.0	3,317.2	2,795.3	3,553.4
b その他の産業(非農林水・非金融)	19,054.6	21,624.6	23,357.4	22,325.8	23,917.3	23,243.7
c 持ち家	9,657.3	10,331.2	11,494.6	13,853.1	16,113.6	17,342.4
4 国民所得(1+2+3)	320,218.6	345,739.0	363,054.1	369,088.1	372,750.0	372,943.6
5 間接税(控除)補助金	28,383.8	31,643.8	33,712.0	33,924.9	34,112.9	34,899.8
6 国民所得(市場価格表示)(4+5)	348,602.3	377,382.7	396,766.1	403,013.0	406,862.9	407,843.4
7 その他の経常移転(純)	-342.0	-301.7	-304.7	-462.8	-531.3	-554.4
(1) 非金融法人企業及び金融機関	-27,247.7	-26,888.8	-26,402.0	-23,245.5	-20,793.1	-20,089.1
a 民間	-26,766.7	-26,220.9	-24,207.2	-20,493.5	-18,778.1	-18,753.8
b 公的	-481.0	-667.9	-2,194.8	-2,752.0	-2,015.0	-1,335.3
(2) 一般政府	44,330.9	51,841.0	52,767.0	44,556.6	40,216.2	33,369.3
(3) 対家計民間非営利団体	3,629.2	4,072.6	4,301.9	4,682.9	4,993.9	5,145.4
(4) 家計(個人企業を含む)	-21,054.4	-29,326.5	-30,971.7	-26,456.9	-24,948.4	-18,980.0
8 国民可処分所得(6+7)	348,260.3	377,081.0	396,461.4	402,550.1	406,331.5	407,289.0
(1) 非金融法人企業及び金融機関	10,260.1	10,737.5	7,370.1	12,487.9	9,166.4	9,841.2
a 民間	7,211.5	6,831.2	6,220.6	12,617.2	10,406.9	10,852.7
b 公的	3,048.7	3,906.3	1,149.5	-129.3	-1,240.5	-1,011.5
(2) 一般政府	68,650.5	80,105.8	83,917.2	75,564.3	73,389.5	67,286.6
(3) 対家計民間非営利団体	3,725.2	4,246.4	4,339.9	4,503.3	4,906.6	4,831.6
(4) 家計(個人企業を含む)	265,624.5	281,991.3	300,834.2	309,994.6	318,869.1	325,329.5

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。  
 2 企業所得=営業余剰+財産所得の受取-財産所得の支払  
 3 財産所得(非企業部門)の家計の受取は個人企業の受取分を含む。

資料: 経済企画庁「国民経済計算年報」

(構成比・年度)

(単位 %)

項目	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
1 雇用者所得	68.3	67.7	69.2	70.0	71.1	72.3
(1) 賃金・俸給	58.6	57.8	59.2	60.4	61.1	62.6
(2) 社会保障雇主負担	5.7	5.9	6.0	6.2	6.3	6.4
(3) その他の雇主負担	4.0	3.9	4.0	3.4	3.7	3.2
2 財産所得(非企業部門)	9.9	11.1	11.0	9.6	9.4	7.8
a 受取	15.9	17.2	17.1	15.5	15.3	13.8
b 支払	6.0	6.1	6.1	5.9	5.9	6.0
(1) 一般政府	-1.3	-1.0	-0.7	-0.8	-0.3	-0.3
a 受取	3.8	3.9	4.1	3.9	4.5	4.6
b 支払	5.1	4.9	4.8	4.7	4.7	4.9
(2) 対家計民間非営利団体	0.0	0.1	0.0	-0.0	-0.0	-0.1
a 受取	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
b 支払	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
(3) 家計	11.1	12.1	11.7	10.5	9.7	8.2
① 利子	7.3	8.3	8.1	7.2	6.7	5.4
a 受取	8.0	9.1	9.0	8.0	7.6	6.2
b 支払	0.6	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8
② 配当(受取)	3.0	3.0	2.9	2.4	2.1	1.9
③ 貸付料(受取)	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	0.8
3 企業所得(配当受払後)	21.8	21.2	19.8	20.4	19.5	19.9
(1) 民間法人企業	10.6	9.6	8.4	9.0	7.8	7.9
a 金融法人企業	11.7	9.4	7.9	8.4	7.9	6.9
b 金融機関	-1.1	0.2	0.5	0.6	-0.1	1.0
(2) 公的企業	1.1	1.3	0.9	0.7	0.2	0.1
a 金融法人企業	0.2	-0.2	-0.4	-0.5	-0.4	-0.5
b 金融機関	0.9	1.5	1.3	1.3	0.7	0.6
(3) 個人企業	10.1	10.3	10.5	10.7	11.5	11.8
a 農林水産業	1.2	1.1	0.9	0.9	0.7	1.0
b その他の産業(非農林水・非金融)	6.0	6.3	6.4	6.0	6.4	6.2
c 持ち家	3.0	3.0	3.2	3.8	4.3	4.7
4 国民所得(1+2+3)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5 間接税(控除)補助金	8.9	9.2	9.3	9.2	9.2	9.4
6 国民所得(市場価格表示)(4+5)	108.9	109.2	109.3	109.2	109.2	109.4
7 その他の経常移転(純)	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
(1) 非金融法人企業及び金融機関	-8.5	-7.8	-7.3	-6.3	-5.6	-5.4
a 民間	-8.4	-7.6	-6.7	-5.6	-5.0	-5.0
b 公的	-0.2	-0.2	-0.6	-0.7	-0.5	-0.4
(2) 一般政府	13.8	15.0	14.5	12.1	10.8	8.9
(3) 対家計民間非営利団体	1.1	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4
(4) 家計(個人企業を含む)	-6.6	-8.5	-8.5	-7.2	-6.7	-5.1
8 国民可処分所得(6+7)	108.8	109.1	109.2	109.1	109.0	109.2
(1) 非金融法人企業及び金融機関	3.2	3.1	2.0	3.4	2.5	2.6
a 民間	2.3	2.0	1.7	3.4	2.8	2.9
b 公的	1.0	1.1	0.3	-0.0	-0.3	-0.3
(2) 一般政府	21.4	23.2	23.1	20.5	19.7	18.0
(3) 対家計民間非営利団体	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3
(4) 家計(個人企業を含む)	83.0	81.6	82.9	84.0	85.5	87.2

第46表 国内総支出(名目)

(実数・年度)

(単位 10億円)

項 目	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
1 民間最終消費支出	231,853.9	252,577.1	265,415.7	273,416.6	280,979.7	286,296.2
(1) 家計最終消費支出	228,901.1	249,393.0	261,806.3	269,563.9	277,159.4	282,320.2
a 国内家計最終消費支出	226,060.8	246,461.9	258,766.5	266,690.4	274,521.4	279,449.7
b 居住者家計の海外での直接購入	3,337.7	3,432.5	3,525.3	3,326.8	3,040.7	3,209.0
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	497.3	501.4	485.6	453.4	402.7	338.5
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	2,952.8	3,184.0	3,609.4	3,852.7	3,820.2	3,976.0
2 政府最終消費支出	36,733.6	39,520.1	41,794.8	43,690.7	45,039.3	46,211.4
3 国内総資本形成	129,004.1	142,949.9	147,363.4	143,901.4	139,803.2	136,812.4
(1) 総固定資本形成	125,857.2	140,085.8	143,924.1	143,141.3	139,204.3	136,424.2
a 民間	99,433.7	111,449.7	112,456.2	106,099.4	97,860.4	95,849.3
(a) 住宅	23,416.8	25,552.6	23,095.5	22,762.6	24,215.0	26,249.0
(b) 企業設備	76,016.9	85,897.1	89,360.8	83,336.8	73,645.5	69,600.4
b 公的	26,423.5	28,636.1	31,467.8	37,041.9	41,343.9	40,574.9
(a) 住宅	849.1	951.5	1,089.9	1,244.3	1,429.3	1,396.9
(b) 企業設備	5,348.5	5,770.5	6,468.0	7,764.3	8,756.6	8,619.6
(c) 一般政府	20,225.9	21,914.1	23,909.9	28,033.4	31,158.0	30,558.4
(2) 在庫品増加	3,146.9	2,864.2	3,439.3	760.1	598.9	388.1
a 民間企業	3,247.0	2,748.6	3,646.2	746.2	760.4	163.2
b 公的企業	-100.1	115.6	-206.9	13.9	-161.5	224.9
4 財貨・サービスの純輸出	4,719.7	3,820.1	9,367.9	11,570.7	10,714.8	9,268.2
(1) 財貨・サービスの輸出	43,714.2	46,210.1	47,107.0	47,365.9	43,643.5	44,453.4
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	38,994.5	42,389.9	37,739.1	35,795.2	32,928.7	35,185.2
5 国内総支出	402,311.3	438,867.2	463,941.8	472,579.4	476,536.9	478,588.2
(参考) 経常海外余剰	8,212.3	6,593.3	12,525.1	16,256.2	14,800.6	13,099.9
輸出等	60,317.2	64,975.0	66,812.1	66,421.9	60,338.7	61,534.7
(控除) 輸入等	52,104.9	58,381.7	54,287.0	50,165.7	45,538.0	48,434.9
国民総支出	405,803.9	441,640.3	467,099.0	477,264.3	480,622.8	482,419.8
(参考) 国内需要	397,591.6	435,047.0	454,573.9	461,008.6	465,822.2	469,320.0
民間需要	334,534.6	366,775.4	381,518.2	380,262.1	379,600.5	382,308.8
公約需要	63,057.0	68,271.7	73,055.7	80,746.5	86,221.7	87,011.2

(注) 1 国民総支出=国内総支出+(海外からの要素所得-海外への要素所得)  
 2 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加  
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加  
 3 国内需要=民間需要+公的需要  
 4 輸出等=財貨・サービスの輸出+海外からの要素所得の受取り  
 輸入等=財貨・サービスの輸入+海外への要素所得の支払い

資料: 経済企画庁「国民経済計算年報」

(構成比・年度)

(単位 %)

項 目	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
1 民間最終消費支出	57.6	57.6	57.2	57.9	59.0	59.8
(1) 家計最終消費支出	56.9	56.8	56.4	57.0	58.2	59.0
a 国内家計最終消費支出	56.2	56.2	55.8	56.4	57.6	58.4
b 居住者家計の海外での直接購入	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.7
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8
2 政府最終消費支出	9.1	9.0	9.0	9.2	9.5	9.7
3 国内総資本形成	32.1	32.6	31.8	30.5	29.3	28.6
(1) 総固定資本形成	31.3	31.9	31.0	30.3	29.2	28.5
a 民間	24.7	25.4	24.2	22.5	20.5	20.0
(a) 住宅	5.8	5.8	5.0	4.8	5.1	5.5
(b) 企業設備	18.9	19.6	19.3	17.6	15.5	14.5
b 公的	6.6	6.5	6.8	7.8	8.7	8.5
(a) 住宅	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
(b) 企業設備	1.3	1.3	1.4	1.6	1.8	1.8
(c) 一般政府	5.0	5.0	5.2	5.9	6.5	6.4
(2) 在庫品増加	0.8	0.7	0.7	0.2	0.1	0.1
a 民間企業	0.8	0.6	0.8	0.2	0.2	0.0
b 公的企業	-0.0	0.0	-0.0	0.0	-0.0	0.0
4 財貨・サービスの純輸出	1.2	0.9	2.0	2.4	2.2	1.9
(1) 財貨・サービスの輸出	10.9	10.5	10.2	10.0	9.2	9.3
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	9.7	9.7	8.1	7.6	6.9	7.4
5 国内総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考) 国内需要	98.8	99.1	98.0	97.6	97.8	98.1
民間需要	83.2	83.6	82.2	80.5	79.7	79.9
公的需	15.7	15.6	15.7	17.1	18.1	18.2

(注) 1 国民総支出=国内総支出+(海外からの要素所得-海外への要素所得)  
 2 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加  
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加  
 3 国内需要=民間需要+公的需要  
 4 輸出等=財貨・サービスの輸出+海外からの要素所得の受取り  
 輸入等=財貨・サービスの輸入+海外への要素所得の支払い

資料: 経済企画庁「国民経済計算年報」

第47表 家計(個人企業を含む)

(金額 単位 10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	平均消費性向	貯蓄率	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	限界消費性向	限界貯蓄性向
				%	%				%	%
昭和54年度(1979)	159,077.5	131,331.3	27,746.2	82.6	17.4	10,413.2	11,822.9	△1,409.7	113.5	△13.5
55(1980)	172,744.0	141,781.5	30,962.5	82.1	17.9	13,666.5	10,450.2	3,216.3	76.5	23.5
56(1981)	183,313.8	150,444.6	32,869.2	82.1	17.9	10,569.8	8,663.1	1,906.7	82.0	18.0
57(1982)	192,235.4	161,366.8	30,868.6	83.9	16.1	8,921.6	10,922.2	△2,000.6	122.4	△22.4
58(1983)	201,461.4	169,676.3	31,785.1	84.2	15.8	9,226.0	8,309.5	916.5	90.1	9.9
59(1984)	211,816.1	178,360.4	33,455.7	84.2	15.8	10,354.7	8,684.1	1,670.6	83.9	16.1
60(1985)	223,497.0	188,217.1	35,279.9	84.2	15.8	11,680.9	9,856.7	1,824.2	84.4	15.6
61(1986)	230,916.3	196,329.0	34,587.4	85.0	15.0	7,419.3	8,111.9	△692.5	109.3	△9.3
62(1987)	238,832.8	205,823.1	33,009.6	86.2	13.8	7,916.5	9,494.1	△1,577.8	119.9	△19.9
63(1988)	250,554.3	218,434.8	32,119.5	87.2	12.8	11,721.5	12,611.7	△890.1	107.6	△7.6
平成元年度(1989)	265,712.1	233,604.6	32,107.4	87.9	12.1	15,157.8	15,169.8	△12.1	100.1	△0.1
2(1990)	281,991.3	249,393.0	32,598.3	88.4	11.6	16,279.2	15,788.4	490.9	97.0	3.0
3(1991)	300,834.2	261,806.3	39,027.9	87.0	13.0	18,842.9	12,413.3	6,429.6	65.9	34.1
4(1992)	309,994.6	269,563.9	40,430.7	87.0	13.0	9,160.4	7,757.6	1,402.8	84.7	15.3
5(1993)	318,869.1	277,159.4	41,709.6	86.9	13.1	8,874.5	7,595.5	1,278.9	85.6	14.4
6(1994)	325,329.5	282,320.2	43,009.3	86.8	13.2	6,460.4	5,160.8	1,299.7	79.9	20.1

資料：可処分所得、最終消費支出及び貯蓄は経済企画庁「国民経済計算年報」

第48表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(i) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区分	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
調査産業計現金給与総額	357,079	370,169	384,787	392,608	393,224	401,128	408,864
きまって支給する給与	264,427	271,496	281,943	288,805	293,410	300,992	308,023
特別に支払われた給与	92,652	98,673	102,844	103,803	99,814	100,136	100,841
鉱業現金給与総額	359,359	379,777	417,826	433,125	427,280	431,041	435,201
きまって支給する給与	281,473	294,010	316,772	326,088	320,445	323,551	334,182
特別に支払われた給与	77,886	85,767	101,054	107,037	106,835	107,490	101,019
建設業現金給与総額	373,211	401,560	424,579	437,381	444,452	448,021	450,679
きまって支給する給与	285,830	298,533	310,789	324,014	331,584	340,096	346,212
特別に支払われた給与	87,381	103,027	113,790	113,367	112,868	107,925	104,467
製造業現金給与総額	336,648	352,020	368,011	372,594	371,356	378,610	390,600
きまって支給する給与	251,287	260,440	272,153	276,015	278,831	286,338	294,943
特別に支払われた給与	85,361	91,580	95,858	96,579	92,525	92,272	95,657
電気・ガス・水道・熱供給業現金給与総額	492,967	516,820	542,425	555,095	569,070	576,339	584,198
きまって支給する給与	353,471	367,641	383,381	396,071	405,223	411,631	421,802
特別に支払われた給与	139,496	149,179	159,044	159,024	163,847	164,708	162,396
運輸・通信業現金給与総額	395,349	413,077	422,216	430,949	439,653	448,520	454,488
きまって支給する給与	301,377	311,249	319,752	325,382	338,014	342,874	350,847
特別に支払われた給与	93,972	101,828	102,464	105,567	101,639	105,646	103,641
卸売・小売業・飲食店現金給与総額	297,799	309,218	323,083	330,933	326,262	334,122	336,175
きまって支給する給与	222,056	229,318	239,564	246,489	247,874	254,405	257,283
特別に支払われた給与	75,743	79,900	83,519	84,444	78,388	79,717	78,892
金融・保険業現金給与総額	486,338	490,002	491,745	504,770	520,656	530,221	541,200
きまって支給する給与	324,491	328,714	335,156	346,726	362,246	373,460	383,528
特別に支払われた給与	161,847	161,288	156,589	158,044	158,410	156,761	157,672
不動産業現金給与総額	424,230	442,006	454,264	461,419	439,520	461,231	464,812
きまって支給する給与	303,867	314,755	325,917	332,296	322,732	336,513	340,979
特別に支払われた給与	120,363	127,251	128,347	129,123	116,788	124,718	123,833
サービス業現金給与総額	372,564	379,896	395,470	405,347	399,352	406,530	412,820
きまって支給する給与	273,591	275,840	285,715	294,692	295,009	302,259	308,392
特別に支払われた給与	98,973	104,056	109,755	110,655	104,343	104,271	104,428

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査年報」

(II) 事業所規模5人以上

(単位 円)

区 分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
調査産業計現金給与総額	329,443	345,358	352,333	352,744	358,455	362,510
きまって支給する給与	249,510	260,778	267,512	271,183	277,175	281,623
特別に支払われた給与	79,933	84,580	84,821	81,561	81,280	80,887
鉱業現金給与総額	334,669	358,897	352,738	358,026	377,157	367,466
きまって支給する給与	268,975	284,345	280,061	281,492	296,833	296,446
特別に支払われた給与	65,694	74,552	72,677	76,534	80,324	71,020
建設業現金給与総額	338,571	362,597	372,770	371,475	379,636	377,448
きまって支給する給与	269,867	285,385	295,182	298,959	310,558	311,689
特別に支払われた給与	68,704	77,212	77,588	72,516	69,078	65,759
製造業現金給与総額	321,802	336,685	341,508	341,374	347,853	357,524
きまって支給する給与	244,467	255,507	260,159	263,197	270,516	277,762
特別に支払われた給与	77,335	81,178	81,349	78,177	77,337	79,762
電気・ガス・水道・熱供給業現金給与総額	501,827	527,641	543,527	556,747	562,097	568,328
きまって支給する給与	357,329	373,731	387,510	396,717	402,143	410,009
特別に支払われた給与	144,498	153,910	156,017	160,030	159,954	158,319
運輸・通信業現金給与総額	388,133	399,762	408,573	415,546	422,639	426,359
きまって支給する給与	298,103	306,440	312,872	323,272	328,019	333,254
特別に支払われた給与	90,030	93,322	95,701	92,274	94,620	93,105
卸売・小売業・飲食店現金給与総額	270,269	287,115	293,689	288,820	288,807	290,852
きまって支給する給与	210,922	222,625	229,253	229,145	229,808	232,426
特別に支払われた給与	59,347	64,490	64,436	59,675	58,999	58,426
金融・保険業現金給与総額	450,339	458,673	466,277	478,501	486,378	492,223
きまって支給する給与	306,823	315,822	324,089	335,679	343,086	349,607
特別に支払われた給与	143,516	142,851	142,188	142,822	143,292	142,616
不動産業現金給与総額	384,484	399,430	415,528	397,691	420,058	407,761
きまって支給する給与	286,606	302,219	316,059	306,266	320,345	317,842
特別に支払われた給与	97,878	97,211	99,469	91,425	99,713	89,919
サービス業現金給与総額	340,953	357,313	365,436	361,842	368,639	370,896
きまって支給する給与	252,557	263,583	271,393	272,141	278,331	281,666
特別に支払われた給与	88,396	93,730	94,043	89,701	90,308	89,230

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査年報」

5人以上の統計は調査の改正に伴い、平成2年1月から実施。

第49表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

(事業所規模1~4人)(単位 千円)

区 分	平 均			男			女		
	平均	通 勤	住 込	平均	通 勤	住 込	平均	通 勤	住 込
昭和61年7月	154.7	156.4	142.8	206.6	209.6	176.4	108.7	105.9	124.7
62年7月	157.8	159.1	147.8	211.9	214.2	188.0	110.4	107.9	125.4
63年7月	162.2	163.2	154.1	218.7	221.1	193.7	113.4	110.5	132.2
平成元年7月	167.4	168.6	158.7	228.1	231.0	199.0	117.6	114.3	137.4
2年7月	176.7	177.3	171.9	241.5	244.0	216.0	125.7	121.9	149.9
3年7月	183.7	184.4	178.5	252.2	254.7	224.6	130.8	126.6	157.0
4年7月	190.3	190.9	186.8	261.3	263.8	235.7	135.1	129.5	165.1
5年7月	194.0	194.2	182.9	267.4	269.5	246.4	138.9	133.2	169.4
6年7月	193.7	194.6	187.0	266.9	269.7	236.1	138.6	134.1	165.4
7年7月	195.1	196.1	187.3	269.9	272.7	237.8	138.7	134.2	165.6
鉱業	232.4	231.1	*	258.9	257.8	*	*	*	—
建設業	274.3	283.8	216.3	301.1	303.2	275.1	171.7	170.7	173.2
製造業	211.6	216.2	187.5	282.1	284.9	252.5	131.5	121.4	162.1
電気・ガス・熱供給・水道	380.8	377.7	*	406.2	403.1	*	224.1	224.1	*
運輸通信業	268.5	271.7	183.9	306.1	307.2	259.6	195.3	199.6	137.3
卸売小売業・飲食店	171.6	170.1	183.3	254.9	257.3	230.5	127.8	122.6	165.1
金融・保険業	226.2	228.0	178.0	308.5	310.6	*	175.2	175.4	172.3
不動産業	206.9	209.8	174.2	256.2	260.7	189.4	158.3	157.6	164.6
サービス業	186.4	187.1	179.8	252.7	256.0	214.6	149.5	147.2	166.5

(注) \*印は、調査対象が少ないため、掲載しない。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査特別調査結果報告」

第50表 賞与支給状況

(調査産業計)

規模・年	年 末 賞 与 (11、12、翌年1月)				夏 季 賞 与 (6、7、8月)				
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	
5事業 人所以 上規模	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分	
平成3年	511,549	3.5	1.48	1.57	453,127	6.3	1.30	1.37	
4	510,969	-0.2	1.44	1.51	463,154	2.2	1.29	1.36	
5	512,871	0.5	1.40	1.48	457,116	-1.3	1.25	1.31	
6	504,242	-1.8	1.34	1.42	460,874	0.7	1.22	1.28	
7	512,219	1.5	1.35	1.42	463,660	0.5	1.20	1.26	
30事業 人所以 上規模	昭和63年	528,586	4.3	1.73	1.89	445,468	3.3	1.46	1.58
平成元年	563,072	5.9	1.78	1.94	476,194	6.3	1.49	1.62	
2	584,259	4.9	1.79	1.95	501,680	6.5	1.51	1.64	
3	603,179	2.9	1.83	1.98	528,582	4.9	1.58	1.71	
4	608,397	0.6	1.80	1.93	543,071	2.4	1.57	1.69	
5	601,258	-0.8	1.72	1.84	535,585	-1.0	1.51	1.62	
6	602,690	0.0	1.66	1.78	540,350	0.7	1.48	1.58	
7	611,707	1.3	1.64	1.76	550,129	1.6	1.47	1.57	

(注) 1 「支給労働者1人平均支給額」とは、賞与を支給した事業所の全常用労働者1人平均賞与支給額である。

2 対前年増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

3 「きまって支給する給与(又は所定内給与)に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与(又は所定内給与)」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査報告—全国調査—(1月分)」

第51表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円)

事 項	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
	(全 国)					
集計世帯数	7,976	7,976	7,962	7,962	7,960	7,923
世帯人員数(人)	3.56	3.57	3.53	3.49	3.47	3.42
有業人員数(人)	1.60	1.63	1.62	1.60	1.60	1.59
消費支出	311,174	327,113	333,661	335,246	333,840	329,062
食料	78,956	82,130	82,381	81,562	80,552	77,886
住居	14,814	16,712	18,251	18,725	20,480	21,365
光熱・水道	17,147	17,981	18,516	19,030	19,531	19,911
家具・家事用品	12,396	13,401	13,092	12,562	12,906	12,529
被服及び履物	22,967	23,814	23,344	22,305	21,196	20,229
保健医療	8,866	9,016	9,299	9,845	9,709	9,845
交通・通信	29,469	30,533	31,090	33,129	32,681	32,966
教育	14,471	14,211	15,394	15,119	15,700	15,381
教養娯楽	30,122	31,442	32,815	33,596	33,053	31,550
その他の消費支出	81,966	87,872	89,480	89,374	88,032	87,400
現物総額	14,756	15,801	15,791	15,330	15,110	14,207
	(人口5万以上の都市)					
集計世帯数	6,925	6,922	6,912	6,924	6,924	6,891
世帯人員数(人)	3.51	3.51	3.47	3.45	3.43	3.37
有業人員数(人)	1.57	1.60	1.58	1.58	1.56	1.55
消費支出	317,289	332,898	339,224	339,480	338,507	334,069
現物総額	14,727	15,651	15,596	15,071	14,931	14,146

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第52表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円)

事 項	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
	(全 国)					
集計世帯数	5,047	5,039	4,996	4,997	5,062	5,009
世帯人員数(人)	3.70	3.71	3.69	3.65	3.63	3.58
有業人員数(人)	1.64	1.66	1.68	1.68	1.67	1.67
収入総額	926,965	968,124	1,001,938	1,031,214	1,044,382	1,045,240
実収入	521,757	548,769	563,855	570,545	567,174	570,817
勤め先収入	490,626	515,365	529,490	536,070	532,442	536,458
世帯主の配偶者の収入	430,670	448,226	462,253	468,324	468,000	467,799
他の世帯員収入	44,101	49,621	51,058	51,951	49,007	54,646
事業・内職収入	15,854	17,518	16,179	15,795	15,435	14,013
その他の実収入	5,216	5,151	5,583	5,481	5,075	4,035
実収入以外の収入	25,916	28,252	28,781	28,994	29,657	30,325
収入総額	306,094	320,548	338,749	363,004	381,259	379,923
預貯金引出	277,579	292,502	311,090	328,620	337,502	340,884
保険取	2,762	3,400	3,371	4,302	3,576	4,302
借入金	5,948	4,914	5,550	9,346	17,640	15,343
掛金の買	9,993	11,122	11,527	12,188	11,381	11,448
掛金の他	9,812	8,610	7,211	8,549	11,159	7,947
繰入総額	99,115	98,808	99,334	97,664	95,948	94,500
支出総額	926,965	968,124	1,001,938	1,031,214	1,044,382	1,045,240
実支出	412,813	430,380	442,937	447,666	439,112	438,307
消費支出	331,595	345,473	352,820	355,276	353,116	349,663
食料	79,993	83,051	83,445	82,477	81,513	78,947
住居	16,475	18,234	20,191	20,258	22,446	23,412
光熱・水道	16,797	17,642	18,094	18,674	19,150	19,551
家具・家事用品	13,103	13,944	13,560	13,144	13,239	13,040
被服及び履物	23,902	24,451	24,033	23,134	21,963	21,085
保健医療	8,670	8,776	9,125	9,586	9,474	9,334
交通・通信	33,499	34,659	35,304	38,561	37,301	28,524
教育	16,827	17,129	18,625	18,269	18,988	18,467
教養娯楽	31,761	32,861	34,279	34,799	34,549	33,221
その他の消費支出	90,569	94,726	96,164	96,373	94,491	94,082
非消費支出	81,218	84,907	90,117	92,390	85,996	88,644
実支出以外の支出	415,633	438,997	460,169	487,583	510,529	512,956
預貯金	320,894	342,277	361,149	372,392	384,727	387,627
保険掛金	33,973	36,728	39,733	41,653	41,854	44,494
借入金	27,261	27,553	28,010	33,747	36,329	34,760
掛金の返	9,052	10,380	11,319	11,495	11,385	11,831
掛金の他	24,453	22,059	19,958	28,296	36,233	34,244
繰越	98,519	98,748	98,832	95,965	94,741	93,977
現物総額	14,216	15,076	15,006	14,732	14,475	13,642
	(人口5万以上の都市)					
集計世帯数	4,430	4,406	4,363	4,366	4,416	4,400
世帯人員数(人)	3.64	3.64	3.63	3.61	3.59	3.53
有業人員数(人)	1.60	1.63	1.65	1.65	1.63	1.63
収入総額	948,002	990,370	1,016,177	1,045,263	1,059,586	1,055,357
実収入	528,079	556,587	566,395	571,172	570,727	571,652
実収入以外の収入	320,947	335,167	351,056	376,018	393,023	390,140
繰入総額	98,975	98,615	98,726	98,073	95,837	93,566
支出総額	948,002	990,370	1,016,177	1,045,263	1,059,586	1,055,357
実支出	420,424	439,169	447,129	452,538	444,141	440,272
実支出以外の支出	429,560	452,580	471,650	496,180	521,102	522,630
繰越	98,018	98,620	97,398	96,544	94,344	92,454
現物総額	14,426	15,087	14,998	14,519	14,350	13,541

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第53表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出(全国)

平成7年(1995) (単位:円)

区 分	平均	収入階級(円)								
		1,999,999	2,000,000 2,499,999	2,500,000 2,999,999	3,000,000 3,499,999	3,500,000 3,999,999	4,000,000 4,499,999	4,500,000 4,999,999	5,000,000 5,499,999	5,000,000
集 計 世 帯 数	5,009	47	66	96	149	204	287	350	350	
世 帯 人 員 数(人)	3.58	2.67	2.92	2.95	3.26	3.20	3.23	3.35	3.36	
有 業 人 員 数(人)	1.67	1.24	1.39	1.44	1.34	1.47	1.38	1.44	1.51	
収 入 総 額	1,045,240	339,532	451,678	505,265	567,064	612,896	688,897	736,923	784,667	
実 収 入	570,817	172,032	229,089	249,452	299,794	322,417	357,187	397,121	413,857	
勤 め 先 収 入	536,458	144,603	203,296	215,470	267,049	293,721	332,107	366,009	378,819	
世 帯 主 収 入	467,799	140,292	190,935	200,172	249,733	271,227	310,489	344,166	349,703	
世帯主の配偶者の収入	54,646	2,400	5,114	10,399	15,658	18,582	17,559	18,100	24,545	
他の世帯員収入	14,013	1,910	7,247	4,899	1,658	3,912	4,058	3,743	4,571	
事 業 ・ 内 職 収 入	4,035	1,282	922	2,711	2,156	2,694	2,568	2,822	3,739	
そ の 他 の 実 収 入	30,325	26,147	24,872	31,272	30,589	26,001	22,512	28,291	31,299	
実 収 入 以 外 の 収 入	379,923	104,031	154,994	187,227	188,194	206,894	251,440	259,590	289,892	
繰 入 金	94,500	63,469	67,595	68,585	79,076	83,585	80,270	80,212	80,918	
支 出 総 額	1,045,240	339,532	451,678	505,265	567,064	612,896	688,897	736,923	784,667	
実 支 出	438,307	163,208	204,735	238,190	246,101	267,398	292,184	312,236	329,602	
消 費 支 出	349,663	150,316	183,363	210,483	215,350	231,424	248,825	261,427	276,056	
食 料	78,947	41,350	53,044	54,875	57,241	58,869	61,602	65,929	68,773	
住 居	23,412	21,953	24,126	24,208	25,767	25,259	29,006	23,945	25,501	
光 熱 ・ 水 道	19,551	13,139	14,702	15,114	16,025	15,747	16,157	17,063	17,483	
家 具 ・ 家 事 用 品	13,040	6,687	6,067	8,585	7,752	7,683	9,016	9,383	10,285	
被 服 及 び 履 物	21,085	7,557	9,080	9,698	10,491	11,166	13,362	14,864	14,100	
保 健 医 療	9,334	3,905	5,521	7,340	7,534	7,901	8,601	8,546	9,685	
交 通 ・ 通 信	38,524	14,704	16,546	23,681	22,725	28,531	28,597	30,823	31,167	
教 育	18,467	4,827	7,991	7,834	7,238	8,033	6,929	9,087	9,733	
教 養 娯 楽	33,221	11,470	14,103	14,961	16,805	18,280	21,575	23,376	24,483	
そ の 他 の 消 費 支 出	94,082	24,724	32,184	44,187	43,773	49,955	53,980	58,410	64,844	
非 消 費 支 出	88,644	12,892	21,372	27,707	30,751	35,975	43,359	50,809	53,546	
実 支 出 以 外 の 支 出	512,956	112,058	173,704	193,443	238,757	255,865	316,562	340,788	372,861	
繰 越 金	93,977	64,266	73,238	73,632	82,206	89,633	80,151	83,902	82,204	

資料:総務庁統計局「家計調査年報」

収入階級(円)										
5,500,000 5,999,999	6,000,000 6,499,999	6,500,000 6,999,999	7,000,000 7,499,999	7,500,000 7,999,999	8,000,000 8,999,999	9,000,000 9,999,999	10,000,000 12,499,999	12,500,000 14,999,999	15,000,000	
345	349	321	334	287	468	388	565	235	167	
3.53	3.63	3.62	3.62	3.66	3.74	3.70	3.86	3.91	3.81	
1.58	1.52	1.61	1.67	1.61	1.72	1.84	1.97	2.14	2.20	
850,261	923,517	986,884	1,019,108	1,091,342	1,177,070	1,248,209	1,395,110	1,638,558	1,928,811	
453,626	485,492	532,819	557,247	582,986	622,845	689,798	794,477	925,735	1,132,406	
423,562	456,332	497,170	526,443	555,662	592,073	653,617	747,347	886,402	1,077,698	
384,987	418,751	446,363	469,418	498,753	526,367	560,007	630,833	697,915	819,747	
31,022	30,709	41,148	46,082	48,417	53,177	74,093	92,314	148,671	192,287	
7,553	6,873	9,660	10,943	8,492	12,529	19,516	24,199	39,816	65,663	
2,657	1,841	3,533	3,936	4,880	4,220	5,995	5,775	5,573	7,316	
27,407	27,320	32,115	26,868	22,444	26,553	30,187	41,355	33,760	47,391	
311,631	348,828	365,414	364,643	404,563	460,115	451,058	491,880	599,933	660,040	
85,004	89,197	88,651	97,217	103,794	94,110	107,353	108,754	112,830	136,366	
850,261	923,517	986,884	1,019,108	1,091,342	1,177,070	1,248,209	1,395,110	1,638,558	1,928,811	
355,607	389,072	398,049	432,210	456,303	475,450	525,014	589,167	668,545	838,327	
296,624	321,768	323,957	353,691	367,004	378,493	409,428	452,336	498,256	596,048	
72,498	75,642	78,661	79,414	85,422	85,633	89,810	92,590	98,433	105,702	
22,274	25,760	21,253	28,324	21,944	20,933	17,389	21,247	25,294	25,800	
18,123	18,408	19,248	19,554	20,197	20,586	21,554	22,736	23,985	25,408	
10,606	12,336	10,552	13,756	13,938	14,408	16,650	16,292	17,260	25,261	
16,706	17,610	18,173	20,353	21,887	22,461	23,899	30,459	33,708	50,046	
9,627	9,944	9,028	8,847	9,286	9,292	9,228	10,028	10,989	12,685	
34,049	40,510	37,516	37,749	40,679	39,622	42,540	47,150	58,874	57,224	
12,054	14,885	16,191	20,170	23,917	23,892	24,058	31,214	28,457	28,804	
29,568	31,955	31,297	34,339	33,353	37,123	40,382	42,675	48,886	63,288	
71,120	74,718	82,039	91,187	96,382	104,543	123,918	137,944	152,371	201,829	
58,983	67,304	74,091	78,519	88,299	96,957	115,586	136,831	170,289	242,279	
409,144	445,898	500,587	488,465	531,272	609,494	617,285	702,192	864,413	958,967	
85,510	88,553	88,248	98,433	103,768	92,126	105,910	103,751	105,600	131,517	



第54表 消費者物価指数(中分類)

(i) 全国

平成2年(1990)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
平成2年平均(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	103.3	104.8	103.1	102.3	100.8	104.7	100.6	100.7	104.8	102.9	101.9
4(1992)	105.0	105.4	106.3	102.4	102.0	107.9	103.3	101.2	109.4	106.2	103.6
5(1993)	106.4	106.5	109.1	103.1	101.8	107.9	104.2	101.5	114.0	107.9	105.0
6(1994)	107.1	107.4	111.6	102.8	99.8	106.6	104.7	100.9	117.7	109.2	105.8
7(1995)	107.0	106.1	113.8	103.0	98.0	106.1	105.0	101.0	121.1	108.4	106.1

(ii) 人口5万人以上の都市

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
平成2年平均(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	103.2	104.8	103.0	101.9	100.9	104.8	100.6	100.7	104.9	102.9	101.9
4(1992)	105.1	105.3	106.2	102.1	102.0	107.9	103.3	101.5	109.4	106.2	103.7
5(1993)	106.4	106.4	109.1	102.8	101.7	107.7	104.2	101.9	113.9	107.9	105.1
6(1994)	107.1	107.4	111.3	102.6	99.6	106.3	104.8	101.3	117.5	109.2	105.9
7(1995)	107.0	106.0	113.4	103.0	97.8	105.6	105.1	101.5	121.1	108.4	106.2

資料：総務庁統計局「消費者物価指数年報」

第55表 農村消費者物価指数

平成2年度(1990)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	雑費	臨時費
平成元年度(1989)	96.5	94.7	98.3	99.5	102.9	91.5	97.3	98.5	93.9	99.1	96.8	96.5
2(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	102.4	103.9	102.5	101.5	101.1	103.7	100.6	99.0	104.4	102.0	102.3	102.1
4(1992)	103.6	104.0	104.0	101.8	102.0	105.6	105.1	99.2	108.7	105.3	103.7	103.1
5(1993)	104.0	105.2	106.9	102.0	101.0	104.5	106.1	97.6	112.6	105.1	104.1	102.9
6(1994)	103.7	104.5	108.0	101.5	98.8	103.9	108.0	96.7	116.8	105.0	104.0	102.3
7(1995)	103.1	104.0	107.7	100.9	97.0	104.3	108.8	94.8	119.8	102.8	103.4	101.4

資料：農林水産省統計情報部「農村物価統計」

第56表 農家家計費(全国1戸当り平均)

区分	平成2年度(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
年間月平均世帯員数	4.25	4.20	4.25	4.21	4.12
家計費合計	5,274,300	5,415,000	5,584,800	5,642,800	5,703,700
飲食費	1,098,800	1,137,800	1,143,000	1,152,800	1,158,800
住居費	294,900	325,900	314,000	332,200	362,000
家計光熱費・水道料	199,100	206,600	212,200	219,800	225,400
家具・家事用品費	219,700	221,200	225,200	218,700	232,000
被服及び履物費	309,800	319,300	299,700	298,100	278,700
保健医療費	132,100	138,800	135,600	143,100	149,000
交通通信費	671,200	622,700	636,900	645,900	671,600
教育費	156,800	168,200	171,600	165,100	178,800
教養娯楽費	450,000	469,800	498,000	495,100	477,900
雑費	1,393,300	1,454,800	1,543,100	1,609,200	1,646,800
臨時費	348,600	349,900	405,500	362,800	322,700
農家経済の総括計算					
(1)農業所得(農業粗収益-農業経営費)	1,163,100	1,120,200	1,136,500	1,016,900	1,275,400
(2)農外所得(農外収入-農外支出)	5,438,400	5,714,000	5,804,300	5,763,300	5,698,000
(3)農家所得((1)+(2))	6,601,500	6,834,200	6,940,800	6,780,200	6,973,400
(4)年金・被贈等の収入	1,797,200	1,903,900	1,972,300	2,175,900	2,108,300
(5)農家総所得((3)+(4))	8,398,700	8,738,100	8,913,100	8,956,100	9,081,700
(6)租税公課諸負担	1,408,800	1,440,800	1,474,300	1,478,800	1,416,200
(7)可処分所得((5)-(6))	6,989,900	7,297,300	7,438,800	7,477,300	7,665,500
(8)農家経済余剰((7)-家計費合計)	1,715,600	1,882,300	1,854,000	1,834,500	1,961,800
分析指標					
農業依存度(農業所得/農家所得)	17.6%	16.4%	16.4%	15.0%	18.3%
農業所得率(農業所得/農業粗収益)	38.7%	37.2%	37.3%	34.4%	39.0%
家計費充足率(農業所得/家計費合計)	22.1%	20.7%	20.3%	18.0%	22.4%

(注) 1 平成3年度以降の数値は農業経営費等の計上範囲の見直し後の数値である。

資料：農林水産省統計情報部「農家経済調査報告」

## 第5節 社会保険関係

### 1 総括

第57表 医療保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	90,244	103,645	117,037	124,260	124,233	124,577	124,978	125,060
被 用 者 保 険 被 保 險 者	44,073	60,282	72,501	81,191	81,616	82,147	82,450	82,249
被 扶 養 者	18,662	28,146	31,753	37,926	38,999	39,656	39,966	40,210
被 扶 養 者	25,412	32,136	40,748	43,265	42,624	42,490	42,483	42,038
政府管掌健康保険 一 般 被 保 險 者	18,579	26,020	31,289	36,666	36,674	37,287	37,659	37,614
被 保 險 者	8,902	13,183	14,562	17,983	18,574	18,968	19,225	19,502
被 扶 養 者	9,677	12,837	16,727	18,683	18,101	18,319	18,434	18,112
法第69条の7被保険者 被 保 險 者 <sup>(注)</sup>	2,535	1,192	518	155	141	129	101	90
被 扶 養 者 <sup>(注)</sup>	1,142	638	318	103	93	87	64	59
被 扶 養 者 <sup>(注)</sup>	[1,393]	[554]	[200]	52	47	43	36	31
組 合 管 掌 健 康 保 險 被 保 險 者	12,736	21,236	27,502	32,009	32,519	32,539	32,553	32,475
被 扶 養 者	5,046	9,697	11,431	14,668	15,145	15,414	15,487	15,463
被 扶 養 者	7,690	11,539	16,071	17,341	17,374	17,125	17,066	17,012
船 員 保 險 被 保 險 者	597	741	672	409	387	363	349	326
被 扶 養 者	216	262	212	137	131	125	120	115
被 扶 養 者	381	479	460	272	257	238	228	211
国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各省各庁組合) 組 合 員	6,002	2,960	3,042	2,805	2,783	2,755	2,723	2,714
被 扶 養 者	2,160	1,149	1,200	1,158	1,162	1,159	1,152	1,152
被 扶 養 者	3,842	1,811	1,842	1,647	1,621	1,596	1,571	1,562
国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適用法人組合) 組 合 員	2,339	2,203	2,072	1,475	1,448	1,423	1,403	1,376
被 扶 養 者	694	789	807	513	504	498	494	487
被 扶 養 者	1,645	1,414	1,265	962	944	924	909	889
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 組 合 員	1,129	5,583	6,803	6,902	6,880	6,854	6,855	6,838
被 扶 養 者	416	2,237	2,902	2,963	2,973	2,985	2,996	2,998
被 扶 養 者	714	3,346	3,901	3,939	3,907	3,869	3,860	3,840
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合 組 合 員	156	347	603	770	784	797	807	816
被 扶 養 者	86	191	321	401	411	420	428	434
被 扶 養 者	70	156	282	369	373	376	379	381
国 民 健 康 保 險	46,171	43,363	44,536	43,069	42,617	42,430	42,528	42,811

(注) 法第69条の7被保険者は年度末現在有効被保険者手帳所有者数、被扶養者数の〔 〕は社会保険庁推定数値。

第58表 公的年金適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	36 (1961)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	17,411	37,254	51,934	59,032	66,311	68,941	69,276	69,548
厚 生 年 金 保 險 (再掲)厚生年金基金	13,240	14,726	22,260	25,239	30,997	32,493	32,651	32,740
船 員 保 險 <sup>(注)</sup>	216	225	262	205	(126)	(115)	(109)	(104)
国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各省各庁組合)	1,190	1,217	1,149	1,179	1,126	1,130	1,127	1,128
国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適用法人組合)	694	707	789	788	496	487	482	471
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	151	164	2,536	3,225	3,286	3,317	3,335	3,344
町 村 職 員 恩 給 組 合	192	200	・	・	・	・	・	・
恩 給 退 職 年 金 関 係	1,340	1,374	・	・	・	・	・	・
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	88	92	194	319	373	388	394	398
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	300	308	407	481	498	506	510	511
国 民 年 金 (再掲)農業者年金	・	18,241	24,337	27,596	29,535	30,620	30,777	30,956
	・	・	787	1,057	574	480	442	406

(注) 1 船員保険は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。  
2 地方公務員等共済組合は、昭和36年度までは旧町村職員共済組合の数値。  
3 農業者年金の昭和45年度数値は、46年9月末現在。

第59表 雇用保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	13,781	21,401	25,295	31,586	32,433	33,001	33,229	33,508
雇 用 保 險	13,655	21,220	25,128	31,483	32,334	32,904	33,136	33,419
船 員 保 險	126	181	167	103	99	97	93	89

第60表 業務災害補償保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	19,765	31,507	37,193	47,713	48,960	50,368	51,191	51,569
勞 働 者 災 害 補 償 保 險	16,186	26,530	31,840	43,222	44,469	45,832	46,633	47,017
船 員 保 險	216	262	205	127	121	116	110	105
国 家 公 務 員 災 害 補 償 <sup>(注)</sup>								
国 家 公 務 員	1,007	1,423	1,125	1,081	1,091	1,104	1,113	1,103
公 共 企 業 体 職 員	696	789	807	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 災 害 補 償	1,660	2,503	3,216	3,283	3,279	3,316	3,335	3,344

(注) 7月1日現在である。

第61表 社会保険被保険者(組合員)1人当り平均標準報酬月額(制度別) 年度末現在(単位 円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
政府管掌健康保険 一般被保険者	15,012	49,960	167,852	251,505	278,710	282,886	285,562
法第69条の7被保険者 <sup>(注1)</sup>	509	1,899	5,870	10,604	11,494	12,194	12,407
組合管掌健康保険 船員保険	22,157	61,915	210,985	315,243	337,780	342,971	348,552
普通保険	18,272	66,200	234,778	323,582	356,584	365,184	371,346
失業保険	20,173	71,316	245,662	343,582	377,102	387,294	394,497
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	22,882	60,730	190,796	339,463	362,242	372,809	378,593
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	-	62,716	173,546	358,471	392,303	403,197	416,280
地方公務員等共済組合 <sup>(注2)</sup>	15,358	65,643	204,035	292,057	315,007	323,232	333,512
私立学校教職員共済組合 <sup>(注3)</sup>	16,426	50,731	199,827	302,599	330,101	340,651	349,531
*厚生年金保険	16,849	54,806	188,534	273,684	291,145	295,125	303,611
厚生年金基金	-	57,726	202,550	293,162	307,627	311,477	322,151
農林漁業団体職員共済組合 <sup>(注3)</sup>	12,356	43,986	165,201	238,183	259,387	266,532	272,886
(参考)国民年金	[36年度] 20-34歳 100 35-59歳 150	450	3,770	8,400	9,700	10,500	11,100

(注) 1) 平均賃金日額である。  
2) 平均給料月額である。  
3) 平均標準給与月額である。  
\* 平成2年度以降の厚生年金保険には船員保険(年金部分)を含む。

第62表 制度別被保険者1人当り診療費 年度末現在(単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
政府管掌健康保険 一般被保険者	39,903	172,608	174,077	180,590	192,522	193,633	195,596
被保険者分	32,786	107,009	108,183	113,232	121,913	123,481	124,632
被扶養者分	7,117	65,599	65,894	68,358	70,609	70,152	70,964
法第69条の7被保険者	55,568	246,433	208,368	211,016	223,531	236,811	250,850
被保険者分	48,327	196,079	170,048	173,142	185,111	194,447	208,062
被扶養者分	7,241	50,354	38,320	37,874	38,420	42,364	42,788
組合管掌健康保険 被保険者分	32,683	143,855	147,510	152,651	161,456	163,175	168,224
被扶養者分	23,406	75,280	82,128	86,284	92,405	94,371	97,072
船員保険 被保険者分	48,697	260,687	275,484	283,117	302,160	304,294	303,024
被扶養者分	35,071	124,783	143,720	148,650	161,247	165,215	163,300
被扶養者分	13,626	135,904	131,764	134,467	140,913	139,079	139,724
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	35,372	149,003	158,185	162,677	169,530	171,809	169,276
組合員分	23,800	72,402	78,333	80,606	84,663	85,438	83,354
被扶養者分	11,572	76,601	79,852	82,071	84,867	86,371	85,922
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	37,321	161,595	181,433	190,242	199,351	205,232	211,741
組合員分	25,073	82,510	85,731	90,575	97,362	102,864	107,216
被扶養者分	12,248	79,085	95,702	99,667	101,989	102,368	104,525
地方公務員等共済組合 組合員分	41,775	158,764	175,271	180,588	189,651	192,650	194,342
被扶養者分	29,320	85,180	97,184	100,515	106,331	108,997	109,325
被扶養者分	12,455	73,584	78,087	80,073	83,320	83,653	85,017
私立学校教職員共済組合 組合員分	38,640	145,417	160,420	167,376	176,599	178,975	181,342
被扶養者分	31,556	94,568	102,072	107,505	114,254	116,269	117,080
被扶養者分	7,084	50,849	58,348	59,871	62,345	62,706	64,262
国民健康保険	17,454 (57,151)	97,993 (279,268)	207,418 (488,434)	222,177 (510,807)	240,177 (540,176)	250,235 (552,570)	258,144 (560,704)

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。  
2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。  
3 国民健康保険の( )内は、1世帯当りの医療費である。  
4 平成2年度以降は老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。

第63表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	1,117,195	3,074,220	3,314,262	9,829,857	13,912,896	16,259,699	18,612,646
老 齢 年 金 (退職年金)	794,159	1,536,952	2,029,461	6,559,504	10,092,719	12,161,586	14,246,474
老 齢 基 礎 年 金	.	.	.	973,344	2,696,967	3,711,921	4,703,976
老 齢 厚 生 年 金 (老齢相当) (通老相当)	.	.	.	1,294,713	2,024,356	2,438,883	2,876,515
退 職 共 済 年 金	.	.	.	823,128	1,376,675	1,717,526	2,056,890
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	.	.	140,880	190,672	213,492	236,201
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	78,912	93,258	99,108	107,208
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	268,726	402,393	464,974	525,324
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	44,063	61,079	69,530	78,013
厚 生 年 金 基 金	.	41,758	690,701	1,923,638	2,306,902	2,542,147	2,793,932
恩 給 (文 官 軍 人 都道府県知事裁定)	149,033 470,313 174,813	100,507 1,256,409 138,278	61,626 1,187,941 89,193	27,221 892,517 44,883	21,923 811,756 37,336	19,761 769,890 33,938	17,618 726,784 30,679
障 害 年 金	73,301	136,104	132,317	1,098,871	1,204,400	1,257,948	1,311,539
障 害 基 礎 年 金	.	.	.	904,093	980,790	1,019,424	1,056,792
障 害 厚 生 年 金	.	.	.	87,196	120,989	138,324	156,536
障 害 共 済 年 金	.	.	.	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	.	.	1,460	2,644	3,122	3,639
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	423	754	941	1,175
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	4,208	6,904	8,152	9,398
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	.	264	493	615
恩 給 (文 官 軍 人 都道府県知事裁定)	987 71,898 416	1,292 134,389 423	1,101 130,917 299	718 99,238 172	632 89,547 155	599 84,906 142	561 80,531 133
船 員 保 險 (職 務 上)	.	.	.	875	1,275	1,515	1,795
遺 族 年 金	249,735	1,401,164	1,152,484	2,171,482	2,615,777	2,840,165	3,054,633
遺 族 基 礎 年 金	.	.	.	206,834	239,076	250,364	257,513
遺 族 厚 生 年 金	.	.	.	755,145	1,086,634	1,255,597	1,421,319
遺 族 共 済 年 金	.	.	.	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	.	.	41,926	61,886	72,473	82,940
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	36,528	53,005	61,640	70,365
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	91,019	133,728	155,549	178,033
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	8,866	13,303	15,421	17,575
恩 給 (文 官 軍 人 都道府県知事裁定)	79,980 95,871 73,884	96,339 1,223,970 80,855	92,077 980,110 80,297	68,813 881,620 66,524	62,973 882,571 61,574	60,131 885,147 58,947	56,868 885,568 56,100
船 員 保 險 (職 務 上)	.	.	.	627	823	964	1,023

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。  
2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	3,036,719	5,976,687	16,823,448	20,296,449	19,054,662	18,394,306	17,686,502
老 齢 年 金 (退職年金)	2,280,967	4,528,024	12,128,225	13,094,960	12,078,490	11,556,557	11,021,931
厚 生 年 金 保 險	41,408	520,073	2,022,741	3,464,916	3,268,833	3,158,986	3,044,052
船 員 保 險	2,420	13,945	40,308	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	21,464	120,366	287,006	364,542	343,588	332,278	321,036
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	123,860	169,534	281,252	398,974	378,057	367,297	356,273
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	228,418	567,067	798,673	757,683	736,761	713,371
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	1,655	3,590	10,430	16,350	15,307	14,810	14,130
国民年金 (老 齢 年 金 老 齡 福 祉 年 金)	.	.	17,684	60,106	87,055	80,688	78,473
通 算 老 齢 年 金 (通 算 退 職 年 金)	2,090,160	3,454,414	5,323,938	6,752,662	6,341,946	6,109,936	5,864,428
厚 生 年 金 保 險	.	94,743	1,945,213	4,626,376	4,572,244	4,506,531	4,424,911
船 員 保 險	.	90,157	1,349,589	2,349,413	2,288,907	2,242,533	2,187,543
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	290	9,025	.	.	.	.
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	150	4,320	9,686	9,225	8,956	8,705
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	19	290	871	828	806	782
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	940	26,620	47,554	45,135	43,842	42,463
国民年金 (障 害 年 金 障 害 福 祉 年 金)	.	2,681	23,947	32,853	29,623	27,999	26,306
障 害 年 金 (疾病年金)	308,526	543,398	1,091,445	546,299	503,255	481,497	460,567
厚 生 年 金 保 險	83,923	95,166	200,598	239,710	222,655	214,321	206,140
船 員 保 險	2,601	3,869	5,857	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	2,282	2,895	4,809	7,712	7,367	7,087	6,802
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	3,773	3,658	4,188	4,682	4,380	4,265	4,106
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	3,946	11,011	21,472	20,640	19,423	18,480
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	93	202	529	962	876	820	785
国民年金 (障 害 年 金 障 害 福 祉 年 金)	59	732	2,173	3,161	3,028	2,946	2,874
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)	215,795	384,888	625,712	268,600	244,309	232,635	221,380
厚 生 年 金 保 險	429,493	801,229	1,651,466	2,023,127	1,895,466	1,834,703	1,774,300
船 員 保 險	177,154	482,243	1,112,414	1,505,043	1,413,452	1,368,933	1,324,236
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	20,876	18,427	32,372	.	.	.	.
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	6,346	31,567	75,657	96,001	90,967	88,359	85,865
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	29,848	59,133	95,561	103,373	96,894	93,584	90,232
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	41,967	130,038	183,000	175,520	171,436	167,176
国民年金 (母 子 年 金 準 母 子 年 金 遺 児 年 金 寡 婦 年 金 母 子 福 祉 年 金 準 母 子 福 祉 年 金)	58 436 .	1,242 4,820 122,051	7,466 16,274 124,658	12,395 24,172 42,652	11,677 23,336 25,879	11,260 22,871 20,101	10,874 22,434 15,205
恩 給 (文 官 軍 人 都道府県知事裁定)	79,980 95,871 73,884	96,339 1,223,970 80,855	92,077 980,110 80,297	68,813 881,620 66,524	62,973 882,571 61,574	60,131 885,147 58,947	56,868 885,568 56,100
船 員 保 險 (職 務 上)	.	.	.	627	823	964	1,023
公 務 災 害 給 付	17,688	9,200	6,800	4,132	3,732	3,581	3,396
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	298	212	146	95	82	74	67
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	17,390	8,968	6,641	4,037	3,650	3,507	3,329
船 員 保 險 (職 務 上)	.	45	95	299	1,475	1,437	1,397
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	45	56	81	406	387	378	366
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	1,149	1,088	1,059	1,031

(注) 1 老齢年金(退職年金)には特例老齢年金、減額退職年金を含む。  
2 私立学校教職員共済組合の退職年金には恩給財団年金を含む。

第64表 公的年金における年金総額 (制度別)

(1) 新制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	146,791	345,432	1,387,461	8,244,535	12,080,533	14,117,731	16,717,704
老 齢 年 金 (退職年金)	43,488	122,601	283,293	5,298,699	8,483,786	10,215,928	12,401,322
老 齢 基 礎 年 金	.	.	.	372,487	1,412,501	2,055,670	2,823,923
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	.	.	.	2,287,685	3,613,495	4,308,405	5,224,823
(通老相当)	.	.	.	282,434	431,116	519,382	628,143
退 職 共 済 年 金	.	.	.	343,119	460,988	507,468	574,800
国 共 済 (各省各庁組合)	.	.	.	149,389	186,031	197,240	219,434
適 用 法 人 組 合	.	.	.	669,297	992,734	1,126,229	1,296,724
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	48,427	67,465	76,781	88,922
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	63,879	93,850	106,879	127,469
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	892	68,745	489,660	658,822	770,334	895,996
厚 生 年 金 基 金	14,170	22,449	64,063	34,461	29,339	26,814	24,205
恩 給 (文 官)	11,984	64,610	43,011	490,715	478,848	466,636	447,833
軍 人	17,334	34,650	107,474	67,146	58,597	54,090	49,050
都 道 府 県 知 事 裁 定	.	.	.	.	.	.	.
障 害 年 金	8,363	24,441	171,948	977,236	1,108,522	1,162,956	1,258,815
障 害 基 礎 年 金	.	.	.	729,130	834,224	877,628	958,563
障 害 厚 生 年 金	.	.	.	58,209	85,949	99,833	118,127
障 害 共 済 年 金	.	.	.	1,643	2,895	3,362	4,021
国 共 済 (各省各庁組合)	.	.	.	340	632	796	1,036
適 用 法 人 組 合	.	.	.	5,387	8,555	10,066	11,753
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	269	415	501	661
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	905	1,304	1,542	1,863
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	142	390	2,190	1,947	1,830	1,775	1,575
恩 給 (文 官)	8,188	23,913	169,125	178,534	171,730	166,406	160,113
軍 人	33	138	633	473	420	394	373
都 道 府 県 知 事 裁 定	.	.	.	399	568	653	730
船 員 保 険 (職 務 上)	.	.	.	.	.	.	.
遺 族 年 金	94,940	198,390	932,220	1,968,800	2,488,225	2,738,987	3,057,567
遺 族 基 礎 年 金	.	.	.	135,836	167,323	178,298	194,330
遺 族 厚 生 年 金	.	.	.	587,863	920,762	1,091,226	1,307,666
遺 族 共 済 年 金	.	.	.	55,583	87,311	103,884	124,829
国 共 済 (各省各庁組合)	.	.	.	45,747	71,968	85,076	101,943
適 用 法 人 組 合	.	.	.	120,308	189,143	224,442	270,745
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	5,791	9,067	10,623	12,573
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	12,780	20,167	24,178	28,987
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	4,736	11,607	68,884	68,132	66,812	65,274	62,872
恩 給 (文 官)	87,190	177,332	857,197	864,730	883,869	885,190	884,674
軍 人	3,014	9,451	6,139	70,751	70,299	68,995	66,993
都 道 府 県 知 事 裁 定	.	.	.	1,079	1,504	1,801	1,955
船 員 保 険 (職 務 上)	.	.	.	.	.	.	.

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者を掲げた。  
 2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。  
 3 平成3年度以降の厚生年金は基金代行分を含む。

(II) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	54,736	499,097	8,857,568	16,198,037	16,301,382	16,007,687	16,240,442
老 齢 年 金 (退職年金)	38,685	374,339	6,760,927	12,616,635	12,663,804	12,411,890	12,563,134
厚 生 年 金 保 険	1,727	89,032	2,443,658	5,820,604	5,948,977	5,834,823	5,906,882
船 員 保 険	129	3,205	65,394	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合)	2,117	40,119	449,559	793,355	788,064	773,302	783,991
適 用 法 人 組 合	10,982	62,968	475,041	875,227	870,384	858,980	875,142
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	91,679	990,889	1,913,554	1,922,391	1,900,719	1,937,072
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	87	850	13,563	31,229	30,789	30,242	30,482
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	3,580	65,499	143,588	139,961	144,576	148,359
国民年金 (老 齢 年 金)	.	.	1,430,985	2,616,655	2,632,906	2,584,084	2,629,391
老 齢 福 祉 年 金	23,643	82,906	826,339	422,423	330,332	285,164	251,815
通 算 老 齢 年 金 (通 算 退 職 年 金)	.	6,355	484,513	1,302,977	1,376,980	1,376,119	1,419,895
厚 生 年 金 保 険	.	6,213	410,410	853,078	895,563	891,247	913,374
船 員 保 険	.	24	2,797	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合)	.	8	1,957	6,748	6,832	6,741	6,911
適 用 法 人 組 合	.	1	145	503	514	508	518
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	39	11,238	32,908	33,305	32,882	33,593
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	55	7,595	17,774	16,982	16,278	16,089
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	15	4,936	13,319	13,247	12,909	13,109
国民年金 (国民 年 金)	.	.	45,435	378,647	410,537	415,554	436,301
障 害 年 金 (疾病年金)	7,092	35,353	558,980	550,880	537,372	520,801	523,507
厚 生 年 金 保 険	2,809	12,724	167,712	269,678	264,170	257,296	259,221
船 員 保 険	90	656	6,828	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合)	116	540	6,186	14,565	14,575	14,151	14,237
適 用 法 人 組 合	203	568	4,039	6,993	6,871	6,806	6,828
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	960	15,848	44,470	44,333	42,084	41,706
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	6	35	475	1,402	1,336	1,260	1,259
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	0	113	2,014	4,415	4,473	4,411	4,507
国民年金 (障 害 年 金)	.	5,439	135,935	209,357	201,614	194,793	195,749
障 害 福 祉 年 金	3,868	14,318	219,943	.	.	.	.
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 年 金 含 む)	8,231	81,309	1,043,254	1,715,071	1,710,950	1,686,799	1,721,992
厚 生 年 金 保 険	4,087	47,922	669,675	1,204,185	1,206,656	1,191,403	1,218,889
船 員 保 険	92	2,676	28,981	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合)	236	3,836	60,398	108,665	109,264	107,931	110,302
適 用 法 人 組 合	1,111	7,183	74,028	109,378	108,845	107,144	108,373
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	6,072	106,705	205,841	209,239	207,850	213,222
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	3	151	3,720	7,344	7,297	7,145	7,263
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	0	398	9,261	18,940	19,485	19,434	20,145
国民年金 (母 子 年 金)	.	11,560	80,811	36,597	23,311	18,254	14,496
準 母 子 年 金	.	7	109	51	34	19	16
遺 児 年 金	.	433	2,284	922	496	351	240
寡 婦 年 金	.	.	6,766	23,148	26,323	27,268	29,046
母 子 福 祉 年 金	2,702	1,066	513	.	.	.	.
準 母 子 福 祉 年 金	.	5	3	.	.	.	.
船 員 給 付	2	11	288	3,832	3,861	3,828	3,932
国 共 済 (各省各庁組合)	2	5	92	887	899	896	916
適 用 法 人 組 合	.	.	.	2,945	2,962	2,932	3,016
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	6	196	.	.	.	.
公 務 災 害 給 付	726	1,730	9,606	8,642	8,415	8,250	7,982
国 共 済 (各省各庁組合)	17	31	179	163	154	141	132
適 用 法 人 組 合	709	1,694	9,398	8,479	8,261	8,109	7,850
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	5	29	.	.	.	.



第66表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	...	7,964,568	48,610,970	138,714,453	165,357,545	178,533,811	190,619,347
厚生年金保険	350,131	4,420,194	27,983,796	76,860,463	91,134,023	97,870,541	104,531,827
厚生年金基金	.	187,058	5,020,242	25,853,067	32,053,363	35,556,355	38,426,107
国民年金	[37年度] (30,469)	727,124	2,638,731	4,356,319	5,852,126	6,571,419	7,095,819
船員保険	2,962	110,757	410,679	69,557	93,903	102,700	109,547
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	87,938	668,552	2,631,396	5,740,766	6,360,752	6,658,657	6,959,255
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	...	466,264	1,341,812	2,162,060	2,239,642	2,286,490	2,265,277
地方公務員等共済組合	[37年度] (70,167)	1,207,585	7,466,385	20,485,949	23,974,902	25,612,462	27,162,201
私立学校教職員共済組合	5,295	55,474	468,022	1,709,999	2,008,248	2,150,893	2,282,212
農林漁業団体職員共済組合	8,761	121,560	649,907	1,476,273	1,640,586	1,724,294	1,787,102

(注) 1 船員保険は、船員保険特別会計全体の積立金である。  
2 国民年金は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

第67表 年金財政指標

(i) 平成2年度(1990年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	30,997,056	7,932,170	4,759,629	6.51	—	10.52	7.67	60.74	6.70
国共済連合会	1,126,206	515,108	498,492	2.26	3.38	15.56	12.86	68.43	7.97
鉄道共済	196,107	341,431	340,742	0.58	0.97	38.18	35.05	101.00	0.83
N T T 共済	275,602	111,468	110,461	2.50	3.34	15.09	12.54	73.32	8.45
たばこ共済	24,657	25,858	25,672	0.96	1.39	30.69	27.92	100.53	2.66
地共済連合会	3,286,206	1,114,953	1,044,592	3.15	5.34	10.50	8.18	45.90	12.75
私学共済	373,312	93,167	29,033	12.86	—	8.12	5.45	41.84	14.84
農林年金	498,598	162,951	112,204	4.44	—	16.65	13.26	75.07	5.98

(ii) 平成3年度(1991年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	31,959,272	8,381,690	4,992,956	6.40	—	10.79	7.78	61.38	6.63
国共済連合会	1,131,934	529,645	511,497	2.21	3.19	16.32	13.55	72.60	7.78
鉄道共済	197,026	333,749	332,995	0.59	0.96	34.10	30.89	92.99	0.86
N T T 共済	270,588	116,193	115,045	2.35	3.04	15.85	13.26	72.58	8.23
たばこ共済	24,894	25,370	25,187	0.99	1.38	28.89	26.22	100.28	2.64
地共済連合会	3,300,633	1,161,442	1,087,173	3.04	5.01	10.84	8.45	47.58	12.86
私学共済	381,010	99,630	31,217	12.21	—	8.46	5.69	43.58	14.75
農林年金	500,704	171,066	116,318	4.30	—	17.04	13.54	76.17	5.90

(iii) 平成4年度(1992年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,493,114	8,958,771	5,293,189	6.14	—	11.17	7.92	63.49	6.65
国共済連合会	1,130,304	543,485	523,927	2.16	3.10	16.58	13.63	74.12	7.83
鉄道共済	197,203	325,722	324,928	0.61	0.95	33.08	29.70	92.45	0.91
N T T 共済	264,500	121,539	120,257	2.20	2.81	17.02	14.22	79.08	7.95
たばこ共済	25,298	24,882	24,687	1.02	1.38	28.77	25.82	103.96	2.52
地共済連合会	3,316,543	1,205,211	1,127,302	2.94	4.81	11.18	8.64	49.84	12.99
私学共済	387,979	105,900	33,439	11.60	—	9.19	6.31	48.21	13.98
農林年金	506,303	178,941	119,825	4.23	—	17.02	13.32	78.41	5.93

(iv) 平成5年度(1993年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,650,669	9,557,928	5,597,869	5.83	—	11.61	8.16	66.03	6.76
国共済連合会	1,126,574	554,726	553,579	2.11	3.01	16.71	13.70	74.91	7.91
鉄道共済	197,615	317,654	316,799	0.62	0.98	32.10	28.61	92.80	0.98
N T T 共済	259,140	124,829	123,450	2.10	2.68	17.21	14.35	80.74	8.06
たばこ共済	25,483	24,728	24,513	1.04	1.42	27.03	23.91	102.39	2.58
地共済連合会	3,335,307	1,245,577	1,164,408	2.86	4.61	11.71	9.09	53.24	12.94
私学共済	393,744	112,217	35,909	10.97	—	9.70	6.79	51.25	13.68
農林年金	510,121	186,663	122,988	4.15	—	16.93	13.20	79.65	6.01

(v) 平成6年度(1994年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,740,443	10,165,000	5,920,567	5.53	—	12.41	8.86	68.21	6.64
国共済連合会	1,127,764	565,942	543,135	2.08	2.93	17.14	13.96	76.06	7.89
鉄道共済	197,521	309,362	308,433	0.64	1.00	29.58	26.04	86.60	1.12
N T T 共済	247,833	130,158	128,670	1.93	2.39	18.39	15.34	82.23	7.73
たばこ共済	25,213	24,743	24,503	1.03	1.39	27.23	24.03	102.15	2.52
地共済連合会	3,344,472	1,281,158	1,197,104	2.79	4.38	12.46	9.74	56.86	12.60
私学共済	397,757	118,503	38,459	10.34	—	10.15	7.11	55.53	13.39
農林年金	511,219	196,478	127,646	4.00	—	17.83	13.93	84.86	5.83

(注) 1) 通算老齢(退職)年金受給権者を含む。  
2) 田決分の退職年金(含減額)年金受給権者を全て含めている。

年金財政指標について

- 年金扶養比率 (Pensioner Support Ratio)  

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(20年以上加入)}}$$

$$\text{補正した年金扶養比率} = \text{年金扶養比率} \times \frac{\text{支出総額}}{\text{支出総額} - \text{追加費用}}$$
  - 総合費用率 (Total Cost Rate)  

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

$$\text{国民年金の1人当り総合費用} = \frac{\text{支出総額} - \text{国庫負担額}}{\text{1号被保険者数}}$$
  - 独自給付費用率 (Supplementary Benefits Cost Rate)  

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付の給付費} - \text{追加費用} - \text{独自給付に対する国庫・公経済負担額} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$
  - 収支比率 (Income Outgo Ratio)  

$$\text{収支比率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{収入総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$
  - 積立比率 (Reserve Fund Ratio)  

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$
- 注) 1 支出総額: 基礎年金拠出金+給付費+制度間調整拠出金  
 ただし、国共済連合会、N T T 共済、たばこ共済は長期財調拠出金を含む。  
 2 収入総額: 拠出保険料+国庫・公経済負担額+基礎年金交付金+制度間調整交付金+利息及び配当金+追加費用  
 ただし、鉄道共済は長期財調交付金、地共済連合会は払込金、私学共済は都道府県補助金を含む。



第68表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	58,116	153,656	202,492	205,355	208,090	210,738	213,358
障害補償年金	20,872	58,815	84,786	86,502	88,063	89,638	91,192
労働者災害補償保険	20,390	57,276	83,310	84,978	86,513	88,075	89,588
国家公務員災害補償							
国家公務員	136	396	490	506	511	512	523
公共企業体職員	305	564	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	41	579	986	1,018	1,039	1,051	1,081
傷病補償年金	9,331	21,773	20,814	20,001	19,175	18,326	17,525
労働者災害補償保険	9,331	21,607	20,653	19,854	19,021	18,174	17,373
国家公務員災害補償							
国家公務員	—	71	61	57	62	57	57
地方公務員災害補償	—	95	100	90	92	95	95
遺族補償年金	27,913	73,068	96,892	98,852	100,852	102,774	104,641
労働者災害補償保険	25,144	67,871	92,800	94,672	96,599	98,450	100,250
国家公務員災害補償							
国家公務員	255	1,044	1,392	1,426	1,451	1,489	1,490
公共企業体職員	2,263	2,290	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	251	1,863	2,700	2,754	2,802	2,835	2,901

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第70表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
障害補償年金								
労働者災害補償保険	168,719	881,154	1,239,843	1,287,988	1,347,444	1,399,029	1,446,134	1,476,046
国家公務員災害補償								
国家公務員	285,191	1,213,124	1,634,667	1,778,606	1,837,671	1,874,789	1,994,146	2,096,016
公共企業体職員	287,279	2,049,543	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	237,317	1,430,097	2,017,354	2,139,441	2,199,643	2,250,255	2,353,020	2,390,558
傷病補償年金								
労働者災害補償保険	317,129	1,648,637	2,366,561	2,441,342	2,530,911	2,621,552	2,695,722	2,732,354
国家公務員災害補償								
国家公務員	—	1,975,141	2,349,689	2,614,547	3,018,954	3,011,356	2,804,120	3,289,905
地方公務員災害補償	—	2,237,011	3,372,000	3,397,196	3,325,631	3,786,025	3,803,136	4,405,722
遺族補償年金								
労働者災害補償保険	215,178	1,023,535	1,383,985	1,434,420	1,498,288	1,541,548	1,578,977	1,603,478
国家公務員災害補償								
国家公務員	367,839	1,234,126	1,672,186	1,766,842	1,836,326	1,905,567	1,979,948	2,034,546
公共企業体職員	178,641	1,125,889	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	455,749	1,367,708	1,904,669	2,031,690	2,130,893	2,189,770	2,287,263	2,333,066

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第69表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	12,558,366	164,791,118	302,289,518	318,725,601	332,542,503	345,258,320	354,539,989
障害補償年金	3,576,336	52,933,337	110,301,551	117,672,504	124,330,227	130,862,302	135,916,406
労働者災害補償保険	3,440,200	50,468,972	107,302,275	114,500,441	121,034,195	127,368,275	132,235,996
国家公務員災害補償							
国家公務員	38,786	480,397	883,880	932,826	958,017	1,021,003	1,096,216
公共企業体職員	87,620	1,155,942	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	9,730	828,026	2,115,396	2,239,237	2,338,015	2,473,024	2,584,194
傷病補償年金	2,959,132	35,974,870	50,920,240	50,720,099	50,399,558	49,513,192	48,075,249
労働者災害補償保険	2,959,132	35,622,119	50,421,033	50,248,712	49,864,540	48,992,059	47,469,180
国家公務員災害補償							
国家公務員	—	140,235	159,487	172,080	186,704	159,835	187,525
地方公務員災害補償	—	212,516	339,720	299,307	348,314	361,298	418,544
遺族補償年金	6,022,898	75,882,911	141,067,727	150,332,998	157,812,718	164,882,826	170,548,334
労働者災害補償保険	5,410,441	69,468,344	133,114,151	141,845,917	148,912,003	155,450,292	160,748,636
国家公務員災害補償							
国家公務員	93,799	1,288,428	2,459,444	2,618,601	2,764,978	2,948,143	3,031,473
公共企業体職員	404,265	2,578,285	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	114,393	2,547,854	5,494,132	5,868,480	6,135,737	6,484,391	6,768,225

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第71表 政府管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
(一般被保険者関係)						
事業所数	1,184,155	1,278,138	1,354,056	1,399,978	1,426,959	1,449,334
被保険者数	17,336,258	17,983,054	18,573,730	18,968,300	19,224,536	19,501,776
男	11,047,485	11,425,680	11,746,603	11,972,649	12,128,471	12,299,630
女	6,288,773	6,557,374	6,827,127	6,995,651	7,096,065	7,202,146
強制適用	16,480,995	17,114,623	17,663,018	18,013,798	18,193,805	18,399,552
任意包括適用	571,864	585,077	612,761	618,421	625,872	633,779
任意継続適用	283,399	283,354	297,951	336,081	404,859	468,445
被扶養者数	18,357,994	18,682,657	18,100,597	18,318,628	18,434,298	18,112,224
(被保険者1人当り被扶養者数)	1.06	1.04	0.98	0.97	0.96	0.93
平均標準報酬月額	238,588	251,505	263,696	278,710	282,886	285,562
男	281,270	296,353	310,381	328,595	332,327	334,492
女	163,608	173,362	183,370	193,335	198,383	202,000
(法第69条の7被保険者関係)						
有効健康保険印紙購入通帳数 (事業所数)	9,105	8,482	7,869	7,140	6,364	5,884
有効被保険者手帳所有者数 (被保険者数)	111,013	103,123	93,187	86,507	84,126	59,116
男	53,678	50,314	45,569	41,763	37,342	36,496
女	57,335	52,809	47,618	44,744	26,784	22,620
被扶養者数	57,479	51,605	47,334	42,628	36,453	31,288
(被保険者1人当り被扶養者数)	0.52	0.50	0.51	0.49	0.57	0.53
平均賃金日額	9,427	10,604	11,385	11,494	12,194	12,407

資料：社会保険庁調

第72表 政府管掌健康保険被保険者数 (一般被保険者・標準報酬等級別)

平成7年3月末現在

等級	標準報酬	被保険者数		
	月額	計	男	女
総数	(万円)	19,501,776	12,299,630	7,202,146
第1級	9.2	260,551	82,380	178,171
2	9.8	189,179	58,955	130,224
3	10.4	121,877	19,190	102,687
4	11.0	217,783	38,167	179,616
5	11.8	337,734	51,514	286,220
6	12.6	353,154	49,261	303,893
7	13.4	471,154	82,111	389,043
8	14.2	506,479	95,908	410,571
9	15.0	745,036	201,581	543,455
10	16.0	756,258	214,672	541,586
11	17.0	763,511	251,901	511,610
12	18.0	795,923	321,164	474,759
13	19.0	723,473	325,350	398,123
14	20.0	1,255,969	676,039	579,930
15	22.0	1,318,357	828,151	490,206
16	24.0	1,218,793	868,782	350,011
17	26.0	1,248,030	947,611	300,419
18	28.0	1,183,469	982,731	200,738
19	30.0	1,065,100	864,466	200,634
20	32.0	793,142	694,356	98,786
21	34.0	678,172	607,402	70,770
22	36.0	675,080	596,300	78,780
23	38.0	607,407	557,675	49,732
24	41.0	676,703	598,922	77,781
25	44.0	455,497	416,245	39,252
26	47.0	296,810	277,614	19,196
27	50.0	359,890	307,131	52,759
28	53.0	160,568	150,311	10,257
29	56.0	145,320	131,958	13,362
30	59.0	167,713	144,925	22,788
31	62.0	68,607	63,681	4,926
32	65.0	75,568	68,055	7,513
33	68.0	43,349	40,246	3,103
34	71.0	110,435	94,864	15,571
35	75.0	58,568	52,779	5,789
36	79.0	92,754	79,718	13,036
37	83.0	47,996	43,618	4,378
38	88.0	52,962	47,340	5,622
39	93.0	28,843	26,558	2,285
40	98.0	374,562	339,998	34,564

資料：社会保険庁調

第73表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成7年10月1日現在

区 分	事業所数	被 保 険 者 数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平 均	男	女
合 計	1,465,517	19,426,466	12,153,966	7,272,500	290,518	341,064	206,043
農 林 水 産 業	13,961	129,908	88,086	41,822	270,861	309,968	188,493
石 炭 鉱 業	127	2,095	1,700	395	301,424	324,464	202,268
石 炭 以 外 の 鉱 業	5,139	78,566	63,909	14,657	321,297	343,620	223,959
総 合 工 事 業	117,387	1,403,999	1,144,072	259,927	326,596	350,601	220,939
職 別 工 事 業	64,059	490,302	394,641	95,661	341,178	366,259	237,705
設 備 工 事 業	67,802	609,425	498,352	111,073	345,800	369,682	238,651
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	31,082	727,217	369,749	357,468	248,819	323,645	171,423
織 維 製 品 製 造 業	36,763	599,197	207,338	391,859	217,603	333,387	156,340
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	25,252	308,278	222,470	85,808	271,581	305,466	183,728
紙 製 品 製 造 業	7,798	156,912	106,002	50,910	286,027	333,311	187,576
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	27,852	328,940	221,974	106,966	322,464	368,882	226,137
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	28,642	589,602	405,617	183,985	297,279	344,885	192,324
金 属 工 業	43,050	600,078	456,617	143,461	319,257	354,400	207,400
機 械 器 具 製 造 業	79,336	1,589,127	1,075,557	513,570	290,228	342,442	180,877
そ の 他 の 製 造 業	24,529	384,525	250,698	133,827	292,181	344,716	193,766
卸 売 業	122,653	1,563,906	1,066,640	497,266	315,911	362,445	216,097
飲 食 料 品 小 売 業	46,994	465,370	242,886	222,484	265,255	332,389	191,964
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	177,760	1,743,669	1,041,521	702,148	287,818	340,929	209,036
飲 食 店	33,466	325,343	189,868	135,475	274,577	322,400	207,554
金 融 ・ 保 険 業	11,282	179,585	109,125	70,460	328,931	392,956	229,773
不 動 産 業	46,327	278,662	171,891	106,771	313,716	363,263	233,952
運 輸 ・ 通 信 業	53,104	1,249,032	1,073,307	175,725	296,467	311,594	204,076
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	6,781	92,072	70,446	21,626	319,360	350,832	216,839
物 品 貸 貸 業	8,879	114,685	77,038	37,647	304,396	346,196	218,860
旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	12,940	302,279	157,317	144,962	251,281	297,601	201,012
対 個 人 サ ー ビ ス 業	23,883	296,957	150,289	146,668	273,304	334,723	210,369
放 送 ・ 情 報 サ ー ビ ス 業	28,292	267,453	178,054	89,399	316,467	359,753	230,255
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	44,810	923,480	582,140	341,340	255,327	294,400	188,692
修 理 業	37,809	279,369	224,470	54,899	303,633	324,471	218,431
映 画 ・ 娯 楽 業	16,475	391,507	196,331	195,176	279,155	331,131	226,871
医 療 ・ 保 健 ・ 廃 棄 物 処 理 業	56,176	1,219,157	314,122	905,035	276,925	399,557	234,362
教 育	12,530	184,414	83,187	101,227	263,049	319,237	216,874
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	23,659	444,819	104,738	340,081	237,211	294,411	219,594
学 術 研 究 機 関	1,915	26,278	15,356	10,922	318,669	395,718	210,341
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	25,596	197,499	110,226	87,273	278,925	328,144	216,761
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	85,201	648,666	409,842	238,824	310,682	362,259	222,171
公 務	16,206	234,093	78,390	155,703	177,718	208,880	162,030

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。  
2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第74表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(I) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
徴 収 決 定 額	4,100,272,744	4,531,365,471	4,929,940,440	5,198,801,170	5,477,162,082	5,630,608,139
前年度より繰越額(再掲)	36,936,789	32,041,957	29,703,165	34,503,765	47,987,399	66,277,266
収 納 済 額	4,063,873,571	4,497,674,437	4,891,160,819	5,146,452,228	5,405,102,852	5,522,779,240
不 納 欠 損 額	4,253,477	3,773,674	3,587,941	2,858,631	4,025,273	4,765,701
収 納 未 済 額	32,145,696	29,917,360	35,191,679	49,490,310	68,033,957	103,063,198
収 納 率 (%)	99.1	99.3	99.2	99.0	98.7	98.1

資料：社会保険庁調

(II) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《印紙売さばき状況》						
印紙枚数(千枚)	20,087	18,075	16,421	14,968	11,671	9,478
第 1 級	26	21	15	13	9	10
第 2 級	152	114	105	71	54	43
第 3 級	241	185	155	130	111	84
第 4 級	3,532	2,466	1,633	1,124	715	473
第 5 級	3,163	2,568	2,069	1,611	1,116	939
第 6 級	3,105	2,668	1,741	1,249	901	696
第 7 級	2,229	2,173	2,556	2,549	1,849	1,554
第 8 級	2,839	2,606	2,620	2,735	1,649	1,247
第 9 級	2,736	2,629	2,349	2,010	2,042	1,713
第 10 級	1,042	1,257	1,529	1,765	1,560	1,164
第 11 級	1,020	1,389	1,649	1,271	832	648
第 12 級	.	.	.	250	504	550
第 13 級	.	.	.	189	326	358
《保険料徴収状況》						
徴 収 決 定 額	3,403,590	3,583,795	3,554,082	3,122,549	2,441,977	2,012,012
収 納 済 額	3,376,077	3,560,884	3,539,301	3,116,909	2,433,201	1,994,975
不 納 欠 損 額	1,766	2,023	7,093	—	636	—
収 納 未 済 額	25,747	20,888	7,689	5,640	8,140	17,037

資料：社会保険庁調

第75表 政府管掌健康保険給付決定状況

(I) 一般被保険者関係

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns: 区分, 平成元年度(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992), 5(1993), 6(1994). Rows include 合計, 被保険者分, 診療費, 薬剤の支給, 入院時食事療養費, 訪問看護療養費, 療養費, 看護費, 移送費, 傷病手当金, 埋葬料, 出産育児一時金, 分娩費, 出産手当金, 育児手当金, 被扶養者分, 診療費, 薬剤の支給, 入院時食事療養費, 訪問看護療養費, 療養費, 看護費, 移送費, 家族埋葬料, 配偶者出産育児一時金, 配偶者分娩費, 育児手当金, 世帯合算高額療養費.

(注) 1 老人保健による給付分を除く。 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び日数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

資料：社会保険庁調

(II) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns: 区分, 平成元年度(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992), 5(1993), 6(1994). Rows include 合計, 被保険者分, 診療費, 薬剤の支給, 入院時食事療養費, 訪問看護療養費, 療養費, 看護費, 移送費, 高額療養費, 特別療養費, 傷病手当金, 埋葬料, 出産育児一時金, 分娩費, 出産手当金, 育児手当金, 被扶養者分, 診療費, 薬剤の支給, 入院時食事療養費, 訪問看護療養費, 療養費, 看護費, 移送費, 家族埋葬料, 配偶者出産育児一時金, 配偶者分娩費, 配偶者育児手当金, 世帯合算高額療養費.

(注) 1 老人保健による給付分を除く。 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び日数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

資料：社会保険庁調

第76表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
被保険者分 件数	112,706,018	118,381,806	126,285,173	131,903,335	133,180,846	138,053,584
日数	308,278,295	317,170,392	332,842,954	343,671,827	342,630,140	347,815,649
金額	1,786,111,646	1,912,864,176	2,071,707,018	2,286,426,434	2,352,932,167	2,405,812,283
一般診療 件数	91,372,998	95,806,328	102,220,610	106,801,281	107,833,160	112,653,001
日数	246,847,359	253,345,957	265,496,540	273,971,582	272,685,021	277,530,115
金額	1,497,169,497	1,605,793,392	1,742,419,496	1,917,431,068	1,980,655,620	2,029,099,884
入院 件数	2,229,062	2,316,137	2,393,548	2,461,439	2,472,749	2,457,420
日数	34,728,914	35,706,182	36,345,398	36,864,752	36,734,009	35,840,689
金額	548,632,832	585,497,443	617,489,604	715,174,507	735,670,571	736,886,380
入院外 件数	89,143,936	93,490,191	99,827,062	104,339,842	105,360,411	110,195,581
日数	212,118,445	217,639,775	229,151,142	237,106,830	235,951,012	241,689,426
金額	948,536,665	1,020,295,949	1,124,929,892	1,202,256,561	1,244,985,050	1,292,213,503
歯科診療 件数	21,333,020	22,575,478	24,064,563	25,102,054	25,347,686	25,400,583
日数	61,430,936	63,824,435	67,346,414	69,700,245	69,945,119	70,285,534
金額	288,942,148	307,070,784	329,287,522	368,995,365	372,276,546	376,712,399
被扶養者分 件数	107,924,759	109,832,200	113,473,557	115,743,516	112,598,305	114,908,109
日数	269,317,084	270,123,776	276,599,650	278,467,247	269,607,103	271,395,603
金額	1,103,030,832	1,165,119,241	1,232,382,546	1,324,231,655	1,336,757,430	1,369,834,949
一般診療 件数	88,455,945	89,655,497	92,647,775	94,994,134	92,138,605	94,953,558
日数	219,828,463	219,668,383	225,126,229	227,709,369	219,694,163	222,457,548
金額	950,542,191	1,005,703,580	1,067,453,883	1,150,739,774	1,164,568,824	1,198,779,475
入院 件数	2,226,813	2,257,033	2,321,591	2,309,798	2,312,443	2,318,384
日数	32,883,156	33,378,800	33,857,012	33,454,249	33,221,326	32,796,160
金額	414,113,110	435,639,723	453,655,615	502,399,449	511,869,585	513,545,085
入院外 件数	86,229,132	87,398,464	90,326,184	92,684,336	89,826,162	92,635,174
日数	186,945,307	186,289,583	191,269,217	194,255,120	186,472,837	189,661,388
金額	536,429,081	570,063,857	613,798,268	648,340,325	652,699,239	685,234,391
歯科診療 件数	19,468,814	20,176,703	20,825,782	20,749,382	20,459,700	19,954,551
日数	49,488,621	50,455,393	51,473,421	50,757,878	49,912,940	48,938,055
金額	152,488,641	159,415,661	164,928,663	173,491,881	172,188,606	171,055,474

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
被保険者分 件数	1,090,499	1,007,148	939,904	876,373	699,738	569,757
日数	3,804,910	3,997,539	3,090,085	2,829,580	2,278,990	1,859,235
金額	19,004,658	17,696,334	16,599,261	16,153,496	13,630,375	11,216,665
一般診療 件数	955,857	880,703	819,851	763,420	612,346	499,971
日数	3,382,652	3,007,662	2,723,785	2,490,749	2,015,561	1,645,826
金額	16,970,471	15,766,304	14,740,510	14,275,452	12,165,602	10,005,937
入院 件数	23,075	20,897	18,551	17,106	14,308	11,595
日数	436,319	389,004	342,080	311,336	262,984	208,475
金額	6,145,550	5,680,916	5,042,114	5,153,824	4,499,551	3,622,853
入院外 件数	932,782	859,806	801,300	746,314	598,038	488,376
日数	2,946,333	2,618,658	2,381,705	2,179,413	1,752,577	1,437,351
金額	10,824,921	10,085,388	9,698,396	9,121,628	7,666,051	6,383,083
歯科診療 件数	134,642	126,445	120,053	112,953	87,392	69,786
日数	422,258	389,877	366,300	338,831	263,429	213,409
金額	2,034,187	1,930,030	1,858,751	1,878,044	1,464,773	1,210,728
被扶養者分 件数	240,608	216,113	194,841	176,920	149,255	135,186
日数	877,449	764,542	673,465	592,378	497,114	429,501
金額	4,417,622	3,987,800	3,631,043	3,352,657	2,969,644	2,542,347
一般診療 件数	204,954	183,877	166,111	150,462	126,977	115,535
日数	769,242	668,310	589,869	516,166	432,652	372,907
金額	4,056,402	3,649,748	3,337,911	3,060,441	2,721,392	2,320,968
入院 件数	10,655	9,092	7,895	6,579	5,707	4,691
日数	236,508	198,795	169,371	140,623	119,397	93,843
金額	2,341,368	2,033,354	1,797,346	1,632,207	1,473,194	1,198,663
入院外 件数	194,299	174,785	158,216	143,883	121,270	110,844
日数	532,734	469,515	420,498	375,543	313,255	279,064
金額	1,715,034	1,616,394	1,540,564	1,428,234	1,248,198	1,122,304
歯科診療 件数	35,654	32,236	28,730	26,458	22,278	19,651
日数	108,207	96,232	83,596	76,212	64,462	56,594
金額	361,220	338,052	293,133	292,216	248,253	221,379

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第77表 政府管掌健康保険給付率

## (i) 一般被保険者関係

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《被保険者分》							
診療費	1人当り診療費	105,182	108,183	113,232	121,913	123,481	124,632
	1,000人当り件数	6,637	6,695	6,902	7,033	6,989	7,152
	1件当り日数	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5
一般診療	1件当り金額	15,848	16,158	16,405	17,334	17,667	17,427
	1人当り診療費	88,166	90,816	95,234	102,238	103,944	105,117
	1,000人当り件数	5,381	5,418	5,587	5,695	5,659	5,836
	1件当り日数	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
入院	1件当り金額	16,385	16,760	17,046	17,953	18,368	18,012
	1人当り診療費	32,308	33,113	33,750	38,133	38,608	38,174
	1,000人当り件数	131	131	131	131	130	127
	1件当り日数	15.6	15.4	15.2	14.9	14.9	14.6
入院外	1件当り金額	246,127	252,791	257,981	290,551	297,511	299,862
	1人当り診療費	55,858	57,703	61,485	64,105	65,336	66,943
	1,000人当り件数	5,250	5,287	5,456	5,563	5,529	5,709
	1件当り日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
歯科診療	1件当り金額	10,641	10,913	11,269	11,523	11,816	11,727
	1人当り診療費	17,015	17,366	17,998	19,675	19,537	19,515
	1,000人当り件数	1,256	1,277	1,315	1,338	1,330	1,316
	1件当り日数	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
看護費	1件当り金額	13,544	13,602	13,684	14,700	14,687	14,831
	1,000人当り日数	16.0	16.0	16.2	15.1	11.7	8.3
傷病手当金	1日当り金額	3,995	3,961	3,927	3,810	3,758	3,753
	1,000人当り件数	70	69	65	66	67	63
	1人当り日数	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
埋葬料	1件当り金額	116,780	121,913	128,641	135,026	141,787	148,091
	1,000人当り件数	2	2	2	2	2	2
分娩費	1,000人当り件数	7	7	7	7	7	4
出産手当金	1,000人当り件数	6	6	6	6	6	6
	1件当り金額	226,824	239,021	253,437	273,212	290,556	304,396
《被扶養者分》							
診療費	1人当り診療費	64,956	65,894	67,358	70,609	70,152	70,964
	1,000人当り件数	6,356	6,212	6,202	6,171	5,909	5,953
	1件当り日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4
一般診療	1件当り金額	10,220	10,608	10,861	11,441	11,872	11,921
	1人当り診療費	55,976	56,878	58,343	61,358	61,116	62,102
	1,000人当り件数	5,209	5,070	5,064	5,065	4,835	4,919
	1件当り日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3
入院	1件当り金額	10,746	10,608	11,522	12,114	12,639	12,625
	1人当り診療費	24,387	24,638	24,795	26,788	26,863	26,604
	1,000人当り件数	131	128	127	123	121	120
	1件当り日数	14.8	14.8	14.6	14.5	14.4	14.2
入院外	1件当り金額	185,967	193,014	195,407	217,508	221,354	221,510
	1人当り診療費	31,590	32,240	33,548	34,570	34,253	35,498
	1,000人当り件数	5,078	4,943	4,937	4,942	4,714	4,799
	1件当り日数	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
歯科診療	1件当り金額	6,221	6,523	6,795	6,995	7,266	7,397
	1人当り診療費	8,980	9,016	9,014	9,251	9,036	8,861
	1,000人当り件数	1,146	1,141	1,138	1,106	1,074	1,034
	1件当り日数	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5
看護費	1件当り金額	7,832	7,901	7,919	8,361	8,416	8,572
	1,000人当り日数	20.2	20.2	19.4	19.5	14.3	10.1
家族埋葬料	1日当り金額	3,388	3,358	3,362	3,289	3,264	3,260
配偶者分娩費	1,000人当り件数	5	5	6	5	5	6
	1,000人当り件数	18	17	17	17	16	10

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。
- 3 平成6年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含まなければ19,303,291人、含めれば19,634,306人である。

資料：社会保険庁調

## (ii) 法第69条の7被保険者関係

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《被保険者分》							
診療費	1人当り診療費	169,004	170,048	173,142	185,111	194,447	208,062
	1,000人当り件数	9,698	9,678	9,804	10,043	9,982	11,746
	1件当り日数	3.5	3.4	3.3	3.2	3.3	3.3
一般診療	1件当り金額	17,427	17,571	17,661	18,432	19,479	19,687
	1人当り診療費	150,914	151,501	153,754	163,589	173,551	188,779
	1,000人当り件数	8,500	8,463	8,552	8,748	8,736	9,589
	1件当り日数	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3
入院	1件当り金額	17,754	17,902	17,979	18,699	19,867	20,013
	1人当り診療費	54,651	54,589	52,593	59,060	64,189	60,973
	1,000人当り件数	205	200	194	196	204	195
	1件当り日数	18.9	18.6	18.4	18.2	18.4	18.0
入院外	1件当り金額	266,329	271,853	271,797	301,288	314,478	312,450
	1人当り診療費	96,263	96,912	101,161	104,529	109,362	107,429
	1,000人当り件数	8,295	8,262	8,358	8,552	8,531	8,219
	1件当り日数	3.2	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9
歯科診療	1件当り金額	11,605	11,730	12,103	12,222	12,819	13,070
	1人当り診療費	18,090	18,546	19,388	21,521	20,896	20,377
	1,000人当り件数	1,197	1,215	1,252	1,294	1,247	1,175
	1件当り日数	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.1
看護費	1件当り金額	15,108	15,264	15,483	16,627	16,761	17,349
	1,000人当り日数	65.5	51.7	65.9	76.8	72.5	31.6
傷病手当金	1日当り金額	3,915	3,844	3,850	3,784	3,781	3,814
	1,000人当り件数	209	200	184	176	188	185
	1人当り日数	6.6	6.1	5.9	5.5	6.0	5.7
	1件当り金額	107,498	115,012	117,179	120,909	131,971	136,979
埋葬料(費)	1,000人当り件数	3	3	3	2	3	3
分娩費	1,000人当り件数	0	1	1	1	1	0
出産手当金	1,000人当り件数	0	1	1	1	2	0
	1件当り金額	230,852	234,254	222,213	264,509	264,009	266,431
《被扶養者分》							
診療費	1人当り診療費	39,285	38,320	37,874	38,420	42,364	42,788
	1,000人当り件数	2,140	2,077	2,032	2,027	2,129	2,275
	1件当り日数	3.7	3.5	3.5	3.4	3.3	3.2
一般診療	1件当り金額	18,360	18,452	18,636	18,950	19,896	18,806
	1人当り診療費	36,073	35,071	34,817	35,071	38,823	39,062
	1,000人当り件数	1,823	1,767	1,733	1,724	1,811	1,944
	1件当り日数	3.8	3.6	3.6	3.4	3.4	3.2
入院	1件当り金額	19,792	19,849	20,094	20,340	21,432	20,089
	1人当り診療費	20,821	19,539	18,748	18,704	21,016	20,174
	1,000人当り件数	95	87	82	75	81	79
	1件当り日数	22.2	21.9	21.4	21.4	20.9	20.0
入院外	1件当り金額	219,744	223,642	227,656	248,093	258,138	255,524
	1人当り診療費	15,251	15,532	16,069	16,367	17,806	18,889
	1,000人当り件数	1,728	1,680	1,650	1,649	1,730	1,866
	1件当り日数	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5
歯科診療	1件当り金額	8,827	9,248	9,737	9,926	10,293	10,125
	1人当り診療費	3,212	3,248	3,058	3,349	3,542	3,726
	1,000人当り件数	317	310	300	303	318	331
	1件当り日数	3.0	3.0	2.9	2.9	2.9	2.9
看護費	1件当り金額	10,131	10,487	10,203	11,045	11,143	11,266
	1,000人当り日数	21.8	21.8	23.4	23.6	20.4	3.7
	1日当り金額	3,162	3,184	3,078	3,188	3,252	3,440
家族埋葬料	1,000人当り件数	5	4	4	4	4	4
配偶者分娩費	1,000人当り件数	2	2	2	2	2	1

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。
- 3 平成6年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含まなければ59,417人、含めれば61,306人である。

資料：社会保険庁調

第78表 政府管掌健康保険收支状況

(単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収入	6,311,418,288	6,914,359,589	7,407,507,779	7,646,261,259	7,816,824,317	8,208,777,706
保険料収入	4,085,618,679	4,518,906,896	4,912,120,464	5,166,160,985	5,421,821,924	5,536,379,249
国庫負担金	759,748,784	879,569,702	956,461,564	921,177,528	829,488,418	864,068,866
事務費	51,136,734	56,469,046	59,040,827	61,674,969	64,109,000	67,240,772
給付費	708,612,050	823,100,656	897,420,737	859,502,559	765,379,418	796,828,094
その他の収入	1,466,050,822	1,515,882,992	1,538,925,751	1,558,922,747	1,565,513,975	1,808,329,591
借入金	1,426,251,053	1,463,933,919	1,479,228,213	1,479,228,213	1,479,228,213	1,479,228,213
事業運営安定 資金より受入	—	—	—	—	—	250,000,000
雑収入等	39,799,769	51,949,073	59,697,538	79,694,534	86,285,762	79,101,378
支出	6,095,571,595	6,571,408,559	7,037,596,070	7,614,316,771	7,881,619,005	8,223,781,128
保険給付費	3,333,482,927	3,548,465,632	3,813,210,051	4,151,898,477	4,317,937,491	4,474,179,460
老人保健拠出金	945,082,390	1,139,762,446	1,271,777,015	1,371,015,318	1,492,681,231	1,611,794,182
退職者給付拠出金	214,946,126	232,329,163	262,578,698	286,554,465	321,066,537	376,224,100
事務費	57,243,034	61,795,594	65,105,344	67,228,523	68,710,425	72,010,813
借入金償還金	1,475,340,914	1,516,828,815	1,547,528,213	1,556,398,646	1,539,465,758	1,541,623,473
保健施設費	40,504,894	43,334,628	48,419,403	59,660,591	72,409,033	78,640,723
福祉施設費	27,488,841	27,264,707	27,171,213	59,567,823	66,972,383	66,626,502
事業運営安定資金 繰入	—	—	—	60,000,000	—	—
その他の支出	1,482,470	1,627,574	1,806,133	1,992,928	2,376,147	2,681,875
収支差引残	215,846,691	342,951,031	369,911,709	31,944,488	△84,794,688	△15,003,422
翌年度の繰越	855,024	1,309,345	237,676	139,389	1,281,439	2,862,168
事業運営安定資金へ繰入	214,991,666	341,641,686	369,674,033	31,805,099	1,593,050	4,394,952
事業運営安定資金から補足	—	—	—	—	67,669,177	22,260,542
年度末現在積立金	704,236,105	1,045,877,791	1,415,551,824	1,507,356,923	1,441,280,796	1,173,415,206

資料：社会保険庁調

② 組合管掌健康保険

第79表 組合管掌健康保険適用状況

年度末現在

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
組合数	1,818	1,822	1,823	1,823	1,817	1,815
被保険者数	14,172,682	14,688,156	15,145,286	15,413,848	15,486,912	15,462,931
男	10,222,523	10,532,269	10,832,094	11,023,683	11,098,406	11,126,950
女	3,950,159	4,135,887	4,313,192	4,390,165	4,388,506	4,335,981
被扶養者数 (被保険者1人当り被扶養者数)	1.22	1.18	1.15	1.11	1.10	1.10
平均標準報酬月額	302,385	315,243	326,079	337,780	342,971	348,685
男	344,669	359,543	371,784	385,029	390,205	395,800
女	192,961	202,432	211,299	219,138	223,518	227,779

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第80表 組合管掌健康保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成7年3月末現在

等級	標準報酬	被保険者数		
	月額 (千円)	計	男	女
総数		15,392,820	11,069,258	4,323,562
第1級	92	60,032	22,139	37,893
2	98	29,246	6,642	22,604
3	104	35,403	4,428	30,975
4	110	64,650	9,962	54,688
5	118	84,661	6,642	78,019
6	126	96,975	7,748	89,227
7	134	118,525	13,283	105,242
8	142	133,918	15,497	118,421
9	150	207,803	38,742	169,061
10	160	306,317	67,522	238,795
11	170	380,203	89,661	290,542
12	180	443,313	121,762	321,551
13	190	480,256	154,970	325,286
14	200	774,259	317,688	456,571
15	220	980,512	505,865	474,647
16	240	908,176	567,853	340,323
17	260	855,841	602,168	253,673
18	280	795,809	611,023	184,786
19	300	768,102	625,413	142,689
20	320	732,698	625,413	107,285
21	340	700,373	616,558	83,815
22	360	669,588	601,061	68,527
23	380	785,034	718,395	66,639
24	410	854,302	793,660	60,642
25	440	735,777	688,508	47,269
26	470	626,488	591,098	35,390
27	500	526,434	498,117	28,317
28	530	421,763	402,921	18,842
29	560	341,721	327,650	14,071
30	590	277,071	265,662	11,409
31	620	220,117	212,530	7,587
32	650	175,478	169,360	6,118
33	680	135,457	131,724	3,733
34	710	129,300	123,976	5,324
35	750	112,368	107,372	4,996
36	790	86,200	83,019	3,181
37	830	67,728	65,309	2,419
38	880	55,414	52,026	3,388
39	930	35,403	34,315	1,088
40	980	180,096	171,573	8,523

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第81表 組合管掌健康保険適用状況(業態別)

平成7年3月末現在

区 分	組合数	被 保 険 者 数 (人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平 均	男	女
総 数	1,815	15,462,791	11,126,852	4,335,939	348,552	395,619	227,768
化 学 工 業	169	927,809	734,675	193,134	370,261	410,972	215,397
窯業並びに土石業	33	106,793	87,389	19,404	358,103	390,483	212,276
紡 織 工 業	48	116,719	66,096	50,623	273,352	342,875	182,579
機 械 器 具 工 業	402	3,638,076	2,969,068	669,008	348,533	380,459	206,847
そ の 他 の 工 業	93	458,823	332,234	126,589	334,686	387,133	197,038
金 属 鉱 業	4	40,257	33,558	6,699	351,391	383,551	190,290
運 送 の 事 業	115	901,442	744,379	157,063	364,325	392,978	228,528
物 品 販 売 事 業	168	1,047,495	620,254	427,241	313,304	388,926	203,519
金 融 保 険 の 事 業	210	1,569,217	737,567	831,650	361,150	483,646	252,511
そ の 他 の 事 業	183	955,760	770,275	185,485	400,031	437,667	243,739
法人又は団体の事務所	80	577,435	367,943	209,492	415,049	467,919	322,191
石 炭 鉱 業	3	7,294	6,364	930	357,879	381,668	195,092
小 計	1,508	10,347,120	7,469,802	2,877,318	357,328	405,903	231,221
総 合 組 合	307	5,115,671	3,657,050	1,458,621	330,801	374,613	220,957

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第82表 組合管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区 分	保 険 料 率 (%)			負 担 割 合 (%)		
	計	被 保 険 者	事 業 主	計	被 保 険 者	事 業 主
昭和63年度	81.84	35.48	46.37	100	43	57
平成元年度	82.21	35.67	46.54	100	43	57
2	82.46	35.81	46.66	100	43	57
3	82.54	35.85	46.69	100	43	57
4	82.68	35.92	46.75	100	43	57
5	82.90	36.04	46.86	100	43	57
6	83.37	36.28	47.09	100	44	56

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第83表 組合管掌健康保険給付決定状況

(I) 法定給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	2,963,624,642	2,472,354,781	2,641,731,636	2,875,897,084	2,946,351,212	3,085,223,665
被 保 険 者 分	90,614,209	95,037,563	101,774,891	107,312,872	109,894,533	114,888,247
診 療 費	1,304,897,675	1,381,396,969	1,498,478,011	1,644,474,539	1,702,591,286	1,772,992,385
薬 劑 支 給	80,357,348	83,999,093	89,666,836	93,814,035	94,295,415	97,570,684
訪問看護療養費	194,415,755	199,412,443	209,672,380	217,082,468	216,610,745	228,713,583
療 養 費	1,138,373,697	1,205,998,066	1,306,729,858	1,433,980,949	1,474,901,608	1,523,712,752
高 額 療 養 費	7,191,102	7,773,104	8,649,400	9,780,285	11,206,322	13,350,854
看 護 費	11,254,763	12,033,812	13,378,596	15,138,278	17,279,347	20,446,504
移 送 費	38,337,362	41,098,671	47,322,495	54,897,916	65,847,180	81,309,230
傷 病 手 当 金	—	—	—	—	—	284
出 産 育 児 一 時 金	—	—	—	—	—	1,352
配 偶 者 分 娩 費	—	—	—	—	—	10,235
配 偶 者 出 産 育 児 一 時 金	2,207,552	2,404,335	2,576,965	2,795,716	2,950,338	3,090,632
配 偶 者 出 産 一 時 金	14,309,328	15,815,663	16,991,982	18,928,283	20,092,902	20,834,988
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	127,988	129,101	132,199	163,767	182,174	173,552
配 偶 者 育 児 手 当 金	5,258,528	5,518,432	6,141,408	7,666,934	8,401,288	8,710,657
配 偶 者 出 産 一 時 金	7,206	7,400	7,958	7,256	6,359	4,641
配 偶 者 出 産 一 時 金	156,135	162,251	176,002	160,491	136,142	96,923
配 偶 者 出 産 一 時 金	631,080	648,538	693,213	618,055	504,951	361,647
配 偶 者 出 産 一 時 金	353	338	378	577	570	485
配 偶 者 出 産 一 時 金	19,052	18,836	20,849	24,871	26,475	24,968
配 偶 者 出 産 一 時 金	463,209	463,908	467,960	473,377	473,825	448,026
配 偶 者 出 産 一 時 金	13,359,811	13,531,069	13,720,074	13,886,199	13,838,432	13,285,215
配 偶 者 出 産 一 時 金	63,751,077	66,758,072	69,933,572	73,524,108	75,379,250	75,034,032
配 偶 者 出 産 一 時 金	20,527	21,262	21,919	22,701	23,252	23,535
配 偶 者 出 産 一 時 金	6,870,163	7,360,511	7,753,708	8,413,072	9,003,712	9,131,943
配 偶 者 出 産 一 時 金	—	—	—	—	—	57,770
配 偶 者 出 産 一 時 金	—	—	—	—	—	13,294,591
配 偶 者 出 産 一 時 金	82,834	82,525	86,369	87,507	87,177	44,450
配 偶 者 出 産 一 時 金	16,602,897	16,550,792	17,341,684	20,509,972	20,999,337	10,700,442
配 偶 者 出 産 一 時 金	74,887	75,295	79,717	81,580	82,972	89,597
配 偶 者 出 産 一 時 金	6,066,127	6,115,691	6,505,824	6,674,118	7,842,338	8,804,181
配 偶 者 出 産 一 時 金	20,382,085	21,466,984	25,378,902	25,738,237	27,262,325	29,779,424
配 偶 者 出 産 一 時 金	81,203	81,202	85,190	86,071	86,129	43,737
配 偶 者 出 産 一 時 金	162,406	162,404	170,340	172,142	172,258	87,476
配 偶 者 出 産 一 時 金	118,955,873	119,236,919	122,451,119	125,030,111	129,095,394	127,713,445
配 偶 者 出 産 一 時 金	1,057,661,984	1,089,569,058	1,141,484,962	1,229,366,877	1,241,521,390	1,310,077,274
配 偶 者 出 産 一 時 金	105,774,804	105,520,583	107,663,148	108,840,923	105,505,753	107,633,515
配 偶 者 出 産 一 時 金	246,058,831	241,559,983	244,411,139	244,413,112	235,750,068	247,500,069
配 偶 者 出 産 一 時 金	930,157,879	960,092,732	1,005,092,561	1,071,553,520	1,075,329,532	1,121,265,793
配 偶 者 出 産 一 時 金	9,870,694	10,336,540	11,355,502	12,605,229	14,005,288	16,574,079
配 偶 者 出 産 一 時 金	16,445,741	16,986,899	18,598,649	20,684,363	22,732,043	26,817,398
配 偶 者 出 産 一 時 金	30,003,889	31,652,018	36,464,165	41,889,378	49,308,934	61,774,838
配 偶 者 出 産 一 時 金	—	—	—	—	—	670
配 偶 者 出 産 一 時 金	—	—	—	—	—	3,946
配 偶 者 出 産 一 時 金	—	—	—	—	—	18,287
配 偶 者 出 産 一 時 金	2,286,050	2,364,207	2,406,549	2,525,378	2,529,276	2,564,702
配 偶 者 出 産 一 時 金	11,948,589	12,657,284	13,071,919	14,048,967	14,353,769	14,663,573
配 偶 者 出 産 一 時 金	331,770	329,212	329,458	362,681	373,673	372,154
配 偶 者 出 産 一 時 金	15,420,865	15,794,992	16,420,187	20,315,344	21,237,425	20,785,119
配 偶 者 出 産 一 時 金	9,091	9,078	9,904	9,720	7,925	5,582
配 偶 者 出 産 一 時 金	217,659	215,769	242,833	224,445	190,306	132,487
配 偶 者 出 産 一 時 金	760,595	743,887	810,932	758,770	629,034	437,449
配 偶 者 出 産 一 時 金	206	229	272	1,255	470	329
配 偶 者 出 産 一 時 金	12,623	11,387	12,014	23,915	13,929	13,228
配 偶 者 出 産 一 時 金	56,156	54,862	55,029	59,464	56,923	57,502
配 偶 者 出 産 一 時 金	5,615,300	5,486,200	5,502,500	5,945,540	5,692,300	5,750,210
配 偶 者 出 産 一 時 金	—	—	—	—	—	186,880
配 偶 者 出 産 一 時 金	—	—	—	—	—	46,682,406
配 偶 者 出 産 一 時 金	315,612	312,556	317,415	314,629	309,832	159,894
配 偶 者 出 産 一 時 金	63,119,050	62,510,100	63,483,000	74,209,779	74,344,059	38,370,111
配 偶 者 出 産 一 時 金	311,590	309,052	313,842	310,832	306,254	158,138
配 偶 者 出 産 一 時 金	623,194	620,458	627,684	621,664	612,408	316,260
配 偶 者 出 産 一 時 金	16,611	17,553	18,589	24,445	27,201	26,238
配 偶 者 出 産 一 時 金	1,264,983	1,389,764	1,768,663	2,055,668	2,238,536	2,154,006

(注) 1 老人保健による給付分を除く。  
 2 診療費には、入院時食費療養費を含む。



(ii) 附加給付

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
附加給付件数	19,422,730	19,941,172	20,899,020	21,750,982	22,639,416	22,070,100
金額	112,640,104	115,804,489	123,306,865	133,895,726	139,763,683	139,190,559
被保険者分件数	3,898,386	4,029,501	4,321,099	4,706,616	4,955,645	4,854,516
金額	37,881,553	38,514,389	42,058,132	47,201,997	49,681,949	49,358,456
一部負担金 還元金	3,581,963	3,719,781	3,991,282	4,371,626	4,628,495	4,550,002
金額	21,545,797	22,647,347	24,127,192	28,432,681	30,168,611	29,601,901
傷病手当に 関するもの	212,430	206,038	218,261	220,249	214,808	202,836
金額	11,454,520	10,794,077	12,432,183	12,859,430	13,284,818	13,296,284
その他	103,993	103,682	111,556	114,741	112,342	101,678
金額	4,881,236	5,072,965	5,498,757	5,909,886	6,228,520	6,458,271
被扶養者分件数	15,499,107	15,887,667	16,558,533	17,020,195	17,658,581	17,190,863
金額	74,098,491	76,655,925	80,589,976	85,829,115	89,100,974	88,892,231
家族療養 附加金	15,057,726	15,449,921	16,097,207	16,571,514	17,218,692	16,822,619
金額	67,855,670	70,190,091	73,786,500	78,726,818	81,898,328	81,548,260
その他	441,381	437,746	456,326	448,681	439,889	368,244
金額	6,242,821	6,465,834	6,803,476	7,102,297	7,202,646	7,343,971
合算高額療養 附加金	25,237	24,004	24,388	24,171	25,190	24,721
金額	660,060	634,175	658,757	664,614	980,760	941,872

(ii) 法定給付・附加給付合計

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計件数	229,009,523	234,232,607	245,143,613	254,118,410	255,156,544	264,708,025
金額	2,476,264,746	2,588,159,280	2,765,038,501	3,009,792,810	3,086,114,895	3,224,414,224
被保険者分件数	94,512,595	99,067,064	106,095,990	112,019,488	114,350,178	119,752,763
金額	1,342,579,228	1,419,911,358	1,540,536,143	1,691,676,536	1,752,273,235	1,822,348,841
被扶養者分件数	134,455,080	135,123,986	139,004,652	142,050,306	140,753,975	144,904,308
金額	1,131,760,475	1,166,224,983	1,222,074,938	1,315,195,992	1,330,622,364	1,398,969,505

(注) 合計には世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第84表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
被保険者分件数	80,357,348	83,999,093	89,666,836	93,814,035	94,295,415	97,570,684
日数	194,415,755	199,412,443	209,672,380	217,082,468	216,610,745	221,141,299
金額	1,138,373,697	1,205,998,066	1,306,729,858	1,439,980,949	1,474,901,608	1,512,458,021
一般診療件数	62,478,972	65,127,184	69,590,905	72,909,046	73,189,852	76,678,794
日数	145,655,392	148,954,484	156,651,892	162,271,730	161,433,431	166,236,207
金額	911,192,878	966,628,910	1,050,683,002	1,152,118,980	1,188,490,123	1,225,446,721
入院件数	1,270,874	1,307,007	1,363,203	1,404,501	1,408,280	1,429,873
日数	17,934,312	18,265,009	18,716,858	18,893,728	18,763,752	18,758,058
金額	316,511,006	332,707,545	353,107,884	405,569,052	417,957,587	426,801,848
入院外件数	61,208,098	63,820,177	68,227,702	71,504,545	71,781,572	75,248,921
日数	127,721,080	130,689,475	137,935,034	143,378,002	142,669,679	147,478,149
金額	594,681,872	633,921,365	697,575,118	746,549,928	770,532,536	798,644,873
歯科診療件数	17,878,376	18,871,909	20,075,931	20,904,989	21,105,563	20,891,890
日数	48,760,363	50,457,959	53,020,488	54,810,738	55,177,314	54,905,092
金額	227,180,819	239,369,156	256,046,856	281,861,969	286,411,485	287,011,300
被扶養者分件数	105,774,804	105,520,583	107,683,148	108,840,923	105,505,753	107,633,515
日数	246,058,831	241,559,983	244,411,139	244,413,112	235,750,068	238,834,882
金額	930,157,879	960,092,732	1,005,092,561	1,071,553,520	1,075,329,532	1,108,614,486
一般診療件数	85,192,045	84,553,144	86,295,103	87,721,992	84,722,034	87,347,398
日数	196,159,668	191,462,703	193,917,543	194,880,830	187,008,317	190,849,078
金額	778,261,138	804,265,152	845,478,671	905,870,313	910,794,724	944,967,255
入院件数	1,695,316	1,680,378	1,725,750	1,701,937	1,702,422	1,738,682
日数	21,702,064	21,493,008	21,739,460	21,326,752	21,097,869	21,263,549
金額	299,946,728	308,014,778	319,360,707	354,083,867	358,686,746	366,099,083
入院外件数	83,496,729	82,872,766	84,569,353	86,020,055	83,019,612	85,608,716
日数	174,457,604	169,969,695	172,178,083	173,554,078	165,910,448	169,585,529
金額	478,314,410	496,250,375	526,117,964	551,786,446	552,107,978	578,868,172
歯科診療件数	20,582,759	20,967,439	21,368,045	21,118,931	20,783,719	20,286,117
日数	49,899,163	50,097,280	50,493,596	49,532,282	48,741,751	47,985,804
金額	151,896,741	155,827,579	159,613,889	165,683,207	164,534,808	163,647,231

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第85表 組合管掌健康保険給付諸率

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《被保険者分》						
診療費	被保険者1人当診療費	80,385	82,128	86,284	92,405	94,371
	被保険者1,000人当件数	5,674	5,720	5,921	6,045	6,033
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
一般診療	診療1件当金額	14,166	14,357	14,573	15,285	15,641
	被保険者1人当診療費	64,343	65,827	69,377	74,242	76,045
	被保険者1,000人当件数	4,412	4,435	4,595	4,698	4,921
	診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
	診療1件当金額	14,584	14,842	15,098	15,802	16,238
入院	被保険者1人当診療費	22,350	22,657	23,316	26,135	26,743
	被保険者1,000人当件数	90	89	90	91	92
	診療1件当日数	14.1	14.0	13.7	13.5	13.1
	診療1件当金額	249,050	254,557	259,028	288,764	298,489
入院外	被保険者1人当診療費	41,993	43,170	46,061	48,107	49,302
	被保険者1,000人当件数	4,322	4,364	4,505	4,608	4,593
	診療1件当日数	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0
	診療1件当金額	9,716	9,933	10,224	10,441	10,613
歯科診療	被保険者1人当診療費	16,042	16,301	16,907	18,163	18,326
	被保険者1,000人当件数	1,262	1,285	1,325	1,347	1,350
	診療1件当日数	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6
	診療1件当金額	12,707	12,684	12,754	13,483	13,570
看護費	被保険者1,000人当日数	11	11	12	10	9
	1日当金額	4,042	3,997	3,939	3,851	3,709
傷病手当金	被保険者1,000人当件数	33	32	31	30	29
	被保険者1人当日数	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8
	1件当金額	137,629	143,904	149,443	155,318	159,087
埋葬料	被保険者1,000人当件数	1	1	1	1	2
分産費	被保険者1,000人当件数	6	6	6	6	3
出産手当金	被保険者1,000人当件数	5	5	5	5	6
	1件当金額	272,171	285,105	318,362	315,497	328,573
《被扶養者分》						
診療費	被保険者1人当診療費	65,682	65,382	66,367	69,051	68,804
	被保険者1,000人当件数	7,469	7,186	7,109	7,014	6,750
	診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
一般診療	診療1件当金額	8,794	9,099	9,336	9,845	10,192
	被保険者1人当診療費	54,956	54,770	55,827	58,374	58,277
	被保険者1,000人当件数	6,016	5,758	5,698	5,653	5,421
	診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
	診療1件当金額	9,135	9,512	9,798	10,327	10,750
入院	被保険者1人当診療費	21,180	20,976	21,088	22,817	22,950
	被保険者1,000人当件数	120	114	114	110	109
	診療1件当日数	13.0	13.0	12.6	12.5	12.4
	診療1件当金額	176,927	183,301	185,056	208,048	210,692
入院外	被保険者1人当診療費	33,776	33,795	34,740	35,557	35,326
	被保険者1,000人当件数	5,896	5,644	5,584	5,543	5,312
	診療1件当日数	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0
	診療1件当金額	5,729	5,988	6,221	6,415	6,650
歯科診療	被保険者1人当診療費	10,726	10,612	10,539	10,677	10,528
	被保険者1,000人当件数	1,453	1,428	1,411	1,361	1,330
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3
	診療1件当金額	7,380	7,432	7,470	7,845	7,917
看護費	被保険者1,000人当日数	15	15	16	14	12
	1日当金額	3,494	3,448	3,339	3,381	3,305
家族埋葬料	被保険者1,000人当件数	4	4	4	4	4
配偶者分産費	被保険者1,000人当件数	22	21	21	20	20

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：厚生省保険局調

第86表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
取 入	4,461,743,666	4,873,992,968	5,229,701,851	5,516,549,296	5,729,019,704	5,882,756,161
保 険 料	3,985,370,295	4,317,540,875	4,651,537,351	4,933,657,323	5,116,053,177	5,208,060,805
国庫支出金	12,509,874	58,539,368	64,538,228	64,573,349	62,731,575	63,141,614
事務負担金	4,759,874	4,892,688	5,215,852	5,442,789	5,610,475	5,618,283
療養補助金	7,750,000	53,646,680	59,322,376	59,130,560	57,121,100	57,523,331
前年度より繰越金	91,153,363	91,545,417	79,773,748	99,398,475	104,914,150	113,879,613
積立金より繰入金	94,028,714	73,652,677	62,657,218	81,000,137	123,536,027	212,339,832
その他の収入	278,681,420	332,714,631	371,195,306	337,920,012	321,784,775	285,334,297
支 出	4,135,822,714	4,452,209,346	4,776,528,813	5,134,319,701	5,385,084,967	5,614,529,998
保険給付費	2,461,596,879	2,578,757,701	2,758,605,999	2,982,533,228	3,087,031,167	3,197,034,510
老人保健拠出金	881,248,159	1,024,693,031	1,067,718,945	1,128,593,928	1,237,487,617	1,330,914,536
退職者給付拠出金	232,660,697	234,103,297	259,018,214	276,248,865	291,188,272	330,971,769
日雇拠出金	1,717,721	1,440,732	1,612,968	1,082,594	1,471,097	1,994,206
事務費	104,644,858	111,699,973	120,001,520	128,825,247	132,359,259	135,191,264
保健施設費	271,500,303	303,814,909	334,491,273	361,982,482	376,529,083	373,374,764
その他の支出	182,454,097	197,699,703	235,079,894	255,053,357	259,018,472	245,048,949
収支差引残	325,920,952	421,783,622	453,173,038	382,229,595	343,934,737	268,226,163
翌年度への繰越	91,565,220	79,717,587	99,481,289	105,081,560	114,047,774	87,900,381
法定準備金へ繰入	58,409,470	68,557,590	68,333,256	64,500,884	58,645,594	53,848,057
別途積立金へ繰入	173,653,243	272,390,132	284,923,410	212,246,610	170,832,512	125,687,181
その他	2,293,019	1,118,313	435,083	400,541	408,857	790,544
年度末現在積立金	2,512,346,473	2,781,398,224	3,082,783,806	3,286,785,048	3,402,799,216	3,381,562,611
法定準備金	856,408,839	923,222,626	991,870,543	1,055,816,768	1,113,277,870	1,162,723,957
別途積立金	1,655,937,634	1,858,175,598	2,090,913,263	2,230,968,280	2,289,521,346	2,218,838,654

(注) 療養補助金欄

平成元年度までは、財政状態の悪い組合に対し、国から保険給付臨時補助金が交付されていたが、2年度よりこれと併せ老人保健拠出金の負担増緩和措置として、拠出金負担助成金が国から交付された。また、老人医療費適正化等のための先駆・先進的な事業を行った組合に対しては、特別事業助成金が交付されている。

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

### 3 国民健康保険

第87表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
保険者数	3,428	3,424	3,420	3,419	3,418	3,417
市町村	3,262	3,258	3,254	3,253	3,252	3,251
国保組合	166	166	166	166	166	166
世帯数	18,917,837	18,434,056	18,690,432	18,987,403	19,953,514	19,823,224
市町村	16,764,825	16,806,938	16,979,956	17,200,282	17,503,754	17,926,963
国保組合	1,553,012	1,627,118	1,710,476	1,787,121	1,849,760	1,896,261
被保険者数	43,788,893	43,069,122	42,617,242	42,429,627	42,527,901	42,811,161
市町村	39,728,856	38,881,720	38,293,693	37,978,013	37,971,179	38,195,237
国保組合	4,060,037	4,187,402	4,323,549	4,451,614	4,556,722	4,615,924

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第88表 国民健康保険給付決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
総件数	279,281,764	279,684,693	284,912,187	289,427,052	290,202,756	300,396,293
金額	5,277,713,815	5,442,698,941	5,670,087,624	6,067,058,180	6,227,892,685	6,499,571,444
療養諸費件数	277,512,858	277,888,311	283,066,678	287,513,626	288,256,431	298,811,557
金額	5,213,568,680	5,378,652,204	5,604,198,066	5,973,993,227	6,131,344,317	6,393,407,504
療養の給付等件数	270,111,283	270,287,971	275,213,696	279,456,944	280,264,645	290,576,459
金額	5,141,437,776	5,303,858,919	5,525,709,892	5,891,608,150	6,049,062,522	6,309,529,150
療養費等件数	7,401,575	7,600,340	7,852,982	8,056,682	7,991,786	8,235,098
金額	72,130,904	74,793,285	78,488,174	82,385,076	82,281,795	83,878,355
高額療養費(再掲)件数	5,322,900	5,402,466	5,408,090	5,587,614	5,665,712	5,564,505
金額	369,266,916	384,616,133	393,148,458	439,351,681	460,635,946	458,036,043
医療給付費(再掲)	4,138,055,149	4,277,773,314	4,455,533,505	4,776,127,921	4,916,039,730	5,108,459,768
その他の給付件数	1,768,906	1,796,382	1,845,509	1,913,426	1,946,325	1,584,736
金額	64,145,135	64,046,736	65,889,558	93,064,953	96,548,368	106,163,940

- (注) 1 医療給付費は、療養諸費用額の保険者負担分+高額療養費である。  
 2 老人保健による給付分を除く。  
 3 平成6年度において、療養の給付等及び療養費等のうち入院時の食事にかかる給付として食事療養が、導入された。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第89表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計件数	370,494,000	378,328,592	391,495,458	404,485,348	414,845,707	437,918,360
金額	8,851,919,137	9,276,332,580	9,843,981,521	10,621,613,722	11,153,851,248	11,689,551,668
診療費件数	340,246,447	345,422,995	355,475,065	363,917,578	368,232,070	382,147,521
日数	1,178,701,612	1,187,040,641	1,214,441,227	1,232,329,148	1,236,212,864	1,269,599,583
金額	8,617,813,093	8,998,796,337	9,506,865,090	10,203,690,715	10,627,448,322	11,020,945,987
入院件数	13,892,883	14,080,994	14,286,989	14,407,805	14,518,257	14,883,725
日数	293,481,045	297,901,574	301,657,117	299,637,521	299,418,935	303,313,072
金額	4,107,397,636	4,262,782,318	4,422,593,807	4,851,617,872	5,022,662,225	5,119,435,079
入院外件数	277,337,371	281,826,782	290,795,256	298,821,340	303,006,128	316,262,520
日数	745,973,014	750,164,284	772,682,239	792,360,646	796,591,077	823,960,932
金額	3,830,294,371	4,032,332,459	4,360,033,074	4,562,913,760	4,806,206,255	5,073,740,070
歯科診療件数	49,016,193	49,515,219	50,392,820	50,688,433	50,707,685	51,001,276
日数	139,247,553	138,974,783	140,101,871	140,330,981	140,202,852	142,325,579
金額	680,121,085	703,681,560	724,238,209	789,159,084	798,579,842	827,770,838
薬剤の支給件数	30,141,320	32,669,987	35,658,950	40,053,689	45,863,015	54,701,226
金額	216,372,772	235,635,772	273,037,197	321,255,174	399,237,737	491,270,370
老人保健施設療養費件数	106,233	235,610	361,443	499,966	680,435	912,474
金額	17,733,273	41,900,471	64,079,234	96,247,290	124,904,948	170,725,521
老人保健訪問看護療養費件数	—	—	—	14,115	70,187	157,139
金額	—	—	—	420,542	2,260,241	6,609,790

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第90表 国民健康保険療養費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計件数	10,196,141	10,624,873	11,635,106	11,563,527	11,658,243	12,084,602
金額	169,743,758	178,245,399	191,107,099	193,046,952	188,264,805	184,065,514
診療費件数	184,518	137,151	86,539	87,607	89,323	91,880
金額	6,957,613	3,614,926	1,711,482	1,740,024	1,815,173	1,926,136
その他件数	10,011,623	10,487,722	11,548,567	11,475,920	11,568,920	11,992,722
金額	162,786,145	174,630,473	189,395,616	191,306,928	186,449,631	182,139,378

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第91表 国民健康保険療養の給付諸率

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
診療費 被保険者1人当診療費	195,085	207,418	222,177	240,177	250,235	258,144
被保険者1,000人当件数	7,702	7,962	8,308	8,566	8,670	8,951
診療1件当日数	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3
診療1件当金額	25,328	26,052	26,744	28,038	28,861	28,840
入院 被保険者1人当診療費	92,981	98,255	103,357	114,199	118,264	119,913
被保険者1,000人当件数	346	325	334	339	342	349
診療1件当日数	21.1	21.2	21.1	20.8	20.6	20.4
診療1件当金額	295,648	302,733	309,554	336,735	345,955	343,962
入院外 被保険者1人当診療費	86,708	92,943	101,895	107,403	113,167	118,843
被保険者1,000人当件数	6,278	6,406	6,796	7,034	7,135	7,408
診療1件当日数	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6
診療1件当金額	13,811	14,308	14,993	15,270	15,862	16,043
歯科診療 被保険者1人当診療費	15,396	16,220	16,926	18,575	18,803	19,389
被保険者1,000人当件数	1,110	1,141	1,178	1,193	1,194	1,195
診療1件当日数	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
診療1件当金額	13,875	14,211	14,372	15,569	15,749	16,230
療養費 被保険者1,000人当件数	231	245	272	272	275	283

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第92表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計 件数	1,768,906	1,796,382	1,845,509	1,913,426	1,946,325	1,584,736
金額	64,145,135	64,046,736	65,889,558	93,064,953	96,548,368	106,163,940
助産給付 件数	263,448	248,949	243,292	238,134	235,145	—
金額	34,478,812	33,249,806	33,035,605	55,400,288	56,368,175	—
葬祭給付 件数	476,000	481,161	495,788	520,846	519,858	553,978
金額	16,397,891	16,871,488	17,891,456	21,386,291	22,583,970	24,978,629
育児手当給付 件数	80,812	76,220	73,913	69,571	69,025	—
金額	426,784	407,876	474,337	403,309	411,540	—
出産育児給付 件数	—	—	—	—	—	287,373
金額	—	—	—	—	—	65,572,011
その他 件数	948,755	990,052	1,032,516	1,084,875	1,122,297	743,385
金額	12,841,648	13,517,565	14,488,160	15,875,065	17,184,683	15,613,300

資料：厚生省保険局調

第93表 国民健康保険諸率

(金額 単位 円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	
保険料(税)現年分	1世帯当調定額	147,370	150,352	154,513	156,126	158,329	158,646
	被保険者1人当調定額	61,166	63,848	67,206	69,418	71,700	73,039
	被保険者1人当収納額	57,937	60,572	63,773	65,726	67,683	68,848
被保険者一人当国庫支出金	合計	56,365	57,937	60,057	60,856	63,207	66,191
	事務費負担金	1,984	2,190	2,365	669	408	171
	療養給付費等負担金	43,915	44,892	46,518	48,532	50,540	53,087
	普通調整交付金	7,121	7,748	7,955	8,114	8,291	8,683
	特別調整交付金	3,099	2,869	2,993	3,259	3,514	3,796
	その他	247	238	227	282	453	453
被保険者一人当諸費	都道府県支出金	1,008	1,070	1,106	1,173	1,285	1,381
	一般会計繰入金	6,282	6,865	6,882	5,339	5,538	6,055
	総務費	4,493	4,902	5,339	5,481	5,126	4,858
	保健事業費(保健施設費)	594	823	1,169	1,211	1,149	1,210
	療養諸費	204,227	217,923	234,521	254,558	267,062	285,024
	老人保健金						
事務費	224	250	271	295	323	364	
事業費	—	—	—	—	—	105	
医療費	36,244	36,015	35,974	35,738	39,134	43,169	
診療費	被保険者1,000人当受診件数	7,702	7,962	8,308	8,566	8,670	8,951
	診療1日当金額	7,311	7,581	7,828	8,280	8,597	8,681

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

2 表中、被保険者一人当諸費のうち、「保健施設費」は「保健事業費」となり、「老人保健拠入金」については「事業費」が追加されている。

資料：厚生省保険局調

第94表 国民健康保険診療施設経営状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収 入	85,397,030	67,710,889	70,929,619	76,400,879	80,709,300	80,987,409
診療収入	47,616,313	48,210,200	50,255,282	53,272,725	54,615,090	56,706,222
入院	3,346,967	3,057,733	2,982,758	2,820,029	2,685,313	2,736,449
外来	43,473,917	44,208,211	46,266,128	49,299,650	50,715,714	52,704,577
その他	795,429	944,256	1,006,396	1,153,046	1,214,064	1,265,196
国庫支出金	155,988	212,255	187,011	129,817	182,671	296,661
繰入金	11,544,596	12,705,092	13,762,915	15,365,672	16,588,731	15,531,959
他会計	8,429,702	9,094,574	9,814,950	10,694,879	12,104,393	11,417,167
基金	442,059	498,063	687,587	933,405	617,243	799,936
事業勘定	2,672,835	3,112,455	3,260,378	3,737,388	3,867,095	3,314,856
前年度繰越金	3,635,894	4,046,000	3,968,183	4,489,792	4,834,942	4,698,499
その他の収入	2,150,110	2,255,737	2,756,228	3,142,873	4,487,866	3,754,068
支 出	64,320,240	66,697,081	69,418,145	74,634,881	78,727,067	78,724,310
総務費	33,660,959	35,666,782	36,969,950	39,325,698	41,007,916	41,107,091
医業費	22,585,866	22,986,512	24,441,172	25,985,075	27,075,104	28,097,480
医業費	22,192,982	22,605,148	24,064,830	25,622,884	26,725,149	27,752,770
給食費	392,884	381,364	376,342	362,191	349,955	344,710
施設整備費	2,011,520	2,074,323	2,200,322	3,299,149	4,858,913	3,127,237
公償費	1,892,402	1,924,945	1,922,554	2,006,022	2,083,990	2,220,275
その他の支出	4,169,493	4,044,519	3,884,148	4,018,937	3,701,143	4,172,227
収支差引額	1,076,790	1,013,808	1,511,474	1,765,998	1,982,234	2,263,099
積立金保有額	6,200,882	6,694,012	7,318,019	7,824,994	8,403,063	9,782,394
市町村償	9,807,060	9,907,891	12,145,919	10,391,845	12,693,339	13,005,558

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生省保険局調

第95表 国民健康保険料(税)収納状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
保険料(税)現年分						
調定額	2,697,479,982	2,770,047,919	2,875,716,516	2,949,143,558	3,045,106,426	3,118,268,022
収納額	2,559,359,749	2,627,897,879	2,728,837,797	2,792,298,682	2,874,472,095	2,939,305,400
収納率(%)	94.88	94.87	94.89	94.69	94.41	94.28

資料：厚生省保険局調

第96表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収 入	6,490,617,247	6,677,581,423	6,918,967,174	7,278,072,906	7,550,034,657	7,896,804,172
保険料(税)	2,637,463,483	2,705,823,718	2,804,128,045	2,864,434,341	2,945,642,980	3,013,491,426
国庫支出金	2,489,912,456	2,513,572,725	2,569,818,180	2,585,413,184	2,684,387,938	2,825,874,254
事務費負担金	87,631,047	94,997,521	101,204,411	28,435,471	17,341,212	7,301,453
療養給付費等負担金	1,939,945,814	1,947,642,862	1,990,486,801	2,061,817,821	2,146,440,903	2,266,439,236
調整交付金	451,431,954	460,627,719	468,429,518	483,168,423	501,368,853	532,781,671
その他の支出金	10,903,641	10,304,623	9,697,450	11,991,469	19,236,970	19,351,894
療養給付費交付金	549,004,633	597,929,721	633,966,346	737,597,248	774,195,180	842,686,879
都道府県支出金	44,517,734	46,409,515	47,346,226	49,833,389	54,576,891	58,962,577
保険基金安定繰入金	100,000,955	98,760,335	103,951,981	107,674,809	110,964,070	118,265,221
基準超過費用	—	—	—	3,176,675	2,518,432	2,210,311
職員給与費等	—	—	—	112,976,242	108,540,465	114,479,369
助産費	—	—	—	30,192,059	31,672,746	36,309,578
財政安定化支援助	—	—	—	63,966,640	82,523,684	96,851,318
一般会計繰入金	277,518,648	297,828,886	294,476,727	226,797,939	235,188,852	258,491,054
基金繰入金	28,824,613	27,312,795	34,480,540	26,814,985	37,227,932	59,466,528
繰越金	242,484,235	247,359,887	277,811,653	283,067,632	310,842,260	332,214,641
その他の収入	120,890,491	142,583,841	152,987,476	186,127,763	171,753,227	137,301,017
支 出	6,294,770,410	6,441,952,953	6,634,891,160	6,965,022,667	7,233,348,765	7,233,348,765
総務費	198,465,921	212,656,411	228,469,346	232,858,131	217,685,594	207,397,636
保険給付費	4,233,628,305	4,374,950,347	4,553,835,229	4,903,269,529	5,049,092,562	5,252,203,640
一般被保険者分						
療養諸費	2,986,537,259	3,058,950,873	3,164,244,340	3,356,404,627	3,423,986,520	3,565,542,516
高額療養費	324,917,553	337,374,358	344,173,044	382,446,286	400,311,411	397,752,113
退職被保険者等分						
療養諸費	799,460,511	852,090,868	914,526,048	996,228,557	1,047,404,814	1,101,013,339
高額療養費	44,576,202	47,459,269	49,165,305	57,106,330	60,532,426	60,491,398
助産諸費	34,489,657	33,258,866	33,046,771	55,411,067	56,382,778	—
育児諸費	428,259	409,422	407,251	407,991	406,426	417,855
出産育児給付	—	—	—	—	—	64,997,352
葬祭諸費	16,404,307	16,879,800	17,905,854	21,395,769	22,595,819	24,982,384
その他(傷病・出産手当)	12,868,166	13,534,388	14,576,051	15,886,890	17,211,082	15,808,591
手数料	13,946,391	14,992,503	15,790,565	17,982,011	20,261,286	21,198,062
老人保健拠出金	1,610,981,384	1,573,345,484	1,550,919,721	1,530,805,723	1,675,722,882	1,863,035,814
保健事業費	26,245,650	35,695,302	50,001,787	51,448,253	48,791,241	51,646,489
直診勘定繰入金	4,327,288	5,335,531	5,970,551	6,691,287	6,850,608	6,203,270
前年度繰上充入金	87,130,041	85,570,681	72,507,626	60,333,793	50,272,381	43,668,996
その他の支出	133,991,821	153,799,197	173,186,900	179,615,951	184,933,497	168,627,991
収支差引残	195,846,837	236,228,470	284,076,014	313,050,238	316,685,893	303,456,406
赤字保険者分	△80,557,512	△72,467,894	△60,328,295	△50,281,350	△43,668,926	△45,256,558
黒字保険者分	276,404,349	308,696,365	344,404,309	363,331,589	360,354,818	349,076,894
市町村(組合)償	388,329	591,752	2,542,782	1,184,156	1,593,254	1,484,768
保険給付費未払費	76,975	56,269	175,006	145,622	55	58

(注) 支出のうち、保険給付費における助産諸費は、平成6年度より出産育児給付となった。

資料：厚生省保険局調

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第97表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
事業所数	1,310,876	1,409,015	1,488,893	1,536,292	1,564,404	1,587,337
船舶所有者数	8,738	8,535	8,268	7,995	7,802	7,628
被保険者数	29,921,063	30,997,056	31,959,272	32,493,114	32,650,669	32,740,443
男子	20,046,000	20,699,100	21,257,910	21,588,602	21,693,603	21,773,486
女子	9,689,017	10,131,532	10,552,166	10,767,544	10,829,291	10,847,990
坑内員	9,113	8,422	7,774	6,962	6,095	4,924
任意継続	45,445	32,099	21,799	15,496	12,442	9,901
船員	131,430	125,870	119,603	114,499	109,232	104,141
船員任意継続	58	33	20	11	6	1
平均標準報酬月額	261,829	273,664	284,362	291,145	295,125	303,611
男子	305,200	318,682	330,566	337,142	340,798	351,140
女子	172,036	181,493	190,914	198,458	203,125	207,696
坑内員	327,465	342,224	354,887	365,433	374,234	390,047
任意継続	154,339	161,061	168,119	177,226	186,096	194,484
船員	301,435	318,666	333,511	345,673	353,246	363,927
船員任意継続	149,655	157,212	153,400	159,636	172,333	170,000

資料：社会保険庁調

第98表 厚生年金保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成7年3月末現在

等 級	標 準 報 酬 月 額	被 保 險 者 数				
		計	男 子	女 子	坑 内 員	船 員
総 数		32,730,541	21,773,486	10,847,990	4,924	104,141
第 1 級	9.2	242,844	60,678	181,849	1	316
2	9.8	165,221	34,172	130,923	—	126
3	10.4	135,552	14,048	121,250	—	254
4	11.0	246,506	31,333	214,708	1	464
5	11.8	376,534	39,343	336,887	1	303
6	12.6	408,128	39,866	367,831	1	430
7	13.4	537,083	70,135	466,445	1	502
8	14.2	588,401	86,056	501,942	1	402
9	15.0	859,776	185,551	673,425	2	798
10	16.0	985,647	236,017	748,756	9	865
11	17.0	1,073,741	297,734	775,087	9	911
12	18.0	1,170,037	397,712	771,047	16	1,262
13	19.0	1,141,587	438,299	702,081	8	1,199
14	20.0	1,902,574	901,438	998,569	45	2,522
15	22.0	2,190,193	1,249,937	936,341	94	3,821
16	24.0	2,023,563	1,356,333	662,498	126	4,606
17	26.0	1,990,146	1,462,899	521,698	185	5,364
18	28.0	1,731,286	1,376,660	348,175	281	6,170
19	30.0	1,743,767	1,419,232	316,245	324	7,966
20	32.0	1,450,126	1,255,808	187,059	356	6,903
21	34.0	1,310,808	1,165,845	138,767	305	5,891
22	36.0	1,283,073	1,145,791	130,941	310	6,031
23	38.0	1,336,681	1,228,076	100,847	447	7,311
24	41.0	1,468,860	1,338,595	121,476	522	8,267
25	44.0	1,146,748	1,068,642	70,641	571	6,894
26	47.0	888,532	839,895	42,614	482	5,541
27	50.0	838,756	763,718	70,268	358	4,412
28	53.0	563,448	534,042	25,834	238	3,334
29	56.0	465,079	438,044	24,318	114	2,603
30	59.0	2,465,844	2,297,587	159,468	116	8,673

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第99表 厚生年金保険適用状況(業態別)

平成7年10月1日現在

区分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男子	女子	坑内員	平均	男子	女子	坑内員
合計	1,603,912	33,122,316	22,044,566	11,072,975	4,775	308,045	356,576	211,393	394,872
農林水産業	12,243	117,425	79,983	37,442	-	273,135	313,280	187,379	-
石炭鉱業	151	7,261	2,892	682	3,687	361,181	345,172	197,062	404,096
石炭以外の鉱業	5,423	106,172	87,373	18,121	678	330,970	354,714	214,514	383,746
総合工事業	125,742	1,981,742	1,628,454	353,166	122	339,013	365,195	218,266	389,295
職別工事業	67,240	543,008	438,970	104,012	26	326,712	349,233	231,660	341,538
設備工事業	73,050	825,125	684,129	140,927	69	338,488	360,530	231,512	277,536
食料品・たばこ製造業	32,985	1,023,293	574,623	448,670	-	266,726	338,569	174,716	-
繊維製品製造業	40,103	787,264	300,698	486,566	-	227,900	332,668	163,154	-
木製品・家具等製造業	26,954	356,505	259,977	96,527	1	273,162	306,060	184,557	150,000
紙製品製造業	9,397	298,997	219,752	79,245	-	311,808	354,238	194,147	-
出版・印刷・関連産業	34,698	675,250	486,370	188,879	1	335,880	376,422	231,481	280,000
化学工業・同類似業	33,068	1,524,773	1,160,450	364,288	35	335,362	376,635	203,885	355,714
金属工業	48,180	1,124,695	902,183	222,478	34	329,979	361,193	203,404	285,588
機械器具製造業	89,355	4,340,667	3,300,677	1,039,955	35	322,510	363,295	193,062	363,714
その他の製造業	27,216	679,745	470,617	209,128	-	309,784	358,913	199,225	-
卸売業	141,468	2,958,706	2,020,046	938,617	43	318,412	364,664	218,871	268,744
飲食料品小売業	48,845	583,514	315,627	267,886	1	263,633	326,451	189,620	300,000
飲食料品以外小売業	191,473	2,968,543	1,802,122	1,166,418	3	285,284	338,069	203,731	226,667
飲食店	34,757	445,231	274,629	170,601	1	273,437	316,700	203,793	190,000
金融・保険業	19,350	1,694,208	826,041	868,167	-	339,187	437,623	245,527	-
不動産業	48,221	377,860	241,014	136,846	-	311,347	361,320	223,334	-
運輸・通信業	64,590	2,539,996	2,176,381	363,605	10	329,196	347,163	221,655	335,000
電気・ガス・熱供給・水道業	7,554	309,791	260,015	49,776	-	383,013	410,916	237,251	-
物品貸貸業	9,311	145,761	97,188	48,573	-	301,887	344,680	216,262	-
旅館・その他の宿泊所	13,599	377,324	208,141	169,183	-	254,809	298,357	201,232	-
对个人サービス業	24,273	316,109	161,354	154,755	-	265,760	323,009	206,070	-
放送・情報サービス業	34,691	790,108	575,634	214,474	-	337,975	372,322	245,791	-
その他の対事業所サービス業	42,973	856,438	540,786	315,651	1	265,440	309,279	190,332	320,000
修理業	42,283	405,579	331,020	74,550	9	308,772	329,315	217,559	295,556
映画・娯楽業	17,204	449,002	225,134	223,868	-	272,779	320,824	224,462	-
医療・保健・廃棄物処理業	61,537	1,426,714	360,332	1,066,382	-	270,214	363,791	238,594	-
教育	12,878	207,385	96,720	110,665	-	278,131	341,229	222,984	-
社会保険・社会福祉	25,479	464,717	111,298	353,419	-	242,284	310,490	220,804	-
学術研究機関	2,179	73,645	53,413	20,222	10	361,537	411,101	230,664	274,000
政治・経済・文化団体	27,393	227,359	126,466	100,893	-	295,750	353,429	223,451	-
その他のサービス業	91,642	845,998	554,035	291,954	9	311,392	357,897	223,141	310,000
公務	16,407	266,406	90,022	176,384	-	191,892	242,654	165,985	-

(注) 1 産業分類は社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。  
2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料: 社会保険庁調

第100表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
合計人員数	911,254	878,748	910,923	1,015,038	1,046,173	1,074,011
老齢厚生年金人員数(老齢相当)	801,537,117	920,393,137	971,180,970	1,105,248,381	1,174,324,823	1,247,843,124
老齢厚生年金(老齢相当)人員数	314,527	295,310	349,746	414,569	424,191	454,012
障害厚生年金人員数	515,927,973	530,027,881	657,268,277	790,268,523	847,188,867	912,634,495
障害厚生年金(通老相当)人員数	209,747	220,657	275,782	332,042	357,483	359,280
障害厚生年金(通老相当)人員数	67,685,105	73,349,182	88,599,322	106,606,301	114,313,018	116,191,278
障害厚生年金人員数	25,597	20,453	22,115	22,556	23,782	25,129
障害厚生年金(通老相当)人員数	16,399,823	13,877,234	15,583,741	16,516,509	17,689,768	19,155,873
遺族厚生年金人員数	184,372	185,042	189,052	202,965	205,210	206,738
遺族厚生年金(通老相当)人員数	131,399,546	141,158,396	150,736,316	168,940,197	175,616,136	184,160,204
老齢年金人員数	77,911	67,650	22,153	7,481	6,077	4,722
老齢年金(通老相当)人員数	141,893,616	135,213,547	42,527,482	11,377,700	9,567,502	7,625,197
通算老齢年金人員数	96,579	88,017	50,608	34,209	28,351	22,994
通算老齢年金(通老相当)人員数	26,112,949	25,559,792	15,346,439	10,687,676	9,111,439	7,266,178
障害年金人員数	1,601	995	919	636	673	632
障害年金(通老相当)人員数	1,515,972	937,617	867,760	601,329	654,816	600,033
遺族年金人員数	458	261	238	220	162	153
遺族年金(通老相当)人員数	313,138	191,847	187,077	171,306	129,852	130,613
通算遺族年金人員数	462	363	310	360	244	351
通算遺族年金(通老相当)人員数	88,995	77,642	64,556	78,840	53,425	79,254

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
合計人員数	9,919,283	10,519,264	11,092,132	11,802,501	12,535,103	13,273,231
老齢厚生年金人員数(老齢相当)	10,477,495,563	11,360,737,125	12,377,886,878	13,366,688,256	14,193,613,002	15,577,124,709
老齢厚生年金(老齢相当)人員数	1,003,704	1,294,713	1,616,267	2,024,356	2,438,883	2,876,515
老齢厚生年金(通老相当)人員数	1,730,075,181	2,287,685,159	2,907,388,481	3,613,494,925	4,308,404,743	5,224,823,397
老齢厚生年金(通老相当)人員数	613,575	823,128	1,060,902	1,376,675	1,717,526	2,056,890
障害厚生年金人員数	209,645,909	282,433,766	345,549,255	431,116,383	519,381,504	628,142,783
障害厚生年金(通老相当)人員数	71,013	87,196	104,204	120,989	138,324	156,536
障害厚生年金(通老相当)人員数	46,389,052	58,208,939	71,649,652	85,949,089	99,832,590	118,127,287
障害厚生年金人員数	593,231	755,145	916,000	1,086,634	1,255,597	1,421,319
遺族厚生年金人員数	446,069,470	587,862,650	743,683,512	920,761,654	1,091,225,858	1,307,666,050
老齢年金人員数	3,503,603	3,464,916	3,376,689	3,268,833	3,158,986	3,044,052
老齢年金(通老相当)人員数	5,732,816,573	5,820,604,326	5,957,588,951	5,948,977,341	5,834,822,833	5,906,881,715
通算老齢年金人員数	2,333,499	2,349,413	2,327,832	2,288,907	2,242,533	2,187,543
通算老齢年金(通老相当)人員数	830,298,270	853,078,348	882,704,225	895,563,378	891,246,700	913,373,968
障害年金人員数	248,574	239,710	231,319	222,655	214,321	206,140
障害年金(通老相当)人員数	274,382,145	269,678,491	266,940,137	264,169,948	257,296,227	259,220,773
遺族年金人員数	1,387,753	1,344,712	1,302,553	1,261,013	1,220,713	1,180,398
遺族年金(通老相当)人員数	1,171,927,618	1,165,301,981	1,166,323,833	1,170,335,866	1,155,504,497	1,182,241,201
通算遺族年金人員数	164,311	160,331	156,366	152,439	148,220	143,838
通算遺族年金(通老相当)人員数	35,951,344	35,883,466	36,058,832	36,319,672	35,898,051	36,647,534

(注) 1 通算老齢年金には特例老齢年金を含む。  
2 遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。  
3 通算遺族年金には、特例遺族年金を含む。  
4 船員保険の旧法分を含む。  
5 平成3年度以降の金額には、基金代行支給分を含む。

資料: 社会保険庁調

第101表 厚生年金保険一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計件数	4,753	4,965	5,099	6,286	9,470	10,304
金額	1,033,044	1,083,397	1,069,894	1,285,141	1,862,788	2,158,580
脱退手当金件数	4,518	4,756	4,941	6,154	9,291	10,111
金額	751,953	829,850	871,384	1,105,169	1,637,972	1,906,754
障害手当金件数	235	209	158	132	179	193
金額	281,091	253,547	198,510	179,973	224,816	251,826

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁調

第102表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
年 金						
新規裁定	1,026,623	1,084,113	1,130,806	1,162,042	1,199,894	1,258,583
老齢厚生年金(老齢相当)	1,640,330	1,794,819	1,931,641	1,970,771	2,068,884	2,103,315
老齢厚生年金(通老相当)	322,699	332,413	349,988	361,720	365,938	384,961
障害厚生年金	1,008,681	1,064,767	1,098,733	1,146,331	1,153,619	1,207,833
遺族厚生年金	845,886	894,537	923,984	953,942	974,252	1,026,833
老 齢 年 金	1,821,227	1,998,722	1,919,717	1,520,880	1,574,379	1,643,498
通算老齢年金	270,379	290,396	303,241	312,423	321,380	312,889
障 害 年 金	946,891	942,329	944,244	945,486	972,981	991,139
遺 族 年 金	683,708	735,046	786,036	778,661	801,556	900,114
通算遺族年金	192,629	213,890	208,245	219,001	218,956	218,242
年 度 末 現 在	1,066,188	1,091,207	1,152,914	1,198,881	1,228,523	1,302,619
老齢厚生年金(老齢相当)	1,723,691	1,766,944	1,893,890	1,957,398	2,000,232	2,105,931
老齢厚生年金(通老相当)	341,679	343,123	438,842	516,064	573,451	639,307
障害厚生年金	1,035,545	1,057,708	1,089,783	1,117,049	1,133,416	1,187,377
遺族厚生年金	871,769	889,630	915,388	944,529	959,597	1,008,226
老 齢 年 金	1,636,263	1,679,869	1,764,329	1,819,909	1,847,056	1,940,467
通算老齢年金	355,817	363,103	379,196	391,262	397,429	417,534
障 害 年 金	1,103,825	1,125,020	1,153,991	1,186,454	1,200,518	1,257,499
遺 族 年 金	844,479	866,581	895,414	928,092	946,582	1,001,562
通算遺族年金	218,801	223,809	230,605	238,257	242,194	254,783
一 時 金	217,346	218,207	209,824	204,445	196,704	209,489
脱退手当金	166,435	174,485	176,358	179,585	176,297	188,582
障 害 手 当 金	1,196,133	1,213,144	1,256,393	1,363,431	1,255,958	1,304,799

(注) 1 第100表及び第101表の(注)参照

2 1人当り金額には、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

3 平成3年度以降の1人当り金額は、基金代行支給分を含む。

4 平成6年度の年金の新規裁定は年金額改定後に係るものである。

資料：社会保険庁調

第103表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
徴収決定額	10,563,789,995	13,122,301,520	14,298,370,574	15,073,124,486	15,507,274,508	16,602,233,090
前年度からの繰越額	73,626,082	65,396,232	64,562,311	76,623,598	110,016,086	149,094,683
現年度分	10,490,163,913	13,056,905,288	14,233,808,263	14,996,500,888	15,397,258,421	16,453,138,407
取納済額	10,490,993,235	13,050,692,259	14,214,107,462	14,955,010,820	15,347,646,538	16,339,805,453
不納欠損額	7,248,685	6,668,950	6,450,235	5,469,556	7,648,948	9,570,153
取納未済額	65,548,075	64,940,312	77,812,878	112,644,110	151,979,022	252,857,483
取納率(%)	99.3	99.5	99.4	99.2	99.0	98.4

資料：社会保険庁調

第104表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収 入	17,984,288,779	26,101,214,315	29,557,559,389	31,726,185,477	33,033,524,312	34,771,534,328
保険料収入	10,490,993,235	13,050,692,259	14,214,107,462	14,955,010,820	15,347,646,538	16,339,805,453
国庫負担金	1,730,295,965	2,183,354,903	2,413,946,312	2,648,078,432	2,880,216,734	3,024,430,847
事務費	36,036,574	39,182,514	40,089,157	42,116,154	42,521,274	45,372,417
給付費	1,694,259,391	2,144,172,389	2,373,857,155	2,605,962,278	2,837,695,460	2,979,058,430
制度間調整勘定より受入		4,411,515,045	5,943,874,081	6,606,153,104	7,017,973,162	7,602,798,047
国年特会より受入	1,819,435,821	2,212,159,617	2,292,094,372	2,500,992,909	2,679,277,163	2,509,285,636
運用取入	3,915,945,428	4,215,186,878	4,665,221,044	4,955,416,510	5,077,151,038	5,262,117,093
その他の取入	27,618,330	28,305,615	28,316,118	60,533,700	31,259,677	33,097,252
積立金より受入						
雑収入等	27,618,330	28,305,615	28,316,118	60,533,700	31,259,677	33,097,252
支 出	13,379,020,861	19,457,558,921	22,420,861,831	24,589,131,320	26,296,355,284	28,108,794,895
保険給付費	9,628,350,303	10,503,093,202	11,322,974,252	12,146,046,864	12,905,548,419	13,827,699,018
制度間調整勘定へ繰入		4,487,407,799	6,034,871,115	6,697,173,260	7,095,386,729	7,680,477,912
国年特会へ繰入	3,563,797,092	4,264,603,940	4,840,410,050	5,510,191,970	6,021,072,883	6,317,128,418
事務費	39,541,405	42,408,898	43,496,415	45,305,848	45,195,722	48,275,704
福祉施設費	124,042,752	132,838,448	146,093,554	151,897,626	180,748,864	173,504,128
その他の支出	23,289,308	27,206,634	33,016,245	38,515,752	48,402,667	61,709,715
収支差引残	4,605,267,918	6,643,655,394	7,136,697,758	7,137,054,157	6,737,169,028	6,662,739,433
翌年度への繰越	438,126	669,146	121,165	70,902	650,581	1,453,569
積立金への繰入	4,604,829,792	6,642,986,248	7,136,576,594	7,136,983,255	6,736,518,447	6,661,285,863
積立金から補足						
年度末現在積立金	70,217,476,914	76,860,463,162	83,997,039,756	91,134,023,010	97,870,541,457	104,531,827,320

(注) 雑収入には、前年度からの繰越額を含む。

資料：社会保険庁調



② 厚生年金基金

第105表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
基金数	1,358	1,474	1,593	1,735	1,804	1,842
設立事業所数	119,755	135,478	153,934	173,422	185,080	190,865
加入員数	9,033,924	9,844,597	10,678,024	11,571,433	11,918,988	12,051,482
特例第1種	6,557,769	7,122,900	7,686,937	8,272,869	8,515,564	8,635,754
2	2,476,022	2,721,575	2,990,972	3,298,463	3,403,325	3,415,666
3	133	122	115	101	99	62
平均標準給与月額	282,450	293,162	302,637	307,627	311,447	322,151
特例第1種	322,874	334,905	345,182	349,881	353,214	365,676
2	175,388	183,909	193,293	201,650	206,942	212,108
3	258,135	275,082	278,000	290,594	291,010	297,903

(注) 特例第1種 一般男子、特例第2種 女子、特例第3種 坑内員。

資料：厚生省年金局調

第106表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計件数	1,764,147	1,923,638	2,098,391	2,306,902	2,542,147	2,793,932
金額	420,754,973	489,660,209	567,735,139	658,822,035	770,334,371	895,996,297
基金裁定件数	1,334,844	1,452,189	1,584,944	1,739,769	1,921,777	2,112,756
金額	402,803,731	469,558,062	545,400,428	633,629,339	742,249,400	864,611,665
基金連合会裁定件数	429,303	471,449	513,447	567,133	620,370	681,176
金額	17,951,242	20,102,147	22,334,711	25,192,696	28,084,971	31,384,632

資料：厚生省年金局調

第107表 厚生年金基金一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計件数	214,003	243,498	264,962	288,286	312,278	328,276
金額	132,603,344	174,149,513	214,701,879	236,480,848	264,131,838	293,950,621
脱退一時金件数	187,547	210,930	225,948	242,801	260,391	273,285
金額	43,818,759	52,988,088	58,498,160	60,576,139	65,591,155	72,146,346
死亡一時金件数	6,803	7,737	8,736	9,852	10,808	11,695
金額	13,019,546	16,485,544	19,697,767	22,231,413	26,302,521	29,664,794
選択一時金件数	19,653	24,831	30,278	35,633	41,079	43,296
金額	75,765,040	104,675,881	136,505,952	153,673,296	172,238,162	192,139,481

(注) 選択一時金とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生省年金局調

第108表 厚生年金基金給付1人当り金額

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
年金	238,503	254,549	270,557	285,587	303,025	320,694
一時金	619,633	715,199	810,312	820,299	845,823	895,437
脱退一時金	233,641	251,212	258,901	249,489	251,895	263,997
死亡一時金	1,913,795	2,130,741	2,254,781	2,256,538	2,433,616	2,536,537
選択一時金	3,855,139	4,215,532	4,508,420	4,312,668	4,192,852	4,437,811

(注) 年金については年度末現在のものである。

資料：厚生省年金局調

○参考 税制適格年金

第109表 税制適格年金加入件数

年度末現在

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
保険型	77,227	80,888	82,511	82,890	82,717	81,804
共済型	1,227	1,268	1,206	1,141	1,058	1,016
信託型	8,144	8,286	8,366	8,436	8,580	8,646
計	86,648	90,442	92,083	92,467	92,355	91,466

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

第110表 税制適格年金加入者数

(単位 千人)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
保険型	5,164	5,457	5,973	6,074	6,164	6,198
共済型	106	111	109	112	116	119
信託型	4,104	4,205	4,314	4,405	4,470	4,459
加入者数	9,374	9,773	10,396	10,591	10,750	10,776

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

5 国民年金

第111表 国民年金被保険者数

区 分	年度末現在					
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
総 数	29,943,431	29,535,384	30,586,353	30,620,165	30,777,277	30,956,028
第1号被保険者	17,799,439	17,191,454	18,172,831	18,148,830	18,263,285	18,413,351
任意加入被保険者	355,969	387,582	363,623	358,999	350,626	348,066
第3号被保険者	11,788,023	11,956,348	12,049,899	12,112,336	12,163,366	12,194,611
(再 掲)						
付加保険料納付被保険者	1,711,957	1,595,246	1,424,841	1,308,245	1,216,096	1,131,702
強 制	588,671	539,085	491,414	447,496	411,203	376,957
任 意	1,123,286	1,056,161	933,427	860,749	804,893	754,745
保険料免除被保険者	1,226,670	2,162,466	2,550,243	2,665,611	2,865,937	3,089,581
法 定 免 除	893,974	881,163	870,194	860,625	861,547	864,564
申 請 免 除	1,332,696	1,281,303	1,680,049	1,804,986	2,004,390	2,225,017

資料：社会保険庁調

第112表 国民年金印紙売りさばき代金収納済額及び保険料収納済額状況

区 分	(単位 千円)					
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
印紙売りさばき代金収納済額	1,222,651,066	1,240,878,399	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710	1,641,584,659
保険料収納済額	1,281,975,323 (8,180,284)	1,307,864,701 (7,656,077)	1,464,872,475 (6,973,688)	1,541,255,123 (6,304,074)	1,641,904,475 (5,856,197)	1,728,726,339 (5,372,717)
印紙収入検認額	1,220,499,303 (8,128,934)	1,243,479,520 (7,618,273)	1,378,270,534 (6,942,056)	1,463,475,060 (6,275,344)	1,560,002,385 (5,833,452)	1,640,726,399 (5,352,537)
過年度保険料	52,677,840 (47,628)	54,181,300 (34,294)	61,975,665 (28,400)	64,641,376 (26,446)	67,725,093 (21,220)	73,337,472 (18,702)
前納保険料	305,629 (3,723)	293,062 (3,509)	309,485 (3,233)	296,227 (2,284)	258,186 (1,525)	257,959 (1,477)
追納保険料	8,492,550	9,910,820	24,316,791	12,842,461	13,918,811	14,404,509

(注) ( )内の計数は、付加保険料(再掲)である。

資料：社会保険庁調

第113表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計 人 員	651,738	635,648	625,923	641,469	670,487	637,671
老齡基礎年金 人 員	285,179,298	298,426,051	332,236,178	361,828,705	389,169,716	387,436,717
老齡基礎年金 金 額	216,535	205,416	405,489	485,084	517,546	492,971
障害基礎年金 人 員	78,798,979	81,544,029	207,264,185	261,714,463	288,697,340	288,104,734
障害基礎年金 金 額	67,314	62,589	61,879	63,734	64,848	64,584
遺族基礎年金 人 員	49,617,060	49,105,363	49,917,795	52,933,737	54,575,588	55,804,317
遺族基礎年金 金 額	62,712	57,081	53,736	52,356	50,425	46,640
老 齡 年 金 人 員	38,437,869	37,191,948	35,960,024	36,139,936	35,413,114	33,827,545
老 齡 年 金 金 額	140,025	139,056	33,033	3,025	1,944	1,480
通算老齡年金 人 員	78,677,098	85,267,680	20,645,962	1,921,812	1,419,608	1,201,501
通算老齡年金 金 額	155,966	163,230	64,024	29,899	28,733	25,723
障 害 年 金 人 員	35,311,767	41,331,292	14,646,115	5,438,343	5,551,035	5,309,133
障 害 年 金 金 額	1,574	887	656	502	429	309
母 子 年 金 人 員	1,140,134	690,637	516,503	409,798	350,179	254,112
母 子 年 金 金 額	61	12	10	13	3	1
準母子年金 人 員	52,350	11,777	8,437	13,053	3,133	1,229
準母子年金 金 額	—	—	—	—	—	—
遺 児 年 金 人 員	—	—	—	—	—	—
遺 児 年 金 金 額	14	4	6	2	2	—
寡 婦 年 金 人 員	6,938	1,756	2,578	1,451	950	—
寡 婦 年 金 金 額	7,537	7,373	7,090	6,854	6,557	5,963
合 計 金 額	3,137,103	3,281,569	3,274,578	3,256,112	3,158,771	2,934,147

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計 人 員	11,041,572	11,362,258	12,027,663	12,758,632	13,559,376	14,312,013
老齡基礎年金 人 員	4,246,817,728	4,502,830,058	5,054,676,151	5,709,269,196	6,361,919,128	7,282,054,436
老齡基礎年金 金 額	759,841	973,344	1,761,208	2,696,967	3,711,921	4,703,976
障害基礎年金 人 員	280,797,850	372,487,376	830,309,906	1,412,501,403	2,055,670,369	2,823,923,168
障害基礎年金 金 額	863,992	904,093	942,280	980,790	1,019,424	1,056,792
遺族基礎年金 人 員	684,622,507	729,129,921	779,298,553	834,224,146	877,627,898	958,562,694
遺族基礎年金 金 額	181,365	206,834	224,487	239,076	250,364	257,513
老 齡 年 金 人 員	116,272,490	135,836,170	151,910,349	167,322,818	178,297,551	194,330,456
老 齡 年 金 金 額	6,817,387	6,752,662	6,569,273	6,341,946	6,109,936	5,864,428
通算老齡年金 人 員	2,547,582,469	2,616,655,158	2,634,379,666	2,632,905,936	2,584,084,043	2,629,390,966
通算老齡年金 金 額	2,028,613	2,157,582	2,183,703	2,171,924	2,156,836	2,134,441
障 害 年 金 人 員	334,757,486	378,646,624	398,764,422	410,536,870	415,554,029	436,301,165
障 害 年 金 金 額	280,888	268,600	256,340	244,309	232,635	221,380
母 子 年 金 人 員	214,724,871	209,356,748	205,261,785	201,613,751	194,793,055	195,748,780
母 子 年 金 金 額	53,503	42,652	33,345	25,879	20,101	15,205
準母子年金 人 員	45,150,310	36,597,017	29,299,864	23,311,482	18,254,432	14,495,927
準母子年金 金 額	68	58	49	38	20	16
遺 児 年 金 人 員	59,240	50,907	43,304	34,253	18,784	15,622
遺 児 年 金 金 額	2,178	1,568	1,100	777	530	344
寡 婦 年 金 人 員	1,224,888	922,456	676,864	496,008	350,800	240,048
寡 婦 年 金 金 額	53,737	54,865	55,878	56,926	57,609	57,918
合 計 金 額	21,625,617	23,147,682	24,731,439	26,322,530	27,268,167	29,045,612

資料：社会保険庁調

第114表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計人員	733	636	502	417	319	242
金額	243,388	220,988	180,067	152,907	120,359	94,553
老齢福祉年金人員	727	633	501	410	319	242
金額	242,740	220,664	179,959	152,151	120,359	94,553
老齢特別給付金人員	6	3	1	7	—	—
金額	648	324	108	756	—	—

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計人員	1,395,293	1,211,788	1,045,237	890,151	755,813	630,174
金額	475,508,405	422,422,801	375,445,111	330,331,879	285,165,013	251,815,781
老齢福祉年金人員	1,395,261	1,211,761	1,045,221	890,139	755,801	630,168
金額	475,504,949	422,419,885	375,443,383	330,330,583	285,163,717	251,815,133
再掲						
一部支給停止人員	160,538	138,956	122,577	105,339	89,580	73,847
金額	39,096,067	31,450,003	30,690,340	26,862,928	22,587,027	18,903,595
全部支給停止人員	268,977	248,267	229,220	207,049	175,742	148,475
老齢特別給付金人員	32	27	16	12	12	6
金額	3,456	2,916	1,728	1,296	1,296	648
再掲						
一部支給停止人員	1	1	1	1	1	1
金額	40	68	68	40	36	22
全部支給停止人員	3	2	2	1	1	—

(注) 一部支給停止金額欄については、支給額である。

資料：社会保険庁調

第115表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
歳入	6,991,008,887	7,735,568,451	8,493,467,680	9,497,338,941	10,374,093,424	11,131,225,398
提出金等収入	6,922,795,089	7,665,940,209	8,419,574,072	9,418,976,884	10,311,565,223	11,034,276,592
雑収入	65,580,375	66,035,835	70,515,185	74,816,909	58,485,328	92,209,425
雑収入	2,634,423	3,592,407	3,378,422	3,545,149	4,042,873	4,739,381
歳出	6,311,125,663	7,082,217,278	7,749,728,618	8,626,711,702	9,374,588,104	9,959,769,149
基礎年金給付費	940,124,539	1,089,079,829	1,354,889,935	1,954,815,321	2,596,833,054	3,335,145,970
基礎年金相当給付費	5,370,869,204	5,973,073,564	6,394,730,535	6,671,687,827	6,777,530,783	6,634,391,156
繰入及交付金	131,919	63,885	108,148	208,554	224,267	232,023
諸支出金	679,884,225	673,351,173	743,739,062	870,627,239	999,505,320	1,161,456,249
歳入歳出差引	679,884,225	673,351,173	743,739,062	870,627,239	999,505,320	1,161,456,249
(翌年度へ繰越)	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
歳入	5,637,489,734	5,714,790,674	6,239,948,546	6,456,652,180	6,559,861,365	6,491,172,920
保険料収入	1,284,127,086	1,305,263,581	1,450,500,979	1,541,601,348	1,646,593,800	1,729,584,598
一般会計より受入	970,035,225	954,756,898	1,068,287,727	1,155,028,518	1,238,236,240	1,088,933,446
基礎年金勘定より受入	2,991,732,418	3,041,094,315	3,276,870,663	3,266,672,758	3,158,727,986	3,132,806,722
雑収入	151,407,557	173,652,145	205,708,138	255,111,915	278,925,274	304,284,364
雑収入	240,187,448	240,023,735	238,581,038	237,583,502	237,378,065	235,563,790
歳出	5,121,796,377	5,070,944,938	5,281,517,016	5,456,229,101	5,610,370,039	5,815,184,430
国民年金給付費	3,071,318,164	3,172,816,242	3,264,977,036	3,276,256,016	3,234,282,537	3,218,343,124
基礎年金勘定へ繰入	2,004,961,499	1,850,324,674	1,965,572,728	2,125,997,863	2,318,813,318	2,537,141,441
諸支出金	14,487,309	15,223,356	15,850,390	17,198,335	18,408,964	19,663,267
業務勘定へ繰入	31,029,406	32,580,666	35,116,862	36,776,887	38,865,214	40,036,598
歳入歳出差引	515,693,356	643,845,736	958,431,530	1,000,423,079	949,491,332	675,988,490
(超過受入)	235,046,811	233,887,164	233,030,433	232,103,415	230,841,113	523,101,027
(積立金へ繰入)	280,646,545	409,958,571	725,401,097	768,319,664	718,650,219	152,887,463
年度末現在積立金	3,221,581,913	3,631,711,593	4,357,171,434	5,127,518,672	5,846,811,259	6,371,210,828
歳入	535,475,412	473,208,803	402,567,150	328,580,319	267,131,407	229,248,383
一般会計より受入	437,688,279	342,051,264	290,234,466	239,649,235	210,804,216	195,272,164
雑収入等	97,787,133	131,155,539	112,332,684	88,931,084	56,327,191	33,976,219
歳出	404,994,618	361,955,471	314,294,386	272,967,315	233,835,902	201,950,503
福祉年金給付費	404,994,522	361,955,372	314,294,164	272,967,307	233,835,815	201,950,217
諸支出金	96	99	222	8	87	286
歳入歳出差引	130,480,794	111,251,332	88,272,764	55,613,004	33,295,505	27,297,880
一般会計より受入	1,374,758,340	1,405,443,838	1,542,051,533	1,649,783,570	1,753,637,709	1,838,527,943
印紙売さばき収入	119,134,694	130,263,213	139,397,126	143,175,910	145,637,055	152,643,041
国民年金勘定より受入	1,222,651,066	1,240,878,399	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710	1,641,584,659
雑収入等	31,029,406	32,580,666	35,116,862	36,776,887	38,865,214	40,036,598
雑収入	1,943,174	1,721,560	3,638,507	6,009,488	4,443,730	4,263,645
歳出	1,373,776,268	1,402,872,708	1,538,079,593	1,644,132,749	1,750,052,441	1,833,289,412
業務取扱費	119,876,302	129,271,850	138,795,272	143,863,836	146,769,102	152,490,873
施設整備費	267,790	307,054	326,850	359,665	360,823	392,059
国民年金勘定へ繰入	1,222,651,066	1,240,878,399	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710	1,641,584,659
福祉施設費	30,981,110	32,415,405	34,337,752	36,087,964	38,230,806	38,821,821
歳入歳出差引	982,072	2,571,130	3,971,940	5,650,820	3,585,267	5,238,531
(翌年度へ繰越)	926,373	2,400,021	3,913,196	3,623,246	2,942,900	3,939,989
(国民年金勘定積立金へ繰入)	55,699	171,109	58,744	2,027,575	642,367	1,298,542

資料：社会保険庁調

6 農業者年金基金

第116表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人・%)

年度	区分 総数	当然加入 被保険者	任意加入 被保険者	30 a 以上 50 a 未満 の経営者			
				農業生産 法人構成員	後継者	その他	
昭和62年度	733,542	470,679	262,863	11,339	1,955	249,063	506
63	676,791	419,635	257,156	9,924	1,832	244,754	646
平成元年度	625,756	374,248	251,508	8,727	1,726	240,304	751
2	574,232	330,667	243,565	7,619	1,653	233,511	782
3	525,718	291,220	234,498	6,582	1,555	225,479	882
4	479,648	256,460	223,188	5,704	1,489	215,035	960
5	441,937	228,170	213,767	4,976	1,463	206,259	1,069
6	405,803	203,144	202,659	4,335	1,393	195,825	1,106
6年度構成比	100.0	50.1	49.9	1.1	0.3	48.3	0.3

(注) 任意加入被保険者の内訳欄の「その他」とは、特例任意、高齢任意及び任意継続の被保険者である。

資料：農業者年金基金「事業年報」

第117表 農業者年金受給権者状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
経営移譲年金 人員 金額	595,643 198,127,740	629,855 195,676,943	652,645 181,682,453	660,559 162,266,104	669,347 137,097,029	671,125 111,595,857
農業者老齢年金 人員 金額	399,650 40,187,186	448,094 49,067,699	496,098 57,599,142	536,673 65,460,042	573,243 72,727,605	607,549 83,911,848

資料：農業者年金基金調

第118表 農業者年金年金勘定経理状況

(単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収益	1,711,306,988	1,666,150,742	814,503,579	801,813,290	797,448,491	823,996,448
(年金給付関係)	1,706,862,207	1,661,397,020	809,515,626	796,715,974	792,266,522	818,688,720
保険料収入	71,728,182	72,733,311	72,238,511	70,675,892	70,118,378	68,172,980
運用収入	30,827,006	27,649,689	22,678,015	18,006,243	16,155,296	13,333,360
国庫補助金・負担金収入	99,063,870	97,838,472	99,707,827	104,469,698	104,511,444	108,183,191
支払・責任準備金戻入	1,421,784,998	1,463,152,029	581,313,427	565,717,885	564,517,339	578,012,114
雑益	39,997	23,520	39,300	72,557	35,086	801
当期欠損金	83,418,154	—	33,538,547	37,773,697	36,928,976	50,986,270
(年金給付関係以外)	4,444,780	4,753,721	4,987,952	5,097,316	5,181,969	5,307,728
国庫補助金収入	3,883,558	4,126,490	4,369,808	4,484,440	4,572,867	4,691,012
資産見返補助金収入	3,181	4,195	4,758	4,977	4,647	4,523
運用収入	551,821	611,329	605,191	603,797	600,684	608,914
雑益	6,220	11,707	8,195	4,100	3,770	3,278
費用	1,711,306,988	1,666,150,742	814,503,579	801,813,290	797,448,491	823,996,448
(年金給付関係)	1,706,862,207	1,661,397,020	809,515,627	796,715,974	792,266,522	818,688,720
給付金	241,921,101	248,101,206	242,262,906	230,626,104	212,573,322	206,369,002
支払・責任準備金繰入	1,463,152,029	581,313,427	565,717,885	564,517,339	578,012,114	610,781,832
保険料還付金	1,789,077	1,509,040	1,534,836	1,572,530	1,681,085	1,537,884
当期利益金	—	830,473,347	—	—	—	—
(年金給付関係以外)	4,444,780	4,753,721	4,987,952	5,097,316	5,181,969	5,307,728
一般管理費	443,874	49,481	4,985,734	5,096,392	5,181,071	5,307,415
固定資産除却損	428	823	0	322	51	26
当期利益金	478	3,417	2,217	601	846	286

資料：農業者年金基金調

7 国家公務員等共済組合

① 各省各庁組合

第119表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区分	組合員数			
	長期組合員	短期組合員	その他	計
平成元年度 (1989)	< 2> (3,198)891,497	(37,601) 95	248,903	(40,801)1,140,495
2 (1990)	< 2> (3,195)887,738	(35,278) 95	235,271	(38,475)1,123,104
3 (1991)	< 1> (3,255)887,025	(33,163) 94	241,653	(36,418)1,128,772
4 (1992)	< 3> (3,357)887,957	(31,517) 98	238,987	(34,874)1,127,042
5 (1993)	< 4> (3,438)889,710	(29,051) 98	233,422	(32,493)1,123,230
6 (1994)	< 1> (3,487)885,515	(28,106) 99	238,761	(31,594)1,124,375
衆議院	( 2) 2,604	( 174) —	—	( 176) 2,604
参議院	1,321	( 88) —	—	( 88) 1,321
総理府	( 297) 20,734	( 568) 45	—	( 865) 20,779
法務省	30,085	( 1,013) 5	—	( 1,013) 30,090
外務省	( 10) 4,817	( 70) 2	—	( 80) 4,819
大蔵省	( 348) 71,812	( 1,708) 6	—	( 2,056) 71,818
文部省	< 1> ( 284) 137,389	( 3,493) 2	—	( 3,778) 137,391
農林水産省	( 221) 35,887	( 1,249) 3	—	( 1,470) 35,890
通商産業省	( 502) 12,342	( 240) 3	—	( 742) 12,345
運輸省	( 656) 37,449	( 615) 11	—	( 1,271) 37,460
厚生省	( 235) 5,747	( 92) 8	—	( 327) 5,755
厚生省第二	( 7) 55,695	( 1,505) —	—	( 1,512) 55,695
労働省	( 203) 23,085	( 258) 8	—	( 461) 23,093
裁判所	25,924	( 1,775) —	—	( 1,775) 25,924
会計検査院	( 17) 1,245	( 19) —	—	( 36) 1,245
刑務	21,002	( 418) —	—	( 418) 21,002
防衛施設庁	( 1) 3,324	( 49) —	—	( 50) 3,324
防衛庁	23,253	( 1,586) 2	238,761	( 1,586) 262,016
印刷局	( 1) 6,133	( 116) —	—	( 117) 6,133
造幣局	1,420	( 39) —	—	( 39) 1,420
林野庁	( 23) 22,406	( 2,413) —	—	( 2,436) 22,406
建設省	( 500) 24,805	( 659) 2	—	( 1,159) 24,807
郵政省	( 180) 304,832	( 9,640) 2	—	( 9,820) 304,834
連合会職員	12,204	( 319) —	—	( 319) 12,204

被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数	組合員1人当り標準報酬月額			
		長期組合員	短期組合員	その他	平均
(34,264)1,641,203	(0.91)1.44	<240,000> (439,153)311,157	(273,913) 724,947	266,026	314,964
(31,307)1,615,686	(0.89)1.44	<365,000> (447,678)332,247	(283,239) 710,000	288,536	339,463
(29,785)1,591,347	(0.90)1.41	<530,000> (451,303)339,950	(297,257) 710,000	297,835	346,749
(27,424)1,568,554	(0.87)1.39	<453,333> (461,055)351,401	(304,866) 980,000	313,148	362,242
(24,715)1,546,413	(0.85)1.38	<362,500> (472,184)360,400	(317,237) 980,000	325,056	372,809
(23,953)1,538,008	(0.85)1.37	<300,000> (507,374)371,116	(325,155) 980,000	331,632	378,593
( 155) 2,516	(0.89)0.97	(485,000)434,766	(449,655) —	—	475,384
( 68) 1,548	(0.77)1.17	445,950	(449,432) —	—	485,072
( 466) 28,377	(0.82)1.37	(492,256)395,190	(312,183) 980,000	—	408,496
( 1,017) 40,827	(1.00)1.36	377,529	(361,678) 980,000	—	390,517
( 79) 7,475	(1.13)1.55	(590,000)409,635	(391,857) 980,000	—	438,813
( 1,888) 105,555	(1.11)1.47	(475,690)388,480	(361,878) 980,000	—	395,002
( 2,776) 202,126	(0.79)1.47	<300,000> (442,113)417,156	(339,974) 980,000	—	428,828
( 1,082) 55,879	(0.87)1.56	(508,914)367,325	(327,406) 980,000	—	372,305
( 260) 17,457	(1.08)1.41	(512,610)426,288	(386,542) 980,000	—	444,179
( 554) 65,697	(0.90)1.75	(524,427)406,550	(356,202) 980,000	—	416,137
( 60) 7,276	(0.65)1.26	(483,702)416,971	(351,413) 980,000	—	436,721
( 567) 47,413	(0.38)0.85	(505,714)387,721	(325,156) —	—	403,778
( 186) 29,972	(0.72)1.30	(541,281)360,093	(329,225) 980,000	—	362,168
( 1,522) 27,557	(0.86)1.06	373,636	(337,262) —	—	401,855
( 13) 1,535	(0.68)1.23	(561,765)419,454	(373,684) —	—	438,402
( 382) 37,503	(0.91)1.79	405,217	(354,522) —	—	408,998
( 29) 5,219	(0.59)1.57	(470,000)383,954	(297,184) —	—	391,851
( 1,683) 345,901	(1.06)1.32	331,849	(289,055) 980,000	331,632	334,969
( 47) 6,719	(0.41)1.10	(470,000)347,727	(304,310) —	—	350,891
( 28) 2,141	(0.72)1.51	342,477	(320,513) —	—	345,351
( 2,115) 32,215	(0.88)1.44	(510,435)353,131	(272,056) —	—	354,426
( 527) 36,663	(0.80)1.48	(544,100)379,118	(288,316) 980,000	—	381,980
( 8,329) 422,275	(0.86)1.39	(499,167)365,289	(320,994) 980,000	—	370,094
( 120) 8,162	(0.38)0.67	375,140	(317,492) —	—	398,536

(注) 1 長期組合員は短期保険及び長期保険両方の適用者、短期組合員は短期保険のみの適用者、その他は自衛官である。  
 2 長期組合員欄内の( )書は、継続長期組合員(公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員)の別掲である。  
 3 短期組合員欄内の( )書は、任意継続組合員(退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者)の別掲である。  
 資料:大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

員)の、< >書は特例継続組合員の別掲である。  
 である。

第120表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況

## (i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	18,284,883	18,410,371	18,595,849	18,662,803	18,701,828	18,831,682
組合員	203,550,175	206,624,539	212,257,083	222,502,982	226,966,281	226,883,302
療養の給付	6,819,752	6,881,846	6,971,081	7,000,871	7,041,395	7,095,696
訪問看護療養の給付	96,266,895	97,169,250	99,773,305	104,997,728	106,621,530	105,170,111
療養の給付	6,222,976	6,258,997	6,323,693	6,304,891	6,269,772	6,242,777
訪問看護療養の給付	15,155,504	14,860,823	14,691,629	14,465,805	14,235,345	14,287,303
訪問看護療養の給付	90,749,854	91,458,323	93,728,248	98,458,517	99,429,080	97,048,560
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	28
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	187
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	1,622
薬剤支給	424,316	446,632	467,064	507,401	582,102	667,434
療養費	2,383,803	2,496,122	2,669,503	2,948,007	3,572,427	4,248,977
看護料	126,607	131,229	135,236	143,828	145,613	155,009
看護料	847,661	875,368	924,405	992,071	1,004,293	1,069,624
看護料	564	522	429	329	241	208
移送料	53,191	49,820	38,087	31,509	20,095	16,757
移送料	31	44	27	29	23	30
出産費	1,665	4,318	1,710	1,205	3,306	2,056
出産費	6,462	6,348	6,470	6,683	6,651	7,095
育児手当金	1,476,278	1,525,696	1,650,354	1,796,054	1,829,128	2,057,275
育児手当金	36,820	36,175	36,333	35,929	35,307	21,454
育児手当金	88,430	86,837	87,258	86,738	84,671	51,502
埋葬料	1,976	1,899	1,829	1,781	1,686	1,661
埋葬料	666,013	672,766	673,741	683,627	678,530	673,738
被扶養者	11,465,131	11,528,525	11,624,788	11,661,932	11,660,433	11,735,986
療養の給付	107,283,280	109,455,289	112,483,778	117,505,254	120,344,751	121,713,191
訪問看護療養の給付	10,335,570	10,324,388	10,335,319	10,259,745	10,103,222	9,985,923
訪問看護療養の給付	24,202,305	23,832,351	23,453,058	23,004,893	22,590,456	22,497,412
訪問看護療養の給付	91,544,370	93,231,483	95,431,674	98,695,475	100,515,684	100,135,400
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	34
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	194
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	1,099
薬剤支給	918,451	990,805	1,074,933	1,183,764	1,341,857	1,529,470
療養費	2,658,973	2,899,254	3,311,991	3,842,676	4,753,199	5,619,763
看護料	172,582	175,717	176,914	181,716	179,738	184,394
看護料	889,353	905,777	926,646	984,792	990,969	1,094,473
高額療養費	(46,189)	(45,258)	(42,820)	(47,492)	(46,428)	(44,875)
高額療養費の給付	2,074,233	2,036,425	2,007,821	2,373,774	2,414,856	2,341,284
高額療養費の給付	(27,034)	(32,048)	(29,299)	(30,027)	(30,098)	(29,182)
看護料	1,671,160	1,861,169	2,033,886	2,181,497	2,274,481	2,099,989
看護料	783	765	691	580	486	279
看護料	67,570	66,515	57,867	50,933	42,252	22,191
移送料	32	27	29	23	32	38
移送料	1,389	1,304	1,262	1,057	1,623	1,456
配偶者出産費	30,949	30,472	30,504	29,873	29,164	29,986
配偶者出産費	6,651,360	6,721,162	6,897,975	7,538,851	7,528,834	8,377,230
家族埋葬料	6,764	6,351	6,378	6,231	5,934	5,862
家族埋葬料	1,724,882	1,732,200	1,814,655	1,836,199	1,822,853	1,846,611

- (注) 1 高額療養の給付及び高額療養費の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。  
2 老人保健による給付分を除く。  
3 療養の給付及び療養費は、入院時食事療養を含む。

## (ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	13,596	13,287	12,787	11,632	9,244	9,028
傷病手当金	1,118,315	1,143,426	1,190,866	1,067,399	880,414	922,710
傷病手当金	12,469	12,170	11,590	10,375	8,067	7,971
傷病手当金	282,198	374,895	261,351	225,419	165,509	158,553
傷病手当金	956,636	972,945	983,554	869,782	698,301	743,585
出産手当金	923	893	1,011	1,063	1,028	920
出産手当金	28,735	28,247	34,222	30,008	27,063	25,017
休業手当金	159,395	167,754	204,600	194,202	179,886	176,177
休業手当金	204	224	186	194	149	137
休業手当金	784	694	629	736	440	531
休業手当金	2,284	2,727	2,712	3,414	2,227	2,948

## (iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	303	479	443	234	544	1,665
弔慰金	154,538	215,303	226,394	141,249	267,450	1,048,001
弔慰金	36	44	57	43	36	41
家族弔慰金	11,048	14,982	20,682	15,586	14,640	17,682
家族弔慰金	38	31	35	21	34	49
災害見舞金	9,415	8,993	9,744	6,237	9,751	14,631
災害見舞金	229	404	351	170	474	1,575
災害見舞金	134,075	191,328	195,968	119,426	243,059	1,015,688

## (iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	593,938	603,570	649,070	686,620	730,797	727,420
家族療養費	6,607,651	6,740,732	7,574,538	8,266,013	9,027,043	9,628,532
家族療養費	389,946	399,492	440,784	467,066	487,240	497,739
家族療養費	3,189,550	3,257,638	3,621,286	3,942,490	4,114,751	4,152,526
出産費	3,820	3,528	3,296	3,777	4,476	5,222
配偶者出産費	58,382	52,982	74,790	76,614	111,906	135,328
配偶者出産費	16,696	15,927	15,972	16,885	25,786	26,114
育児手当金	262,452	250,382	407,284	341,255	662,282	671,435
育児手当金	25,876	25,334	25,774	25,399	34,214	21,080
埋葬料	135,945	132,932	152,928	152,558	204,558	126,510
埋葬料	926	908	400	316	324	357
家族埋葬料	9,287	9,666	5,617	4,894	8,568	10,483
家族埋葬料	4,343	4,048	2,090	1,832	1,815	1,769
傷病手当金	51,777	47,212	45,588	45,728	59,010	55,177
傷病手当金	4,194	4,198	4,033	3,813	3,255	2,807
その他	506,986	517,379	519,993	516,089	428,768	400,862
その他	148,137	150,135	156,721	167,532	173,687	172,332
その他	2,393,272	2,472,541	2,747,052	3,186,385	3,437,201	4,076,211

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第121表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)  
(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
組合員分	6,222,976	6,258,997	6,323,693	6,304,891	6,269,772	6,242,777
件数						
日数	15,155,504	14,860,823	14,691,629	14,465,805	14,235,345	13,928,392
金額	90,749,854	91,458,323	93,728,248	98,458,517	99,429,080	96,510,010
一般診療	5,093,303	5,122,370	5,171,896	5,141,430	5,100,346	5,080,237
件数						
日数	11,972,310	11,757,005	11,592,897	11,362,470	11,137,009	10,857,969
金額	76,485,404	77,162,801	79,119,185	82,947,485	83,640,673	80,740,709
入院	111,512	107,684	109,627	106,166	102,864	100,273
件数						
日数	1,651,859	1,570,568	1,523,334	1,472,619	1,472,185	1,292,015
金額	27,620,616	27,089,779	27,293,092	29,862,250	29,461,737	27,649,022
外来	4,981,791	5,014,686	5,062,269	5,035,264	4,997,482	4,979,964
件数						
日数	10,320,451	10,186,437	10,069,563	9,889,851	9,664,824	9,565,954
金額	48,864,788	50,073,022	51,826,093	53,085,235	54,178,935	53,091,687
歯科診療	1,129,673	1,136,627	1,151,797	1,163,461	1,169,426	1,162,540
件数						
日数	3,183,194	3,103,818	3,098,732	3,103,335	3,098,336	3,070,423
金額	14,264,450	14,295,522	14,609,063	15,511,032	15,788,408	15,769,301
被扶養者分	10,335,570	10,324,388	10,335,319	10,259,745	10,103,222	9,985,923
件数						
日数	24,202,305	23,732,351	23,453,058	23,004,893	22,590,456	21,956,003
金額	91,544,370	93,231,483	95,431,674	98,895,475	100,515,684	99,484,297
一般診療	8,330,865	8,339,820	8,299,985	8,169,598	8,169,598	8,109,719
件数						
日数	19,221,137	18,880,029	18,659,312	18,359,109	18,016,383	17,506,464
金額	76,316,935	77,989,277	80,153,558	83,153,078	84,881,016	84,275,423
入院	183,558	180,162	180,996	176,735	174,638	170,239
件数						
日数	2,394,252	2,340,119	2,284,416	2,191,481	2,161,377	2,068,452
金額	30,605,216	30,755,762	31,531,502	33,230,234	34,180,505	33,125,625
外来	8,147,307	8,154,757	8,158,824	8,123,250	7,994,960	7,939,480
件数						
日数	16,826,885	16,539,910	16,374,896	16,167,628	15,855,006	15,438,012
金額	45,711,719	47,233,515	48,622,057	49,922,844	50,700,510	51,149,798
歯科診療	2,004,705	1,989,469	1,995,499	1,959,760	1,933,624	1,876,204
件数						
日数	4,981,168	4,852,322	4,793,746	4,645,784	4,574,073	4,449,539
金額	15,227,436	15,242,206	15,278,116	15,542,397	15,634,668	15,208,874

(注) 老人保健による給付費を除く。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第122表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(金額 単位 円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
〈組合員分〉						
診療費	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2
診療1件当日数	14,583	14,612	14,822	15,616	15,858	15,459
診療1件当金額	77,071	78,333	80,606	84,663	85,438	83,354
組合員1人当金額	5,285	5,361	5,438	5,422	5,387	5,392
入院	14.8	14.6	13.9	13.9	14.3	12.9
診療1件当日数	247,692	251,567	248,963	281,279	286,414	275,737
診療1件当金額	23,457	23,202	23,472	25,678	25,316	23,880
組合員1人当金額	95	92	94	88	88	87
入院外	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9
診療1件当日数	9,809	9,985	10,238	10,543	10,841	10,661
診療1件当金額	41,499	42,887	44,570	45,674	46,555	45,854
組合員1人当金額	4,231	4,295	4,354	4,330	4,294	4,301
歯科診療	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6
診療1件当日数	12,627	12,577	12,684	13,332	13,501	13,565
診療1件当金額	12,114	12,244	12,564	13,338	13,567	13,620
組合員1人当金額	959	974	991	1,000	1,005	1,004
出産費	5.5	5.4	5.6	5.7	5.7	6.1
組合員1,000人当件数	1.7	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4
埋葬料						
〈被扶養者分〉						
診療費	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
診療1件当日数	8,857	9,030	9,234	9,620	9,949	9,962
診療1件当金額	77,746	79,852	82,071	84,867	86,371	85,922
組合員1人当金額	8,778	8,843	8,888	8,822	8,687	8,625
入院	13.0	13.0	12.6	12.4	12.4	12.2
診療1件当日数	166,733	170,712	174,211	188,023	195,722	194,583
診療1件当金額	25,992	26,342	27,117	28,574	29,371	28,610
組合員1人当金額	156	154	156	152	150	147
入院外	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9
診療1件当日数	5,611	5,792	5,959	6,146	6,342	6,442
診療1件当金額	38,822	40,455	41,815	42,928	43,566	44,177
組合員1人当金額	6,919	6,984	7,017	6,985	6,870	6,857
歯科診療	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
診療1件当日数	7,596	7,661	7,656	7,931	8,086	8,106
診療1件当金額	12,932	13,055	13,139	13,365	13,435	13,136
組合員1人当金額	1,703	1,704	1,716	1,685	1,662	1,620
配偶者出産費	26.3	26.1	26.2	25.7	25.1	25.9
組合員1,000人当件数	5.7	5.4	5.5	5.4	5.1	5.1
家族埋葬料						

(注) 第121表の(注)参照

(ii) 休業給付

(金額 単位 円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
傷病手当金	10.9	10.4	10.0	8.9	6.9	6.9
組合員1,000人当件数	22.6	30.8	22.5	21.7	20.5	19.8
1件当日数	3,390	2,595	3,763	3,859	4,219	4,690
1日当金額	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8
出産手当金	31.1	31.6	34.1	28.2	26.3	27.2
組合員1,000人当件数	5,547	5,939	5,927	6,472	6,647	7,042
1件当日数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
1日当金額	3.8	3.1	3.4	3.8	3.0	3.9
休業手当金	2.913	3.929	4.312	4.639	5.061	5.552
組合員1,000人当件数						

## (ii) 災害給付

(金額 単位 円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
弔慰金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件当金額	306,889	340,500	362,842	362,465	406,667	431,268
家族弔慰金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件当金額	247,763	290,097	278,400	297,000	286,794	298,588
災害見舞金 組合員1,000人当件数	0.2	0.4	0.3	0.1	0.4	1.4
1件当金額	585,480	473,584	558,313	702,506	512,783	644,881

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

## 第123表 国家公務員等共済組合長期部門支払状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計 件数	2,465,760	3,847,988	3,982,562	4,105,235	4,232,911	4,342,390
金額	1,195,035,563	1,277,760,166	1,352,994,349	1,422,625,108	1,474,021,785	1,529,707,637
退職共済年金 件数	410,223	783,661	937,449	1,081,720	1,227,601	1,356,208
金額	239,871,072	313,649,492	376,962,014	431,489,233	479,263,965	524,385,285
障害共済年金 件数	1,898	4,031	5,467	7,251	8,868	10,451
金額	703,155	895,964	1,139,175	1,375,051	1,598,848	1,801,827
遺族共済年金 件数	105,180	212,488	267,031	319,956	383,152	443,724
金額	34,343,410	47,391,272	61,318,742	76,433,216	92,086,751	108,794,846
退職年金 件数	1,142,949	1,659,112	1,607,412	1,554,961	1,497,158	1,441,703
金額	644,012,510	639,001,814	635,231,963	632,807,727	621,477,86	614,105,745
減額退職年金 件数	344,344	512,196	507,368	502,202	496,362	489,678
金額	147,186,795	148,008,421	149,482,236	151,797,357	152,519,827	154,263,008
通算退職年金 件数	38,785	57,290	56,247	55,008	53,558	52,157
金額	6,732,104	6,794,608	6,823,136	6,718,334	6,659,315	6,658,791
退職一時金 件数	12	15	13	23	18	13
金額	24,312	22,110	21,352	36,706	25,165	9,335
障害年金 件数	28,253	41,924	41,180	39,840	38,415	36,782
金額	13,480,866	13,592,543	13,469,311	13,210,523	12,842,635	12,614,223
障害一時金 件数	10	8	5	4	1	—
金額	8,729	9,328	5,933	5,030	2,310	—
遺族年金 件数	389,546	570,585	553,833	537,897	521,591	505,692
金額	107,412,439	107,133,092	107,246,568	107,476,376	106,288,744	105,838,478
通算遺族年金 件数	2,495	3,657	3,606	3,521	3,462	3,357
金額	192,873	192,463	198,777	195,830	194,940	194,344
死亡一時金 件数	27	19	33	16	19	15
金額	28,573	15,199	46,718	25,564	26,186	13,255
船員給付 件数	1,636	2,427	2,379	2,338	2,256	2,196
金額	868,572	889,089	888,671	900,661	892,299	893,151
公務災害給付 件数	402	575	539	498	450	414
金額	170,154	164,770	159,754	153,498	142,932	135,349

(注) 1 退職一時金には、返還一時金と脱退一時金を、死亡一時金には特例死亡一時金を含む。

2 本表における、各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

## 第124表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

## (i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計 人員	46,727	43,655	51,775	55,419	58,742	59,937
金額	98,820,172	90,937,179	105,189,280	113,913,963	119,945,713	127,150,403
退職共済年金 人員	35,066	32,039	39,007	42,957	45,335	46,580
金額	83,103,249	75,365,908	87,697,182	96,437,372	100,918,757	107,222,487
障害共済年金 人員	433	604	807	731	745	778
金額	463,730	605,487	822,434	748,442	761,390	846,374
遺族共済年金 人員	9,634	9,762	10,808	10,915	11,928	12,033
金額	12,533,336	12,959,161	14,806,916	15,452,141	17,116,399	18,174,221
退職年金 人員	607	509	463	456	432	359
金額	1,205,111	892,686	798,127	731,077	733,857	644,594
減額退職年金 人員	344	181	200	181	150	74
金額	464,135	223,023	277,418	262,123	207,005	99,025
通算退職年金 人員	94	75	59	15	11	19
金額	52,212	43,555	34,980	5,764	5,367	10,119
障害年金 人員	439	424	330	110	68	59
金額	902,543	794,763	665,608	229,796	140,781	124,829
遺族年金 人員	105	59	100	54	73	34
金額	90,382	50,837	86,032	47,248	62,157	28,608
通算遺族年金 人員	1	1	1	—	—	1
金額	329	170	583	—	—	145
船員年金 人員	1	1	—	—	—	—
金額	1,352	1,589	—	—	—	—
公務災害給付 人員	3	—	—	—	—	—
金額	3,793	3,793	—	—	—	—

資料：大蔵省主計局調

## (ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計 人員	635,770	662,708	685,451	706,818	726,219	745,621
金額	1,244,855,390	1,323,842,479	1,396,548,226	1,470,991,128	1,517,873,303	1,620,199,823
退職共済年金 人員	111,997	140,880	165,986	190,672	213,492	236,201
金額	271,728,520	343,119,296	402,434,298	460,988,159	507,467,556	574,799,956
障害共済年金 人員	975	1,460	2,127	2,644	3,122	3,639
金額	1,161,965	1,643,095	2,338,881	2,894,523	3,361,505	4,020,877
遺族共済年金 人員	32,703	41,926	51,949	61,886	72,473	82,940
金額	42,386,464	55,582,767	70,942,461	87,310,589	103,883,566	124,829,370
退職年金 人員	286,830	278,325	268,890	259,384	249,233	239,227
金額	648,804,287	641,799,605	636,784,768	633,236,295	618,282,585	623,650,742
減額退職年金 人員	87,063	86,217	85,290	84,204	83,045	81,809
金額	149,925,161	150,668,971	152,459,721	154,827,682	155,019,010	160,340,605
通算退職年金 人員	9,861	9,686	9,479	9,225	8,956	8,705
金額	6,721,280	6,748,176	6,800,859	6,832,368	6,740,782	6,911,314
障害年金 人員	7,644	7,712	7,646	7,367	7,087	6,802
金額	14,248,577	14,565,385	14,784,079	14,574,799	14,151,170	14,237,055
遺族年金 人員	97,560	95,381	92,993	90,374	87,774	85,296
金額	108,643,401	108,469,778	108,759,832	109,065,658	107,733,083	110,101,361
通算遺族年金 人員	626	620	608	593	585	569
金額	192,759	195,457	196,928	198,118	197,479	200,919
船員年金 人員	412	406	397	387	378	366
金額	878,653	886,836	892,236	899,197	895,813	916,043
公務災害給付 人員	99	95	86	82	74	67
金額	164,323	163,113	154,163	153,740	140,754	131,581

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」



第125表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
〈年 金〉						
新規裁定	2,114,841	2,083,087	2,031,662	2,055,504	2,041,907	2,121,401
退職共済年金	2,369,910	2,352,318	2,248,242	2,244,975	2,226,067	2,301,900
障害共済年金	1,070,970	1,002,461	1,019,125	1,023,860	1,022,000	1,087,884
遺族共済年金	1,300,948	1,327,511	1,369,996	1,415,679	1,434,976	1,510,365
退職年金	1,985,356	1,753,804	1,723,816	1,603,238	1,002,537	1,795,528
減額退職年金	1,349,230	1,232,169	1,387,092	1,448,193	1,380,333	1,338,174
通算退職年金	555,447	580,736	592,883	384,267	487,909	532,600
障害年金	2,055,907	1,874,441	2,016,993	2,089,058	2,070,309	2,115,751
遺族年金	860,781	861,647	860,322	874,967	851,466	841,419
通算遺族年金	329,000	170,100	582,900	—	—	144,800
船員年金	1,352,000	1,589,000	—	—	—	—
公務災害給付	1,264,333	—	—	—	—	—
年度末現在	1,958,028	1,997,626	2,037,415	2,081,131	2,090,104	2,172,873
退職共済年金	2,426,212	2,435,543	2,424,507	2,417,702	2,376,986	2,433,520
障害共済年金	1,191,759	1,125,407	1,099,615	1,094,751	1,076,715	1,104,940
遺族共済年金	1,296,103	1,325,735	1,365,617	1,410,829	1,433,411	1,505,056
退職年金	2,261,982	2,305,936	2,368,198	2,441,308	2,480,741	2,606,941
減額退職年金	1,722,031	1,747,555	1,787,545	1,838,721	1,866,687	1,959,938
通算退職年金	681,602	696,694	717,466	740,636	752,655	793,948
障害年金	1,864,021	1,888,665	1,933,570	1,978,390	1,996,779	2,093,069
遺族年金	1,113,606	1,137,226	1,169,549	1,206,826	1,227,392	1,290,815
通算遺族年金	307,922	315,254	323,895	334,094	337,571	353,108
船員年金	2,132,653	2,184,326	2,247,445	2,323,506	2,369,876	2,502,850
公務災害給付	1,659,831	1,716,982	1,792,588	1,874,879	1,902,081	1,963,891
〈一時金〉						
退職一時金	2,026,017	1,473,987	1,642,454	1,595,918	1,398,028	718,077
障害一時金	872,862	1,166,028	1,186,660	1,257,575	2,309,800	—

(注) 退職一時金には返還一時金と脱退一時金を含む。

資料：大蔵省主計局調

第126表 国家公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
利 益	333,590,211	360,802,383	411,079,689	404,658,179	415,989,157	423,434,214
負担金収入(負担金)	158,974,962	169,291,324	174,722,754	171,541,606	177,716,751	178,810,651
掛金収入(掛金)	166,929,849	177,247,188	182,814,363	178,886,536	184,752,086	185,572,204
雑 収 入	3,779	116,234	88	1	163	4
国庫補助金収入(補助金)	743,258	5,006,520	6,303,675	6,672,655	6,455,442	6,387,071
交付金収入(交付金)	1,207,044	956,512	914,402	858,923	713,844	695,950
支払準備金戻入	—	—	35,789,384	36,876,654	38,664,362	39,525,274
受 取 利 息	—	—	7,210,350	5,482,104	3,771,774	2,934,304
有価証券利息	—	—	523,582	422,653	416,464	414,817
受取配当金	—	—	404,576	408,713	737,761	569,897
貸付金利息	—	—	—	—	—	30
信託取益	—	—	47,741	38,103	28,274	12,560
有価証券売却益 (利息及び配当金)	4,055,019	6,972,237	—	5,451	161	—
還付金収入	—	—	545,361	505,232	319,849	313,749
賠償金収入(賠償金)	442,846	426,271	426,620	399,655	311,657	362,524
雑 益	—	—	10,320	62	187	91
前期損益修正益	—	—	187,918	540,870	174,404	188,107
当期損失金 (償還差益)	1,443	100	1,178,557	2,018,786	1,925,606	7,639,936
(当期不足金)	1,232,011	785,997	—	175	373	7,047
損 失	333,590,211	360,802,383	411,079,689	404,658,179	415,989,157	423,434,214
短期給付金	210,299,719	213,590,459	220,018,530	230,554,616	235,656,246	237,039,837
保健給付	192,052,340	195,122,087	200,044,030	209,637,156	213,783,909	213,703,539
直営保健給付	4,138,949	4,087,938	4,296,409	4,402,025	4,419,802	4,627,892
連合会直営保健給付	7,358,888	7,414,514	7,916,644	8,463,701	8,762,570	8,551,870
休業給付	1,118,471	1,143,426	1,190,866	1,067,399	880,413	922,710
災害給付	154,538	215,303	226,394	141,249	267,450	1,048,001
附加給付	5,476,533	5,607,191	6,344,187	6,843,087	7,542,102	8,185,824
老人保健拠出金	81,811,038	92,351,019	95,806,755	102,679,868	106,912,839	112,360,945
一部負担金返還金	9,586	12,305	10,816	70,168	10,454	12,231
退職者給付拠出金	20,748,623	19,726,159	21,271,412	22,206,633	23,795,590	28,068,728
一部負担金払戻金	1,133,396	1,133,540	1,230,337	1,361,304	1,484,941	1,442,707
信託等売買手数料	—	—	—	—	—	—
償還差損	—	—	—	—	—	6,850
負担金	35	—	—	—	—	—
雑 費	372	90	—	—	—	1
雑 損	—	—	58	—	—	—
特別拠出金	102,877	239,363	184,254	95,417	98,999	101,092
支払準備金繰入	—	—	36,876,654	38,664,362	39,525,274	39,749,129
前期損益修正損	—	—	61,966	32,108	33,688	32,069
当期利益金	19,484,564	33,749,448	35,618,908	8,993,705	8,471,125	4,620,624

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局調

第127表 国家公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
利 益	1,726,759,713	2,028,525,134	2,159,508,155	2,273,707,474	2,342,025,452	2,447,472,279
負担金収入(負担金)	958,758,583	964,511,444	988,441,982	1,041,045,944	1,073,415,360	1,119,271,980
掛金収入(掛金)	291,878,843	335,453,253	349,079,748	361,769,107	373,162,505	399,120,850
受 取 利 息	.	.	189,610,561	192,130,151	192,031,425	192,167,087
有 価 証 券 利 息	.	.	55,002,103	49,887,004	43,945,833	42,777,998
受 取 配 当 金	.	.	408,407	406,050	400,913	392,784
信 託 収 益	.	.	21,367,992	20,647,332	29,103,965	25,262,186
生命保険資産収 (利息及び配当金)	301,048,664	315,967,839	49,539,222	54,039,437	58,669,251	48,292,970
貸 貸 料	25,427,450	25,452,437	25,406,724	25,023,080	25,258,735	25,773,451
有 価 証 券 売 却 益	.	.	426,316	266,880	581,039	3,759,366
固定資産売却益 (財産処分益)	5,090,943	5,277,351	5,283,555	11,801,198	2,038,232	6,257,745
償 還 差 益	5,212,005	2,374,678	2,671,507	2,074,101	2,115,878	1,572,998
財 産 評 価 益	.	3,656	.	.	.	.
雑 収 入	75,183	34,187	434,786	31,348	14,001	14,783
退職一時金等返還金収入 (退職一時金等返還金)	2,343,504	2,170,092	2,113,384	1,795,569	1,555,613	1,369,170
基礎年金交付金収入 (基礎年金交付金)	136,924,538	158,030,636	174,417,303	186,810,709	193,584,216	206,438,444
交 付 金	.	.	.	.	.	.
制度間調整交付金収入 (制度間調整交付金)	.	219,249,561	294,240,273	325,524,876	345,160,956	374,427,055
移 換 金 収 入	.	.	604,329	107	.	34
前期損益修正益	.	.	459,963	454,580	987,528	573,377
損 失	1,726,759,713	2,028,525,134	2,159,508,155	2,273,707,474	2,342,025,452	2,447,472,279
長期給付金	1,195,035,563	1,277,760,166	1,352,994,348	1,422,625,108	1,474,021,784	1,529,707,637
退 職 給 付 金	1,037,826,792	1,107,476,445	1,168,520,700	1,222,849,357	1,259,946,139	1,299,422,164
障 害 給 付 金	14,192,750	14,497,835	14,614,418	14,590,605	14,443,794	14,416,050
遺 族 給 付 金	141,977,295	154,732,027	168,810,805	184,130,986	198,596,620	214,840,923
船 員 給 付 金	868,572	889,089	888,671	900,661	892,299	893,151
公務災害給付	170,154	164,770	159,754	153,498	142,932	135,349
公庫等負担金返還金	822	.	.	.	.	.
公庫等職員掛金返還金	593	.	.	.	.	.
旅 費	1,441	3,748	.	.	.	.
保 險 料	58,609	58,758	55,950	56,277	56,018	54,585
負 担 金	2,851,854	2,858,206	2,915,319	3,068,444	3,129,094	3,176,583
消 費 税	711,674	692,335	381,619	110,877	150,506	150,504
雑 費	95,737	71,790	103,987	68,244	68,468	86,419
財 産 評 価 損	.	148	.	.	.	.
財 産 処 分 損	.	.	.	.	.	.
有 価 証 券 売 却 損	.	.	355,654	228,082	510,079	885,519
償 還 差 損	229,664	9,594	9,574	9,574	9,573	1,645
長期財調拠出金	37,167,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	4,000,000	4,000,000
基礎年金拠出金	171,520,057	175,974,303	188,292,345	206,185,089	217,011,947	234,374,021
制度間調整拠出金	.	219,249,561	294,240,273	325,524,876	345,160,956	374,427,055
前期損益修正損	.	.	3,439	566	1,532	10,867
当期利益金	319,086,698	343,846,225	312,155,646	307,830,339	297,905,494	300,597,443
年度末現在長期給付積立金	5,395,550,957	5,740,765,868	6,052,921,313	6,360,751,852	6,658,657,146	6,959,254,589

(注) 第126表の(注)参照

資料：大蔵省主計局調

第128表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
利 益	3,156,119	3,529,286	3,778,401	3,885,621	3,978,024	4,302,470
負担金収入(負担金)	3,017,899	5,463,168	3,612,088	3,756,474	3,907,889	4,259,705
受取利息(利息及び配当金)	7,907	16,304	18,749	9,171	4,458	5,468
雑 収 入	30,086	29,662	26,912	33,072	34,449	34,860
雑 収 入 益	.	.	3,408	3,870	.	.
前期損益修正益	.	.	17	5	1,705	24
当期損失金	.	.	117,227	83,030	29,522	2,414
当期不足金	100,227	20,152	.	.	.	.
損 失	3,156,119	3,529,286	3,778,401	3,885,621	3,978,024	4,302,470
職員給与	1,135,957	1,209,192	1,188,739	1,237,615	1,299,941	1,340,571
厚生 費	10,642	11,711	11,931	11,609	12,008	12,096
旅 費	57,090	68,060	68,806	67,932	66,562	60,251
事務 費	1,263,399	1,532,189	1,502,996	1,669,138	1,564,371	1,746,828
その他の	672,506	678,112	986,588	887,406	1,024,463	1,098,926
前期損益修正損	.	.	8,497	9,796	5,113	2,741
当期利益金	16,524	30,022	10,843	2,127	5,566	41,058

資料：大蔵省主計局調

第129表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
利 益	18,435,304	20,067,340	20,777,958	20,480,505	21,003,610	21,910,467
負担金収入(負担金)	5,255,363	5,614,187	5,863,227	6,081,673	6,312,986	6,443,811
掛金収入(掛金)	5,595,163	5,952,469	6,197,537	6,399,915	6,618,009	6,748,631
国庫補助金収入(補助金)	.	154,979	83,464	60,793	80,803	147,275
交付金収入	.	269,329	454,008	469,692	454,089	473,145
受取利息等(利息及び配当金)	287,523	572,405	622,166	395,530	302,860	233,399
繰 入 金 受 入	5,016,057	5,745,429	5,740,348	6,066,136	6,050,920	6,580,307
施 設 収 入	1,872,627	1,454,958	1,428,426	775,876	756,362	760,244
財 産 処 分 益	.	.	37	1	422	.
そ の 他	157,839	295,447	239,232	83,316	33,086	20,413
当期不足金	250,732	8,138	.	.	.	.
当期損失金	.	.	139,620	129,048	391,818	498,983
前期損益修正益	.	.	9,892	18,527	2,254	4,259
損 失	18,435,304	20,067,340	20,777,958	20,480,505	21,003,610	21,910,467
職員給与	457,417	499,705	553,753	466,252	468,419	464,704
厚生 費	5,864,653	6,432,261	6,819,459	7,130,720	7,538,177	7,814,014
旅 費	64,549	74,747	74,259	73,078	76,052	73,681
事務 費	90,971	91,585	98,721	106,264	98,574	96,794
その他の	1,572,270	1,195,698	1,347,333	964,905	1,107,151	1,454,542
財 産 処 分 損	.	.	30,372	7,914	30,089	5,416
当期利益金	697,029	1,794,354	1,384,169	804,126	435,086	620,117
連合会繰入金	4,487,449	4,778,424	4,982,036	5,140,435	5,321,845	5,431,704
他 経 理 へ の 繰 入	5,200,967	5,200,566	5,483,664	5,747,310	5,923,619	5,945,261
前期損益修正損	.	.	4,192	39,502	4,598	4,231

資料：大蔵省主計局調「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第130表 国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	合計	退職年金	障害年金	遺族年金	公務傷病年金	公務傷病遺族年金	殉職年金	
平成元年度 (1989)	人員	12,631	3,012	16	8,118	319	135	1,031
	年金額	12,192,222	3,133,784	3,463	6,298,063	943,600	170,356	1,642,956
	1人当たり年金額	965	1,040	216	776	2,958	1,262	1,594
平成2年度 (1990)	人員	11,817	2,622	16	7,739	302	145	993
	年金額	11,714,943	2,790,514	3,536	6,186,620	914,876	188,557	1,630,840
	1人当たり年金額	991	1,064	221	799	3,029	1,300	1,642
平成3年度 (1991)	人員	11,028	2,280	16	7,372	288	151	921
	年金額	11,277,698	2,502,836	3,629	6,097,291	901,464	203,603	1,568,875
	1人当たり年金額	1,023	1,098	227	827	3,130	1,348	1,703
平成4年度 (1992)	人員	10,236	1,943	15	6,982	274	153	869
	年金額	10,834,643	2,203,934	3,216	5,983,859	891,831	214,308	1,537,495
	1人当たり年金額	1,058	1,134	214	857	3,255	1,401	1,769
平成5年度 (1993)	人員	9,493	1,670	14	6,576	261	155	817
	年金額	10,306,753	1,940,775	3,252	5,785,847	870,968	222,775	1,483,136
	1人当たり年金額	1,086	1,162	232	880	3,337	1,437	1,815
平成6年度 (1994)	人員	8,781	1,388	14	6,199	253	147	780
	年金額	9,729,021	1,634,162	3,024	5,576,602	853,321	215,863	1,446,049
	1人当たり年金額	1,108	1,177	216	900	3,373	1,468	1,854

資料：国家公務員等共済組合連合会旧令年金部調

② 適用法人組合

第131表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
組合員数	529,341	513,249	504,417	498,498	494,225	486,807
旅客鉄道会社等	206,193	198,926	198,290	197,903	198,493	198,611
短期組合員	3	2	2	2	2	2
長期組合員	204,690	196,033	196,937	197,121	197,531	197,453
船員組合員	62	47	65	60	65	57
任意継続組合員	1,411	2,817	1,262	698	876	1,088
継続長期組合員	27	27	24	22	19	11
日本電信電話(株)	295,680	288,194	280,470	275,134	269,895	262,401
普通組合員	281,270	275,422	270,424	264,351	258,987	247,684
船員組合員	192	180	164	149	153	149
短期組合員	4	2	2	2	2	2
任意継続組合員	14,214	12,590	9,880	10,632	10,753	14,566
継続長期組合員	0	0	0	0	0	0
日本たばこ産業(株)	27,468	26,129	25,657	25,459	25,837	25,795
長期組合員	26,048	24,657	24,894	25,298	25,483	25,213
短期組合員	2	0	0	0	0	0
任意継続組合員	1,418	1,472	763	161	354	582
継続長期組合員	0	0	0	0	0	0
被扶養者数	980,205	961,927	943,763	924,393	908,938	889,431
旅客鉄道会社等	446,697	434,490	424,639	414,919	407,001	396,548
日本電信電話(株)	493,336	487,510	479,278	469,821	462,390	453,515
日本たばこ産業(株)	40,172	39,927	39,846	39,653	39,547	39,368
組合員1人当たり被扶養者数	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8
旅客鉄道会社等	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0
日本電信電話(株)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
日本たばこ産業(株)	1.5	1.5	1.6	1.6	1.5	1.5
平均標準報酬月額	336,164	358,471	378,737	392,303	403,197	416,280
旅客鉄道会社等	307,723	330,914	351,338	370,186	382,349	392,243
日本電信電話(株)	355,835	377,594	397,681	407,216	417,917	434,636
日本たばこ産業(株)	337,774	357,349	383,413	403,071	409,604	414,629

(注) 1 旅客鉄道会社等 短期組合員は短期給付のみ適用され、長期組合員、船員組合員は短期及び長期給付が適用される。  
 2 日本電信電話(株) 普通及び船員組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。  
 3 日本たばこ産業(株) 長期組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。  
 4 任意継続組合員は退職後も引き続き短期給付の適用を受けることを希望した者、継続長期組合員は国家公務員又は地方公務員等として転出した後も引き続き長期給付の適用を受ける者である。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第192表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	9,726,615	9,972,239	9,972,416	9,994,159	9,856,662	9,881,754
組合員分	3,249,685	3,303,657	3,328,895	3,407,061	3,464,417	3,549,416
療養の給付	45,490,311	46,360,922	48,057,265	51,043,356	53,594,352	55,761,847
件数	2,967,891	3,004,133	3,023,253	3,078,483	3,097,862	3,144,326
日数	7,108,602	7,042,636	6,702,245	7,002,770	7,001,391	7,230,568
金額	43,539,221	44,340,242	45,950,479	48,793,625	51,021,451	52,835,484
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	12
件数	—	—	—	—	—	82
日数	—	—	—	—	—	610
金額	—	—	—	—	—	—
薬剤支給	209,380	224,455	232,644	255,094	291,786	334,387
件数	1,033,490	1,117,531	1,197,636	1,334,042	1,635,669	1,969,501
金額	53,632	57,565	56,545	58,684	61,302	61,933
療養費	347,723	370,813	370,500	393,328	417,412	422,277
件数	208	179	144	139	136	109
金額	20,328	15,373	12,299	11,668	11,266	9,506
看護料	7	11	14	9	12	10
件数	292	708	792	606	773	997
金額	1,243	1,104	969	858	778	807
出産費	279,910	262,500	233,760	226,770	207,440	232,090
件数	16,625	15,597	14,628	13,159	11,867	7,186
金額	39,900	37,438	35,107	31,582	28,486	17,246
育児手当金	699	613	698	635	674	646
件数	229,447	216,317	256,692	251,735	271,855	274,135
金額	6,476,930	6,668,582	6,643,521	6,587,098	6,392,245	6,332,338
被扶養者分	55,467,844	57,550,106	58,956,314	60,149,717	60,187,847	61,779,683
療養の給付	5,874,832	6,009,670	5,954,887	5,844,630	5,596,300	5,447,813
件数	13,654,613	13,679,585	12,850,588	13,396,743	12,363,189	12,243,429
日数	47,693,852	49,497,174	50,562,957	51,111,293	50,775,310	51,609,028
金額	—	—	—	—	—	9
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	24
件数	—	—	—	—	—	158
日数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
薬剤支給	514,653	566,852	597,781	652,747	706,892	793,134
件数	1,416,705	1,585,339	1,757,461	2,051,771	2,390,515	2,812,656
金額	68,612	74,275	73,757	74,071	74,693	76,937
療養費	355,595	380,605	382,958	396,059	404,980	423,107
件数	(9,928)	(9,629)	(9,491)	(10,392)	(11,508)	(12,206)
金額	457,747	434,870	436,694	526,380	595,540	711,636
高額療養費	(27,398)	(29,544)	(30,305)	(32,418)	(32,726)	(30,929)
件数	1,476,726	1,649,636	1,809,988	2,033,717	2,241,664	2,139,513
金額	286	286	236	229	204	161
看護料	23,073	22,341	20,835	17,343	15,555	12,472
件数	2	5	11	14	7	7
金額	199	714	758	587	635	940
移送料	15,641	14,713	13,878	12,480	11,244	11,031
件数	3,323,538	3,230,726	3,137,805	3,142,495	2,877,420	3,047,548
金額	2,904	2,781	2,971	2,927	2,905	3,246
金額	720,409	748,701	846,858	870,072	886,228	1,022,625

(注) 1 高額療養の給付及び高額療養費の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。  
2 老人保健による給付分を除く。  
3 療養の給付及び療養費は、入院時食事療養を含む。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	12,979	12,859	13,185	13,741	12,910	12,857
件数	182,075	181,391	188,035	190,474	185,064	189,229
日数	1,284,891	1,336,688	1,467,857	1,597,083	1,625,395	1,776,675
傷病手当金	10,062	9,925	10,669	11,357	11,012	11,205
件数	167,133	164,649	173,165	175,724	172,192	177,326
日数	1,207,586	1,243,395	1,384,875	1,507,572	1,543,678	1,698,126
金額	377	468	380	414	377	376
出産手当金	6,081	8,008	6,757	6,937	6,966	6,730
件数	33,365	47,507	36,919	43,519	45,838	43,710
日数	2,540	2,466	2,136	1,970	1,521	1,276
金額	8,861	8,734	8,113	7,813	5,906	5,173
金額	43,940	45,785	46,063	45,993	35,879	34,838

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	144	177	156	74	189	871
件数	76,049	81,031	82,555	47,475	115,833	487,959
金額	23	10	19	11	9	12
弔慰金	7,262	3,620	6,440	4,020	2,920	5,010
件数	22	22	15	13	8	17
金額	5,467	6,146	4,620	3,815	2,548	5,152
家族弔慰金	99	145	122	50	172	842
件数	63,320	71,265	71,495	39,640	110,365	477,797
金額	—	—	—	—	—	—

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	362,031	359,016	356,722	360,793	364,713	388,334
件数	2,880,407	3,119,716	3,240,984	3,482,135	3,866,609	4,208,517
金額	300,880	286,268	282,682	277,051	276,797	299,755
家族療養費	1,943,940	1,956,975	2,033,529	2,168,309	2,297,958	2,425,713
件数	5,209	4,097	9,279	9,547	9,372	10,547
金額	95,861	73,830	266,518	104,848	239,178	285,828
出産費	1	—	8	4	14	9
件数	10	—	229	160	390	166
金額	275	147	251	249	364	347
家族埋葬料	5,530	2,829	5,681	7,225	13,265	14,012
件数	55,666	68,504	64,502	73,942	78,166	77,676
金額	835,066	1,086,082	1,115,028	1,201,592	1,315,819	1,482,798

(注) 出産費には配偶者分を含む。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第133表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況(診療費分)  
(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
組合員分 件数	2,967,891	3,004,133	3,023,253	3,078,483	3,097,862	3,144,326
日数	7,108,602	7,042,636	6,702,245	7,002,770	7,001,391	7,037,873
金額	43,539,221	44,340,242	45,950,479	48,792,625	51,021,451	52,547,345
一般診療 件数	2,372,913	2,406,276	2,420,145	2,463,395	2,480,136	2,527,075
日数	5,466,571	5,413,140	5,151,270	5,369,569	5,369,092	5,406,191
金額	35,733,462	36,398,294	37,859,271	40,210,362	42,195,144	43,711,772
入院 件数	50,030	48,183	48,659	48,578	48,970	50,155
日数	729,837	700,287	663,733	676,912	666,364	664,512
金額	12,362,898	12,071,606	12,434,706	13,699,773	14,489,649	15,127,062
外来 件数	2,322,883	2,358,093	2,371,486	2,414,817	2,431,166	2,476,920
日数	4,736,734	4,712,853	4,487,537	4,692,657	4,702,728	4,741,679
金額	23,370,564	24,326,688	25,424,565	26,510,588	27,705,495	28,584,710
歯科診療 件数	594,978	597,857	603,108	615,088	617,726	617,251
日数	1,642,031	1,629,496	1,550,975	1,633,201	1,632,299	1,631,682
金額	7,805,759	7,941,948	8,091,208	8,582,264	8,826,307	8,835,573
被扶養者分 件数	5,874,832	6,009,670	5,954,887	5,844,630	5,596,300	5,447,813
日数	13,654,613	13,679,585	12,850,588	13,396,743	12,363,189	11,980,079
金額	47,693,852	49,497,174	50,562,957	51,111,293	50,775,310	51,228,694
一般診療 件数	4,721,590	4,828,442	4,773,819	4,692,663	4,480,744	4,383,298
日数	10,860,144	10,872,782	10,068,174	10,713,175	9,757,711	9,492,241
金額	39,263,210	40,831,819	41,850,618	42,295,766	42,025,263	42,794,401
入院 件数	92,941	88,420	87,677	82,348	79,484	77,847
日数	1,113,893	1,088,823	1,059,586	1,387,499	961,953	945,473
金額	14,783,349	14,555,399	14,812,084	15,256,898	15,336,109	15,465,691
外来 件数	4,628,649	4,740,022	4,686,142	4,610,315	4,401,260	4,305,451
日数	9,746,251	9,783,959	9,008,588	9,325,676	8,795,758	8,546,768
金額	24,479,861	26,276,420	27,038,534	27,038,868	26,689,154	27,328,710
歯科診療 件数	1,153,242	1,181,228	1,181,068	1,151,967	1,115,556	1,064,515
日数	2,794,469	2,806,803	2,782,414	2,683,568	2,605,478	2,487,838
金額	8,430,642	8,665,355	8,712,339	8,815,527	8,750,047	8,434,294

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料: 大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第134表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率

(1) 保健給付

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《組合員分》						
診療費 組合員1,000人当件数	5,555	5,808	5,959	6,143	6,246	6,416
組合員1人当金額	81,494	85,731	90,575	97,362	102,864	107,216
診療1件当金額	14,670	14,760	15,199	15,850	16,470	16,712
診療1件当日数	2.4	2.3	2.2	2.3	2.3	2.2
一般診療 組合員1,000人当件数	4,441	4,653	4,770	4,916	5,000	5,156
組合員1人当金額	66,884	70,376	74,626	80,237	85,070	89,188
診療1件当金額	15,059	15,126	15,643	16,323	17,013	17,297
診療1件当日数	2.3	2.2	2.1	2.2	2.2	2.1
入院 組合員1,000人当件数	94	93	96	97	99	102
組合員1人当金額	23,140	23,340	24,511	27,337	29,213	30,865
診療1件当金額	247,110	250,537	255,548	282,016	295,888	301,606
診療1件当日数	14.6	14.5	13.6	13.9	13.6	13.2
外来 組合員1,000人当件数	4,348	4,559	4,675	4,819	4,901	5,054
組合員1人当金額	43,743	47,035	50,116	52,900	55,857	58,323
診療1件当金額	10,061	10,316	10,721	10,978	11,396	11,540
診療1件当日数	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9
歯科診療 組合員1,000人当件数	1,113	1,156	1,189	1,227	1,245	1,259
組合員1人当金額	14,610	15,356	15,949	17,125	17,795	18,028
診療1件当金額	13,119	13,284	13,416	13,953	14,288	14,314
診療1件当日数	2.8	2.7	2.6	2.7	2.6	2.6
看護料 組合員1,000人当日数	9.8	7.4	5.8	6.7	6.3	5.2
1日当金額	3,888	3,990	4,181	3,495	3,600	3,765
出産費 組合員1,000人当件数	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.6
埋葬料 組合員1,000人当件数	1.3	1.2	1.4	1.3	1.4	1.3
《被扶養者分》						
診療費 組合員1,000人当件数	10,996	11,620	11,738	11,663	11,283	11,116
組合員1人当金額	89,270	95,702	99,667	101,989	102,368	104,525
診療1件当金額	8,118	8,236	8,491	8,745	9,073	9,404
診療1件当日数	2.3	2.3	2.2	2.3	2.2	2.2
一般診療 組合員1,000人当件数	8,838	9,336	9,410	9,364	9,034	8,944
組合員1人当金額	73,490	78,948	82,494	84,398	84,727	87,316
診療1件当金額	8,316	8,457	8,767	9,013	9,379	9,763
診療1件当日数	2.3	2.3	2.1	2.3	2.2	2.2
入院 組合員1,000人当件数	174	171	173	164	160	159
組合員1人当金額	27,670	28,143	29,197	30,444	30,919	31,556
診療1件当金額	159,062	164,617	168,939	185,273	192,946	198,668
診療1件当日数	12.0	12.3	12.1	16.8	12.1	12.1
外来 組合員1,000人当件数	8,664	9,165	9,237	9,200	8,873	8,785
組合員1人当金額	45,820	50,805	53,297	53,954	53,808	55,761
診療1件当金額	5,289	5,544	5,770	5,865	6,064	6,347
診療1件当日数	2.1	2.1	1.9	2.0	2.0	2.0
歯科診療 組合員1,000人当件数	2,159	2,284	2,328	2,299	2,249	2,172
組合員1人当金額	15,780	16,754	17,173	17,591	17,641	17,209
診療1件当金額	7,310	7,336	7,377	7,653	7,844	7,923
診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
看護料 組合員1,000人当日数	13.5	12.4	11.2	10.9	9.4	7.6
1日当金額	3,201	3,486	3,132	3,185	3,322	3,355
配偶者出産費 組合員1,000人当件数	29.3	28.4	27.4	24.9	22.7	22.5
家族埋葬料 組合員1,000人当件数	5.4	5.4	5.9	5.8	5.9	6.6

(注) 老人保健による給付分を除く。

(ii) 休業給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
傷病手当金	組合員1,000人当件数	18.8	19.2	21.0	22.7	22.2	22.9
	1件当日数	16.6	16.6	16.2	15.5	15.6	15.8
	1日当金額	7,225	7,552	7,994	8,579	8,965	9,576
出産手当金	組合員1,000人当件数	0.7	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8
	1件当日数	16.1	17.1	17.8	16.8	18.5	17.9
	1日当金額	5,487	5,932	5,464	6,273	6,580	6,495
休業手当金	組合員1,000人当件数	4.8	4.8	4.2	3.9	3.1	2.6
	1件当日数	3.5	3.5	3.8	4.0	3.9	4.1
	1日当金額	4,959	5,242	5,678	5,887	6,074	6,735

(iii) 災害給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	315,739	362,000	338,947	365,455	324,444	417,500
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	248,500	279,364	308,000	293,462	318,500	303,059
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.3	0.3	0.2	0.1	0.3	1.7
	1件当金額	528,118	491,483	586,025	792,800	641,657	567,455

資料：大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第135表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	件数	2,478,298	3,719,113	3,741,736	3,747,124	3,743,625	3,741,792
	金額	1,160,207,122	1,185,088,241	1,210,143,483	1,237,847,527	1,249,956,868	1,270,910,430
退職共済年金	件数	236,834	436,745	494,992	535,665	572,755	610,995
	金額	108,350,993	137,651,156	158,091,661	174,186,384	185,777,142	198,040,491
障害共済年金	件数	706	1,253	1,780	2,273	2,836	3,541
	金額	226,003	205,492	270,722	330,857	425,834	520,086
遺族共済年金	件数	96,204	186,126	232,788	280,737	330,773	380,226
	金額	29,221,915	39,861,145	51,127,690	63,607,745	76,397,799	89,869,747
退職年金	件数	1,340,490	1,933,895	1,877,903	1,815,400	1,753,868	1,693,841
	金額	739,929,331	726,677,803	720,159,033	715,048,048	704,352,279	699,142,921
減額退職年金	件数	328,935	482,911	478,628	474,330	468,810	463,084
	金額	156,299,336	155,846,145	156,334,368	158,168,947	158,738,545	160,626,575
通算退職年金	件数	3,719	5,308	5,150	5,009	4,868	4,687
	金額	521,927	519,268	524,227	510,185	514,733	502,112
退職一時金	件数	1	4	3	1	3	10
	金額	3,547	11,735	3,332	1,935	4,411	23,819
障害年金	件数	18,503	26,777	25,999	24,944	23,948	22,972
	金額	6,867,860	6,821,958	6,742,818	6,627,988	6,505,119	6,422,779
障害一時金	件数	1	—	3	—	1	1
	金額	1,223	—	3,558	—	1,046	1,988
遺族年金	件数	435,631	621,617	601,292	580,048	558,337	536,477
	金額	110,225,084	109,116,880	108,625,556	108,197,275	106,330,242	105,077,808
通算遺族年金	件数	421	620	602	598	595	590
	金額	22,138	22,449	22,656	26,075	24,175	24,781
死亡一時金	件数	2	5	10	9	8	6
	金額	1,396	3,003	17,571	20,868	16,778	18,569
船員年金	件数	—	—	—	6,622	6,419	5,937
	金額	—	—	—	2,992,370	2,958,247	2,960,961
公務災害給付	件数	16,851	23,855	22,586	21,488	20,404	19,425
	金額	8,536,369	8,351,208	8,220,293	8,128,850	7,910,518	7,677,792

(注) 1 退職一時金には、返還一時金と脱退一時金を、死亡一時金には、特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第136表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

第137表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計 人 員	23,060	24,782	17,394	17,764	17,584	20,441
金 額	38,473,305	37,939,523	26,877,156	27,938,928	26,822,448	31,788,057
退職共済年金 人 員	13,974	15,474	7,589	7,998	7,281	9,839
金 額	27,471,505	26,535,190	14,431,081	15,030,420	12,866,774	17,213,006
障害共済年金 人 員	142	138	217	209	261	324
金 額	114,981	103,739	198,829	165,116	226,531	293,792
遺族共済年金 人 員	8,295	8,596	9,015	9,131	9,694	9,960
金 額	10,115,394	10,718,940	11,682,035	12,318,017	13,342,585	13,925,532
退職年金 人 員	15	12	42	14	15	10
金 額	28,118	25,705	63,724	28,497	35,160	20,468
減額退職年金 人 員	43	33	99	26	23	15
金 額	41,685	31,331	107,910	29,859	28,564	19,669
通算退職年金 人 員	9	3	5	—	—	—
金 額	1,870	1,782	2,125	—	—	—
障害年金 人 員	67	89	29	21	35	31
金 額	145,748	164,835	47,465	41,624	64,946	60,940
遺族年金 人 員	469	402	369	319	233	217
金 額	497,018	313,320	305,282	262,765	197,965	187,000
通算遺族年金 人 員	1	1	—	2	0	0
金 額	519	400	—	531	0	0
船員年金 人 員	1	—	—	1	0	1
金 額	1,340	—	—	2,356	0	2,876
公務災害給付 人 員	44	34	29	43	42	44
金 額	55,127	44,281	38,705	59,743	59,923	64,774

資料：国鉄清算事業団、日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計 人 員	619,755	628,949	630,280	631,914	632,207	634,501
金 額	1,174,441,575	1,198,999,843	1,224,427,080	1,256,467,236	1,267,591,845	1,324,140,949
退職共済年金 人 員	63,872	78,912	85,844	93,258	99,108	107,208
金 額	119,589,591	149,389,181	167,290,403	186,031,180	197,240,185	219,434,429
障害共済年金 人 員	345	423	591	754	941	1,175
金 額	324,971	339,561	497,067	631,969	796,081	1,035,512
遺族共済年金 人 員	28,485	36,528	44,732	53,005	61,640	70,365
金 額	34,843,596	45,746,998	58,725,225	71,967,920	85,076,282	101,943,195
退職年金 人 員	327,933	318,341	308,714	298,909	289,057	278,958
金 額	733,428,169	719,023,177	713,299,131	711,203,321	699,419,796	709,785,789
減額退職年金 人 員	81,301	80,633	79,901	79,148	78,240	77,315
金 額	156,790,082	156,203,509	156,991,150	159,180,954	159,560,142	165,356,710
通算退職年金 人 員	900	871	853	828	806	782
金 額	512,140	503,190	508,454	513,623	508,434	517,834
障害年金 人 員	4,756	4,682	4,534	4,380	4,265	4,106
金 額	6,977,458	6,992,608	6,905,464	6,871,064	6,806,469	6,828,082
遺族年金 人 員	106,610	103,270	100,021	96,794	93,484	90,133
金 額	110,323,851	109,355,268	108,825,717	108,820,664	107,119,337	108,347,482
通算遺族年金 人 員	104	103	102	100	100	99
金 額	22,711	22,676	23,263	23,883	24,262	25,483
船員年金 人 員	1,195	1,149	1,124	1,088	1,059	1,031
金 額	2,986,225	2,944,689	2,962,690	2,961,745	2,931,954	3,016,429
公務災害給付 人 員	4,254	4,037	3,844	3,650	3,507	3,329
金 額	8,642,781	8,478,987	8,398,516	8,260,913	8,108,903	7,850,006

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

(単位 円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《年 金》						
新 規 裁 定	1,868,400	1,530,931	1,545,197	1,572,784	1,525,389	1,555,113
退職共済年金	1,965,901	1,714,824	1,901,579	1,879,272	1,767,171	1,749,467
障害共済年金	809,725	751,732	916,263	790,029	867,935	906,765
遺族共済年金	1,219,457	1,246,968	1,295,844	1,349,033	1,376,376	1,398,146
退職年金	1,874,533	2,142,083	1,517,238	2,035,500	2,344,000	2,046,800
減額退職年金	969,419	949,424	1,090,000	1,148,423	1,241,913	1,311,267
通算退職年金	207,778	594,000	425,000	—	—	—
障害年金	2,175,349	1,852,079	1,636,724	1,982,095	1,855,600	1,965,806
遺族年金	1,059,740	779,403	827,322	823,715	849,635	861,751
通算遺族年金	519,000	400,000	—	265,500	—	—
船員年金	1,340,000	—	—	2,356,000	—	2,876,000
公務災害給付	1,252,886	1,302,382	1,334,655	1,389,372	1,426,738	1,472,136
年 度 末 現 在	1,895,009	1,906,355	1,942,733	1,988,352	2,005,027	2,086,901
退職共済年金	1,872,332	1,893,111	1,948,772	1,994,801	1,990,154	2,046,810
障害共済年金	941,944	802,774	841,061	838,155	845,994	881,287
遺族共済年金	1,223,226	1,252,382	1,312,826	1,357,757	1,380,212	1,448,777
退職年金	2,236,518	2,258,657	2,310,550	2,379,331	2,419,660	2,544,418
減額退職年金	1,928,514	1,937,216	1,964,821	2,011,181	2,039,368	2,138,740
通算退職年金	569,045	577,715	596,077	620,318	630,812	662,191
障害年金	1,467,085	1,493,509	1,523,040	1,568,736	1,595,890	1,662,952
遺族年金	1,034,836	1,058,926	1,088,029	1,124,250	1,145,857	1,202,084
通算遺族年金	218,374	220,151	228,071	238,828	242,617	257,400
船員年金	2,498,933	2,562,827	2,635,846	2,722,192	2,768,606	2,925,731
公務災害給付	2,031,683	2,100,319	2,184,838	2,263,264	2,312,205	2,358,067
《一 時 金》						
障害一時金	—	—	1,186,033	—	1,045,900	1,988,200

資料：大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第138表 国家公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
<b>利 益</b>	178,992,153	191,902,873	218,811,183	218,649,251	222,917,435	226,530,478
負担金収入(負担金)	85,204,491	88,699,687	92,973,610	92,672,670	95,002,762	95,976,004
掛金収入(掛金)	90,011,497	93,926,217	96,735,647	96,131,208	98,030,451	99,426,612
雑収入等	120,447	215,067	3,588,737	3,553,632	3,059,313	1,652,868
国庫補助金収入(補助金)	203,069	3,777,297	587,234	627,529	529,117	2,991,210
支払準備金戻入	・	・	18,074,744	18,664,162	19,493,177	19,970,689
受取利息	・	・	1,953,029	1,185,859	761,589	674,659
有価証券利息	・	・	3,611,425	3,700,526	3,600,309	3,721,551
信託収益	・	・	1,233,031	2,006,378	2,318,165	1,981,269
(利息及び配当金)	3,452,649	5,283,355	・	・	・	・
前期損益修正益	—	—	24,275	23,992	19,323	47,375
償還差益	—	1,250	29,452	83,295	103,228	88,241
当期不足金	—	—	—	—	—	—
<b>損 失</b>	178,992,153	191,902,873	218,811,183	218,649,251	222,917,435	226,530,478
短期給付金	104,810,593	107,807,939	111,331,058	116,200,598	118,984,867	124,107,745
保健給付	100,958,154	103,911,028	107,013,578	111,832,370	114,216,297	117,999,102
休業給付	1,284,891	1,336,688	1,467,857	1,597,083	1,625,395	1,776,675
災害給付	76,049	81,031	82,555	47,475	115,833	793,579
附加給付	2,491,499	2,479,191	2,767,068	2,723,670	3,027,342	3,538,388
老人保健拠出金	42,154,321	45,650,062	46,637,277	49,133,647	50,341,498	52,112,252
退職者給付拠出金	9,449,841	9,246,646	10,428,555	10,973,284	11,187,618	12,833,075
一部負担金払戻金	611,293	640,524	653,916	758,465	839,267	860,038
償還差損	0	—	1,166	92,637	304	1,183
負担金	6,226	1,742	—	—	—	—
特別拠出金	52,033	113,443	87,469	45,352	46,207	47,015
支払準備金繰入	—	—	18,664,162	19,493,177	19,970,689	20,827,964
雑費	—	—	—	—	—	130
雑損	—	—	—	—	137	—
前期損益修正損	—	—	5,657	5,019	15,499	29,603
当期利益金	21,907,846	28,442,518	31,001,922	21,947,072	21,531,349	15,711,474

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。  
資料: 大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第139表 国家公務員等共済組合長期経理状況

(i) 適用法人合計

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
<b>利 益</b>	1,334,312,860	1,456,502,738	1,532,900,074	1,576,878,716	1,593,079,490	1,646,893,512
負担金収入(負担金)	858,444,814	840,105,219	835,208,486	833,754,076	846,537,361	855,692,838
掛金収入(掛金)	144,044,954	163,823,129	172,429,629	178,003,454	181,977,891	190,363,569
受取利息	・	・	26,304,742	24,490,020	21,346,086	20,718,047
有価証券利息	・	・	57,016,807	63,346,991	54,015,359	53,741,119
受取配当金	・	・	1,876,815	1,816,766	1,724,003	1,801,805
信託収益	・	・	4,809,874	2,507,876	7,548,965	5,195,476
投資不動産収益	・	・	16,684,825	18,489,588	16,487,542	21,073,544
生命保険資産収益	・	・	6,357,089	7,331,504	8,801,175	6,920,355
(利息及び配当金)	115,563,745	96,489,224	・	・	・	・
貸付	17,392,017	17,163,251	—	—	—	—
有価証券売却益	1,149,571	414,133	1,083,945	190,595	330,557	219,212
(財産処分益)	・	・	・	・	・	・
償還差益	1,000,966	904,657	1,007,730	1,371,163	1,355,423	459,859
雑収入	18,457	41,199	8,240	8,240	12,772	14,420
退職一時金等返還金収入	58,971	56,369	57,027	74,307	55,637	140,168
(退職一時金等返還金)	・	・	・	・	・	・
基礎年金交付金収入	117,354,235	127,669,120	150,283,275	170,250,417	191,405,903	215,039,523
(基礎年金交付金)	・	・	・	・	・	・
長期財調交付金	72,489,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	4,000,000	4,000,000
制度間調整交付金収入	—	197,269,726	251,542,937	265,888,436	256,963,354	270,787,437
(負担調整交付金)	・	・	・	・	・	・
前期損益修正益	・	・	120,878	127,503	197,290	246,507
その他	179	179	—	0	3,265	4,257
当期不足金	6,795,950	4,566,712	107,774	1,227,780	316,906	475,377
(当期損失金)	・	・	・	・	・	・
<b>損 失</b>	1,334,312,860	1,456,502,738	1,532,900,074	1,576,878,716	1,593,079,490	1,646,893,512
長期給付金	1,160,207,121	1,185,088,241	1,210,143,484	1,237,847,527	1,249,956,868	1,270,910,430
退職給付	1,005,105,132	1,020,706,108	1,035,112,620	1,047,916,621	1,049,387,110	1,058,333,470
障害給付	7,095,085	7,027,450	7,017,098	6,958,845	6,931,999	6,944,853
遺族給付	139,470,535	149,003,475	159,793,473	171,850,842	182,768,994	194,993,354
船員給付	—	—	—	2,992,370	2,958,247	2,960,961
公務災害給付	8,536,369	8,351,208	8,220,293	8,128,850	7,910,518	7,677,792
旅費	2,091	1,191	—	—	—	—
事務費	477	728	—	—	—	—
保険料	—	—	—	—	—	—
諸謝金	323	460	—	—	—	—
負担金	1,747,100	1,864,442	—	—	—	150
その他	2,569,191	1,781,717	3,235,372	1,987,542	2,070,641	1,977,125
償還差損	48	—	79,065	65,355	82,158	76,658
長期財調拠出金	10,543,000	—	—	—	—	—
基礎年金拠出金	77,187,149	85,367,114	90,965,953	100,271,157	105,457,573	111,539,302
制度間調整拠出金	—	100,107,029	134,946,786	149,293,493	157,996,162	171,736,497
前期損益修正損	—	—	2,204	9,328	27,804	18,613
当期利益金	82,056,360	82,291,816	93,527,210	87,404,314	77,488,283	90,634,736

(注) 第138表の(注)参照  
資料: 大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」



(II) 平成6年度(1994年度)適用法人別内訳

(単位 千円)

区 分	旅客鉄道会社等	日本電信電話㈱	日本たばこ産業㈱	計
利益	1,030,286,606	536,900,162	79,706,744	1,646,893,512
負担金収入	477,603,481	214,464,389	41,624,969	733,692,838
掛金収入	86,513,235	93,359,863	10,490,471	190,363,569
基礎年金交付金収入	164,944,611	39,954,411	10,140,501	215,039,523
長期財調交付金収入	4,000,000	—	—	4,000,000
制度間調整交付金収入	164,331,416	93,064,315	13,391,705	270,787,437
旅客鉄道会社等負担金収入	22,000,000	—	—	22,000,000
清算事業団負担金収入	100,000,000	—	—	100,000,000
退職一時金等返還金収入	129,459	10,710	—	140,168
雑収入	—	—	14,420	14,420
利息及び配当金等	10,377,972	95,777,270	3,514,315	109,669,557
償還差益	179,310	225,614	54,935	459,859
その他	207,124	43,589	51	250,764
当期損失金	—	—	475,377	475,377
損失				
長期給付	872,893,366	333,430,244	64,586,821	1,270,910,430
退職給付	709,005,118	293,560,557	55,244,312	1,057,809,987
障害給付	4,658,176	1,991,819	294,858	6,944,853
遺族給付	148,599,203	37,420,712	8,952,421	194,972,336
公務災害給付	7,486,897	176,172	14,722	7,677,792
船員給付	2,960,961	—	—	2,960,961
通算退職年金	157,521	266,534	78,057	502,112
返還一時金	15,537	—	—	15,537
脱退一時金	4,012	1,821	—	5,834
特例死亡一時金	5,941	12,629	2,448	21,018
その他	5,839	1,989,409	640	1,995,888
償還差損	10,372	—	66,286	76,658
基礎年金拠出金	48,078,505	57,798,665	5,662,131	111,539,302
制度間調整拠出金	67,331,416	95,014,215	9,390,866	171,736,497
当期利益金	41,967,108	48,667,628	—	90,634,736
年度末現在長期給付積立金	341,649,002	1,843,163,347	80,464,255	2,265,276,604

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第140表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
利益	1,672,474	1,789,663	1,883,414	2,132,730	2,173,065	2,265,039
負担金収入(負担金)	1,128,773	1,180,697	1,164,011	1,535,252	1,569,416	1,586,908
国庫補助金収入(補助金)	531,238	569,038	568,757	567,303	566,076	567,103
受取利息等(利息及び配当金)	10,223	38,914	41,049	28,260	24,250	21,800
雑収入	2,240	1,014	629	756	1,095	1,099
前期損益修正益	—	—	0	359	3	25
当期損失金	—	—	108,968	799	12,226	88,105
当期不足金	—	—	—	—	—	—
損失	1,672,474	1,789,663	1,883,414	2,132,730	2,173,065	2,265,039
職員給与	8,957	1,891	2,016	2,145	2,520	2,505
厚生費	—	—	—	—	—	—
旅費	69,610	71,945	67,934	64,898	64,772	58,159
事務費	493,009	541,446	572,425	605,434	596,015	622,022
その他	983,269	1,054,514	1,213,292	1,283,824	1,365,574	1,559,286
財産処分損	682	448	37	—	—	104
当期利益金	116,947	119,419	27,710	176,429	144,183	22,963

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第141表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
利益	8,844,248	7,710,486	8,635,303	8,599,055	8,677,749	8,653,130
負担金収入(負担金)	2,535,389	2,639,803	3,077,426	3,144,164	3,222,732	3,276,217
掛金収入(掛金)	2,679,056	2,797,539	3,204,516	3,267,368	3,330,428	3,399,230
国庫補助金収入(補助金)	—	190,737	43,498	9,868	—	—
交付金収入	—	—	71,116	68,879	74,916	71,419
受取利息等(利息及び配当金)	864,679	953,420	1,024,089	893,119	771,276	667,739
相互繰入金	—	—	—	—	—	—
施設収入	2,597,052	1,064,061	1,083,792	1,048,886	1,049,113	1,041,206
雑収入	168,072	64,926	38,235	73,578	62,028	79,269
償還差益	—	—	7,130	26,669	372	251
その他	—	—	62,133	63,869	166,562	115,158
前期損益修正益	—	—	23,368	2,654	322	2,641
損失	8,844,248	7,710,486	8,635,303	8,599,055	8,677,749	8,653,130
職員給与	1,010,009	26,652	24,251	25,323	35,455	36,294
厚生費	1,534,406	1,625,364	2,144,007	2,601,272	2,971,095	2,970,547
旅費	44,020	33,302	32,010	26,052	23,759	19,516
事務費	67,571	48,316	54,203	45,452	44,401	27,547
その他	4,382,277	3,402,093	2,383,069	2,452,436	2,898,476	2,923,545
財産処分損	271,656	198,668	159,230	296,015	264,049	189,359
当期利益金	1,409,309	2,256,091	2,390,533	1,686,505	261,842	662,283
繰入金	—	—	1,328,000	1,336,000	2,055,673	1,721,040
相互繰入金	125,000	120,000	120,000	130,000	123,000	103,000

(注) 第140表の(注)参照

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第142表 国家公務員等共済組合等所要財源率

平成8年4月1日現在 (単位 %) )

区 分	短 期 給 付			長 期 給 付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整 理 資源率
衆議院	29.00	29.05	58.05	一 般 組 合 員 87.2	87.6	発 生 額 負 担 方 式
参議院	28.00	28.05	56.05			
総理府	42.00	42.05	84.05			
法務省	40.00	40.05	80.05			
外務省(本)	33.50	33.55	67.05			
(在)	21.00	21.05	42.05			
大蔵省	39.00	39.05	78.05			
文部省	37.00	37.05	74.05			
農林水産省	41.00	41.05	82.05			
通商産業省	35.00	35.05	70.05			
運輸省	40.00	40.05	80.05			
厚生省	36.50	36.55	73.05			
厚生省第二	34.50	34.55	69.05			
労働省	42.70	42.75	85.45			
裁判所	36.50	36.55	73.05			
会計検査院	26.00	26.05	52.05			
刑務省	42.50	42.55	85.05			
防衛施設庁	41.00	41.05	82.05			
防衛庁(白)	28.00	28.05	56.05			
(文)	37.00	37.05	74.05			
印刷局	37.00	37.05	74.05			
造幣局	47.10	47.15	94.25			
林野庁	56.30	56.35	112.65			
建設省	38.90	38.95	77.85			
連合会職員	36.00	36.05	72.05			
郵政省	39.00	39.05	78.05			
J R	42.50	42.55	85.05	97.95	97.95	
N T	41.00	41.05	82.05	81.30	81.30	
J T	40.25	40.30	80.55	95.35	95.35	
地方職員	48.0	48.0	96.0	99.0 (79.2)	100.0 (80.0)	
(38.4)	(38.4)	(76.8)				
公立学校	44.2	44.2	88.4			
(35.36)	(35.36)	(70.72)				
警察	52.75	52.75	105.5			
(42.2)	(42.2)	(84.4)				
東京都職員	45.5	45.5	91.0			
(36.4)	(36.4)	(72.8)				
指定都市職員	49.0~65.02	49.0~65.02	98.0~130.04			
(39.2~52.016)	(39.2~52.016)	(78.4~104.032)				
都市職員	50.0~65.18	50.0~65.18	100.0~130.36			
(40.0~52.144)	(40.0~52.144)	(80.0~104.288)				
市町村職員	44.0~63.09	44.0~63.09	88.0~126.18			
(35.2~50.472)	(35.2~50.472)	(70.4~100.944)				

(注) 1 地方公務員共済組合における短期給付は、指定都市職員については札幌市職員共済組合及び名古屋市職員共済組合(名古屋港管理組合職員に限る。)に係る率並びに都市職員については北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合に係る率であり、長期給付は、一般組合員に係る率である。また、地方公務員共済組合の財源率は、給料に対する率であり、( )書は給料に対する率を標準報酬に対する率とした場合の率(当該財源率を手当率1.25で除した率)である。

2 短期給付の財源率には福祉財源を含む。

資料：大蔵省主計局、自治省及び各共済組合調

8 地方公務員等共済組合

第143表 地方公務員等共済組合適用状況

各年度末現在

区 分	組合数	組 合 員 数						被扶養者数	組合員1人当り本俸月額						
		合計	短期 長期	短期	長期	任継	継続 長期		被扶養者数	組合員1 人当り被 扶養者数	平均	短期 長期	短期	長期	任継
平成元年度	90	3,351,792	2,882,363	63	394,559	74,690	117	3,973,977 (62,311)	1.3 (0.8)	278,645	279,024	383,854	281,291	249,903	318,379
2	90	3,359,021	2,889,706	56	396,373 (6)	72,759	127	3,938,574 (59,784)	1.3 (0.8)	292,405	290,956	397,553	294,183	260,051	328,772
3	90	3,371,621	2,901,987	47	398,515 (7)	70,941	131	3,906,798 (57,829)	1.3 (0.8)	302,457	302,398	406,702	306,617	280,246	339,252
4	90	3,386,823	2,914,615	42	401,786 (6)	70,238	142	3,869,287 (56,958)	1.3 (0.8)	312,249	312,183	425,071	316,496	290,552	347,542
5	90	3,401,479	2,929,476	33	405,695 (7)	66,139	136	3,859,669 (52,917)	1.3 (0.8)	319,904	319,883	450,424	323,232	299,896	352,985
6	90	3,406,139	2,936,133	23	408,060 (4)	61,644	279	3,840,337 (49,179)	1.3 (0.8)	332,226	332,603	446,043	333,388	306,467	332,577
地方職員共 済組合	1	402,148	382,650	-	14,071	5,268	159	547,733 (3,970)	1.4 (0.8)	328,685	329,477	-	318,395	298,496	332,704
公立学校共 済組合	1	1,129,591	1,098,200	-	-	31,383	8	1,212,673 (25,679)	1.1 (0.8)	351,122	351,800	-	-	327,377	411,000
警察共済組 合	1	265,100	263,618	-	2	1,431	49	515,416 (1,333)	1.9 (0.9)	342,800	342,994	-	268,000	306,212	372,694
東京都職員 共済組合	1	172,011	170,310	-	-	1,689	12	192,189 (1,076)	1.1 (0.6)	335,165	335,588	-	-	291,992	402,250
指定都市職 員共済組合	10	218,298	18,004	-	200,185	109	-	28,949 (86)	1.6 (0.8)	332,704	334,805	-	332,538	290,587	-
市町村職員 共済組合	47	1,055,073	967,685	23	66,170	21,145	50	1,293,136 (16,519)	1.3 (0.8)	310,553	308,815	446,043	346,195	278,529	261,940
都市職員共 済組合	29	163,918	35,666	-	127,632	619	1	50,241 (516)	1.4 (0.8)	329,375	328,280	-	329,767	311,417	-

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任継」は退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける者である。

2 本俸月額は各年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。

3 被扶養者数の( )は任意継続組合員の再掲である。

4 長期の( )は特例継続の再掲である。

5 地方職員共済組合には、団体共済部の団体組合員数を含む。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第144表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	50,975,143	51,118,678	52,174,164	53,007,735	53,191,602	53,884,973
組合員分	571,024,646	585,774,657	606,547,928	641,418,613	657,123,940	671,538,798
療養の給付	22,027,614	22,518,349	23,181,540	23,700,951	24,135,071	24,540,222
療養の給付	307,806,503	316,431,344	328,851,447	348,796,656	360,360,869	366,403,932
療養の給付	19,651,818	20,021,493	20,543,119	20,876,491	21,012,462	21,088,516
療養の給付	47,520,810	47,360,133	47,813,192	47,868,416	48,074,754	47,166,342
療養の給付	279,788,301	287,911,689	298,835,591	317,393,302	326,467,125	329,575,181
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	59
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	273
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	2,116
薬剤支給	1,620,349	1,739,810	1,854,015	2,020,091	2,303,420	2,630,149
療養費	8,631,156	9,294,531	10,216,491	11,327,552	13,642,970	15,987,842
療養費	589,451	600,142	632,944	658,828	678,620	714,826
療養費	3,750,384	3,836,422	4,104,469	4,391,326	4,546,805	4,783,406
看護料	1,613	1,551	1,445	1,332	1,155	757
看護料	33,223	32,054	30,730	28,614	25,043	16,563
看護料	132,295	124,040	116,816	107,907	93,113	61,705
移送料	69	98	71	80	66	77
移送料	3,002	3,612	3,694	5,767	3,683	4,665
埋葬料	4,328	4,337	4,209	4,061	3,956	3,894
埋葬料	1,664,683	1,786,991	1,790,941	1,780,430	1,804,536	1,800,496
出産費	52,433	49,339	47,393	45,548	43,869	101,944
育児手当金	13,578,427	13,230,142	13,547,290	13,563,430	13,582,934	14,188,521
育児手当金	107,553	101,579	98,344	94,520	91,523	—
育児手当金	258,255	243,917	236,155	226,942	219,703	—
被扶養者分	28,552,397	28,600,329	28,992,624	29,306,784	29,056,531	29,344,751
療養の給付	263,218,143	269,343,314	277,696,481	292,621,955	296,763,070	305,134,867
療養の給付	25,530,584	25,610,705	25,807,640	25,839,441	25,274,267	25,084,947
療養の給付	60,009,247	59,015,629	58,700,378	58,198,343	56,253,918	55,759,747
療養の給付	226,256,035	231,333,390	238,060,115	248,706,821	250,558,882	254,864,840
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	83
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	375
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	2,286
薬剤支給	2,252,613	2,425,148	2,618,767	2,884,035	3,202,856	3,671,362
療養費	6,715,044	7,307,569	8,301,255	9,555,366	11,300,928	13,625,188
療養費	485,669	488,156	492,277	510,877	510,682	518,304
療養費	2,456,687	2,470,218	2,520,215	2,704,245	2,767,874	2,872,325
高額療養の給付	(78,017)	(79,411)	(83,747)	(90,518)	(93,051)	(95,260)
高額療養費	4,753,407	5,170,846	5,646,551	6,281,595	6,696,646	6,908,176
高額療養費	(126,851)	(126,437)	(121,767)	(135,381)	(142,269)	(132,725)
看護料	5,432,619	5,454,601	5,485,284	6,591,738	6,949,690	6,842,455
看護料	2,412	2,347	2,214	2,032	1,612	1,182
看護料	57,805	55,863	51,517	48,644	37,938	28,444
移送料	195,610	186,384	172,424	159,447	124,150	92,082
移送料	75	77	66	61	74	67
移送料	2,990	3,480	2,418	2,396	3,260	3,520
家族埋葬料	19,138	19,026	18,461	18,893	17,868	18,508
配偶者出産費	5,251,198	5,525,283	5,641,270	5,884,449	5,862,834	6,163,990
配偶者出産費	57,038	54,870	53,199	51,445	49,172	50,298
配偶者出産費	12,154,553	11,891,543	11,866,949	12,735,898	12,498,806	13,760,005

(注) 1 老人保健による給付分を除く。  
2 高額療養の給付及び高額療養費の件数は診療費及び療養費の件数の再掲である。  
3 療養の給付は、入院時食事療養を含む。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	24,133	24,915	26,082	26,440	26,407	25,720
傷病手当金	591,671	601,632	620,157	612,564	578,886	545,027
傷病手当金	4,318,331	4,558,608	5,029,278	5,085,265	4,882,715	4,905,740
傷病手当金	20,744	20,941	21,564	21,710	21,200	20,312
傷病手当金	490,387	478,218	488,476	479,899	443,759	416,931
出産手当金	3,733,888	3,805,248	4,159,811	4,152,982	3,905,274	3,918,628
出産手当金	1,118	1,246	1,336	1,300	1,333	1,133
出産手当金	64,016	76,781	76,484	73,813	70,772	55,619
休業手当金	363,008	460,306	491,910	500,515	492,706	403,709
休業手当金	2,271	2,728	3,182	3,430	3,874	4,275
休業手当金	37,268	46,633	55,197	58,852	64,355	72,477
休業手当金	221,435	293,054	377,556	431,767	484,735	583,403

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	898	1,667	1,527	769	1,625	3,161
弔慰金	533,420	774,622	802,913	537,249	891,214	2,761,543
弔慰金	80	94	99	82	87	98
弔慰金	27,129	36,526	36,730	31,309	33,728	42,595
家族弔慰金	129	125	116	114	95	123
災害見舞金	34,079	34,011	34,467	33,533	29,611	40,898
災害見舞金	689	1,448	1,312	563	1,443	2,940
災害見舞金	472,212	704,085	731,716	472,407	827,875	2,678,050

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	8,840,349	8,686,742	8,981,713	9,311,435	9,403,055	9,398,453
家族療養費	37,594,708	40,049,188	42,122,189	44,529,841	46,035,145	47,075,065
家族療養費	6,443,381	6,452,440	6,676,993	6,861,506	6,928,216	6,926,301
家族療養費	24,970,061	25,072,066	25,988,287	27,335,006	27,973,016	28,128,688
家族訪問看護療養費	—	—	—	—	—	11
家族訪問看護療養費	—	—	—	—	—	109
出産費	42,793	39,637	38,373	36,502	35,789	76,075
配偶者出産費	849,134	804,413	1,040,502	1,063,338	1,055,848	1,303,348
配偶者出産費	42,617	40,987	39,543	38,295	37,421	38,018
育児手当金	807,079	768,804	894,596	995,380	1,093,955	1,132,805
育児手当金	74,265	70,213	68,893	65,981	63,654	—
埋葬料	384,626	364,516	357,128	343,079	330,555	—
埋葬料	2,960	2,939	2,876	2,741	2,599	2,612
家族埋葬料	159,262	168,007	188,067	191,797	185,705	185,970
家族埋葬料	14,080	13,855	13,456	13,702	13,180	13,490
災害見舞金	468,312	472,738	534,003	566,204	558,884	578,094
災害見舞金	1,537	2,144	2,789	847	2,036	3,519
傷病手当金	433,896	556,653	741,303	337,006	624,507	1,766,819
傷病手当金	1,869	2,501	2,573	2,596	2,979	2,799
結婚手当金	337,015	416,286	438,516	449,727	493,534	489,583
結婚手当金	57,413	56,725	56,998	57,705	58,702	55,741
入院附加金	2,178,965	2,158,170	2,509,555	2,798,810	2,867,775	2,704,620
一部負担金の額等 の払戻し	199,055	195,765	192,743	190,801	189,035	183,380
一部負担金の額等 の払戻し	1,042,784	1,022,550	995,848	970,265	956,019	925,262
一部負担金の額等 の払戻し	1,960,379	1,809,536	1,886,476	2,040,759	2,069,444	2,096,507
一部負担金の額等 の払戻し	5,963,574	8,244,984	8,434,384	9,479,229	9,895,347	9,859,767

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第145表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況(診療費分)  
(金額 単位:千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
組合員分	19,651,818	20,021,493	20,543,119	20,876,491	21,012,462	21,088,516
件数						
日数	47,520,810	47,360,193	47,819,192	47,868,416	48,074,754	47,166,342
金額	279,788,301	287,911,689	298,835,591	317,393,302	326,467,125	327,736,011
一般診療	15,894,360	16,236,812	16,663,891	16,921,788	17,040,234	17,125,745
件数						
日数	37,364,536	37,318,540	37,648,421	37,632,851	37,412,640	36,887,879
金額	233,654,110	241,557,605	251,062,984	266,435,637	274,438,370	275,590,043
入院	352,592	345,992	348,002	344,399	339,811	341,134
件数						
日数	4,690,976	4,646,051	4,575,624	4,432,505	4,354,100	4,240,477
金額	79,396,492	80,912,842	81,598,584	90,061,990	92,329,803	92,511,791
外来	15,541,768	15,890,820	16,315,889	16,577,389	16,700,423	16,784,611
件数						
日数	32,673,560	32,672,489	33,072,797	33,200,346	33,058,540	32,647,402
金額	154,257,618	160,644,763	169,464,400	176,373,647	182,108,567	183,078,252
歯科診療	3,757,458	3,784,681	3,879,228	3,954,703	3,972,228	3,962,771
件数						
日数	10,156,274	10,041,593	10,164,771	10,235,565	10,662,114	10,278,463
金額	46,134,191	46,354,083	47,772,607	50,957,665	52,028,755	52,145,968
被扶養者分	25,530,584	25,610,705	25,807,640	25,899,441	25,274,267	25,084,947
件数						
日数	60,009,247	59,015,629	58,700,378	58,198,349	56,253,918	55,759,747
金額	226,256,035	231,333,390	238,060,115	248,706,821	250,558,882	254,864,840
一般診療	20,796,559	20,858,671	20,969,529	21,032,319	20,538,293	20,480,078
件数						
日数	48,621,018	47,766,031	47,421,164	47,142,483	45,415,536	45,210,248
金額	191,553,823	196,359,664	202,441,276	212,139,394	213,995,708	218,904,993
入院	434,839	434,960	422,409	410,375	402,402	411,210
件数						
日数	6,100,895	5,947,299	5,814,784	5,599,977	5,422,210	5,429,260
金額	75,846,959	76,473,755	77,593,302	82,636,368	83,991,386	85,934,212
外来	20,361,720	20,423,711	20,547,120	20,621,944	20,135,891	20,068,868
件数						
日数	42,520,123	41,818,732	41,606,380	41,542,506	39,993,326	39,780,988
金額	115,706,864	119,885,909	124,847,974	129,503,026	130,004,322	132,970,781
歯科診療	4,734,025	4,752,034	4,838,111	4,807,122	4,735,974	4,604,869
件数						
日数	11,388,338	11,249,598	11,279,214	11,055,860	10,838,382	10,549,499
金額	34,702,212	34,973,726	35,618,839	30,567,426	36,563,174	35,959,847

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料: 自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第146表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(1) 保健給付

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《組合員分》						
診療費	組合員1,000人当件数	6,645	6,758	6,880	6,994	7,015
	組合員1人当金額	94,610	97,184	100,515	106,331	108,997
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
一般診療	診療1件当金額	14,237	14,380	14,547	15,203	15,537
	組合員1,000人当件数	5,375	5,481	5,605	5,669	5,689
	組合員1人当金額	79,010	81,538	84,446	89,260	91,626
	診療1件当日数	2.4	2.3	2.1	2.2	2.2
	診療1件当金額	14,700	14,877	15,066	15,745	16,105
入院	組合員1,000人当件数	119	117	117	115	113
	組合員1人当金額	26,848	27,312	27,446	30,172	30,826
	診療1件当日数	13.3	13.4	13.1	12.9	12.8
	診療1件当金額	225,179	233,858	234,477	261,505	271,709
入院外	組合員1,000人当件数	5,256	5,364	5,488	5,554	5,576
	組合員1人当金額	52,162	54,226	57,000	59,088	60,800
	診療1件当日数	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0
	診療1件当金額	9,925	10,109	10,386	10,639	10,904
歯科診療	組合員1,000人当件数	1,271	1,278	1,305	1,325	1,326
	組合員1人当金額	15,600	15,647	16,069	17,072	17,371
	診療1件当日数	2.7	2.7	2.6	2.6	2.7
	診療1件当金額	12,278	12,248	12,315	12,885	13,098
看護料	組合員1,000人当日数	11	11	10	10	8
	1日当金額	3,982	3,870	3,801	3,771	3,718
埋葬料	組合員1,000人当件数	1	1	1	1	1
出産費	組合員1,000人当件数	18	16	16	15	15
育児手当金	組合員1,000人当件数	36	34	33	32	31
《被扶養者分》						
診療費	組合員1,000人当件数	8,633	8,645	8,681	8,657	8,438
	組合員1人当金額	76,508	78,087	80,073	83,320	83,653
	診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2
一般診療	診療1件当金額	8,862	9,033	9,224	9,625	9,914
	組合員1,000人当件数	7,032	7,041	7,053	7,046	6,857
	組合員1人当金額	64,774	66,281	68,092	71,070	71,446
	診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
	診療1件当金額	9,211	9,414	9,654	10,086	10,419
入院	組合員1,000人当件数	147	147	142	137	137
	組合員1人当金額	25,648	25,814	26,099	27,684	28,042
	診療1件当日数	14.0	13.7	13.8	13.6	13.5
	診療1件当金額	174,425	175,818	183,692	201,368	208,725
入院外	組合員1,000人当件数	6,885	6,894	6,911	6,909	6,723
	組合員1人当金額	39,126	40,468	41,993	43,385	43,404
	診療1件当日数	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0
	診療1件当金額	5,683	5,870	6,076	6,280	6,456
歯科診療	組合員1,000人当件数	1,601	1,604	1,627	1,610	1,581
	組合員1人当金額	11,735	11,805	11,981	12,251	12,207
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
	診療1件当金額	7,330	7,360	7,362	7,607	7,720
看護料	組合員1,000人当日数	20	19	17	16	13
	1日当金額	3,384	3,336	3,347	3,278	3,272
埋葬料	組合員1,000人当件数	6	6	6	6	6
配偶者出産費	組合員1,000人当件数	19	19	18	17	17

(注) 第143表の(注)1参照

(ii) 休業給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	組合員1,000人当件数	8.2	8.4	8.8	8.9	8.8	8.6
	1 日 当 金 額	7,299	7,577	8,110	8,302	8,435	9,001
	1 件 当 金 額	178,939	182,966	192,826	192,332	184,902	190,736
傷病手当金	組合員1,000人当件数	7.0	7.1	7.3	7.3	7.1	6.8
	1 日 当 金 額	7,614	7,957	8,516	8,654	8,800	9,399
	1 件 当 金 額	179,998	181,713	192,905	191,294	184,211	192,922
出産手当金	組合員1,000人当件数	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	1 日 当 金 額	5,671	5,995	6,432	6,781	6,962	7,258
	1 件 当 金 額	324,694	369,427	368,196	385,012	369,622	356,319
休業手当金	組合員1,000人当件数	0.8	0.9	1.1	1.1	1.3	1.4
	1 日 当 金 額	5,942	6,284	6,840	7,336	7,532	8,049
	1 件 当 金 額	97,506	107,424	118,654	125,880	125,125	136,469

(iii) 災害給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	組合員1,000人当件数	0.3	0.6	0.5	0.3	0.5	1.1
	1 件 当 金 額	594,009	464,680	525,811	707,838	548,439	873,630
弔 慰 金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1 件 当 金 額	339,113	388,574	371,010	381,817	387,678	434,643
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1 件 当 金 額	264,178	272,088	297,129	294,149	311,695	332,504
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.2	0.5	0.4	0.2	0.5	1.0
	1 件 当 金 額	685,358	486,247	557,710	839,089	573,718	910,901

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第147表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	件 数	5,802,735	8,259,123	8,644,726	9,041,982	9,429,191	9,778,198
	金 額	2,712,826,447	2,898,757,970	3,098,659,154	3,300,034,971	3,448,572,205	3,616,974,348
退職共済年金	件 数	823,461	1,491,419	1,895,184	2,328,975	2,746,896	3,154,973
	金 額	451,723,641	615,840,058	782,856,108	942,881,137	1,077,768,056	1,216,199,210
障害共済年金	件 数	6,869	13,856	17,792	21,887	26,357	30,653
	金 額	2,382,590	3,046,891	3,640,402	4,245,520	4,964,298	5,681,012
遺族共済年金	件 数	257,838	461,857	582,455	699,967	828,526	947,319
	金 額	72,184,504	100,002,486	130,126,138	163,107,533	196,782,821	233,075,850
退職年金	件 数	3,503,807	4,653,554	4,542,379	4,421,168	4,293,928	4,160,571
	金 額	1,868,133,648	1,861,971,719	1,863,239,937	1,869,313,330	1,851,694,918	1,846,037,699
減額退職年金	件 数	106,099	146,344	145,938	145,325	148,381	142,554
	金 額	40,455,958	41,272,885	42,102,471	43,182,146	43,751,560	44,494,985
通算退職年金	件 数	203,156	284,108	279,561	272,785	265,123	255,757
	金 額	32,653,831	32,771,400	32,886,118	33,018,482	32,656,521	32,456,323
障害年金	件 数	87,118	119,660	117,256	113,416	109,038	104,637
	金 額	41,705,125	41,236,134	40,812,062	40,195,756	38,182,449	36,350,289
遺族年金	件 数	800,385	1,068,551	1,044,980	1,020,035	992,986	964,441
	金 額	202,354,568	201,397,033	201,754,603	202,816,431	201,500,250	201,434,863
通算遺族年金	件 数	13,846	19,602	19,024	18,259	17,797	17,127
	金 額	1,002,096	997,108	1,000,544	996,287	982,906	976,313
退職一時金	件 数	1	3	1	—	—	1
	金 額	△2,195	△2,917	640	△339	△1,713	△2,291
脱退一時金	件 数	33	24	32	22	28	20
	金 額	70,846	49,620	69,495	56,547	76,317	43,703
返還一時金	件 数	44	69	62	75	78	76
	金 額	52,608	71,807	83,256	104,989	106,654	110,947
障害一時金	件 数	18	10	10	12	6	12
	金 額	25,186	16,161	14,677	20,120	10,698	20,292
特例死亡一時金	件 数	22	23	23	30	21	29
	金 額	50,868	47,821	54,156	61,505	46,297	67,332
死亡一時金	件 数	38	43	29	26	26	28
	金 額	33,203	39,765	18,548	35,528	50,173	27,819

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第148表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給者状況

第149表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計 人 員	95,542	87,959	93,041	94,193	91,787	91,841
金額	206,347,677	192,100,631	204,962,152	209,644,178	204,868,456	210,402,254
退職共済年金 人員	71,730	67,397	69,345	69,397	66,639	65,579
金額	174,909,701	164,063,303	171,495,170	173,891,664	167,065,343	169,818,896
障害共済年金 人員	1,031	878	1,082	1,092	1,021	1,166
金額	1,088,726	940,940	1,152,273	1,174,732	1,157,957	1,320,293
遺族共済年金 人員	20,605	18,066	21,161	22,446	22,495	24,189
金額	26,124,353	23,956,564	29,233,775	31,861,430	32,837,887	37,211,429
退職年金 人員	915	847	780	729	1,179	551
金額	2,307,728	2,062,863	2,117,835	1,989,723	3,191,690	1,594,991
減額退職年金 人員	320	171	181	203	174	120
金額	476,960	259,038	280,655	309,437	271,453	192,971
通算退職年金 人員	121	91	57	50	47	51
金額	50,583	33,593	25,052	19,220	18,115	14,647
障害年金 人員	584	354	280	160	111	75
金額	1,196,084	657,159	525,937	296,480	219,932	144,021
遺族年金 人員	224	149	152	111	117	105
金額	190,105	125,430	130,856	100,984	104,778	103,661
通算遺族年金 人員	12	6	3	5	4	5
金額	3,437	1,741	599	508	1,303	1,346

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：自治省行政局調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計 人 員	1,350,932	1,414,652	1,479,975	1,542,003	1,600,137	1,654,245
金額	2,806,098,301	2,991,765,702	3,192,924,878	3,399,700,915	3,544,273,347	3,804,816,379
退職共済年金 人員	203,694	268,726	336,146	402,393	464,974	525,324
金額	505,166,470	669,297,077	831,586,493	992,734,484	1,126,228,878	1,296,724,253
障害共済年金 人員	2,993	4,208	5,601	6,904	8,152	9,398
金額	4,017,586	5,387,173	6,977,845	8,554,586	10,066,164	11,752,994
遺族共済年金 人員	69,515	91,019	112,269	133,728	155,549	178,033
金額	89,562,358	120,308,397	153,336,142	189,142,907	224,442,116	270,745,408
退職年金 人員	793,404	774,098	754,410	733,259	712,430	689,242
金額	1,883,500,495	1,871,735,253	1,873,059,676	1,878,405,142	1,856,239,400	1,890,711,243
減額退職年金 人員	24,616	24,575	24,497	24,424	24,331	24,129
金額	41,118,033	41,818,854	42,797,017	43,986,186	44,479,897	46,360,682
通算退職年金 人員	48,630	47,554	46,389	45,135	43,842	42,463
金額	32,889,567	32,908,208	33,099,606	33,305,014	32,882,478	33,593,266
障害年金 人員	21,516	21,472	21,241	20,640	19,423	18,480
金額	44,010,904	44,469,733	44,731,549	44,333,388	42,084,015	41,706,045
遺族年金 人員	183,257	179,741	176,233	172,434	168,450	164,270
金額	204,880,441	204,845,327	206,333,876	208,239,871	206,866,555	212,215,922
通算遺族年金 人員	3,357	3,259	3,189	3,086	2,986	2,906
金額	1,000,453	995,679	1,002,676	999,339	983,845	1,006,566

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《年 金》						
新規裁定	2,159,759	2,183,979	2,202,923	2,225,687	2,231,999	2,290,940
退職共済年金	2,438,446	2,434,282	2,473,072	2,505,752	2,507,021	2,589,532
障害共済年金	1,055,990	1,071,686	1,064,947	1,075,762	1,134,140	1,132,327
遺族共済年金	1,267,865	1,326,058	1,381,493	1,419,470	1,459,786	1,538,362
退職年金	2,522,107	2,435,494	2,715,173	2,729,387	2,707,116	2,894,721
減額退職年金	1,490,500	1,514,842	1,550,580	1,524,320	1,560,075	1,608,092
通算退職年金	418,041	369,154	439,509	384,400	385,426	287,196
障害年金	2,048,089	1,856,381	1,878,346	1,853,000	1,981,369	1,920,280
遺族年金	848,683	841,812	860,895	909,766	895,538	987,248
通算遺族年金	286,417	290,167	199,667	101,600	325,750	269,200
年度末現在	2,077,114	2,114,842	2,157,417	2,204,730	2,214,981	2,300,032
退職共済年金	2,480,026	2,490,630	2,473,885	2,467,077	2,422,133	2,468,428
障害共済年金	1,342,328	1,289,221	1,245,821	1,239,077	1,234,809	1,250,585
遺族共済年金	1,288,389	1,321,794	1,365,792	1,414,385	1,442,903	1,520,760
退職年金	2,373,949	2,417,956	2,482,814	2,561,721	2,605,504	2,743,175
減額退職年金	1,670,256	1,701,683	1,747,031	1,800,941	1,828,116	1,921,368
通算退職年金	676,323	692,018	713,523	737,898	750,022	791,119
障害年金	2,045,506	2,071,057	2,105,906	2,147,935	2,166,710	2,256,821
遺族年金	1,117,995	1,139,669	1,170,802	1,207,650	1,228,059	1,291,873
通算遺族年金	298,020	305,517	314,417	323,830	329,486	346,375
《一 時 金》						
脱退一時金	2,146,855	2,067,500	2,171,719	2,570,318	2,725,607	2,185,150
返還一時金	1,195,639	1,040,681	1,342,839	1,399,853	1,367,359	1,459,829
障害一時金	1,399,228	1,616,100	1,467,700	1,676,667	1,783,000	1,691,000
特例死亡一時金	2,312,177	2,079,174	2,354,609	2,050,167	2,204,619	2,321,793
死亡一時金	873,776	924,767	639,586	1,366,462	1,929,731	993,536

資料：自治省行政局調

第150表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

Table with 7 columns (Year) and multiple rows for 'Income' and 'Expenditure' categories, including items like 'Income', 'Social Security Contribution', 'Interest', etc.

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第151表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

Table with 7 columns (Year) and multiple rows for 'Income' and 'Expenditure' categories, including items like 'Income', 'Social Security Contribution', 'Interest', etc.

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第152表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

Table with 7 columns (Year) and multiple rows for 'Income' and 'Expenditure' categories, including items like 'Income', 'Social Security Contribution', 'Interest', etc.

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第153表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

Table with 7 columns (Year) and multiple rows for 'Income' and 'Expenditure' categories, including items like 'Income', 'Social Security Contribution', 'Interest', etc.

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

9 私立学校教職員共済組合

第154表 私立学校教職員共済組合適用状況 (学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)			
平成元年度(1989)	396,134	380,499	164	3,514	11,957	392,620	384,013	13,364	364,189	0.93
平成2年度(1990)	404,670	389,897	19,063(18,901)	3,415	12,295	401,255	373,312	13,477	369,013	0.92
平成3年度(1991)	414,251	377,600	20,739(20,581)	3,410	12,502	410,841	381,010	13,552	373,175	0.91
平成4年度(1992)	423,174	384,872	22,129(21,970)	3,107	13,066	420,067	387,979	13,602	376,453	0.90
平成5年度(1993)	431,303	390,623	23,380(23,223)	3,121	14,179	428,182	393,744	13,663	378,677	0.88

(注) 乙種の( )内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再掲		学校数	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数
									短期	長期			
平成6年度(1994)	437,378	394,601	55	154	24,543	3,101	0	14,924	434,277	397,757	13,715	381,480	0.88
大学	158,325	147,141	20	—	9,625	1,539	—	—	156,786	148,700	454	161,106	1.03
短大	28,917	25,533	9	—	3,077	298	—	—	28,619	25,840	495	25,989	0.91
高专	218	208	—	—	10	—	—	—	218	208	3	362	1.66
高校	87,097	82,640	5	—	4,094	358	—	—	86,739	83,003	1,308	111,683	1.29
中学	10,479	10,027	—	—	339	113	—	—	10,366	10,140	582	10,882	1.05
小学	3,702	3,522	2	—	135	43	—	—	3,659	3,567	169	3,080	0.84
幼稚園	90,836	85,896	16	15	4,909	—	—	—	90,836	85,912	8,710	20,511	0.23
盲・ろう	383	360	—	—	23	—	—	—	383	360	16	265	0.69
各種	10,865	10,225	3	139	498	—	—	—	10,865	10,228	464	10,405	0.96
専修	30,469	27,895	—	—	1,824	750	—	—	29,719	28,645	1,489	25,044	0.84
組合	1,163	1,154	—	—	9	—	—	—	1,163	1,154	25	1,215	1.04
任継	14,924	—	—	—	—	—	—	14,924	14,924	—	—	10,938	0.73

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となりました。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になりました。

資料:私立学校教職員共済組合「事業統計」

第155表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額 (学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲	
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)
平成元年度(1989)	290,692	291,862	419,841	397,633	220,271	289,735	285,578
2(1990)	302,599	299,213	395,649	401,745	232,656	301,755	292,380
3(1991)	315,351	312,019	405,397	407,270	241,523	314,588	303,246
4(1992)	330,101	326,586	425,836	414,875	251,326	329,474	314,200
5(1993)	340,651	337,159	435,732	421,503	262,271	340,061	322,561

区分	合計	甲1・甲2		乙1・2	丙1・2	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成6年度(1994)	349,531	345,928	336,493	442,478	450,471	270,019	348,810	337,382
大学	412,628	400,192	382,886	589,400	496,207	—	411,807	384,059
短大	399,067	392,875	382,454	453,355	369,295	—	399,377	382,302
高专	481,450	482,721	469,212	455,000	—	—	481,450	469,212
高校	395,797	397,085	391,041	364,512	456,123	—	395,548	391,322
中学	398,623	398,212	391,976	399,870	431,274	—	398,267	392,414
小学	379,617	376,657	372,278	440,681	430,512	—	379,019	372,980
幼稚園	204,452	200,543	199,587	272,657	—	—	204,452	199,587
盲・ろう	292,319	286,317	286,150	386,261	—	—	292,319	286,150
各種	297,984	295,168	287,626	343,199	—	—	297,984	287,626
専修	311,997	308,980	303,267	325,984	390,213	—	310,023	305,543
組合	335,947	335,653	325,506	373,556	—	—	335,947	325,506
任継	270,019	—	—	—	—	270,019	270,019	—

(注) 第154表の(注)参照

資料:私立学校教職員共済組合「事業統計」



第156表 私立学校教職員共済組合組合員数 (標準給与等級別)

平成7年3月末現在

標準給与 等級	月額 (千円)	短期 (除任継)			長期			任継給与 (千円)	任 継		
		計	男	女	計	男	女		計	男	女
合計		419,353	211,020	208,333	397,757	192,532	205,225		14,924	9,902	5,022
第1級	92	2,345	799	1,546	1,901	529	1,372	94以下	241	125	116
2	98	1,186	401	785	945	256	689	98	59	40	19
3	104	802	208	594	681	123	558	100	16	6	10
4	110	1,296	358	938	1,148	250	898	104	41	25	16
5	118	2,378	570	1,808	2,182	435	1,747	105	45	17	28
6	126	3,329	622	2,707	3,128	464	2,664	110	71	42	29
7	134	4,960	727	4,233	4,715	554	4,161	112	37	12	25
8	142	6,553	763	5,790	6,328	578	5,750	118	123	68	55
9	150	9,808	1,389	8,419	9,389	1,082	8,307	119	26	11	15
10	160	13,890	1,374	12,516	13,483	1,060	12,423	126	166	83	83
11	170	15,422	1,575	13,847	15,056	1,289	13,767	133	48	16	32
12	180	14,321	1,849	12,472	13,928	1,537	12,391	134	173	84	89
13	190	12,478	2,146	10,332	12,092	1,817	10,275	140	68	30	38
14	200	18,119	4,102	14,017	17,452	3,514	13,938	142	229	81	148
15	220	23,170	6,466	16,704	22,334	5,690	16,644	150	255	103	152
16	240	21,415	7,317	14,098	20,625	6,624	14,001	154	112	44	68
17	260	20,852	8,237	12,615	20,044	7,562	12,482	160	316	125	191
18	280	19,458	8,593	10,865	18,639	7,873	10,766	168	120	44	76
19	300	18,084	9,034	9,050	17,226	8,289	8,937	170	352	155	197
20	320	16,746	9,081	7,665	16,037	8,456	7,581	180	371	164	207
21	340	15,057	8,809	6,248	14,448	8,283	6,165	182	138	53	85
22	360	14,188	8,885	5,303	13,554	8,343	5,211	190	290	132	158
23	380	15,949	10,349	5,600	15,296	9,798	5,498	196	132	60	72
24	410	18,361	12,579	5,782	17,511	11,856	5,655	200	439	217	222
25	440	17,128	12,104	5,024	16,398	11,488	4,910	210	130	59	71
26	470	15,885	11,523	4,362	15,319	11,033	4,286	220	642	393	249
27	500	15,324	11,567	3,757	14,835	11,130	3,705	224	125	68	57
28	530	14,278	11,317	2,961	13,793	10,870	2,923	238	136	75	61
29	560	12,481	10,063	2,418	12,005	9,674	2,331	240	653	395	258
30	590	11,165	9,408	1,757	10,265	8,075	2,190	252	146	80	66
31	620	9,414	8,167	1,247	—	—	—	260	603	396	207
32	650	7,839	6,985	854	—	—	—	266	183	95	88
33	680	6,736	6,064	672	—	—	—	280	567	389	178
34	710	6,408	5,889	519	—	—	—	287	201	110	91
35	750	5,404	5,042	362	—	—	—	300	539	378	161
36	790	2,947	2,787	160	—	—	—	308	190	109	81
37	830	1,576	1,476	100	—	—	—	320	406	310	96
38	880	828	784	44	—	—	—	329	248	146	102
39	930	454	428	26	—	—	—	340	345	264	81
40	980	1,319	1,183	136	—	—	—	342	5,942	4,898	1,044

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第157表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況

(1) 保健給付

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	5,831,879	67,661,849	6,079,304	71,316,837	6,383,127	76,379,324	6,653,109	82,726,226	6,817,440	85,950,075	7,011,359	89,494,448
組合員分	3,146,462	41,703,566	3,315,029	44,020,582	3,507,931	47,624,337	3,682,510	51,882,743	3,809,769	54,120,067	3,923,980	55,915,036
療養の給付	2,791,663	6,564,524	2,926,695	6,752,460	3,081,260	7,019,847	3,210,845	7,236,022	3,281,792	7,330,331	3,341,240	7,361,733
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調剤	266,835	1,525,093	297,003	1,696,744	328,827	1,936,141	367,901	2,225,420	419,938	2,672,125	471,032	3,030,655
療養費	71,282	475,428	74,952	514,279	81,706	556,185	88,254	619,293	92,454	648,087	99,277	701,179
調剤費	171	1,188	155	1,254	60	409	64	250	86	451	76	416
看護料	324	1,802	417	2,271	314	1,963	289	1,549	292	1,711	198	1,356
移送料	6,609	27,379	9,665	40,087	6,753	28,044	6,140	24,708	6,394	25,678	4,443	17,485
出産費	3,423	4,938	576	4,669	784	4,736	433	4,508	624	4,517	1,753	4,766
育児手当金	1,108,115	10,585	1,063,449	10,391	1,104,696	9,835	1,201,892	9,882	1,351,751	6,563	15,890	807
埋葬料	652	223,054	736	275,064	771	291,948	806	323,981	789	331,501	807	342,481
被扶養者分	2,685,417	25,419,497	2,764,275	28,165,577	2,875,196	30,231,835	2,970,599	31,195,999	3,007,677	32,888,618	3,087,379	32,888,618
療養の給付	2,382,658	5,625,456	2,438,222	5,662,361	2,518,374	5,792,627	2,573,512	5,861,166	2,571,163	5,737,947	2,596,196	5,812,559
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調剤	234,104	748,232	255,017	825,221	283,442	975,653	318,647	1,137,548	356,159	1,361,592	406,800	1,629,692
療養費	45,469	251,919	47,817	266,252	49,961	280,568	53,073	308,916	54,320	327,705	57,993	352,727
高額療養費	15,324	659,544	15,323	669,510	15,748	692,698	17,779	899,230	18,514	926,321	18,856	968,929
調剤費	98	425	130	533	95	426	75	292	86	415	122	577
看護料	343	2,414	282	2,414	282	2,414	257	1,814	278	1,814	228	1,378
移送料	7,414	27,466	6,305	23,118	6,012	21,182	5,814	22,222	6,508	22,222	5,378	18,221
配偶者出産費	8	205	3	164	5	113	7	259	10	115	5	115
家族埋葬料	5,814	1,342,060	5,857	1,380,827	5,623	1,358,988	5,464	1,435,998	5,470	1,468,756	5,468	1,564,649
家族埋葬料	1,599	413,675	1,624	471,268	1,666	509,298	1,785	544,309	1,677	545,713	1,690	554,988
支払基金審査費	538,787	538,787	562,980	562,980	589,409	589,409	611,648	611,648	634,009	634,009	690,794	690,794

- (注) 1 育児手当金には配偶者育児手当金を含む。  
 2 老人保健による給付分を除く。  
 3 療養の給付及び療養費は、入院時食事療養を含む。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計件数	9,990	10,721	10,540	11,947	12,506	11,979
日数	359,370	405,994	400,897	440,850	458,928	453,596
金額	1,917,414	2,307,793	2,344,654	2,795,775	3,010,112	3,086,682
傷病手当金件数	7,099	7,712	7,586	8,867	9,415	8,756
日数	167,315	180,250	178,153	207,114	222,022	205,750
金額	1,001,765	1,189,032	1,181,149	1,475,584	1,610,550	1,557,266
出産手当金件数	2,881	3,002	2,949	3,055	3,066	3,197
日数	191,903	225,675	222,696	233,406	236,522	247,364
金額	915,371	1,118,618	1,163,375	1,319,258	1,398,142	1,526,066
休業手当金件数	10	7	5	25	25	26
日数	152	69	48	330	384	482
金額	279	143	130	933	1,421	3,350

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計件数	60	87	136	93	199	3,836
金額	31,060	35,730	58,256	52,284	85,877	2,300,675
弔慰金件数	4	6	11	8	16	15
金額	820	1,364	3,538	2,600	5,818	5,973
家族弔慰金件数	6	5	8	17	10	18
金額	1,729	1,764	2,642	5,425	3,514	6,034
災害見舞金件数	50	76	117	68	173	3,803
金額	28,511	32,602	52,076	44,259	76,545	2,288,668

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第158表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況(診療費分)  
(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
組合員分件数	2,791,663	2,926,695	3,081,260	3,210,845	3,281,792	3,341,240
日数	6,564,524	6,752,460	7,019,847	7,236,022	7,330,331	7,361,733
金額	38,314,300	40,403,997	43,681,331	47,497,268	49,215,774	50,232,055
一般診療件数	2,228,551	2,345,392	2,475,050	2,580,643	2,638,328	2,692,242
日数	5,060,476	5,226,848	5,443,243	5,619,828	5,675,781	5,697,038
金額	31,775,906	33,657,387	36,546,599	39,804,708	41,213,048	42,079,479
入院件数	40,292	40,693	42,536	43,465	42,810	43,696
日数	540,444	540,236	556,306	560,457	547,912	544,584
金額	10,286,706	10,566,223	11,343,826	12,975,303	13,165,705	13,573,060
入院外件数	2,188,259	2,304,699	2,432,514	2,537,178	2,595,518	2,648,546
日数	4,520,032	4,686,612	4,886,937	5,059,371	5,127,869	5,152,454
金額	21,489,200	23,091,164	25,202,773	26,829,406	28,047,344	28,506,419
歯科診療件数	563,112	581,303	606,210	630,202	643,464	648,998
日数	1,504,048	1,525,612	1,576,604	1,616,194	1,654,550	1,664,695
金額	6,538,394	6,746,610	7,134,732	7,692,560	8,002,726	8,152,576
被扶養者分件数	2,382,658	2,438,222	2,518,374	2,573,512	2,571,163	2,596,196
日数	5,625,456	5,662,361	5,792,627	5,861,166	5,737,947	5,812,559
金額	21,975,971	23,096,383	24,326,651	25,917,790	26,543,017	27,570,973
一般診療件数	1,934,386	1,976,575	2,039,697	2,085,027	2,080,611	2,106,285
日数	4,541,692	4,562,153	4,667,399	4,723,632	4,654,068	4,672,343
金額	18,714,387	19,719,274	20,808,812	22,185,382	22,724,028	23,690,762
入院件数	38,319	38,632	39,316	38,985	38,323	39,298
日数	535,878	545,484	555,436	544,643	531,235	542,293
金額	7,291,601	7,639,255	7,891,880	8,633,508	8,813,156	9,204,168
入院外件数	1,896,067	1,937,943	2,000,381	2,046,042	2,042,288	2,066,987
日数	4,005,814	4,016,669	4,111,963	4,178,989	4,122,833	4,130,050
金額	11,422,786	12,080,019	12,916,932	13,551,874	13,910,871	14,486,594
歯科診療件数	448,272	461,647	478,677	488,485	490,552	489,911
日数	1,083,764	1,100,208	1,125,228	1,137,534	1,083,879	1,140,216
金額	3,261,584	3,377,109	3,517,840	3,732,409	3,818,989	3,880,211

(注) 第157表の(注)参照

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第159表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率

## (i) 保健給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《組合員分》							
診療費	組合員1,000人当件数	7,217	7,394	7,583	7,724	7,753	7,788
	組合員1人当金額	99,054	102,072	107,505	114,254	116,269	117,080
	診療1件当金額	13,725	13,805	14,176	14,793	14,997	15,034
一般診療	診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
	組合員1,000人当件数	5,761	5,925	6,091	6,208	6,233	6,275
	組合員1人当金額	82,150	85,028	89,946	95,750	97,363	98,078
入院	診療1件当金額	14,259	14,350	14,766	15,424	15,621	15,630
	診療1件当日数	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1
	組合員1,000人当件数	104	103	105	105	101	102
入院外	組合員1人当金額	26,594	26,693	27,919	31,212	31,103	31,636
	診療1件当金額	255,304	259,657	266,688	298,523	307,538	310,625
	診療1件当日数	13.4	13.3	13.1	12.9	12.8	12.5
歯科診療	組合員1,000人当件数	5,657	5,822	5,987	6,103	6,132	6,173
	組合員1人当金額	55,556	58,335	62,027	64,538	66,260	66,442
	診療1件当金額	9,820	10,019	10,361	10,575	10,806	10,763
看護料	診療1件当日数	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9
	組合員1,000人当件数	1,456	1,469	1,492	1,516	1,520	1,513
	組合員1人当金額	16,903	17,044	17,559	18,504	18,906	19,002
出産費	診療1件当金額	11,611	11,606	11,769	12,206	12,437	12,562
	診療1件当日数	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
	組合員1,000人当日数	17.1	24.4	16.6	14.8	15.1	10.4
埋葬料	1日当金額	4,143	4,148	4,153	4,024	4,016	3,935
	組合員1,000人当件数	13	12	12	11	11	11
《被扶養者分》	診療1件当日数	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
	組合員1,000人当件数	6,160	6,160	6,198	6,191	6,074	6,051
	組合員1人当金額	56,814	58,348	59,871	62,345	62,706	64,262
一般診療	診療1件当金額	9,223	9,473	9,660	10,071	10,323	10,620
	診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
	組合員1,000人当件数	5,001	4,993	5,020	5,016	4,915	4,909
入院	組合員1人当金額	48,382	49,816	51,213	53,367	53,684	55,218
	診療1件当金額	9,675	9,976	10,202	10,640	10,922	11,248
	診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
入院外	組合員1,000人当件数	99	98	97	94	91	92
	組合員1人当金額	18,851	19,299	19,423	20,768	20,821	21,453
	診療1件当金額	190,287	197,744	200,729	221,457	229,970	234,215
歯科診療	診療1件当日数	14.0	14.1	14.1	14.0	13.9	13.8
	組合員1,000人当件数	4,902	4,896	4,923	4,922	4,825	4,818
	組合員1人当金額	29,531	30,517	31,790	32,599	32,864	33,765
看護料	診療1件当金額	6,024	6,233	6,457	6,623	6,811	7,009
	診療1件当日数	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0
	組合員1,000人当件数	1,159	1,166	1,178	1,175	1,159	1,142
配偶者出産費	組合員1人当金額	8,432	8,532	8,658	8,978	9,022	9,044
	診療1件当金額	7,276	7,315	7,349	7,641	7,785	7,920
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.3	2.2	2.3
家族埋葬料	組合員1,000人当日数	19.2	15.9	14.8	14.0	15.4	12.5
	1日当金額	3,705	3,667	3,523	3,509	3,415	3,388
	組合員1,000人当件数	15	15	14	13	13	13
	組合員1,000人当件数	4	4	4	4	4	4

(注) 1 第157表の(注)参照  
2 平成6年度の組合員の数は、4月～3月の平均を使用。

## (ii) 休業給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
傷病手当金	組合員1,000人当件数	18	19	19	21	22	20
	1件当日数	23.6	23.4	23.5	23.4	23.6	23.5
	1日当金額	5,987	6,597	6,630	7,125	7,254	7,569
出産手当金	組合員1,000人当件数	7	8	7	7	7	7
	1件当日数	66.6	75.2	75.5	76.4	77.1	77.4
	1日当金額	4,770	4,957	5,224	5,652	5,911	6,169
休業手当金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
	1件当日数	15.2	9.9	9.6	13.2	15.4	18.5
	1日当金額	1,834	2,072	2,706	2,827	3,700	6,950

## (iii) 災害給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	205,000	227,333	321,636	325,000	363,625	398,200
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	288,167	352,800	330,225	319,118	351,400	335,222
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.1	0.2	0.3	0.2	0.4	9
	1件当金額	570,220	428,974	445,094	650,868	442,457	601,806

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第160表 私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	(金額 単位 千円)					
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	379,475	660,664	719,894	768,454	817,500	867,767
金額	82,290,510	100,697,307	112,553,099	122,348,443	130,947,011	141,791,876
退職共済年金 件数	92,711	233,907	294,643	344,515	395,495	447,610
金額	20,908,650	38,360,454	49,576,096	58,364,872	66,750,303	76,640,864
障害共済年金 件数	642	1,131	1,454	1,813	2,226	2,711
金額	157,463	192,563	244,919	289,896	370,621	484,036
遺族共済年金 件数	24,394	47,655	60,044	72,869	85,917	98,952
金額	3,471,548	4,706,902	6,030,116	7,528,657	9,026,044	10,654,478
退職年金 件数	64,145	93,632	90,840	88,041	85,026	82,243
金額	29,672,429	29,712,700	29,507,745	29,504,975	28,915,379	28,792,898
減額退職年金 件数	1,432	2,213	2,247	2,281	2,305	2,304
金額	497,750	524,508	539,895	558,369	571,586	583,589
通算退職年金 件数	139,018	199,637	190,664	181,254	171,864	162,047
金額	18,376,083	18,022,777	17,641,902	17,177,844	16,513,720	15,921,783
障害年金 件数	3,937	5,507	5,295	5,101	4,762	4,531
金額	1,377,939	1,342,850	1,311,943	1,278,878	1,252,701	1,228,505
遺族年金 件数	31,133	45,142	43,930	42,654	41,232	39,925
金額	6,162,113	6,110,769	6,067,548	6,036,141	5,939,244	5,888,625
通算遺族年金 件数	20,836	30,177	29,254	28,349	27,214	26,158
金額	1,294,710	1,286,109	1,279,966	1,279,735	1,253,098	1,235,601
恩給財団給付年金 件数	1,147	1,554	1,423	1,500	1,369	1,179
金額	264,949	245,582	232,570	217,398	204,635	179,862
退職一時金 件数	2	1	—	1	1	1
金額	716	7	—	231	74	9
返還一時金 件数	9	14	29	9	13	23
金額	6,710	17,471	17,663	9,419	13,741	27,499
脱退一時金 件数	25	65	37	31	40	41
金額	53,660	147,977	64,067	59,398	84,985	100,282
障害一時金 件数	1	—	—	1	—	—
金額	1,051	—	—	1,920	—	—
死亡一時金 件数	12	6	8	6	4	8
金額	15,684	3,533	8,741	2,342	1,914	8,166
特例死亡一時金 件数	4	2	4	6	6	9
金額	7,802	3,255	11,229	20,024	29,919	23,115
恩給財団給付一時扶助金 件数	27	21	22	23	26	25
金額	21,252	19,850	18,694	18,343	19,048	22,565

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第161表 私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況

(金額 単位 千円)

(i) 新規裁定分

区 分	(金額 単位 千円)					
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	19,222	26,819	17,105	15,634	16,106	16,498
金額	11,120,875	27,814,740	14,565,772	14,358,528	15,248,503	16,305,491
退職共済年金 人員	10,759	24,329	14,382	12,914	13,435	13,609
金額	9,362,265	26,190,780	12,729,111	12,444,002	13,355,506	14,215,974
障害共済年金 人員	87	90	116	130	134	174
金額	92,474	85,043	101,837	124,634	141,601	194,719
遺族共済年金 人員	1,929	2,178	2,430	2,461	2,412	2,540
金額	1,254,957	1,326,259	1,530,373	1,637,717	1,582,794	1,713,470
退職年金 人員	180	57	59	46	73	63
金額	171,457	83,977	81,728	75,113	118,083	111,211
減額退職年金 人員	7	4	2	2	1	—
金額	9,447	5,346	3,226	3,044	1,858	—
通算退職年金 人員	158	99	58	38	18	13
金額	65,851	33,225	23,351	11,632	5,345	6,035
障害年金 人員	96	55	55	40	26	31
金額	159,162	84,761	94,519	59,652	38,954	57,640
遺族年金 人員	4	4	3	3	4	6
金額	4,199	4,447	1,627	2,736	3,618	6,121
通算遺族年金 人員	1	3	—	—	3	2
金額	135	902	—	—	746	321

(ii) 年度末現在

区 分	(金額 単位 千円)					
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	97,316	115,753	124,158	132,282	140,393	148,460
金額	87,902,565	112,235,806	122,518,829	133,351,524	142,830,698	157,423,348
退職共済年金 人員	24,772	44,063	52,662	61,079	69,530	78,013
金額	24,206,238	48,426,636	57,766,679	67,465,331	76,780,840	88,921,807
障害共済年金 人員	208	264	335	417	493	615
金額	228,577	269,466	332,978	414,858	501,193	661,016
遺族共済年金 人員	6,838	8,866	11,089	13,303	15,421	17,575
金額	4,454,808	5,790,913	7,346,260	9,066,733	10,623,017	12,573,094
退職年金 人員	16,331	15,700	15,223	14,700	14,229	13,739
金額	30,940,727	30,422,803	30,189,489	29,983,641	29,451,092	29,864,813
減額退職年金 人員	401	402	401	398	394	391
金額	562,412	570,149	580,870	591,015	592,793	617,486
通算退職年金 人員	34,776	32,853	31,221	29,623	27,999	26,306
金額	18,425,326	17,774,136	17,350,012	16,982,267	16,278,410	16,088,878
障害年金 人員	990	962	936	876	820	785
金額	1,423,890	1,401,967	1,399,025	1,335,606	1,260,365	1,258,777
遺族年金 人員	7,617	7,425	7,242	7,016	6,785	6,568
金額	6,131,323	6,071,390	6,056,990	6,028,517	5,907,805	6,008,954
通算遺族年金 人員	5,113	4,970	4,821	4,661	4,475	4,306
金額	1,279,833	1,272,232	1,271,167	1,268,809	1,237,002	1,253,746
恩給財団年金 人員	270	248	228	209	187	162
金額	249,433	236,115	225,359	214,748	198,121	174,778

(注) 退職年金には在職分(既裁定)の退職年金、減額退職年金、通算退職年金を含む。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第162表 私立学校教職員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《年 金》						
新規裁定	841,089	1,037,128	851,551	918,417	946,759	991,939
退職共済年金	870,180	1,076,525	885,072	963,606	994,083	1,044,601
障害共済年金	1,062,922	944,921	877,902	958,721	1,056,726	1,119,074
遺族共済年金	650,574	608,934	629,783	665,468	656,216	674,594
退職年金	1,507,852	1,545,549	1,559,532	1,632,887	1,617,573	1,765,257
減額退職年金	1,349,514	1,336,375	1,612,950	1,521,950	1,857,600	—
通算退職年金	416,777	335,602	402,605	306,097	296,917	464,262
障害年金	1,812,376	1,592,612	1,739,056	1,491,290	1,498,219	1,859,348
遺族年金	1,049,775	1,111,925	542,267	911,867	904,550	1,020,150
通算遺族年金	135,400	300,700	—	—	248,567	160,250
年度末現在	903,269	969,615	986,798	1,008,085	1,017,798	1,060,376
退職共済年金	977,161	1,099,032	1,096,933	1,104,559	1,104,284	1,139,833
障害共済年金	1,098,930	1,020,703	993,964	994,864	1,016,618	1,074,823
遺族共済年金	651,478	653,160	662,482	681,555	688,867	715,397
退職年金	1,907,915	1,939,677	1,984,765	2,039,703	2,069,794	2,173,725
減額退職年金	1,402,522	1,418,280	1,448,555	1,484,963	1,504,550	1,579,248
通算退職年金	529,829	541,020	555,716	573,280	581,393	611,605
障害年金	1,451,134	1,466,508	1,503,940	1,524,664	1,537,030	1,603,537
遺族年金	804,952	817,696	836,370	859,253	870,716	914,883
通算遺族年金	250,310	255,982	263,673	272,218	276,425	291,162
恩給財団年金	923,827	952,077	988,415	1,027,500	1,059,472	1,078,877
《一時金》						
脱退一時金	2,146,404	2,276,569	1,731,543	1,916,074	2,124,625	2,445,910
退職一時金	358,130	7,111	—	231,398	73,870	8,571
返還一時金	745,556	1,247,893	609,066	1,046,522	1,056,969	1,195,587
障害一時金	1,051,200	—	—	1,920,000	—	—
死亡一時金	1,307,025	588,817	1,092,652	390,318	478,500	1,020,738
特例死亡一時金	1,950,400	1,627,500	2,807,225	3,337,383	4,986,450	2,568,378
恩給財団給付一時扶助金	787,122	945,243	849,727	797,522	732,596	902,604

(注) 退職年金、障害年金は、在職分(既裁定)を除く。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第163表 私立学校教職員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収 入	103,507,370	118,234,772	127,264,861	143,050,373	151,415,878	157,944,992
掛 金	101,072,248	117,418,674	126,006,077	134,781,706	142,653,086	148,890,440
助 成 金	—	246,137	255,467	221,708	99,111	114,027
利息及び配当金	115,390	141,650	768,793	832,911	787,531	778,468
延 滞 金	17,023	39,753	13,876	21,644	71,974	32,419
損害賠償金	67,267	102,370	112,000	134,186	122,959	124,478
事業雑収入	1,216	199	5,739	1,654	1,556	2,147
事業外収入	138,538	285,989	102,910	—	—	—
当期不足金	2,095,690	—	—	—	—	—
前期損益修正益	—	—	—	11,626	9,320	10,985
支払準備金戻入	—	—	—	7,044,938	7,670,340	7,992,028
支 出	103,507,370	118,234,772	127,264,861	143,050,373	151,415,878	157,944,992
保健給付	67,661,849	71,316,837	76,379,324	82,726,226	85,950,075	89,494,448
災害給付	31,060	35,730	58,256	52,284	85,877	2,300,675
休業給付	1,917,414	2,307,793	2,344,654	2,795,775	3,010,112	3,086,682
附加給付	4,082,562	4,138,667	4,403,822	4,916,527	5,216,608	6,884,323
老人保健拠出金	22,259,322	26,766,498	28,033,330	29,192,683	32,003,252	34,264,568
退職者給付拠出金	6,371,020	6,331,906	6,905,789	7,386,208	8,061,829	9,664,636
財産処分損	—	18,315	78,534	—	—	—
その他	1,184,143	1,249,130	1,353,205	1,553,354	1,641,658	1,670,270
支払準備金繰入	—	—	—	7,670,340	7,992,028	8,618,513
前期損益修正損	—	—	—	6,842	7,842	11,343
当期利益金	—	6,069,895	7,707,947	6,750,134	7,446,596	1,949,534

資料：私立学校教職員共済組合調

第164表 私立学校教職員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収 入	276,368,429	303,100,938	324,052,130	2,113,801,592	2,231,611,458	2,500,215,389
掛 金	123,373,768	144,561,740	154,011,403	162,873,096	170,289,182	177,791,373
補 助 金	28,427,721	28,993,275	32,039,741	35,303,473	33,535,798	34,320,881
国庫補助金	21,562,494	22,012,609	24,615,963	27,435,577	25,307,655	25,889,674
都道府県補助金	6,865,227	6,980,666	7,423,778	7,867,895	8,228,143	8,431,207
助成金	325,620	311,129	311,129	311,129	311,129	311,129
厚生保険特別会計からの繰入金	121	150	175	339	109	59
退職一時金等返還金	149,226	225,429	186,704	201,243	238,163	259,457
交 付 金	29,020,937	27,371,567	31,305,359	26,758,862	26,744,254	29,374,359
運 用 取 入 (利息及び配当金)	90,744,334	99,811,394	104,599,319	107,031,893	109,592,868	104,255,544
延滞金	17,017	39,744	13,870	21,637	71,965	32,411
事業雑収入	82,554	103,169	58,565	31,835	29,433	29,619
事業外収入	4,227,132	1,683,340	1,525,866	11,585	5,141	1,057
責任準備金戻入	—	—	—	1,780,464,349	1,889,907,548	2,002,236,227
前期損益修正益	—	—	—	792,152	885,868	1,070,584
当期損失金	—	—	—	—	—	150,532,689
支 出	276,368,429	303,100,938	324,052,130	2,113,801,592	2,231,611,458	2,500,215,389
退職給付	69,515,998	86,785,895	97,347,367	105,675,108	112,849,789	122,066,923
障害給付	1,536,452	1,535,413	1,556,862	1,570,694	1,623,322	1,712,541
遺族給付	10,951,858	12,110,567	13,397,599	14,866,900	16,250,218	17,809,985
恩給財団給付	286,202	265,432	251,264	235,741	223,683	202,427
基礎年金提出金	47,825,383	51,877,501	56,898,372	62,649,819	65,942,428	72,260,761
調整提出金	—	1,984,099	2,399,899	2,387,308	1,990,512	1,878,522
管理費	398	4,385	1,285	366	5,429	845
負担金	78,414	87,163	101,184	128,508	165,938	176,869
支払交付金	459	1,959	—	93	—	—
事業外支出等	—	20,553	116,878	867	864	17,642
責任準備金繰入	—	—	—	1,889,907,548	2,002,236,227	2,284,088,812
前期損益修正損	—	—	—	654	6,977	63
当期利益金	146,173,267	148,427,971	151,981,419	36,377,985	30,316,071	—
年度末現在責任準備金	2,367,890,274	2,540,998,308	2,683,125,705	1,889,907,548	2,002,236,227	2,284,088,812
整理資源等将来収入現価	808,178,898	862,732,297	902,661,355	·	·	·

資料：私立学校教職員共済組合調

第165表 私立学校教職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収 入	3,295,904	3,603,321	3,588,381	3,696,352	3,752,922	3,895,876
掛 金	2,578,594	2,720,260	2,669,444	2,845,343	2,995,020	3,175,723
補 助 金	399,081	466,771	478,297	499,694	516,195	533,157
利息及び配当金	274,374	397,992	422,598	329,856	220,172	156,695
事業雑収入	26,391	603	319	16	16	11
貸 貸 料	9,822	9,632	9,216	11,248	11,456	13,027
その他の	7,688	8,063	8,507	10,195	10,063	17,177
前期損益修正益	—	—	—	—	—	85
支 出	3,295,904	3,603,321	3,588,381	3,696,352	3,752,922	3,895,876
給 与	1,467,602	1,590,530	1,614,560	1,534,134	1,592,892	1,637,027
委 員 手 当	1,402	1,219	1,261	1,682	2,032	2,198
厚 生 費	105,186	121,666	129,918	135,301	139,485	140,500
旅 費	14,939	18,958	18,429	19,090	16,202	17,535
事 務 費	317,727	274,721	342,945	389,586	388,826	390,225
その他の	1,076,391	1,169,206	1,418,540	1,474,084	1,552,122	1,695,750
当期利益金	312,657	427,021	62,728	142,476	61,363	12,642

資料：私立学校教職員共済組合調

第166表 私立学校教職員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収 入	4,070,565	4,456,443	4,787,000	4,944,377	5,113,921	5,309,428
掛 金	3,884,606	4,169,273	4,430,417	4,716,327	4,966,480	5,187,732
助成金	—	17,159	6,041	—	—	—
利息及び配当金	182,905	266,922	348,112	225,822	145,174	120,255
その他の	3,054	3,088	2,430	2,229	2,267	1,441
支 出	4,070,565	4,456,443	4,787,000	4,944,377	5,133,921	5,309,428
職 員 給 与	173,370	210,989	213,591	182,753	234,922	249,372
厚 生 費	13,691	15,983	16,242	17,686	21,169	22,741
旅 費	24,842	20,477	25,279	30,887	29,699	30,355
事 務 費	13,201	12,913	15,310	24,056	19,478	17,713
他経理への繰入	1,899,173	1,829,954	1,824,154	1,851,136	1,876,683	1,988,736
その他の	1,396,946	1,573,142	1,723,368	2,164,545	2,031,688	2,314,260
当期利益金	549,342	792,984	969,054	673,313	900,282	686,250

資料：私立学校教職員共済組合調

### 10 農林漁業団体職員共済組合

第167表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
団体数	12,060	11,880	11,662	11,280	10,886	10,496
組合員数	495,697	497,881	500,505	506,301	510,121	511,219
男	318,076	317,642	316,202	316,854	317,196	315,849
女	177,621	180,239	184,303	189,447	192,925	195,370
平均標準給与月額	228,141	238,183	249,058	259,387	266,532	272,886
男	259,707	271,303	284,197	296,250	304,413	312,326
女	171,614	179,815	188,773	197,731	204,250	209,125

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第168表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成6年度末現在

標準給与等級	計	男	女	標準給与等級	計	男	女
(千円)				(千円)			
合計	511,219	315,849	195,370	第21級	340	24,395	5,094
第1級	92	1,990	1,794	22	360	21,294	3,588
2	98	1,399	1,285	23	380	22,318	3,095
3	104	2,101	1,979	24	410	20,688	2,193
4	110	4,248	3,973	25	440	14,977	1,212
5	118	7,191	6,584	26	470	10,623	655
6	126	8,881	7,771	27	500	7,511	359
7	134	11,517	9,383	28	530	4,916	146
8	142	13,906	10,655	29	560	3,425	104
9	150	18,551	13,081	30	590	12,084	311
10	160	21,649	14,287				
11	170	21,374	12,961				
12	180	20,995	11,439				
13	190	19,644	9,749				
14	200	28,184	12,131				
15	220	34,498	13,240				
16	240	33,232	12,040				
17	260	32,415	11,114				
18	280	31,162	10,016				
19	300	29,222	8,476				
20	320	26,829	6,655				

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第169表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計件数	719,782	1,133,492	1,203,088	1,270,442	1,333,837	1,407,592
合計金額	218,797,327	236,472,438	256,834,031	277,261,145	292,704,939	313,055,306
退職共済年金件数	128,896	248,065	314,128	379,649	439,923	511,759
退職共済年金金額	43,588,150	57,262,548	72,836,138	88,019,760	100,128,022	116,048,139
障害共済年金件数	1,905	3,660	4,383	5,239	6,037	6,948
障害共済年金金額	529,755	643,971	772,855	957,967	1,061,163	1,137,534
遺族共済年金件数	35,242	69,659	89,075	108,523	129,653	150,233
遺族共済年金金額	7,791,929	10,688,808	13,937,722	17,493,766	21,220,089	25,168,417
退職年金件数	302,145	443,688	435,457	425,827	416,049	405,699
退職年金金額	123,065,920	123,785,006	124,893,158	126,107,948	125,832,853	126,198,114
減額退職年金件数	25,304	38,100	37,975	38,054	37,936	37,838
減額退職年金金額	7,954,259	8,209,048	8,416,462	8,692,835	8,819,149	9,016,257
通算退職年金件数	116,926	170,092	165,438	160,073	154,525	149,015
通算退職年金金額	13,380,270	13,340,598	13,288,507	13,200,010	12,936,357	12,786,666
障害年金件数	11,190	16,336	15,868	15,240	14,684	14,039
障害年金金額	3,950,895	3,947,615	3,919,029	3,825,373	3,774,083	3,645,089
遺族年金件数	86,811	127,305	124,585	121,972	119,499	116,926
遺族年金金額	17,811,904	17,873,496	18,025,825	18,210,226	18,192,909	18,315,209
通算遺族年金件数	11,283	16,483	16,079	15,769	15,417	15,022
通算遺族年金金額	656,754	657,036	660,368	662,514	661,648	660,950
脱退一時金件数	15	8	14	4	5	14
脱退一時金金額	19,455	8,062	23,363	14,738	7,443	20,285
退職一時金件数	16	18	19	21	23	18
退職一時金金額	471	253	665	468	396	246
障害一時金件数	3	3	4	4	1	1
障害一時金金額	3,286	5,468	3,566	5,745	1,337	1,354
遺族一時金件数	0	0	0	0	0	0
遺族一時金金額	0	0	0	0	0	0
返還一時金件数	9	15	8	12	27	30
返還一時金金額	7,183	16,552	8,719	12,107	27,600	16,095
死亡一時金件数	26	51	39	34	46	40
死亡一時金金額	15,098	17,542	13,099	14,469	19,163	14,300
特例死亡一時金件数	11	9	16	21	12	10
特例死亡一時金金額	21,998	16,435	34,554	43,219	22,727	26,651

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第170表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合	計 人 員	16,482	15,446	15,705	15,494	16,478	18,152
	金額	18,272,984	17,953,924	19,519,739	18,701,478	19,388,383	23,418,441
	退職共済年金 人員	11,093	11,345	11,703	11,419	11,873	13,805
	金額	14,146,017	14,244,868	15,701,216	14,695,289	14,862,862	18,904,945
	障害共済年金 人員	261	247	216	294	310	339
	金額	256,334	233,842	211,029	261,931	295,611	325,550
	遺族共済年金 人員	3,119	3,358	3,536	3,578	4,088	3,799
	金額	2,795,589	3,079,223	3,335,266	3,504,825	4,000,119	3,974,965
	退職年金 人員	34	29	28	17	26	40
	金額	54,457	43,447	43,340	27,177	39,754	63,880
	減額退職年金 人員	144	70	79	69	65	54
	金額	184,759	91,413	100,325	93,489	85,313	72,254
	通算退職年金 人員	1,687	287	63	43	47	64
	金額	648,911	101,651	18,418	8,941	8,606	9,131
	障害年金 人員	130	96	72	73	65	46
	金額	183,659	154,200	109,078	109,801	95,125	66,310
	遺族年金 人員	4	5	1	—	—	1
	金額	2,122	3,881	315	—	—	780
	通算遺族年金 人員	10	9	7	1	4	4
	金額	1,137	1,399	753	27	995	627

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合	計 人 員	193,899	204,739	215,888	226,784	237,927	250,910
	金額	239,829,036	257,825,815	278,022,073	298,486,378	313,928,999	344,438,298
	退職共済年金 人員	36,583	47,479	58,611	69,402	80,416	93,334
	金額	49,257,161	63,878,809	79,193,731	93,849,749	106,878,765	127,468,697
	障害共済年金 人員	686	875	1,047	1,275	1,515	1,795
	金額	713,546	905,054	1,094,127	1,303,632	1,541,806	1,862,962
	遺族共済年金 人員	10,387	13,580	16,912	20,204	23,932	27,329
	金額	9,598,667	12,780,160	16,336,926	20,166,713	24,178,217	28,987,190
	退職年金 人員	82,501	80,534	78,437	76,404	74,181	71,991
	金額	135,140,606	135,016,381	135,695,827	130,840,377	135,352,254	138,689,362
	減額退職年金 人員	6,526	6,521	6,533	6,533	6,507	6,482
	金額	8,391,043	8,571,312	8,832,325	9,120,963	9,224,082	9,669,167
	通算退職年金 人員	29,387	28,417	27,485	26,602	25,559	24,671
	金額	13,495,805	13,319,420	13,260,792	13,246,860	12,909,454	13,108,834
	障害年金 人員	3,205	3,161	3,093	3,028	2,946	2,874
	金額	4,365,404	4,414,743	4,424,318	4,472,636	4,410,571	4,506,684
	遺族年金 人員	21,814	21,411	21,061	20,678	20,270	19,883
	金額	18,212,052	18,283,378	18,520,164	18,814,503	18,767,886	19,458,663
	通算遺族年金 人員	2,810	2,761	2,709	2,658	2,601	2,551
	金額	654,752	656,557	663,863	670,946	665,964	686,740

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第171表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《年金》							
	新規裁定	1,108,663	1,162,367	1,242,900	1,207,014	1,176,622	1,290,130
	退職共済年金	1,275,220	1,255,608	1,341,640	1,286,916	1,251,820	1,369,427
	障害共済年金	982,121	946,728	976,988	890,923	953,583	960,326
	遺族共済年金	896,309	916,981	943,231	979,548	978,503	1,046,319
	退職年金	1,601,676	1,498,172	1,547,843	1,598,624	1,529,012	1,596,995
	減額退職年金	1,283,048	1,305,903	1,269,930	1,354,907	1,312,505	1,338,028
	通算退職年金	384,654	354,184	292,346	207,923	183,096	142,669
	障害年金	1,412,762	1,606,254	1,514,965	1,504,118	1,463,462	1,441,524
	遺族年金	530,550	776,160	315,300	—	—	780,000
	通算遺族年金	113,740	155,489	107,500	26,600	248,625	156,700
	年度末現在	1,236,876	1,259,290	1,287,807	1,316,170	1,319,434	1,372,756
	退職共済年金	1,346,449	1,345,412	1,351,175	1,352,263	1,329,073	1,365,726
	障害共済年金	1,040,154	1,034,347	1,045,012	1,022,457	1,017,694	1,568,088
	遺族共済年金	924,104	941,102	965,996	998,154	1,010,288	1,060,675
	退職年金	1,638,048	1,676,514	1,729,998	1,791,011	1,824,622	1,926,482
	減額退職年金	1,285,786	1,314,417	1,351,955	1,396,137	1,417,563	1,491,695
	通算退職年金	459,244	468,713	482,474	497,965	505,084	531,346
	障害年金	1,362,060	1,396,629	1,430,429	1,477,092	1,497,139	1,037,862
	遺族年金	834,879	853,925	879,358	909,880	925,895	978,658
	通算遺族年金	233,008	237,797	245,058	252,425	256,042	269,204
《一時金》							
	退職一時金	29,411	14,081	35,021	22,285	17,223	13,682
	脱退一時金	1,297,007	1,007,713	1,668,807	3,684,400	1,488,640	1,448,957
	障害一時金	1,095,233	1,822,700	891,450	1,436,325	1,336,500	1,353,800
	返還一時金	798,156	1,103,460	1,089,900	1,008,917	1,022,215	536,513
	死亡一時金	580,708	343,961	335,868	425,556	416,581	357,492
	特例死亡一時金	1,999,818	1,826,111	2,159,625	2,058,067	1,893,950	2,665,050

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」



第172表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収入	334,698,113	393,770,016	421,304,634	448,652,664	470,896,183	477,454,387
掛金収入	179,089,469	224,400,046	238,680,663	251,044,219	262,380,639	269,858,688
国庫補助金	36,695,882	37,751,502	40,090,166	44,383,911	45,710,804	47,920,589
基礎年金交付金	26,864,654	38,125,747	45,248,173	57,309,092	65,440,528	67,835,908
運用収入	83,576,803	86,198,982	89,803,761	90,528,146	91,770,237	86,196,950
助成金	2,950,000	4,220,000	4,620,000	4,820,000	4,980,000	5,150,000
給付金返還金	351,685	438,236	539,745	529,401	612,510	490,135
事業外収入	5,169,439	2,635,265	2,321,674	16,595	1,231	2,082
その他の収入	181	238	453	21,300	234	35
支出	334,698,113	393,770,016	421,304,634	448,652,664	470,896,183	477,454,387
退職給付金	188,015,708	202,622,067	219,467,014	236,047,866	247,751,821	264,085,803
障害給付金	4,483,936	4,597,054	4,695,450	4,789,085	4,836,582	4,783,976
遺族給付金	26,297,683	29,253,317	32,671,567	36,424,194	40,116,536	44,185,527
基礎年金拠出金	67,276,032	71,249,460	77,109,412	85,678,965	90,216,516	97,140,438
調整拠出金	—	1,311,265	1,599,923	1,597,268	1,318,539	1,304,537
償却費	91	62	62	35	85	633
事業外支出	386,256	295,516	305,448	349,006	395,804	487,606
業務経理へ繰入金	2,135,541	2,235,605	2,402,973	2,505,607	2,552,643	2,657,966
当期利益金	46,102,866	82,205,670	83,052,785	81,260,638	83,707,657	62,807,900
年度末現在給付準備金	1,394,067,371	1,476,273,041	1,559,325,826	1,640,586,464	1,724,294,121	1,787,102,021

(注) 1 事業外収入には給付金返還金と雑収入を含まない。  
2 「その他の収入」とは、雑収入と受取延滞金をいう。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第173表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収入	2,670,067	2,830,063	3,009,206	3,032,822	3,149,827	3,277,140
事務費国庫補助金	386,706	463,828	475,494	488,131	504,613	524,754
給付経理より繰入金	2,130,540	2,231,659	2,400,389	2,413,619	2,529,849	2,642,821
受取利息	97,627	79,458	78,838	72,930	54,866	48,874
資産見返繰入金戻入	43,538	43,206	42,441	44,878	47,569	47,776
雑収入	11,656	11,912	12,043	13,264	12,930	12,915
支出	2,670,067	2,830,063	3,009,206	3,032,822	3,149,827	3,277,140
人件費	1,386,598	1,471,840	1,587,346	1,599,679	1,722,393	1,730,135
事務費	1,240,099	1,315,017	1,379,418	1,388,265	1,379,965	1,499,229
償却費	43,205	42,423	42,328	42,876	46,759	47,207
固定資産処分損	334	783	113	—	—	—
雑損	—	—	—	2,002	709	569
当期剰余金(不足金)	△169	0	0	—	—	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

## 11 船員保険

第174表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《船舶所有者数》						
普通保険	9,877	9,600	9,305	9,008	8,629	8,388
漁船	4,655	4,441	4,209	4,006	3,696	3,542
その他	5,243	5,181	5,117	5,025	4,950	4,862
失業保険	6,240	6,125	5,971	5,844	5,740	5,646
《被保険者数》						
普通保険						
強制適用	132,205	126,724	120,634	115,625	110,459	105,422
漁船	64,237	58,786	53,140	47,995	44,084	41,134
その他	67,968	67,938	67,494	67,630	66,375	64,288
任意継続適用	11,416	10,184	10,011	9,656	9,813	9,135
失業保険	106,018	102,945	99,395	96,699	92,653	88,713
《被扶養者数》	297,287	272,349	256,669	238,025	228,373	211,241
(被保険者1人当り被扶養者数)	2.07	1.99	1.97	1.90	1.90	1.84
《平均標準報酬月額》						
普通保険						
強制適用	304,955	323,582	339,888	356,584	365,184	371,346
漁船	267,167	283,128	291,089	298,448	297,614	299,675
その他	340,669	358,586	378,309	397,482	410,061	417,204
任意継続適用	264,296	268,818	281,833	296,456	307,669	312,658
失業保険	324,430	343,582	359,995	377,102	387,294	394,497

(注) 船舶所有者数の漁船、その他は延数である。

資料：社会保険庁調

第175表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成7年3月末現在

標準報酬等級	標準報酬月額	普通保険(強制適用)			失業保険
		合計	漁船	その他	
総数	(千円)	105,422	41,134	64,288	88,713
第1級	92	359	344	15	83
2	98	146	132	14	92
3	104	263	244	19	134
4	110	500	496	4	118
5	118	324	315	9	36
6	126	484	480	4	203
7	134	542	500	42	135
8	142	438	408	30	102
9	150	832	720	112	282
10	160	906	801	105	480
11	170	967	790	177	399
12	180	1,307	1,090	217	545
13	190	1,222	978	244	538
14	200	2,590	1,812	778	1,316
15	220	3,870	2,371	1,499	2,448
16	240	4,655	2,847	1,808	3,204
17	260	5,436	3,321	2,115	3,969
18	280	6,232	3,701	2,531	5,027
19	300	8,058	3,877	4,181	6,846
20	320	6,949	3,602	3,347	5,885
21	340	5,948	2,019	3,929	5,496
22	360	6,088	1,801	4,287	5,692
23	380	7,375	1,908	5,467	6,974
24	410	8,315	1,685	6,630	7,948
25	440	6,933	1,144	5,789	6,660
26	470	5,563	798	4,765	5,417
27	500	4,439	652	3,787	4,283
28	530	3,344	495	2,849	3,257
29	560	2,607	391	2,216	2,560
30	590	1,861	254	1,607	1,819
31	620	1,543	229	1,314	1,522
32	650	1,222	166	1,056	1,208
33	680	829	116	713	818
34	710	835	138	697	819
35	750	588	125	463	580
36	790	497	108	389	488
37	830	417	85	332	411
38	880	389	35	354	386
39	930	228	38	190	223
40	980	321	118	203	310

資料：社会保険庁調

第176表 船員保険疾病部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計件数	3,038,800	2,851,029	2,767,480	2,665,072	2,499,018	2,449,099
金額	52,846,145	51,263,232	50,206,928	51,154,315	49,690,112	48,010,533
被保険者分件数	1,034,662	991,881	975,839	955,051	923,786	910,863
金額	31,246,040	30,272,238	29,676,435	30,377,717	30,060,479	28,644,325
診療費件数	880,741	844,310	679,651	812,824	778,560	759,703
日数	3,022,434	2,823,883	2,257,572	2,591,779	2,461,727	2,319,769
金額	20,901,873	20,224,190	17,313,393	20,735,871	20,278,437	19,228,175
薬剤の支給件数	74,376	72,868	73,238	76,143	80,898	91,376
処方箋枚数	121,921	117,843	116,978	122,602	128,887	145,202
金額	447,691	432,913	448,777	481,476	537,304	629,859
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)件数	—	—	—	—	—	14,431
日数	—	—	—	—	—	244,698
金額	—	—	—	—	—	404,958
訪問看護療養費件数	—	—	—	—	—	6
日数	—	—	—	—	—	29
金額	—	—	—	—	—	227
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)件数	—	—	—	—	—	7
日数	—	—	—	—	—	222
金額	—	—	—	—	—	33
療養費件数	28,491	28,233	26,773	25,939	25,071	24,153
金額	415,910	457,408	422,124	395,248	404,246	340,089
看護費件数	152	134	121	96	71	38
日数	2,492	3,079	2,741	1,770	1,699	1,018
金額	14,217	12,466	11,305	7,157	6,828	4,190
移送費件数	148	163	165	143	88	88
金額	46,031	101,122	81,487	58,050	38,427	33,593
高額療養費件数	1,172	1,068	1,061	1,251	1,201	1,290
金額	51,814	44,385	48,613	64,536	63,651	68,315
傷病手当金件数	(15,697)	(14,228)	(12,476)	(11,380)	(11,180)	(9,564)
金額	48,967	44,498	40,208	38,066	37,289	33,153
日数	(439,070)	(402,883)	(358,128)	(328,101)	(324,687)	(276,628)
金額	1,433,126	1,315,385	1,200,353	1,135,996	1,114,692	997,459
金額	(3,632,432)	(3,471,715)	(3,252,266)	(3,127,911)	(3,110,087)	(2,668,609)
金額	9,044,238	8,669,797	8,314,953	8,275,214	8,340,797	7,576,888
葬祭料件数	(149)	(160)	(108)	(123)	(125)	(73)
金額	595	572	605	554	538	507
金額	(81,831)	(89,973)	(66,340)	(76,192)	(93,621)	(48,477)
出産育児一時金件数	—	—	—	—	—	5
日数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	1,500
分娩費件数	7	10	8	13	22	9
金額	1,400	2,000	1,600	2,960	5,280	2,160

出産手当金	件数	7	15	8	9	27	19
	日数	905	1,896	1,093	951	2,531	2,108
	金額	2,762	6,351	3,380	3,558	9,973	8,561
育児手当金	件数	6	10	6	13	21	9
	金額	12	20	12	26	42	18
被扶養者分	件数	2,003,932	1,858,952	1,791,366	1,709,734	1,574,966	1,538,458
	金額	21,584,151	20,971,078	20,507,653	20,745,420	19,602,795	19,339,723
診療費	件数	1,790,886	1,652,118	1,301,824	1,500,913	1,366,109	1,316,269
	日数	4,737,042	4,313,487	3,338,678	3,813,048	3,435,866	3,251,706
	金額	19,069,983	18,541,640	15,649,862	18,120,993	17,070,543	16,452,077
薬剤の支給	件数	158,593	153,898	155,538	159,904	163,171	179,200
処方箋枚数	金額	276,337	264,050	265,385	272,714	275,428	300,686
	金額	481,087	471,538	521,289	575,977	613,222	711,820
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	—	—	—	—	—	11,924
	日数	—	—	—	—	—	185,852
	金額	—	—	—	—	—	266,869
訪問看護療養費	件数	—	—	—	—	—	9
	日数	—	—	—	—	—	61
	金額	—	—	—	—	—	354
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数	—	—	—	—	—	2
	日数	—	—	—	—	—	78
	金額	—	—	—	—	—	12
療養費	件数	38,583	38,149	36,774	35,902	33,673	32,380
	金額	200,118	196,656	190,537	191,755	186,540	180,630
看護費	件数	114	90	113	122	109	41
	日数	2,775	1,950	2,943	3,013	3,003	1,011
	金額	9,558	7,057	9,564	9,498	8,977	3,072
移送費	件数	7	5	6	1	9	6
	金額	224	102	454	56	1,567	464
高額療養費	件数	7,053	6,747	6,137	5,973	5,712	5,382
	金額	353,549	345,030	316,327	372,278	356,545	326,490
家族葬祭料	件数	1,806	1,728	1,730	1,661	1,548	1,522
	金額	768,595	775,892	822,930	843,642	798,736	798,776
配偶者出産育児一時金	件数	—	—	—	—	—	868
	日数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	260,400
配偶者分娩費	件数	3,471	3,135	2,816	2,647	2,342	1,400
	金額	694,200	627,000	563,200	626,000	562,080	336,000
育児手当金	件数	3,419	3,082	2,765	2,611	2,293	1,379
	金額	6,838	6,164	5,530	5,222	4,586	2,758
世帯合算高額療養費	件数	206	196	275	287	266	278
	金額	15,953	19,915	22,841	31,178	26,838	26,485

(注) 1 ( ) 内の数字は職務上(再掲)を示す。  
 2 老人保健による給付分を除く。  
 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び日数は、診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

資料：社会保険庁調

第177表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
被保険者分	件数	880,741	844,310	833,646	812,824	778,560
	日数	3,022,434	2,823,883	2,689,454	2,591,779	2,461,727
	金額	20,901,873	20,224,190	19,984,567	20,735,871	20,278,437
一般診療	件数	715,012	685,256	679,651	662,687	634,784
	日数	2,549,471	2,370,922	2,257,572	2,167,816	2,059,080
	金額	18,087,400	17,445,216	17,313,393	17,888,296	17,590,325
入院	件数	45,373	42,240	39,807	37,612	35,878
	日数	839,195	776,034	717,518	671,769	641,127
	金額	10,210,428	9,760,494	9,473,974	10,003,525	9,822,337
入院外	件数	669,639	643,016	639,844	625,075	598,906
	日数	1,710,276	1,594,888	1,540,054	1,496,047	1,417,953
	金額	7,876,972	7,684,722	7,839,419	7,884,771	7,767,987
歯科診療	件数	165,729	159,054	153,995	150,137	143,776
	日数	472,963	452,961	431,882	423,963	402,647
	金額	2,814,473	2,778,974	2,671,174	2,847,576	2,688,112
被扶養者分	件数	1,790,886	1,652,118	1,585,487	1,500,913	1,366,109
	日数	4,737,042	4,313,487	4,081,204	3,813,048	3,435,866
	金額	19,069,983	18,541,640	18,077,823	18,120,993	17,070,543
一般診療	件数	1,473,116	1,353,796	1,301,824	1,236,385	1,122,107
	日数	3,884,093	3,525,396	3,338,678	3,127,715	2,806,921
	金額	16,383,479	16,001,461	15,649,862	15,701,680	14,824,804
入院	件数	39,183	36,340	34,230	31,298	28,958
	日数	623,458	584,272	538,039	495,145	455,844
	金額	7,336,133	7,251,550	6,828,807	7,069,484	6,722,560
入院外	件数	1,433,933	1,317,456	1,267,594	1,205,087	1,093,149
	日数	3,260,635	2,941,124	2,800,639	2,632,570	2,351,077
	金額	9,047,347	8,749,911	8,821,055	8,632,196	8,102,244
歯科診療	件数	317,770	298,322	283,663	264,528	244,002
	日数	852,949	788,091	742,526	685,333	628,945
	金額	2,686,503	2,540,179	2,427,961	2,419,313	2,245,739

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第178表 船員保険疾病部門給付諸率

(金額 単位 円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成元年度(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992), 5(1993), 6(1994). Rows include categories like 診療費, 一般診療, 入院, 入院外, 歯科診療, 看護費, 傷病手当金, 葬祭料, 分娩費, 出産手当金, 被扶養者分.

(注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
2 「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。
3 平成6年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含めなければ117,747人、含めれば118,005人である。

資料：社会保険庁調

第179表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92), 5('93), 6('94). Rows include 合計, 障害年金, 遺族年金.

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92), 5('93), 6('94). Rows include 合計, 障害年金, 遺族年金.

資料：社会保険庁調

第180表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92), 5('93), 6('94). Rows include 合計, 障害手当金, 遺族一時金, その他の一時金.

資料：社会保険庁調

第181表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

(i) 年金

(金額 単位 円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92), 5('93), 6('94). Rows include 新規裁定分, 障害年金, 遺族年金, 年度末現在, 障害年金, 遺族年金.

(ii) 一時金

(金額 単位 円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92), 5('93), 6('94). Rows include 障害手当金, 遺族一時金, その他の一時金.

資料：社会保険庁調

第182表 船員保険失業部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計 件数	69,167	50,471	49,432	44,598	51,100	47,718
金額	9,356,277	7,170,382	7,575,620	7,309,325	8,388,450	8,385,477
失業保険金件数	58,443	44,182	43,400	39,061	43,444	42,984
日数	1,391,956	1,051,861	1,031,623	931,034	1,039,771	1,030,322
金額	8,460,270	6,444,962	6,713,824	6,498,018	7,337,019	7,476,100
傷病給付金件数	426	286	305	226	318	281
日数	10,975	7,576	8,119	6,063	8,961	7,979
金額	64,911	47,275	53,688	44,369	61,482	55,205
技能習得手当 受講手当件数	7,381	3,808	3,392	3,203	2,574	2,332
日数	137,644	73,142	65,900	59,278	47,682	43,173
金額	81,210	43,154	38,881	34,974	28,132	25,472
通所手当件数	6,088	3,011	2,613	2,641	2,183	1,907
月数	7,747	3,419	2,874	2,792	2,591	1,928
金額	53,809	29,007	26,248	26,457	22,078	20,034
寄宿手当件数	712	373	285	218	210	271
日数	19,557	10,859	8,655	6,194	5,415	7,651
金額	6,222	3,496	2,821	2,021	2,071	2,727
再就職手当件数	1,834	1,443	1,650	1,481	1,533	1,258
日数	85,470	68,204	79,416	65,129	76,720	60,772
金額	506,618	406,317	504,301	266,532	507,162	422,777
高齢求職者給付金件数	371	379	400	409	616	592
日数	34,339	36,507	39,969	42,016	64,431	59,013
金額	183,237	196,171	235,863	266,532	415,756	383,162
移転に要する費用件数	386	217	239	187	222	251
金額	17,886	10,425	14,559	12,820	14,751	16,321
失業保険金 月末受給者数(年間平均)	4,001	3,090	3,021	2,707	3,038	2,941
1,000人当り失業者数	37	29	30	27	34	32
1件当り日数	23.8	23.8	23.8	23.8	23.9	24.0
1日当り金額	6,078	6,127	6,058	6,979	7,056	7,256
1件当り金額	144,761	145,873	154,698	166,356	168,885	173,928
傷病給付金 1件当り日数	25.8	26.5	26.6	26.8	28.2	28.4
1日当り金額	5,914	6,240	6,613	7,318	6,861	6,919
1件当り金額	152,372	165,298	176,026	196,321	193,339	196,459
受講手当 1件当り日数	18.2	19.2	19.4	18.51	18.5	18.5
1日当り金額	590	590	590	590	590	590
1件当り金額	11,003	11,332	11,463	10,919	10,929	10,923
寄宿手当 1件当り日数	27.5	29.1	30.4	28.41	25.8	28.2
1日当り金額	318	322	326	326	383	356
1件当り金額	8,739	9,371	9,898	9,273	9,864	10,063

(注) 1 通所手当の件数は、受講手当の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まない。  
2 移転に要する費用は合計には含まない。

資料：社会保険庁調

第183表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収 入	108,347,277	110,488,467	113,840,100	115,630,345	116,013,574	111,902,986
保 険 料	95,746,334	98,165,682	100,720,656	100,287,733	99,094,357	95,593,930
疾病給付	68,038,953	69,114,338	66,554,679	66,198,873	65,389,204	63,112,047
年金給付	11,345,219	12,499,229	17,421,604	17,324,633	17,073,558	16,422,167
失業給付	8,868,953	9,005,586	9,103,455	9,168,772	9,160,165	8,856,758
福祉施設	6,893,756	6,594,611	6,653,249	6,633,822	6,525,292	6,243,289
業務取扱費	599,473	951,918	987,669	961,683	946,138	959,669
利 子	2,285,856	2,501,509	2,934,622	3,627,288	4,127,971	4,202,985
国庫負担金	9,225,699	5,721,855	5,966,909	6,440,924	6,085,268	6,195,785
疾病給付	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
年金給付	46,771	40,912	42,898	43,106	39,521	39,130
失業給付	4,843,227	1,330,333	1,571,243	1,985,467	1,729,684	1,790,878
業務取扱費	1,335,701	1,350,610	1,352,768	1,412,351	1,316,063	1,365,777
厚年特会業務勘定より受入	—	1,633,991	2,464,238	2,466,805	2,467,932	2,383,742
積立金より受入	289,137	—	—	—	—	—
雑 収 入	800,251	1,136,610	794,910	2,045,870	3,220,725	2,754,630
前年度剰余金受入	—	1,328,820	958,765	761,725	1,017,321	771,893
支 出	107,799,298	101,553,512	99,747,525	103,597,776	106,444,626	104,488,912
保 険 給 付 費	64,858,351	61,306,946	60,365,039	61,138,531	61,727,805	59,756,802
疾病給付	53,325,459	51,652,324	50,467,682	51,268,820	50,106,759	48,233,350
年金給付	2,139,604	2,445,586	2,318,071	2,506,323	3,219,070	3,102,905
失業給付	9,393,288	7,209,036	7,579,286	7,363,388	8,401,976	8,420,547
老人保健拠出金	15,540,789	14,552,065	13,862,135	13,559,882	14,214,229	14,504,844
退職者給付拠出金	2,585,967	2,148,955	1,721,520	2,469,948	2,633,886	2,872,626
福祉施設費	7,541,536	6,849,024	6,583,678	7,908,964	9,537,538	8,880,378
業務取扱費	2,662,350	2,740,419	2,750,190	2,762,562	2,714,295	2,769,338
諸 支 出 金	14,609,513	13,955,760	14,464,963	15,757,807	15,616,449	15,704,798
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	792	343	46	82	424	126
収 入 支 出 差 引	547,979	8,934,955	14,092,575	12,032,569	9,568,948	7,414,053
翌年度へ繰越	1,328,820	958,764	761,725	1,017,321	771,893	566,396
積立金へ繰入	—	7,976,191	13,330,850	11,015,248	8,797,055	6,847,657
積立金から補足	△780,841	—	—	—	—	—
年度末現在積立金	61,580,346	69,556,537	82,887,387	93,902,635	102,699,690	109,547,347

資料：社会保険庁調

第184表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
徴収決定額	103,130,898	104,219,736	105,745,999	105,056,482	103,974,146	101,331,637
現年度分	95,655,380	98,365,110	100,875,922	100,752,568	99,795,769	96,953,686
前年度からの繰越額	7,475,518	5,854,626	4,870,077	4,303,913	4,178,377	4,377,951
収納済額	95,746,334	98,165,682	100,720,656	100,287,733	99,094,357	95,593,930
不納欠損額	1,528,455	1,174,767	718,486	579,639	501,260	748,551
収納未済額	5,856,109	4,879,288	4,306,857	4,189,110	4,378,530	4,989,156
収納率 (%)	92.8	94.2	95.2	95.2	95.3	94.3

資料：社会保険庁調

12 雇用保険

第185表 雇用保険適用状況

(単位 所・人)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《一般、高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》						
適用事業所数 <sup>(注1)</sup>	1,698,185	1,757,084	1,805,299	1,841,042	1,866,278	1,893,704
新規加入	109,705	106,261	101,598	92,565	85,569	88,816
廃止・脱退	52,286	50,952	57,130	59,936	63,401	64,168
被保険者数 <sup>(注1)</sup>	30,444,353	31,397,790	32,254,447	32,834,700	33,071,811	33,358,438
資格取得者数 <sup>(注2)</sup>	535,014	550,800	550,771	522,308	482,453	495,583
資格喪失者数 <sup>(注2)</sup>	453,946	470,942	478,410	473,342	462,354	471,204
《日雇労働被保険者関係》						
被保険者数 <sup>(注1・3)</sup>	94,867	84,793	79,803	68,801	63,954	60,895

(注) 1) 適用事業所数、被保険者数は年度末現在。

2) 年度平均を示す。

3) 日雇求職者手帳交付数より推計した。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第186表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成7年3月現在 (単位：所、人)

区分	総数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合計	1,893,704	1,053,666	660,398	128,379	44,527	6,734
農業	8,422	5,637	2,504	247	34	0
林業	3,616	2,343	1,094	167	12	0
漁業	2,757	1,943	724	74	13	3
鉱業	4,690	1,982	2,283	345	70	10
建設業	304,900	179,418	111,382	11,385	2,391	324
製造業	425,062	207,677	159,655	40,443	14,670	2,617
電気・ガス・熱供給・水道業	1,832	751	560	213	210	98
運輸・通信業	73,067	22,621	34,071	11,681	4,097	597
卸売・小売業・飲食店	468,467	282,349	149,786	26,061	8,962	1,309
金融・保険・不動産業	56,299	30,912	17,002	5,650	2,220	515
サービス業	529,920	309,595	176,613	30,986	11,493	1,233
公務	14,033	8,047	4,524	1,089	345	28
分類不能	639	391	200	38	10	0
《被保険者数》						
合計	33,358,438	1,947,876	7,373,964	6,617,071	8,684,320	8,735,207
農業	50,563	7,865	25,638	11,693	5,367	0
林業	24,704	2,729	12,495	7,910	1,570	0
漁業	18,608	2,278	8,111	3,402	2,329	2,488
鉱業	70,158	3,915	27,558	16,615	12,504	9,566
建設業	2,828,787	313,890	1,168,237	552,099	446,537	348,024
製造業	10,753,139	392,021	1,881,423	2,109,986	2,892,972	3,476,737
電気・ガス・熱供給・水道業	245,739	1,393	7,039	12,057	45,211	180,039
運輸・通信業	2,899,849	44,959	444,881	607,886	785,442	1,016,681
卸売・小売業・飲食店	6,916,163	513,732	1,629,102	1,337,285	1,769,064	1,666,980
金融・保険・不動産業	1,857,283	51,886	224,046	287,145	467,152	827,054
サービス業	7,462,980	599,132	1,889,486	1,613,469	2,188,025	1,172,868
公務	223,575	13,317	53,754	55,673	66,061	34,770
分類不能	6,890	759	2,194	1,851	2,086	0

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第187表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区分	平成5年度 (1993)			平成6年度 (1994)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 月平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 月平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	1,495,998,157	—	—	1,704,485,476
I 一般求職者給付	—	—	1,180,618,582	—	—	1,358,557,470
基本手当	—	—	1,169,657,158	—	—	1,346,945,113
基本分	1,565,728	699,411	1,145,562,741	1,643,058	779,961	1,320,867,765
(うち短時間分)	25,174	8,939	—	29,695	11,531	—
個別延長給付	9,733	2,186	2,610,072	23,289	4,460	5,561,625
訓練延長給付	32,382	11,335	20,688,820	34,056	10,985	19,836,303
広域延長給付	0	0	0	0	0	0
特例訓練給付	811	381	795,524	747	330	679,420
技能習得手当	—	—	4,412,131	—	—	4,425,704
受講手当	39,252	18,723	2,443,030	41,001	18,668	2,434,066
特定職種受講手当	2,823	1,669	41,164	2,877	1,686	41,109
通所手当	36,801	17,503	1,927,936	38,543	17,490	1,950,529
寄宿手当	96	70	8,497	95	66	8,072
傷病手当	15,597	3,339	6,540,796	16,371	3,541	7,178,581
II 高年齢求職者給付	97,223	—	59,827,754	109,512	—	68,132,826
(うち短時間分)	1,935	—	—	3,066	—	—
III 短期雇用特例求職者給付	459,544	—	130,265,959	439,012	—	124,691,972
IV 就職促進給付	—	—	98,336,067	—	—	123,886,298
再就職手当	293,803	—	95,857,141	309,269	—	121,085,317
常用就職支度金	13,566	—	2,413,906	15,918	—	2,732,732
移転費	504	—	62,158	519	—	65,225
広域求職活動費	59	—	2,863	63	—	3,024
V 日雇求職者給付	—	—	26,949,795	—	—	29,216,910
普通給付	—	40,712	26,944,771	—	39,265	29,211,806
第1級	—	34,082	24,552,029	—	30,161	24,540,768
第2級	—	4,207	1,769,117	—	5,487	3,387,449
第3級	—	1,938	441,747	—	3,408	1,251,148
第4級	—	485	82,979	—	209	33,234
特例給付	20	5	5,024	34	6	5,104

(注) 1 給付額は決算値である。ただし、V日雇求職者給付の普通給付、特別給付については、暫定数であり年度計と一致しない。

2 初回受給者数欄は、II高年齢求職者給付、III短期雇用特例求職者給付については支給人員数である。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第188表 一般求職者給付の状況

平成6年度(単位：人、円、件)

	計(短時間を含む)	うち男	うち女
① 一般求職者給付支給総額	1,354,319,030,015	816,019,240,121	538,299,789,894
② 一般受給資格決定件数	1,969,821	905,021	1,064,800
③ ②のうち65歳定年退職者等	11,711	9,050	2,661
④ 基本手当受給者実人員	791,368	391,577	399,791
⑤ 基本手当支給総額	1,342,706,673,001	808,134,153,278	534,572,519,723

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定数である。

(基本手当基本分(短時間を除く))	⑥ 初回受給者数			⑦ 受給者実人員			⑧ 支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,613,363	720,084	893,279	768,430	383,009	385,421	1,139,251	457,509	681,742
被保期間1年以上	1,494,368	676,554	817,814	736,174	371,353	364,821	1,060,685	429,107	631,578
30歳未満	482,119	106,115	376,004	142,035	28,824	113,211	380,327	68,526	311,801
被保期間1～9年(90日)	469,051	103,236	365,815	135,576	27,731	107,845	370,835	67,404	303,431
10年以上(180日)	13,068	2,879	10,189	6,458	1,093	5,366	9,492	1,122	8,370
30歳～45歳未満	296,832	134,963	161,869	117,433	50,392	67,041	189,830	69,334	120,496
被保期間1～4年(90日)	120,428	43,573	76,855	34,103	11,866	22,237	91,369	30,353	61,016
5～9年(180日)	81,479	38,204	43,275	36,424	15,441	20,983	48,218	18,154	30,064
10年以上(210日)	94,925	53,186	41,739	46,906	23,085	23,821	50,243	20,827	29,416
45歳～55歳未満	216,565	98,727	117,838	107,774	44,754	63,020	117,976	41,921	76,055
被保期間1～4年(180日)	75,637	28,861	46,776	34,550	12,088	22,462	47,627	15,429	32,198
5～9年(210日)	54,367	20,140	34,227	25,954	8,577	17,377	29,116	8,423	20,693
10年以上(240日)	86,561	49,726	36,835	47,269	24,089	23,181	41,233	18,069	23,164
55歳以上	472,081	318,149	153,932	349,202	233,803	115,399	353,442	236,448	116,994
被保期間1～4年(210日)	91,292	57,686	33,606	53,038	33,246	19,791	71,599	44,732	26,867
5～9年(240日)	76,829	47,767	29,062	49,539	30,417	19,121	56,281	34,709	21,572
10年以上(300日)	303,960	212,696	91,264	246,626	170,140	76,486	225,562	157,007	68,555
就職困難者	26,771	18,600	8,171	19,731	13,580	6,151	19,110	12,878	6,232
55歳未満(240日)	15,431	9,640	5,791	9,773	5,826	3,947	9,614	5,553	4,061
55歳以上(300日)	11,340	8,960	2,380	9,958	7,754	2,204	9,496	7,325	2,171
被保期間1年未満(90日)	118,995	43,530	75,465	32,256	11,656	20,600	78,566	28,402	50,164

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第189表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

（単位 千円）

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
《保険料収入》						
徴収決定済額	1,755,877,034	1,906,949,942	2,082,293,180	1,927,561,442	1,788,701,000	1,791,370,143
収納済歳入額	1,738,786,661	1,890,943,569	2,063,286,806	1,903,967,769	1,762,128,442	1,762,648,215
不納欠損額	1,134,461	873,210	786,531	679,162	877,357	735,707
収納未済歳入額	15,955,911	15,133,162	18,219,842	22,914,510	25,695,199	27,986,221
収納率(%)	99.0	99.2	99.1	98.8	98.5	98.4
郵政事業特別会計より受入	1,819,966	1,681,934	1,541,163	1,370,162	1,169,532	1,251,365

資料：労働省職業安定局調

第190表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

（単位 千円）

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収 入	2,106,804,160	2,307,028,984	2,551,407,986	2,459,449,876	2,355,441,925	2,566,634,870
徴収勘定より受入	1,740,160,583	1,898,795,304	2,066,924,589	1,906,060,257	1,763,998,223	1,764,535,973
一般会計より受入	222,132,816	232,546,530	250,033,538	255,522,063	279,850,000	249,850,000
運用収入	108,003,734	149,407,640	204,449,171	262,564,407	282,404,542	272,481,604
積立金より受入	—	—	—	—	—	200,000,000
雇用安定資金より受入	—	—	—	—	—	50,000,000
雑収入	8,740,512	8,817,880	7,471,805	8,210,601	8,717,492	8,939,067
前年度繰越資金受入	27,766,514	17,461,609	22,528,883	27,092,549	20,471,668	20,828,225
支 出	1,624,243,371	1,509,109,777	1,558,672,566	1,795,483,413	2,155,929,911	2,364,306,247
失業給付費	980,354,723	968,692,423	1,047,714,699	1,245,757,864	1,495,993,133	1,704,480,372
業務取扱費	49,695,758	52,012,056	53,520,173	55,797,540	56,128,455	59,450,172
施設整備費	3,569,329	2,972,067	4,046,359	5,797,642	20,025,627	11,809,888
雇用安定等事業費	491,339,380	398,594,577	348,051,086	351,665,233	399,623,221	472,985,111
雇用促進事業団出資	81,716,112	67,840,885	64,674,814	103,928,668	163,441,979	92,243,539
徴収勘定へ繰入	17,568,069	18,997,767	19,733,659	20,601,732	20,717,497	23,337,165
雇用安定資金へ繰入	—	—	20,931,777	11,934,733	—	—
収支差引残	482,560,789	797,919,186	992,735,420	663,966,463	199,512,014	202,328,623

資料：決算書

### 13 労働者災害補償保険

第191表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在（単位 場、人）

区 分	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
適用事業場数	2,342,024	2,421,318	2,491,801	2,541,761	2,576,794	2,604,094
新規加入	371,527	315,951	304,480	302,457	288,728	282,485
消 滅	299,990	236,657	233,997	252,497	253,695	255,185
適用労働者数	41,249,304	43,222,324	44,469,300	45,831,524	46,633,380	47,017,275
新規加入	8,854,746	7,094,210	7,459,155	6,251,865	7,350,667	6,315,902
消 滅	7,330,079	5,121,190	6,212,179	4,889,641	6,548,811	5,932,007

《業種別》

年度末現在（単位 場、人）

区 分	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
全 業 種	2,342,024 (41,249,304)	2,421,318 (43,222,324)	2,491,801 (44,469,300)	2,541,761 (45,831,524)	2,576,794 (46,633,380)	2,604,094 (47,017,275)
林 業	31,092 (156,512)	30,416 (153,600)	29,705 (146,023)	28,378 (136,319)	27,926 (131,811)	26,960 (126,166)
漁 業	6,904 (57,179)	6,855 (58,114)	6,716 (57,511)	6,523 (57,880)	6,426 (56,792)	6,261 (56,459)
鉱 業	6,351 (56,321)	6,314 (52,438)	6,245 (50,300)	6,237 (51,971)	6,145 (55,222)	6,061 (55,026)
建設事業	603,231 (5,545,040)	622,043 (5,837,942)	635,196 (5,837,428)	648,505 (5,849,446)	659,382 (5,857,656)	666,500 (5,886,845)
製造業	537,347 (11,190,742)	548,075 (11,522,541)	556,543 (11,744,379)	556,744 (11,883,818)	551,272 (11,804,376)	544,275 (11,629,223)
運輸業	62,502 (2,121,489)	64,988 (2,178,205)	67,198 (2,251,408)	68,712 (2,300,776)	69,678 (2,337,541)	70,334 (2,350,323)
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,868 (178,572)	1,911 (161,361)	1,929 (167,000)	1,948 (178,116)	1,952 (181,237)	1,962 (188,255)
その他の事業	1,092,729 (21,943,449)	1,140,716 (23,258,123)	1,188,269 (24,215,251)	1,224,714 (25,373,198)	1,254,013 (26,208,745)	1,281,741 (26,724,978)

（注）（ ）は適用労働者数。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」



第192表 労働者災害補償保険保険給付支払状況

(単位 件、日、千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計 件数	5,232,359	5,166,480	5,066,634	4,950,733	4,869,558	4,804,607
金額	741,378,235	753,128,106	770,681,749	791,626,306	799,975,317	806,931,686
療養補償給付 件数	3,229,228	3,195,011	3,120,529	3,027,761	2,960,621	2,922,580
日数	67,114,866	66,714,967	65,499,557	64,117,418	62,718,713	61,934,686
金額	230,073,817	228,384,455	225,960,463	235,192,179	234,920,800	236,051,053
休業補償給付 件数	879,334	844,827	819,439	793,101	772,580	748,659
日数	27,104,719	26,219,144	25,634,482	24,770,572	24,090,489	23,572,399
金額	132,824,488	134,197,091	137,776,497	136,298,558	134,436,043	133,220,089
障害補償一時金 件数	40,759	38,716	37,108	35,215	34,132	32,564
金額	62,625,199	61,983,427	62,486,470	62,426,977	61,968,188	60,774,183
遺族補償一時金 件数	768	819	894	866	867	838
金額	5,145,626	5,579,612	6,364,285	6,460,071	6,495,666	6,349,473
葬 祭 料 件数	3,894	3,846	4,015	3,753	3,767	3,775
金額	2,023,908	2,094,820	2,332,401	2,204,140	2,277,802	2,328,582
年金等給付 件数	1,078,376	1,083,261	1,084,649	1,090,037	1,091,591	1,096,191
金額	308,685,197	320,888,701	335,761,633	349,044,382	359,876,818	368,208,305
障害補償年金 件数	317,942	326,076	332,985	339,657	345,746	352,000
金額	100,910,795	107,302,275	114,500,441	121,034,195	127,368,275	132,235,996
遺族補償年金 件数	342,884	352,238	360,717	369,238	376,646	384,309
金額	125,721,226	133,114,151	141,845,917	148,912,003	155,450,292	160,748,636
傷病補償年金 件数	88,134	84,736	81,370	78,285	74,692	71,376
金額	50,871,594	50,421,033	50,248,712	49,864,540	48,992,059	47,469,180
傷病補償年金に係る 件数	329,416	320,211	309,577	302,857	294,507	288,506
療養補償給付 金額	31,181,582	30,051,243	29,166,563	29,233,643	28,066,193	27,754,494

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には、前払一時金を含む。  
資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第193表 労働保険保険料徴収状況 (労災勘定)

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
徴収決定済額	1,409,510,667	1,535,922,919	1,651,298,758	1,695,864,604	1,683,859,517	1,669,184,790	1,572,745,430
収納済額	1,388,016,325	1,515,077,761	1,628,323,361	1,667,602,300	1,651,583,709	1,633,356,459	1,535,800,346
不納欠損額	1,205,878	1,795,818	912,900	682,379	920,292	738,433	1,209,868
収納未済入額	20,288,463	19,049,340	22,062,497	27,579,925	31,355,515	35,089,898	35,735,216
収納率(%)	98.5	98.6	98.6	98.3	98.1	97.9	97.7

資料：労働省労働基準局調

第194表 労働者災害補償保険保険給付平均支払額

(単位 日、円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
1日当り療養補償給付	3,428	3,423	3,450	3,668	3,746	3,811
1日当り休業補償給付	4,900	5,118	5,375	5,502	5,580	5,652
1件当り療養日数	20.8	20.9	21.0	21.2	21.2	21.2
1件当り休業日数	30.8	31.0	31.3	31.2	31.2	31.5
1件当り障害補償一時金	1,536,475	1,600,977	1,683,908	1,772,738	1,815,545	1,866,300
1件当り遺族補償一時金	6,700,034	6,812,713	7,118,887	7,459,666	7,492,118	7,576,937
1件当り葬祭料	519,750	544,675	580,922	587,301	604,673	616,843
平均給付基礎日額	8,167	8,530	8,958	9,171	9,301	9,419
1日当り療養補償費の平均 給付基礎日額に対する比(%)	42.0	40.1	38.5	40.0	40.3	40.5

資料：労働省労働基準局労災保険業務室「労災保険事業月報」

第195表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
収 入	2,070,213,205	2,173,477,734	2,246,925,172	2,245,026,367	2,209,649,669	2,170,267,513
徴収勘定より受入	1,377,715,240	1,532,432,405	1,640,477,853	1,668,358,604	1,652,364,625	1,634,129,812
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000
未經過保険料受入	41,049,448	52,314,560	63,184,427	64,363,528	63,483,236	58,527,917
支払備金受入	580,723,065	480,216,203	400,241,072	335,950,055	280,290,796	233,039,541
雑 収 入	67,566,942	106,385,923	140,120,642	171,736,823	211,604,693	240,315,864
前年度繰越資金受入	1,851,510	821,642	1,594,179	3,310,353	599,319	2,947,379
支 出	1,057,233,491	1,087,945,730	1,131,455,206	1,170,554,373	1,230,473,727	1,255,644,186
保険給付費	741,378,235	753,128,106	770,681,749	791,626,306	799,975,317	806,931,686
業務取扱費等	39,486,642	41,496,531	43,611,316	44,962,639	50,897,106	48,277,499
労働福祉事業費	185,983,216	193,137,313	211,220,789	214,625,889	229,181,132	229,523,565
労働福祉事業団出資	24,844,328	28,995,527	22,699,681	35,073,082	64,878,863	41,668,177
徴収勘定へ繰入	65,541,071	71,188,253	83,241,671	84,266,458	85,541,309	129,243,259
収支差引残	1,012,979,713	1,085,532,004	1,115,469,966	1,074,471,990	979,175,941	914,623,327

資料：決算書

14 公務災害補償

第196表 国家公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成元年度 (1989), 2 (1990), 3 (1991), 4 (1992), 5 (1993), 6 (1994). Rows include categories like 療養補償, 休業補償, 傷病補償年金, etc.

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。 2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第197表 国家公務員災害補償1件当たり補償費

(単位：円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成元年度 (1989), 2 (1990), 3 (1991), 4 (1992), 5 (1993), 6 (1994). Rows include categories like 療養補償, 休業補償, 傷病補償年金, etc.

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第198表 地方公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

Table with 7 columns: 区, 分, 平成元年度 (1989), 2 (1990), 3 (1991), 4 (1992), 5 (1993), 6 (1994). Rows include categories like 療養補償, 休業補償, 傷病補償年金, etc.

(注) 1 通勤災害を含む。 2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第199表 地方公務員災害補償1件当たり補償費

Table with 7 columns: 区, 分, 平成元年度 (1989), 2 (1990), 3 (1991), 4 (1992), 5 (1993), 6 (1994). Rows include categories like 療養補償, 休業補償, 傷病補償年金, etc.

(注) 1 通勤災害を含む。 2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

## 第6節 高齢者保健（医療）福祉

### 1 総括

第200表 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し（新ゴールドプラン）

事 項	5年度予算	6年度予算	7年度予算	8年度予算	整備目標(11年度)
1. 在宅福祉対策の緊急整備					
(1) ホームヘルパー（訪問し介護を行う者）の充実	52,405人 (+ 6,000人)	59,005人 (+ 6,600人)	92,482人 (+ 33,477人)	122,482人 (+ 30,000人)	170,000人
(2) ショートステイ（特別養護老人ホーム等に短期滞在する事業）の充実	19,674人分 (+ 4,000人分)	24,274人分 (+ 4,600人分)	30,627人分 (+ 6,353人分)	36,727人分 (+ 6,100人分)	60,000人分
(3) デイ・サービス（日帰りで介護サービスを受ける事業）の充実	4,330か所 (+ 850か所)	5,180か所 (+ 850か所)	6,273か所 (+ 1,093か所)	7,573か所 (+ 1,300か所)	17,000か所
(4) 在宅介護支援センターの充実	1,800か所 (+ 600か所)	2,400か所 (+ 600か所)	3,472か所 (+ 1,072か所)	4,672か所 (+ 12,000か所)	10,000か所
(5) 老人訪問看護ステーション	—	—	1,500か所	2,300か所	5,000か所
(6) ・「住みよき福祉のまちづくり事業」の推進 ・「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」	150市町村 (新規 50市町村)	100市町村	50市町村	—	—
	—	30か所	45か所	50か所	—
2. 「ねたきり老人ゼロ作戦」の展開					
(1) 機能訓練の充実					
① 機能訓練を行う場の確保（市町村保健センター等の活用）	5,213か所 (+ 215か所)	5,428か所 (+ 215か所)	5,643か所 (+ 215か所)	5,858か所 (+ 215か所)	—
② 機能訓練会場への送迎のためのリフト付バスの配備	215台	215台	215台	215台	—
(2) 脳卒中情報システムの整備	15県	47県	47県	47県	—
(3) 脳卒中、骨折等の予防のための健康教育等の充実	24,171百万円	23,685百万円	23,079百万円	22,722百万円	—
3. 在宅福祉等充実のための長寿社会福祉基金	—	—	—	—	—
4. 施設の緊急整備（整備費）					
(1) 特別養護老人ホームの整備	202,019人分 (+ 10,000人分)	212,019人分 (+ 10,000人分)	231,509人分 (+ 19,490人分)	247,109人分 (+ 15,600人分)	290,000人分
(2) 老人保健施設の整備	113,811人分 (+ 22,000人分)	139,811人分 (+ 26,000人分)	165,811人分 (+ 26,000人分)	191,811人分 (+ 26,000人分)	280,000人分
(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備	16,700人分 (+ 7,000人分)	23,700人分 (+ 7,000人分)	30,700人分 (+ 7,000人分)	38,200人分 (+ 7,500人分)	100,000人分
(4) 高齢者生活福祉センターの整備	160か所 (+ 40か所)	200か所 (+ 40か所)	240か所 (+ 40か所)	280か所 (+ 40か所)	400か所

事 項	5年度予算	6年度予算	7年度予算	8年度予算	整備目標(11年度)
5. 高齢者の生きがい対策の推進					
(1) 「明るい長寿社会づくり推進機構」の設置	47県	47県	47県	47県	—
(2) 「高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業」	306市町村 (新規153市町村)	306市町村 (新規153市町村)	153市町村	59市町村	—
6. 長寿科学研究の推進					
(1) 長寿科学医療体制確立のための国立病院施設の整備	2,332百万円	3,802百万円	1,134百万円	1,298百万円	—
(2) 長寿科学総合研究経費	1,785百万円	1,898百万円	1,899百万円	1,831百万円	—
7. 高齢者のための総合的な福祉施設の整備					
「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業」基本計画策定費	60百万円	60百万円	60百万円	45百万円	—
8. ゴールドプラン推進支援方策					
(1) 福祉人材の確保					
① 福祉人材情報センターの設置	47か所 (+ 15か所)	47か所	47か所	47か所	—
② 福祉人材バンク事業の推進	95か所	95か所	95か所	95か所	—
(2) 在宅福祉サービス推進等事業	1,000百万円	1,000百万円	1,000百万円	1,000百万円	—
(3) 介護実習・普及センターの設置（平成4年度から実施）	14か所 (+ 7か所)	21か所 (+ 7か所)	28か所 (+ 7か所)	35か所 (+ 7か所)	—
(4) 福利厚生センターの設置	—	265百万円	267百万円	268百万円	—

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第201表 老人関係施設の比較

	老人病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム
機能	治療機能	家庭復帰・療養機能	家庭と同じ機能
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を必要とする老人	病状安定期にあり、入院治療を必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする寝たきり老人等	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者
入院の要件	・療養が必要な場合（治療が重点）	・リハビリ、看護・介護等の施設療養が必要な場合（入院治療は要さない）	居室において適切な介護を受けることが困難な場合（入院治療は要さない）
費用の支払	医療費 ・老人診療報酬による出来高払	療養費 ・老人保健施設療養費を支給（月264,810円） ・生保対象者には医療扶助	措置費 ・生活費全般について措置費を支給
財源	保険者拠出金 <sup>1</sup> ……6/12 国 ……4/12 県 ……1/12 市町村 ……1/12	同左	国 1/2 県又は市 1/2
利用者負担	一部負担 ・月 710円×30日（入院） 入院時食事療養費の標準負担 ・月 760円×30日	利用者負担 ・施設ごとに設定（月6万円程度） ・生保対象者には一定額の生活扶助	費用徴収 ・本人の所得に応じ負担（平均月4.0万円程度）
利手用続	病院と個人の契約	施設と個人の契約	福祉事務所長の入所措置
開設者	医療法人、国、地方自治体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、厚生連、社会保険関係団体、医師等	医療法人、社会福祉法人、地方自治体、その他厚生大臣が定める者	社会福祉法人、地方自治体
開設許可等	都道府県知事の許可	都道府県知事の許可	都道府県の設置……許可不要 市町村の設置……知事への届出 社会福祉法人の設置……知事への認可
施設	病室（1人当たり4.3㎡以上） 診察室 手術室 処置室 臨床検査室等 廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	療養室（1人当たり8㎡以上） 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	居室（1人当たり8.25㎡以上） <sup>2</sup> 医務室 機能回復訓練室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上
スタッフ（入院（所））	（特例許可老人病院） 医師 3人 看護婦（准看護含む） 17人 介護職員 13人 その他 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等	医師 1人（常勤） 看護婦（准看護含む） 8人 介護職員 20人 PT又はOT 1人 その他 相談指導員等	医師 1人（非常勤で可） 看護婦（准看護含む） 3人 寮母 22人 その他 生活指導員、機能回復訓練指導員等
病床（設置）数	1,518 181,734床 （平成5年10月1日現在）	1,004 85,635床 （平成6年10月1日現在）	2,982 206,611床 （平成6年10月1日現在）

注 1 入院医療管理料病院等の場合。

2 新設の場合。

資料：厚生省老人保健福祉局調

## 2 老人福祉

第202表 老人福祉施設の施設数及び在在者数

各年10月1日現在

区分	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
総数	5,950	6,506	7,155	7,986	8,903	9,827
施設数	233,147	241,931	252,057	264,164	276,822	291,924
養護老人ホーム	949	950	947	948	949	947
在在者数	65,238	65,036	65,043	65,163	64,854	64,569
特別養護老人ホーム	2,125	2,260	2,403	2,576	2,770	2,982
在在者数	151,743	160,476	170,132	181,083	192,719	205,729
軽費老人ホーム	290	295	306	337	368	436
在在者数	16,166	16,419	16,843	17,829	19,036	21,363
老人短期入所施設	—	—	3	5	9	11
在在者数	—	—	39	89	213	263
老人福祉センター	1,986	2,024	2,080	2,123	2,159	2,190
老人デイサービスセンター	—	977	1,416	1,997	2,648	3,261

（注）老人デイサービスセンターは、平成2年法律改正により老人福祉施設となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第203表 老人ホームヘルパー設置団体数・老人ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数

年度末現在

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
設置市町村数	3,248	3,248	3,247	3,249	3,249	3,251	3,251
運営委託している市町村数（再掲）	1,873	2,029	2,167	2,355	2,495	2,585	2,711
ホームヘルパー数	23,151	29,888	37,544	47,990	58,917	73,086	101,527
派遣対象世帯数	102,757	124,801	147,510	174,486	204,781	236,995	314,713
老人世帯	72,336	85,759	100,328	118,217	138,539	158,667	195,153
被保護世帯	16,533	16,932	17,860	19,724	21,656	23,209	—
その他の世帯	55,803	68,827	82,468	98,493	116,883	135,458	—
その他の世帯	30,421 (23,045)	39,042 (30,763)	47,182 (38,261)	56,269 (46,385)	66,242 (55,282)	78,328 (65,186)	119,560 (84,355)
被保護世帯	2,878 (1,276)	3,106 (1,536)	3,109 (1,550)	3,683 (1,950)	4,306 (2,227)	4,843 (2,487)	—
その他の世帯	27,543 (21,769)	35,936 (29,227)	44,073 (36,711)	52,586 (44,435)	61,936 (53,055)	73,485 (62,699)	—

（注）1（ ）内は、老人同居世帯の再掲である。

2 平成7年度は、老人ホームヘルパー、身体障害者及び心身障害児（者）ホームヘルパーの数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第204表 性・年齢階級別にみた要介護者数・寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

要介護者の 年齢階級	昭和61年 (1986)						平成元年 (1989)						平成4年 (1992)					
	総数		男		女		総数		男		女		総数		男		女	
	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	
総数	537	357	241	163	296	194	826	400	365	170	461	230	1,118	338	493	137	625	201
6~17歳	15	10	9	6	6	4	26	7	16	4	9	2	30	4	17	1	13	2
18~59歳	85	46	46	28	39	18	119	37	65	20	54	17	175	29	94	16	80	13
60~69歳	74	45	42	23	32	20	119	52	66	28	53	23	179	42	98	22	81	20
70~79歳	158	104	78	55	80	49	240	125	114	59	126	66	298	94	142	46	156	47
80歳以上	206	152	67	50	139	103	322	181	103	58	220	123	436	170	141	52	295	118
(再掲)65歳以上	407	282	169	120	237	163	630	335	251	132	379	203	836	289	335	110	501	179

(注) 1 寝たきり者数には、在宅者のみで入院者は含まれていない。  
 2 「寝たきり者」とは要介護者のうち寝たきり等の程度区分の「(1) 全く寝たきり」と「(2) ほとんど寝たきり」とを合わせたものをいう。  
 「寝たきり等の程度区分」は、平成3年10月に厚生省が策定した『寝たきり老人の判定基準』に準拠したものである。  
 従前の調査における「寝たきり者」の定義は、要介護者のうち病氣(老衰を含む。)やけが等で日常生活をほとんど寝ている状態にある者をいう。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第205表 性・年齢階級別にみた寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

寝たきり者の 年齢階級	昭和61年 (1986)						平成元年 (1989)						平成4年 (1992)					
	世帯 人員数	寝たきり者数			寝たきり 者の割合 (人口千対)	世帯 人員数	寝たきり者数			寝たきり 者の割合 (人口千対)	世帯 人員数	寝たきり者数			寝たきり 者の割合 (人口千対)			
		計	男	女			計	男	女			計	男	女				
総数	112,024	357	163	194	3.2	114,202	400	170	230	3.5	115,776	338	137	201	2.9			
6~17歳	22,932	10	6	4	0.4	21,665	7	4	2	0.3	19,696	4	1	2	0.2			
18~59歳	70,692	46	28	18	0.7	71,664	37	20	17	0.5	72,853	29	16	13	0.4			
60~69歳	10,050	45	23	20	4.5	11,563	52	28	23	4.5	12,958	42	22	20	3.2			
70~79歳	6,146	104	55	49	16.9	6,716	125	59	66	18.6	7,216	94	46	47	13.0			
80歳以上	2,204	152	50	103	69.0	2,593	181	58	123	69.6	3,053	170	52	118	55.7			
(再掲)65歳以上	12,626	282	120	163	22.3	14,239	335	132	203	23.5	15,986	289	110	179	18.1			

(注) 第203表と同じ。  
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

### 3 老人医療

第206表 老人医療受給対象者数

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
総数	9,362,828	9,732,390	10,112,208	10,487,959	10,883,514	11,344,682
政府管掌健康保険 一般被保険者	1,553,023	1,638,441	1,719,766	1,786,923	1,851,448	1,913,892
法第69条の7被保険者	13,357	11,789	10,976	10,166	9,750	8,565
組合管掌健康保険	881,645	900,124	918,540	933,380	939,956	947,271
船員保険	27,835	27,022	26,457	25,667	24,793	24,241
国民健康保険	6,425,420	6,690,877	6,971,870	7,266,720	7,590,019	7,977,930
共済組合	461,549	464,137	464,599	465,104	467,549	472,793

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。  
 2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第207表 老人医療費の状況

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
総数	149,971,804	160,519,065	171,951,489	183,356,458	186,139,772	212,097,154
件数	5,557,826,307	5,926,861,101	6,409,529,166	6,937,152,546	7,451,143,448	8,159,603,348
金額(千円)	5,557,826,307	5,926,861,101	6,409,529,166	6,937,152,546	7,451,143,448	8,159,603,348
診療費	132,169,499	140,541,724	149,685,747	158,259,786	167,056,233	177,680,293
件数	5,257,261,285	5,566,937,267	5,980,353,649	6,430,703,968	6,852,981,999	7,250,086,663
金額(千円)	5,257,261,285	5,566,937,267	5,980,353,649	6,430,703,968	6,852,981,999	7,250,086,663
薬剤の支給	13,491,855	15,160,254	16,896,297	19,197,933	22,699,391	27,346,232
件数	131,221,241	145,743,150	168,903,971	199,226,448	252,919,887	313,331,463
金額(千円)	131,221,241	145,743,150	168,903,971	199,226,448	252,919,887	313,331,463
食事療養費	—	—	—	—	—	4,159,566
件数	—	—	—	—	—	185,491,815
金額(千円)	—	—	—	—	—	185,491,815
老人訪問看護	—	—	—	16,969	93,282	211,211
件数	—	—	—	16,969	93,282	211,211
金額(千円)	—	—	—	467,483	2,875,293	8,610,121
医療費の支給	4,158,047	4,470,149	4,819,124	5,124,170	5,261,308	5,473,728
件数	144,080,237	152,259,944	163,271,239	162,604,281	153,520,063	143,852,255
金額(千円)	144,080,237	152,259,944	163,271,239	162,604,281	153,520,063	143,852,255
施設療養費	152,403	346,938	550,321	757,600	1,029,558	1,385,690
件数	25,263,543	61,920,740	97,000,306	144,150,366	188,846,205	258,231,031
金額(千円)	25,263,543	61,920,740	97,000,306	144,150,366	188,846,205	258,231,031
1人当り老人 医療費(円)	593,606	608,983	633,841	661,440	684,627	719,244

(注) 金額は一部負担金、食事療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。  
 資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第208表 制度別老人医療費の状況

年 度	被 用 者 保 険							国 民 健 康 保 険			合 計
	政管一般	組 合	69条の7	船 保	共 済	小 計	市町村	組 合	小 計		
昭和59(1984)	6,323	3,698	177	153	2,137	12,488	22,750	860	23,610	36,098	
60(1985)	7,015	4,099	166	163	2,296	13,739	25,968	966	26,934	40,673	
61(1986)	7,508	4,417	130	168	2,391	14,614	28,707	1,056	29,763	44,377	
62(1987)	8,127	4,724	62	169	2,482	15,565	31,578	1,166	32,745	48,309	
63(1988)	8,766	4,936	57	165	2,537	16,460	33,863	1,269	35,133	51,593	
平成元(1989)	9,601	5,207	51	166	2,635	17,660	36,533	1,385	37,918	55,578	
2(1990)	10,370	5,460	46	164	2,712	18,751	39,043	1,474	40,517	59,269	
3(1991)	11,297	5,796	43	168	2,814	20,118	42,374	1,603	43,977	64,095	
4(1992)	12,196	6,128	40	170	2,933	21,466	46,164	1,742	47,906	69,372	
5(1993)	13,071	6,392	35	171	3,069	22,737	49,912	1,862	51,774	74,511	
6(1994)	14,170	6,770	33	176	3,270	24,419	55,149	2,028	57,177	81,596	
昭和59(1984)	17.52	10.24	0.49	0.42	5.92	34.59	63.02	2.38	65.41	100.00	
60(1985)	17.25	10.08	0.41	0.40	5.65	33.78	63.84	2.38	66.22	100.00	
61(1986)	16.92	9.95	0.29	0.38	5.39	32.93	64.69	2.38	67.07	100.00	
62(1987)	16.82	9.78	0.13	0.35	5.14	32.22	65.37	2.41	67.78	100.00	
63(1988)	16.99	9.57	0.11	0.32	4.91	31.90	65.64	2.46	68.10	100.00	
平成元(1989)	17.27	9.37	0.09	0.30	4.74	31.78	65.73	2.49	68.22	100.00	
2(1990)	17.50	9.21	0.08	0.28	4.58	31.64	65.87	2.49	68.36	100.00	
3(1991)	17.62	9.04	0.07	0.26	4.39	31.39	66.11	2.50	68.61	100.00	
4(1992)	17.58	8.83	0.06	0.25	4.23	30.94	66.55	2.51	69.06	100.00	
5(1993)	17.54	8.58	0.05	0.23	4.12	30.52	66.99	2.50	69.48	100.00	
6(1994)	17.37	8.30	0.04	0.22	4.01	29.93	67.59	2.49	70.07	100.00	

(注) 市町村からの老人医療実施状況を集計したものである。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第209表 老人医療費（診療費）の状況

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
総 数						
件 数	132,169,499	140,541,724	149,685,747	158,259,786	167,056,233	177,680,293
日 数	634,432,992	658,002,029	686,262,483	708,567,257	729,071,412	762,317,895
金額(千円)	5,257,261,285	5,566,937,257	5,980,353,649	6,430,703,968	6,852,981,999	7,250,086,863
入 院						
件 数	9,209,310	9,521,923	9,805,933	9,948,569	10,109,849	10,557,620
日 数	212,929,544	219,021,596	223,871,387	223,030,802	223,127,026	229,378,372
金額(千円)	2,939,982,962	3,072,441,783	3,232,548,456	3,500,932,259	3,676,581,892	3,823,475,047
入 院 外						
件 数	114,516,191	121,893,990	130,033,971	137,721,707	145,649,696	154,980,318
日 数	394,816,436	410,583,558	432,198,947	453,362,943	471,606,669	495,724,007
金額(千円)	2,174,276,336	2,331,532,619	2,570,468,050	2,724,898,987	2,953,629,379	3,179,047,668
歯 科						
件 数	8,443,998	9,125,811	9,845,843	10,589,510	11,296,688	12,142,355
日 数	26,687,012	28,396,875	30,192,149	32,173,512	34,337,717	37,215,316
金額(千円)	143,001,986	162,962,866	177,337,144	204,872,721	222,770,728	247,563,947

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第210表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

年 度	老人医療受給対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当り老人医療費	対前年度比
年 度	千人	%	億円	%	千円	%
昭和48(1973)	4,237		4,289		101	
49(1974)	4,493	6.0	6,652	55.1	148	46.3
50(1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51(1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52(1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53(1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54(1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55(1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56(1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
昭和57(1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58(1983)	7,491	(15.9)	33,185(20.7)	443	(4.2)	
59(1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60(1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61(1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62(1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63(1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元(1989)	9,362	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2(1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3(1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4(1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5(1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
6(1994)	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

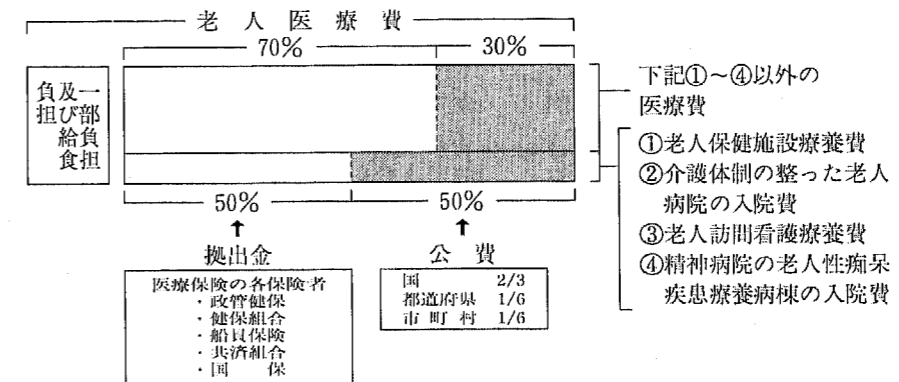
第211表 老人医療費と国民医療費の推移

年 度	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合	国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費
年度	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和48(1973)	4,289		39,496		10.9	0.45	4.12
49(1974)	6,652	55.1	53,786	36.2	12.4	0.59	4.78
50(1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51(1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52(1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53(1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54(1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55(1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.07	6.00
56(1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.16	6.14
57(1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.32
58(1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.44	6.30
59(1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.20
60(1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.57	6.17
61(1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.65	6.34
62(1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.71	6.42
63(1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.72	6.26
平成元(1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.74	6.16
2(1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.73	6.01
3(1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.79	6.08
4(1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.93	6.52
5(1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.08	6.79
6(1994)	81,596	9.5	257,988	5.9	31.6	2.19	6.92

(注) 1 国民医療費は「国民医療費」(厚生省大臣官房統計情報部)による。  
 2 国民所得額は「国民経済計算年報平成7年版」(経済企画庁)による。  
 3 第209表の(注)を参照。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第212表 老人医療費の負担



第213表 老人医療費の負担の状況

(単位：億円、%)

区 分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)	
	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合
公 費	16,119	29.0	17,200	29.0	18,703	29.2	20,891	30.1	22,623	30.4	24,913	30.5
国	10,746	19.3	11,466	19.3	12,469	19.5	13,928	20.1	15,081	20.2	16,609	20.4
都 道 府 県	2,687	4.8	2,867	4.8	3,117	4.9	3,482	5.0	3,771	5.1	4,152	5.1
市 町 村	2,687	4.8	2,867	4.8	3,117	4.9	3,482	5.0	3,771	5.1	4,152	5.1
保 険 者	37,611	67.7	40,132	67.7	43,271	67.5	45,794	66.0	48,772	65.5	52,891	64.8
被 用 者 保 険	22,766	41.0	25,868	43.6	28,083	43.8	29,726	42.9	31,520	42.3	33,905	41.6
政 管 一 般	10,409	18.7	11,786	19.9	12,920	20.2	13,750	19.8	14,650	19.7	15,841	19.4
組 合	8,716	15.7	10,053	17.0	10,901	17.0	11,549	16.6	12,258	16.5	13,146	16.1
法第69条の7	42	0.1	41	0.1	40	0.1	38	0.1	33	0.04	30	0.04
船 保	142	0.3	143	0.2	146	0.2	143	0.2	143	0.2	147	0.2
共 済	3,457	6.2	3,845	6.5	4,075	6.4	4,246	6.1	4,436	6.0	4,741	5.8
国 保	14,845	26.7	14,264	24.1	15,188	23.7	16,068	23.2	17,252	23.2	18,986	23.3
患 者 負 担	1,848	3.3	1,937	3.3	2,120	3.3	2,687	3.9	3,118	4.2	3,792	4.6
合 計	55,578	100.0	59,269	100.0	64,095	100.0	69,372	100.0	74,511	100.0	81,596	100.0

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第214表 老人医療費拠出金積算内訳（平成6年度）（加入者按分率1.0）

（単位 億円）

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	14,170	6,770	33	176	3,270	24,419	55,149	2,028	57,177	81,596
一部負担金	669	322	2	9	156	1,157	2,543	93	2,635	3,792
医療給付費	13,501	6,448	32	167	3,115	23,262	52,606	1,936	54,541	77,804
拠出金	15,841	13,146	30	147	4,741	33,905	17,112	1,874	18,986	52,891
調整対象外	0	5	0	0	3	8	56	0	56	63
確定加入者調整率	1.782	3.077	1.429	1.331	2.275	2.214	0.449	1.452	0.486	1.000

（注）医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。  
資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第215表 開設者別老人施設数（重複計上）、病床数（実数、構成割合（%））

平成5年10月1日現在

	総数		特例許可老人病院		特例許可外老人病院	
	施設数(%)	病床数(%)	施設数(%)	病床数(%)	施設数(%)	病床数(%)
総数	1,518(100.0)	181,734(100.0)	1,406(100.0)	173,776(100.0)	128(100.0)	7,958(100.0)
公的医療機関	46(3.0)	3,284(1.8)	17(1.2)	1,593(0.9)	29(22.7)	1,691(21.2)
社会保険関係団体	—(0.0)	—(0.0)	—(0.0)	—(0.0)	—(0.0)	—(0.0)
医療法人	959(63.2)	125,948(69.3)	923(65.6)	122,809(70.7)	43(33.6)	3,139(39.4)
個人	454(29.9)	45,943(25.3)	413(29.4)	43,186(24.9)	49(38.3)	2,757(34.6)
その他	59(3.9)	6,559(3.6)	53(3.8)	6,188(3.6)	7(5.5)	371(4.7)

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第216表 老人病院等の区別状況

	平成3年度 (1991)	平成4年度 (1992)	平成5年度 (1993)	平成6年度 (1994)	平成7年度 (1995)	備考
	全病院数	10,096 (100.0)	10,066 (100.0)	9,963 (100.0)	9,844 (100.0)	
老人病院						
特例許可	1,121 (11.1)	1,273 (12.6)	1,359 (13.6)	1,468 (14.9)	1,534 (15.8)	
特例許可外	78 (0.8)	—	—	—	—	
特例許可以外(60%)	—	226 (2.2)	175 (1.8)	150 (1.5)	109 (1.1)	
合計	1,197 (11.9)	1,486 (14.8)	1,525 (15.3)	1,613 (16.4)	1,642 (16.9)	

（注）1（ ）内は全病院数に占める割合である。  
2 老人病院の合計数に差異があるのは、特例許可と特例許可外又は特例許可以外で収容比率が60%以上の病棟を併せ持つ病院が重複しているためである。

資料：厚生省老人保健福祉局老人保健課調

## 4 老人保健施設

第217表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

平成7年12月末現在

開設者	施設数	入所定員数
総数	1,251	108,215
都道府県	3	200
市町村	68	4,575
医療法人	911	79,131
社会福祉法人	215	19,649
国	—	—
日赤	3	262
厚生連	7	444
健康保険組合	1	90
共済組合	—	—
国民健康保険	—	—
全社連	9	845
その他	34	3,019

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健施設報告月報（概数）」



5 老人保健(ヘルス事業)

第218表 老人保健事業の概要

平成8年度

保健事業の種類	対象者	内容	備考
健康手帳の交付	・老人保健法の医療の受給資格のある者 ・40歳以上70歳未満で健康管理上必要な者	健康手帳の様式 ・医療の受給資格を証するページおよび医療の記録に係わるページは全国統一の様式 ・健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録、健康についての知識等については市町村が創意工夫する ・大きさ、日本工業規格A列6番程度	・医療を受けることができる者に対する健康手帳は、おおむね5年ごとに更新
健康教育	一般健康教育 ・40歳以上の者 ・必要に応じ、本人に代わってその家族等	高血圧教室等の保健学級や講演会などを開催 ・成人病予防のための日常生活上の心得 ・食生活のあり方 ・健康増進の方法 ・かかりやすい病気とその予防 ・医師にかかる時の心得について ・家庭における看護 ・その他	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………13 1万以上3万未満……………25 3万以上10万未満……………49 10万以上30万未満……………61 30万以上……………81
重点健康教育	重点健康教育	以下の項目について重点的に健康教育を行う ・肺がん予防健康教育 ・乳がん予防健康教育 ・大腸がん予防健康教育 ・糖尿病予防健康教育 ・骨粗しょう症予防健康教育 ・病態別健康教育 ・寝たきり予防健康教育 ・歯の健康教育	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………16 1万以上3万未満……………32 3万以上10万未満……………64 10万以上30万未満……………80 30万以上……………100
健康相談	一般健康相談 ・40歳以上の者 ・必要に応じ、本人に代わってその家族等	健康相談室等気軽にかつ幅広く相談できる窓口の開設 ・必要に応じ血圧測定、検尿を行う	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………75 1万以上3万未満……………150 3万以上10万未満……………230 10万以上30万未満……………270 30万以上……………390
重点健康相談	重点健康相談	以下の項目について重点的に健康相談を行う ・糖尿病健康相談 ・病態別食生活健康相談 ・歯の健康相談 ・老人健康相談	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………13 1万以上3万未満……………26 3万以上10万未満……………50 10万以上30万未満……………70 30万以上……………90

保健事業の種類	対象者	内容	備考
基本健康診査	・40歳以上	・問診、身体計測、理学的検査、血圧、検尿(蛋白、潜血、糖) ・循環器検査(心電図、眼底)、血液化学検査(総コレステロール、HDL-コレステロール及び中性脂肪)、貧血検査(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン)、肝機能検査(GOT、GPT、r-GTP)、腎機能(クレアチニン)検査、血糖検査	・基本健康診査に準ず
訪問基本健康診査	・40歳以上 ・40歳以上おむねひとり者等		
がん検査	胃がん検査 ・40歳以上 子宮がん検査 ・30歳以上 <sup>(注)</sup> 肺がん検査 ・40歳以上 乳がん検査 ・30歳以上 <sup>(注)</sup> 大腸がん検査 ・40歳以上 総合健康診査 ・40歳及び50歳の者	・問診、胸部エックス線フィルム読影(結核検査のフィルムを利用)、喀痰細胞診(必要と認められた者) ・問診、視診、触診 ・問診、便潜血検査	・エックス線フィルム読影は原則として2名以上で行う ・細胞診は臨床細胞学会の細胞検査士、細胞診指導員によることが望ましい ・子宮体部の検査は高危険群のみに行う ・エックス線フィルムの読影は二重読影とし、必要に応じて比較読影を行う ・精密検査の実施体制が整っていることを要件とする。なお、精密検査は原則として全大腸内視鏡検査又はS状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査(二重造影法)とする。
生活習慣改善指導	・基本健康診査について「要指導」と判定された者のうち、生活習慣改善指導の必要があると判定された者等	・基本健康診査等の結果から判断される健康状態について説明するとともに、生活習慣における問題点を指摘し、個人に即した具体的な生活習慣の改善指導箋を交付する。	
機能訓練	[A型(基本型)] ・40歳以上の者で(1)医療終了後も継続し訓練を行う必要のある者(2)必要な訓練を受けていない者(3)老化等で心身機能が低下している者 [B型(地域参加型)] ・虚弱老人 寝たきり判定基準のランク丁に相当する者	市町村保健センター等適切な施設に通所 ・歩行、おきあがり等の基本動作の訓練 ・食事、衣服の着脱等の日常生活動作の訓練 ・習字、くみひも編等の手工芸 ・レクリエーション、スポーツ 集会場、公民館等の身近な施設に通所 ・スポーツや絵画・工芸等の創作 ・地域の諸行事への参加	・おおむね週2回、6ヵ月を1単位とする
訪問指導	・40歳以上の者で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にある者又は痴呆性老人(精神症状を呈する者又は行動異常を有する者を除く)	初回訪問は原則として保健婦、必要に応じ、ホームヘルパー、民生委員等との連携をとりチームアプローチを行う。 ・家庭における療育、看護方法に関する指導 ・家庭における機能訓練の方法 ・家族への支援 ・諸制度の紹介	・主治医との連携をはかり、その指導のもとに実施 ・医療においても6ヵ月を限度に月2回(初回4回)、看護婦等を訪問させ保健指導や看護が行われるため、継続して指導が必要な者に対し、連携を十分に保つこと

(注) 子宮がん検査と乳がん検査については、予算措置によって対象者を30歳まで下げている。

資料：厚生省老人保健福祉局調

第219表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)						
	総数	9,554,689	9,939,822	10,347,132	10,726,797	11,167,676	11,624,387
	70歳以上	9,326,671	9,695,819	10,086,794	10,449,027	10,877,965	11,321,420
	65~69歳	228,018	244,003	260,338	277,770	289,711	302,967
健康教育 <sup>(注)1</sup>	医療受給者以外の者(年度中)	1,981,872	1,956,586	1,966,169	2,298,062	1,999,143	1,822,290
	開催回数	264,926	282,861	294,177	312,797	318,584	327,959
	参加延人員	9,554,193	10,482,736	10,710,405	11,273,913	11,712,828	11,776,896
	1回当り参加人員	36.1	37.1	36.4	36.0	36.8	35.9
健康相談 <sup>(注)2</sup>	従事者延人員	592,412	640,645	682,005	699,763	720,261	760,780
	開催回数	446,797	444,822	448,885	470,401	483,345	498,406
	被指導延人員	8,957,526	8,760,949	8,694,613	8,812,891	8,832,516	8,886,475
	1回当り被指導延人員	20.0	19.7	19.4	18.7	18.3	17.8
基本・一般健康診査 <sup>(注)3</sup>	従事者延人員	876,885	870,848	878,314	912,145	913,750	959,852
	受診者数						
	基本・一般診査	8,818,694	9,102,809	9,283,533	9,368,078	9,773,452	9,810,339
	選択・精密診査	6,183,586	6,815,604	7,568,331	8,278,088	8,759,044	8,849,907
がん検診	(再掲)要指導・要医療者						
	総数	6,072,165	6,162,665	6,570,976	7,199,061	7,654,896	7,765,131
	高血圧境界域	1,502,372	1,574,024	1,696,628	1,784,451	1,878,919	1,843,570
	高血圧	1,270,868	1,273,611	1,290,641	1,366,417	1,454,632	1,383,864
	受診者数						
	胃がん	3,874,541	4,048,233	4,162,911	4,152,338	4,365,004	4,296,975
	子宮がん	3,710,182	3,843,501	4,182,270	3,992,439	4,133,959	3,939,468
	子宮体がん(再掲)	68,697	91,944	131,013	147,890	184,813	198,393
	肺がん	4,688,291	5,281,214	5,623,351	5,869,993	6,298,527	6,503,415
	乳がん	2,098,831	2,466,020	2,781,373	2,852,947	3,179,831	3,135,975
	大腸がん	—	—	—	2,539,492	3,596,289	4,050,794
	機能訓練	訓練実施施設数	2,838	3,059	3,455	4,103	4,286
実施回数		122,191	130,114	142,871	153,270	164,072	181,523
被指導実人員		75,664	83,575	91,013	95,967	104,218	110,664
傷病事由(脳血管疾患の後遺症)		39,114	43,828	49,378	54,797	59,768	63,974
その他		36,550	39,747	41,635	41,170	44,450	46,690
被指導延人員		1,499,109	1,595,560	1,744,011	1,875,446	1,989,013	2,185,920
訪問指導	1回当り被指導人員	12.3	12.3	12.2	12.2	12.1	12.0
	従事者延人員	420,535	463,727	534,366	607,816	660,396	734,308
	被訪問指導実人員	862,876	868,207	885,209	899,261	890,638	922,704
	傷病事由(脳血管疾患の後遺症)	176,185	176,096	185,976	202,189	202,390	215,003
	その他	686,691	692,111	699,233	697,072	688,248	707,701
	被訪問指導延人員	2,081,854	2,140,327	2,293,523	2,455,074	2,547,381	2,718,115
訪問従事者延人員	1,356,433	1,415,640	1,580,502	1,712,753	1,801,808	1,939,697	

(注) 1 一般健康教育と重点健康教育の合計  
 2 一般健康相談と重点健康相談の合計  
 3 基本・一般健康診査は平成4年度から基本健康診査のみとなった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第220表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	総数				左のうち70歳以上の者(再掲)			
	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
新規交付	1,155,679	1,168,014	1,247,558	1,314,987	1,080,120	1,089,569	1,165,455	1,231,368
資格喪失	751,010	793,942	787,803	854,329	692,690	734,784	726,477	787,248
年度末	10,347,132	10,726,797	11,167,676	11,624,387	10,086,794	10,449,027	10,877,965	11,321,420

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第221表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区分	総数			左のうち70歳以上の者(再掲)		
	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
受診者						
基本健康診査	9,368,078	9,773,452	9,810,339	2,151,804	2,294,028	2,389,973
選択実施実人員(再)	8,278,088	8,759,044	8,849,907	1,903,980	2,057,533	2,164,717
判定・指導区分						
異常認めず	2,168,659	2,118,462	2,045,208	337,532	329,411	327,496
要指導	3,656,615	3,891,018	3,913,603	724,498	792,374	837,598
要医療	3,542,446	3,763,878	3,851,528	1,089,711	1,172,467	1,224,879

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第222表 基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

区分	総数			左のうち70歳以上の者(再掲)		
	平成4年度(1992)	5(1993)	6(1994)	平成4年度(1992)	5(1993)	6(1994)
高血圧境界領域	1,784,451	1,878,919	1,843,570	514,502	555,801	567,612
高血圧	1,366,417	1,454,632	1,383,864	467,116	513,673	501,578
心電図異常あり	1,502,767	1,612,680	1,611,812	568,294	621,083	640,293
貧血(疑いを含む)	1,098,330	1,154,809	1,299,335	359,956	389,186	453,286
肝疾患(疑いを含む)	994,720	1,074,046	1,081,148	174,499	191,701	205,875
糖尿病(疑いを含む)	843,121	919,492	948,103	240,509	271,802	289,313
腎機能障害(疑いを含む)	565,468	664,643	726,347	181,863	227,680	250,250

(注) 1 高血圧境界領域とは、最大血圧140～159mmHg、最小血圧90～94mmHgのいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)  
2 高血圧とは、最大血圧160mmHg以上、最小血圧95mmHg以上のいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)  
3 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第223表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

区分	総数			左のうち70歳以上の者(再掲)		
	平成4年度(1992)	5(1993)	6(1994)	平成4年度(1992)	5(1993)	6(1994)
胃がん						
受診人員	4,152,338	4,365,004	4,296,975	530,317	589,404	631,145
要精密検査者	3,566,017	604,444	592,681	437,952	98,646	104,236
がん・がんの疑いのある人員	7,609	7,782	7,547	2,149	2,258	2,379
子宮がん						
受診人員	3,992,439	4,133,959	3,939,468	130,797	152,632	167,628
要精密検査者	3,951,373	38,714	36,718	129,517	1,323	1,444
がん・がんの疑いのある人員	8,257	7,840	7,171	332	331	344
体部受診人員	147,890	184,813	198,393	2,744	3,435	4,094
要精密検査者	145,125	3,168	3,639	2,660	105	145
がん・がんの疑いのある人員	312	398	492	22	15	29
大腸がん						
受診人員	2,539,492	3,596,289	4,050,794	389,291	581,861	710,488
要精密検査者	2,354,068	250,170	287,003	354,142	50,582	64,293
がん・がんの疑いのある人員	4,721	6,514	7,503	1,173	1,716	2,157
肺がん						
受診人員	5,869,993	6,298,527	6,503,415	1,274,461	1,380,100	1,482,767
要精密検査者	5,745,533	143,228	159,998	1,233,952	47,775	56,207
がん・がんの疑いのある人員	4,062	4,144	4,509	1,882	1,934	2,172
乳がん						
受診人員	2,852,947	3,179,831	3,135,975	114,106	145,084	166,031
要精密検査者	2,737,050	136,455	132,034	111,408	3,670	4,126
がん・がんの疑いのある人員	3,463	3,656	3,657	200	232	244

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第7節 医療供給と医療費

1 総括

第224表 国民医療費推計額

	推計額(億円)						構成割合(%)					
	平成元年度(1989)	2年度(1990)	3年度(1991)	4年度(1992)	5年度(1993)	6年度(1994)	平成元年度(1989)	2年度(1990)	3年度(1991)	4年度(1992)	5年度(1993)	6年度(1994)
国民医療費	197,290	206,074	218,260	234,784	243,631	257,908	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	11,094	11,001	11,133	11,519	11,874	12,618	5.6	5.3	5.1	4.9	4.9	4.9
生活保護法	7,571	7,396	7,417	7,617	7,815	8,270	3.8	3.6	3.4	3.2	3.2	3.2
結核予防法	404	390	378	382	345	381	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
精神保健法	692	669	627	633	647	689	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
その他 <sup>(注1)</sup>	2,427	2,546	2,712	2,886	3,067	3,278	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3
医療保険等給付分	107,868	112,543	118,695	128,206	131,632	136,548	54.7	54.6	54.4	54.6	54.0	52.9
医療保険	104,473	109,217	115,425	124,826	128,279	133,199	53.0	53.0	52.9	53.2	52.7	51.6
被用者保険	63,093	66,440	70,870	77,065	79,119	82,115	32.0	32.2	32.5	32.8	32.5	31.8
被保険者	36,181	38,393	41,399	45,514	47,096	48,751	18.3	18.6	19.0	19.4	19.3	18.9
被扶養者	26,912	28,046	29,471	31,551	32,023	33,364	13.6	13.6	13.5	13.4	13.1	12.9
政府管掌健康保険	30,579	32,596	35,025	38,373	39,450	41,048	15.5	15.8	16.0	16.3	16.2	15.9
組合管掌健康保険	22,766	23,849	25,501	27,748	28,460	29,682	11.5	11.6	11.7	11.8	11.7	11.5
船員保険	421	409	401	410	396	387	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
国家公務員等共済組合	2,956	3,017	3,106	3,254	3,331	3,356	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3
地方公務員共済組合	5,689	5,849	6,063	6,440	6,610	6,736	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6
私立学校教職員共済組合	682	720	773	839	872	906	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
国民健康保険	41,381	42,778	44,555	47,761	49,160	51,085	21.0	20.8	20.4	20.3	20.2	19.8
退職者医療制度(再掲)	8,422	8,974	9,617	10,514	11,057	11,591	4.3	4.4	4.4	4.5	4.5	4.5
その他	3,394	3,326	3,270	3,380	3,353	3,349	1.7	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3
労働者災害補償保険	2,613	2,584	2,551	2,644	2,630	2,638	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0
その他 <sup>(注2)</sup>	782	742	719	736	723	710	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
老人保健給付分	54,097	57,646	62,305	67,343	71,778	78,412	27.4	28.0	28.5	28.7	29.5	30.4
患者負担分	24,231	24,884	26,127	27,716	28,347	30,330	12.3	12.1	12.0	11.8	11.6	11.8
全額自費	3,581	3,520	3,561	3,658	3,741	3,678	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5	1.4
公費・保険又は老人保健の一部負担	20,650	21,364	22,566	24,058	24,606	26,652	10.5	10.4	10.3	10.2	10.1	10.3

(注) 1 公費負担医療給付分のうち「その他」とは、母子保健法、児童福祉法、身体障害者福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。  
2 医療保険等給付分のうち「その他」とは、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法及び公害健康被害の補償等に関する法律等による医療費である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第225表 治療費支払方法別患者数 (病院・診療所別)

(単位 千人)

区分	総 数					病 院			
	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.
総 数	8,873.7	7,698.7	8,069.5	8,366.8	8,402.5	2,818.5	2,766.1	3,090.9	3,384.1
全 額 自 費	112.3	168.9	154.8	180.2	178.7	49.2	69.0	67.4	74.8
健保・共済の本人	2,041.5	1,693.4	1,641.0	1,695.3	1,826.1	580.7	505.6	527.4	578.8
日雇健保の本人	39.7	—	—	—	0.0	8.8	—	—	—
健保・共済の家族	2,093.9	1,616.8	1,695.2	1,711.2	1,664.1	499.7	460.2	504.8	544.8
日雇健保の家族	11.7	—	—	—	0.0	3.2	—	—	—
国 保	2,272.1	1,985.5	1,854.8	1,817.3	1,693.8	693.7	690.2	696.7	734.1
労 災	92.9	81.9	76.6	71.7	57.5	52.1	50.3	49.8	46.9
自 賠 法	72.0	61.6	64.0	56.5	39.2	37.2	36.2	36.7	36.0
そ の 他	500.4	500.3	754.9	756.1	709.1	295.6	303.8	268.4	377.6
不 詳	6.4	11.2	22.2	40.2	38.4	2.7	3.0	7.8	15.5
老 人 保 健 法	1,630.7	1,579.3	1,806.0	2,037.7	2,195.4	595.5	647.6	812.6	975.6
結核予防法(再掲)	24.8	24.4	23.3	13.5	10.9	21.3	21.2	21.8	13.1
精神保健法(再掲)	41.5	46.1	36.7	42.4	27.2	40.4	44.5	33.0	28.3
生活保護法(再掲)	363.0	309.4	282.4	247.1	226.5	226.4	214.7	190.5	171.0

(注) 1 全国推計数である。  
 2 船員保険は、「その他」に含む。  
 3 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。  
 4 昭和59年以降の調査については、日雇健保の本人、家族と退職者医療を「その他」に含めた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

第226表 患者数及び受療率 (入院・外来、病院・診療所別)

区分		総 数			病 院		
		総 数	入 院	外 来	総 数	入 院	外 来
全国推計患者数 (単位 千人)	昭58.7.13	8,873.7	1,378.2	7,495.5	2,818.5	1,217.3	1,601.2
	59.10.	7,698.7	1,343.8	6,354.9	2,766.1	1,208.1	1,558.0
	62.10.	8,069.5	1,436.0	6,633.5	3,090.9	1,324.6	1,766.2
	平2.10.	8,366.3	1,500.9	6,865.4	3,384.1	1,407.0	1,977.1
	5.10.	8,402.4	1,429.5	6,973.0	3,430.3	1,347.3	2,083.0
受 療 率 (人口10万対)	昭58.7.13	7,427	1,153	6,273	2,359	1,019	1,340
	59.10.	6,403	1,118	5,285	2,301	1,005	1,296
	62.10.	6,600	1,174	5,426	2,528	1,083	1,445
	平2.10.	6,768	1,214	5,554	2,738	1,138	1,599
	5.10.	6,735	1,146	5,589	2,749	1,080	1,670

(注) 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

5.10.	一 般 診 療 所					歯 科 診 療 所				
	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.
3,430.3	4,723.9	3,831.2	3,768.4	3,737.8	3,713.2	1,331.3	1,101.4	1,210.3	1,244.4	1,258.9
84.1	47.9	86.8	73.1	85.3	77.5	15.2	13.1	14.4	20.2	17.1
615.3	1,061.1	848.6	756.8	745.0	798.0	399.7	339.1	356.7	371.5	412.8
0.0	28.2	—	—	—	0.0	2.7	—	—	—	0.0
545.6	1,168.0	853.4	853.2	815.8	781.0	426.2	303.0	337.3	350.5	337.5
0.0	7.4	—	—	—	0.0	1.0	—	—	—	0.0
709.9	1,187.6	949.0	817.6	745.1	682.4	390.8	346.2	340.5	338.1	301.5
38.8	40.7	31.6	26.7	24.8	18.6	—	0.0	0.0	0.0	0.1
24.2	34.8	25.3	27.3	20.5	14.7	—	0.1	0.0	—	0.3
366.1	176.7	173.1	159.3	320.5	276.9	28.1	23.4	22.7	58.0	66.1
17.9	2.3	4.6	9.4	21.1	17.3	1.5	3.5	5.0	3.6	3.2
1,028.4	906.2	858.8	898.5	959.7	1,046.7	66.0	72.9	94.9	102.5	120.3
10.2	3.4	3.1	1.5	0.5	0.7	0.1	—	0.0	—	0.0
23.1	0.7	1.5	3.3	14.1	4.1	0.4	0.1	0.4	—	0.0
154.3	120.4	81.9	80.1	67.1	62.8	16.2	12.8	11.8	9.0	9.4

総 数	一 般 診 療 所		総 数	歯 科 診 療 所	
	入 院	外 来		入 院	外 来
4,723.9	160.9	4,563.0	1,331.3	—	1,331.3
3,831.2	135.8	3,695.5	1,101.4	—	1,101.4
3,768.4	111.3	3,657.0	1,210.3	—	1,210.3
3,737.8	93.9	3,644.0	1,244.4	—	1,244.4
3,713.2	82.1	3,631.1	1,258.9	—	1,258.9
3,954	135	3,819	1,114	—	1,114
3,186	113	3,074	916	—	916
3,082	91	2,991	990	—	990
3,024	76	2,948	1,007	—	1,007
2,976	66	2,910	1,009	—	1,009

2 医療機関

第227表 病院・診療所数 (開設者別)

各年 10月1日現在

区分	病 院					一般診療所			歯科診療所	
	総数	精神病院	伝染病院	結核療養所	らい療養所	一般病院	総数	有床		無床
昭和63年(1988)	10,034	1,048	12	18	16	8,940	79,752	24,598	55,154	49,756
平成元年(1989)	10,081	1,047	11	18	16	8,991	80,572	24,372	56,200	51,196
2(1990)	10,096	1,049	10	15	16	9,006	80,852	23,589	57,263	52,216
3(1991)	10,066	1,046	10	13	16	8,981	82,118	23,369	58,749	53,633
4(1992)	9,969	1,052	7	11	16	8,677	83,394	23,151	60,243	55,002
5(1993)	9,844	1,059	7	11	15	8,752	84,128	22,363	61,745	55,908
6(1994)	9,731	1,060	6	9	15	8,641	85,588	22,082	63,506	57,213
厚生省	245	3	—	—	13	229	9	1	8	—
文部省	66	—	—	—	—	66	101	—	101	—
労働福祉事業団	39	—	—	—	—	39	10	—	10	—
その他の他	42	—	—	—	—	42	463	235	228	1
都道府県	310	40	—	—	—	270	362	17	345	12
市町村	769	10	6	—	—	753	3,331	447	2,884	326
日赤	97	—	—	—	—	97	197	2	195	—
済生会	74	1	—	—	—	73	36	3	33	1
北海道社会事業協会	7	—	—	—	—	7	1	—	1	—
厚生連	115	2	—	—	—	113	73	5	68	—
国民健康保険団体連合会	3	—	—	—	—	3	—	—	—	—
全国社会保険協会連合会	53	—	—	—	—	53	16	—	16	—
厚生年金事業振興団	7	—	—	—	—	7	3	—	3	—
船員保険会	3	—	—	—	—	3	18	1	17	—
健康保険組合及びその連合会	21	—	—	—	—	21	466	4	462	12
共済組合及びその連合会	50	—	—	—	—	50	327	—	327	6
国民健康保険組合	1	—	—	—	—	1	10	—	10	—
公益法人	402	63	—	2	1	336	933	60	873	170
医療法人	4,624	717	—	4	—	3,903	14,422	5,354	9,068	4,961
学校法人	96	2	—	—	—	94	85	4	81	10
会社	84	—	—	—	—	84	3,005	33	2,972	52
その他の法人	274	15	—	—	1	258	3,893	122	3,771	85
個人	2,349	207	—	3	—	2,139	57,827	15,794	42,033	51,577
医療機関(再掲)	172	2	—	—	—	170	·	·	·	·

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第228表 病床数 (開設者・種類別)

各年 10月1日現在

区分	病 院					一般診療所病床数	
	病院病床数合計	精神病床	伝染病床	結核病床	らい病床		一般病床
昭和63年(1988)	1,634,309	352,504	13,226	46,256	9,887	1,212,436	276,603
平成元年(1989)	1,661,952	355,743	12,621	44,050	9,655	1,239,883	276,801
2(1990)	1,676,803	359,087	12,199	42,210	9,398	1,253,909	272,456
3(1991)	1,685,589	360,905	11,868	41,280	9,394	1,262,142	271,780
4(1992)	1,686,696	361,982	11,285	39,570	9,140	1,264,719	270,618
5(1993)	1,680,952	362,436	11,061	37,043	8,833	1,261,579	265,083
6(1994)	1,677,041	362,847	10,343	35,385	8,718	1,259,748	262,273
厚生省	102,053	7,012	958	16,606	8,611	68,866	5
文部省	33,249	1,882	56	461	—	30,850	—
労働福祉事業団	15,470	34	—	284	—	15,152	—
その他の他	5,849	454	43	194	—	5,158	2,371
都道府県	87,707	17,210	1,345	3,011	—	66,141	131
市町村	165,928	8,134	5,502	3,901	—	148,391	4,383
日赤	40,263	1,871	820	1,054	—	36,518	37
済生会	20,250	516	108	232	—	19,394	26
北海道社会事業協会	1,964	138	47	—	—	1,779	—
厚生連	37,947	3,482	769	512	—	33,184	74
国民健康保険団体連合会	645	—	—	33	—	612	—
全国社会保険協会連合会	14,978	42	128	560	—	14,248	—
厚生年金事業振興団	2,947	—	—	—	—	2,947	—
船員保険会	940	—	—	—	—	940	10
健康保険組合及びその連合会	3,809	—	—	—	—	3,809	40
共済組合及びその連合会	15,898	276	37	388	—	15,197	—
国民健康保険組合	320	—	—	—	—	320	—
公益法人	95,959	28,692	236	2,019	75	64,937	815
医療法人	705,282	240,050	142	3,798	—	461,292	75,089
学校法人	51,034	2,435	114	179	—	48,306	35
会社	16,977	330	38	116	—	16,493	230
その他の法人	50,007	6,452	—	828	32	42,695	1,335
個人	207,565	43,837	—	1,209	—	162,519	177,692
医療機関(再掲)	92,723	4,793	236	902	—	86,792	·

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第229表 医療法人数の推移

各年末現在

区分	平成2年(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
厚生大臣所管	154	172	197	218	243	249
都道府県知事所管	14,158	16,152	18,217	20,860	22,613	24,476
全医療法人数	14,312	16,324	18,414	21,078	22,856	24,725

資料：厚生省健康政策局指導課調

第230表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

年末現在

区分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
	薬局数	36,981	36,979	37,532	38,077	38,773
開設者が自ら管理している薬局	14,832	14,462	14,308	13,860	13,828	13,340
開設者が自ら管理していない薬局	22,149	22,517	23,224	24,217	24,945	26,093
無薬局町村	856	838	837	832	807	806
医薬品販売業	62,871	61,837	61,454	60,568	59,923	58,950
一般販売業	10,618	11,320	11,876	12,511	13,078	13,599
薬種商販売業	18,749	18,453	18,247	18,063	17,894	17,609
特例販売業	17,371	16,371	15,949	14,902	14,054	13,920
配置販売業	16,133	15,693	15,382	15,092	14,897	13,822

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第231表 1 病院当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成7年6月1カ月間

	一般病院						精神病院					
	法人・その他		個人		総数		法人・その他		個人		総数	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医業収入	172,459	100.0	58,752	100.0	149,718	100.0	90,089	100.0	55,114	100.0	83,646	100.0
1. 入院収入	105,052	60.9	34,459	58.7	90,933	60.7	78,856	87.5	48,638	88.2	73,290	87.6
2. 特別の療養環境収入	1,815	1.1	638	1.1	1,580	1.1	369	0.4	122	0.2	324	0.4
3. 外来収入	60,381	35.0	22,550	38.4	52,815	35.3	10,106	11.2	5,874	10.7	9,326	11.1
4. その他の医業収入	5,211	3.0	1,105	1.9	4,390	2.9	758	0.8	481	0.9	707	0.8
II 医業費用	171,622	99.5	53,501	91.1	147,998	98.9	89,909	99.8	51,491	93.4	82,832	99.0
1. 給与費	86,511	50.2	24,793	42.2	74,167	49.5	57,314	63.6	31,170	56.6	52,498	62.8
2. 医薬品費	38,566	22.4	11,107	18.9	33,074	22.1	9,086	10.1	5,625	10.2	8,448	10.1
3. 経費	16,585	9.6	8,804	15.0	15,029	10.0	10,832	12.0	7,629	13.8	10,242	12.2
4. 減価償却費	6,537	3.8	1,643	2.8	5,558	3.7	2,961	3.3	1,474	2.7	2,687	3.2
5. その他	23,424	13.6	7,155	12.2	20,170	13.5	9,716	10.8	5,594	10.2	8,957	10.7
III 医業収支差額(I-II)	837	0.5	5,251	8.9	1,720	1.1	180	0.2	3,623	6.6	814	1.0
IV その他の医業関連収入 うち補助金・負担金	10,459	6.1	861	1.5	8,540	5.7	5,997	6.7	731	1.3	5,027	6.0
V その他の医業関連費用 うち支払利息	6,072	3.5	1,952	3.3	5,248	3.5	2,718	3.0	1,883	3.4	2,564	3.1
VI 総収支差額(III+IV-V)	5,224	3.0	4,161	7.1	5,012	3.3	3,459	3.8	2,471	4.5	3,277	3.9
病院数	828		207		1,035		124		28		152	

(注) 1 個人病院においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。  
2 「II医業費用」の「5.その他」は、診療材料費、給食用材料費、委託費などの費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成7年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

第232表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成7年6月1カ月間

	有床診療所						無床診療所					
	個人		その他		総数		個人		その他		総数	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医業収入	10,831	100.0	18,173	100.0	13,188	100.0	6,552	100.0	13,238	100.0	8,099	100.0
1. 保険診療収入	9,441	87.2	15,511	85.4	11,390	86.4	6,272	95.7	12,522	94.6	7,718	95.3
2. 公害等診療収入	209	1.9	505	2.8	304	2.3	29	0.4	133	1.0	53	0.7
3. その他の診療収入	978	9.0	1,751	9.6	1,226	9.3	102	1.6	202	1.5	125	1.5
4. その他の医業収入	203	1.9	405	2.2	268	2.0	150	2.3	381	2.9	203	2.5
II 医業費用	8,409	77.6	16,189	89.1	10,907	82.7	4,385	66.9	11,646	88.0	6,065	74.9
1. 給与費	3,013	27.8	7,258	39.9	4,376	33.2	1,354	20.7	5,381	40.7	2,286	28.2
2. 医薬品費	2,569	23.7	3,859	21.2	2,983	22.6	1,587	24.2	2,946	22.3	1,901	23.5
3. 材料費	345	3.2	657	3.6	446	3.4	106	1.6	322	2.4	156	1.9
4. 委託費	370	3.4	736	4.0	487	3.7	217	3.3	490	3.7	280	3.5
5. その他の医業費用	2,111	19.5	3,678	20.2	2,614	19.8	1,120	17.1	2,508	18.9	1,441	17.8
III 医業収支差額(I-II)	2,422	22.4	1,984	10.9	2,281	17.3	2,167	33.1	1,592	12.0	2,034	25.1
診療所数	332		157		489		681		205		886	

(注) 1 個人立診療所においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。  
2 「II医業費用」の「5.その他の医業費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成7年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

第233表 歯科診療所（個人立）1施設当り収支状況（構成比率）

平成7年6月1カ月間

	金額(千円)	%
I 医業収入	4,277	100.0
1. 保険診療収入	3,678	86.0
2. 労災等診療収入	3	0.1
3. その他の診療収入	562	13.1
4. その他の医業収入	34	0.8
II 医業費用	2,861	66.9
1. 給与費	1,108	25.9
2. 医薬品費・材料費	306	7.2
3. 外注技工料	467	10.9
4. その他の医業費用	980	22.9
III 医業収支差額(I-II)	1,415	33.1

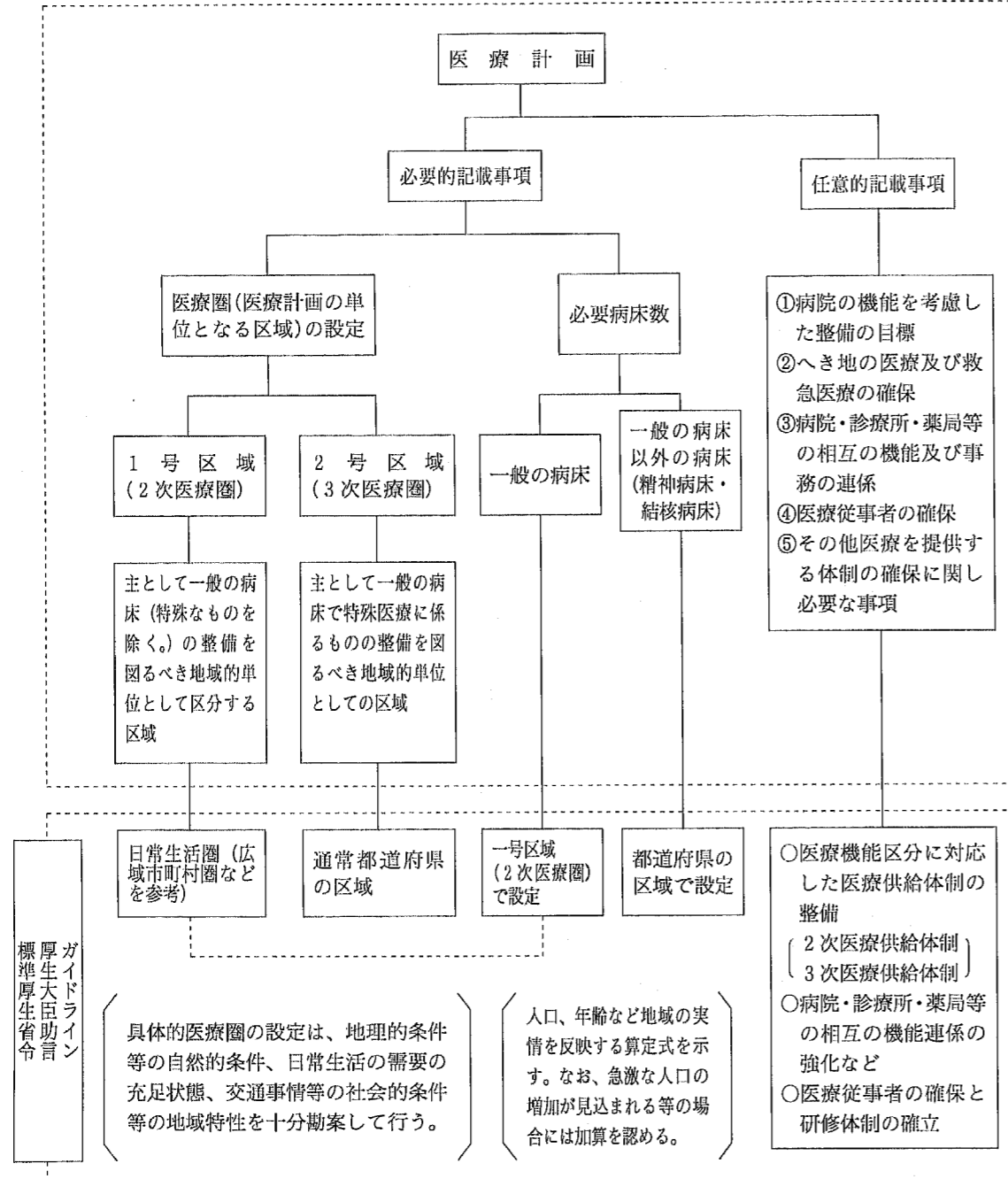
(注) 1 院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。  
2 「II医業費用」の「4.その他の医業費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成7年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

### 3 地域医療計画

第234表 地域医療計画の内容

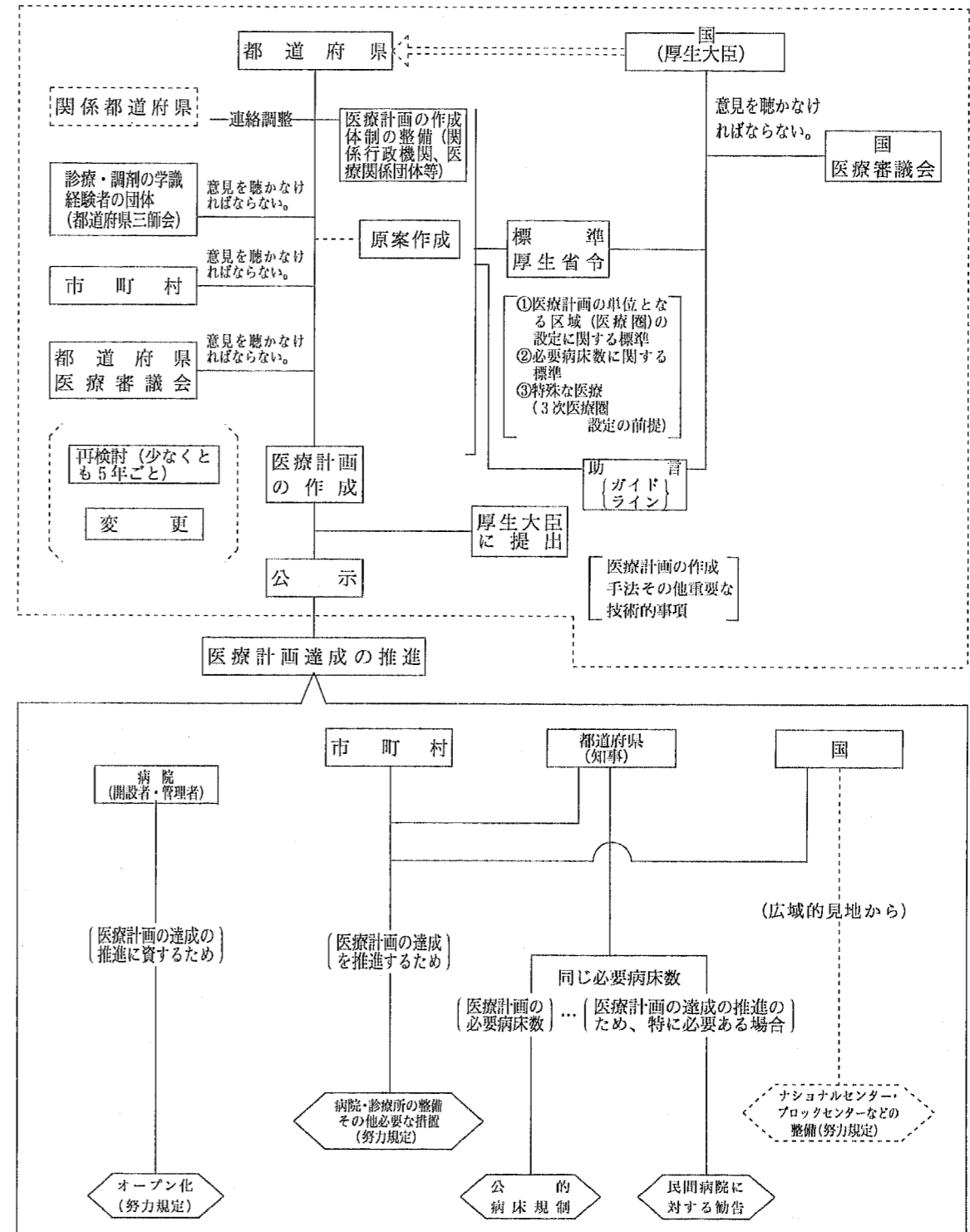
医療計画の内容



資料：厚生省健康政策局作成

第235表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続



資料：厚生省健康政策局作成

第236表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況

平成8年3月31日現在

	公示年月日 (平成)	一般病床				精神病床		結核病床	
		二次医療圏数	過剰医療圏数	必要病床数	既存病床数	必要病床数	既存病床数	必要病床数	既存病床数
総数		344	131	1,206,530	1,252,758	343,171	361,876	29,897	32,164
北海道	5.3.31	21	12	75,433	84,568	21,995	21,480	1,043	1,489
青森	5.3.1	6	5	13,074	15,030	4,696	4,932	307	702
岩手	6.3.1	9	6	14,319	16,129	4,513	4,915	319	442
宮城	5.8.10	5	—	19,963	18,990	6,952	5,307	415	496
秋田	5.3.30	8	6	11,745	13,373	3,996	4,678	257	397
山形	4.12.25	4	—	12,543	10,995	4,023	3,224	285	202
福島	5.3.12	7	6	19,586	23,827	6,755	8,631	447	614
茨城	5.11.1	6	2	24,329	23,958	6,718	8,481	557	759
栃木	5.6.25	5	1	16,619	16,065	4,525	5,737	398	375
群馬	5.7.20	10	1	18,872	17,754	4,390	5,658	351	285
埼玉	4.1.31	9	2	47,283	46,346	13,673	11,850	894	896
千葉	6.8.9	8	—	42,898	41,390	14,063	12,486	991	774
東京都	5.12.24	13	4	108,116	103,400	27,791	26,590	2,557	2,192
神奈川県	4.2.20	8	5	60,046	60,531	15,760	14,458	1,096	812
新潟	4.6.26	13	1	24,839	22,705	5,750	7,579	508	374
富山	6.8.31	4	—	15,508	14,024	3,170	3,541	264	221
石川	4.4.1	4	2	14,641	16,558	3,321	4,137	234	378
福井	5.3.31	4	1	10,322	9,646	2,303	2,527	183	383
山梨	4.12.24	8	—	9,202	8,215	1,968	2,607	168	176
長野	4.12.10	10	—	20,160	18,344	5,073	6,038	454	365
岐阜	6.3.29	5	1	17,456	16,439	4,143	4,479	495	494
静岡	8.3.29	10	3	30,587	30,415	7,336	7,489	493	731
愛知県	4.8.31	8	3	50,820	55,713	14,054	14,101	1,337	1,434
三重	5.12.17	4	—	16,669	16,050	3,967	5,334	441	749
滋賀	5.4.1	7	—	12,230	10,187	2,657	2,347	389	326
京都	6.6.10	6	1	28,157	29,954	6,893	6,770	838	863
大阪府	5.6.25	4	4	76,522	96,957	20,946	21,457	2,944	3,128
兵庫県	4.4.1	10	1	52,608	49,677	11,729	12,073	1,471	1,610
奈良	5.4.23	3	—	13,373	12,264	3,402	2,979	425	306
和歌山	5.10.8	6	1	11,879	12,266	2,204	2,951	389	456
鳥取	5.3.26	3	—	7,031	6,213	2,057	1,937	159	76
島根	4.11.10	6	—	10,103	8,419	2,776	2,744	226	224
岡山	8.3.29	5	4	22,153	23,784	6,711	6,045	342	674
広島	5.9.17	10	2	32,585	30,769	9,593	9,345	686	843
山口	3.5.21	9	4	19,008	22,030	5,636	6,534	1,013	623
徳島	4.9.1	3	3	10,267	12,400	3,381	4,540	258	555
香川	6.3.4	5	1	13,095	12,627	4,208	4,197	329	385
愛媛	4.4.1	6	3	18,785	18,604	5,929	5,110	460	571
高知	5.3.31	4	3	11,435	16,301	3,440	4,202	273	702
福岡	7.3.31	12	10	55,508	66,916	20,096	22,326	1,657	1,603
佐賀	5.4.1	3	3	10,472	10,950	4,049	4,500	335	397
長崎	4.3.31	9	7	17,612	19,760	6,471	8,585	568	634
熊本	5.5.19	10	7	24,266	26,073	8,020	9,118	700	794
大分	6.3.31	10	3	15,414	15,193	5,234	5,561	495	484
宮崎	5.6.10	7	4	13,117	13,691	4,833	6,332	412	384
鹿児島	4.6.1	12	7	24,078	24,785	7,422	10,270	694	552
沖縄	6.3.18	5	2	11,802	12,473	4,549	5,694	340	234

(注) 公示年月日は、見直し公示年月日を示す。

資料：厚生省健康政策局計画課調

第8節 公衆衛生

1 結核等

第237表 結核医療費推計額

(単位：億円)

区分	推計額					
	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
合計	1,402	1,407	1,502	1,589	1,491	1,343

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第238表 結核医療費公費負担承認件数(治療費支払方法別)

区分	総数	被用者保険		国民健康保険	老人保健	生活保護	その他
		本人	家族				
平成元年('89)	115,628	34,804	18,769	49,460	239	11,787	569
2('90)	106,553	33,079	17,229	45,115	214	10,440	476
3('91)	99,110	31,650	16,109	41,296	191	9,337	527
4('92)	92,072	29,882	15,349	37,405	195	8,726	515
5('93)	86,139	28,036	14,806	34,270	200	8,264	563
6('94)	79,006	25,944	13,436	30,995	198	7,876	557
7('95)	71,911	23,542	12,504	27,910	112	7,261	582

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第239表 結核医療費公費負担額

(単位：百万円)

区分	合計	法第34条1項による一般患者に対する適正医療費		法第35条1項による措置患者に対する医療費	
		40,553	3,275	37,278	
平成元年度('89)		40,553	3,275	37,278	
2('90)		39,161	3,028	36,133	
3('91)		37,853	2,927	34,926	
4('92)		38,085	2,592	35,493	
5('93)		37,611	2,393	35,218	
6('94)		37,708	2,193	35,515	
7('95)		23,171	1,370	21,801	

資料：厚生省保健医療局調

第240表 結核登録者

(1) 結核登録者数(活動性分類別)

年末現在

区分	総計	活動性肺結核				活動性肺外結核	不活動性	不明
		感染性		非感染性	計			
		広汎空洞型	その他の感染性					
平成元年('89)	238,189	25,903	980	24,923	67,408	6,213	89,854	48,811
2('90)	223,863	24,944	996	23,948	62,625	5,874	87,839	42,581
3('91)	210,423	24,090	918	23,172	57,993	5,381	86,955	36,004
4('92)	202,193	24,341	867	23,474	51,899	4,876	83,198	37,879
5('93)	191,584	23,390	858	22,532	48,714	4,571	79,864	35,045
6('94)	181,470	22,330	848	21,482	44,349	4,102	76,573	34,116



(ii) 新登録結核患者数

Table showing new registered tuberculosis patients by year from 1989 to 1994, categorized by infection type (active/inactive, infectious/non-infectious).

資料：厚生省保健医療局結核感染症サーベイランス年報集計

第241表 結核病床数・患者数・病床利用率

Table showing tuberculosis hospital beds, number of patients, and bed utilization rate from 1989 to 1994.

(注) 病床数は、6月末現在の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第242表 ハンセン病患者数・有病率の年次推移

年末現在

Table showing the annual change in Hansen's disease patients and prevalence rate from 1900 to 1995.

(注) 昭和25～46年は沖縄を含まず。

資料：厚生省保健医療局調

第243表 未収容らい患者・一時救護患者数

Table showing unaccommodated leprosy patients and temporary care patients by year from 1990 to 1995.

(注) 「本年中増」の「その他」は、らい療養所から当該都道府県内に移動した患者であって、外出の許可期間経過後正当な理由がなく帰所しない者又は無断外出逃亡等により退所処分に付されたらい療養所から通知された者等を、「本年中減」の「その他」は、当該都道府県外に移動した未収容らい患者及び法第4条第2項の規定により治癒した旨医師から届け出られた者等を集計したものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第244表 らい療養所入所患者数

Table showing leprosy patients entering care facilities by year from 1990 to 1994, categorized by facility type (national/public).

資料：厚生省保健医療局調

第245表 らい予防法による生活援護人員(種類別)

Table showing life support personnel by type (household, education, housing, childbirth, business, funeral) from 1990 to 1995.

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

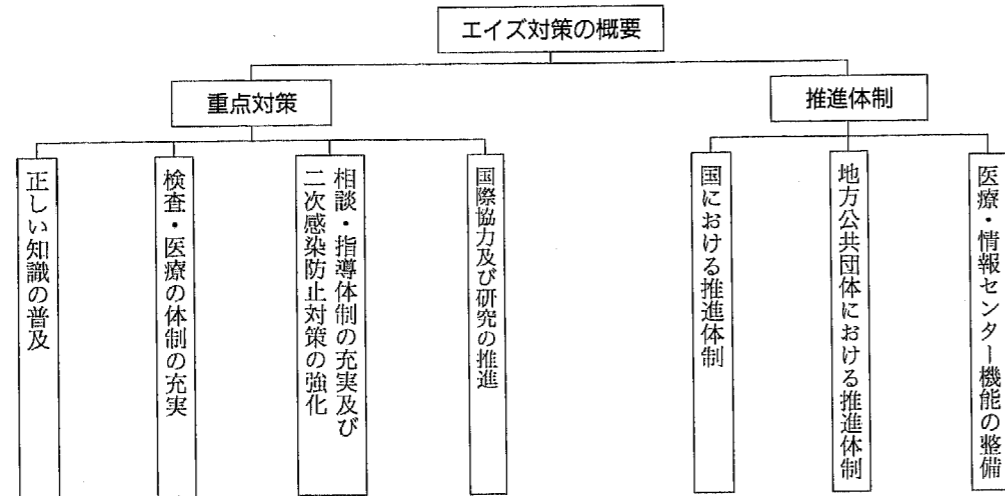
第246表 らい患者家族生活援護委託費・らい療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

Table showing national government burden for life support fees for leprosy patients' families and operating costs of care facilities from 1989 to 1994.

資料：厚生省保健医療局調

第247表 エイズ対策の概要



資料：厚生省保健医療局エイズ結核感染症課

第248表 エイズ患者及びHIV感染者の現状及び将来予測

	患者数	感染者数		備 考
	現 状 (人)	現 状 (人)	将来予測 (人)	
日 本	1,312	3,758	6,000～9,600 (2000年)	1. 現状の数字は1996年6月30日現在。 2. 将来予測は厚生省の研究班の推計(平成7年度研究報告)。
アメリカ	690,042	190万	—	1. 現状の数字は1996年7月5日現在。 2. 感染者の現状の予測はWHOによる。
全 世 界	1,393,649	2,805万	3,000万～4,000万 (2000年)	1. 現状の数字は1996年7月5日現在。 2. 感染者の現状の予測はWHOによる。

資料：厚生省保健医療局

2 伝 染 病

第249表 法定・指定伝染病患者数

(各年の1年間に届出られた伝染病患者数)

区 分	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
<b>法定伝染症</b>							
コ レ ラ 患者数	95	73	90	48	92	90	306
り患率	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2
赤 痢 患者数	924	920	1,120	1,124	1,120	1,042	1,062
り患率	0.7	0.7	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
腸 チ フ ス 患者数	105	120	106	71	129	71	64
り患率	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
パ ラ チ フ ス 患者数	65	26	25	29	46	49	75
り患率	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
し ょ う 紅 熱 患者数	96	29	22	31	23	6	5
り患率	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ジ フ テ リ ア 患者数	4	5	2	4	5	1	1
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流行性脳脊髄膜炎 患者数	10	12	10	11	7	6	3
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日 本 脳 炎 患者数	32	55	14	4	8	6	4
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
<b>指定伝染病</b>							
急性灰白髄炎 患者数	—	—	—	—	3	1	1
り患率	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0
ラ ッ サ 熱 患者数	—	—	—	—	—	—	—
り患率	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 り患率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。

2 上記の伝染病は、法定・指定伝染病中で過去5カ年に患者の発生があった主な疾病である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」

第250表 届出伝染病等患者数

区 分	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
<b>届出伝染病</b>						
インフルエンザ 患者数	11,508	25,021	5,868	6,053	16,655	2,404
り患率	9.3	20.2	4.7	4.9	13.3	1.9
伝染性下痢症 患者数	—	—	—	—	2	1
り患率	—	—	—	—	0.0	0.0
百日せき 患者数	229	583	536	391	131	145
り患率	0.2	0.5	0.4	0.3	0.1	0.1
ましん 患者数	1,753	3,259	5,452	2,250	2,002	1,766
り患率	1.4	2.6	4.4	1.8	1.6	1.4
破傷風 患者数	42	47	34	47	33	44
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
マラリア 患者数	57	55	58	51	58	74
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
つつが虫病 患者数	754	941	937	704	712	652
り患率	0.6	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5
フィラリア病 患者数	2	—	1	—	1	—
り患率	0.0	—	0.0	—	0.0	—
住血吸虫病 患者数	3	5	3	5	—	2
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0
<b>性病</b>						
梅毒 患者数	2,108	1,877	1,494	1,055	804	666
り患率	1.7	1.5	1.2	0.8	0.6	0.5
りん病 患者数	5,439	5,646	5,567	3,465	1,724	1,448
り患率	4.4	4.6	4.5	2.8	1.4	1.2
軟性下かん 患者数	54	53	22	12	9	4
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そけいりんば肉芽 しゅ症 患者数	9	8	12	1	1	—
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
結核 患者数	53,112	51,821	50,612	48,956	47,437	44,590
り患率	43.1	41.9	40.8	39.3	38.0	35.7
らい 患者数	26	12	17	15	8	14
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
エイズ 患者数	13	31	38	51	87	137
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
食中毒 患者数	36,479	37,561	39,745	29,790	25,702	35,735
り患率	29.6	30.4	32.0	23.9	20.6	28.6

- (注) 1 り患率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。  
 2 上記の伝染病は過去5か年に患者の発生があった主な疾病である。  
 3 結核については、「結核・感染症サーベイランス年報集計結果」による。  
 4 らいについては、「厚生省報告例(衛生関係)」による。  
 5 エイズ「厚生省保健医療局疾病対策課結核・感染症対策室」調による。  
 6 住血吸虫病については、平成6年10月1日付で届出廃止となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」「食中毒統計」

第251表 予防接種被接種者数

平成7年

区 分	被接種者数(法による)
D P T	1,368,068
急性灰白髄炎	1,188,371
麻疹	1,096,008
風しん	1,157,420
日本脳炎	956,663

(注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

### 3 精神保健

第252表 精神病床数・患者数・病床利用率

各年 6月末現在

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
精神病床数	351,469	355,334	358,251	360,303	361,896	363,010	362,692
1日平均在院患者数	344,709	346,754	348,500	349,215	347,056	344,230	343,795
病床利用率(%)	98.1	97.6	97.3	96.9	95.9	94.8	94.6

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第253表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(金額 単位 百万円)

区分	措置入院患者数(12月現在)	措置入院医療費国庫負担額
平成元年(1989)	13,843	34,698
2 (1990)	11,457	29,379
3 (1991)	9,120	24,347
4 (1992)	7,794	19,654
5 (1993)	6,793	16,887
6 (1994)	6,064	15,121
7 (1995)	5,570	8,501

(注) 国庫負担額は当初予算額である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」  
厚生省補助金ハンドブック

第254表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額

(金額 単位 百万円)

区分	承認	通院医療費国庫補助額
平成元年(1989)	606,179	15,409
2 (1990)	629,514	16,045
3 (1991)	654,710	16,923
4 (1992)	677,836	18,378
5 (1993)	707,642	19,741
6 (1994)	754,237	21,458
7 (1995)	519,043	16,661

(注) 国庫補助額は当初予算額である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」  
厚生省補助金ハンドブック

第255表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移

各年6月末

	全精神 病床数	月 末 在院患者数	措 置 患者数	措 置 率 (%)	病 床 利 用 率 (%)
昭和40年(1965)	164,027	177,170	63,894	36.1	108.5
45 (1970)	242,022	253,769	76,597	30.2	104.7
50 (1975)	275,468	281,346	65,571	23.3	102.0
55 (1980)	304,469	311,584	47,400	15.2	102.3
60 (1985)	333,570	339,989	30,543	9.0	101.9
平成2年(1990)	358,251	348,859	12,570	3.6	97.4
3 (1991)	360,303	349,052	10,011	2.9	96.9
4 (1992)	361,896	346,776	8,446	2.4	95.8
5 (1993)	363,010	343,718	7,223	2.1	94.7
6 (1994)	362,692	343,156	6,408	1.9	94.6
7 (1995)	362,180	340,785	5,905	1.7	94.1

(注) 1 月末在院患者数のうち昭和40、45、50年は1日平均在院患者数である。

2 平成7年の全精神病床数、月末在院患者数、病床利用率については概数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」「衛生行政業務報告」

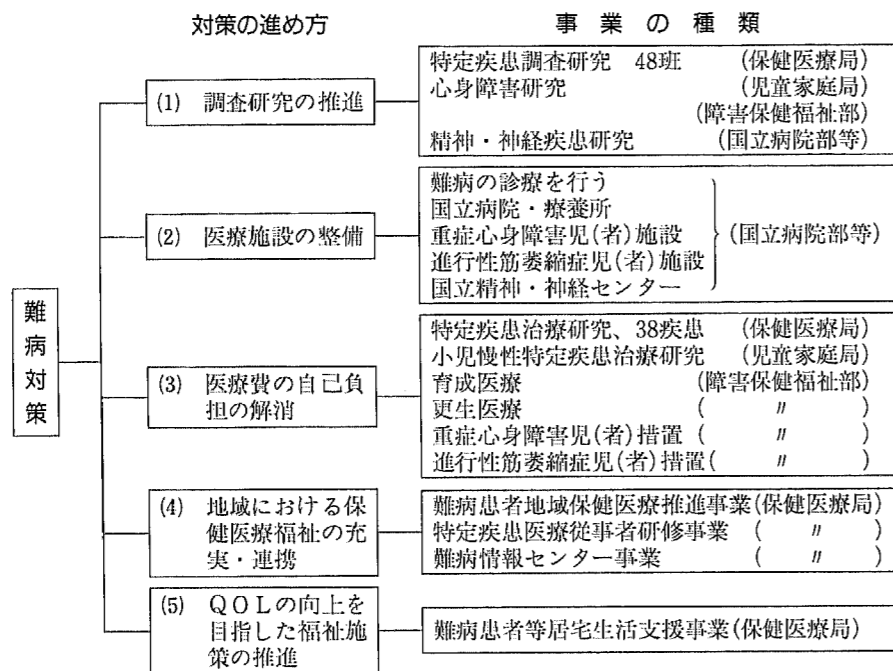
第256表 医療保護入院・仮入院届出件数

区分	医療保護入院・仮入院届出件数
平成元年(1989)	85,951
2 (1990)	81,914
3 (1991)	81,187
4 (1992)	79,086
5 (1993)	81,934
6 (1994)	81,911
7 (1995)	83,059

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

4 難 病

第257表 難病対策の概要



資料：厚生省保健医療局疾病対策課作成

第258表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成7年度末現在

疾患名	受給者証交付件数	疾患名	受給者証交付件数
1 ベーチェット病	15,022	20 パーキンソン病	35,676
2 多発性硬化症	5,663	21 アミロイドーシス	604
3 重症筋無力症	9,740	22 後縦靭帯骨化症	13,587
4 全身性エリテマトーデス	41,219	23 ハンチントン舞踏病	411
5 スモン	1,916	24 ウィリス動脈輪閉塞症	5,645
6 再生不良性貧血	8,494	25 ウェゲナー肉芽腫症	605
7 サルコイドーシス	13,008	26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	7,301
8 筋萎縮性側索硬化症	3,794	27 シャイ・ドレーガー症候群	429
9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	20,877	28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	306
10 特発性血小板減少性紫斑病	24,414	29 膿疱性乾癬	778
11 結節性動脈周囲炎	2,011	30 広範脊柱管狭窄症	782
12 潰瘍性大腸炎	41,243	31 原発性胆汁性肝硬変	5,838
13 大動脈炎症候群	4,731	32 重症急性膵炎	812
14 ビュルガー病	10,061	33 特発性大腿骨頭壊死症	4,309
15 天疱瘡	2,403	34 混合性結合組織病	2,522
16 脊髄小脳変性症	13,586	35 原発性免疫不全症候群	1,044
17 クローン病	12,645	36 特発性間質性肺炎	1,342
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	677	37 網膜色素変性症	1,950
19 悪性関節リウマチ	4,885	合 計	320,330

資料：厚生省保健医療局疾病対策課調

5 環境衛生

第259表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区 分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	16,879	116,379	16,892	116,962	16,711	117,798	16,569	118,471	16,569	119,036	16,121	119,710
上 水 道	1,957	108,201	1,964	108,885	1,969	109,834	1,971	110,602	1,969	111,313	1,962	112,055
簡 易 水 道	10,670	7,359	10,546	7,269	10,390	7,171	10,262	7,094	10,111	7,029	9,942	6,940
専 用 水 道	4,252	819	4,277	808	4,247	793	4,229	775	4,162	744	4,108	715
水道用水供給	100	—	105	—	105	—	107	—	107	—	109	—
普及率 (%)	94.4		94.7		94.9		95.1		95.3		95.5	

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調

第260表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当たり)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
下水道終末処理 (万人)	4,953	5,182	5,397	5,622	5,863	6,107
ごみ処理 (トン)	164,322	169,082	173,456	178,143	184,592	178,106
し尿処理 (kl)	109,875	108,135	108,365	99,754	109,310	107,028

(注) 現有処理能力 (着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第261表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
下水道終末処理						
総事業費	1,875,459	1,913,947	1,785,363	1,965,800	2,465,944	2,746,529
国庫支出金	545,956	552,877	550,292	573,703	707,336	779,305
地方債	1,212,692	1,241,147	1,160,486	1,267,761	1,501,687	1,679,253
その他	116,811	119,923	74,585	124,236	256,921	287,971
ごみ処理						
総事業費	1,154,028	1,264,088	1,387,735	1,592,068	1,857,431	2,050,072
国庫支出金	52,761	45,977	52,816	54,473	100,367	87,933
地方債	120,677	135,378	148,637	229,293	294,248	289,947
その他	980,590	1,082,733	1,186,282	1,308,302	1,462,816	1,672,192
し尿処理						
総事業費	345,290	358,926	371,578	413,598	424,855	365,160
国庫支出金	11,893	14,233	13,867	17,370	21,304	8,166
地方債	29,941	31,844	34,359	53,512	57,331	18,722
その他	303,456	312,849	323,352	342,716	346,220	338,272

(注) 1 下水道終末処理は公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

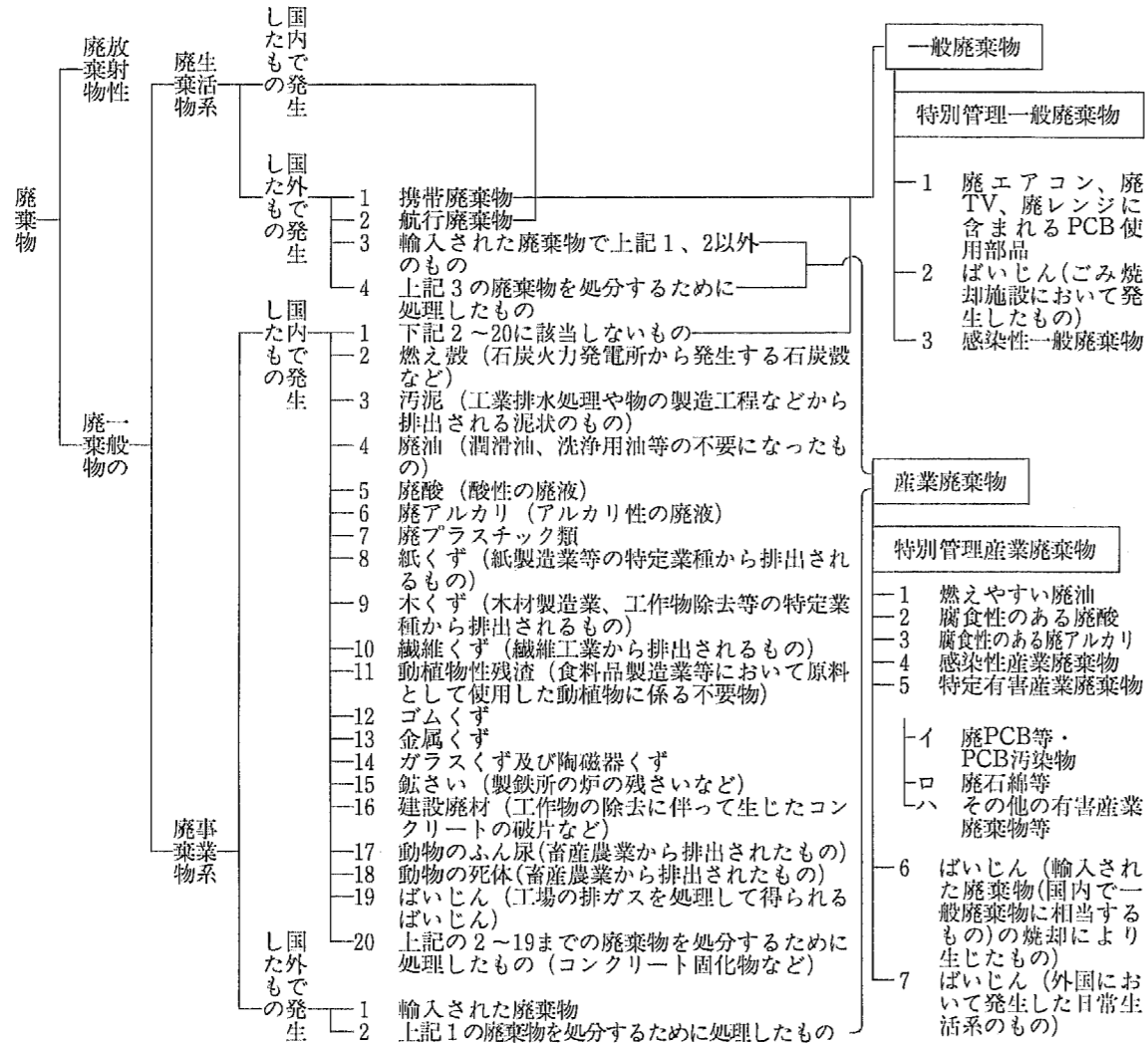
2 「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び市町村一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

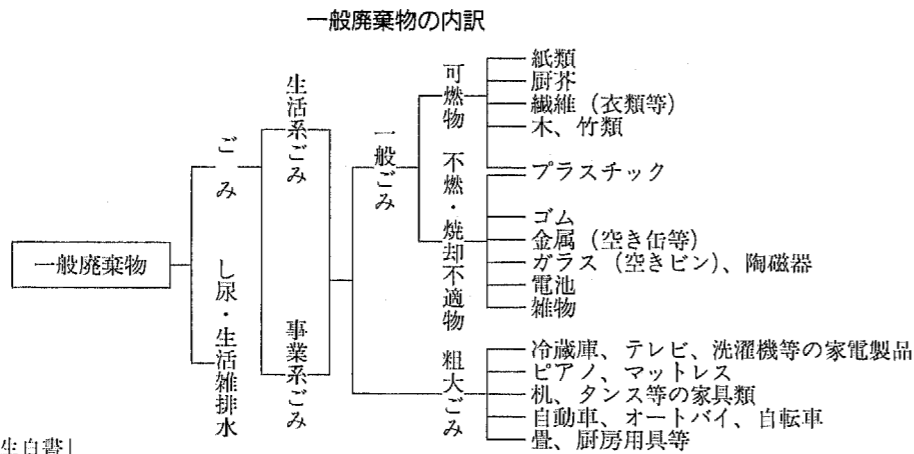
「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第262表 廃棄物の分類と処理体制

〔廃棄物の分類〕



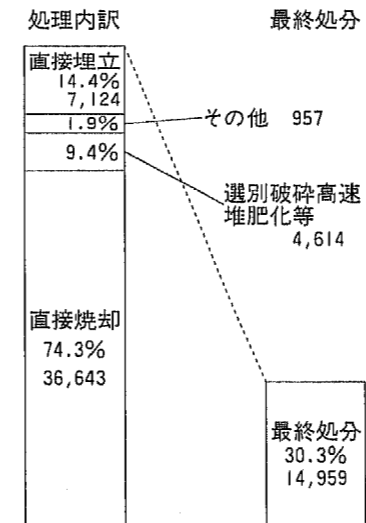
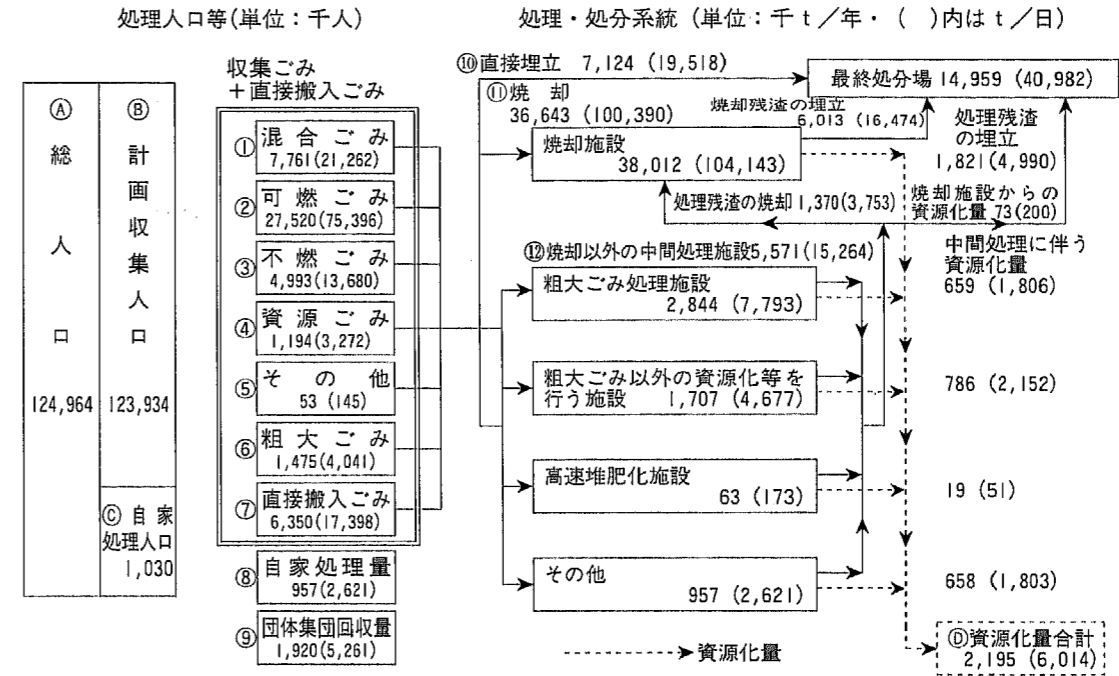
(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。



資料：厚生省「厚生白書」

第263表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ (平成5年度('93)実施)

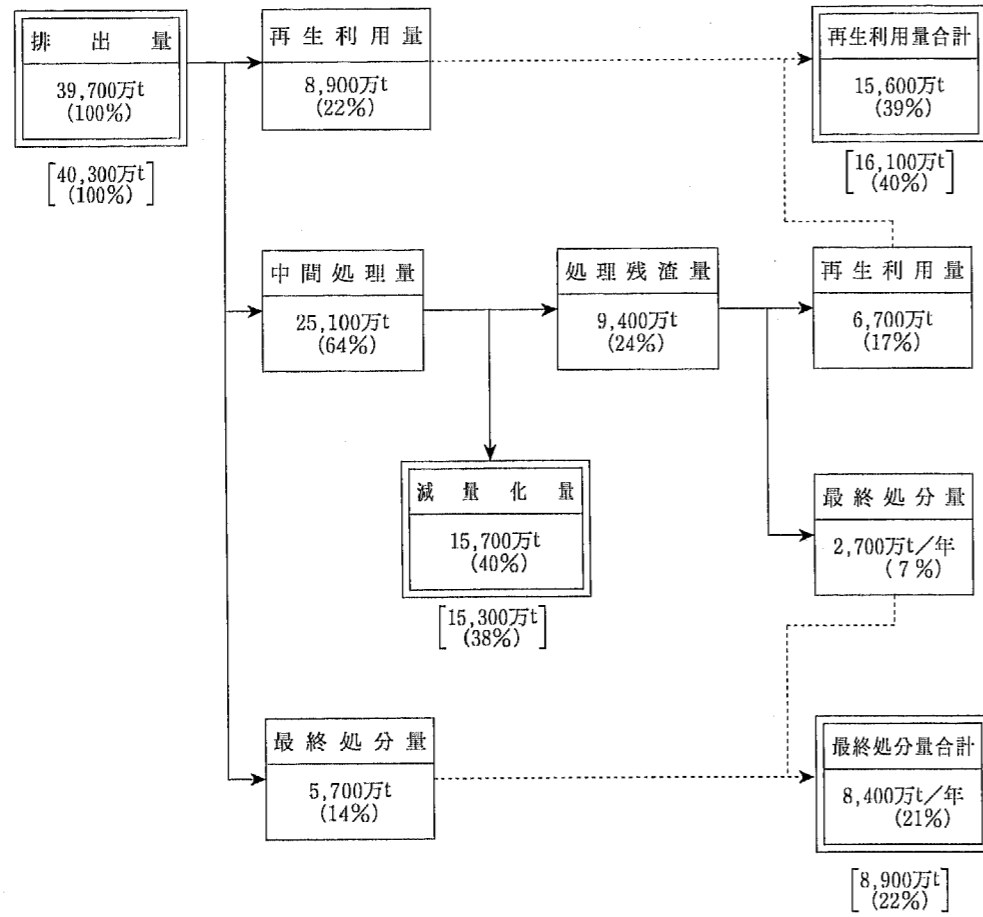


資料：厚生省水環境部環境整備課調

市町村数	3,236	施設数と処理能力(簡工ベース)	
市	663	焼却施設	1,854カ所
(市に東京23区を含む)		全連続燃焼式	433
町	1,992	准連続燃焼式	324
村	581	機械化バッチ式	866
事務組合数	874	固定バッチ式	231
		最終処分場	2,321
			178,106 t/日
			128,911
			25,344
			22,418
			1,434

計画収集率 B/A=99.1%  
 ①+②+③+④+⑤+⑥=42,997千t/年(117.8千t/日)  
 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=49,347千t/年(135.2千t/日)  
 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=50,304千t/年(137.8千t/日)  
 1人1日当たり排出量  
 = (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) / A = 1,103g/人日  
 資源化率=⑩/(⑩+⑪+⑫) = 4.4%  
 リサイクル率= (⑨+⑩) / (⑨+⑩+⑪+⑫) = 8.0%

(II) 産業廃棄物の処理の流れ (平成5年度)



(注) 枠外の[ ]内は平成4年度の数値である。  
資料：厚生省水道環境部産業廃棄物対策室調

第264表 市町村のごみ処理費用の推移

[ ]内は対前年増加率(%)

年次	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
処理費用総額 (百万円)	1,154,028 〔6.3〕	1,261,089 〔9.3〕	1,385,150 〔9.8〕	1,587,245 〔14.6〕	1,846,287 〔16.3〕	2,283,345 〔23.7〕
国民1人当りの 処理費用(円)	9,399 〔5.8〕	10,257 〔9.1〕	11,222 〔9.4〕	12,795 〔14.0〕	14,819 〔15.8〕	18,272 〔23.3〕

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。  
資料：厚生省水道環境部環境整備課調

6 公 害

第265表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			その他			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元年度	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
計	1	1	—	685	678	—	1	1	—	29(6)	22(6)	—	1	1	—	717	703	—	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
2. 「裁定」( )内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。  
3. 「その他」は、義務履行勧告申出事件である。

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第3部 社会保障関係統計資料編

第266表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況

区分 年度	受付件数				処理件数					年度末 係属件数
	合計	あっせん	調停	仲裁	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	26	18	6	2	0	32
62	28	0	28	0	27	15	10	1	1	33
63	26	1	25	0	22	11	7	4	0	37
平成元年度	36	0	36	0	23	13	6	4	0	50
2	57	0	57	0	40	9	23	5	3	66
3	43	0	43	0	43	15	20	8	0	66
4	51	0	51	0	36	7	22	6	1	81
5	44	0	44	0	53	24	22	5	2	72
6	30	0	30	0	50	16	28	4	2	52
7	38	0	38	0	41	16	19	6	0	50
計	728	34	690	4	678	326	256	83	13	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
 2. 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。  
 3. 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

資料：公害等調整委員会事務局調

第267表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

年 度	典 型 7 公 害	大気汚染	水質汚染	土壌 汚染	騒音・振動			地盤 沈下	悪 臭
					計	騒音	振動		
昭和41年度	19,517	4,962	2,197	—	8,833	…	…	31	3,494
45	59,467	12,911	8,913	67	22,568	…	…	11	14,997
50	67,315	11,873	13,453	593	23,812	…	…	68	17,516
55	54,809	9,282	8,269	230	24,094	21,063	3,031	34	12,900
60	51,413	9,036	7,617	222	21,946	19,364	2,582	39	12,553
61	50,129	8,851	7,324	165	21,512	19,077	2,435	28	12,249
62	51,665	9,430	7,114	150	22,639	20,083	2,556	32	12,300
63	51,223	8,978	7,551	175	22,746	20,080	2,666	41	11,732
平成元年度	49,036	9,036	7,513	175	20,826	18,495	2,331	47	11,439
2	49,359	9,496	7,739	233	20,431	18,287	2,144	37	11,423
3	46,650	9,489	7,753	208	18,657	16,830	1,827	37	10,506
4	44,976	9,108	8,099	204	17,123	15,315	1,808	33	10,409
5	43,175	8,837	7,570	215	16,553	14,779	1,774	22	9,978
6	45,642	10,319	7,279	183	16,792	15,016	1,776	34	11,035

資料：公害等調整委員会事務局「公害苦情件数調査結果報告書」

第268表 典型7公害以外の種類別苦情件数

年 度	合 計	H 照	通 風 障 害	光 害	電 波 障 害	土砂の 散 乱	土砂の 流 出	廃棄物 の不法 投 棄	ふん・ 尿の害	害虫等 の発生	火災の 危 険	死骸の 放 置	その他
平成元年度	23,123	352	34	61	327	110	236	5,147	518	4,042	1,895	1,785	8,616
2	24,935	408	23	64	372	129	119	5,029	594	4,314	2,432	2,423	9,028
3	30,063	262	3	71	648	118	102	6,175	720	4,137	3,113	4,050	10,664
4	31,210	324	12	66	536	111	76	6,741	646	4,940	2,569	4,014	11,175
5	36,142	220	2	74	467	113	321	8,320	847	4,411	2,487	5,784	13,096
6	20,914	42	17	62	414	189	129	5,175	727	2,868	1,034	3,003	7,254

資料：公害等調整委員会「年次報告」

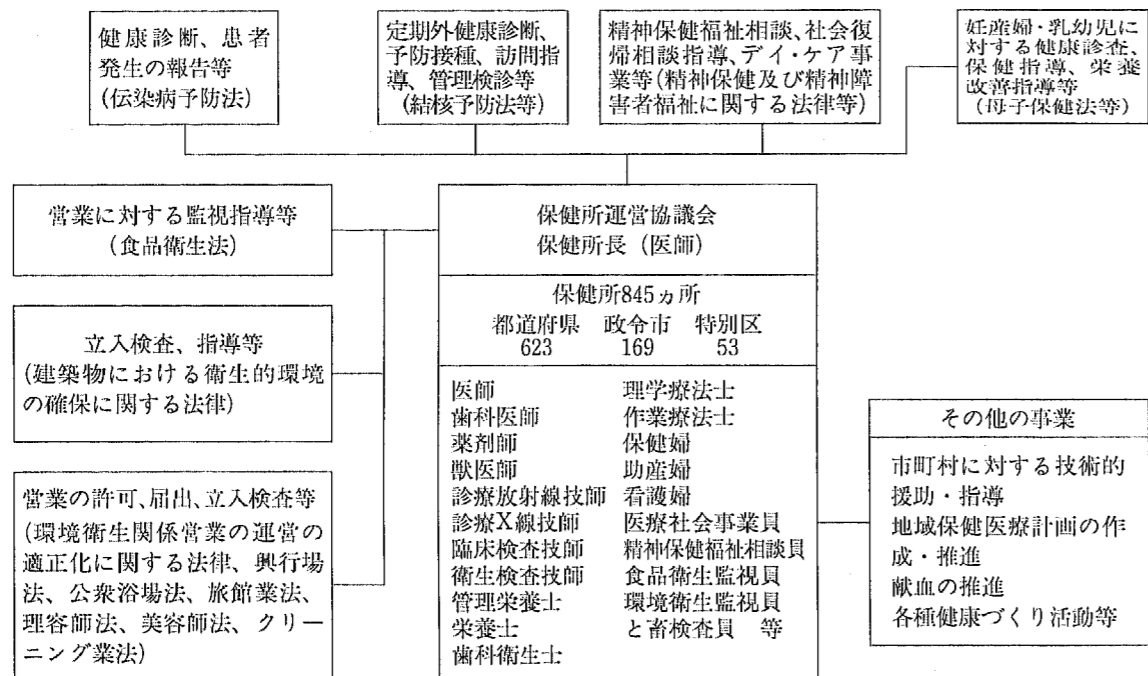




7 保健所及び保健センター

第271表 保健所の活動

平成8年4月1日現在



資料：厚生省健康政策局調

第272表 保健所数及び保健所職員総数

	平成2年('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)
保健所数	850	852	852	848	847	845
都道府県立	634	636	635	631	625	625
政令市	163	163	164	164	169	167
特別区	53	53	53	53	53	53
職員総数	34,571	34,470	34,463	34,302	34,134	34,004
医師	1,245	1,256	1,288	1,303	1,312	1,309
歯科医師	70	72	72	79	80	83
薬剤師獣医師	1,625	1,752	2,043	1,984	2,147	2,095
保健婦	8,305	8,386	8,408	8,453	8,462	8,515
看護婦	281	277	278	290	293	281
助産婦	76	76	79	80	79	80
X線技術者	1,274	1,259	1,257	1,268	1,217	1,207
管理栄養士	1,026	998	1,115	1,187	1,168	1,177
栄養士	254	290	188	137	166	149
歯科衛生士	350	348	349	355	355	356
試験検査技術者	1,613	1,606	1,533	1,492	1,503	1,474
理学療法士	22	23	28	33	40	43
作業療法士						
その他	18,430	18,127	17,825	17,641	17,312	17,235

資料：厚生省健康政策局調

第273表 保健所活動状況

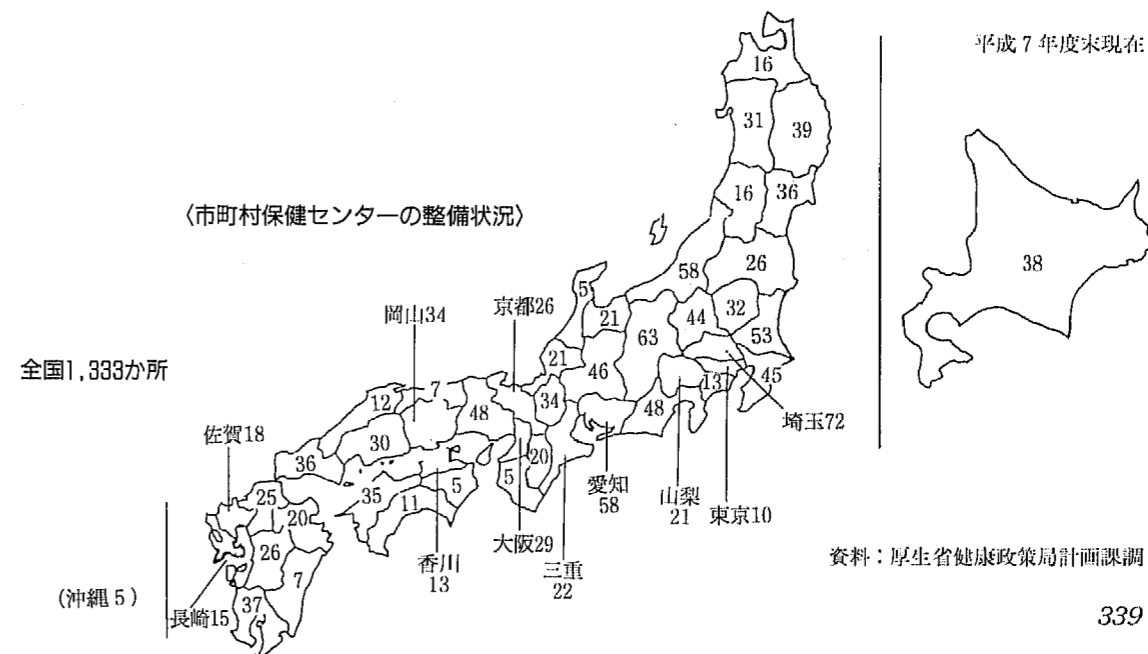
(実数)

業務の種類	平成5年(1993)	平成6年(1994)	平成7年(1995)
健康診断 {開設回数}	319,473	311,241	294,127
環境衛生監視指導 {受診延人数}	10,473,199	9,677,166	9,132,082
食品衛生監視指導 {許可を要する施設}	639,499	671,256	667,119
{許可を要しない施設}	3,464,658	3,419,634	・
{医療費公費負担承認件数}	1,970,937	1,931,333	・
結核予防 {結核予防法第34条による}	86,139	79,006	71,911
梅毒血清反応検査被検査者数*	67,426	65,590	42,101
保健所活動による予防接種被接種者延数	2,373,173	1,642,679	・
寄生虫検査被検査者数 (保健所活動分)	133,556	128,491	117,082
母子衛生 {妊婦保健指導延人員}	189,717	187,180	185,872
{産婦保健指導延人員}	244,442	247,779	242,196
{乳児保健指導延人員}	1,128,028	1,083,174	1,165,193
{幼児保健指導 {3歳児(実入員)}	1,044,034	1,037,164	999,461
{その他}	723,698	705,078	841,976
歯科衛生 {検診・保健指導受診延人員}	2,833,025	2,821,927	2,753,043
{予防処置延人員}	483,199	465,496	450,801
{治療延人員}	1,580	1,986	2,766
栄養改善指導 {個別指導 {栄養指導延人員}	1,237,663	1,204,100	1,127,452 (注1)
{施設指導延施設数}	40,615	41,839	42,420
{開設回数}	111,970	110,751	86,152
{集団指導 {栄養指導延人員}	3,233,135	3,188,796	2,522,426
{施設指導 {開設回数}	5,419	5,445	4,767
{延施設数}	90,278	90,200	90,488
衛生教育開催回数	294,503	287,600	289,683
保健婦 {家庭訪問被訪問延数}	960,538	934,980	・ (注2)
(保健所保健婦) {家庭訪問以外の活動実施回数}	554,109	569,453	・ (注3)
医療社会事業 {面接延回数}	191,809	204,384	232,975
{訪問延回数}	118,216	133,496	142,738
試験検査検体数	32,782,484	30,908,545	21,303,977 (注4)

(注1) 平成7年は訪問指導「15,302」を含む。  
 (注2) 平成7年は訪問指導延人員「1,263,727」である。  
 (注3) 平成7年は被指導延人員「16,679,643」である。  
 (注4) 平成7年より項目の変更が生じた。  
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」※「厚生省報告例」  
 ・は平成7年より法改正により廃止、または変更となり、該当する項目がなくなったものである。

第274表 市町村保健センター数

市町村保健センター数	平成2年(1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
	1,106	1,152	1,185	1,212	1,270	1,335



## 第9節 福祉サービス

### 1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第275表 身体障害者手帳交付台帳登録数

平成7年度末

区分	総数	身体障害者				
		視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	3,846,352	418,619	446,297	48,727	2,215,267	717,442
18歳未満	113,236	6,778	20,093	1,362	67,380	17,623
18歳以上	3,733,116	411,841	426,204	47,365	2,147,887	699,819

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第276表 福祉事務所における精神薄弱者相談状況

区分	相談実人員	相談内容							
		総数	施設	職視委託	職業	医療保健	生活	教育	その他
昭和63年度('88)	147,165	248,930	72,733	1,405	20,187	22,228	37,832	12,008	82,537
平成元年度('89)	148,115	257,072	76,393	1,291	20,284	21,979	39,138	12,439	85,548
2 ('90)	149,647	251,913	76,338	1,405	19,185	19,985	38,774	12,611	83,615
3 ('91)	170,231	267,835	78,494	1,159	19,407	19,436	39,150	11,332	98,857
4 ('92)	162,475	268,311	84,067	1,168	19,806	19,691	39,968	12,891	90,720
5 ('93)	165,037	274,842	88,567	1,425	21,186	19,814	39,624	11,231	92,995
6 ('94)	176,702	333,131	136,212	1,402	22,364	20,446	42,634	11,346	98,727
7 ('95)	177,521	327,571	135,564	1,290	23,230	19,906	41,481	10,610	95,490

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第277表 身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区分	平成元年('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
肢体不自由者更生施設	施設数 45	44	44	44	43	42
在所者数	1,252	1,246	1,196	1,182	1,106	1,047
視覚障害者更生施設	施設数 16	16	15	16	15	15
在所者数	1,266	1,220	1,194	1,168	1,145	1,117
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 3	3	3	3	3	3
在所者数	152	151	156	134	146	150
内部障害者更生施設	施設数 14	13	11	10	7	7
在所者数	520	511	458	381	322	337
身体障害者療護施設	施設数 203	210	223	237	244	261
在所者数	12,723	13,219	13,945	14,774	15,362	16,388
重度身体障害者更生援護施設	施設数 61	61	63	66	68	70
在所者数	3,569	3,577	3,701	3,844	3,949	4,153
身体障害者福祉ホーム	施設数 9	10	11	12	13	17
在所者数	123	140	182	219	225	255
身体障害者授産施設	施設数 84	85	85	84	85	84
在所者数	4,082	4,025	4,006	3,809	3,859	3,865
重度身体障害者授産施設	施設数 119	119	121	123	123	125
在所者数	7,188	7,241	7,423	7,584	7,611	7,863
身体障害者通所授産施設	施設数 101	109	120	139	160	173
在所者数	2,188	2,349	2,597	3,026	3,496	3,904
身体障害者福祉工場	施設数 24	24	27	28	32	33
在所者数	1,210	1,210	1,258	1,313	1,338	1,389
身体障害者福祉センター	施設数 187	190	202	211	224	228
在宅障害者デイ・サービス施設	施設数 9	25	35	45	60	77
障害者更生センター	施設数 9	9	9	9	9	9
補装具製作施設	施設数 29	28	28	27	27	27
点字図書館	施設数 74	74	74	74	74	74
点字出版施設	施設数 13	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	施設数 .	.	2	5	7	8
精神薄弱者更生施設	施設数 946	999	1,066	1,128	1,194	1,259
在所者数	60,343	63,438	67,432	70,405	74,129	77,759
精神薄弱者授産施設	施設数 542	577	620	670	721	761
在所者数	23,684	25,186	26,719	28,790	31,113	33,019
精神薄弱者通所寮	施設数 102	106	109	109	110	111
在所者数	2,293	2,347	2,394	2,448	2,475	2,485
精神薄弱者福祉ホーム	施設数 39	46	49	52	53	55
在所者数	356	439	477	510	504	542

(注) 1 身体障害者福祉センター及び障害者更生センターは昭和59年法律改正により身体障害者更生援護施設となった。  
 2 精神薄弱者通所寮及び精神薄弱者福祉ホームは平成2年法律改正により精神薄弱者援護施設となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第278表 身体障害者更生援護状況

区分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
更生援護取扱実人員	1,183,000	1,204,998	1,255,666	1,318,564	1,425,240	1,515,616
身体障害者手帳新規交付者数(18歳以上)	201,797	211,541	215,770	229,627	237,717	251,435
相談指導及び措置件数	1,707,169	1,767,260	1,854,230	1,945,510	2,066,134	2,213,044
身体障害者更生援護施設等への入所その利用及び紹介(再掲)	42,925	45,019	46,520	44,659	46,603	45,997
補装具件数	交付 414,127	460,030	500,179	538,982	601,392	681,094
修理 46,601	49,550	52,595	55,912	63,381	69,047	
更生医療給付決定件数	91,720	93,063	85,616	76,816	65,861	50,463

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第279表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
交 付	件数 367,752 公費負担額 8,691,811	414,127 9,793,962	460,030 10,856,016	500,179 11,785,986	538,982 12,952,389	601,392 14,702,492	681,094 16,497,957
義 手	件数 2,835 公費負担額 206,531	2,753 225,492	2,755 234,078	2,676 230,438	2,557 247,290	2,576 253,881	2,567 290,047
	義 足	件数 7,671 公費負担額 1,277,353	7,954 1,420,792	7,824 1,469,680	7,681 1,516,069	7,650 1,607,324	7,667 1,883,900
装 具	件数 18,831 公費負担額 1,004,135	19,807 1,071,430	20,796 1,149,157	20,700 1,154,098	20,763 1,240,798	21,876 1,421,383	22,695 1,479,549
盲人安全つえ	件数 7,631 公費負担額 19,531	7,473 19,635	7,436 20,241	7,281 20,429	7,217 20,768	7,289 20,998	7,356 22,039
補 聴 器	件数 29,007 公費負担額 1,095,671	29,475 1,169,809	30,474 1,264,033	31,603 1,339,944	32,147 1,419,189	34,836 1,580,102	35,685 1,688,360
車 い す	件数 34,200 公費負担額 3,383,950	37,415 3,790,412	39,213 4,208,168	42,250 4,701,705	44,575 5,169,208	47,124 5,636,426	52,632 6,406,768
歩行補助つえ	件数 11,369 公費負担額 43,709	11,715 46,376	11,913 49,696	11,844 50,726	11,816 52,076	12,258 54,926	13,267 59,654
そ の 他	件数 256,208 公費負担額 1,660,932	297,535 2,050,015	339,619 2,460,964	376,144 2,772,577	412,257 3,195,736	467,746 4,000,187	539,226 4,667,640
修 理	件数 44,338 公費負担額 972,230	46,601 1,033,581	49,550 1,131,948	52,595 1,228,976	55,912 1,293,529	63,381 1,482,673	69,047 1,598,919
義 手	件数 1,068 公費負担額 38,071	1,647 46,434	1,120 46,051	1,088 44,644	1,074 51,683	1,130 57,390	1,075 57,361
	義 足	件数 6,023 公費負担額 391,750	6,010 405,557	5,826 431,568	5,893 452,103	5,452 455,266	5,640 511,740
装 具	件数 6,248 公費負担額 92,936	6,314 96,019	6,966 103,518	7,057 112,674	7,240 116,813	7,737 126,850	8,340 133,716
盲人安全つえ	件数 20 公費負担額 14	35 30	31 44	21 23	22 48	36 56	40 66
補 聴 器	件数 15,532 公費負担額 65,863	16,404 72,428	18,445 77,562	19,826 79,172	22,463 94,390	26,450 110,743	29,868 125,405
車 い す	件数 12,910 公費負担額 377,689	13,646 406,716	14,677 465,656	16,210 532,452	16,798 561,614	19,463 663,793	20,722 735,032
歩行補助つえ	件数 1,870 公費負担額 2,133	1,828 2,122	1,775 2,455	1,749 2,218	1,799 2,436	1,913 2,561	1,955 2,787
そ の 他	件数 667 公費負担額 3,773	717 4,276	710 5,094	751 5,690	1,064 11,279	1,012 9,540	1,274 14,637

(注) 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第280表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	件数 86,750 公費負担額 4,017,061	91,720 4,157,916	93,063 4,416,094	85,616 4,065,725	76,816 4,380,976	65,861 4,748,079	50,463 6,323,089
視 覚 障 害	件数 61 公費負担額 4,592	58 4,054	53 3,081	41 2,328	58 3,435	34 3,116	46 3,422
聴覚・平衡機能障害	件数 21 公費負担額 668	14 1,091	17 952	5 350	18 908	37 3,010	54 3,473
音声・言語・そしゃく機能障害	件数 135 公費負担額 3,964	123 3,588	163 2,800	114 7,963	119 3,537	87 4,122	108 6,495
肢体不自由	件数 3,628 公費負担額 341,216	3,693 323,533	4,162 359,867	4,200 366,211	4,094 372,523	3,597 426,663	4,112 523,765
心臓機能障害	件数 11,356 公費負担額 998,786	13,087 996,921	13,791 1,137,300	14,364 1,112,385	14,912 1,316,423	16,406 1,368,596	19,782 1,807,994
じん臓機能障害	件数 71,523 公費負担額 2,664,092	74,485 2,755,623	74,800 2,900,028	66,863 2,573,001	57,572 2,668,684	45,690 2,940,895	26,349 3,975,093
小腸障害	件数 26 公費負担額 3,744	260 4,471	77 12,067	29 3,487	43 15,516	10 1,677	10 2,815
訪問看護	件数 — 公費負担額 —	— —	— —	— —	— —	— —	2 32

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第281表 障害者職業能力開発校修了者数

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
総 数	1,159	1,204	1,172	1,247	1,253	1,328
※電気・電子機器	136	87	81	114	75	79
※被服縫製	165	129	140	159	114	106
※木工	39	43	48	57	49	31
※製 図	78	64	96	93	70	75
※印刷・製本	190	207	159	159	203	173
塗 装	7	9	9	9	11	10
皮革工芸	18	10	6	6	16	20
義肢装具	30	21	18	18	16	18
印章彫刻	11	15	13	13	15	16
陶磁器	21	20	21	21	22	21
デザイン	22	19	15	27	25	22
園 芸	35	34	30	30	24	23
※一般事務	186	210	312	312	347	379
臨床検査	14	16	10	10	11	9
そ の 他	207	320	214	219	255	346

(注) ※印は類似のものをまとめた数を掲げた。

資料：労働省職業能力開発局調

2 児童福祉

第282表 児童相談所処理件数

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
総 数	260,343	275,653	275,711	276,823	281,430	291,904	312,459
訓 戒	1,731	1,362	1,257	1,262	1,150	983	797
児童福祉司の指導	5,198	4,640	4,526	4,436	4,122	3,406	3,158
福祉事務所へ送致又は通知	1,539	1,415	1,195	1,095	1,101	1,067	869
児童委員の指導	50	42	36	47	38	43	42
里親・保護受託者委託	812	789	742	732	700	672	699
児童福祉施設に入所・通所	22,450	22,153	22,036	21,637	21,490	21,704	22,112
他の機関にあって旋紹介	1,279	2,636	3,022	3,055	3,335	3,543	4,494
面接指導	201,746	215,450	215,952	217,239	223,050	230,909	250,187
その他	25,538	27,166	26,945	27,320	26,444	29,577	30,095
法第27条の2により家庭裁判所に送致されたもの(再掲)	25	42	27	35	26	28	30
年度末現在未処理件数	16,991	16,716	16,059	15,689	14,983	14,318	14,845

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第283表 児童福祉施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
総 数	33,180	33,176	33,128	33,234	33,242	33,234
在所者数	1,820,771	1,797,950	1,782,560	1,771,285	1,757,322	1,747,853
助産施設	655	635	622	604	588	574
乳児施設	119	118	117	117	117	117
母子寮施設	2,661	2,599	2,583	2,671	2,646	2,623
保育所施設	12,442	11,936	11,822	11,606	11,794	11,573
保護施設	22,737	22,703	22,668	22,635	22,584	22,526
在所者数	1,745,296	1,723,775	1,709,148	1,699,149	1,685,862	1,675,877
精神薄弱児施設	534	533	533	530	530	529
在所者数	28,252	27,423	26,882	26,357	26,036	25,960
自閉症児施設	309	307	304	303	300	297
在所者数	17,067	16,754	16,339	16,039	15,432	15,022
精神薄弱児通園施設	8	8	8	7	7	7
在所者数	316	313	314	241	243	265
盲児施設	216	215	214	215	217	222
在所者数	6,070	6,207	6,394	6,497	6,506	7,052
ろうあ児施設	22	21	21	21	20	20
在所者数	400	365	348	321	289	242
難聴幼児通園施設	20	18	17	17	17	17
在所者数	311	293	275	276	272	265
虚弱児施設	27	27	27	27	26	26
在所者数	723	710	676	649	650	638
肢体不自由児施設	33	33	33	33	33	33
在所者数	1,595	1,578	1,548	1,502	1,443	1,423
肢体不自由児通園施設	72	72	72	72	72	70
在所者数	6,325	6,217	6,093	5,552	5,551	5,307
肢体不自由児療護施設	71	73	73	74	77	79
在所者数	2,336	2,407	2,446	2,324	2,460	2,488
重症心身障害児施設	8	8	8	9	8	8
在所者数	268	269	268	273	285	288
情緒障害児短期治療施設	62	65	65	71	73	76
在所者数	6,397	6,551	6,795	7,050	7,283	8,015
教 護 院	13	13	13	13	14	16
在所者数	474	460	490	481	461	539
児童館	57	57	57	57	57	57
在所者数	2,280	2,029	1,961	1,903	1,903	1,849
児童遊園	3,788	3,840	3,893	3,967	4,028	4,081
在所者数	4,100	4,103	4,058	4,143	4,157	4,167

(注) 在所者数には母子寮を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第284表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
登録里親数	7,841	8,046	8,163	8,122	8,090	8,044	8,059
児童が委託されている里親数	2,472	2,312	2,183	2,159	2,083	2,029	1,940
里親に委託されている児童数	3,069	2,876	2,671	2,614	2,561	2,475	2,377
登録保護受託者数	321	306	292	293	293	292	293
児童が委託されている保護受託者数	9	6	3	1	4	2	7
保護受託者に委託されている児童数	9	8	5	1	4	2	7

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。  
2 保護受託者とは義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第285表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
<養育医療>						
決定件数	21,178	21,256	22,605	22,004	23,531	21,508
母子保健法による公費負担額	2,024,049	2,228,962	2,470,607	2,493,219	2,641,734	4,111,504
社会保険・結核予防法による負担額	19,828,891	21,056,411	23,706,980	25,315,535	28,391,502	29,892,410
<療育の給付>						
決定件数	71	88	71	67	57	45
骨関節結核以外の結核	—	7	1	7	1	1
骨関節結核以外の結核	71	81	70	60	56	44
児童福祉法による公費負担額	35,157	29,961	18,827	18,094	20,478	19,702
社会保険・結核予防法による負担額	51,440	73,133	60,016	52,930	60,584	46,876
<育成医療>						
決定件数	52,235	51,663	54,173	52,792	52,509	52,086
視覚障害	5,464	5,620	6,133	5,873	6,330	6,413
聴覚・平衡機能障害	1,678	1,742	1,996	2,063	2,120	2,343
音声・言語・そしゃく機能障害	12,295	12,185	12,004	12,184	11,686	10,969
肢体不自由	11,185	11,317	11,342	10,542	10,166	9,735
心臓機能障害	8,357	7,887	8,259	7,726	7,627	8,210
腎臓機能障害	1,064	1,103	1,166	1,227	1,176	1,039
その他の	12,192	11,809	13,273	13,177	13,404	13,377
児童福祉法による公費負担額	2,654,705	2,639,624	2,924,076	2,672,456	3,021,297	3,274,019
社会保険・結核予防法による負担額	33,166,829	33,526,849	36,779,453	37,155,468	38,769,312	41,556,356
<補装具交付>						
決定件数	41,852	45,816	48,992	51,041	55,161	59,927
盲人安全つえ器	208	96	83	81	82	107
補聴器	6,920	6,988	6,912	6,789	7,379	7,129
義手足	222	198	186	152	167	132
義手足	560	537	552	508	458	504
装車	12,524	13,369	14,537	14,848	16,093	17,089
歩行補助具	8,213	8,111	8,871	9,063	9,477	10,160
歩行補助つえ	1,195	1,314	1,350	1,364	1,225	1,338
その他	12,010	15,203	16,501	18,236	20,280	23,468
児童福祉法による公費負担額	2,345,889	2,655,207	2,944,353	3,198,269	3,653,914	4,095,026
<補装具修理>						
決定件数	12,388	14,081	14,838	15,494	18,491	20,483
盲人安全つえ器	—	—	—	1	2	—
補聴器	8,985	10,608	11,282	11,777	14,365	15,908
義手足	35	35	32	28	22	23
義手足	191	154	162	160	141	136
装車	1,230	1,276	1,142	1,144	1,289	1,372
歩行補助具	1,732	1,506	1,753	1,874	2,029	2,070
歩行補助つえ	55	55	84	75	56	65
その他	160	447	383	435	587	909
児童福祉法による公費負担額	116,978	125,049	145,448	143,194	167,012	192,263

(注) 1 養育医療及び療育の公費負担額中には自己負担額を含む。  
2 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第286表 1歳6か月児健診実施件数

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
件数	1,145,472	1,120,614	1,096,555	1,084,679	1,089,450	1,069,991	1,089,888

資料：厚生省児童家庭局調

第287表 3歳児健康診査成績

区分	平成2年('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
被検者数	1,125,700	1,095,639	1,072,087	1,044,034	1,037,164	1,096,254
健康管理上注意すべきもの	173,749	200,768	210,065	207,802	206,616	225,305
身体面	110,917	140,011	152,606	151,074	150,345	159,375
精神発達面	62,832	60,757	57,459	56,728	56,271	65,930

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第288表 児童扶養手当受給世帯数

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
総数	604,581	588,782	574,100	567,686	574,844	587,232	603,534
生別母子世帯							
離婚世帯	503,201	494,561	486,860	485,904	495,279	508,768	526,013
その他	1,880	1,703	1,354	1,241	1,137	1,101	1,050
死別母子世帯	20,669	18,326	16,167	14,544	13,630	12,735	11,895
未婚の母子世帯	31,431	30,943	30,594	30,813	31,964	33,300	34,690
障害者世帯	9,302	8,114	7,101	6,138	5,484	5,039	4,508
遺棄世帯	29,315	26,315	23,728	21,126	19,633	18,240	17,217
その他の世帯	8,783	8,820	8,296	7,920	7,717	8,049	8,161

(注) 1 受給世帯数は、年度末現在である。  
 2 生別母子世帯のその他とは、父が生死不明の児童、父が引き続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。  
 3 その他の世帯とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第289表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
特別児童扶養手当							
受給者数	125,939	125,314	122,271	120,528	122,311	123,116	124,654
受給対象障害児数	128,747	128,131	125,023	123,280	125,105	125,947	127,554
福祉手当受給者数	.	.	.	.	.	.	.
障害児福祉手当受給者数	53,897	52,915	51,553	50,207	49,587	49,660	50,023
特別障害者手当受給者数	74,076	76,611	79,791	81,979	85,201	87,487	90,950
経過的福祉手当受給者数	74,243	64,563	55,304	48,560	43,339	38,640	34,650

(注) 受給者数及び受給対象児童数は、年度末現在。  
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第290表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

(i) 受給者数

平成6年度

区分	総計	支給対象児童数別		
		1人	2人	3人以上
総計	2,216,080	1,954,107	255,415	6,558
児童手当	682,958	593,825	86,470	2,663
特例給付	1,533,122	1,360,282	168,945	3,895
市町村支給分計	1,964,807	1,733,119	226,072	5,616
児童手当	674,106	586,183	85,311	2,612
特例給付	1,290,701	1,146,936	140,761	3,004
被用者	1,612,052	1,425,888	181,941	4,223
児童手当	321,351	278,952	41,180	1,219
特例給付	1,290,701	1,146,936	140,761	3,004
非被用者	352,755	307,231	44,131	1,393
公務員分	251,273	220,988	29,343	942
児童手当	8,852	7,642	1,159	51
特例給付	242,421	213,346	28,184	891

(ii) 支給対象児童数の合計及び支給額

区分	総計	支給額
総計	2,485,032人	170,875,676千円
児童手当	774,989	55,601,293
特例給付	1,710,043	115,274,383
市町村支給分計	2,202,477	151,088,701
児童手当	764,873	54,860,528
特例給付	1,437,604	96,228,173
被用者	1,802,676	122,970,713
児童手当	365,072	26,742,540
特例給付	1,437,604	96,228,173
非被用者	399,801	28,117,988
公務員分	282,555	19,786,975
児童手当	10,116	740,765
特例給付	272,439	19,046,210

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、平成7年2月末現在の数である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第291表 児童手当拠出金徴収状況

(平成6年度)

区分	徴収決定済額	収納済額	収納率
総計	137,076,218,164円	135,138,087,960円	98.6%
厚生年金保険関係	131,314,314,775	129,379,628,054	98.5
船員保険関係	3,569,239	125,756	3.5
共済組合関係	5,758,334,150	5,758,334,150	100

(注) 船員保険は過年度に係る額である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第292表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

区分	平成6年2月末現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用 者の区分の変更 による増減数	平成7年2月末現在 受給者数
	人	人	人	人	人
総計	2,215,426	985,357	984,703	0	2,216,080
児童手当 特例給付	686,043	332,529	335,614	0	682,958
	1,529,383	652,828	649,089	—	1,533,122
市町村支給分計	1,938,849	901,114	875,156	0	1,964,807
児童手当 特例給付	675,212	327,046	328,152	0	674,106
	1,263,637	574,068	547,004	—	1,290,701
被用者 児童手当 特例給付	1,595,978	724,100	712,958	4,932	1,612,052
	332,341	150,032	165,954	4,932	321,351
	1,263,637	574,068	547,004	—	1,290,701
非被用者 児童手当 特例給付	342,871	177,014	162,198	△4,932	352,755
公務員分 児童手当 特例給付	276,577	84,243	109,547	—	251,273
	10,831	5,483	7,462	—	8,852
	265,746	78,760	102,085	—	242,421

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第293表 児童手当制度の費用負担

平成8年度

費用負担	サラリーマン			自営業者等		児童手当		
	417.8万円 (所得制限4人世帯)			239.6万円 (所得制限4人世帯)				
特例給付	事業主拠出金			国	地 方			
	10/10							
児童手当	事業主拠出金			国	地 方			
	7/10						4/6	2/6
	2/10							
拠出金率	標準報酬月額等の1,000分の1.1 (うち1,000分の0.2は事業費充当額相当率) 厚生年金等の保険料に上乗せして徴収							

地方負担分は都道府県と市町村で折半  
公務員分の児童手当、特例給付は、所属庁が全額負担

資料：厚生省児童家庭局育成環境課作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第294表 社会福祉行政機関等設置状況

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)		
福祉事務所	事務所数	都道府県	340	340	338	338	338	
		区市町村	839	844	846	852	851	852
	職員数	査察指導員	2,892	2,902	2,893	2,888	2,870	2,822
		現業員	16,015	15,811	15,928	15,967	15,496	15,713
		身体障害者福祉司	201	193	183	163	106	95
		精神薄弱者福祉司	124	119	115	105	105	95
		老人福祉指導主事	174	180	173	162	141	154
	家庭児童福祉主事	50	46	51	49	45	46	
	身体障害者更生相談所 相談所数	62	62	63	64	68	69	
	精神薄弱者更生相談所 相談所数	56	56	56	56	63	71	
	児童相談所	相談所数	170	170	171	172	174	174
職員数		4,892	5,011	5,083	5,186	5,214	5,359	
民生委員・児童委員定数	184,321	184,321	184,321	189,965	189,965	203,901		

(注) 1 福祉事務所関係は10月1日現在 (平成4年まで6月1日現在)。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。  
2 身体障害者更生相談所関係は、10月末現在。  
3 精神薄弱者更生相談所関係は、4月1日現在。  
4 児童相談所関係は、5月1日現在。

資料：(注)1・2関係 厚生省社会・援護局調  
(注)3・4関係 厚生省児童家庭局調

第295表 社会福祉施設数（年次・施設の種別）

Table with 15 columns for years (昭和31年 to 平成元年 to 平成2年 to 平成6年) and rows for various social welfare facilities such as nursing homes, day care centers, and child care facilities.

Table with 15 columns for years (昭和31年 to 平成元年 to 平成2年 to 平成6年) and rows for various social welfare facilities such as day care centers, child care facilities, and special education facilities.

(注) 1 昭和46年までは12月31日現在、昭和47年以降は10月1日現在である。
2 身体障害者福祉法の改正（昭和59年）により、身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者更生センターが「その他の社会福祉施設等」から「身体障害者更生援護施設」に、老人福祉法の改正（平成2年）により、老人デイサービスセンターが「その他の社会福祉施設等」から「老人福祉施設」に、精神障害者福祉法の改正（平成2年）により、精神障害者通所療養及び精神障害者福祉ホームが「その他の社会福祉施設等」から「精神障害者援護施設」となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」



第296表 生活福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度(1990)		3(1991)		4(1992)		5(1993)		6(1994)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	20,153	19,534,015	19,958	18,963,870	17,181	16,168,342	18,852	18,347,327	18,189	17,387,904
更生資金	1,576	1,920,100	1,454	1,755,958	1,252	1,515,836	1,393	1,734,729	1,324	1,621,672
身体障害者更生資金	2,417	3,980,508	2,208	3,628,347	1,614	2,670,315	1,524	2,657,133	1,187	2,129,437
生活資金	481	220,294	442	195,863	469	221,556	537	279,027	490	235,528
福祉資金	3,762	4,870,932	2,955	3,334,501	2,304	2,449,434	2,441	2,595,635	2,278	2,441,254
住宅資金	2,680	3,335,921	2,853	3,664,388	2,340	3,202,870	2,313	3,304,969	1,886	2,764,055
修学資金	8,418	5,285,840	8,537	5,807,372	8,537	5,807,372	9,693	7,082,797	10,353	7,785,462
療養資金	607	161,189	527	146,820	535	146,897	524	145,142	450	128,715
災害援護資金	281	258,269	1,101	952,153	130	154,062	427	547,895	221	281,781

資料：厚生省社会・援護局調

第297表 母子福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度(1990)		3(1991)		4(1992)		5(1993)		6(1994)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	60,007	14,442,188	59,520	15,723,935	58,804	16,898,349	60,185	17,715,008	60,897	18,791,452
事業開始資金	436	817,820	407	779,372	331	655,079	265	546,960	233	471,480
事業継続資金	440	403,373	383	359,902	307	305,363	263	267,481	183	186,503
修学資金	46,418	11,145,930	44,723	11,487,732	43,970	12,202,351	44,466	13,070,060	44,885	14,054,065
技能修得資金	359	88,061	374	93,406	391	101,339	381	98,143	349	94,670
修業資金	935	227,707	995	253,694	974	254,229	938	253,452	1,101	320,081
就職支度資金	243	19,340	238	19,708	245	27,955	268	36,815	235	34,977
療養資金	82	12,960	82	16,557	48	7,485	56	9,656	64	9,544
生活資金	161	81,251	378	154,526	641	263,031	643	244,262	651	258,328
住宅資金	528	531,697	630	650,247	469	500,823	408	492,436	427	537,943
転宅資金	361	61,187	418	76,088	436	82,700	590	116,148	665	138,126
就学支度資金	9,846	1,026,163	10,740	1,810,259	10,844	2,276,428	11,747	2,557,148	11,970	2,668,281
結婚資金	57	14,200	43	10,900	43	11,750	43	11,600	36	9,750
児童扶養資金	141	12,499	109	11,544	105	9,816	117	10,846	98	7,704

資料：厚生省児童家庭局調

第298表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
法適用都道府県延数	8	10	13	0	10	7
法適用都道府県実数	7	10	10	0	8	5
法適用市町村延数	13	45	39	0	28	34
災害救助費支出額	41,405	247,866	3,844,677	0	2,379,648	100,452,612
災害救助費国庫負担額	20,703	123,933	2,553,395	0	1,189,824	94,420,219
国庫負担対象都道府県数	7	9	9	0	8	6

資料：厚生省社会・援護局調

## 第10節 生活保護

第299表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区分	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
被保護世帯数							
年度合計	7,858,977	7,485,054	7,208,368	7,031,662	7,033,277	7,144,889	7,223,101
1か月平均	654,915	623,755	600,697	585,972	586,106	595,407	601,925
被保護人員							
年度合計	13,194,245	12,178,098	11,356,484	10,781,987	10,597,348	10,618,939	10,586,753
1か月平均	1,099,520	1,014,842	946,374	898,499	883,112	884,912	882,229
保護率(人口千対)	8.9	8.2	7.6	7.2	7.1	7.1	7.0
総人口(千人)	123,255	123,612	124,043	124,452	124,764	125,034	125,569

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務庁統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。

平成2、7年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第300表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区分	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
合計	654,915	623,755	600,697	585,972	586,106	595,407	601,924
世帯主が働いている世帯	98,711	90,200	81,959	74,926	69,655	66,456	63,704
常用	55,456	51,065	46,383	42,540	39,876	38,868	37,546
日雇	14,595	13,144	11,921	10,879	10,087	9,216	8,788
内職	11,077	10,226	9,453	8,559	7,914	7,525	7,076
その他	17,583	15,765	14,202	12,948	11,778	10,848	10,294
その他の世帯	554,703	532,035	517,524	509,896	515,432	527,983	537,275
世帯主が働いている世帯	30,547	26,769	23,708	21,045	19,726	18,851	17,899
働いている者のいない世帯	524,156	505,266	493,816	488,851	495,706	509,132	519,376
停止中の世帯	1,510	1,519	1,215	1,150	1,020	968	945

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第301表 扶助別人員

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
被保護実人員	1,099,520	1,014,842	946,374	898,499	883,112	884,912	882,229
生活扶助	969,319	889,607	826,462	780,517	765,290	765,629	760,162
住宅扶助	789,295	730,134	681,412	646,486	639,112	644,648	639,129
教育扶助	158,323	135,793	117,140	103,800	96,505	92,424	88,176
医療扶助	752,956	711,268	680,735	662,155	658,517	670,603	679,826
入院	140,815	133,105	129,057	125,049	122,591	122,968	123,924
単給	84,859	80,788	78,780	76,704	74,812	74,676	74,933
併給	52,317	50,277	50,277	48,346	47,779	48,292	48,990
入院外	612,141	578,163	551,678	537,106	535,926	547,636	555,903
単給	13,591	13,599	12,879	13,122	13,789	14,369	15,763
併給	598,550	564,564	538,799	523,985	522,137	533,267	540,140
出産扶助	88	73	71	67	66	70	62
生業扶助	2,175	1,899	1,707	1,556	1,349	1,257	1,141
葬祭扶助	1,092	1,108	1,084	1,152	1,124	1,235	1,211

(注) 年度1か月の平均である。  
資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第302表 保護開始世帯数(理由・種類別)

平成7年9月現在

労働力類型保護開始の主な理由	総数	医療扶助単給	医療扶助併給	その他の扶助
総数	10,048	3,880	4,730	1,438
世帯主の傷病	7,630	3,792	3,593	245
世帯員の傷病	213	6	195	12
働いていた者の死亡・離別等	589	9	227	353
「働きによる収入」の減少・喪失	685	7	280	398
社会保障給付金の減少・喪失	76	2	45	29
仕送り・貯金等の減少・喪失	682	45	340	297
その他の世帯主が働いている世帯	173	19	50	104
世帯主の傷病	681	95	343	243
世帯員の傷病	276	91	174	11
働いていた者の死亡・離別等	51	3	45	3
「働きによる収入」の減少・喪失	154	—	47	107
社会保障給付金の減少・喪失	107	—	39	68
仕送り・貯金等の減少・喪失	5	—	—	5
その他の世帯員が働いている世帯	64	—	32	32
世帯主の傷病	24	1	6	17
世帯員の傷病	254	11	222	21
働いていた者の死亡・離別等	210	11	192	7
「働きによる収入」の減少・喪失	9	—	6	3
社会保障給付金の減少・喪失	9	—	4	5
仕送り・貯金等の減少・喪失	18	—	13	5
その他の働いている者がいない世帯	2	—	4	—
世帯主の傷病	9,113	3,774	4,165	1,174
世帯員の傷病	7,144	3,690	3,227	227
働いていた者の死亡・離別等	153	3	144	6
「働きによる収入」の減少・喪失	426	9	176	241
社会保障給付金の減少・喪失	560	7	228	325
仕送り・貯金等の減少・喪失	69	2	43	24
その他の	614	45	304	265
	147	18	43	86

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第303表 保護廃止世帯数(理由・種類別)

平成7年9月現在

労働力類型保護廃止の主な理由	総数	医療扶助単給	医療扶助併給	その他の扶助
総数	8,773	4,207	3,924	642
世帯主の傷病治癒	2,523	1,888	593	42
世帯員の傷病治癒	37	4	31	2
死亡	1,642	726	880	36
喪失	1,333	994	251	88
「働きによる収入」の増加・取得	968	31	716	221
「働き手」の転入	164	1	133	30
社会保障給付金の増加	439	102	284	53
仕送りの増加	145	15	116	14
親類・縁者等の引取り	456	71	326	59
施設入所	395	123	243	29
医療費の他法負担	49	27	20	2
その他の世帯主が働いている世帯	622	225	331	66
世帯主の傷病治癒	1,365	163	933	269
世帯員の傷病治癒	382	120	241	21
死亡	20	2	17	1
喪失	19	7	11	1
「働きによる収入」の増加・取得	35	19	14	2
「働き手」の転入	690	8	493	189
社会保障給付金の増加	51	—	36	15
仕送りの増加	36	—	26	10
親類・縁者等の引取り	29	1	26	2
施設入所	30	2	22	6
医療費の他法負担	5	—	4	1
その他の世帯員が働いている世帯	5	2	3	—
世帯主の傷病治癒	63	2	40	21
世帯員の傷病治癒	265	18	230	17
死亡	33	4	28	1
喪失	10	1	9	—
「働きによる収入」の増加・取得	15	3	12	—
「働き手」の転入	1	—	1	—
社会保障給付金の増加	123	6	110	7
仕送りの増加	17	—	15	2
親類・縁者等の引取り	30	1	25	4
施設入所	9	—	8	1
医療費の他法負担	4	—	4	—
その他の働いている者がいない世帯	4	1	2	—
世帯主の傷病治癒	3	2	2	—
世帯員の傷病治癒	4	2	2	—
死亡	16	—	14	2
喪失	7,143	4,026	2,761	356
「働きによる収入」の増加・取得	2,108	1,764	324	20
「働き手」の転入	7	1	5	1
社会保障給付金の増加	1,608	716	857	35
仕送りの増加	1,297	975	236	86
親類・縁者等の引取り	155	17	113	25
施設入所	96	1	82	13
医療費の他法負担	373	101	233	39
その他の	107	14	82	11
	422	69	300	53
	387	122	237	28
	40	23	15	2
	543	223	277	43

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第3部 社会保障関係統計資料編

第304表 保護費(扶助別)

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
総額(千円)	1,368,692,736	1,318,052,469	1,309,808,462	1,329,789,519	1,367,525,036	1,414,143,618
1人当り月額(円)	103,734	108,231	115,336	123,330	129,044	133,197
生活扶助費(千円)	460,497,960	439,999,785	433,594,453	431,914,408	443,151,255	458,503,813
1人当り月額(円)	39,589	41,217	43,720	46,246	48,255	49,905
住宅扶助費(千円)	104,140,887	102,586,574	102,668,228	104,802,004	111,480,135	120,650,907
1人当り月額(円)	10,995	11,709	12,556	13,552	14,536	15,596
教育扶助費(千円)	11,470,411	9,962,032	8,833,522	8,075,443	7,627,992	7,390,690
1人当り月額(円)	6,037	6,113	6,284	6,500	6,587	6,664
医療扶助費(千円)	767,200,845	737,903,668	735,310,806	753,698,466	773,047,837	794,588,928
出産扶助費(千円)	166,725	143,285	134,940	126,990	131,089	140,997
生業扶助費(千円)	482,519	425,723	381,554	365,940	309,730	281,235
葬祭扶助費(千円)	1,711,535	1,756,558	1,732,640	2,014,545	2,055,716	2,341,394
施設事務費及び委託事務費(千円)	23,021,852	25,274,845	27,152,338	28,791,723	29,721,282	30,515,652

資料：厚生省社会・援護局「生活保護費事業実績報告」

第305表 医療扶助決定状況(診療費分)

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
合計 件数	12,430,138	11,780,677	11,544,721	11,321,689	11,598,248	11,774,657	12,066,651
金額	716,388,525	690,153,564	700,293,425	719,573,016	746,434,217	776,356,187	821,509,761
一般診療 件数	11,356,667	10,784,332	10,581,925	10,390,120	10,658,567	10,825,438	11,093,051
金額	697,179,496	671,208,402	682,613,417	701,066,278	727,221,773	756,366,317	799,947,452
入院 件数	1,886,312	1,773,040	1,745,451	1,708,259	1,705,363	1,692,026	1,723,972
金額	500,320,035	478,324,139	484,360,389	503,567,764	519,137,602	541,847,938	581,923,976
入院外 件数	9,470,355	9,011,292	8,836,474	8,681,861	8,953,204	9,133,412	9,369,079
金額	196,859,461	192,884,263	198,253,028	197,498,514	208,084,171	214,518,379	218,023,476
歯科診療 件数	1,073,471	996,345	962,796	931,569	939,681	949,219	972,600
金額	19,209,027	18,945,161	17,680,008	18,506,738	19,212,444	19,989,870	21,562,309

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第306表 生活保護基準額改定の推移

(1級地—1標準3人世帯)(金額 単位 円)

区分	第46次改定(2.4.1)	第47次改定(3.4.1)	第48次改定(4.4.1)	第49次改定(5.4.1)	第50次改定(6.4.1)	第51次改定(7.4.1)	第52次改正(8.4.1)
生活扶助 金額	140,674	145,457	149,966	153,265	155,717	157,274	158,375
改定率	103.1	103.4	103.1	102.2	101.6	101.0	100.7
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
合計	153,674	158,457	162,966	166,265	168,717	170,274	171,375

(注) 1 標準3人世帯の構成は33歳男、29歳女、4歳子。  
2 本表では勤労控除分は計上していない。

資料：厚生省社会・援護局調

第307表 生活扶助基準額の推移

区分	実施年月日	基準額	対前回比	区分	実施年月日	基準額	対前回比
第1回	21. 3.13	199.80	—	第40次	59. 4. 1	152,960	102.9
第1次	21. 4. 1	252	126.6	第42次	61. 4. 1	126,977	102.0
第5次	22. 7. 1	912	144.8	第43次	62. 4. 1	129,136	101.7
第10次	24. 5. 1	5,200	114.7	第44次	63. 4. 1	130,944	101.4
第15次	34. 4. 1	9,346	105.6	第45次	元. 4. 1	136,444	104.2
第16次	35. 4. 1	9,621	102.9	第46次	2. 4. 1	140,674	103.1
第17次	36. 4. 1	10,344	116.0	第47次	3. 4. 1	145,457	103.4
第20次	39. 4. 1	16,147	113.0	第48次	4. 4. 1	149,966	103.1
第21次	40. 4. 1	18,084	112.0	第49次	5. 4. 1	153,265	102.2
第25次	44. 4. 1	29,945	113.0	第50次	6. 4. 1	155,717	101.6
第30次	49. 4. 1	60,690	120.0	第51次	7. 4. 1	157,274	101.0
第35次	54. 4. 1	114,340	108.3	第52次	8. 4. 1	158,375	100.7

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。第43次以降は1級地—1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生省社会・援護局調

第308表 保護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区分	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
総数 施設数	351	351	348	349	347	344
在所者数	21,647	21,519	21,424	21,586	21,709	21,662
救護施設 施設数	171	173	173	175	176	176
在所者数	16,220	16,293	16,315	16,542	16,683	16,759
更生施設 施設数	18	18	17	18	17	17
在所者数	1,597	1,576	1,602	1,652	1,708	1,717
医療保護施設 施設数	69	68	67	67	66	65
在所者数	16,543	16,569	16,281	16,300	14,315	13,714
授産施設 施設数	76	76	75	73	72	70
在所者数	2,884	2,804	2,738	2,659	2,601	2,503
宿所提供施設 施設数	17	16	16	16	16	16
在所者数	946	846	769	733	717	683

(注) 総数の在所者数には医療保護施設を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

### 第11節 恩給・戦争犠牲者援護

#### 1 恩 給

第309表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給		
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額
		千円	円	千円	円	円	千円	円	円
平成元年度('89)	103,178	109,322,481	1,059,573	30,560	38,159,583	1,248,677	643	1,878,681	2,921,743
2 ('90)	96,752	104,539,988	1,080,494	27,221	34,461,255	1,265,980	610	1,815,297	2,975,898
3 ('91)	90,875	101,050,582	1,111,973	24,414	31,782,610	1,301,819	575	1,768,846	3,076,253
4 ('92)	85,528	97,981,317	1,145,605	21,923	29,339,106	1,338,280	537	1,707,640	3,179,963
5 ('93)	80,491	93,864,079	1,166,144	19,761	26,814,286	1,356,930	512	1,661,356	3,244,836
6 ('94)	75,047	88,747,449	1,182,558	17,618	24,205,154	1,373,888	481	1,564,974	3,253,585
文 官	41,884	50,585,871	1,207,761	7,791	10,872,247	1,395,488	291	965,941	3,319,386
教 育 職 員	11,004	15,805,416	1,436,334	2,850	5,231,504	1,835,615	53	165,579	3,124,132
警 察 監 獄 職 員	20,757	19,047,956	917,664	6,357	5,916,735	930,743	132	418,099	3,167,419
待 遇 職 員	450	466,665	1,037,033	56	62,249	1,111,580	5	15,355	3,070,940
執 行 官	86	128,866	1,498,444	86	128,866	1,498,444	—	—	—
備 外 国 人	30	59,531	1,984,397	30	59,531	1,984,397	—	—	—
国 会 議 員	836	2,653,144	3,173,617	448	1,934,023	4,317,016	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

第310表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額
		千円	円	千円	円	円	千円	円	円	千円	円
平成元年度	1,916,602	1,542,886,023	804,907	938,877	499,400,641	534,875	38,120	107,184,887	2,811,776	63,509	71,856,964
2	1,873,375	1,533,979,380	818,832	892,517	490,715,123	549,810	36,489	105,326,978	2,888,124	61,328	71,013,170
3	1,825,341	1,530,574,428	838,514	851,488	484,619,151	568,144	34,641	103,526,057	2,988,541	58,089	69,317,597
4	1,783,874	1,534,447,582	860,177	811,758	478,847,931	589,891	32,795	101,339,915	3,090,103	55,418	68,227,369
5	1,739,943	1,518,232,401	872,576	769,890	466,635,984	606,107	30,984	98,069,335	3,165,161	52,624	66,186,380
6	1,692,883	1,492,619,713	881,703	726,784	447,832,638	616,184	29,284	94,216,472	3,217,336	50,026	63,828,340

資料：総務庁恩給局調

第311表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給		
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額
		千円	円	千円	円	円	千円	円	円
平成元年度	117,861	143,280,957	1,215,677	48,907	71,748,851	1,467,047	171	479,739	2,805,493
2	111,579	138,369,950	1,240,107	44,883	67,146,296	1,496,030	161	459,172	2,851,997
3	105,360	133,967,546	1,271,522	40,992	62,755,908	1,530,931	151	413,232	2,736,634
4	99,085	129,316,060	1,305,366	37,336	58,597,199	1,569,456	145	407,322	2,809,117
5	93,027	123,479,702	1,327,353	33,938	54,090,067	1,593,791	132	381,394	2,889,349
6	86,912	116,416,158	1,339,472	30,679	49,050,034	1,598,815	123	359,750	2,924,800
文 官	6,526	8,398,338	1,286,904	1,378	2,603,645	1,889,438	14	38,417	2,744,079
教 育 職 員	49,540	76,596,665	1,546,158	19,452	35,445,688	1,822,213	10	34,535	3,453,480
警 察 監 獄 職 員	30,367	30,966,778	1,019,751	9,823	10,968,973	1,116,662	99	286,799	2,896,955
待 遇 職 員	479	454,377	948,595	26	31,728	1,220,312	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

各年度末現在

傷病年金	扶 助 料						傷病者遺族特別年金					
	普通扶助料			公務扶助料								
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額			
	千円	円	千円	円	円	千円	円	円				
115	136,493	1,186,896	8,700	64,725	57,510,063	888,529	7,110	11,628,851	1,635,583	23	8,830	383,900
108	131,609	1,218,602	9,259	61,998	56,892,906	914,431	6,791	11,429,372	1,683,018	24	9,550	397,900
103	129,387	1,256,184	9,711	59,239	55,985,848	946,084	6,519	11,373,535	1,744,675	25	10,358	414,300
95	122,804	1,292,674	10,527	56,677	55,454,352	978,428	6,271	11,346,612	1,808,378	25	10,804	432,150
87	113,984	1,310,161	11,500	54,143	54,205,493	1,001,154	5,984	11,058,260	1,854,168	24	10,700	445,850
80	105,322	1,316,525	12,499	51,219	52,231,893	1,019,776	5,623	10,628,192	1,890,118	26	11,974	460,550
46	61,150	1,329,348	21,748	29,308	30,328,718	1,034,827	4,429	8,349,065	1,885,090	19	8,750	460,550
4	4,848	1,212,000	25,100	7,753	9,708,925	1,252,280	344	694,560	2,019,070	—	—	—
28	36,489	1,303,179	35,700	13,439	11,185,296	832,301	797	1,489,495	1,868,876	4	1,842	460,550
2	2,835	1,417,500	46,632	331	289,832	875,626	53	95,013	1,792,692	3	1,382	460,550
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	388	719,121	1,853,405	—	—	—	—	—	—

各年度末現在

特例傷病恩給	扶 助 料						傷病者遺族特別年金					
	普通扶助料			公務関係扶助料								
	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額		
円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円		
1,131,445	1,467	2,182,830	1,487,955	477,097	244,255,123	511,961	386,960	611,760,590	1,580,940	15,772	6,044,989	383,273
1,157,824	1,441	2,194,136	1,522,848	499,572	263,170,987	526,793	365,330	594,917,904	1,628,440	16,718	6,641,083	397,242
1,193,300	1,399	2,199,316	1,572,063	517,895	282,477,475	545,645	344,507	581,188,269	1,687,014	17,522	7,246,563	413,569
1,231,141	1,334	2,163,017	1,621,452	537,463	304,276,419	566,135	326,646	571,629,125	1,749,996	18,462	7,963,808	431,362
1,257,722	1,298	2,150,709	1,656,940	556,803	322,280,120	578,805	309,080	554,336,946	1,793,506	19,264	8,572,927	445,023
1,275,903	1,221	2,068,254	1,693,902	573,350	340,646,038	594,133	292,351	534,896,048	1,829,638	19,867	9,131,924	459,653

各年度末現在

傷病年金	扶 助 料						傷病者遺族特別年金					
	普通扶助料			公務関係扶助料								
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額			
	千円	円	千円	円	円	千円	円	円				
12	14,104	1,175,333	8,333	67,574	69,085,582	1,022,369	1,188	1,949,226	1,640,782	9	3,455	383,900
11	13,341	1,212,818	9,083	65,365	68,799,603	1,052,545	1,150	1,947,957	1,693,876	9	3,581	397,900
10	12,308	1,230,800	9,996	63,080	68,819,120	1,090,982	1,118	1,969,249	1,756,037	9	3,729	414,300
10	12,730	1,273,000	10,000	60,516	68,383,452	1,130,006	1,050	1,911,900	1,820,857	8	3,457	432,150
10	13,026	1,302,550	10,019	57,935	67,119,772	1,158,536	1,004	1,871,877	1,864,419	8	3,567	445,850
10	13,245	1,324,500	10,000	55,128	65,152,633	1,181,843	964	1,836,810	1,905,405	8	3,684	460,550
—	—	—	—	5,030	5,555,806	1,104,534	104	200,470	1,927,592	—	—	—
2	2,326	1,163,000	500	29,898	40,729,080	1,362,268	178	385,035	2,163,120	—	—	—
8	10,919	1,364,875	124,600	19,749	18,448,814	934,164	680	1,247,590	1,834,691	8	3,684	460,550
—	—	—	—	451	418,933	928,898	2	3,716	1,857,900	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第312表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	251	2,762	84	731	187	5,076	168	6,189	201	9,063	181	6,155
留守家族手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帰郷旅費	224	216	78	76	141	132	115	114	105	103	117	119
葬祭料	20	2,508	5	650	35	4,889	44	6,030	62	8,790	40	5,916
遺骨引取経費	6	30	1	5	11	55	9	45	34	170	24	120
未支給給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葬祭諸費	1	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：厚生省社会・援護局調

第313表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	61,639	3,740,005	56,823	3,480,844	52,283	3,285,334	47,878	3,088,544	45,736	2,992,936	40,537	2,759,279
療養の給付	57,323	3,453,109	52,794	3,207,824	48,899	3,032,665	44,435	2,830,889	42,481	2,733,112	37,458	2,509,744
療養手当	554	13,739	497	12,429	374	12,175	406	11,001	360	11,383	302	8,545
葬祭費	176	22,287	133	17,043	136	17,727	126	17,320	136	19,312	137	20,134
更生医療費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補装具給付費	3,586	250,870	3,399	243,548	2,874	222,767	2,911	229,334	2,759	229,129	2,640	220,856

資料：厚生省社会・援護局調

第314表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交付	2,244	194,858	2,149	189,176	1,783	176,225	1,814	175,665	1,679	178,388	1,492	171,592
修理	1,342	56,012	1,250	54,372	1,091	46,542	1,097	53,669	1,080	50,741	968	49,264

資料：厚生省社会・援護局調

第315表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	83,418	139,921,510	79,162	135,174,898	74,922	127,593,474	70,117	121,948,520	65,763	117,400,298	61,563	111,988,292
障害年金	5,071	10,546,718	4,974	10,640,938	4,926	10,606,127	4,786	10,571,310	4,631	10,327,470	4,469	10,118,648
遺族年金	52,510	82,159,343	49,504	79,870,546	46,705	77,238,639	43,733	74,279,381	41,121	71,538,017	38,603	68,545,982
遺族給与金	25,837	47,215,449	24,684	44,663,414	23,291	39,748,708	21,598	37,097,829	20,011	35,534,811	18,491	33,323,662
弔慰金 (国債) 支給人数	2,081,910		2,082,543		2,082,929		2,083,135		2,083,387		2,083,588	

(注) 遺族年金、遺族給与金の人員数は後順位の人員を含めた数である。

資料：厚生省社会・援護局調

第316表 原爆被爆者対策状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)		
	健康手帳交付	352,550	348,030	343,712	339,034	333,812	328,629	
認定被爆者(再掲)	2,035	2,038	1,997	2,039	2,144	2,197		
健康診断受診者証交付	3,313	3,153	3,033	2,847	2,676	2,524		
医療給付	総額	21,265,258	21,793,327	22,306,077	22,866,008	22,995,947	23,694,500	
	原疾患	支払総額	140,067	153,692	162,638	148,412	159,807	157,434
	爆病	件数	8,244	8,231	8,163	7,908	7,595	6,980
	1件当り金額(円)	16,990	18,672	19,924	18,767	21,041	22,555	
	一疾患	支払総額	21,125,191	21,639,635	22,143,439	22,717,596	22,836,140	23,537,066
爆病	件数	4,342,909	4,403,670	4,420,203	4,486,193	4,503,331	4,515,316	
1件当り金額(円)	4,864	4,914	5,010	5,064	5,071	5,213		

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生省保健医療局調

## 第12節 関連制度・関係機関

### 1 関連制度

#### ① 住宅関係

第317表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数  
(地域・住宅の所有関係別)

平成5(93)年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り居住室数	1住宅当り居住室の畳数	1住宅当り延べ面積(m <sup>2</sup> )	1人当り居住室の畳数
全 国	40,773,300	40,970,700	121,672,800	4.85	31.41	91.92	10.41
持 家	24,376,200	24,484,800	84,906,200	6.09	40.73	122.08	11.69
借 家	15,691,000	15,777,700	35,999,600	2.92	16.94	45.08	7.38
公 営 の 借 家	2,033,000	2,033,900	5,814,900	3.40	18.42	49.44	6.44
公 団 ・ 公 社 の 借 家	845,000	845,800	2,334,600	3.11	17.04	46.66	6.17
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	5,453,900	5,474,000	12,255,200	2.95	16.64	45.81	7.40
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	285,200	285,900	326,400	1.31	6.78	17.17	5.93
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,974,300	4,998,200	9,777,700	2.57	15.80	39.46	8.04
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	49,100	49,900	55,700	1.20	6.97	17.38	6.15
給 与 住 宅	2,050,500	2,091,900	5,435,400	3.37	20.62	56.35	7.78
市 部 ※	32,941,900	33,117,400	94,708,100	4.55	29.24	84.40	10.04
持 家	18,027,200	18,125,600	61,659,800	5.88	39.17	116.22	11.45
借 家	14,226,600	14,301,700	32,302,100	2.87	16.67	44.07	7.34
公 営 の 借 家	1,671,700	1,672,300	4,783,600	3.40	18.35	48.94	6.41
公 団 ・ 公 社 の 借 家	804,800	805,600	2,211,900	3.10	17.00	46.47	6.19
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,929,800	4,946,900	10,940,800	2.89	16.24	44.35	7.32
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	274,100	274,600	311,100	1.30	6.64	16.79	5.85
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,710,600	4,730,700	9,209,600	2.56	15.70	39.20	8.03
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	41,900	42,700	48,000	1.22	7.04	17.36	6.14
給 与 住 宅	1,793,800	1,828,900	4,797,100	3.34	20.44	55.31	7.64
人 口 集 中 地 区 (再 掲) ※	28,267,800	28,431,400	77,920,900	4.28	27.15	77.72	9.71
持 家	14,132,100	14,223,700	46,821,600	5.65	37.29	110.29	11.25
借 家	13,470,600	13,540,700	30,380,600	2.85	16.52	43.56	7.32
公 営 の 借 家	1,502,000	1,502,600	4,275,600	3.40	18.29	48.64	6.43
公 団 ・ 公 社 の 借 家	779,900	780,600	2,140,100	3.11	17.00	46.45	6.20
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,647,800	4,664,100	10,199,400	2.86	15.97	43.50	7.28
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	268,800	269,400	305,800	1.30	6.65	16.79	5.84
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	4,543,700	4,562,600	8,893,800	2.55	15.67	39.10	8.00
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	41,700	42,500	47,500	1.20	6.91	17.13	6.07
給 与 住 宅	1,686,700	1,718,900	4,518,500	3.33	20.34	54.78	7.59

(注) 1 ※印は住宅の所有関係「不詳」を含む。  
2 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第318表 居住状況(地域別)

平成5(93)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部
世 帯 総 数	40,934,000	33,068,900
持 家	24,376,200	18,027,200
借 家	15,691,000	14,226,600
公 営	2,033,000	1,671,700
公 団 ・ 公 社	845,000	804,800
民 営	10,762,500	9,956,400
木 造 ・ 設 備 専 用	5,453,900	4,929,800
木 造 ・ 設 備 共 用	285,200	274,100
非 木 造	5,023,400	4,752,500
給 与 住 宅	2,050,500	1,793,800
住 宅 所 有 関 係 不 詳	706,100	688,000
同 居	81,900	744,400
住 宅 以 外 の 建 物 に 居 住	78,800	52,700

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第319表 住宅の所有関係

(単位 百)

区 分	全 国			京 浜 大 都 市 圏		
	世帯総数	持 家	借 家	世帯総数	持 家	借 家
昭和43年(68)	241,979	145,942	96,036	56,687	27,194	29,492
48(73)	292,328	173,950	118,379	73,112	34,980	38,132
53(78)	325,042	196,501	127,826	84,591	42,130	41,969
58(83)	349,032	217,585	130,406	92,538	49,663	42,429
63(88)	375,952	230,341	141,091	103,247	53,570	47,045
平成5年(93)	409,707	244,848	157,777	116,978	58,994	54,174

(注) 1 世帯総数は、「主所帯」と「同居所帯又は住宅以外の建物に居住する所帯」の合計である。ただし、昭和43年は、「主所帯」のみの数である。  
2 世帯総数は、「持家」、「借家」のほか、住宅の所有関係「不詳」を含む。  
3 京浜大都市圏は、東京都特別区部、横浜市、川崎市及びこれらの周辺市町村(東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県)からなる。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第320表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)				
合 計	52,081(40,758)戸	52,072(38,226)戸	58,079(43,944)戸				
建設戸数	公営住宅	第一種	木 造	0(888)	0(951)	0(1,012)	
			簡易耐火構造平家建	1,320(71)	1,180(57)	1,110(68)	
			簡易耐火構造2階建	820(326)	810(406)	790(319)	
			準耐火構造3階建	—	—	—	
			中高層耐火構造	26,673(19,895)	24,411(17,376)	23,096(18,976)	
			小 計	28,813(21,180)	26,401(18,790)	24,996(20,375)	
			第二種	木 造	0(1,130)	0(950)	0(1,128)
				簡易耐火構造平家建	580(297)	720(251)	970(209)
				簡易耐火構造2階建	530(789)	540(909)	700(970)
				準耐火構造3階建	—	—	—
中高層耐火構造	18,158(16,279)	20,411(16,186)		21,413(15,653)			
小 計	19,268(18,495)	21,671(18,296)	23,083(17,960)				
地域特別賃貸住宅	4,000(1,083)	4,000(1,140)	10,000(5,609)				
補助金額(千円)	265,834,973	269,469,916	273,125,558				

(注) 1 子算戸数である(補正予算分を含む)。  
 2 ( )内は実績戸数である。  
 3 平成7年度の第一種公営住宅戸数については、特定借上・買取賃貸住宅戸数を含む。  
 4 平成6、7年度の公営住宅戸数については、災害公営住宅戸数を含む。  
 5 地域特別賃貸住宅戸数については、A型(建設戸数)とB型(供給計画策定戸数)の合計である。  
 6 平成5、6、7年度の地域特別賃貸住宅戸数については、特定公共賃貸住宅(建設戸数)とそれ以外の特定優良賃貸住宅  
 資料：建設省住宅局住宅整備課調

4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
61,792(47,043)戸	83,073(68,784)戸	82,367(71,745)戸	108,233(94,535)戸
0(1,261)	0(1,359)	0(1,067)	0(818)
1,101(48)	1,010(105)	865(26)	115(41)
1,210(400)	1,048(472)	885(716)	28(469)
—	0(68)	0(12)	0(12)
24,599(18,458)	26,719(22,599)	22,260(17,980)	28,963(24,443)
26,910(20,167)	28,777(24,603)	24,010(19,801)	29,106(25,783)
0(1,175)	0(1,421)	0(805)	0(1,136)
811(134)	928(237)	723(180)	173(184)
924(951)	890(1,284)	695(745)	45(783)
—	0(42)	0(0)	0(180)
22,871(17,388)	25,278(21,591)	24,939(24,028)	28,675(23,877)
24,606(19,648)	27,096(24,575)	26,357(25,758)	28,893(26,160)
10,276(7,228)	27,200(19,606)	32,000(26,186)	50,234(42,592)
291,789,882	363,840,391	337,419,674	490,090,590

(計画認定戸数)の合計である。

第321表 1か月当り家賃階級別にみた借家数(住宅の所有関係別)

平成5(93)年10月1日現在(単位:百戸)

区 分	総数	50円未満	50~ 4,999	5,000~ 9,999	10,000~ 14,999	15,000~ 19,999	20,000~ 24,999	25,000~ 29,999
全 国	156,910	4,591	3,476	8,036	8,771	7,983	8,914	9,760
借家(専用住宅)	153,158	4,118	3,439	7,974	8,671	7,885	8,757	9,632
公 営 の 借 家	20,302	226	1,496	3,017	2,900	2,644	2,296	2,120
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,422	14	2	18	351	328	522	1,077
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	52,616	788	223	523	1,161	1,824	3,412	4,359
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	2,818	24	14	95	429	771	628	369
民 営 借 家 (非 木 造)	49,157	282	57	96	193	262	526	1,085
給 与 住 宅	19,842	2,784	1,647	4,226	3,637	2,056	1,374	622
借 家 (併 用 住 宅)	3,752	473	37	62	99	98	156	127
市 部	142,266	3,708	2,378	6,335	7,489	6,896	7,784	8,660
借家(専用住宅)	138,937	3,367	2,352	6,287	7,410	6,815	7,651	8,549
公 営 の 借 家	16,695	210	839	2,120	2,445	2,221	1,922	1,816
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,020	13	1	17	311	276	481	1,028
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	47,580	570	152	368	881	1,524	2,904	3,825
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	2,711	21	11	82	403	740	612	361
民 営 借 家 (非 木 造)	46,514	257	46	76	164	206	447	949
給 与 住 宅	17,417	2,295	1,304	3,623	3,206	1,848	1,285	570
借 家 (併 用 住 宅)	3,328	341	26	48	79	81	133	110

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個資料:総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

30,000~ 39,999	40,000~ 49,999	50,000~ 59,999	60,000~ 69,999	70,000~ 79,999	80,000~ 89,999	90,000~ 99,999	100,000~ 109,999	110,000~ 119,999	120,000~ 129,999	130,000 円以上	不詳
26,339	22,111	16,638	12,198	8,455	5,423	2,982	2,401	1,479	1,453	4,016	1,885
25,933	21,730	16,245	11,895	8,195	5,226	2,871	2,250	1,412	1,372	3,721	1,830
3,193	1,421	685	193	46	6	2	0	0	0	0	56
2,342	1,414	830	368	329	199	148	113	85	76	140	69
12,927	9,537	6,420	4,381	2,865	1,452	615	512	230	238	719	628
343	72	21	8	2	0	1	0	—	—	0	38
6,279	8,822	7,850	6,602	4,871	3,352	1,981	1,480	1,026	967	2,578	849
848	465	438	342	283	217	125	145	71	91	283	189
406	381	392	303	260	197	111	150	67	81	294	55
23,764	20,405	15,592	11,700	8,243	5,318	2,930	2,353	1,462	1,440	3,973	1,837
23,412	20,057	15,227	11,410	7,995	5,130	2,821	2,213	1,399	1,363	3,692	1,787
2,845	1,318	664	187	45	6	2	0	0	0	0	55
2,215	1,374	813	358	322	190	140	112	85	76	140	68
11,565	8,719	5,977	4,206	2,600	1,414	601	497	225	233	708	612
340	71	21	8	2	0	1	0	—	—	0	37
5,676	8,150	7,341	6,328	4,756	3,310	1,958	1,462	1,019	966	2,564	836
771	424	410	323	271	209	120	141	70	89	279	179
353	348	365	289	248	188	108	140	62	77	281	49

々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

第322表 住宅建設戸数

(単位:千戸)

区 分	公営住宅等	改良住宅等	公庫住宅	公団住宅	公的助成民間住宅	その他の住宅	公的資金による住宅計
昭和62年度(実績)	42	3	506	22	—	60	634
63 (実績)	40	3	498	21	—	59	622
平成元年度(実績)	40	2	505	22	—	62	631
2 (実績)	38	2	501	22	—	68	631
3 (実績)	45	2	483	22	13	68	634
4 (実績)	48	1	498	22	15	70	653
5 (実績)	69	2	688	23	17	71	870
6 (実績見込)	72	2	898	20	19	57	1,068
7 (実績見込)	90	2	571	22	22	95	803
8 (計画)	85	4	500	24	35	74	722

(注) 1 戸数は、住宅建設五箇年計画ベースのものである。  
 2 公営住宅等には、特定優良賃貸住宅等を含む。  
 3 平成6年度及び平成7年度の実績見込戸数は平成8年6月末日現在のものである。  
 4 公的助成民間住宅は、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、住宅市街地総合整備事業による住宅等である。(昭和62年度から平成2年度までは、その他の住宅に含まれる。)  
 5 その他の住宅は、厚生年金住宅、雇用促進住宅、地方公共団体単独住宅等である。  
 6 公庫住宅については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数等を含まない。  
 7 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

資料:建設省住宅局住宅政策課調



② 雇用関係一般

第323表 労働力人口・非労働力人口〔年平均〕

(単位 万人)

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率(%)	
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他		
男	昭和35年(1960)	9,326	6,520	4,511	4,436	75	1,998	—	—	—	69.2
	45(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4
	55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3
	60(1985)	12,078	9,465	5,963	5,807	156	3,450	1,539	903	1,009	63.0
	平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3
	4(1992)	12,431	10,283	6,578	6,436	142	3,679	1,570	964	1,145	64.0
	5(1993)	12,466	10,370	6,615	6,450	166	3,740	1,615	947	1,178	63.8
女	昭和35年(1960)	4,580	3,151	2,673	2,629	44	472	—	—	—	84.8
	45(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273	81.8
	55(1980)	5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8
	60(1985)	5,942	4,602	3,596	3,503	93	978	11	496	472	78.1
	平成2年(1990)	6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2
	4(1992)	6,103	5,002	3,899	3,817	82	1,090	17	518	555	77.9
	5(1993)	6,118	5,044	3,935	3,840	95	1,101	20	506	575	78.0
計	昭和35年(1960)	4,746	3,370	1,838	1,807	31	1,526	—	—	—	54.5
	45(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335	49.9
	55(1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6
	60(1985)	6,136	4,863	2,367	2,304	63	2,472	1,528	407	537	48.7
	平成2年(1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1
	4(1992)	6,327	5,281	2,679	2,619	60	2,590	1,553	446	591	50.7
	5(1993)	6,347	5,326	2,681	2,610	71	2,639	1,595	441	603	50.3
6(1994)	6,364	5,366	2,694	2,614	80	2,669	1,610	432	626	50.2	
7(1995)	6,381	5,402	2,701	2,614	87	2,698	1,637	424	636	50.0	

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第324表 年齢階級別労働力人口比率の推移〔年平均〕

(%)

		総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	
男	昭和45年(1970)	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2	31.8	
	55(1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3	
	60(1985)	63.0	17.0	71.0	75.2	73.8	78.8	82.7	82.5	78.0	70.0	53.7	24.3	
	女	昭和45年(1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
		55(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
		60(1985)	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0
		計	昭和45年(1970)	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1
55(1980)			47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
60(1985)			48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5
平成2年(1990)			50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
4(1992)	50.7		17.6	75.6	64.0	52.7	62.4	70.5	72.0	67.6	55.6	40.7	16.7	
5(1993)	50.3		17.4	74.5	64.3	52.7	61.7	70.3	71.9	66.9	56.4	40.1	16.0	
6(1994)	50.2		17.0	74.2	65.3	53.5	61.6	69.8	71.2	67.4	56.4	39.4	15.9	
7(1995)	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6		

(注) 労働力人口比率=(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第325表 就業者数(産業別)〔年平均〕

区分	就業者数 (万人)									
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業・運輸・通信業	卸売業・小売業・飲食店・金融業・保険業・不動産業	サービス業	
男	昭和35年(1960)	4,436	1,273	67	43	253	946	191	899	574
	45(1970)	5,094	899	44	20	394	1,377	353	1,144	751
	55(1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381	1,439	1,001
	60(1985)	5,807	464	45	9	530	1,453	376	1,535	1,173
	平成2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406	1,674	1,394
	4(1992)	6,436	375	36	6	619	1,569	418	1,698	1,481
	5(1993)	6,450	350	33	6	640	1,530	429	1,709	1,516
女	昭和35年(1960)	2,629	612	49	39	220	597	210	505	279
	45(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307	618	372
	55(1980)	3,394	260	34	10	472	894	335	776	494
	60(1985)	3,503	233	32	7	454	879	329	812	578
	平成2年(1990)	3,713	206	29	5	492	910	347	858	687
	4(1992)	3,817	194	27	5	518	960	351	850	727
	5(1993)	3,840	183	24	5	537	945	360	862	737
計	昭和35年(1960)	1,807	661	18	4	33	349	29	394	295
	45(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45	526	379
	55(1980)	2,142	272	11	1	77	527	46	663	508
	60(1985)	2,304	231	13	1	76	574	48	722	595
	平成2年(1990)	2,536	204	11	1	96	595	59	817	706
	4(1992)	2,619	181	9	1	101	609	67	847	754
	5(1993)	2,610	167	9	1	103	585	69	847	779
6(1994)	2,614	164	7	1	105	561	71	850	802	
7(1995)	2,614	162	7	1	106	542	73	856	814	

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数との内訳の合計とは必ずしも一致しない。  
 2 産業別構成比は、社会保障制度審議会事務局で算出した。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

区分	産業別構成比 (%)										
	公務	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業・運輸・通信業	卸売業・小売業・飲食店・金融業・保険業・不動産業	サービス業	公務
男	142	100.0	28.7	1.5	1.0	5.7	21.3	4.3	20.3	12.9	3.2
	161	100.0	17.6	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9	22.5	14.7	3.2
	199	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9	26.0	18.1	3.6
	199	100.0	8.0	0.8	0.2	9.1	25.0	6.5	26.4	20.2	3.4
	195	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5	26.8	22.3	3.1
	204	100.0	5.8	0.6	0.1	9.6	24.4	6.5	26.4	23.0	3.2
	209	100.0	5.4	0.5	0.1	9.9	23.7	6.7	26.5	23.5	3.2
女	119	100.0	23.3	1.9	1.5	8.4	22.8	8.0	19.2	10.6	4.5
	136	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9	20.0	12.0	4.4
	166	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9	22.9	14.6	4.9
	164	100.0	6.7	0.9	0.2	13.0	25.1	9.4	23.2	16.5	4.7
	159	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3	23.1	18.5	4.3
	166	100.0	5.1	0.7	0.1	13.6	25.2	9.2	22.3	19.0	4.3
	170	100.0	4.8	0.6	0.1	14.0	24.6	9.4	22.4	19.2	4.4
計	174	100.0	4.7	0.5	0.1	14.3	24.4	9.4	22.3	19.3	4.5
	176	100.0	4.6	0.5	0.1	14.5	23.8	9.6	22.2	19.5	4.6
	23	100.0	36.6	1.0	0.2	1.8	19.3	1.6	21.8	16.3	1.3
	25	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2	26.3	18.9	1.2
	33	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1	31.0	23.7	1.5
	35	100.0	10.0	0.6	0.0	3.3	24.9	2.1	31.3	25.8	1.5
	36	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3	32.2	27.8	1.4
38	100.0	6.9	0.3	0.0	3.9	23.3	2.6	32.3	28.8	1.5	
39	100.0	6.4	0.3	0.0	3.9	22.4	2.6	32.5	29.8	1.5	
41	100.0	6.3	0.3	0.0	4.0	21.5	2.7	32.5	30.7	1.6	
42	100.0	6.2	0.3	0.0	4.1	20.7	2.8	32.7	31.1	1.6	

第326表 就業者数(従業上の地位・職業別)(年平均)

(単位 万人)

区分	総数	全産業							* 専門的・技術的職業従事者
		自営業主	家族従事者	雇用者					
				計	常雇	臨時雇	日雇		
計	昭和35年(1960)	4,436	1,006	1,061	2,370	—	—	—	220
	45(1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295
	55(1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438
	60(1985)	5,807	916	559	4,313	3,866	321	126	538
	平成2年(1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
	4(1992)	6,436	843	456	5,119	4,589	409	121	755
	5(1993)	6,450	814	418	5,202	4,657	422	123	765
男	6(1994)	6,453	796	407	5,236	4,690	424	122	778
	7(1995)	6,457	784	397	5,263	4,709	433	120	790
	昭和35年(1960)	2,629	721	277	1,632	—	—	—	138
	45(1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178
	55(1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233
	60(1985)	3,503	628	99	2,764	2,619	85	61	293
	平成2年(1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401
4(1992)	3,817	580	81	3,145	2,980	113	52	446	
女	5(1993)	3,840	562	75	3,193	3,020	119	54	445
	6(1994)	3,839	556	72	3,202	3,028	120	54	442
	7(1995)	3,843	550	70	3,215	3,039	124	52	448
	昭和35年(1960)	1,807	285	784	738	—	—	—	82
	45(1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117
	55(1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205
	60(1985)	2,304	288	461	1,548	1,247	237	65	245
平成2年(1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290	
4(1992)	2,619	263	375	1,974	1,609	296	69	309	
5(1993)	2,610	251	343	2,009	1,636	303	69	320	
6(1994)	2,614	240	334	2,034	1,662	304	69	336	
7(1995)	2,614	234	327	2,048	1,670	310	68	342	

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。  
 2 \*職業：国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業的職業従事者が1万人減、事務従事者が3万人減、技能工、生産工程作業者が20万人減、保安職業、サービス職業従事者が1万人減である。  
 資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

職業別構成比								
* 管理的職業従事者	* 事務従事者	販売従事者	保安職業、サービス職業従事者	農林漁業作業者	運輸・通信従事者	採掘作業者	* 技能工、製造・建設作業者	* 労務作業者
91	499	596	298	1,322	100	32	1,299	—
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
211	1,021	861	501	502	227	4	1,689	230
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
259	1,223	944	568	407	228	3	1,726	293
246	1,226	948	587	381	233	3	1,725	309
235	1,238	943	603	369	234	3	1,715	308
236	1,252	945	610	363	237	3	1,687	310
86	303	328	136	656	93	26	864	—
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
197	453	537	228	261	216	4	1,171	128
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
239	477	576	256	220	217	3	1,199	167
226	483	583	268	209	221	3	1,210	177
214	489	580	275	202	221	3	1,223	174
216	495	582	276	198	224	2	1,215	173
5	196	268	162	666	7	6	415	—
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
14	568	324	273	241	11	0	517	102
19	695	360	290	213	10	0	530	118
21	745	369	312	187	11	0	527	126
21	744	365	319	172	11	0	515	132
20	749	363	328	168	13	0	492	135
21	757	362	335	165	13	0	472	136

も一致しない。  
 分類の一部改訂を行った。改訂による数字の差異は、昭和62年1月～4月平均で、専門的・技術的職業従事者が25万人増、管理職職業従事者が1万人減である。

第327表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区 分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1993)	7 (1995)
計	1.51	1.41	1.02	0.70	0.68	0.63
29歳以下	1.86	1.70	1.22	0.85	0.83	0.83
30歳～44歳	2.39	2.20	1.63	1.17	1.16	1.11
45歳～54歳	1.48	1.50	1.06	0.69	0.60	0.52
55歳～64歳	0.38	0.36	0.26	0.16	0.14	0.13
65歳以上	0.67	0.60	0.50	0.24	0.20	0.19

(注) 各年10月の常用労働者(学卒者を除きパートタイムを含む。)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。  
資料: 労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第328表 失業対策事業実施状況

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
失業対策事業紹介対象者数	15,416	11,072	7,456	5,624	3,981	2,974	2,152
男	3,684	2,623	1,670	1,125	741	521	367
女	11,732	8,449	5,786	4,499	3,240	2,453	1,785
1日平均吸収人員	13,000	9,000	6,200	4,600	3,100	2,200	1,700
失業対策事業予算額(百万円)	18,911	14,524	12,961	9,052	6,908	5,557	4,684
全国1人当たり労力費(円)	4,861	5,029	5,220	5,391	5,517	5,613	5,668

(注) 1 失業対策事業紹介対象者数は9月末現在である。  
2 失業対策事業予算額は、年度当初のものである。

資料: 労働省職業安定局調

第329表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	26,668,593	26,647,840	27,409,027	28,802,151	28,503,877	26,943,112
就職促進手当	2,565,900	1,657,759	1,549,260	2,925,962	1,328,689	1,194,686
職業転換特別給付金	224,937	180,630	196,164	168,265	166,762	167,669
職業転換訓練費負担金	3,939,448	3,405,939	3,396,489	3,519,074	3,823,499	3,481,150
職業転換訓練費補助金	66,589	68,249	68,413	70,029	71,645	71,781
高年齢者労働能力活用事業費等補助金	14,371,275	15,834,819	16,698,257	16,633,946	17,628,407	16,577,564
職業転換訓練費交付金	5,500,444	5,500,444	5,500,444	5,484,875	5,484,875	5,450,262

(注) 平成3年度、4年度、6年度は補正後予算額である。

資料: 労働省職業安定局調

第330表 平成8年度地域別最低賃金額の改正状況

(単位 円)

都道府県名	事項別	日 額	時間額	発効年月日
北海道	道	4,780	598	8.10.1
青森県	森	4,527	566	8.10.4
岩手県	手	4,526	566	8.10.4
宮城県	城	4,613	581	8.10.1
秋田県	田	4,526	566	8.10.4
山形県	形	4,527	566	8.10.1
福島県	島	4,560	571	8.10.1
茨城県	城	4,843	606	8.10.1
栃木県	木	4,843	606	8.10.1
群馬県	群	4,830	606	8.10.1
埼玉県	玉	5,081	638	8.10.1
千葉県	葉	5,080	635	8.10.1
東京都	京	5,252	664	8.10.1
神奈川県	川	5,252	662	8.10.1
新潟県	潟	4,809	602	8.10.1
富山県	山	4,836	605	8.10.1
石川県	川	4,843	606	8.10.1
福井県	井	4,814	603	8.10.1
山梨県	梨	4,851	608	8.10.1
長野県	野	4,843	607	8.10.1
岐阜県	阜	5,022	628	8.10.1
静岡県	岡	5,037	630	8.10.1
愛知県	知	5,113	640	8.10.1
三重県	重	5,020	629	8.10.1
滋賀県	賀	4,861	609	8.10.4
京都府	都	5,081	637	8.10.1
大阪府	阪	5,252	662	8.9.30
兵庫県	庫	5,063	634	8.9.30
奈良県	良	4,845	608	8.10.1
和歌山県	山	4,842	606	8.10.1
鳥取県	取	4,565	571	8.10.1
島根県	根	4,551	570	8.10.1
岡山県	山	4,795	600	8.10.1
広島県	島	4,812	604	8.10.1
山口県	口	4,773	597	8.10.1
徳島県	島	4,581	574	8.10.1
香川県	川	4,599	577	8.10.1
愛媛県	媛	4,582	574	8.10.1
高知県	知	4,578	573	8.10.1
福岡県	岡	4,824	603	8.10.1
佐賀県	賀	4,525	566	8.10.4
長崎県	崎	4,524	566	8.10.1
熊本県	本	4,527	567	8.10.1
大分県	分	4,524	566	8.10.1
宮崎県	崎	4,521	566	8.10.1
鹿児島県	島	4,524	566	8.10.1
沖縄県	沖	4,521	566	8.9.30

(注) 時間額は、賃金の大部分が時間によって定められている者に適用される。

資料: 労働省労働基準局賃金課調

第331表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数

平成8年3月末現在

業種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数	
	件	百人	百人	
製造業	食料品・飲料・飼料製造業	7	3	202
	繊維産業	11	31	626
	木材・木製品・家具・装備品製造業	3	11	61
	パルプ・紙・紙加工品製造業	3	36	266
	出版・印刷・同関連産業	4	48	788
	窯業・土石製品製造業	5	25	407
	機械・金属製品等製造業	156	1,118	38,288
	上記以外の製造業	5	4	137
	小計	194	1,276	40,775
	非製造業	卸売・小売業、飲食店	54	269
自動車整備業		1	10	36
上記以外の非製造業		2	2	23
小計		57	281	6,929
合計	251	1,557	47,704	
鉱業(労働大臣決定)	3	1	48	
総合計	254	1,558	47,752	

(注) 1 新産業別最低賃金および従来の産業別最低賃金の合計である。  
 2 機械・金属製品製造業と自動車整備業にまたがって決定されているものについては、機械・金属製品等製造業に計上している。

資料：労働省労働基準局調

## 2 関係機関

第332表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額(年度別)

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
合計	件数 582,897,382 金額 8,451,073,630	601,286,045 8,860,348,460	631,488,671 9,428,303,411	650,361,327 10,097,598,985	667,452,183 10,486,178,433	680,485,885 10,940,667,557
審査及び支払取扱分	件数 582,653,488 金額 8,451,073,630	601,245,114 8,860,348,460	631,430,112 9,428,303,411	650,325,507 10,097,598,985	657,419,386 10,486,178,433	680,455,633 10,940,667,557
社会保険合計	件数 515,215,950 金額 5,905,783,405	531,205,319 6,229,389,080	558,406,769 6,667,982,438	574,521,182 7,197,212,688	578,160,490 7,440,709,381	596,948,636 7,692,009,247
政府管掌健康保険	件数 238,538,394 金額 2,969,788,475	248,707,598 3,168,204,633	263,469,012 3,414,127,258	272,667,030 3,711,188,598	275,482,850 3,849,796,847	285,242,638 3,984,939,212
船員保険	件数 2,905,929 金額 41,031,260	2,734,104 39,782,846	2,665,592 39,085,273	2,547,057 39,777,633	2,406,445 38,628,221	2,341,960 37,688,151
共済組合	件数 79,553,436 金額 834,150,101	79,902,699 853,535,296	82,051,652 888,351,951	82,825,763 935,859,387	82,567,505 956,511,679	84,795,946 981,478,650
健康保険組合	件数 194,218,191 金額 2,060,813,569	199,860,918 2,167,866,304	210,220,513 2,326,417,956	216,481,332 2,510,387,070	217,703,690 2,595,772,635	224,568,092 2,687,903,233
社会保険以外の諸法	件数 67,437,538 金額 2,545,290,225	70,039,795 2,630,959,381	73,023,343 2,760,320,973	75,804,325 2,900,386,296	79,258,896 3,045,469,052	83,506,997 3,248,658,310
結核予防法	件数 447,156 金額 31,585,450	417,548 30,888,561	392,050 29,831,779	370,530 30,226,628	351,443 29,627,595	329,010 29,705,228
生活保護法	件数 13,408,698 金額 736,357,389	12,862,942 719,371,142	12,547,184 721,409,647	12,391,017 738,029,007	12,570,989 762,012,079	13,034,400 805,432,255
戦傷病者特別援護法	件数 12,664 金額 1,161,333	11,361 1,040,146	10,602 995,036	9,556 891,813	8,731 841,216	7,762 800,161
身体障害者福祉法	件数 165,409 金額 1,904,728	172,633 1,944,596	176,250 2,040,804	174,234 1,961,620	174,164 2,080,520	182,794 2,199,416
児童福祉法	件数 82,033 金額 1,963,469	83,381 2,003,961	83,571 2,059,138	83,838 2,162,768	82,909 2,127,828	82,570 2,296,061
自衛官等	件数 557,335 金額 9,886,981	558,768 9,799,524	586,246 10,056,993	614,815 11,199,555	621,790 11,303,906	652,714 11,690,561
原爆医療	件数 1,882,506 金額 9,165,924	1,868,109 9,257,599	1,858,963 9,353,277	1,851,221 9,456,133	1,839,280 9,443,647	1,794,633 9,511,298
精神保健法	件数 1,941,264 金額 54,478,106	2,001,534 50,899,488	2,076,268 46,164,342	2,150,778 44,901,241	2,266,777 44,412,066	2,431,537 45,873,838
麻薬取締法	件数 2 金額 452	— —	2 363	2 447	— —	— —
母子保健法	件数 37,099 金額 1,799,516	38,990 1,942,891	39,925 2,101,307	41,323 2,225,292	40,854 2,291,870	41,862 2,535,720
特定疾患	件数 1,147,586 金額 8,740,240	1,289,006 9,711,716	1,427,455 10,876,108	1,576,291 11,994,226	1,782,933 13,352,441	2,006,404 15,215,849
小児慢性	件数 826,802 金額 10,658,940	892,888 11,968,289	978,833 14,216,886	1,042,909 15,621,843	1,103,857 16,782,918	1,151,736 17,678,510
措置医療	件数 777,955 金額 14,877,552	791,664 15,351,194	826,260 15,744,690	850,961 16,402,817	866,727 16,804,223	901,492 17,932,963
老人保健	件数 45,750,227 金額 1,662,139,011	48,641,868 1,766,197,125	51,597,534 1,894,845,791	54,217,191 2,014,550,040	57,105,849 2,133,523,379	60,431,820 2,286,741,362
老人被爆者	件数 400,802 金額 571,133	409,103 583,149	422,200 624,812	429,659 762,865	442,593 865,364	452,563 1,045,088
審査のみ取扱分	件数 43,894 金額 43,894	40,931 40,931	38,559 38,559	35,820 35,820	32,797 32,797	30,252 30,252
戦傷病者特別援護法(療養費分)	件数 43,894 金額 43,894	40,931 40,931	38,559 38,559	35,820 35,820	32,797 32,797	30,252 30,252

資料：社会保険診療報酬支払基金調

第333表 年金福祉事業団福祉施設設置整備資金決定状況（施設別・事業主体別）

（単位 件、千円）

区分	合計		住宅		療養施設	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成元年度(1989)	148	33,196,000	80	14,924,100	13	11,410,600
2 (1990)	254	52,000,000	148	26,330,800	11	13,850,800
3 (1991)	233	57,967,400	141	36,927,600	16	10,039,900
4 (1992)	170	45,271,000	92	20,322,600	15	13,340,500
5 (1993)	125	45,660,100	66	12,341,500	15	22,610,500
6 (1994)	76	57,209,500	33	11,162,800	14	34,287,300
厚生年金保険事業主	39	8,178,400	31	7,565,400	0	0
健康保険組合	1	50,000	0	0	0	0
国民健康保険組合	0	0	0	0	0	0
厚生年金基金	0	0	0	0	0	0
事業協同組合	1	300,000	0	0	0	0
生活協同組合	5	5,754,000	1	1,758,500	4	3,995,500
農業協同組合	0	0	0	0	0	0
民法法人・その他	22	16,127,100	1	1,838,900	2	3,491,800
社会福祉法人・日本赤十字社	8	26,800,000	0	0	8	26,800,000
商工会等	0	0	0	0	0	0

資料：年金福祉事業団「事業年報」

厚生福祉施設									
休養施設		体育施設		教養文化施設		給食施設		その他の施設	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
40	3,174,000	5	804,300	7	1,236,300	1	17,400	2	1,629,300
68	4,065,900	4	888,700	9	684,000	11	965,900	3	5,213,900
58	7,114,000	8	2,353,100	7	1,234,000	3	298,800	0	0
47	5,882,300	3	167,900	9	3,344,100	2	206,500	2	2,007,100
33	6,199,600	2	360,000	4	505,700	3	472,800	2	3,170,000
22	4,980,900	1	269,900	2	138,600	1	140,000	3	6,230,000
5	334,400	0	0	2	138,600	1	140,000	0	0
1	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	300,000	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	4,296,500	1	269,900	0	0	0	0	3	6,230,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第334表 資金運用事業各年度別運用額の推移

（単位：兆円）

	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	累計
年金財源強化事業	1.80	2.05	2.59	2.43	1.95	1.95	1.89	16.19
資金確保事業	1.05	1.10	1.11	1.26	1.02	1.02	0.98	7.57
合計	2.85	3.15	3.70	3.69	2.97	2.97	2.87	23.75

資料：厚生省年金局

第335表 年金福祉事業団被保険者住宅資金決定状況（資金別）

（単位 件、戸、千円）

区分	合計			厚生年金保険			国民年金		
	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額
平成元年度	163,092	163,092	1,043,550,600	141,110	141,110	975,829,300	21,982	21,982	67,721,300
2	(25,567)	(25,567)	(168,766,400)	(20,957)	(20,957)	(153,273,400)	(4,610)	(4,610)	(15,493,000)
3	156,902	156,902	1,046,892,600	139,376	139,376	992,192,200	17,526	17,526	54,700,400
4	(29,125)	(29,125)	(203,395,300)	(24,423)	(24,423)	(187,691,500)	(4,702)	(4,702)	(15,703,800)
5	163,867	163,867	1,151,256,100	142,660	142,660	1,082,887,100	21,207	21,207	68,369,000
6	(29,824)	(29,824)	(215,024,800)	(24,849)	(24,849)	(197,666,300)	(4,975)	(4,975)	(17,358,500)
7	200,968	200,968	1,502,999,900	176,381	176,381	1,419,962,400	24,587	24,587	83,037,500
8	(42,085)	(42,085)	(313,617,400)	(35,028)	(35,028)	(287,827,100)	(7,057)	(7,057)	(25,790,300)
9	255,284	255,284	2,262,723,000	225,787	225,787	2,155,181,400	29,497	29,497	107,541,600
10	(52,051)	(52,051)	(418,517,700)	(42,492)	(42,492)	(379,920,300)	(9,559)	(9,559)	(38,597,400)
11	192,395	192,395	1,698,591,200	172,258	172,258	1,622,440,300	20,137	20,137	76,150,900
12	(36,945)	(36,945)	(310,721,900)	(30,969)	(30,969)	(287,155,800)	(5,976)	(5,976)	(23,566,100)
転貸融資	145,477	145,477	1,373,524,100	145,477	145,477	1,373,524,100	—	—	—
個人融資	(26,249)	(26,249)	(242,831,800)	(26,249)	(26,249)	(242,831,800)	(—)	(—)	(—)
個人融資	46,918	46,918	325,067,100	26,781	26,781	248,916,200	20,137	20,137	76,150,900
個人融資	(10,696)	(10,696)	(67,890,100)	(4,720)	(4,720)	(44,324,000)	(5,976)	(5,976)	(23,566,100)

（注）（ ）内は大型住宅の再掲である。

資料：年金福祉事業団「事業年報」

第336表 社会福祉・医療事業団医療貸付状況（施設・資金別）

（単位 件、百万円）

施設種別	昭和35年度(1960)発足		45(1970)		55(1980)		平成2年度(1990)		5(1993)		6(1994)		7(1995)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
施設種別	1,230	2,865	4,348	35,000	1,764	82,842	557	101,000	1,295	163,099	1,209	178,000	1,040	219,000
総数	381	2,179	773	21,082	308	39,382	99	28,994	166	47,860	192	53,688	160	59,769
病院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
老人保健施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
診療所	609	550	2,852	11,510	1,059	38,007	147	7,335	666	26,322	598	23,271	398	18,194
一般診療所	240	136	675	1,826	377	4,783	55	934	138	2,547	107	1,990	70	1,331
歯科診療所	—	—	10	119	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共同利用施設	—	—	9	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助産所	—	—	5	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
薬局	—	—	24	434	4	585	7	1,393	13	1,040	12	2,066	2	485
医療従事者養成施設	—	—	—	—	2	5	—	—	—	—	—	—	—	—
歯科技工所	—	—	—	—	2	48	—	—	—	—	—	—	—	—
衛生検査所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施設	—	—	—	—	12	32	6	31	2	5	4	23	1	2
手術所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	2	36	—	—	—	—	—	—
国立病院等購入資金	—	—	—	—	—	—	—	—	1	353	1	1,500	1	517
資金種別	1,230	2,865	4,348	35,000	1,764	82,842	557	101,000	1,295	163,099	1,209	178,000	1,040	219,000
総数	233	863	808	11,908	701	45,107	317	72,033	576	99,522	552	111,983	503	146,491
新築資金	317	1,280	695	12,485	305	25,034	69	15,151	191	21,746	172	26,303	136	29,215
甲種増改築資金	216	383	403	6,003	102	7,972	48	11,775	134	34,967	131	33,526	117	37,813
乙種増改築資金	420	326	1,673	4,223	481	4,547	62	1,558	228	5,176	214	4,647	163	4,269
機械購入資金	44	13	769	381	175	182	61	483	166	1,688	140	1,541	121	1,212
長期運転資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：社会福祉・医療事業団調

第337表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況(事業種別)

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
合計 件数	614	589	722	777	760	654
金額	43,700,000	54,900,000	80,200,000	89,400,000	101,500,000	100,000,000
保護施設 件数	8	3	7	5	5	3
金額	244,300	73,000	1,585,300	755,500	422,100	609,000
児童福祉施設 件数	154	115	129	156	148	136
金額	5,748,500	4,114,400	6,599,900	5,785,200	7,109,400	7,553,500
身体障害者更生援 護施設 件数	38	36	43	52	45	29
金額	2,054,100	3,099,800	4,687,200	4,346,400	5,899,500	2,992,100
老人福祉施設 件数	263	295	378	410	414	366
金額	24,726,900	34,279,700	53,341,500	65,071,600	71,483,700	74,531,100
精神薄弱者援護 施設 件数	109	110	144	135	130	101
金額	5,201,100	7,573,000	10,604,900	12,441,100	9,886,700	10,123,300
婦人保護施設 件数	1	2	—	—	—	—
金額	13,500	64,000	—	—	—	—
母子休養ホーム 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
精神障害者社会復 帰施設 件数	11	7	6	10	5	12
金額	386,000	283,700	173,300	393,500	186,700	397,900
社会福祉事業法に よる施設及び事業 件数	23	16	12	7	5	4
金額	1,665,900	1,674,100	1,817,400	470,700	4,902,800	2,364,100
有料老人ホーム 件数	4	4	1	1	2	2
金額	3,450,000	3,500,000	1,000,000	60,000	156,000	1,380,000
その他の施設及び 事業 件数	3	1	2	1	6	1
金額	209,700	238,300	390,500	76,000	1,453,100	49,000
償還額	24,073,891	25,629,310	27,318,864	31,445,435	35,821,689	41,609,105

資料：厚生省社会・援護局調

第338表 労働福祉事業団経営施設数

年度末現在

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
労災病院	36	36	37	37	37	37
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1	1
看護専門学校	12	12	12	12	12	12
休養所	9	9	9	9	9	9
労災リハビリテーション作業所	8	8	8	8	8	8
リハビリテーション大学校	1	1	1	1	1	1
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	1	1
健康診断センター	8	8	8	8	8	8
海外勤務健康管理センター	—	—	—	1	1	1
産業保健推進センター	—	—	—	—	6	12
納骨堂	1	1	1	1	1	1
労災保険会館	1	1	1	1	1	1

資料：労働福祉事業団調

第339表 雇用促進事業団設置運営施設数

年度末現在

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
職業能力開発大学校	1	1	1	1	1	1
職業能力開発短期大学校	17	19	20	23	25	26
高等職業訓練校	8	6	4	1	1	—
職業能力開発促進センター	67	67	67	67	65	65
移転就職者用宿舎	144,391	146,131	148,197	150,757	153,453	154,613
全国勤労青少年会館	1	1	1	1	1	1
心身障害者職業センター	—	—	—	—	—	—
簡易宿泊所	25	24	23	22	22	22
出稼労働者援護相談所	—	—	—	—	—	—
就職援護センター	—	—	—	—	—	—
雇用職業総合研究所	—	—	—	—	—	—
福祉センター等	1,881	1,856	1,906	1,956	2,006	2,037

資料：雇用促進事業団調

第340表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成7年3月末現在在籍

区分	合計	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	運輸公 益事業	商業	金融不 動産業	サービ ス業
共済契約者数	401,545	4,296	942	65,374	114,698	14,162	112,703	6,316	83,054
被共済者数	2,781,199	32,559	10,728	443,873	1,112,675	234,022	523,483	27,228	396,631

(ii) 規模別

区分	合計	1人～4人	5～9	10～19	20～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301人 以上
共済契約者数	401,545	163,401	111,473	73,057	25,802	15,794	8,732	2,665	461	160
被共済者数	2,781,199	315,558	471,739	605,207	370,286	362,352	351,397	207,734	61,274	35,652

資料：中小企業退職金共済事業団調

第341表 中小企業退職金共済支給状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
退職金 件数	181,221	196,424	208,095	213,507	223,743	242,155
金額	101,324,753	115,637,019	132,442,064	148,744,051	173,426,734	209,689,654
解約手当金 件数	11,597	13,149	15,672	16,216	17,216	16,672
金額	4,453,504	5,506,060	7,560,463	8,422,327	9,622,315	9,375,225
計 件数	192,818	209,573	223,767	229,723	240,959	258,827
金額	105,778,258	121,143,079	140,002,527	157,166,378	183,049,049	219,064,880
1件当り 金額	548,591	578,047	625,662	684,156	759,669	846,376
国庫補助金 件数	188	60	20	—	—	—
金額	2,304	1,022	368	—	—	—

(注) 国庫補助金は平成3年度まで。

資料：中小企業退職金共済事業団調

### 第13節 社会保障分野における人的資源の状況

第342表 医師数 (業務別)

年末現在

区	分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総	数	191,346	201,658	211,797	219,704	230,519
医療施設	の従事者	183,129	193,682	203,797	211,498	220,853
病院	の開設者又は法人の代表者	3,670	3,565	2,936	6,443	6,344
診療所	の開設者又は法人の代表者	61,910	61,582	58,213	63,221	63,947
病院	(医療機関附属のものを除く)の勤務者	72,678	81,071	87,887	90,339	96,321
診療所	の勤務者	10,086	11,075	16,819	12,432	13,494
医療機関	附属の病院の勤務者	34,785	36,389	37,942	39,063	40,747
老人保健施設	の従事者	・	22	204	349	861
老人保健施設	の開設者又は法人の代表者	・	—	—	35	156
老人保健施設	の勤務者	・	22	204	314	705
医療施設・老人保健施設	以外の従事者	6,402	6,254	6,196	6,219	6,929
臨床	以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	4,190	4,111	3,991	3,904	4,374
衛生行政	又は保健衛生業務の従事者	2,212	2,143	2,205	2,315	2,555
そ	の他	1,815	1,700	1,600	1,638	1,876

- (注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。  
 2 老人保健施設の開設者・勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。  
 3 平成4年より開設者数に法人の代表者数を加えた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第343表 歯科医師数 (業務別)

年末現在

区	分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総	数	66,797	70,572	74,028	77,416	81,055
医療施設	の従事者	64,904	68,692	72,087	75,628	79,091
病院	の開設者又は法人の代表者	4	2	2	17	16
診療所	の開設者又は法人の代表者	42,997	45,367	46,121	49,588	51,495
病院	(医療機関附属のものを除く)の勤務者	1,736	1,860	1,951	2,030	2,173
診療所	の勤務者	13,906	14,778	17,147	16,503	17,382
医療機関	附属の病院の勤務者	6,261	6,685	6,866	7,490	8,025
老人保健施設	の勤務者	—	—	—	1	1
医療施設・老人保健施設	以外の従事者	701	807	954	714	804
臨床	以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	551	653	782	549	619
衛生行政	又は保健衛生業務の従事者	150	154	172	165	185
そ	の他	1,190	1,073	987	1,073	1,159

- (注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。  
 2 老人保健施設の勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。  
 3 平成4年より開設者数に法人の代表者数を加えた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第344表 歯科衛生士数 (就業場所別)

年末現在

区	分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総	数	29,178	32,866	36,986	40,932	44,219	48,659
保健所		399	417	503	602	686	765
市町村		—	—	—	—	462	600
病院		2,270	2,415	2,637	2,764	3,002	3,103
診療所		25,568	28,889	32,775	36,258	38,966	43,080
老人保健施設		—	—	—	—	4	3
事業所		—	—	—	—	252	204
学		485	465	541	535	592	540
そ	の他	456	480	530	773	255	364

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第345表 歯科技工士数 (就業場所別)

年末現在

区	分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総	数	29,339	31,139	32,518	32,433	32,629	34,543
技工所		11,526	13,652	14,828	14,862	16,987	19,487
病院・診療所		17,111	16,700	16,953	16,085	14,907	14,402
そ	の他	702	787	737	1,486	735	654

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第346表 薬剤師数 (業務別)

年末現在

区	分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総	数	129,700	135,990	143,429	150,627	162,021	176,871
薬局	の開設者又は法人の代表者	16,462	17,379	17,046	17,461	16,923	20,333
薬局	の勤務者	25,711	26,370	28,917	31,350	35,303	40,533
病院	又は診療所の勤務者	32,503	34,799	38,339	41,214	43,416	45,553
大学	において教育又は研究に従事する者	2,976	3,082	3,111	2,969	3,146	5,107
衛生行政	又は保健衛生業務の従事者	4,881	5,007	4,879	4,931	5,168	5,312
医薬品	営業(製造・輸入・販売)従事者	25,149	26,793	28,931	31,358	36,248	40,881
毒物劇物	営業(製造・輸入・販売)従事者	242	240	192	179	180	・
その他の	化学工業従事者	882	1,010	965	1,142	1,246	・
そ	の他	20,894	21,310	21,049	20,023	20,391	19,152

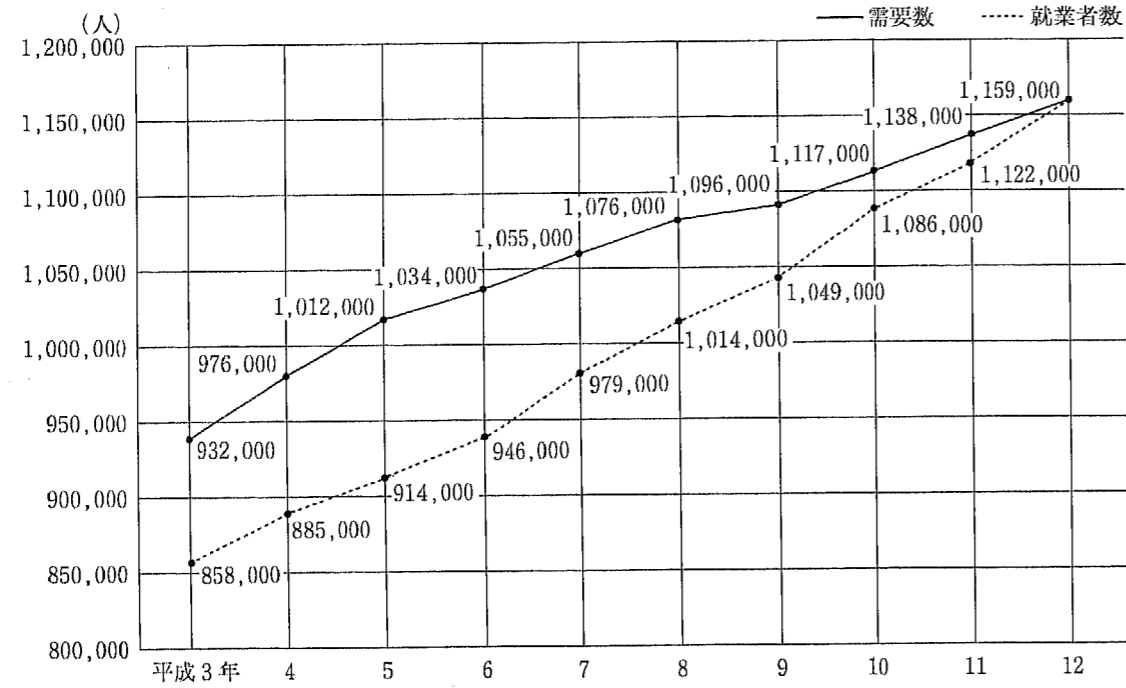
(注) 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」



第3部 社会保障関係統計資料編

第347表 看護職員需給見通し



年次	需要数 A	年当初就業者数 B	新卒就業者数 C	再就業者数 D	退職等による減少数 E	年末就業者数 F=B+C+D-E	(%) F/A×100
平3	932,000	834,000	56,100	14,500	46,400	858,000	92.1
4	976,000	858,000	57,500	16,200	47,000	885,000	90.7
5	1,012,000	885,000	58,600	18,200	47,600	914,000	90.3
6	1,034,000	914,000	59,900	19,800	48,000	946,000	91.5
7	1,055,000	946,000	60,900	21,100	48,900	979,000	92.8
8	1,076,000	979,000	62,100	22,200	49,900	1,014,000	94.2
9	1,096,000	1,014,000	62,900	23,400	50,600	1,049,000	95.7
10	1,117,000	1,049,000	63,400	24,500	51,800	1,086,000	97.2
11	1,138,000	1,086,000	63,700	25,700	52,900	1,122,000	98.6
12	1,159,000	1,122,000	63,800	27,000	54,100	1,159,000	100.0

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第348表 保健婦数 (就業場所別)

年末現在

区分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総数	22,050	23,559	25,303	26,909	29,008
保健婦学校・養成所	227	293	258	310	331
保健所	8,061	8,142	8,440	8,536	8,694
市内勤務	325	318	309	299	261
市町村駐在	10,273	11,033	11,673	12,563	13,802
病院	1,439	1,842	1,331	1,512	1,644
診療所	·	·	1,071	1,043	1,222
老人保健施設	·	·	24	35	58
事業所	1,080	1,154	1,254	1,377	1,532
その他	645	777	943	1,234	1,464

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、保健統計室調

第349表 助産婦数 (就業場所別)

年末現在

区分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総数	24,056	23,320	22,918	22,690	23,048
助産婦学校・養成所	307	283	305	380	375
保健所	203	220	258	292	336
病院	13,998	14,512	14,933	15,643	16,370
診療所	2,678	2,491	2,514	2,256	2,397
助産所	6,182	5,100	4,194	3,452	2,811
開設者	1,944	1,757	1,518	1,290	1,059
従事者	497	323	233	190	196
出張のみによる者	3,741	3,020	2,443	1,972	1,556
その他	688	714	714	667	759

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、保健統計室調

第350表 看護婦(士)及び准看護婦(士)数 (就業場所・資格別)

年末現在

区分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総数	639,936	694,999	745,301	795,810	862,013
看護婦学校・養成所	6,308	6,359	6,665	7,192	7,873
就業場所別	886	1,051	1,228	1,331	1,732
保健所	503,781	549,727	581,249	616,360	660,180
診療所	119,887	126,400	138,549	147,310	158,308
老人保健施設	·	346	2,559	4,547	8,334
学校	520	615	747	847	1,055
派遣看護婦	150	167	281	272	176
その他	8,404	10,334	14,023	17,951	24,355
資格別	333,040	365,298	395,496	430,499	479,584
准看護婦	288,411	308,474	325,907	338,771	353,087
看護士	6,218	7,845	9,268	10,810	12,768
准看護士	12,267	13,382	14,630	15,730	16,574

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、保健統計室調

第351表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
あん摩マッサージ指圧師	86,024	86,806	87,519	91,969	94,150	95,365
はり師	52,794	55,086	56,465	60,546	63,543	66,322
きゅう師	51,433	53,696	54,950	59,414	62,428	65,363
柔道整復師	16,779	18,728	20,571	22,904	24,776	26,221

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。  
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第352表 理学療法士及び作業療法士数(登録者数)

年末現在

区分	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
理学療法士	7,994	8,976	10,035	11,012	12,039	13,114	14,205	15,626
作業療法士	3,525	4,081	4,689	5,284	5,826	6,401	7,028	7,708

資料：厚生省健康政策局医事課調

第353表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

	社会福祉士	介護福祉士				合計
		法第39条1号	法第39条2号	法第39条3号	法第39条4号	
平成元年 (1989)	172	0	0	8	2,688	2,696
2 (1990)	534	951	0	204	6,258	7,413
3 (1991)	1,047	3,477	18	496	10,550	14,541
4 (1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825
5 (1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867
6 (1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754
7 (1995)	5,347	23,498	227	2,441	36,655	62,821

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号 高卒後養成施設(2年課程)卒業者  
社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号 福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者  
社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号 高卒後保母養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者  
社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号 介護福祉士試験に合格した者

資料：社会福祉振興・試験センター調

第354表 全医療施設の従事者数(業務の種類別)

	昭和56年 (1981)	59 (1984)	62 (1987)	平成2年 (1990)	5 (1993)	
総数	1,753,778	1,926,662	1,989,163.1	2,182,975.5	2,380,092.8	
医師	257,069	289,462	229,789.4	250,471.0	263,807.8	
常勤	156,721	170,029	187,360	201,316	212,246	
非常勤	100,348	119,433	42,429.4	49,155.0	51,561.8	
歯科医師	69,813	79,263	74,304.7	81,709.5	88,472.0	
常勤	55,568	61,355	67,538	72,734	78,449	
非常勤	14,245	17,908	6,766.7	8,975.5	10,023.0	
介輔・歯科介輔	44	40	34	20	15	
薬剤師	31,675	35,887	39,308	44,125	48,922	
保健婦	...	2,284	2,836	4,706	5,991	
助産婦	16,838	17,539	17,803	18,231	18,827	
看護婦(士)	267,822	311,865	356,224	403,286	459,961	
准看護婦(士)	266,832	297,985	327,361	354,092	375,048	
看護業務補助者	157,382	162,920	166,835	178,401	197,607	
理学療法士(PT)	3,501	4,678	7,114	9,849	12,315	
作業療法士(OT)	934	1,420	2,558	3,816	4,838	
視能訓練士	785	927	1,218	1,509	1,750	
義肢装具士	.	.	.	55	147	
歯科衛生士	27,600	35,379	41,992	48,974	56,553	
歯科技工士	18,579	22,008	22,049	20,898	19,042	
歯科業務補助者	68,983	78,843	85,446	93,586	107,429	
診療放射線技師	17,262	20,643	24,109	28,207	32,173	
診療エックス線技師	3,943	4,199	3,507	2,978	2,860	
臨床検査	臨床検査技師	33,689	39,284	43,605	47,353	50,517
	衛生検査技師	2,085	1,719	1,496	1,252	1,065
	その他	9,256	6,152	4,894	3,991	3,387
臨床工学技士	.	.	.	1,857	4,988	
あん摩マッサージ指圧師	9,009	9,460	10,350	11,048	11,447	
管理栄養士	3,043	3,234	5,509	7,452	9,978	
栄養士	19,533	20,561	20,451	20,187	19,503	
その他の技術員	22,808	24,899	27,721	30,009	31,584	
医療社会事業従事者	3,916	3,048	3,957	4,630	5,359	
事務職員	237,183	254,865	270,296	303,416	332,920	
その他の職員	204,194	198,098	198,396	206,867	213,587	

(注) 1 昭和56年までは12月31日現在、昭和59年以降は10月1日現在である。  
2 非常勤職員を含む。  
3 昭和62年から、非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算(常勤換算)して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

### 第14節 財政

第355表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

(単位 億円)

事 項	昭和 61年度 (1986)	62 (1987)	63 (1988)	平成 元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
一般会計予算	540,886 (3.0)	541,010 (0.0)	566,997 (4.8)	604,142 (6.6)	662,368 (9.6)	703,474 (6.2)	722,180 (2.7)	723,548 (0.2)	730,817 (1.0)	709,871 (△0.3)	751,049 (5.8)
1.国債費	113,195 (10.7)	113,335 (0.1)	115,120 (1.6)	116,649 (1.3)	142,886 (22.5)	160,360 (12.2)	164,473 (2.6)	154,423 (△6.1)	143,602 (△7.0)	132,213 (△7.9)	163,752 (23.9)
2.地方交付税 交付金	101,849 (5.1)	101,841 (△0.0)	109,056 (7.1)	133,688 (22.6)	152,751 (14.3)	159,749 (4.6)	157,719 (△1.3)	156,174 (△1.0)	127,578 (△18.3)	132,154 (3.6)	136,038 (2.9)
3.一般歳出	325,842 (△0.0)	325,834 (△0.0)	329,821 (1.2)	340,805 (3.3)	353,731 (3.8)	370,365 (4.7)	386,988 (4.5)	399,168 (3.1)	408,548 (2.4)	421,417 (3.1)	431,409 (2.4)
4.産業投資特別 会計へ繰入等	—	—	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,783	51,089	24,087	19,850
社会保障関係費	98,346 (2.7) 〔18.2〕 <30.2>	100,896 (2.6) 〔18.7〕 <31.0>	103,845 (2.9) 〔18.3〕 <31.5>	108,947 (4.9) 〔18.0〕 <32.0>	116,148 (6.6) 〔17.5〕 <32.8>	122,128 (5.1) 〔17.4〕 <33.0>	127,378 (4.3) 〔17.6〕 <32.9>	131,457 (3.2) 〔18.2〕 <32.9>	134,816 (2.6) 〔18.4〕 <33.0>	139,244 (3.3) 〔19.6〕 <33.0>	142,879 (2.6) 〔19.0〕 <33.1>
厚生省予算	97,721 (2.8) 〔18.1〕 <30.0>	100,265 (2.6) 〔18.5〕 <30.8>	103,211 (2.9) 〔18.2〕 <31.3>	108,372 (5.0) 〔17.9〕 <31.8>	115,652 (6.7) 〔17.5〕 <32.7>	121,819 (5.3) 〔17.3〕 <32.9>	127,670 (4.8) 〔17.7〕 <33.0>	131,752 (3.2) 〔18.2〕 <33.0>	136,109 (3.3) 〔18.6〕 <33.3>	140,115 (2.9) 〔19.7〕 <33.2>	143,778 (2.6) 〔19.1〕 <33.3>
防衛関係費	33,435 (6.6) 〔6.2〕 <10.3>	35,174 (5.2) 〔6.5〕 <10.8>	37,003 (5.2) 〔6.5〕 <11.2>	39,198 (5.9) 〔6.5〕 <11.5>	41,593 (6.1) 〔6.3〕 <11.8>	43,860 (5.5) 〔6.2〕 <11.8>	45,518 (3.8) 〔6.3〕 <11.8>	46,406 (2.0) 〔6.4〕 <11.6>	46,835 (0.9) 〔6.4〕 <11.5>	47,236 (0.9) 〔6.7〕 <11.2>	48,455 (2.6) 〔6.5〕 <11.2>

(注) 1 ( )内は、対前年度伸び率(%)である。  
2 [ ]内は、一般会計に占める割合である。  
3 < >内は、一般歳出に占める割合である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第356表 一般会計歳入・歳出（目的別）

(単位 百万円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
歳 入	72,990,559	71,465,997	77,731,174	76,339,007	78,034,006	75,104,924
租税及び印紙収入	59,820,384	54,445,324	54,126,174	51,030,033	50,681,000	51,345,000
租 税	58,071,587	52,874,732	52,527,072	49,278,172	48,919,000	49,420,000
印 紙 収 入	1,748,797	1,570,592	1,599,103	1,751,861	1,762,000	1,925,000
専売納付金	11,997	13,243	14,339	16,704	14,569	14,670
官業益金及び官業収入	23,684	22,554	24,665	22,579	19,282	21,737
政府資産整理収入	134,141	123,466	122,889	98,763	304,044	326,956
雑 収 入	3,835,561	3,337,567	5,734,208	6,052,245	4,373,661	2,348,201
公 債 金	6,729,999	9,536,000	16,174,000	16,489,998	22,032,000	21,029,000
前年度剰余金受入	2,434,792	2,443,374	968,565	2,628,685	609,450	19,360
決算調整資金受入	—	1,544,769	566,335	—	—	—
歳 出	70,547,185	70,497,432	75,102,489	73,613,605	78,034,006	75,104,924
国家機関費	3,342,045	3,495,412	3,714,649	3,717,517	4,233,868	3,919,707
地方財政費	15,825,816	14,230,392	13,976,289	12,094,273	12,327,351	13,628,209
防衛関係費	4,464,775	4,612,660	4,625,747	4,661,772	4,759,331	4,870,760
国土保全及び開発費	6,297,236	8,257,903	11,854,532	11,350,947	12,097,579	8,153,440
産業経費	4,118,833	3,180,269	3,569,479	3,291,980	5,197,954	3,136,218
教育文化費	5,589,187	5,827,125	6,350,986	5,897,205	6,692,929	6,208,844
社会保障関係費	13,482,153	14,383,223	15,426,132	15,804,801	17,260,929	16,015,803
社会保険費	7,857,071	8,130,620	8,439,716	8,577,131	8,976,967	8,775,457
生活保護費	1,010,942	1,017,634	1,043,224	1,073,775	1,164,529	1,059,297
社会福祉費	2,696,407	2,958,072	3,148,622	3,359,328	3,765,751	3,898,361
住宅対策費	981,981	1,166,200	1,491,498	1,479,829	1,779,458	1,161,288
失業対策費	46,149	44,138	41,828	39,753	40,149	38,652
保健衛生費	805,410	964,948	1,165,297	1,052,444	1,114,566	987,949
その他	84,192	101,611	95,946	222,541	419,509	94,800
恩 給 費	1,815,214	1,807,214	1,788,841	1,751,628	1,725,857	1,658,634
文官恩給費	104,385	101,771	99,557	93,348	89,019	81,388
旧軍人遺族等恩給費	1,567,295	1,570,119	1,557,376	1,533,343	1,510,201	1,456,823
その他	143,534	135,324	131,907	124,937	126,637	120,423
国 債 費	15,536,573	14,628,395	13,714,209	13,422,226	12,856,803	16,375,197
予 備 費	—	—	—	—	200,000	350,000
そ の 他	75,853	74,838	81,623	1,621,256	681,405	788,112

(注) 平成7年度は補正後予算額、平成8年度は当初予算額、他は決算額。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」、歳出決算額は「決算書」

第357表 地方財政(普通会計)歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
歳入合計	78,663,383	85,036,661	90,503,077	96,194,581	100,567,003	101,508,953
地方税	31,795,097	33,450,373	35,072,745	34,568,312	33,591,323	32,539,076
地方譲与税	1,482,245	1,662,693	1,719,344	1,877,801	2,022,367	1,904,996
利子割交付金	351,980	684,196	644,661	399,605	477,812	586,880
ゴルフ場利用税交付金	57,266	62,648	67,752	72,206	71,402	69,040
特別地方消費税交付金	.	.	11,620	23,022	22,851	21,743
自動車取得税交付金	400,243	434,351	430,511	396,900	372,899	408,264
軽油引取税交付金	80,352	79,003	80,021	87,784	90,281	120,156
地方交付税	13,455,216	14,327,988	14,888,675	15,679,199	15,435,122	15,531,954
交通安全対策特別交付金	68,391	75,760	90,910	85,566	84,516	84,926
分担金及び負担金	1,071,335	1,079,476	1,159,370	1,284,324	1,489,685	1,470,361
使用料	1,465,312	1,540,963	1,585,095	1,661,341	1,726,656	1,780,904
手数料	380,137	399,332	425,905	440,624	474,094	506,306
国庫支出金	10,283,307	10,629,210	11,165,580	12,859,152	13,613,789	13,704,738
義務教育費負担金	2,564,480	2,796,217	2,910,610	2,891,997	2,836,772	2,853,598
生活保護費負担金	1,046,344	1,008,704	1,002,712	1,009,635	1,034,864	1,064,151
児童保護費負担金	363,862	400,295	433,942	456,731	466,961	478,989
結核医療費負担金	29,261	29,782	28,152	28,324	27,374	28,456
精神衛生費負担金	43,387	40,308	35,821	35,731	34,977	34,912
老人保護費負担金	226,051	247,582	273,931	302,288	313,567	334,085
普通建設事業費支出金	3,531,506	3,547,065	3,763,852	5,356,901	6,048,495	5,927,951
災害復旧事業費支出金	397,086	452,821	525,873	355,302	405,717	416,556
失業対策事業費支出金	39,801	33,554	31,252	27,776	25,558	23,587
委託金	263,035	245,776	219,867	262,242	279,094	270,834
財政補給金	12,685	12,643	11,504	11,620	10,939	10,490
その他	1,765,808	1,814,463	1,928,066	2,120,605	2,129,471	2,261,127
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	26,150	26,150	26,150	27,150	27,150	27,150
都道府県支出金	1,754,294	1,867,921	1,967,876	2,145,546	2,356,505	2,423,835
財産収入	1,353,586	1,900,832	2,076,111	1,710,320	1,517,649	1,219,922
寄附金	192,999	192,099	186,713	191,613	174,922	177,747
繰入金	1,212,568	1,880,423	2,537,480	3,158,357	3,717,514	3,915,866
繰越金	1,521,455	1,730,440	1,827,208	1,801,594	1,763,453	2,139,660
諸収入	5,278,167	5,929,040	6,439,842	6,750,505	7,375,421	7,817,638
地方債	5,762,416	6,416,210	7,424,132	10,298,884	13,490,532	14,426,007
特別区財政調整交付金・納付金	671,869	667,553	675,378	674,776	671,059	631,785

(単位 百万円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
歳出合計	76,825,652	83,099,863	88,599,647	94,330,466	98,329,190	99,332,296
議会会費	466,949	509,045	544,320	570,989	574,813	580,423
総務費	9,841,003	11,107,703	11,244,325	10,750,813	9,916,537	9,819,748
民生費	8,202,709	8,796,828	9,627,653	10,586,450	11,381,921	11,960,261
社会福祉費	2,126,556	2,311,695	2,590,805	2,956,267	3,218,139	3,203,866
老人福祉費	1,995,702	2,265,519	2,581,557	2,914,395	3,299,230	3,488,873
児童福祉費	2,514,664	2,696,694	2,911,379	3,172,551	3,273,205	3,365,636
生活保護費	1,559,380	1,510,716	1,510,756	1,535,052	1,570,423	1,618,444
災害救助費	6,407	12,204	33,156	8,184	20,925	283,442
衛生費	4,205,487	4,709,812	5,233,309	5,750,422	6,416,448	6,513,835
公衆衛生費	2,220,094	2,552,330	2,782,819	3,022,128	3,221,139	3,364,955
結核対策費	62,812	61,391	60,835	61,901	60,923	61,198
保健所費	242,086	264,667	288,347	305,432	310,846	324,552
清掃費	1,680,495	1,831,425	2,101,308	2,360,961	2,823,540	2,763,130
労働費	468,539	470,149	485,758	547,748	567,018	547,577
失業対策費	1,117,759	99,850	93,149	79,162	70,824	61,495
その他	350,780	370,299	392,609	468,585	496,194	486,083
農林水産業費	5,523,416	5,684,183	5,920,164	6,605,469	7,354,768	7,575,377
商工費	3,099,653	3,480,112	3,967,142	4,494,027	5,106,142	5,390,515
土木費	16,713,431	17,816,835	19,446,844	22,038,715	23,059,865	22,125,003
消防費	1,304,411	1,425,727	1,542,587	1,633,257	1,705,898	1,778,529
警察費	2,435,868	2,625,675	2,779,852	2,970,511	3,123,890	3,186,530
教育費	15,374,780	16,679,746	17,575,270	18,494,855	18,628,099	18,670,322
災害復旧費	680,322	806,340	935,360	598,991	749,123	743,230
公債費	6,492,666	6,658,371	6,977,241	7,201,499	7,630,700	8,202,221
諸支出金	440,370	392,879	405,513	426,770	401,442	394,958
前年度繰上充用金	14,341	8,705	4,365	5,659	6,223	5,897
特別区財政調整交付金・納付金	671,869	667,553	675,378	674,776	671,059	631,785
利子割交付金	351,980	684,196	644,661	399,605	477,812	586,880
ゴルフ場利用税交付金	57,266	62,648	67,752	72,206	71,402	69,040
特別地方消費税交付金	.	.	11,620	23,022	22,851	21,743
自動車取得税交付金	400,243	434,351	430,511	396,900	372,899	408,264
軽油引取税交付金	80,352	79,003	80,021	87,784	90,281	120,156

資料：自治省「地方財政統計年報」

第358表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成6年度(1994年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
社会福祉費	903,915	27.6	2,299,951	26.5	3,003,742	27.1
老人福祉費	1,024,257	31.3	2,464,616	28.4	3,133,401	28.3
児童福祉費	892,923	27.3	2,472,713	28.5	3,123,036	28.2
生活保護費	274,434	8.4	1,344,010	15.5	1,585,178	14.3
災害救助費	178,044	5.4	105,398	1.2	228,900	2.1
合 計	3,273,572	100.0	8,686,689	100.0	11,074,257	100.0

平成5年度(1993年度) 純計額	比 較				
	増減額		増減率	前年度増減率	
3,034,163	28.6	△ 30,421	△ 6.6	△ 1.0	8.7
2,977,190	28.1	156,211	33.8	5.2	11.4
3,044,917	28.7	78,119	16.9	2.6	3.0
1,539,605	14.5	45,573	9.8	3.0	2.2
15,707	0.1	213,193	46.1	1,357.3	95.0
10,611,582	100.0	462,675	100.1	4.4	6.8

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成6年度(1994年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	299,496	9.1	1,768,713	20.4	2,068,210	18.7
物件費	189,641	5.8	666,916	7.7	856,557	7.7
扶助費	950,785	29.0	3,871,558	44.6	4,822,343	43.5
補助費等	1,332,047	40.7	402,582	4.6	914,320	8.3
普通建設事業費	357,788	10.9	686,308	7.9	1,000,710	9.0
補助事業費	183,556	5.6	114,059	1.3	273,734	2.5
単独事業費	174,233	5.3	572,118	6.6	726,976	6.6
県営事業負担金	—	—	131	0.0	—	—
貸付金	96,081	2.9	67,431	0.8	141,203	1.3
繰出金	28	0.0	1,145,844	13.2	1,145,871	10.3
その他	47,706	1.6	77,337	0.8	125,043	1.2
合 計	3,273,572	100.0	8,686,689	100.0	11,074,257	100.0

平成5年度(1993年度) 純計額	比 較				
	増減額		増減率	前年度増減率	
2,001,226	18.9	66,984	14.5	3.3	4.4
687,639	6.5	168,918	36.5	24.6	14.0
4,520,336	42.6	302,007	65.3	6.7	5.1
856,919	8.1	57,401	12.4	6.7	5.7
1,034,051	9.7	△ 33,341	△ 7.2	△ 3.2	15.2
251,829	2.4	21,905	4.7	8.7	19.3
782,222	7.4	△ 55,246	△ 11.9	△ 7.1	14.0
—	—	—	—	—	—
105,091	1.0	36,112	7.8	34.4	13.3
1,035,867	9.8	110,004	23.8	10.6	8.5
370,453	3.4	△ 245,410	△ 53.1	△ 66.2	3.6
10,611,582	100.0	462,675	100.0	4.4	6.8

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成6年度(1994年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	767,911	23.5	2,150,180	24.8	2,918,091	26.4
都道府県支出金	—	—	718,504	8.3	—	—
使用料、手数料	43,092	1.3	224,764	2.6	267,857	2.4
分担金、負担金、寄附金	86,634	2.6	385,471	4.4	396,298	3.6
地方債	103,355	3.2	310,664	3.6	387,419	3.5
その他特定財源	153,670	4.7	251,196	2.8	388,725	3.5
一般財源等	2,118,910	64.7	4,645,910	53.5	6,715,867	60.6
合 計	3,273,572	100.0	8,686,689	100.0	11,074,257	100.0

平成5年度(1993年度) 純計額	比 較				
	増減額		増減率	前年度増減率	
2,678,794	25.2	239,297	51.7	8.9	2.9
—	—	—	—	—	—
260,681	2.5	7,176	1.6	2.8	3.5
368,283	3.5	28,015	6.1	7.6	14.8
389,541	3.7	△ 2,122	△ 0.5	△ 0.5	52.1
397,527	3.7	△ 8,802	△ 1.9	△ 2.2	11.9
6,516,756	61.4	199,111	43.0	3.1	6.0
10,611,582	100.0	462,675	100.0	4.4	6.8

14

(II) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成6年度(1994年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
公衆衛生費	1,472,228	74.2	1,892,727	41.8	3,237,514	51.0
結核対策費	27,980	1.4	33,218	0.7	60,873	1.0
保健所費	195,959	9.9	128,593	2.8	323,225	5.1
清掃費	288,184	14.5	2,474,946	54.6	2,731,182	43.0
合 計	1,984,350	100.0	4,529,485	100.0	6,352,794	100.0

平成5年度(1993年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
3,100,720	49.5	136,794	160.3	4.4	6.6
60,686	1.0	187	0.2	0.3	△ 1.6
310,128	4.9	13,097	15.3	4.2	1.8
2,795,917	44.6	△ 64,735	△ 75.9	△ 2.3	19.5
6,267,451	100.0	85,343	100.0	1.4	11.6

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成6年度(1994年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	445,571	22.5	1,049,922	23.2	1,495,493	23.5
物件費	211,978	10.7	1,012,273	22.3	1,224,250	19.3
扶助費	213,640	10.8	142,431	3.1	356,070	5.6
補助費等	474,809	23.9	559,887	12.4	931,094	14.7
普通建設事業費	263,793	13.3	1,333,578	29.4	1,546,139	24.3
補助事業費	45,876	2.3	401,611	8.9	440,968	6.9
単独事業費	217,916	11.0	931,289	20.6	1,105,171	17.4
県営事業負担金	—	—	678	0.0	—	—
繰出金	28,734	1.4	117,960	2.6	146,694	2.3
その他	345,825	17.4	313,434	7.0	653,054	10.3
合 計	1,984,350	100.0	4,529,485	100.0	6,352,794	100.0

平成5年度(1993年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
1,461,899	23.3	33,594	39.4	2.3	3.0
1,186,376	18.9	37,874	44.4	3.2	6.5
344,897	5.5	11,173	13.1	3.2	2.3
886,954	14.2	44,140	51.7	5.0	10.0
1,639,309	26.2	△ 93,170	△ 109.2	△ 5.7	33.3
397,143	6.3	43,825	51.4	11.0	6.8
1,242,166	19.8	△ 136,995	△ 160.5	△ 11.0	44.8
—	—	—	—	—	—
138,119	2.2	8,575	10.0	6.2	10.6
609,897	9.7	43,157	50.6	7.1	4.5
6,267,451	100.0	85,343	100.0	1.4	11.6

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成6年度(1994年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	212,259	10.7	239,607	5.3	451,866	7.1
都道府県支出金	—	—	120,023	2.6	—	—
使用料、手数料	76,879	3.9	195,926	4.3	272,805	4.3
分担金、負担金、寄附金	4,596	0.2	64,801	1.4	44,502	0.7
地方債	238,812	12.0	758,196	16.7	979,317	15.4
その他特定財源	174,822	8.8	239,871	5.4	410,682	6.5
一般財源等	1,276,982	64.4	2,911,061	64.3	4,193,622	66.0
合 計	1,984,350	100.0	4,529,485	100.0	6,352,794	100.0

平成5年度(1993年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
444,022	7.1	7,844	9.2	1.8	0.2
—	—	—	—	—	—
256,004	4.1	16,801	19.7	6.6	4.9
55,308	0.9	△ 10,806	△ 12.7	△ 19.5	△ 6.4
1,018,825	16.3	△ 39,508	△ 46.3	△ 3.9	57.3
412,248	6.5	△ 1,566	△ 1.8	△ 0.4	9.0
4,081,044	65.1	112,578	131.9	2.8	6.2
6,267,451	100.0	85,343	100.0	1.4	11.6

資料：自治省「地方財政の状況」

第359表 生活保護費等国庫負担(補助)の推移

区分	昭和59年度 (’84)まで	60年度 (’85)	61~63年度 (’86~’88)(暫定)	平成元年度 (’89)(恒久化)
生活保護費等				
生活保護	8/10	7/10	7/10	3/4
結核・精神	8/10	7/10	7/10	3/4
児童扶養手当	10/10	8/10	7/10	3/4
措置費等 特養、保育所、身体障害者、精神薄弱者施設への入所措置等	8/10	7/10	1/2	1/2

(参考)

在宅福祉サービス				
ショートステイ			1/2	
デイサービス	1/3	1/3	1/2	1/2
ホームヘルプサービス			1/3	

第360表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円・%)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
国内総支出(A)	4,023,113	4,388,672	4,639,418	4,725,794	4,765,369	4,785,882
歳出総額						
国(B)	708,508	741,907	756,274	771,407	793,528	799,849
地方(C)	727,290	784,732	838,065	895,597	930,764	938,178
国から地方に対する支出(D)	262,015	275,996	288,021	306,223	311,937	312,538
地方から国に対する支出(E)	10,715	11,319	10,729	12,743	13,792	11,079
歳出純計額						
国(B)-(D)(F)	446,493	465,911	468,253	465,184	481,591	487,311
地方(C)-(E)(G)	716,575	773,413	827,336	882,854	916,972	927,099
合計(F)+(G)(H)	1,163,068	1,239,324	1,295,589	1,348,038	1,398,563	1,414,410
国内総支出に対する比率						
(F)/(A)×100	11.1	10.6	10.1	9.8	10.1	10.2
(G)/(A)×100	17.8	17.6	17.8	18.7	19.2	19.4
(H)/(A)×100	28.9	28.2	27.9	28.5	29.3	29.6

- (注) 1 国内総支出は、経済企画庁の推計により、新SNA(平成2年基準)によっており名目値である。  
 2 国の歳出額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策(電源立地勘定のみ)の10特別会計との純計決算額である。  
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む。)、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む。の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。  
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

資料：自治省「地方財政統計年報」

第361表 国税及び地方税

(単位 億円)

区分	平成3年度(’91)	4(’92)	5(’93)	6(’94)	7(’95)	8(’96)
国税及び地方税合計	982,838	919,647	907,055	865,398	874,687	882,623
国税	632,110	573,964	571,142	540,007	537,048	544,808
地方税	350,727	345,683	335,913	325,391	337,639	337,815
直轄	463,073	405,520	396,582	359,567	353,760	356,140
所得	267,493	232,314	236,865	204,175	195,640	193,380
源泉	195,710	184,728	189,060	167,142	156,570	153,020
申告	71,783	47,586	47,805	37,033	39,070	40,360
法人	165,951	137,136	121,379	123,631	127,140	135,480
法人特別	—	3,184	2,861	178	—	—
相続	25,830	27,462	29,377	26,699	26,830	25,540
地価	—	5,201	6,053	4,870	4,150	1,740
旧	0	—	1	—	—	—
法人臨時特別税(特)	3,799	223	46	14	—	—
間接	169,037	168,444	174,560	180,440	183,288	188,668
道府県	161,835	148,330	138,779	136,080	140,380	137,786
市町村	188,892	197,353	197,134	189,311	197,259	200,029

(注) 国税は、平成6年度以前は決算額、平成7年度は補正後予算額、平成8年度は当初予算額であり、地方税は、平成6年度以前は決算額、平成7年度及び平成8年度は地方財政計画額である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第362表 高齢社会対策関係予算(一般会計分)の推移

(単位 億円)

	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	調査研究等の推進	計	対前年度伸び率
昭和62年度	31,056	20,819	324	1,020	26	53,245	
63	31,905	21,496	365	1,237	24	55,027	(3.3%)
平成元年度	32,553	23,646	485	1,292	28	58,005	(5.4%)
2	36,565	24,733	519	1,316	36	63,169	(8.9%)
3	39,624	25,879	543	1,523	106	67,677	(7.1%)
4	42,456	27,842	593	1,803	132	72,828	(7.6%)
5	45,602	29,829	719	1,964	157	78,271	(7.5%)
6	45,572	32,543	712	2,113	74	81,015	(3.5%)
7	44,973	34,851	735	2,181	82	82,827	(2.2%)
8	43,273	39,309	733	449	341	84,104	(—)

(注) 7年度以前は、長寿社会対策関係予算である。

資料：総務庁「高齢社会白書」

第363表 年金積立金還元融資資金配分の推移

(単位 億円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
総 額	46,753	51,880	56,820	64,250	63,456	64,321
年金福祉事業団	40,112	43,828	47,964	52,374	49,723	47,515
大規模年金保養基地	28	32	33	60	109	98
福祉施設設置整備資金貸付	362	367	486	584	653	527
(1)住宅(社宅・分譲住宅)	146	138	218	291	265	107
(2)療 養 施 設	127	132	158	159	236	291
(3)厚生福祉施設	89	97	110	134	152	129
被保険者住宅資金貸付	10,322	11,009	11,565	13,820	18,300	16,083
年金担保貸付	900	920	930	1,060	961	1,107
資金確保事業	10,500	11,000	11,050	12,600	10,200	10,200
年金財源強化事業	18,000	20,500	23,900	24,250	19,500	19,500
特別地方債	5,300	6,030	6,715	9,500	11,100	13,700
住 宅	73	73	68	70	70	70
病 院	2,090	2,480	3,062	4,400	4,400	5,200
厚生福祉施設	1,270	1,376	1,538	2,000	2,161	2,406
(1)社会福祉施設等	937	1,016	1,162	1,631	1,707	1,930
(2)リクリエーション・スポーツ施設	333	360	376	419	454	476
一般廃棄物処理	1,397	1,559	1,305	2,100	3,529	5,103
簡 易 水 道	450	522	700	880	890	855
と 畜 場 整 備	20	20	42	50	50	66
社会福祉・医療事業団	877	1,484	1,555	1,641	1,741	2,294
一 般 勘 定	487	761	868	899	963	1,516
医 療 勘 定	390	723	687	742	778	778
国立病院特別会計	410	470	508	648	780	697
環境事業団	54	68	78	87	81	74
国民金融公庫等	-	-	-	-	31	41

(注) 当初計画である。

資料：厚生省年金局調

第364表 市町村税納税義務者数

平成6年7月1日現在

区 分	市町村数	市 町 村 民 税(人)					固 定 資 産 税 (人)
		個 人 均 等 割	法 人 均 等 割		所 得 割	法 人 税 割	
			法 人	法 人 で な い 団 体			
合 計	3,236	44,872,197	3,249,713	4,278	51,003,260	3,099,953	38,927,677
人口50万以上の市	21	12,374,443	1,266,703	2,382	13,836,377	1,215,754	8,685,425
人口5万以上50万未満の市	415	20,816,402	1,337,970	1,165	23,808,742	1,292,931	17,112,545
人口5万未満の市	228	2,648,983	165,345	334	3,052,292	155,420	2,791,293
町 村	2,572	9,032,369	479,695	397	10,305,849	435,848	10,338,414

資料：自治省税務局調

## 第15節 国際統計及び比較

### 1 人 口

第365表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

地 域	年 央 推 計 人 口 (1,000人)							年 平 均 人 口 増 加 率 (%)		
	1950年	1970年	1990年	1995年	2000年	2025年	2050年	1950~ 55年	1995~ 2000年	2045~ 50年
世界全域	2,519,748	3,697,141	5,284,832	5,716,426	6,158,051	8,294,341	9,833,208	1.80	1.50	0.51
先進地域 <sup>1)</sup>	808,538	1,002,607	1,143,358	1,166,598	1,185,536	1,238,406	1,207,504	1.21	0.32	-0.13
発展途上地域 <sup>2)</sup>	1,711,210	2,694,535	4,141,474	4,549,828	4,972,515	7,055,935	8,625,703	2.07	1.79	0.60
アフリカ	223,967	364,206	632,669	728,074	831,588	1,495,772	2,140,844	2.25	2.69	1.15
東部アフリカ	65,618	109,652	195,801	227,107	261,292	494,647	729,355	2.33	2.84	1.24
中部アフリカ	26,316	40,102	70,484	82,326	95,577	189,085	290,257	1.82	3.03	1.33
北部アフリカ	53,302	85,390	143,023	160,582	178,443	268,616	341,271	2.29	2.13	0.72
南部アフリカ	15,581	25,371	42,227	47,396	53,004	82,799	106,320	2.31	2.26	0.81
西部アフリカ	63,151	103,691	181,135	210,663	243,280	460,626	673,640	2.30	2.92	1.23
アメリカ	331,733	509,694	717,554	774,846	830,155	1,079,951	1,227,524	2.27	1.38	0.37
ラテンアメリカ	165,658	283,214	439,716	482,005	523,875	709,785	838,527	2.72	1.68	0.47
カリブ海	17,040	24,859	33,530	35,796	38,034	49,628	58,912	1.78	1.22	0.49
中央アメリカ	36,928	67,304	113,055	126,419	139,610	197,493	241,110	2.79	2.00	0.57
南アメリカ	111,690	191,051	293,131	319,790	346,231	462,664	538,505	2.84	1.60	0.43
北部アメリカ	166,075	226,480	277,838	292,841	306,280	369,566	388,997	1.82	0.90	0.15
アジア	1,402,725	2,147,491	3,186,446	3,457,957	3,735,846	4,959,987	5,741,005	1.92	1.56	0.40
東部アジア	671,391	986,971	1,351,710	1,424,155	1,493,284	1,745,813	1,819,829	1.77	0.95	0.02
中央・南アジア	498,845	787,673	1,243,314	1,381,160	1,525,812	2,196,267	2,673,098	2.05	2.01	0.56
南東部アジア	182,035	286,708	442,312	484,252	527,103	713,350	851,009	1.94	1.71	0.49
西部アジア	50,453	86,139	149,110	168,390	189,646	304,558	397,069	2.62	2.41	0.84
ヨーロッパ	548,711	656,441	721,734	726,939	729,803	718,203	677,764	0.97	0.08	-0.26
東部ヨーロッパ	220,690	276,281	310,367	308,709	306,828	299,374	289,451	1.43	-0.12	-0.10
北部ヨーロッパ	78,093	87,347	92,310	93,542	94,665	98,550	98,972	0.39	0.24	-0.01
南部ヨーロッパ	109,012	127,606	143,095	143,922	145,271	139,336	123,531	0.83	0.19	-0.60
西部ヨーロッパ	140,916	165,207	175,963	180,826	183,040	180,943	165,810	0.66	0.24	-0.41
欧州連合 <sup>3)</sup>	293,326	337,827	361,824	368,239	371,645	364,573	333,602	0.61	0.18	-0.43
オセアニア	12,612	19,310	26,428	28,549	30,651	41,027	46,070	2.23	1.43	0.35

UN, World Population Prospects: 1994 による。

1) ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

2) 先進地域以外の地域。

3) 1995年1月現在欧州連合を構成する15カ国(ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド)の合計。

注：年平均人口増加率は、 $(\sqrt[n]{P_1/P_0}-1) \times 100$  によって算出。ただし、 $P_0$ 、 $P_1$  はそれぞれ期首、期末人口、 $n$  は期間。

資料：厚生省人口問題研究所「人口統計資料集 1996」



第366表 平均寿命の国際比較

国名	年 1926~1930	1947	1955	1965	1975	1985	直近の 実績
<b>男</b>							
日本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	(1995) 76.36
アメリカ	(1929~31) 57.71	—	66.60	66.8	68.8	71.2	(1992) 72.3
イギリス	(1930~32) 58.74	(1948) 66.39	67.52	(1963~65) 68.3	(1974~76) 69.6	(1983~85) 71.80	(1993) 73.6
ドイツ	(1924~26) 55.97	(1946~47) 57.72	(1957~58) 66.21	(1963~65) 67.41	(1974~76) 68.30	(1984~86) 71.54	(1991~93) 72.47
フランス	(1928~33) 54.30	(1946~49) 61.87	(1952~56) 65.04	67.8	69.00	(1982~84) 70.86	(1991) 72.91
スウェーデン	(1921~30) 60.97	(1946~50) 69.04	(1951~55) 70.49	71.13	72.12	73.79	(1994) 76.08
<b>女</b>							
日本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	(1995) 82.84
アメリカ	(1929~31) 60.99	—	72.70	73.8	76.6	78.2	(1992) 79.1
イギリス	(1930~32) 62.88	(1948) 71.15	72.99	(1963~65) 74.4	(1974~76) 75.7	(1983~85) 77.74	(1993) 78.9
ドイツ	(1924~26) 58.82	(1946~47) 63.44	(1957~58) 71.34	(1963~65) 73.22	(1974~76) 74.81	(1984~86) 78.10	(1991~93) 79.01
フランス	(1928~33) 59.02	(1946~49) 67.43	(1952~56) 71.15	75.0	76.86	(1982~84) 78.99	(1991) 81.13
スウェーデン	(1921~30) 63.16	(1946~50) 71.58	(1951~55) 73.43	76.09	77.87	79.68	(1994) 81.38

(注) 1 日本は厚生省大臣官房統計情報部「生命表」、諸外国は UN, "Demographic Yearbook 1993" 等  
 2 イギリスはイングランド・ウェールズ。ドイツの1957~58年以降の数値は旧西ドイツのものである。  
 3 年次( )内は作成基礎期間  
 4 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：総理府社会保障制度審議会事務局作成

第367表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(I) 主要先進国の65歳以上人口割合(1850~2050年)

年次	日本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ <sup>1)</sup>
1850年	...	...	...	...	5.49 <sup>18)</sup>	...	5.45	6.47 <sup>23)</sup>	...
1860	...	...	...	...	4.96 <sup>16)</sup>	...	5.20	6.89 <sup>24)</sup>	...
1870	...	...	...	3.92 <sup>12)</sup>	5.88 <sup>17)</sup>	...	5.81	7.41 <sup>25)</sup>	...
1880	5.72 <sup>2)</sup>	...	...	4.39	6.10	...	6.08	8.11 <sup>26)</sup>	4.72
1890	5.49 <sup>3)</sup>	...	...	4.87	5.98	5.62 <sup>18)</sup>	6.97	8.28 <sup>27)</sup>	5.10
1900	5.49 <sup>4)</sup>	5.07 <sup>7)</sup>	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66 <sup>7)</sup>	8.20 <sup>7)</sup>	4.88
1910	5.25 <sup>9)</sup>	4.66 <sup>8)</sup>	4.30	5.27	5.84	5.34 <sup>19)</sup>	6.62 <sup>8)</sup>	8.36 <sup>8)</sup>	5.04
1920	5.26	4.78 <sup>9)</sup>	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 <sup>9)</sup>	9.05 <sup>9)</sup>	5.77 <sup>28)</sup>
1930	4.75	5.56 <sup>10)</sup>	5.41	6.77 <sup>13)</sup>	6.91	5.21 <sup>20)</sup>	7.52 <sup>21)</sup>	9.35 <sup>10)</sup>	7.36 <sup>29)</sup>
1940	4.80 <sup>9)</sup>	6.67 <sup>11)</sup>	6.85	8.81 <sup>14)</sup>	...	...	8.38 <sup>22)</sup>	11.42	8.86 <sup>30)</sup>
1950	4.94	7.67	8.14	10.37	11.05	6.73	9.13	11.38	9.72
1960	5.74	7.50	9.23	12.05	11.96	7.51	10.59	11.64	11.52
1970	7.07	7.86	9.81	14.08	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1980	9.04	9.39	11.29	15.41	14.34	11.86	14.41	13.97	15.60
1990	11.99	11.22	12.52	14.96	15.06	12.98	15.60	13.98	14.96
1995	14.13	11.81	12.65	14.91	15.80	14.54	15.23	14.91	15.22
2000	16.41	12.20	12.43	14.74	16.45	15.81	14.90	15.73	16.05
2010	20.53	13.26	12.86	16.54	16.96	16.02	16.61	16.18	19.20
2020	25.16	16.85	16.13	19.17	20.25	18.30	19.93	19.68	20.88
2030	26.06	20.95	19.60	24.29	24.20	19.64	22.12	22.50	26.24
2040	29.05	21.79	20.56	27.28	25.56	21.71	24.14	24.26	29.97
2050	30.22	21.75	20.81	26.37	24.78	24.37	22.91	24.46	29.95

年次	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1850年	...	...	4.75 <sup>28)</sup>	...	...	4.78	...	4.64 <sup>23)</sup>	...
1860	...	4.19 <sup>24)</sup>	4.89 <sup>39)</sup>	5.75 <sup>41)</sup>	4.67 <sup>44)</sup>	5.22	5.11	4.68 <sup>24)</sup>	...
1870	3.63	5.11 <sup>36)</sup>	5.52 <sup>12)</sup>	6.23 <sup>42)</sup>	...	5.43	5.54	4.79 <sup>30)</sup>	...
1880	3.53 <sup>32)</sup>	5.12 <sup>26)</sup>	5.45 <sup>32)</sup>	6.10 <sup>43)</sup>	4.73 <sup>45)</sup>	5.90	5.53	4.62 <sup>20)</sup>	...
1890	3.51 <sup>33)</sup>	...	6.01 <sup>33)</sup>	7.63 <sup>27)</sup>	6.00	7.68	5.81 <sup>9)</sup>	4.77 <sup>27)</sup>	...
1900	...	6.16 <sup>7)</sup>	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 <sup>7)</sup>	...
1910	4.13 <sup>34)</sup>	6.50 <sup>9)</sup>	6.12 <sup>40)</sup>	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 <sup>8)</sup>	4.29 <sup>8)</sup>
1920	5.66 <sup>9)</sup>	6.75 <sup>9)</sup>	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 <sup>9)</sup>	4.42 <sup>9)</sup>
1930	5.86 <sup>35)</sup>	...	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 <sup>10)</sup>	6.49 <sup>29)</sup>
1940	6.31	7.43 <sup>37)</sup>	7.01	...	6.46	9.41	8.56	8.97 <sup>11)</sup>	...
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.47
1970	11.15	10.89	10.16	12.90	9.20	13.66	11.35	12.94	8.34
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	15.07	9.59
1990	14.04	14.48	12.84	16.32	13.14	17.78	14.35	15.66	11.15
1995	15.90	16.03	13.18	15.86	14.11	17.31	14.25	15.46	11.63
2000	17.96	17.62	13.59	14.95	15.03	16.70	14.49	15.26	11.68
2010	19.93	20.13	15.36	14.82	15.86	17.93	16.59	15.67	12.60
2020	22.24	23.23	20.02	17.97	17.70	20.72	20.21	17.96	15.68
2030	25.68	28.09	24.55	20.21	21.59	21.94	25.16	20.88	18.94
2040	29.17	33.71	27.08	22.02	24.65	23.12	27.18	23.07	21.52
2050	31.37	34.25	25.59	20.91	25.91	22.33	25.25	22.56	22.43

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population: 1994* による各年推計人口に基づく。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成4年9月推計)による人口(中位推計値)。

1) 全ドイツ。2) 1884年。3) 1888年。4) 1898年。5) 1908年。6) 国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7) 1901年。8) 1911年。9) 1921年。10) 1931年。11) 1941年。12) 1869年。13) 1927年。14) 1939年。15) 1946年。16) 1856年。17) 1866年。18) 1893年。19) 1905年。20) 1934年。21) 1935年。22) 1945年。23) 1851年。24) 1861年。25) 1872年。26) 1881年。27) 1891年。28) 1925年。29) 1933年。30) 西ドイツ1946年。32) 1879年。33) 1889年。34) 1907年。35) 1928年。36) 1871年。37) 1936年。38) 1849年。39) 1859年。40) 1909年。41) 1855年。42) 1865年。43) 1875年。44) 1864年。45) 1878年。

(ii) 主要先進国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

年次(年間)

65歳以上人口割合	年次(年間)								
	日本	カナダ	アメリカ	オーストラリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
7%	1970	1945	1945	1935	1935	1952	1925	1865	1930
10%	1985	1984	1972	1950	1945	1972	1957	1935	1952
14%	1994(24)	2013(68)	2014(69)	1970(35)	1976(44)	1994(42)	1978(53)	1979(114)	1972(42)
15%	1996	2016	2017	1976	1990	1997	1985	1996	1976
20%	2007(22)	2028(44)	2033(61)	2023(73)	2020(75)	2034(62)	2021(64)	2021(86)	2017(65)
21%	2009	2031	—	2025	2022	2038	2026	2025	2021
23%	2014	—	—	2028	2027	2044	2034	2033	2026

65歳以上人口割合	年次(年間)								
	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
7%	1951	1930	1940	1890	1951	1890	1935	1930	1940
10%	1968	1966	1969	1954	1977	1950	1959	1950	1985
14%	1990(39)	1989(59)	2004(61)	1977(87)	1995(40)	1972(82)	1982(47)	1976(46)	2015(75)
15%	1993	1992	2009	1982	2000	1975	2005	1980	2018
20%	2011(43)	2010(44)	2020(51)	2030(76)	2027(50)	2016(66)	2020(61)	2028(78)	2034(49)
21%	2015	2013	2023	2034	2029	2023	2023	2031	2038
23%	2023	2020	2027	—	2034	2038	2027	2039	—

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population: 1994* による各年推計人口に基づく。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成4年9月推計)による人口(中位推計値)。1945年以前は5年単位に、1950年以降は各年に、それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。なお、5年単位のデータが得られない場合には前後の年次データを直線補間した数値に基づく。( )内は倍化年数であり、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。

資料：厚生省人口問題研究所「人口統計資料集 1996」

第368表 主要先進国の合計特殊出生率（1950～1995年）

年次	日本	カナダ	アメリカ合衆国	オーストラリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	西ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	...	2.35	...	2.58	2.92	...
1955	2.37	3.75	3.52	2.23	2.39	2.38	2.58	2.70	2.07
1960	2.00	3.81	3.64	...	2.53	2.31	2.54	2.72	2.34
1965	2.14	3.11	2.93	2.69	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50
1970	2.13	2.26	2.46	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.01
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.92	1.96	1.45
1976	1.85	1.80	1.77	1.70	1.73	2.25	1.75	1.87	1.46
1977	1.80	1.77	1.83	1.64	1.73	2.21	1.66	1.90	1.40
1978	1.79	1.72	1.80	1.62	1.70	2.14	1.67	1.86	1.38
1979	1.77	1.72	1.85	1.62	1.70	2.16	1.60	1.90	1.39
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.69	2.06	1.54	1.99	1.46
1981	1.74	1.67	1.82	1.71	1.68	2.01	1.43	1.96	1.44
1982	1.77	1.66	1.83	1.71	1.62	2.02	1.42	1.93	1.41
1983	1.80	1.65	1.80	1.56	1.57	2.01	1.37	1.79	1.34
1984	1.81	1.65	1.81	1.53	...	1.99	1.40	1.81	1.31
1985	1.76	1.65	1.84	1.48	1.51E	1.98	1.45	1.83	1.30
1986	1.72	1.62	1.84	1.46	...	2.04	1.48	1.85	1.36
1987	1.69	1.62	1.87	1.44	...	1.95	1.49	1.82	1.39
1988	1.66	1.66	1.93	1.46	...	1.97	1.56	1.83	1.43
1989	1.57	1.73	2.01	1.46	...	1.87	1.68	1.81	1.41
1990	1.54	1.83	2.08U	1.47	1.62E	1.73	1.69	1.78	1.45E
1991	1.53	...	2.07U	1.52	...	2.33E	1.68E	1.80	1.42E
1992	1.50	...	2.07U	1.53	...	2.49E	1.76E	1.73E	1.40E
1993	1.46	...	2.05U	1.48E	...	2.27E	1.75E	1.65E	1.39E
1994	1.50	...	...	1.45E	...	2.23E	1.81E	1.65E	1.34E
1995	1.43*	...	...	...	...	...	...	...	...

第369表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

国名	昭和45年 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
日本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.2	10.0	9.9	9.8
エジプト	34.8	36.0	...	37.5	33.5	...	...	30.3
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	14.9	15.2	15.2	...
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.3	16.6	*16.3	*16.0
メキシコ	43.9 <sup>1)</sup>	41.8 <sup>2)</sup>	38.3 <sup>3)</sup>	31.7 <sup>4)</sup>	29.0 <sup>5)</sup>	29.0 <sup>6)</sup>	...	...
アルゼンチン	22.9	...	24.7	21.5	20.8	20.9	21.1	...
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.6	30.2	29.5	29.0
タイ	41.9 <sup>1)</sup>	37.9 <sup>2)</sup>	32.3 <sup>3)</sup>	27.8 <sup>4)</sup>	22.3 <sup>5)</sup>	22.3 <sup>6)</sup>	22.5 <sup>6)</sup>	19.4 <sup>7)</sup>
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.6	13.4	13.3	13.0
ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.2	11.4	10.4	10.0
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.7	9.8	9.9	9.9
チェコ共和国	15.9	19.6	16.3	14.6	13.3	13.4	12.6	11.8
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.0	12.3	12.5	13.1
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.6	13.9	13.7	13.5
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	14.9	15.4	14.9	15.1
ロシア	17.4	18.1	18.3	19.4	14.6	13.4	12.1	10.7

(注) 1 国連人口部による <sup>1)</sup>1965年～1970年、<sup>2)</sup>1970年～1975年、<sup>3)</sup>1975年～1980年、<sup>4)</sup>1980年～1985年、<sup>5)</sup>1985年～1990年、<sup>6)</sup>1985年～1992年、<sup>7)</sup>1990年～1995年についての推計。\*は暫定値。  
 2 UN "Demographic Yearbook, 1981, 1984, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993"  
 3 日本 厚生省「人口動態統計」  
 4 チェコ共和国の平成2年以前は、旧チェコスロバキア。

資料：厚生省「人口動態統計」

年次	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1950年	...	2.52	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	...	3.05	2.76	...	2.25	2.33	2.16	3.27
1960	2.02	2.31	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.57	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.93	...	2.39	2.57	...	2.98
1970	1.96	...	2.58	2.50	2.82	1.94	2.09	...	2.86
1975	2.38	2.14	1.67	1.99	...	1.78	1.60	...	2.22
1976	2.26	2.01	1.64	1.87	...	1.69	1.53	...	2.14
1977	2.17	2.04	1.59	1.76	...	1.65	1.52	...	2.04
1978	2.08	...	1.59	1.77	2.53	1.60	1.49	...	1.98
1979	2.02	1.78	1.57	1.75	...	1.66	1.50	...	1.94
1980	1.93	1.61	1.60	1.73	...	1.68	1.53	...	1.92
1981	1.88	1.56	1.56	1.70	2.05	1.63	1.55	...	1.94
1982	1.79	1.56	1.50	1.71	...	1.62	1.54	...	...
1983	1.73	...	1.48	1.66	...	1.61	...	1.77	1.93
1984	1.74	1.43	1.49	1.65	...	1.65	1.53	1.77	...
1985	1.83	...	1.51	1.68	...	1.74	1.51	1.80	...
1986	1.83	...	1.55	1.71	1.54	1.80	1.53	1.78	1.92
1987	1.81	1.32	1.56	1.74	...	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.33	1.55	1.84	...	1.96	...	1.84	1.84
1989	1.78	...	1.56	1.89	...	2.02	1.57	1.81	1.85
1990	1.85	1.36E	1.62	1.93	...	2.13	1.60	1.85	1.91
1991	1.86	1.33E	1.62	1.92	1.35	2.11	...	1.83	...
1992	1.77	1.33E	1.60	1.89	1.23E	2.09	1.60	1.81	1.89
1993	1.69E	...	1.57E	1.86E	1.26E	2.00E	1.51E	1.76E	...
1994	1.64E	...	...	1.87E	1.22E	1.88E	1.49E	...	...
1995	...	...	...	...	...	...	...	...	...

UN, *Demographic Yearbook* による。ただし日本は人口問題研究所の算出による。\*概数  
 E=Council of Europe, *Recent demographic developments in Europe and North America*, 1995年による。  
 U=U. S. Department of Health and Human Services, *Monthly Vital Statistics Report*, による。  
 資料：厚生省人口問題研究所「人口統計資料集1996」

第370表 人口高齢化速度の国際比較

国名	65歳以上人口比率の到達年次		所要年数
	7%	14%	
日本	1970年	1995年	25年
アメリカ	1945	2015	70
イギリス	1930	1980	50
旧西ドイツ	1930	1975	45
フランス	1865	1995	130
スウェーデン	1890	1975	85

(注) UN "The Aging of Population and its Economic and Social Implications (1956)",  
 UN "Demographic Year Book", UN "World Population Prospects 1988"  
 資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第371表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策

1990年

認識	出生率が低すぎる			出生率が一応満足な水準にある			出生率が高すぎる	
	直接介入せず	増加促進政策		増加保持政策	直接介入せず	低下促進政策		直接介入せず
組合せ	1	2	3	4	5	6	7	8
国名	西ドイツ	ブルガリア フランス ギリシャ ハンガリー イタリア リヒテンシュタイン ルクセンブルグ モナコ ルーマニア スイス		アルバニア チェコスロバキア アイルランド ウクライナ共和国 ソ連 自ロシア共和国 ユーゴスラビア	オーストラリア オーストリア ベルギー カナダ デンマーク フィンランド アイスランド 日本 マルタ オランダ ニュージーランド ノルウェー ポーランド ポルトガル サン・マリノ スペイン スウェーデン イギリス アメリカ合衆国 バチカン			
計38ヶ国	1	10	0	7	20	0	0	0

資料：United Nations. "World Population Monitoring. 1991" New York. ESA/P/WP. 114. 14 January 1991. Draft.

第372表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

(平成8年6月1日現在)

企業数	雇用状況			雇用率未達成企業の割合
	常用労働者数	障害者数	実雇用率	
企業 54,877 (54,537)	人 16,925,077 (16,982,514)	人 247,982 (247,077)	% 1.47 (1.45)	% 49.5 (49.4)

(注) ( )内は前年度の状況。

資料：労働省職業安定局集計

○ 規模別にみると	○ 主な産業をみると
63～99人 1.95%	製造業 1.70%
100～299人 1.47%	サービス業 1.49%
300～499人 1.34%	建設業 1.30%
500～999人 1.35%	金融・保険・不動産業 1.28%
1,000人以上 1.44%	卸売・小売業、飲食店 1.01%

(ii) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
実雇用率 (%)	1.32	1.32	1.32	1.36	1.41	1.44	1.45	1.47

資料：労働省職業安定局集計

(10) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

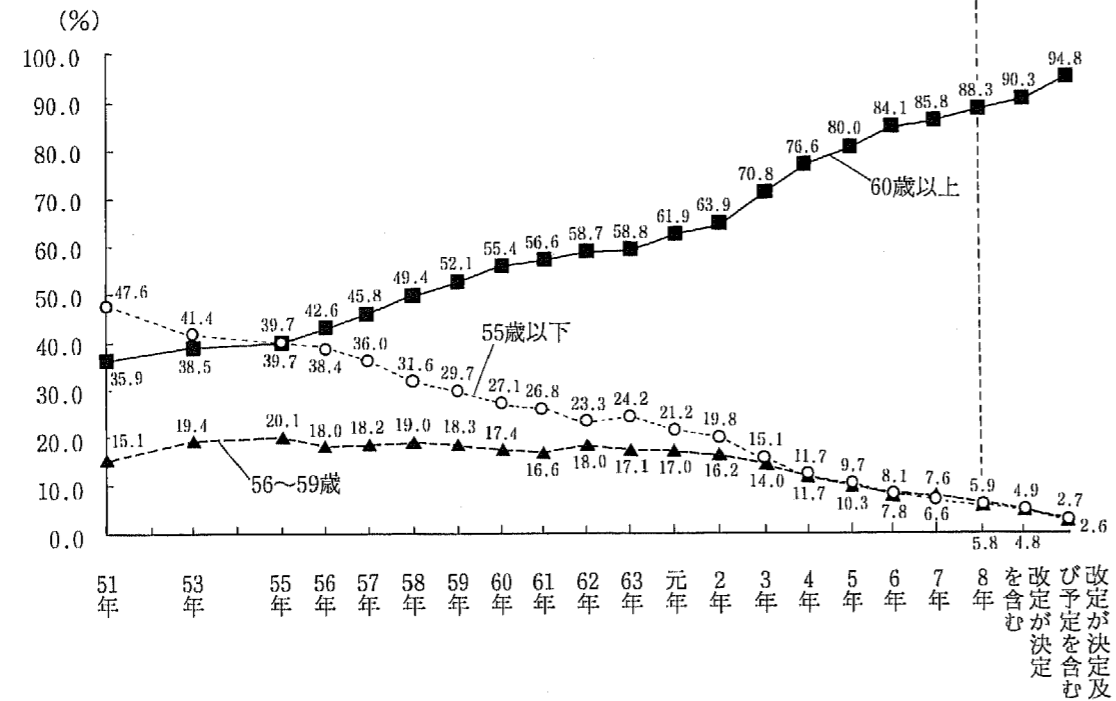
(平成8年3月現在)

	総数	身体障害者		身体障害者以外	
		重度身体障害者	軽度身体障害者	精神薄弱者	その他
登録者数 (人)	414,735	295,946	110,101	118,789	110,062
(%)	(100)	(71.4)	(26.5)	(28.6)	(26.5)
就業中の者	305,239	210,937	76,001	94,302	90,270
(%)	(100)	(69.1)	(24.9)	(30.9)	(29.6)
有効求職者	88,030	68,921	27,219	19,109	15,188
(%)	(100)	(78.3)	(30.9)	(21.7)	(17.3)

資料：労働省職業安定局調

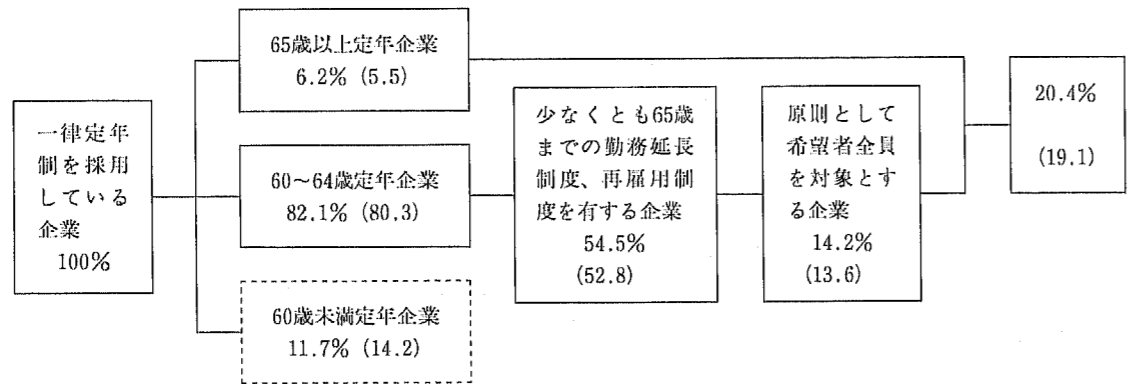
第373表 定年制等の状況

(i) 企業における定年制の推移



資料：労働省「雇用管理調査」(平成8年)

(ii) 65歳までの雇用を確保する企業割合



資料：労働省「雇用管理調査」(平成8年)

2 社会保障

第374表 社会保障制度類型別国数

制度の種類	1940年	1949	1958	1967	1977	1988
何らかの社会保障制度	57	58	80	120	129	145
老齢・障害・遺族	33	44	58	92	114	135
疾病手当・分娩手当	24	36	59	65	72	84
労働災害	57	57	77	117	129	136
失業	21	22	26	34	38	40
家族手当	7	27	38	62	65	63

資料：アメリカ合衆国社会保障局「Social Security Programs Throughout The World 1989」

第375表 ILO条約及び勧告(社会保障関係)

(i) ILO条約

総会会期	条約番号	条約の名称	批准国数	日本批准登録
1(1919)	2	失業ニ関スル条約	54	大11.11.23
1(1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	32	
2(1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	58	昭30.8.22
3(1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	74	
7(1925)	17	労働者災害補償に関する条約	70	
7(1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	65	昭3.10.8
7(1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	117	昭3.10.8
9(1926)	23	海員の送還に関する条約	44	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	27	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	19	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制老令保険に関する条約	11	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老令保険に関する条約	10	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	11	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	8	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約(1934年改正)	53	昭11.6.6
18(1934)	44	非任意的失業に対して給付又は手当を確保する条約	14	

19(1935)	48	廃疾、老令並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	10	
21(1936)	55	海員の疾病、傷痍又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	16	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	18	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	13	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	39	昭51.2.2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	34	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	38	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	21	昭49.6.7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	16	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	14	
67(1981)	156	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	25	平7.6.9
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	3	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	25	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	56	平3.6.1
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	8	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	2	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	6	
81(1994)	175	パートタイム労働に関する条約	0	

28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69(1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告
81(1994)	182	パートタイム労働に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部(医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付)を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。  
 2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。  
 3 条約の批准国数は、1993年6月現在である。  
 4 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I(職業病の一覧表)の改正(第121号)」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：ILO資料に基づき、社会保障制度審議会事務局作成

(参考) ILOの現勢

1995年12月31日現在

加盟国数	173
条約数	176
勧告数	183
加盟国の平均批准数	36
OECD諸国の平均批准数	67
日本の批准条約数	42

資料：ILO東京支局

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
1(1919)	1	失業に関する勧告
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	12	産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
17(1933)	43	疾病、老令並に寡婦及孤児保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26(1944)	69	医的保護に関する勧告
28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告

第376表 ILO第102号条約の批准状況

部	2 医療	3 傷病	4 失業	5 老齢	6 業災	7 家族	8 母性	9 廃疾	10 遺族
オーストリア (注2)	○		○	○		○	○		
バルバドス (注2)		○		○	○			○	○
ベルギー (注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ポリビア (注1),2),3)	○	○		○	○	○	○	○	○
コスタリカ	○			○	○	○	○	○	○
キプロス (注1),2)		○	○	○	○			○	○
チェコ (注2),3)	○	○		○		○	○	○	○
スロバキア (注2),3)	○	○		○		○	○	○	○
デンマーク	○		○	○	○			○	○
エクアドル (注1),2),3)		○		○	○			○	○
フランス	○		○	○	○	○	○	○	○
ドイツ (注1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ギリシャ	○	○	○	○	○		○		○
アイスランド				○		○		○	
アイルランド		○	○						○
イスラエル				○	○				○
イタリア (注1)		○	○	○	○	○	○		
リビア (注1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ルクセンブルク (注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モリタニア				○	○	○	○	○	○
メキシコ	○	○		○	○	○	○	○	○
オランダ (注1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニジェール				○	○	○	○		
ノルウェー (注2),3)	○	○	○	○	○	○			
ペルー	○	○		○			○	○	
セネガル (注1)					○	○	○		
スペイン									
スウェーデン (注1)	○	○	○		○	○	○		
スイス (注2),3)				○	○	○		○	○
スロベニア (注1)	○				○		○		○
トルコ	○	○		○	○		○	○	○
英国	○	○	○	○		○		○	○
ベネズエラ (注1)	○	○		○	○		○	○	○
ユーゴスラビア (注1)	○	○	○	○	○		○		○
ザール				○		○		○	○
ポルトガル	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	23	23	17	32	27	22	23	24	25

- (注) 1) 業務災害給付条約(第121号)の批准により、本条約の第6部及び関係規定は適用されない。  
 2) 障害、老齢及び遺族給付条約(第128条)の批准、各部の義務受諾により、本条約の対応する部及び関係規定は適用されない。  
 3) 医療及び疾病給付に関する条約(第130号)の批准により、本条約の第3部及び関係規定は適用されない。  
 4) 1994年3月現在

資料：ILO資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

第377表 諸外国の社会保障給付費の対国民所得比

(単位 %)

国名	昭和40年度 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)
日本	6.1	5.8	9.4	e) 13.7	f) 15.0
カナダ	11.3	18.6	18.0	16.9	20.8
アメリカ	7.9	10.8	c) 14.8	d) 15.1	e) 16.6
オーストラリア	10.3	10.2	14.0	18.3	14.0
ニュージーランド	12.4	11.8	17.3	20.0	22.8
オーストリア	22.8	24.2	26.3	28.9	33.1
ベルギー	18.2	20.9	27.2	30.2	31.0
デンマーク	15.4	22.4	29.2	35.8	35.2
フィンランド	12.6	15.6	20.0	23.7	29.8
フランス	18.9	17.8	26.9	d) 36.8	e) 34.1
旧西ドイツ	20.1	20.5	c) 30.0	d) 30.1	e) 27.5
ギリシャ	11.2	12.5	12.1	13.9	22.8
アイスランド	9.7	12.7	18.7	a) 17.5	14.8
アイルランド	12.2	14.9	22.3	25.0	31.3
イタリア	13.5	14.3	20.0	20.3	12.4
ルクセンブルク	18.4	17.9	22.8	23.5	19.6
オランダ	16.9	22.2	30.2	33.9	34.8
ノルウェー	14.0	20.4	24.4	27.4	38.8
ポルトガル	5.2	5.6	12.1	10.3	12.2
スペイン	3.8	.	12.9	18.2	.
スウェーデン	16.8	23.0	c) 39.2	d) 39.3	e) 46.5
スイス	9.4	11.1	16.4	14.6	14.9
トルコ	1.9	3.5	3.3	4.4	4.3
イギリス	14.1	15.9	c) 22.4	d) 29.4	e) 31.2
旧ユーゴスラビア	11.4	12.6	.	b) 11.7	15.5

(注) a) 1977年、b) 1981年、c) 1980年、d) 1985年、e) 1990年、f) 1992年  
 (資料) ILO "The Cost of Social Security", OECD "National Accounts"  
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

第378表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較

(単位 %)

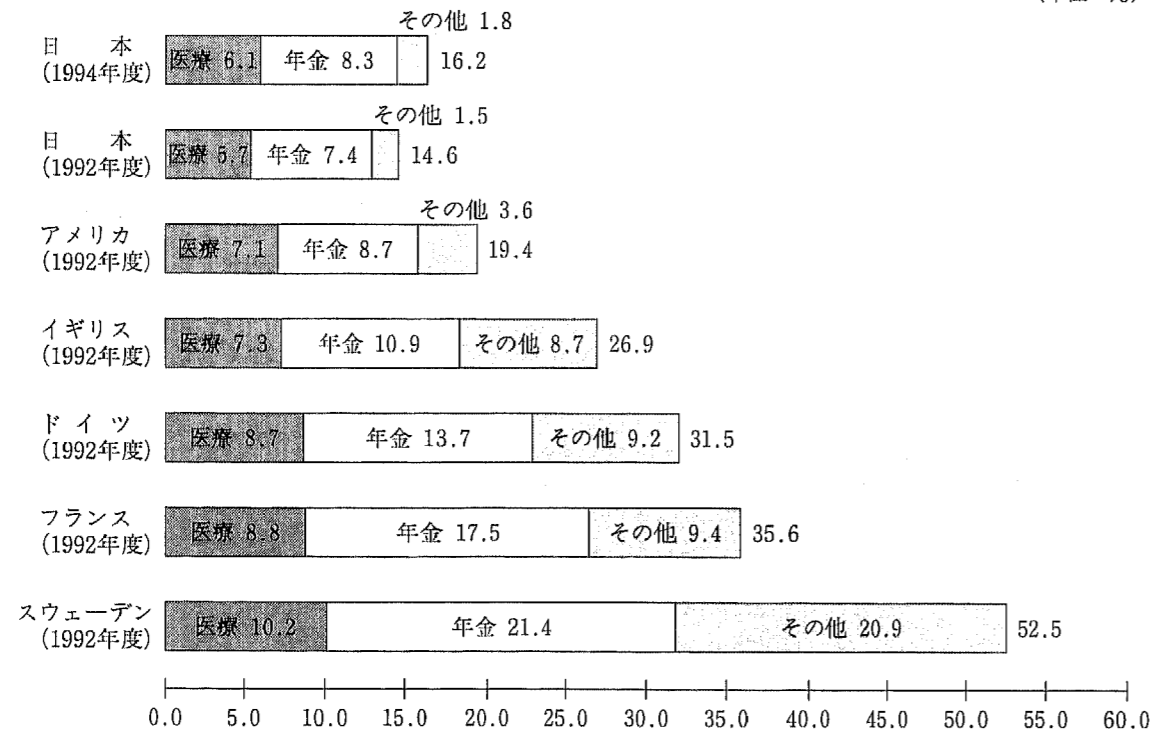
国名	社会保障給付費 の対国民所得比 1992年度	老年人口比率 (65歳以上 人口比率) 1992年	租税・社会保障負担の 対国民所得比(1992年)		
			租税負担	社会保障 負担	計
日本 (1993年度)	14.6% (16.2)	13.1% (14.1)	24.9% (23.2)	11.9% (12.5)	36.8% (35.7)
アメリカ	19.4	12.7	25.6	10.7	36.3
イギリス	26.9	15.8	37.7	10.5	48.2
ドイツ	31.5	15.0	30.9	22.5	53.4
フランス	35.6	14.4	34.2	28.4	62.6
スウェーデン	52.5	17.7	49.3	20.5	69.8

(注) 1 フランスの租税・社会保障負担の対国民所得比については、1990年度の数値である。  
 2 ドイツについては、統一ドイツの数値である。但し、社会保障負担は旧西ドイツのものである。  
 3 租税・社会保障負担の対国民所得比の数値は大蔵省調べによる。  
 4 諸国の社会保障給付費はILO調べ、国民所得は National Accounts (OECD 1996)、老年人口比率は Labor Force Statistics (OECD 1995) による。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第379表 社会保障給付費(対国民所得比)の部門別構成割合の国際比較

(単位 %)



資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第380表 国民負担率の国際比較等

(i) 国民負担率の国際比較

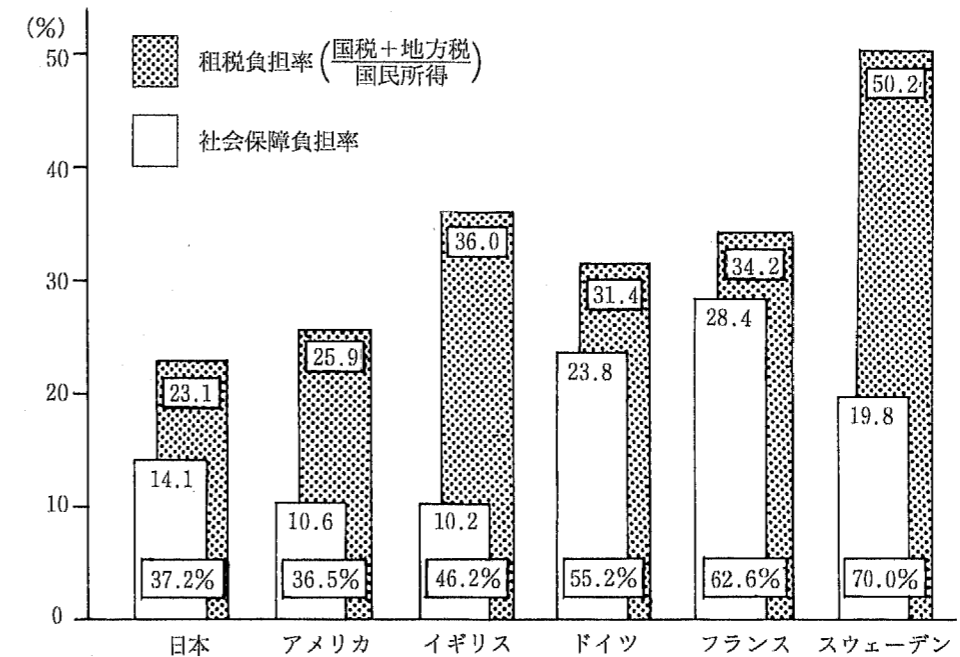
(単位 %)

区分	日本 (1996(平8)年度)	アメリカ (1993)	イギリス (1993)	ドイツ (1993)	フランス (1990)	スウェーデン (1993)
租税負担率	23.1	25.9	36.0	31.4	34.2	50.2
社会保障負担率	14.1	10.6	10.2	23.8	28.4	19.8
国民負担率	37.2	36.5	46.2	55.2	62.6	70.0
(注) 高齢人口比率	(1995(平7)) 14.6	(1992) 12.6	(1992) 15.5	(1992) 15.2	(1992) 14.9	(1992) 17.3
(65歳以上人口)	(2000(平12)) 17.0	(2000) 12.4	(2000) 15.3	(2000) 16.0	(2000) 15.7	(2000) 16.7

(注) 過去15年間の高齢人口比率の上昇：3.2%ポイント (7.1%→10.3%)  
 今後15年間の高齢人口比率の上昇：6.7%ポイント (10.3%→17.0%)

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

(ii) 国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率の国際率



(注) 1 日本は平成8年度見込み、フランスは1990暦年実績、その他の諸外国は1993暦年実績  
 2 内は租税負担率と社会保障負担率の合計

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」



第381表 日本の社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 恤救規則(1874) 健康保険法(1922) 救護法(1929) 国民健康保険法(1938) 労働者年金保険法(1941) 厚生年金保険法(1944) 旧生活保護法(1946) 児童福祉法(1947) アメリカ社会保障制度調査団報告書(ワンデル報告)(1948) 身体障害者福祉法(1949) 生活保護法(1950) 社会保障制度審議会(1950) 「社会保障制度に関する報告」 社会福祉事業法(1951) 国民年金法(1959) 精神薄弱者福祉法(1960) 国民皆保険・皆年金の実施(1961) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 福祉元年(1973) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982) 基礎年金制度の導入(1985)	1. 年金制度 ①制度概要 基礎年金部分が国民年金制度20歳以上の国民が対象 2階部分は各制度の報酬比例部分に相当 (国民年金は報酬比例部分なし) 3階部分は各制度の基金部分に相当 2. 国民年金(老齢年金) ①制度概要 他の年金制度を受けない全ての成人市民 ②給付資格 老齢年金は60歳から支給、加入期間原則25年以上 ③給付内容(モデル額) 夫婦平均月額130,916円(1996年度) ④財源 ・被保険者 保険料12,300円(1996年度) ・使用者 負担なし ・政府 基礎年金拠出額の1/3 3. 厚生年金(老齢年金) ①制度概要 ・法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する事業所に使用される65歳未満の者に適用される ・厚生年金の被保険者は同時に国民年金の被保険者となり、基礎年金部分は国民年金による ②給付資格 国民年金の老齢基礎年金の受給権を取得すること ③給付内容(モデル額) 夫婦平均月額232,600円(1996年度) ④財源(1996年度) 被用者 保険料率8.25%(男子) 使用者 保険料率8.25%(1996年10月以降8.675%)(特別保険料) 0.5% 0.5% 政府 基礎年金拠出額の1/3 4. 特別制度 船員、国家公務員、地方公務員、私立学校共済、農林漁業者等	1. 雇用保険 ①適用範囲 適用事業に雇用される労働者(短期の季節労働者等を除く) ②給付内容 ・一般制度は、一般、高齢者継続、短期雇用特例、日雇労働の4種類あり、給付が異なる ・一般被保険者：離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あることが必要 ・基本手当(日額) 前職賃金の80~60%。年齢、被保険者期間に応じ90~300日迄支給、5種の延長給付あり ・特別手当(3種類) ・就職促進給付(4種類) ・雇用継続給付(2種類) ③費用負担(1996年度) 被保険者 賃金の0.40% 事業主 賃金の0.75% 国庫 給付費の原則1/4 *暫定措置として1993年度以降は80% 2. 労働保険 ①適用範囲 適用事業に雇用される労働者特別制度(公務員・船員) ②給付内容 (通勤災害も同内容) ・休業補償給付 基礎給付日額の60%(特別支給金との合計で80%) ・障害補償給付 給付基礎日額の313日~131日分の年金或いは503~56日分の一時金 ・傷病補償給付 給付基礎日額の313日~245日分 ・療養補償給付 療養の給付(現物又は費用) ・介護補償給付 介護の費用として支出した額(上限額：常時介護月額105,080円) 随時介護月額 52,540円) ・遺族補償給付 給付基礎日額の245~153日分の年金或いは1000日分の一時金 ・埋葬料 労働福祉事業による各種特別支給金等あり ③費用負担 事業主 業種別災害率等に応じ賃金支払総額の0.6~14.4%の保険料を全額事業主負担 政府 一部費用負担	
2. 根拠法令 健康保険法(1922) 国民健康保険法(1938) 厚生年金保険法(1944) 児童福祉法(1947) 身体障害者福祉法(1949) 生活保護法(1950) 社会福祉事業法(1951) 精神薄弱者福祉法(1960) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982)			
3. 体系 所得保障 国民皆年金制度 医療保障 国民皆保険制度 公的扶助 生活保護、児童扶養手当 社会手当 児童手当 福祉サービス 老人福祉、母子福祉、障害者福祉 労働保険			

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 医療給付(現物給付) ①健康保険(勤労者及びその家族) 本人 1割負担 家族 入院2割 外来3割 自己負担額には一定限度あり、②も同じ ②国民健康保険(自営業者及びその家族) 3割負担(但し、退職被保険者及びその家族の入院は2割負担) ③老人保健(70歳以上) 入院 710円/日負担 外来 1,020円/日負担 (1996年度) 2. 傷病手当金(健康保険) ・標準報酬日額の60% ・支給期間 1年6月 3. 出産手当金 ・標準報酬日額の60% ・支給期間 産前6週 産後8週 4. その他 出産費、埋葬料等 5. 医療供給体制 ・医療の非営利原則 ・医療計画に沿った病院開設の推進	1. 老人福祉 ① 老人医療 左項③を参照 ② 介護体制 ・ホームヘルプサービス ・デイサービス ・ショートステイサービス ・福祉施設の整備 2. 母子福祉 ① 保育所の整備援助 ② 母子保健体制 ・妊婦、乳幼児の健康診査 ・母子健康手帳の交付 ③ 母子家庭対策 ・母子福祉施設の設置 3. 障害者福祉 ① 身体障害者福祉 ・身体障害者手帳の交付 ・相談指導 ・医療、補助具の支給 ・特別障害者手当の支給 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所等 ② 精神薄弱者福祉 ・療養手帳の交付 ・相談指導 ・日常生活用具の給付 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所等 4. 総合対策 ① 高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)新ゴールドプランの策定	1. 児童手当 ①制度概要 第1子から3歳未満までの児童に支給 ②給付内容 第1子及び第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 2. 育児休業制度 ①制度概要 児童が1歳までの1年間に育児休業を請求できる(1992年から実施されているが、一定の中小企業には5年間の猶予期間あり)	1. 生活保護 ①制度概要 生計中心者が病氣、母子世帯になった、障害、高齢のため働けない等の世帯に対して行う扶助 ②給付内容 158,375円 (標準3人世帯、1級地一1、1996年4月) 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助までを含む 2. 児童扶養手当 ①制度概要 離婚等により父がいない母子家庭に対する扶助 ②給付資格 離婚等により父と生計を同じくしていない18歳未満(一定の障害のある場合は20歳)の児童を監護養育している母又はその他の者 ③給付内容 児童1人の場合 41,390円(1995年度) 所得制限 年取1,929,000円未満(2人世帯)

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第382表 イギリスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
1. 沿革 ・エリザベス救貧法(1601) ・1906年から始まるリベラル・リフォーム ・ベヴァリッジ報告(1942)	1. 退職年金 ・適用範囲 基本年金—全居住者 付加年金—被用者 ・支給開始年齢 男65歳 女60歳 ・資格期間—拠出すべき年数の1/4以上の拠出年数があること	1. 失業保険 ・適用範囲：賃金が週給56ポンド以上である16歳以上の雇用労働者。[年金受給開始年齢以上の者、減額保険料を支払う既婚女性を除く] ・主な受給要件：失業給付申請日以前の各租税年度において拠出算定収入の下限額(週単位)の25倍に相当する第1種保険料を実際に支払ったこと ・給付内容(1週当り)：単身者：45.45ポンド。有配偶者：73.50ポンド。扶養する第1子当り10.20ポンド加算 ・費用負担：週給に応じ、賃金の5%、7%、9%(労使とも)政府；総合保険料収入の14.5%	1. 失業保険 ・適用範囲：賃金が週給56ポンド以上である16歳以上の雇用労働者。[年金受給開始年齢以上の者、減額保険料を支払う既婚女性を除く] ・主な受給要件：失業給付申請日以前の各租税年度において拠出算定収入の下限額(週単位)の25倍に相当する第1種保険料を実際に支払ったこと ・給付内容(1週当り)：単身者：45.45ポンド。有配偶者：73.50ポンド。扶養する第1子当り10.20ポンド加算 ・費用負担：週給に応じ、賃金の5%、7%、9%(労使とも)政府；総合保険料収入の14.5%
2. 根拠法令 社会保障法(1986)	2. 障害給付 28週までは労働不能給付(短期低額) 28週以降(24週間)は労働不能給付(短期高額) 2年目以降は長期労働不能給付	2. 労災保険・補償制度 ・国民保険制度の中の制度 ・全被用者 ・障害補償年金：(業務上の傷病、障害程度20%以上) 傷病開始日から90日経過後支給(それまでは法定傷病給与又は傷病手当が支給される) ・障害賜金：(障害程度20%未満) 障害の程度等に応じた一時金 ・特別困難手当：通常及びそれに匹敵する職業への従事不能者に対する収入差額補填(上限及び障害補償年金との合算額の上限あり) ・雇用不能加算：障害年金受給者で障害のため永久就労不能の者に支給 ・常時介護手当：障害程度100%の障害年金受給者に支給	2. 労災保険・補償制度 ・国民保険制度の中の制度 ・全被用者 ・障害補償年金：(業務上の傷病、障害程度20%以上) 傷病開始日から90日経過後支給(それまでは法定傷病給与又は傷病手当が支給される) ・障害賜金：(障害程度20%未満) 障害の程度等に応じた一時金 ・特別困難手当：通常及びそれに匹敵する職業への従事不能者に対する収入差額補填(上限及び障害補償年金との合算額の上限あり) ・雇用不能加算：障害年金受給者で障害のため永久就労不能の者に支給 ・常時介護手当：障害程度100%の障害年金受給者に支給
3. 体系 ソーシャル・サービス { 所得保障 国民保健サービス 対人社会福祉サービス 住宅サービス 教育サービス	3. 遺族給付 被保険者である夫が死亡した場合55歳以上寡婦に寡婦年金(45~54歳の寡婦は減額) 他に寡婦一時金及び母子手当金あり		
4. 国と地方の分担(主なもの) ①国……所得保障 国民保健サービス ②地方…対社会福祉サービス 住宅サービス			

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
適用対象 医療給付—全居住者 現金給付—一定以上の収入のある被用者並びに拠出要件をみたす自営業者	1. 老人福祉 ① 在宅サービス ソーシャル・ワーク ・相談、情報の提供、病院への同行、外出の援助 ホームヘルプサービス ・家事、対人ケア、社会的ケア ミールズ・オン・ウィール ・食事の配達 ② デイケア デイセンター、老人ホームにおけるデイケア	1. 児童給付 ・16歳(修学中の場合は19歳)未満のすべての児童を対象に母親に支払 ・非課税、所得制限はない	1. 世帯給付 所得補助が受けられない常勤(週16時間以上勤務、自営業者も含む)の有子低所得世帯の援助
1. 医療給付 (1) 現物給付 (2) 費用の全額 ただし、 ① 一般歯科は検査に3.92ポンド、処置義歯の費用の80%患者負担 上限あり ② 薬剤一処方当り5.25ポンド患者負担(16歳未満の児童、65歳(女60歳)以上の老人、低所得者等免除) (3) 支給期間 制限なし	2. 母子福祉 ① 母子保健体制 ・妊婦、児童の広範囲の保健サービスが無料 ・ヘルスビジターの訪問 ・幼児の保育所の提供 ② 児童の保護 児童の保護、監察、親権の行使	2. 単親給付 児童給付の資格を有し、単身、死別、離婚もしくは永久別居等により児童扶養の責任を単独で負っている等の要件により支給	2. 所得補助 個々の世帯の持つニードを標準化し、基礎額とこれに対する加算で各世帯単位の基準額を計算し、基準に満たない当該世帯の所得の不足分を補助
2. 法定傷病手当金 (1) 支給額 52.50ポンド (2) 支給期間 28週(待機3日間)	3. 障害者福祉 ① 身体障害者福祉 ・治療、リハビリ、補助具の提供 ・授産施設の提供 ・障害者向住宅の提供 ・ソーシャルワーカー等の援助 ② 精神障害者福祉 ・症状に応じた治療 ・施設への入院 ・デイセンターの提供 ・職業訓練、授産施設提供	3. 上記以外に障害者就労給付、障害者移動手当、障害者介護手当等あり	3. 社会基金 ・所得補助で対応できない個々の世帯の特別なニードに対応 ・所得補助受給世帯に対して、特別な生活資金を貸し付ける制度
3. 法定出産手当金 (1) 支給額 52.50ポンド/週 (2) 支給期間 18週			

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第383表 イギリスの社会保障概況

(i) 国民保険の適用状況

(単位 万人)

項 目	86年度	87年度	88年度	89年度	90年度	91年度
被 保 険 者 総 数	2,425	2,469	2,537	2,573	2,561	2,481
標 準 保 険 料 適 用 被 用 者	2,065	2,111	2,181	2,226	2,238	2,172
付 加 年 金 適 用 者	1,115	1,161	1,164	1,214	1,254	1,229
付 加 年 金 適 用 除 外 者	824	811	824	849	842	828
同年度に付加年金の適用者でも適用除外者でもあった者	126	140	193	163	142	115
減額保険料適用被用者(既婚婦人、寡婦)	130	113	101	85	73	62
同年度に標準保険料適用者でも減額保険料適用者でもあった者	6	6	5	8	4	3
自 営 業 者	185	196	204	209	206	204
同年度に被用者でも自営業者でもあった者	29	34	37	36	32	30
無 業 者	10	9	8	9	9	10

(注) 各年度は4月6日に始まり翌年の4月5日に終わる1年、その間に被保険者であった者の数を示す。同年度に被用者か自営業者であり、かつ無業者としても加入したことがある者は、無業者の項ではなく被用者や自営業者の項に含めている。

(ii) 社会保障給付受給者数

(単位 千人)

項 目	80年	85年	90年	91年	92年	93年
失 業 給 付	753	901	331.4	569.5	685.2	671.9
疾 病 ・ 障 害 給 付	1,197	1,098	1,515.6	1,479.5	1,646.3	1,805.0
出 産 一 時 金	680	776	—	—	—	—
死 亡 一 時 金	606	615	—	—	—	—
保 護 者 手 当 金	4.6	3.2	2.0	2.2	2.1	2.2
寡 婦 給 付	—	398	365.2	362.3	351.0	345.3
退 職 年 金	9,108	9,732	10,179.6	10,028.1	10,296.8	10,303.6
老 人 年 金	56	39	36.0	31.4	31.8	31.0
労 災 傷 害 給 付	43	—	—	—	—	—
労 災 障 害 年 金	201	191	196.9	198.1	204.9	216.0
児 童 給 付	7,397	7,034	6,949.5	7,021.5	7,078.3	7,136.4
世 帯 給 付	106	214	331.7	360.4	—	—
所 得 補 助	3,247	4,771	4,376.0	4,683.0	5,292.9	5,858.4

(注) 世帯給付と所得補助は、88年4月以降実施された。それ以前は、世帯所得補足と補足給付の数値である。92年労災障害年金の数はグレートブリテンの値である。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ポンド)

項 目	80年度	85年度	90年度	92年度	93年度
社 会 保 障	24,073	42,665	57,598	78,831	85,839
国 民 保 険	15,263	23,173	31,323	37,673	39,763
退 職 年 金	10,753	16,837	22,725	27,065	28,482
年金受給者への一時金	100	105	114	115	116
寡婦給付・保護者手当金	663	801	893	1,010	1,048
失 業 給 付	1,328	1,589	892	1,761	1,622
疾 病 給 付	651	276	222	365	291
障 害 給 付	1,212	2,349	4,544	6,211	7,047
出 産 給 付	155	164	35	42	33
死 亡 一 時 金	17	18	—	—	—
労 働 災 害 給 付	384	465	588	—	—
法定傷病手当金	—	561	966	688	692
法定出産手当金	—	—	344	416	432
社 会 基 金	—	—	25	175	192
戦 争 年 金	424	563	688	976	1,118
児 童 給 付	3,115	4,770	5,067	6,225	6,503
世 帯 所 得 補 足	48	142	466	929	1,207
出 産 一 時 金	—	17	—	—	—
補 足 給 付	2,983	7,813	9,106	15,578	17,174
その他の無拠出給付	1,197	4,452	7,717	13,270	15,564
老 人 年 金	41	41	38	36	37
年金受給者への一時金	5	7	8	13	13
付 添 手 当 金	257	686	1,351	1,764	2,021
障害者介護手当金	6	13	229	346	442
障害者移動手当	128	422	895	68	—
障害者生活手当金	—	—	—	2,144	2,908
重度障害手当金	105	266	407	641	687
労 働 災 害 給 付	—	—	142	667	695
住 宅 給 付	655	3,017	4,647	7,591	8,761
事 務 費	1,043	1,735	3,206	4,005	4,318
国民保健サービス	11,256	16,343	26,063	33,741	35,947
病院・家庭医等サービス	11,196	16,407	26,255	33,393	35,201
患 者 負 担	△ 285	△ 489	△ 1,198	△ 1,271	△ 1,269
中央政府事務費	109	142	268	318	285
その他のサービス	236	283	738	1,301	1,730
社 会 福 祉 サ ー ビ ス	2,116	3,108	5,183	6,287	7,122
合 計	37,445	62,116	88,844	118,859	128,908
対国民所得比(%)	21.7	23.2	21.4	26.0	26.6

(注) 国民保健サービス、社会福祉サービスの資本支出は除いている。対国民所得比の算出に用いた所得額は暦年値である。88年から、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助にかわっている。

(資料) Annual Abstract of Statistics, 1994 Edition.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第384表 フランスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 (1)革命期～19世紀後半 ①憲法(1791) 公的救助の施設の創設を宣言 ②人権宣言(1793) 公的救助は神聖な責務であり、その範囲と適用方法は法律で定めると宣言 ③刑法典(1805) 浮浪禁止の規定(貧困問題は同時に治安問題であるとの認識) ④国民年金基金の設立(1850) ⑤公務員の年金制度発足(1853) ⑥共済組合法の制定(1898) (2)19世紀末～20世紀初頭 ①公的扶助と労災補償 ・医療扶助に関する立法(1893) ・労働災害の補償責任問題の立法(1898) ・児童扶助に関する立法(1904) ・高齢者の扶助に関する立法(1905) ②社会保険 ・退職年金法(1910) ・社会保険法(1928) ・社会保険法修正(1930) ③家族給付 ・家族給付中央委員会の結成(1920) ・家族給付を義務づける法律(1932) ・家族法典(1939) (3)戦後の社会保障制度 ・「フランスの社会保障計画」(1945) ・「社会保障の組織」の命令(1945) ・「社会保障の整備充実」の命令(1945) ・「社会保障の一般化」の法(1946) ・「家族給付の充実」の命令(1946) ・「労災補償制度の改革」の法(1946) ・年金の「独立制度」の創設(1948) ・失業扶助制度(1951) ・社会保険法典(1956) ・労使間協約による失業保障制度(1958)	1. 年金制度 (1)適用対象 ①一般制度 ・民間商工業被用者、農業労働者 ②特別制度 ・公務員、船夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者 ③その他の制度 ・農業経営者、自営業者等 (2)老齢年金(拠出制) ①基本年金 ・被保険者期間37.5年以上の者が60歳に達したとき ・全被保険者期間中もっとも高い賃金収入のあった25年間の平均賃金額の50%(上限付) ②加給年金 ・扶養する子供が三人以上いるとき ・扶養する配偶者がいるとき (3)遺族年金 ・年金受給者又は年金受給権者が死亡したとき ・基本年金額の52%を支給 2. 無拠出制老齢年金 ・拠出制老齢年金を受給できない65歳以上の者 ・所得制限を付して、老齢被用者手当、老齢非被用者手当、特別手当を支給 ・手当の年額はすべて統一	1. 失業保険 ・適用範囲：民間部門の被用者、公共部門の公務員としての地位を有しない職員。[家内労働者、季節労働者を除く] ・主な受給要件：離職前12ヵ月中保険加入期間が3ヵ月(91日)以上あること。年齢が60歳又は年金満額支給開始年齢未満であること。 ・給付内容：基本手当；1日当り、前職賃金日額の40.4%と定額(56.95フラン)との合計額又は前職賃金日額の57.4%のいずれか多い額。(ただし、前職賃金の75%以下、138.84フラン以上)。給付日数の長期化に従い給付額が漸減する ・費用負担：被保険者；賃金の2.42%使用者；賃金の4.18% 政府；赤字額 2. 労災保険 ・民間の非農業被用者 ・特別制度：農業被用者、鉄道員、公営企業被用者、自営農民 ①療養補償給付 ・医療 ・患者の自己負担なし ②休業補償給付 ・当初28日間は従前賃金の1/2、その後は2/3 ・最高限度は1日776.42フラン29日以降は1,035.23フラン ・被災の翌日から支給 ③障害給付 ・完全障害・直前の12月間の平均賃金と障害度によって決定、常時介護加給；年金の40% ・一部障害：障害度によって決定 ④遺族補償給付 ・寡婦年金(かん夫にも支給) ・遺児年金 ・その他の扶養親族	
2. 体系			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>所得保障 <ul style="list-style-type: none"> <li>年金制度</li> <li>労災補償制度</li> <li>家族給付</li> <li>失業保険・雇用政策</li> <li>社会扶助</li> </ul> </li> <li>医療保障・社会サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>医療供給・医療保険</li> <li>高齢者福祉サービス</li> <li>障害者政策</li> <li>児童福祉サービス</li> <li>住宅政策・住宅保障</li> </ul> </li> </ul>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 医療保険 (1)適用対象 ①一般制度 ・民間商工業被用者、中央・地方公務員、年金受給者 ②特別制度 ・船夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者 ③その他の制度 ・農業労働者、農業経営者、自営業主等 (2)医療給付(償還制) ・一般外来診療75% ・薬剤費70% ・大衆保健薬40% ・入院診療80% ・特定の長期疾病、高度医療については100% (3)傷病手当金 ・基準賃金日額の50% ・支給期間6ヶ月、長期疾病の場合3年 ・待期3日間 (4)出産手当金 ・1人目、2人目の場合基準賃金日額の84% ・支給期間 産前 8週間 産後 18～20週間 ・3人目以上の場合、合併症がある場合は支給期間延長 (5)哺乳手当金又はミルククーポン4月間 (6)死亡一時金 ・最高・上限賃金月額額の3ヵ月分(38,040フラン) ・最低・上限賃金月額額の1%(1,521.60フラン)	1. 高齢者福祉 ①在宅サービス ・ホームヘルプサービス ・給食の宅配サービス ・緊急通報サービス ・住居改善サービス ・余暇促進サービス ・介護及び看護サービス等 ②施設サービス ・高齢者住宅 ・ホスピス、老人ホーム ・医療施設 ☆中期滞在施設 ☆長期滞在施設 2. 障害者福祉 ①障害者手帳 ・公共交通機関の便宜や無料化、所得税や住民税の控除、公共料金の減額等 ②障害児施設 ・教育関連施設 ・医療教育施設 ・医療施設 ・サービス ③障害者施設 ・医療社会施設 ・労働関連施設 ・社会施設 ・障害者の実験的施設 ・労働関連サービス ・社会関連サービス ④その他 ・老人と同一条件の住宅手当、改装の資金の交付・借入 ・補償的手当 3. 児童福祉 ①母子福祉 ・単親手当 ・母子一時保護所 ・母子寮 ②要養護児童 ・児童保護所 ・児童相談所 ・養護施設 ・若年労働者寮 ③保育制度 ・母親学校(幼稚園・保育学校) 無料 ・集団託児所(有料) ・家庭託児所(有料) ・保育・幼稚園 ・一時保育所 ・乳児院	1. 家族給付 ①家族手当(児童手当) ・第2子から支給 ・16歳未満児童(学生は20歳未満) ・所得制限なし ②家族補足手当 ・3歳以上の子を3人以上扶養する家庭に支給 ・所得制限あり ③家族扶養手当 ・両親の一方もしくは両方を失った子、親子関係が両親の一方しか、もしくは両方にも確認されない子、遺棄されている子、遺棄されている子を引取り育てる者 ・所得制限なし ④単親手当 ・死別、離別、遺棄により唯一人で子の扶養にあたる者、未婚の母として子供を養育しようとしている妊娠中の女性 ・所得制限あり ⑤幼児手当 ・妊娠4か月から満3歳の誕生日の前日まで子に支給 ・産後4か月以降所得制限あり ⑥養育手当 ・出生や養子縁組等により2人以上の子を養育するとき、親が職業活動を中断、正規労働時間を短縮したとき ⑦特別養育手当 ・障害をもつ児童を養育するとき ⑧新学期手当 ・6歳～16歳未満の子が新学期になるとき ⑨保育手当 ⑩住宅手当 2. 住宅政策と住宅保障 ①融資制度 ・持家取得援助融資 ・賃貸住宅援助融資 ②住居費援助制度 ・家族住宅手当 ・社会住宅手当 ・応能住宅援助	1. 医療扶助 ・フランス居住者(外国人は3年連続して3年以上居住)に必要な医療費の負担に耐えられない者 ・受給要件は各県の県議会が決める医療扶助条例で規定 ①在宅医療扶助 ・往診、訪問看護、機能回復訓練、薬や補綴器具の船夫、必要な家事補助等 ②避妊薬に掛かる扶助 ③入院扶助 ・指定病院への入院、不可抗力や特別の治療の場合の指定病院以外への入院、認可された民間の治療・養生施設への入所、定額医療費の負担 ④医療扶助受給者への手当 ・在宅医療扶助の場合は高齢者手当と同額、入院の場合その1/3 ⑤社会保険料の負担 ・任意加入の社会保険料の全額又は一部を負担 2. 家賃手当、宿泊・社会再適応に関する扶助 ①家賃手当 ②宿泊・再適応センター 3. 家族に対する社会扶助 ①被扶養者が兵役中の家族に対する扶助 ②家族に対する扶助 ③児童扶助手当 4. 老齢扶助 ①現物給付 ・在宅医療扶助 ・家事扶助 ②現金給付 ・単親手当 ・家賃手当 ・家事サービスの代替手当

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第385表 フランスの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況 (被保険者数)

(単位 千人)

部 門	80年	85年	86年	87年	88年
疾病保険部門					
(1) 一般制度					
被保険者	15,352	16,105	16,235	16,123	...
(2) 特別制度					
被保険者	3,739	4,329	4,339	4,331	...
(3) 自営業制度					
被保険者	1,344	1,285	1,306	1,338	...
(4) 農業制度					
被保険者	1,925	1,636	1,614	1,570	...
年金保険部門					
(1) 一般制度					
被保険者	13,354	12,944	12,795	12,758	12,943
年金受給者	4,985	6,000	6,290	6,576	6,863
(2) 自営業制度(商工業全)					
被保険者	724	683	678	682	672
年金受給者	744	765	785	803	810
(3) 農業制度(経営者)					
被保険者	2,052	1,656	1,601	1,502	1,404
年金受給者	1,836	1,782	1,822	1,866	1,917
家族給付部門					
手当受給権者	5,946	6,050	6,008	5,867	5,853
(一般制度)	(4,608)	(4,925)	(4,916)	(4,803)	(4,814)
対象児童	...	...	...	12,435	12,430
(一般制度)	(...)	(...)	(...)	10,090	(10,150)

(資料) INSEE, *Annuaire statistique de la France*.

(ii) 社会保障給付費

(単位 100万フラン)

部 門	1990年	91年	92年	93年
疾病給付	420,218	445,944	476,151	501,493
診療所費	66,519	70,095	73,566	75,477
処方箋料	92,401	100,264	106,716	112,357
病院費	221,377	232,161	249,708	265,645
傷病手当金	22,948	24,947	26,334	26,560
その他の	—	18,475	19,827	21,454
出産給付	19,475	21,070	23,216	24,837
労災補償	41,149	42,473	42,951	42,234
障害給付	49,737	52,049	54,217	56,961
老齢給付	683,839	732,394	781,601	828,467
公的年金	508,793	547,256	577,653	609,104
協約年金	175,047	185,138	203,948	219,364
家族給付	106,293	108,890	110,755	119,321
住宅手当	11,926	12,320	12,706	13,492
失業・職業訓練費	94	4	6	6
準法定給付	35,027	33,450	36,131	38,531
福祉サービス費	8,733	7,583	8,252	8,497
統計上の調整	-795	389	400	496
計	1,375,697	1,456,567	1,546,386	1,634,335
対国内生産比(%)	21.2	21.5	22.1	23.1

(注) この表の数値はDépenses sociales (「社会的支出」) から社会保障給付費分を抽出したものである。

(資料) *L'Effort social de la Nation*.

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第386表 ドイツの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
<p>1. 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カイザー詔勅(1881)とそれにつづく3つの社会保険立法</li> <li>・エパーフェルトの救貧制度(日本の民生委員制度のモデル)</li> <li>・ライヒ保険法(1911)</li> </ul> <p>2. 根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライヒ保険法(1911)</li> <li>職員保険法(1911)</li> <li>ライヒ鉱夫組合法(1923)</li> <li>農民老齢扶助法(1957)</li> <li>雇用促進法(1969)</li> </ul> <p>3. 体系(社会法典 SGB等の関係法規に基づき分類)</p> <p>社会保険(年金保険、疾病保険、災害保険、失業保険)・児童手当、育児手当、社会扶助、失業扶助、雇用促進、職業訓練、青少年扶助、母性保護、戦争犠牲者援護、公衆保健・医療、環境政策</p>	<p>職業、階層により適用される年金制度が異っている。</p> <p>労働者年金保険、職員年金保険、鉱山従業員年金保険及び農業者老齢扶助</p> <p>1. 老齢年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始年齢 65歳(女子60歳35歳以上拠出者は63歳等)</li> <li>・拠出期間 5年以上</li> </ul> <p>2. 障害年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)職務不能年金</li> <li>(2)生業不能年金</li> <li>・拠出期間 5年以上</li> </ul> <p>3. 遺族年金</p> <p>1、2の年金の受給権を有していること又は5年以上の被保険者期間を有している者が死亡した場合に寡婦(かん夫)、離別寡婦(かん夫)の各年金、養育年金</p> <p>4. リハビリテーション給付</p> <p>その他、農業者老齢扶助など農地譲渡年金等あり</p>	<p>1. 失業保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲：疾病保険の強制適用者等ほとんどすべての被用者(農業労働者、家事使用人、見習者を含む)、職業訓練生</li> <li>・主な受給要件：離職前3年間において被保険者期間が通算26週または6ヵ月以上あること</li> <li>・給付内容：賃金の60%(1子以上を有する者は67%)。離職前における被保険者期間に応じ通常15~52週(ただし、45歳以上は年齢に応じ最高104週)支給。</li> <li>・費用負担：賃金支払額の6.5%を労使折半 政府；連邦雇用公社の支出が収入及び予備金で賄えないとき、貸付け及び補助</li> </ul> <p>2. 労災保険、補償制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者(見習い期間中の者、学生、家内工業者等を含む)</li> <li>・給付：(業務上の傷病)治療給付</li> <li>リハビリテーション給付</li> <li>傷害者手当</li> <li>職業援護</li> <li>障害年金</li> <li>遺族給付</li> <li>埋葬金</li> <li>・年金、現金給付のスライド制あり</li> <li>・費用負担：保険料(全体の約9割)は全額事業主負担。平均保険料率0.3%他は、地方負担金、国庫補助金(農業者と学生)</li> </ul>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障等	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用対象</li> <li>一般疾病保険—一般労働者</li> <li>農業者疾病保険—自営農民</li> </ul> <p>1. 医療給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)現物給付</li> <li>(2)費用の全額(ただし、薬剤、義歯、補装具等については一部負担あり)</li> <li>(3)支給期間は制限なし</li> </ul> <p>2. 傷病手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)7週以降、基本賃金の80%</li> <li>他に子に対し加算あり(最初の6週は使用者100%支給)</li> <li>(2)支給期間 3年間に最高78週</li> </ul> <p>3. 出産手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)収入(手取賃金)の100%</li> <li>(2)支給期間 産前6週間産後8 "</li> </ul> <p>4. 他に出産一時金死亡一時金等あり</p> <p>5. 介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用対象</li> <li>疾病保険とほぼ同一</li> <li>・在宅介護給付</li> <li>一定の現物給付</li> <li>現金給付</li> <li>施設介護給付</li> <li>介護費用の負担</li> </ul>	<p>1. 老人福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活扶助</li> <li>・日常生活費給付(居宅、施設内での給付)</li> <li>②特別扶助</li> <li>・相談、指導</li> <li>・住宅提供</li> <li>・介護扶助又は介護手当</li> <li>・在宅の各種サービス</li> <li>・老人ホーム入室</li> </ul> <p>2. 母子福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①母子保健</li> <li>・妊婦の検診</li> <li>・入院、分娩ケア</li> <li>・片親の相談、保護</li> <li>②児童福祉</li> <li>・3歳未満児保育所入所</li> <li>・幼稚園入所</li> <li>・福祉施設での養育</li> <li>・当局による保護・後見</li> </ul> <p>3. 障害者福祉(身体、精神の各障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、リハビリの提供</li> <li>・児童等の教育援助</li> <li>・就労、就職の斡旋</li> <li>・在宅での介護</li> <li>・施設への入所</li> <li>・補装具の支給</li> </ul>	<p>1. 家族政策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)児童養育への援助</li> <li>①児童手当と児童扶養控除</li> <li>②養育手当</li> <li>(2)母性と胎児の保護</li> <li>①母性扶助</li> <li>②育児休業</li> <li>③胎児の保護</li> <li>(3)家庭教育・家族相談</li> <li>①親教育</li> <li>②家族援助団体</li> </ul> <p>2. 児童青少年対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)教育に関する助言と相談</li> <li>(2)産前産後における児童及び母親の援助</li> <li>(3)乳幼児、学齢児の学校教育以外の育成、指導</li> <li>(4)乳幼児、青少年の保護事業の範囲での教育援助他</li> </ul> <p>3. 住宅手当</p> <p>社会住宅であれ、そうでない住宅であれ、家族構成に応じて、所得に対して居住コスト負担が適正水準を超える場合に自己申告で家賃補助や持家負担補助を連邦・州政府が各1/2負担で給付</p>	<p>1. 生計費扶助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、在宅においてみずからの能力、収入、資産では生計維持が困難な者対象</li> <li>(労働忌避者については生計費扶助を制限)</li> <li>・最低生活費(州政府の責任において決定)の中身は、食費、光熱水費、衣服、衛生、家具、暖房費、交際費、文化的諸経費さらには疾病保険及び年金保険料また個人の事情に応じ加算</li> </ul> <p>2. 特別扶助(特別な生活状態に対する扶助)</p> <p>12の状態を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①更生扶助②予防的保健扶助③医療扶助とその他の扶助④家族計画扶助⑤妊産婦扶助⑥障害者の社会復帰扶助⑦結核扶助⑧盲人扶助⑨介護扶助⑩家政遂行のための扶助⑪特別な社会的困難克服のための扶助⑫老齢扶助</li> </ul>

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第387表 ドイツの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 千人)

項目	80年度	85年度	90年度	91年度	92年度	93年度
労働者年金保険						
被保険者総数	14,802	17,066	16,541	22,647	22,927	22,217
拠出義務者	12,111	11,359	11,377	16,533	16,777	16,259
その他の者	2,691	5,708	5,164	6,094	6,150	5,957
職員年金保険						
被保険者総数	12,277	14,294	16,788	19,947	21,292	21,938
拠出義務者	9,415	9,518	11,438	14,056	15,404	15,829
その他の者	2,862	4,776	5,350	5,891	5,888	6,109
鉱山従業員年金保険						
被保険者総数	286	254	204	193	383	294
農業者老齢扶助						
被保険者総数	627	572	506	487	475	463
拠出者	597	532	427	402	380	364
疾病保険						
被保険者総数	35,340	36,209	37,939	50,270	50,834	50,759
加入義務者	20,638	21,105	22,494	30,990	31,203	30,773
任意加入者	4,454	4,481	4,435	5,111	5,328	5,519
年金受給者	10,248	10,623	11,011	14,169	14,304	14,467
災害保険						
被保険者総数	27,857	29,900	41,134	50,539	52,514	51,844
失業保険						
被保険者総数	21,280	20,350	22,442	23,173	23,535	23,175
拠出者	21,280	20,350	22,442	23,173	23,535	23,175

(注) 労働者年金保険および職員年金保険は4月現在、ただし、92年度は92年5月のマイクロセンサスの結果。鉱山従業員年金保険は94年7月現在。農業者老齢扶助は年末現在。疾病保険は年平均、このほかに、92年5月のマイクロセンサスの結果による家族加入者(被扶養者)数が2,399万人。災害保険は年平均、このほかに、学生災害保険の被保険者が約1,615万人。

91年度から旧東ドイツの数値が含まれている。ただし、鉱山従業員年金保険の91年度の被保険者総数ならびに農業者老齢扶助および失業保険の数値は旧西ドイツの数値。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万マルク)

項目	80年度	85年度	90年度	91年度	92年度	93年度
労働者年金保険	80,216	95,879	115,182	138,829	153,182	165,624
うち { 年金	66,290	81,160	98,128	119,252	130,396	140,514
健康対策	1,813	2,521	3,495	3,996	4,510	5,096
職員年金保険	57,137	77,393	93,100	114,209	125,948	153,410
うち { 年金	43,717	59,847	77,746	95,528	107,929	116,736
健康対策	1,366	1,775	2,081	2,393	2,707	3,131
鉱山従業員年金保険	13,319	14,706	17,225	20,421	22,097	23,707
うち { 年金	10,593	12,199	14,663	17,678	19,162	20,454
健康対策	72	89	89	103	132	185
農業者老齢扶助	2,773	3,061	4,131	4,468	4,851	5,181
(うち)老齢扶助金	2,482	2,697	3,481	3,679	3,911	4,136
疾病保険	90,066	114,400	141,654	183,043	210,496	211,781
うち { 一般・歯科医療	75,342	97,378	112,472	144,207	165,285	163,518
薬剤・治療材料 <sup>(注1)</sup>						
病院医療						
現金給付	10,287	10,889	12,721	12,425	14,104	14,564
災害保険	10,019	11,648	13,462	18,751	21,278	23,349
うち { 年金	6,769	7,676	7,449	8,419	9,328	9,970
治療費	1,773	2,106	3,019	3,559	4,264	4,630
災害予防						
雇用促進	23,098	39,376	49,289	87,432	93,522	109,535
児童手当	17,609	14,465	14,619	20,477	21,987	21,689
公務員等児童手当	7,617	8,206	9,772	11,608	12,136	12,520
育児手当	-	-	4,597	5,602	7,234	6,835
戦争犠牲者援護	13,480	13,474	12,999	13,338	14,499	14,691
社会扶助	14,972	22,789	31,782	40,698	44,986	52,306
青少年扶助	8,098	9,535	13,686	19,580	23,270	24,470
負担調整	1,713	1,389	1,097	1,021	907	835
公衆保健サービス	1,669	1,911	2,330	3,130	3,290	3,470
公務員恩給	32,947	37,028	43,282	46,266	48,227	49,656
合計	374,733	465,260	568,207	728,873	807,910	828,552
対国民所得比(%)	32.6	32.8	30.4	35.7	36.3	36.8

(注) 1) 91年度から旧東ドイツの数値が含まれている。

2) 薬剤・治療材料の中には義歯も含まれる。

3) 各制度の費用は他制度への繰入れを含むが、合計は各制度間の相互繰入れを含まない。

(資料) Statistisches Jahrbuch. 1987-1995.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第388表 アメリカの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 ① 社会保障法 (1934) (Social Security Act) ② フグナー法 (1935) (団結権・争議権を保障した)	1. OASDI ① 適用対象 I 一般制度 ・ 自営業者を含む所得のある有業者 II 特別制度 ・ 鉄道員、連邦公務員、その他州及び地方政府職員 III その他の制度 ・ 自由労務の農業労働者家事使用人、零細自営業者 (年間純所得が400ドル未満の者)、1984年以前に雇用された連邦政府職員 ② 財源 I 被保険者 収入総額の6.2% (1996) II 使用者 賃金支払総額の6.2% (1996) III 政府 原則なし (1968年以前に72歳になった者に対する特別の老齢給付の全費用、資力調査を伴う給付にかかる全費用) ③ 受給要件 ・ 提出期間40四半期 ・ 提出の対象となる報酬 上限—62,700ドル 下限— 640ドル	1. 失業保険 ① 適用範囲：(州の運用方法により異なるが) 連邦法上；1年間に少なくとも20週以上4人以上の労働者を雇用する事業主に雇用される労働者特別保険；鉄道労働者、連邦政府職員、退役軍人〔家族従業者、一部の農業労働者、家事使用人を除く〕 ② 受給要件：(州の運用方法により異なるが、平均的な州の場合) 最近の5四半期中4四半期の就労者でなければならないこと。少なくとも週30時間の所得を有する者でなければならない。 ③ 給付内容 州、従前所得、就労期間により異なる。1994年度週平均給付額192ドル 対週賃金比37% ④ 費用負担 連邦失業保険税率…使用者の年間賃金支払総額に対し課税 各州法による失業保険料…年間賃金支払総額の5.4%を基本とし、殆んどどの州でメリットシステムをとる。	
2. 体系 — 所得保障 (連邦レベル) OASDI (老齢遺族障害保険) — 医療保障 (州レベル) HI (メディケア) — 公的扶助 (GAを除き連邦レベル) 医療扶助 メディケイド 生活扶助 SSI—補足的保障所得 AFDC—母子家庭の児童に対する援助 LIHEAP—低所得世帯光熱費扶助 FA—フードスタンプ GA—一般扶助 — 労働保障 (州レベル) — 福祉サービス — 社会手当 (皆年金・皆保険制度なし)	2. 老齢年金 (OAI) (1) 受給資格 ・ 65歳以上から支給 (2027年までに段階的に67歳に引上げ) ・ 62~64歳—減額 66~67歳—増額	2. 労災保険・労災補償 ① 概要 全州で制度化。連邦の特別制度あり。全体で55のプログラム 約87%の被用者をカバー ② 給付額 平均は事故発生時の所得の2/3程度 連邦の障害給付 (DI) を受ける者については従前所得の80%を超えないよう両制度間で調整される 通常3~7日間の待期間あり。保険料率 給与支払額の2.3%程度。使用者が通常負担する	
	3. 障害年金 (SDI) (1) 受給資格 ・ 回復の見込みがないか1年以上に亘る障害により稼得能力を喪失したこと		
	4. 遺族年金 (SDI) (1) 受給資格 ・ 死亡者が年金受給者であったこと		

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等を

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 入院保険 (HI) ① 対象者数 65歳以上の者及び重度障害者等 (65歳未満の者) ② 受給内容 ア 入院給付 90日間 (当初及び60日以後患者負担あり) イ 退院後のナーシングケア 100日間 (20日以後患者負担あり) ウ 退院後の在宅保健サービス 100日間	1. 老人福祉 ① 老人医療 ・ 入院医療サービス ・ 療養サービス (ナーシングホーム) ② 老人諸サービス ・ 相談サービス ・ 食事供給車、電話、通院医療、友愛訪問、レク活動の援助 ・ 施設への収容 2. 母子福祉 ① 母子保健サービス ・ 妊婦、乳幼児の定期検診 ・ 訪問看護 ・ 学校保健サービス ② 児童保護 ・ 児童相談サービス ・ 里子、養子、収容保護、保育所への入所 3. 障害者福祉 ① 身体障害者福祉 ・ リハビリテーションサービス ・ 低所得者住宅の提供 ・ 医療サービスの提供、訪問看護 ② 精神障害者福祉 ・ 精神衛生センターの設置 ・ 医療サービス	1. 被扶養児童家庭扶助制度 (AFDC) ① 適用対象 親の稼得能力の欠如、死亡、所在不明などによって貧困状態にある家庭の16歳未満の児童に対して援助を行う ② 給付内容 給付月額1世帯当り約377ドル (93年度連邦平均) ③ 財源 連邦がAFDC給付月額のうち 18ドルまでの部分については—15ドル負担 18ドルを超える部分は50~83%のレートで最高32ドルまでを補助している	1. 医療扶助 (メディケイド) ① 制度概要 低所得者に対する医療サービスシステムをもつ州に対して連邦が財政援助する制度 ② 給付範囲 入院サービス及び外来患者サービス、農村地区での診療サービス、病理検査及びX線検査21歳以上の者に対する熟練看護サービス、在宅ヘルス・サービス、家族計画サービス、看護及び助産婦サービス、メディケアがカバーしない長期の看護施設ケア ③ 給付内容 連邦と州合わせて1,354億ドル (1994) ④ 財源 連邦が50~83% (平均55%) を償還 2. 生活扶助 I 補足的保障所得制度 (SSI) ① 制度概要 困窮した老人盲人障害者に対する生活扶助 ② 給付内容 月額平均1世帯325ドル II 対低所得世帯光熱費扶助 (LIHEAP) ① 制度概要 低所得者世帯の光熱費に対する扶助 ② 給付内容 13億2,100万ドル (1994) III フードスタンプ (FA) ① 制度概要 資産及び所得が全国的基準に達しない個人及び世帯に対して、小売店で利用できる食料購入用のクーポンを支給 ② 給付内容 月額10ドルから386ドルの範囲で支給 1人当たり平均給付月額は72ドル IV 一般扶助 (GA) ① 制度概要 メジャーな福祉プログラムの受給資格のない困窮者等に対する扶助
2. 補足的医療保険 (SMI) ① 加入者 HIの対象者 ② 給付内容 HIの給付対象とならない医療サービス。在宅保健サービス等の費用の80%を償還			
3. 傷病者手当等 カリフォルニア州等5州で実施			
4. 医療供給面の特色 営利目的の医療施設も開設可能 慢性疾患の長期入院患者のためのナーシングホーム多数開設			

を基に社会保障制度審議会事務局作成



第389表 アメリカの社会保障概況

(I) 社会保険の適用状況

(単位 100万人)

項目	75年	80年	85年	90年	94年
公的年金制度	83.7	96.4	106.6	117.7	...
老齢・遺族・障害・健康保険	77.0	89.3	100.3	110.2	139.0
鉄道従業員退職年金制度	0.5	0.5	0.3	0.3	... <sup>1)</sup>
公務員等退職年金制度	6.2	6.6	6.0	7.2	... <sup>1)</sup>
その他の社会保険制度					
失業保険	69.7	87.2	98.2	109.5	109.6
労災補償保険	68.6	79.1	85.1	96.7	96.1 <sup>2)</sup>
一時障害保険	15.7	18.4	19.8	...	20.8 <sup>3)</sup>

(注) 1) 84年から新規採用の鉄道従業員や公務員は老齢・遺族・障害・健康保険に加入することになっているため、これらの特定制度はやがて消滅することになっている。

2) この数字は93年度の数字である。

3) この数字は92年度の数字である。

(資料) *Statistical Abstract of the U. S., 1989, 1993, 1995 Annual Statistical Supplement, 1995 to the Social Security Bulletin, August 1995.*

(II) 社会保障費用

(単位 100万ドル)

項目	80年度	85年度	90年度	91年度	92年度
社会保険	229,754.4	369,595.2	513,822.6	561,175.2	616,975.4
老齢・遺族・障害・健康保険	152,110.4	257,535.1	355,264.5	382,289.8	416,564.0
健康保険(メディケア) <sup>(注1)</sup>	34,991.5	71,384.3	109,709.0	116,651.0	132,246.3
鉄道従業員退職年金	4,768.7	6,275.6	7,229.9	7,531.8	7,737.1
公務員退職年金	39,490.2	63,044.0	90,392.0	97,271.3	103,327.8
失業保険・雇用事業	18,326.4	18,343.8	19,973.7	28,405.3	41,166.0
鉄道従業員失業保険	155.4	138.4	64.6	71.0	67.4
鉄道従業員一時障害保険	68.7	50.6	40.3	23.4	27.5
州一時障害保険	1,377.7	1,944.1	3,224.2	3,879.2	4,009.4
労働者災害補償	13,457.2	22,263.6	37,633.4	41,703.4	44,076.2
公的援助	72,703.1	98,361.8	146,811.0	181,339.4	207,945.1
公的扶助	45,064.3	66,170.2	105,093.8	133,669.2	152,010.2
補足的保障所得	8,226.5	11,840.0	17,230.4	19,646.2	23,423.2
食料スタンプ	9,083.3	12,512.7	16,254.4	19,471.3	23,233.0
その他の公的援助	10,329.0	7,838.9	8,232.4	8,552.7	9,278.7
保健及び医療	27,263.0	39,373.0	63,467.0	68,172.0	71,035.0
病院及び医療 <sup>(注2)</sup>	12,303.0	16,373.0	26,295.0	28,966.0	29,188.0
母子保健 <sup>(注3)</sup>	870.0	1,222.0	1,865.0	1,983.0	2,112.0
医学調査研究	4,924.0	6,903.0	10,851.0	11,299.0	12,572.0
学校保健	575.0	790.0	1,113.0	1,202.0	1,302.0
その他の公衆衛生活動	6,931.0	11,919.0	21,008.0	22,698.0	23,566.0
医療機関整備	1,660.0	2,166.0	2,335.0	2,024.0	2,295.0
退役軍人関係制度	21,465.5	27,042.3	30,402.8	32,857.3	34,767.2
年金・所得補償	11,306.0	14,333.0	15,279.2	16,284.3	16,539.3
保健・医療	6,203.9	9,493.2	12,004.1	13,221.5	14,567.2
教育	2,400.7	1,170.8	522.8	569.5	772.0
生命保険 <sup>(注4)</sup>	664.5	795.5	1,037.8	1,039.3	1,113.7
福祉その他	890.4	1,249.8	1,558.9	1,742.7	1,775.0
教育	121,049.6	172,047.5	258,384.6	277,147.1	292,198.5
住宅関係	6,879.0	12,598.5	19,468.5	21,522.6	20,617.2
その他の社会福祉	13,599.1	13,551.8	17,917.6	19,779.8	21,531.5
職業リハビリテーション	1,251.1	1,536.7	2,126.6	2,235.8	2,446.8
施設福祉	482.4	379.6	629.4	664.9	684.4
学校給食	4,852.3	5,308.5	7,165.4	7,966.9	8,775.8
児童福祉	800.0	200.0	252.6	273.9	273.9
特別計画(OEO・Action)	2,302.7	503.8	169.4	191.9	193.8
その他	3,910.6	5,623.2	7,574.2	8,446.4	9,156.8
合計	492,713.7	732,570.1	1,050,787.6	1,161,993.4	1,265,069.9

(注) 1) 病院保険と補足的医療保険分を再掲。

2) 軍人家族の医療を含む。

3) 障害児へのサービスを含む。

4) 団体生命保険を除く。

(資料) *Social Security Bulletin, Annual Statistical Supplement, 1995.*

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第390表 スウェーデンの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
		<p>1. 国民年金（老齢年金）</p> <p>①国民基礎年金（F P）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国民を対象</li> <li>・年金額は一律</li> <li>・65歳から支給</li> <li>・支給開始年齢を1994年から毎年3ヵ月ずつ繰下げ、97年に66歳にする</li> </ul> <p>②国民付加年金（A T P）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従前の所得の60%に相当する額を支給</li> </ul> <p>③補足年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②が受給できないか又は低額の場合</li> <li>・基礎額の54%</li> </ul> <p>④部分年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・61歳から64歳の者を対象</li> </ul> <p>2. 障害年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働能力の喪失50%以上に支給</li> <li>・年金額は障害の程度により異なり完全障害は老齢年金と同額</li> <li>・永久障害とみなされない場合は一時的障害年金を支給</li> </ul> <p>3. 障害手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なんらの給付も受給していない障害者</li> </ul> <p>4. 調整年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻期間が5年以上、寡婦と遺児の年齢等を条件として支給</li> <li>・完全年金は老齢年金と同一</li> </ul> <p>5. 遺児年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の遺児に支給</li> <li>・年金額は死亡した親や子供の出生順などにより異なる。</li> </ul>	<p>1. 失業保障制度</p> <p>①労働組合基金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲：労働組合が任意に認可された失業基金に加入する被用者</li> <li>・主な受給要件：失業直前12ヵ月間中の5ヵ月間を含む12ヵ月間失業基金に加入しており、基金へ拠出していたこと</li> <li>・給付内容：基金及び貸金等級に応じ日額貸金の90% 待期5日以後基金により1年に最高300日間まで</li> <li>・費用負担：被保険者；月額45クローナ（基金により異なる）（費用の約23%）使用者；貸金支払総額の1.586%（労働市場扶助制度の負担を含む）政府；費用の約46%</li> </ul> <p>②労働市場扶助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲：労働組合の制度に資格を取得できない被用者、16歳以上の就労予定者</li> <li>・主な受給要件：所得と資力調査、5ヵ月間の職業活動</li> <li>・給付内容：日額174クローナ 60～66歳 最高450日 55～59歳 最高300日 55歳未満 最高150日</li> <li>・費用負担：使用者；0.4%（提出率）政府；95.4%</li> </ul> <p>2. 労災保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営又は民間保険との強制契約</li> <li>・民間被用者・公務員を対象</li> </ul> <p>①療養補償給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初180日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給</li> </ul> <p>②休業補償給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・180日間は所得等級に応じて一定額を支給、その後貸金の100%支給</li> <li>・当初180日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給</li> </ul> <p>③障害補償給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全障害は100%の年金と常時介護加給</li> <li>・一部障害は障害度に比例した年金、50%を超える障害の場合付加障害年金も受給可</li> </ul> <p>④埋葬料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡した年の1月の基本額の30%</li> </ul>	<p>1. 医療保険</p> <p>(1)適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付 全居住者</li> <li>・現金給付 一定以上の年取のある有業権得者及び主婦・主夫</li> </ul> <p>(2)医療給付（一部償還制）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院 日額80クローナの患者負担を除く全額</li> <li>・外来 費用の全額を現物給付</li> <li>・歯科 3,000クローナまでの費用の75%、3,000～7,000クローナを超える費用の60%、7,000クローナ以上で30%</li> </ul> <p>(3)傷病手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入の80、70、65%</li> <li>・治癒又は障害年金支給まで支給（労働所得のある年金受給者は180日間）</li> <li>・待期 なし</li> </ul> <p>(4)両親手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供が生まれたとき 養育のため父母のどちらかが仕事を休んだとき</li> <li>・子供が8歳になるまでのうち15日間</li> <li>・12月間は稼得収入の80%、残り3月間は1日60クローナ</li> </ul> <p>(5)養育手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12歳未満の子を養育するとき</li> <li>・子1人につき年間90日間、収入の90%支給</li> </ul> <p>(6)近親者介護手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて重い病気の者を在宅で介護する場合</li> <li>・近親者（親しい友人、隣人を含む）に逸失所得の75%を最高60日まで支給</li> </ul> <p>2. 医療供給体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営を主とした公的病院中心主義</li> </ul>	<p>1. 老人福祉</p> <p>①施設入居</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望者の老人ホーム入居</li> </ul> <p>②施設サービス利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デイセンター</li> <li>・食堂、理髪、美容室、リハビリ室、作業室、談話室の設備利用</li> </ul> <p>③在宅者サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の戸口までの配達</li> </ul> <p>2. 母子福祉</p> <p>①妊婦、出産育児の援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中の所得保障</li> <li>・期間中の医療サービス</li> </ul> <p>②児童福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童検診</li> <li>・保育所入所</li> <li>・応分の広さの住宅への入居</li> <li>・ホームヘルパーの提供</li> </ul> <p>③教育福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料なし</li> <li>・学業資金の給付</li> </ul> <p>3. 障害者福祉（心身障害者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般教育への編入</li> <li>・労働訓練</li> <li>・適職への斡旋</li> <li>・障害者用住宅の提供</li> <li>・ホームヘルパーの提供</li> <li>・リハビリの実施</li> <li>・補助具の支給</li> </ul>	<p>1. 児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16歳未満の第1子から支給</li> <li>・多子加算制度（第3子以降加算）</li> <li>・所得要件なし</li> </ul> <p>2. 先払養育手当（児童扶養手当）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚家庭（通常母子家庭）に国が一定の養育手当を支給し、養育費を負担すべき者（通常は父親）に求償</li> <li>・児童の標準生活経費の概ね半額程度を支給</li> </ul> <p>3. 住宅手当</p> <p>①国民年金受給者への住宅手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金しか収入のない場合または収入があっても低額の場合</li> </ul> <p>②有子家庭の住宅手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供が17歳まで支給</li> <li>・所得要件あり</li> </ul> <p>③低所得家族（①と②以外）の住宅手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得要件あり</li> </ul>	<p>1. 経済援助（公的扶助）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低生活費</li> <li>・収入要件</li> </ul>

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

を基に社会保障制度審議会事務局作成

3 医 療

第391表 医療保障制度の国際比較

(1995年)

	日 本	ド イ ツ
制度の種類	社会保険方式	社会保険方式
適用対象	全国民を対象(加入率100%) 健康保険 民間企業の被用者とその家族 共済組合 公務員とその家族 国民健康保険 自営業者、農業従事者	全国民を対象(但し加入義務免除・任意加入有)(加入率約90%) 一般疾病保険 年取68,400マルク以下(旧東独は年取53,100マルク以下)の被用者年金受給者、学生等(上限年収を超える被用者は任意加入) 農業者疾病保険 自営農業従事者等
医療給付	現物給付  患者負担 ・1割～3割(制度により相違) ・高額療養費 ・入院時食事療養費	現物給付  患者負担 ・入院時：1日につき12マルク(14日限度) (旧東独地域9マルク) ・薬剤 ・包装の大きさに応じて3マルク、5マルク、7マルク ・義歯：費用の40%～60%(平均50%) ・補装具、めがねは一定差額
現金給付	傷病手当金・分娩費・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料	傷病手当金・出産手当金・出産一時金
費用負担	被用者等 政管健保：標準報酬の4.1% 組合健保：標準報酬の3.628% 国保：158,646円(1世帯平均) 共済組合：標準報酬の4.102%	基本賃金の6.7% (旧東独地域6.5%) (94年4月平均)
	使用者等 政管健保：標準報酬の4.1% 組合健保：標準報酬の4.709% 共済組合：標準報酬の4.102%	被用者に同じ
	国庫 政管健保：給付費等の13.0%(老健拠出金分16.4%) 組合健保：給付費の補助48.5億円 国保：保険給付費等の50% 共済組合：なし	原則としてなし

(注) 上記は基本的な給付内容等について単純化して記述してあることに留意。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

フ ラ ン ス	イ ギ リ ス	ア メ リ カ
社会保険方式	保健サービス方式	社会保険方式
全国民を対象(加入率99%) 一般制度 民間商工業の被用者、公務員 特別制度 鉱業労働者、船員、国鉄職員等特定業種の被用者 その他の制度 農業従事者、自営業者等	全国民を対象(加入率100%)	(全国民対象の公的医療保険制度はない)(加入率約25%) メディケア 65歳以上の者、障害年金受給者、慢性腎臓病患者等 但し、パートB任意加入 メディケイド 低所得者等
償還制(制度・給付科目毎に償還率が異なる) (一般制度の例) ・入院時：1日55フランの定額負担(31日目から及び長期・高額な疾病30種類については免除。なお入院費は75%を現物給付) ・外来：費用の70%償還 ・薬剤：費用の65%償還(代替不可能かつ高額の薬剤は100%、ビタミン剤等は35%)	現物給付  患者負担 ・薬剤：処方一件4.75ポンド ・歯科治療：費用の80%(ただし上限あり) ・歯科検査：3.92ポンド	メディケア・パートA(入院サービス等)：現物給付 患者負担(入院の例) 60日まで 期間696ドル 61～90日 1日174ドル 91～150日 1日348ドル* 151日～全額患者負担 *(生涯60日を限度) メディケア・パートB(入院・外来の医師サービス等)：償還制 患者負担：免責100ドル。それを超える部分は20% メディケイド：現物給付 患者負担：原則としてなし
傷病手当金・出産手当金・育児手当金又はミルク券・死亡一時金	傷病手当金・出産手当金(国民保険制度からの給付)	傷病手当金・出産手当金(一部の州において州法に基づき 実施)
総報酬の6.8%(一般制度)	なし	メディケア・パートA：報酬の1.45%(自営業者2.9%) メディケア・パートB：月41.10ドル メディケイド：なし
総報酬の12.8%(一般制度)	なし	メディケア・パートA：報酬の1.45% メディケア・パートB：なし メディケイド：なし
原則としてなし	国民保健サービス費用の約80%(国民保険からの拠出金16.6%)(90年)	メディケア・パートA：原則としてなし メディケア・パートB：老人1人当たり月82.5ドル 障害者1人当たり月111.10ドル メディケイド：連邦、州にて負担

第392表 主要国の国民医療費の推移

	日 本				ア メ リ カ 合 衆 国			
	国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (千円)	国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (ドル)
	推 計 額 (億円)	指 数	対GNP (GDP)		推 計 額 (10億ドル)	指 数	対GNP (GDP)	
1970年	24,962	1.00	3.3	24.1	56.6	1.00	5.6	263.0
1975	64,779	2.60	4.3	57.9	100.4	1.77	6.3	446.8
1980	119,805	4.80	4.9	102.3	187.5	3.31	6.9	796.9
1985	160,159	6.42	4.9	132.3	314.1	5.55	7.8	1,270.6
1987	180,759	7.24	5.1	147.8	372.6	6.58	8.2	1,479.7
1988	187,554	7.51	5.0	152.8	410.7	7.26	8.4	1,615.7
1989	197,290	7.90	4.9	160.1	453.4	8.01	8.7	1,764.2

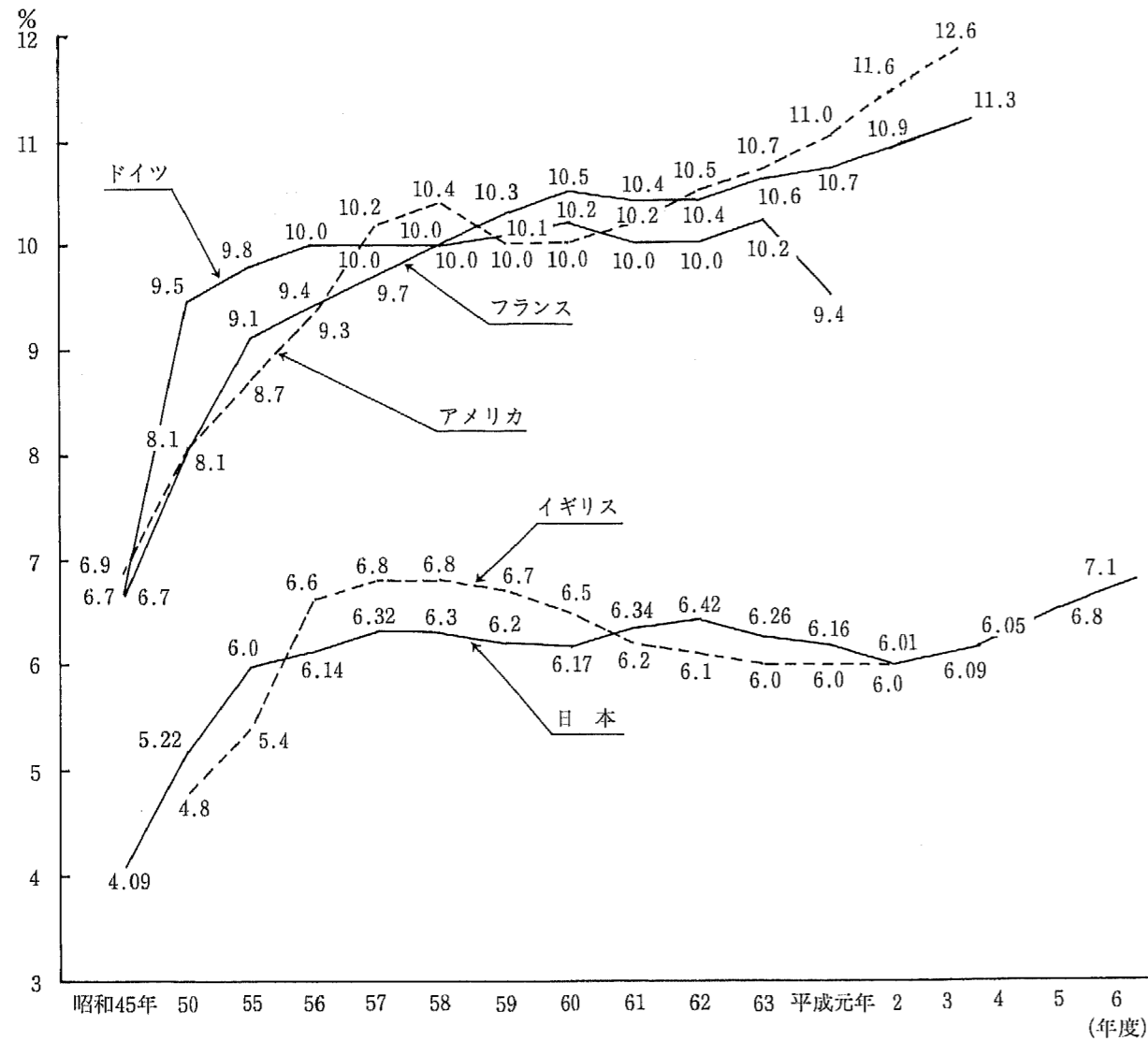
(注) 1 アメリカ：国民医療費にはナーシングホームを含めなかった。  
 2 イギリス：イングランドのみの医療費である。  
 (イングランド) この中には病院費用が大部分であるが、他に家庭医協会経営費と地方政府の保健サービスを含んでい  
 3 フランス：予防的な医療・温泉療法・移送費・めがね等を除く。GDPを用いた。  
 (資料) 日 本：厚生省統計情報部「国民医療費」  
 アメリカ：Health Care Financing Administration: Health Care Financing Review, Winter 1990  
 イギリス(イングランド)：Department of Health and Social Security: Health and Personal Social Services  
 フランス：Ministere Des Affaires sociales et la Solidarite Nationale: Comptes Nationaux de la Sante フラ  
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

イギリス (イングランドのみ)				フ ラ ン ス			
国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (ポンド)	国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (フラン)
推 計 額 (100万ポンド)	指 数	対GNP (GDP)		推 計 額 (100万フラン)	指 数	対GNP (GDP)	
1,414	1.00	...	30.8	39,582	1.00	5.0	779.7
3,950	2.79	...	84.6	87,880	2.22	6.0	1,664.8
8,937	6.32	...	191.0	183,303	4.63	6.6	3,420.9
13,038	9.92	...	276.7	348,840	8.81	7.5	6,323.0
15,559	11.00	...	328.2	395,613	9.99	7.4	7,111.5
17,388	12.30	...	365.8	429,070	10.8	7.5	7,678.0
18,878	13.35	...	395.9	466,597	11.8	7.6	8,308.4

る。イングランドのみのGNPはわからない。

Statistics for England 1991. edition  
 ンスの人口は World Health Statistics を使用した。

第393表 国民医療費の対国民所得比の各国比較



- (注) 1 医療費には、公的医療保障制度による医療給付のほか、患者負担による医療費も含まれる。  
 2 日本及びイギリスは年度、他は暦年である。  
 3 医療費の定義の差異により、諸外国の医療費と、日本の国民医療費との正確な比較は困難であるが、ここでは、日本の医療費の概念に近付けた形での推計を試みた。  
 4 ドイツの数値は旧西ドイツの数値。  
 5 イギリスの数値は、イングランドのみの数値。なお、イングランドの国民所得は公表されていないため、イギリスの国内総生産に対するイングランドの国内総生産の比率からイングランドの国民所得を推計した。  
 6 平成6年における日本のデータは見込みである。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第394表 主要国の診療報酬支払方式

国名	開業医(診療所)	病院
日本	出来高払い (各診療行為についてそれぞれ評価を行い、個別に行った各診療行為の評価額の合計額を診療報酬として支払う方式)	
ドイツ	総額請負方式(保険者が保険医協会に保険診療を一括して請負わせ、診療報酬の総額を一括して支払う。)	次の3つから構成される療養費を病院と保険者の契約により決定。 ・特別報酬(高額手術など) ・1件当たり包括払 ・病棟別療養費・基礎療養費(室料など)
イギリス	一般家庭医=登録人头払い制	NHS病院は、地区保健当局と清算契約を結び予算交付を受ける。
イタリア	登録人头報酬制	ほとんどの病院が州立で予算運営されている。
スウェーデン	国の一般財源(租税)で予算運営されている。	
フランス	出来高払い・償還制 (医療行為集と料金表により算出。)	公的病院…総枠予算制 私的病院…「患者1人1日当たり入院料」として病院ごとに決定し(保険者との契約)定額を支払う。
アメリカ(メディケア)	全国統一の診療報酬点数表に基づく出来高払い方式 (ただし、総枠規制があり、枠内に収まるよう1点単位を調整。)	DRG-PPS方式：症候群別定額支払方式(入院患者の分類に従い、実際の入院日数や医療資源の多寡にかかわらず、あらかじめ定まった額を支払う。)

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

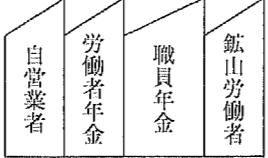
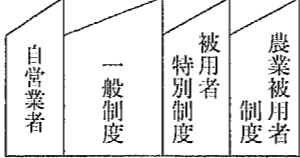
第395表 医師数等の国際比較

日本	医師数		病院数		病床数	
	実数	人口10万対	実数	人口万対	実数	人口万対
昭和30年(1955)	千人	106	5,119	0.6	51	57
平成4年(1992)	220	177	9,963	0.8	169	136
アメリカ(1990)	601	232	5,808(1989)	0.2(1989)	101(1989)	41(1989)
フランス(1991)	156	273	3,793(1989)	0.7(1989)	71(1989)	126(1989)
スウェーデン(1991)	25	289	711(1980)	0.9(1980)	11(1986)	129(1986)

(資料)：外国…厚生省調査  
 日本…「医師・歯科医師・薬剤師調査」・「医療施設調査」  
 資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

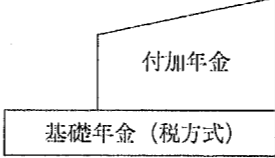
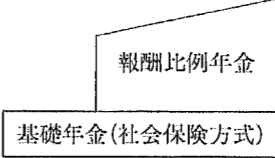
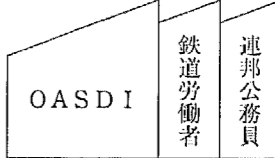
4 年 金

第396表 諸外国の公的年金制度の概要

	ド イ ツ	フ ラ ンス
制 度 体 系	労働者年金 職員年金 鉱山労働者を対象とする制度 自営業者を対象とする制度 	一般被用者制度 公的機関の被用者特別制度 農業被用者制度 自営業者を対象とする制度 
適 用	(被用者) ・一般労働者は労働者年金 ・事務職員は職員年金 ・鉱山労働者は特別制度 (自営業者) ・農業者等は特別制度 ・芸術家等は職員年金 ・手工業者等は労働者年金 ・その他の者は労働者年金または職員年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は一般制度 ・公務員、船員等は特別制度 (自営業者) ・職種に応じた特別制度
費 用 負 担	<労働者年金・職員年金> ・保険料率 19.2% (労使折半) ・拠出対象となる報酬 上限 旧西独地域年91,200マルク 旧東独地域年70,800マルク ・国庫負担 (1992年以降) 年間給付費の約20%	<一般制度> ・保険料率 16.45% (事業主 被用者) (9.8% 6.65%) ・拠出の対象となる報酬 上限 年153,120フラン ・国庫負担 原則としてなし

(注) 年金額、保険料等の数値は、年次の指定がない場合は全て1994年のものである。

資料：社会保障制度審議会事務局年金数理部会担当調

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
基礎年金 (AFP) 付加年金 (ATP) 部分年金 (DP) 	基礎年金 報酬比例年金 (SERPS) 	老齢遺族障害保険 (OASDI) 鉄道労働者を対象とする制度 連邦公務員を対象とする制度 
・全国民が基礎年金に加入 ・基礎額 (年35,200クローネ) 以上の年間所得のある者は付加年金に加入	(被用者) ・一定額 (週57ポンド) 以上の者は基礎年金と報酬比例年金 (自営業者) ・一定額 (年3,200ポンド) 以上の者は基礎年金 (無業者・低所得者) 基礎年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は老齢遺族障害保険 ・鉄道労働者は特別制度 ・連邦公務員は特別制度 (自営業者) ・一定額以上の所得がある者は老齢遺族障害保険
<基礎年金> ・保険料率 5.66% (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 総報酬 ・国庫負担 (1992年実績) 基礎年金給付費の約32% <付加年金> ・保険料率 13.0% (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 下限 年初の基礎額 ・国庫負担 なし <部分年金> ・保険料率 0.2% (被用者は全額事業主負担) ・国庫負担 なし	<基礎年金・報酬比例年金> ・保険料 (被用者) 本人負担 週57ポンドまでの所得の2.00% 週57-430ポンドの所得の10.00% 事業主負担 収入 (週) 57-100ポンド 3.60% 100-145ポンド 5.60% 145-200ポンド 7.60% 200ポンド~ 10.20% (自営業者) 週5.65ポンド 年間所得 (6,490-22,360ポンド) の7.3% ・国庫負担 なし	<老齢遺族障害保険> ・保険料率 (被用者) 12.4% (労使折半) (自営業者) 12.4% ・拠出の対象となる報酬 上限 年 60,600ドル 下限 四半期 620ドル ・国庫負担 原則としてなし

	ドイツ	フランス
老齢年金支給要件	<労働者年金・職員年金> ・拠出期間5年以上	<一般制度> ・拠出期間1四半期(3か月)以上
年金額算定方法	<労働者年金・職員年金> 個人報酬点数*×年金種別係数**×年金額*** * 雇用期間中の各年の全被保険者の平均賃金に対する賃金の比を合計したものに受給開始係数を乗じた値 ** 老齢年金を基準とする各種年金の支給率 *** 全被保険者の平均賃金で保険料を1年間拠出した場合の老齢年金の単価	<一般制度> {最高11年間の再評価後の平均賃金}×給付率*×(拠出期間(四半期ベース上限151)÷151) * 給付率は受給開始年齢と拠出期間により25%~50% 加給 妻(65歳以上):16,331フラン 子(3子以上):年金額の10%
支給開始年齢	65歳 {63歳〔女60歳〕の特例があるが、2009年〔2018年〕までに段階的に廃止}	60歳
繰上げ・繰下げ支給	{支給開始年齢の引上げに伴い62歳から繰上げ支給:減額率 月0.3%}	繰下げ特例:151四半期に満たない者が1年繰下げることにより拠出期間が10%増(最大151四半期)
在職受給者の取扱い	{支給開始年齢の引上げに伴い部分年金制度を実施 支給率は所得に応じ、2/3、1/2、1/3の3通り}	60歳以上で150四半期以上の拠出期間のある者が部分就労となった場合、減少労働時間に応じ年金額の30%~70%を支給
年金額改定方式	可処分所得の上昇率に基づき改定(7月実施)	1994年より当面5年間は、物価上昇の見通しに基づき毎年1月に改定

(注) 年金額、保険料率等の数値は、年次の指定がない場合は全て1994年のものである。

第397表 公的老年年金のみ受給者の課税最低限の国際比較(夫婦世帯の場合)

日	本		イギリス	ドイツ	フランス
	一般の	給与所得者			
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,346	1,928	1,060 {6,665 ポンド}	5,263 {83,538 マルク}	1,688 {93,784 フラン}	

(注) 年金受給者の年齢が65歳以上であり、公的老年年金のみを有する場合である。

資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
<基礎年金> ・スウェーデン国内に3年間以上居住 <付加年金> ・拠出期間3年以上	<基礎年金> 最低拠出水準の52倍以上の所得に応じた拠出年数と免除となった年数の合計が有効拠出年数の4分の1以上	<老齢遺族障害保険> ・1950年(または21歳)から退職までの年数に等しい四半期の適用
<基礎年金> 単身 基礎額×96% 夫婦 基礎額×157% 基礎額:35,200クローネ 子(16歳未満)への加給: 基礎額の25% <付加年金> {15年間の年金ポイントの平均の最大値}×基礎額×60%×{加入年数/30}	<基礎年金> 単身 週57.60ポンド(満額) 夫婦 週92.10ポンド(満額) <報酬比例年金> {再評価後賃金-最終年の拠出対象報酬下限}×1.25%の上位20年分の合計 被扶養者加算 妻 週34.50ポンド 子 週11.00ポンド	<老齢遺族障害保険> 老齢年金基本年金額= {平均賃金月額422ドルまでの分}×0.9+{422ドル~2,545ドルの分}×0.32+{2,545ドル以上の分}×0.15 被扶養者給付 配偶者(65歳以上) 基本年金額の50% 子(18歳未満) 基本年金額の50%
65歳	男 65歳 女 60歳	65歳 (2027年までに段階的に67歳に引上げ)
繰上げ支給:減額率 月0.5% 繰下げ支給:増額率 月0.7% (60歳から69歳までの間)	繰上げ支給:なし 繰下げ支給:増額率 週1/7% (69歳(女64歳)までの間)	繰上げ支給:減額率 月5/9% 繰下げ支給:増額率 月3/8% (62歳から69歳までの間)
<部分年金> 60~64歳の者が部分就労となった場合、労働時間減少に伴う減少した賃金収入分の65%を支給	なし	65歳未満:8,040ドルを超える3ドルの所得につき1ドル減額 65~69歳:11,160ドルを超える3ドルの所得につき1ドル減額
消費者物価上昇率に基づき基礎額を改定(1月実施)	消費者物価上昇率に基づき改定(4月実施)	第3四半期の消費者物価上昇率で改定(1月実施) 資産準備率が20%未満の場合は消費者物価又は賃金上昇率のいずれか低い方で改定

第398表 主要国における公的年金に対する税制の概要

区分	保険料(被保険者)	年金給付
日本	所得から控除される(全額)	老齢……………課税 障害・遺族……非課税
ドイツ	”(限度あり)	課税
フランス	”(全額)	課税
イギリス	所得から全く控除されない (自営業者負担分は一部控除される)	老齢・遺族……課税 障害……………非課税
アメリカ	所得から全く控除されない	非課税(限度あり)

(注) 事業主負担の保険料はいずれの国においても損金算入されている。

資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

5 福祉・社会手当等

第399表 世界6か国の福祉行政体系

国名	日本	アメリカ	イギリス
主要な福祉立法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法（'47）</li> <li>・身体障害者福祉法（'49）</li> <li>・生活保護法（'50）</li> <li>・社会福祉事業法（'51）</li> <li>・精神薄弱者福祉法（'60）</li> <li>・老人福祉法（'63）</li> <li>・母子及び寡婦福祉法（'64）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障法（'35）</li> <li>・老人福祉法（'65）</li> <li>・リハビリテーション法（'73）</li> <li>・障害者保護法（'90）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保健サービス法（'46）</li> <li>・国民扶助法（'48）</li> <li>・地方福祉サービス法（'70） (Local Authority Social Services Act)</li> <li>・児童保護法（'80）</li> <li>・社会保障法（'89）</li> </ul>
国と地方の関係	法令に基づき、都道府県及び市町村の各種福祉施策が大部分実施されているが、地方自治体の独自プログラムも少なくない。	社会保険の一部を連邦が担当するが、他は連邦が州に補助金を出し、州・カウンティごとのプログラムを実施している。	'70年代以降、国が所得保障・保健医療を担当し、対人福祉サービスは地方自治体の責任により実施されている。
行政機構	国	厚生省	保健社会保障省 (Department of Health and Social Security)
	州・県	都道府県福祉部局	State Units on Aging 等
	基礎自治体	市町村（福祉部等） 〔市福祉事務所又は郡部福祉事務所〕	郡 (County) 等 〔郡社会福祉事務所等 (Social Welfare Office)〕
自治体レベルの福祉施策	保育所等については市町村が実施しており、公的扶助や身障・老人分野では県が設置する郡部福祉事務所が措置している。	州の福祉施策を実施する他に、一般扶助 (GA) 等の独自プログラムを行っており、郡福祉事務所等が設置されている。	児童青少年福祉・老人障害者施設・保健サービス及び民間福祉団体支援を各ディストリクトの福祉サービス部 (Department of Social Services) が行っている。
民間団体の役割	社会福祉法人という特別な法人により各種福祉サービス・社協・共済が担われており、また近年ボランティア団体・民間助成団体が活発化している。	United Way, VISTA 等の巨大な民間福祉団体を持ち、各種ボランティア活動が活発である他、POSC (Purchase of Service Contracting) で民間事業が対人福祉サービスの大部分を担っている。また福祉産業が最も発達している。	巨大な民間財団 (CAP) 等の他、各種の民間福祉団体が多数存在し、その全国団体として NCVD (全国民間団体協議会) がある。

資料：京極高宣著「現代福祉学の構図」（中央法規出版）

フランス	旧西ドイツ	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障法典（'56）</li> <li>・家族及び社会扶助法典（'56）</li> <li>・障害者福祉法基本法（'75）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会扶助法（'61）</li> <li>・青少年福祉法（'53、'70）</li> <li>・施設法（'74）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会サービス（'82） (Social Tjänst Lag)</li> </ul>
伝統的な集権的の地方制度が変容しつつも、行政サービスの大部分は県が執行し、最も身近な行政のみ市町村が担当している。	市町村が（連合や事務組合も含めて）福祉事業の実施責任を負い、郡が老人ホーム等の整備など市町村行政をこえる業務を行う。国及び州は財政的裏付をしている。	国は年金・児童手当・医療保健等を実施し、県は医療等を実施するのに対し、市町村は公的扶助を含めて社会福祉全般の責任をもっている。
社会問題及び雇用省 (Ministere des Affaires Sociales et de l'emploi)	連邦青少年家庭保健省 連邦労働社会省	社会省 (Social Department) 社会庁 (Social Styrelsen)
州 (Région) 衛生・社会問題局 県 (Départments) 衛生・社会問題局	州 (Land) 社会省 県 (Regierungsbezirk) 郡 (Kreisverwaltung)	県 (Län) 議会 県行政庁
市町村 (communes) 〔社会扶助事務所 (bureaud aide sociale)〕	市町村 (Gemeinde)	市町村 (Kommune) 社会福祉委員会 〔市町村福祉事務所 (Social Förvaltningen)〕
市町村単位に設置される社会扶助事務所 (bureaud'aide sociale) と市町村社会事業センターを中心に各種施策が講じられている。社会福祉施設の設置運営も同様。	郡ないし独立市は社会福祉事務所を設け、公的扶助及び福祉サービスの事務を行い、市町村が日常的な福祉サービスの実施を行う。	公的扶助、各種福祉サービスを市町村福祉事務所が実施している。
4万2,500団体（全団体の16%）が保健・福祉活動に従事し、施設収容人員の約半数は民間非営利団体の設置による。	6つの巨大な民間福祉団体が福祉サービスを担い、公私福祉連盟が主導権をもっている場合も少なくなく、行政は方向及び財源裏付に責任をもつ。	各種の自助団体が組織されているが、他の欧米諸国で見られる民間福祉団体は発達せず、生協、労組の組織化が進んでいる（逆にいえば市民参加型の地方分権的行政サービスが最も発達している。）。



第400表 各国のソーシャルワーカー資格制度一覧

国名	日本	旧西ドイツ	スウェーデン
当該資格の名称	社会福祉士	ゾチアルアルバイター(Sozialarbeiter)  ゾチアルペダゴーゲ(Sozialpädagoge)	ソシオノーム(Socionom)
法的地位とその内容	国家資格制度 名称独占	ゾチアルアルバイターは州レベルの国家資格制度 名称独占  (文部教育関係は州が法的な高権をもつ)	称号
養成コースおよび資格取得方法	国家試験	専門単科大学・総合大学における当該4年課程を修了したもの  課程修了試験をもって資格授与し、国家認定(統一試験はなし)	社会単科大学で3~3.5年の課程を修了したもの。修了証が称号として通用し、任用資格化している。
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設職員等	ゾチアルアルバイター 公的相談援助機関職員、社会事務所のワーカー、ソーシャルステーションのワーカー、公私の社会施設の施設長や指導員、医療機関ソーシャルワーカー、民間福祉団体の指導的職員 ゾチアルペダゴーゲ 公私の児童福祉施設、教育施設の指導職員	福祉事務所のソーシャルワーカー・ソーシャルセクレタリー、刑事施設等のワーカー、医療ソーシャルワーカー、学校ソーシャルワーカー

資料：厚生省社会局庶務課調

イギリス	フランス	アメリカ合衆国
CQSW(ソーシャルワーカー資格認定)(Certificate of Qualification in Social Work)  一般にはソーシャルワーカーと呼ばれる	アシスタント・ソシアルないし、アシスタン・ド・セルビス・ソシアル(assistante sociale, assistant de service social)	認定ソーシャルワーカー(certified social worker)  ただし、BSW、MSW、ACSW、州による資格、CSW登録などがある。
国家資格(CCETSW 中央ソーシャルワーク教育訓練協会)の認定したコースの修了による資格付与認定)	国家資格 名称独占(家族・社会扶助法で規定)	・BSW、MSWはCSWEの認めるコース修了による学位資格で名称独占 ・ACSWは民間認定資格 ・各州による登録、認定、免許などによる州資格 ・CSWは民間登録資格  (民間認定、登録資格は全米ソーシャルワーカー協会による)
大学学部・大学院等の1年~4年各種の課程 ポリテクニック(高等専門学校)等の2年~3年各種課程  (CCETSWは資格取得後の研修も行う) 認定コースの修了をもって資格付与(統一試験はなし)	専門養成校・大学の3年コース(カリキュラムの内容は国家の認可・統制を受ける)  全国統一国家試験による(ただし養成校等での実習の口述発表や内点が全体の3/4の点数を構成)  (養成校への入学については家族ワーカー、看護婦等の職業資格を持つものも入学可能)	・BSW、MSWは学部、および大学院修士課程の修了により学位取得 ・ACSW、州資格、CSW登録は特に養成制度はないが、現場で一定年限スーパーバイズを受けることが必要条件 ・ACSWは資格認定試験を全米協会が行う
地方自治体ソーシャルサービス部ソーシャルワーカー 公的入所施設、デイケアのソーシャルワーカー 民間福祉団体指導職員 保護観察ケースワーカー 地方自治体の教育サービスワーカー 医療ソーシャルワーカー	福祉事務所、病院、学校、社会保険機関等の行政機関等におけるソーシャルワーカー、家族援助ワーカー、医療ソーシャルワーカー、企業内援助ワーカー  介護補助職は医療従事者に分類され、病院や在宅看護にワーカー	医療ソーシャルワーカー、民間福祉団体指導員、地方行政福祉部門職員、学校ソーシャルワーカー、個人開業ソーシャルワーカー

第401表 各国のケアワーカーの資格制度一覧

国名	日本	旧西ドイツ	スウェーデン
当該資格の名称	介護福祉士	老人介護士 (Altenpfleger) 家事・家政援助者 (Haus-Familienpflegerin) * (寮母は Wirtschaftlerin)	ホームメーカー (hemvardarinna) ホームサマリット (hemsamarit) ヘルパーリーダー
法的地位とその内容	国家資格制度 名称独占	老人介護士は州レベルの国家資格制度 名称独占  (文部教育関係は州が法律的な高権をもつ)	
養成コースおよび資格取得方法	高校等卒+養成施設2年 高校等卒+福祉系大学等卒+養成施設1年 実務経験3年またはそれに準ずる者+国家試験 介護に係る技能検定	老人介護士は2年間の介護士養成施設で所定の単位を取得。養成施設は州の文部省ないし社会省の管轄。18歳以上が入学年齢。 家事・家政援助者は中等教育課程後の専門学校で、2年課程。 学校修了をもって資格授与し、国家認定	ホームメーカーは6か月の義務コース ホームサマリットは160時間研修 ヘルパーリーダーは140時間の義務研修  ホームメーカーとヘルパーリーダーはコース修了をもって資格付与
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設の寮母 公私のホームヘルパー等	老人介護士は施設・在宅を問わず高齢者の介護の専門職  家事・家政介護者はホームヘルパー	ホームメーカーは子育てを中心に家政全般を代行  ホームサマリットは老人・障害者の在宅ケア

資料：厚生省社会局庶務課調

イギリス	フランス	アメリカ合衆国
CSS(ソーシャルサービス認定) (Certificate in Social Service) PCSC(ソーシャルケア初級) (Preliminary Certificate in Social Care) ICSC(ソーシャルケア従事者コース) (In-service Courses in Social Care)	家族ワーカー (Travaileuse familiale) 医療・心理補助職 (aide medico-psychologique) 介護補助職 (aide soignant)	ソーシャルサービスエイド
CSS、PCSC、ICSCは認定コースの修了による資格付与 (ソーシャルワーク教育訓練中央協議会認定)	家族ワーカーはB、E、Pないし場合によりC、A、Pによる適性証明によって養成施設入学。 医療・心理補助員はB、E、PないしC、A、P資格で入学、介護補助職はB、E、PないしC、A、P資格で養成施設に入学。 (なお、B、E、P、C、A、P資格とは職業適性資格で職調資格である)	
CSS は現在従事している者を対象にした研修コース  PCSC は学生のための全日制の2年課程  ICSC は従事者向けのパートタイム研修240時間  認定コースの修了をもって資格付与	家族ワーカーは8か月の養成(プラス試験プラス1年の経験)  医療・心理補助職は2年間のパートタイム(現任)養成課程  介護補助職は看護婦学校の中に設置された1年制養成課程  資格取得方法については上記のとおり	
CSS はホームヘルプオーガナイザー、ケアサービスのマネージャー  PCSC は児童福祉施設の保育者、成人施設のケアワーカー  ICSC は入所施設やデイサービスのケアワーカー	家族ワーカーは相談業務も行う総合的なホームヘルパー  医療・心理補助職は重度障害児者および老人のケアワーカー  介護補助職は医療従事者に分類され、病院や在宅看護、老人ホームのワーカー	

第402表 主要国の児童手当制度

国名	ドイツ [児童手当]	スウェーデン [児童手当]
発足及び改正経過	1955年創設 (第3子以降対象) 1961年改正 (第2子以降対象) 1975年改正 ・第1子以降全児童対象 ・児童扶養控除の廃止 (→1983年復活) 1986年改正 ・児童扶養控除の引上げ ・低所得者への手当加算 1996年改正 ・児童扶養控除との選択制の導入 ・支給額の引上げ ・地方負担の導入	1948年発足 「児童手当法」 1974年改正 申請主義廃止 一定要件該当者に自動的給付 1982年 「多子加算」実施 1983年 「延長手当・奨学手当」実施 1996年 ・支給額の引下げ ・「多子加算」廃止
支給対象児童	第1子から 18歳未満 (学生は27歳未満 失業者は21歳未満)	第1子から 16歳未満 (義務教育終了前) (学生は20歳まで 「奨学手当」/「延長手当」)
支給月額	[1996年] 第1子 200マルク [13,126円] 第2子 200 [13,126円] 第3子 300 [19,689円] 第4子～ 350 [22,971円]	[1996年] 640クローナ [8,442円] 1995年12月以前に生まれた児童について、 第3子 200クローナ [2,638円] 第4子 600 [7,914円] 第5子～ 750 [9,893円] の加算
所得制限	18歳以上の児童について、年収12,000マルク [182.8万円] 以上の児童には支給しない。 [1996年]	なし
財源	児童扶養控除に要する財源も含め、連邦74%、州及び市町村26%	全額国庫負担
運営	政府 (税務当局、家族金庫)	政府

(注) 1 支給額の定め方には、それぞれの児童に着目するもの (ドイツ、イギリス、日本)、扶養する児童数に着目するもの  
2 イギリスにおいては週単位で手当額を定めているため、 $365 \div (12 \times 7)$  を乗じて月額に換算した。  
3 換算レートは IMF "International Financial Statistics" による1995年平均値 (参考 1ドル=¥94.06)。  
1 ドイツマルク=¥65.63 1 クローナ=¥13.19 1 ポンド=¥148.47 1 フランスフラン=¥18.84

資料：厚生省児童家庭局育成環境課調

イギリス [児童給付]	フランス [家族手当]	日本 [児童手当]
1946年発足 「家族手当法」 (第2子以降対象) 1975年 「児童給付法」制定 (第1子以降対象) 児童扶養控除の廃止と家族手当との統合	1932年発足 「家族手当法」 1946年 「社会保障法典」公布 家族手当制度に関する法体系の整備/現行制度の基本的枠組み	1972年発足 (第3子以降対象) 1982年改正 (特例給付) 1985年改正 (第2子以降対象) 1991年改正 (第1子以降対象) 1994年改正 (児童育成事業創設)
第1子から 16歳未満 (全日制教育を受けている 場合は19歳未満)	第2子から 16歳未満 (義務教育終了前) (学生等は20歳未満)	第1子から 3歳未満
[1995年] 第1子 45.19ポンド [6,709円] (週10.40ポンド) 第2子～ 36.72ポンド [5,452円] (週8.45ポンド)	[1995年] 算定基礎月額 2078.97フラン (1月) 第2子 32% (665F) [12,529円] 第3子～ 41% (852F) [16,052円] の加算 「割増給付」 10～14歳 9% (187F) 増 [3,523円] 15歳以上 16% (333F) 増 [6,274円]	[1996年] 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子～ 10,000円
なし	なし	一定の所得 (4人世帯の場合で所得239.6万円) 以上の者には支給しない。 [1996年] [被用者については一定所得 (4人世帯の場合で417.8万円) 未満の者に、特例給付を支給。] ※所得は、年収より給与所得控除等の各種控除を差し引いたもの。
全額国庫負担	事業主拠出 (支払賃金の5.4%) 自営業主拠出 (所得の5.4%) 一般社会拠出金 (税率2.4%) から繰入れ (1991年から)	被用者 事業主7/10 国 2/10 : 地方1/10 非被用者 国 4/6 : 地方2/6 [特例給付分 全額事業主負担]
政府	家族手当金庫	政府

(フランス、スウェーデン) がある。

6 労働

第403表 主要国失業者数及び失業率

(単位 万人・%)

年	日本		アメリカ		イギリス <sup>(注1)</sup>		ドイツ <sup>(注2)</sup> (登録) (旧西ドイツ地域)		フランス <sup>(注2)</sup> (登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1975	100	1.9	793	8.3	80	3.1	107	—	84	—
1980	114	2.0	764	7.0	137	5.1	89	—	145	6.4
1983	156	2.6	1,072	9.5	279	10.5	226	—	204	8.9
1984	161	2.7	854	7.4	292	10.7	227	—	231	9.9
1985	156	2.6	831	7.1	303	10.9	230	8.2	240	10.2
1986	167	2.8	824	6.9	310	11.1	223	7.9	252	10.4
1987	173	2.8	743	6.1	280	10.0	223	7.9	262	10.5
1988	155	2.5	670	5.4	227	8.0	224	7.7	256	10.0
1989	142	2.3	653	5.2	178	6.3	204	7.1	253	9.4
1990	134	2.1	687	5.5	166	5.8	188	6.4	259	8.9
1991	136	2.1	843	6.7	229	8.0	169	5.7	271	9.5
1992	142	2.2	938	7.4	277	9.7	181	5.9	291	10.4
1993	166	2.5	873	6.8	290	10.3	227	7.3	317	11.6
1994	192	2.9	797	6.1	262	9.4	256	8.2	333	12.5

(注) 1) 失業給付等申請者、88年以降失業者から18歳未満の者を除く。

2) 職業安定機関に登録している失業者

(資料) 日本：総務庁統計局「労働力調査」

アメリカ：労働省「Employment and Earnings」

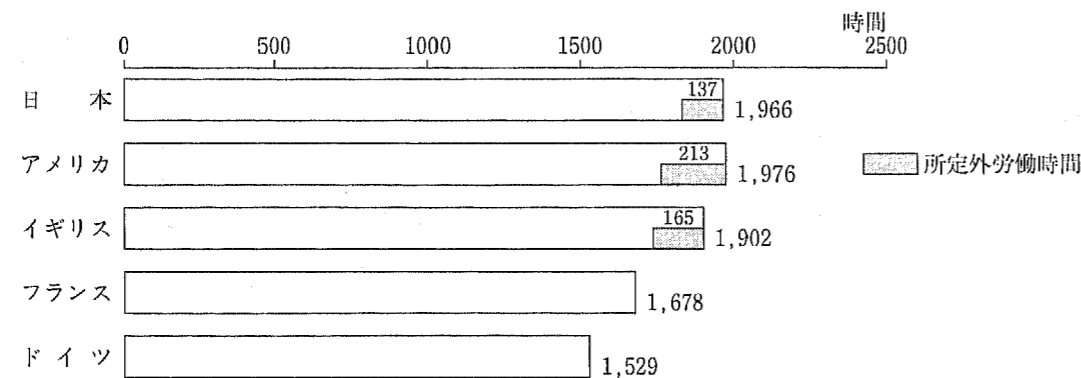
イギリス：雇用省「Employment Gazette」

ドイツ：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」

フランス：労働・雇用・職業訓練省「Statistiques du Travail」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第404表 年間総実労働時間の国際比較 (製造業生産労働者、1993年)



資料出所：EC及び各国資料、労働省労働基準局賃金時間部労働時間課推計

(注) フランス及びドイツの所定外労働時間は不明である。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第405表 ILO労働統計報告による週当たり労働時間 (製造業)

(単位 時間)

年	日本 <sup>(注1)</sup>	アメリカ	イギリス <sup>2)</sup>	西ドイツ <sup>7)</sup>	フランス
1980	41.2	39.7	42.3	41.6	40.7
1983	41.1	40.1	43.5	40.5	38.9
1984	41.7	40.7	43.5	41.0	38.7
1985	41.5 <sup>2)</sup>	40.5	43.7	40.7	38.6
1986	41.1	40.7	43.7	40.4	38.7
1987	41.3	41.0	43.8	40.1	38.7
1988	41.8	41.1 <sup>2)</sup>	44.5	40.0	38.8
1989	41.4	41.0	44.5	39.9	38.6
1990	40.8	40.8	44.3	39.5	38.7
1991	40.0	40.7	42.9	39.2	38.7
1992	38.8	41.0	43.2	38.9	38.7
1993	37.7	41.4	43.1	37.6	38.6
1994	37.6	42.0		38.0	38.6
①定義	実労働時間	支払労働時間 <sup>(注3)</sup>	実労働時間	支払労働時間 <sup>(注3)</sup>	実労働時間 <sup>(注3)</sup>
②対象	常用労働者男女計	生産労働者男女計	成人賃金率適用生産労働者男女計	生産労働者男女計	生産労働者男女計
③期間	毎月 月間	毎月の特定週	4月のフル <sup>(注4)</sup> 労働週	1,4,7,10月を含む給与支払対象期間	四半期ごとの <sup>(注5)</sup> 最初のフル労働週
④基礎データ	事業所の賃金台帳	同 左	1%抽出調査	同 左	事業所の賃金台帳
⑤調査方法	事業所調査	同 左	個別調査	事業所調査	同 左
⑥事業所規模	30人以上	全規模	全規模	10人以上	10人以上

(注) 1) 常用労働者 (生産労働者、管理事務労働者) の年間平均月当たり総実労働時間に  $\frac{12}{52}$  (年間月数/年間週数) を乗じて算出。

2) 85年からサンプル替えにより、それ以前の数値と接続しない。

3) 88年から、新しい産業分類による調査で、それ以前の数値と接続しない。

4) 支払労働時間とは、実労働時間のほかに、実際に就業しないが、賃金の支払われた時間 (有給休暇、有効特定休日等) を含む。

5) グレート・ブリテン地域。

6) 祝祭日等の特定休日を含まない週 (full work week)

7) 旧西ドイツ地域。

8) 非農業生産労働者。公務員、家事サービス従事者。大使館。国際機関の職員は除く。

資料 ILO「Year Book of Labour Statistics 1994」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第406表 労働費用の国際比較

(I) 賃金の国際比較 (製造業、生産労働者)

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
93年実労働時間当り賃金	1,782 円	13.23ドル	32.04マルク
93年平均為替レートで換算	1,782 円	1,471 円 (83)	2,155 円 (121)
93年購買力平価で換算	1,782 円	2,633 円 (148)	3,057 円 (172)
93年年間賃金総額	3,503千円	26,142ドル	48,989千円
93年平均為替レートで換算	3,503千円 (100)	2,907千円 (83)	3,295千円 (94)
93年購買力平価で換算	3,503千円 (100)	5,202千円 (149)	4,674千円 (133)
93年為替レート	—	111.20円/ドル	67.26円/マルク

(II) 労働費用の国際比較 (製造業、生産労働者)

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
93年実労働時間当たり労働費用	2,472円	20.09ドル	47.68マルク
93年平均為替レートで換算	2,472円 (100)	2,234円 (90)	3,207円 (130)

(注) 1 実労働時間に関しては、日本は労働省「毎月勤労統計調査報告」の事業所規模30人以上の数値から5人以上の数値を推計。具体的には、規模30人以上における生産労働者実労働時間当り賃金と実用労働者実労働時間当り賃金の比を、規模5人以上の常用労働者実労働時間当り賃金に乗じた。なお、1989年における比を用いた。  
ドイツは1984年の生産労働者実労働時間当り賃金を認め、ILO "Yearbook of Labour Statistics" による各国の賃金の伸びで延長。  
アメリカはアメリカ労働省「Employer Cost for Employee Compensation」による。  
2 年間賃金総額には、各国の実労働時間当り賃金に労働省基準局賃金時間部労働時間課推計による年間総労働時間を乗じたもの。  
3 労働費用に関しては、米 BNA 社「Daily Labor Report」  
4 93年平均為替レートは IMF による。  
5 ( ) 内は日本=100とした格差  
6 購買力平価は1990年の OECD による民間消費支出の購買力平価を、その後の各国の消費者物価指数の変化率を用いて延長した推計値。(経済企画庁)

(資料)：労働大臣官房政策調査部推計

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第407表 諸外国の育児休業制度について

国名	スウェーデン	ドイツ	フランス	イタリア	デンマーク	日本
対象者	男女労働者 実親、養親、継親、監護者	男女労働者 実親、養親、継親、子の扶養権を引き受けた者	男女労働者 実親、養親	女子労働者 実親、養親、監護者 母親の権利放棄等の場合、父親	男女労働者 実親、養親	男女労働者 実親、養親
期間・形態	・1歳半まで全日休暇 ・8歳又は小学校1年生終了まで労働時間短縮	子が3歳になるまで全日休暇	子が3歳になるまで原則1年、全日休暇又はパートタイム労働最長3年まで延長2回可能	・産後3ヶ月から1年までの間に6ヶ月全日休暇	産後15週目から24週目まで全日休暇	1歳まで全日休業、勤務時間の短縮等
雇用・不利益取扱い	休業取得、請求を理由とする解雇及び不利益取扱の禁止	休業期間中解雇禁止	規定なし	満1歳に達するまで解雇禁止	休業取得又は請求を理由とする解雇禁止	休業の申出、取得を理由とする解雇禁止
復職	以前と同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	以前と同程度の職に復帰できる	以前と同じ職に復帰できる	規定なし
給与	無給	無給	無給	無給	・原則無給 ・一部の女子労働者は有給	無給
対象者	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象で第2子以上に支給	育児休業取得者に限らず、自営業者等も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者等も対象	規定なし
休業期間	子が8歳又は小学校1年生を終了するまで450日間	産後24ヶ月まで	最長3年	・産後3ヶ月から1年までの間の6ヶ月 ・3歳未満の養子を引き取ってから1年の間に6ヶ月	産後15週目から24週目まで	—
期間中の手当	・継続して240日間1日60クローネを超える収入があった者は、最初の360日間収入の85%又は75%、その後90日間は1日60クローネ ・それ以外の者1日60クローネ ・労働時間短縮の場合、短縮した時間に比例	産後6ヶ月まで月600マルク それ以後、収入に応じて運減	家族手当の算定基礎月額142.57% (1994年現在) 全日休暇 2,929フラン 週20時間未満労働 1,937フラン 週20~32時間労働 1,465フラン	賃金の30%	・休暇開始前4週間の平均賃金の90% ・一部の女子に対しては使用者は、最高5ヶ月間平均賃金の50%支給義務	—
費用負担	使用者 85% 国庫 15%	全額国庫負担	使用者と自営業者負担	使用者の業種に応じて賃金の0.20~0.53%の拠出金	全額国庫負担	—
支払制度	国民保険制度の一部	各州の管轄機関	家族手当基金	疾病保険制度の一部	社会保険制度の一部	—

資料：労働省婦人局の資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

第408表 諸外国の介護休業制度について

国名	スウェーデン	イタリア	アメリカ	ドイツ	日本
対象者	男女労働者 (養親、継親、監護者を含む)	男女労働者	従業員50人以上の事業主に雇用されている男女労働者 (公務員も適用)	男女労働者	男女労働者
資格要件	・12歳に達しない子供の病気等 ・12歳以上16歳未満の子供の病気等の場合	3歳未満の子供が病気の場合 (医師の診断書の提出が必要)	事業主に12ヶ月以上雇用され、過去12ヶ月間の労働時間が1,250時間以上であること ・子の出生、養子縁組、又は里子を受け入れ、その養育の場合 ・重大な健康状態にある配偶者、子、又は親の世話の場合等	12歳未満の病児を監督、世話、看護する場合 (家庭に子供を監督等する人がいないこと)	要介護状態の対象家族(配偶者、父母、子、配偶者の父母)を介護する場合
形態	・全日休暇 ・1/2又は3/4に労働時間を短縮	全日休暇	全日休暇 (労働時間短縮の方法も可)	全日休暇	全日休暇
期間	一時介護両親手当を受給している間 (各子供各年ごと最高年間60日間)	特に規定なし	12ヶ月ごとに合計12週間まで	疾病手当を請求できる間 (各子供につき1暦年最大限10労働日)	3ヶ月まで (対象家族1人につき1回)
手当	一時介護両親手当 (収入の85%)	無給	無給 (医療給付は休暇中も継続)	疾病手当 (賃金の80%)	無給
罰則	なし	各労働者ごとに2万L以上10万L以下の罰金	なし	なし	なし

資料：労働省婦人局の資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

## 7 国際協力

第409表 WHOへの分担率(分担金の占有率)の推移

(単位：%)

国名	1984年	1986	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00
日本	10.14	10.13	10.64	10.64	11.17	11.17	11.16	12.24	12.24	12.24
ロシア	12.00	10.34	10.01	10.01	9.80	9.80	9.80	9.25	6.60	6.60
ドイツ	8.39	8.38	8.10	8.10	7.93	7.93	9.18	8.78	8.78	8.78
フランス	6.39	6.39	6.25	6.25	6.13	6.13	6.13	5.90	5.90	5.90
イギリス	4.59	4.58	4.77	4.77	4.77	4.77	4.77	4.94	4.94	4.94

(注) 1 ロシアの1984年は旧ソ連に白ロシアとウクライナの分担金を含み、1992年まで旧ソ連の数値である。

2 ドイツは、1991年までは旧西ドイツの数値である。

資料：厚生省「厚生白書」

第410表 厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移

(単位：人)

内容	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
研修員受入 (計)	597	609	606	614	612	626	770
国際協力事業団(JICA)	415	425	423	436	461	464	585
世界保健機関(WHO)	83	81	61	52	33	36	26
国際厚生事業団(JICWELS)他	99	103	122	126	118	126	159
専門家派遣 (計)	235	223	262	256	268	301	289
国際協力事業団(JICA)	222	188	225	219	227	261	252
国際厚生事業団(JICWELS)他	13	35	37	37	41	40	37

資料：厚生省「厚生白書」

8 国民所得

第411表 国民所得(総額)

(単位 億ドル)

区分	1986年	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
アメリカ	36,978	39,343	42,589	45,655	48,321	49,666	52,033	55,111	58,331
日本	16,871	19,391	23,254	22,927	23,629	26,978	29,158	33,545	36,527
ドイツ	7,796	9,742	10,506	10,477	13,277	14,066	15,758	14,908	15,826
イギリス	4,978	6,099	7,384	7,436	8,541	8,861	9,307	8,405	9,136
イタリア	5,266	6,637	7,345	7,597	9,533	10,002	10,536	8,468	8,763
カナダ	3,050	3,503	4,192	4,658	4,791	4,919	4,728	4,585	4,557
スペイン	2,011	2,564	3,017	3,347	4,331	4,653	5,071	4,196	4,180
オーストラリア	1,425	1,699	2,149	2,353	2,359	2,421	2,394	2,361	2,702
オランダ	1,591	2,163	2,281	2,276	2,821	2,884	3,188	3,082	3,320
スウェーデン	1,137	1,386	1,552	1,619	1,927	2,008	2,053	1,519	1,619
ベルギー	999	1,250	1,350	1,372	1,706	1,769	1,976	1,904	2,074
スイス	1,281	1,613	1,744	1,679	2,123	2,169	2,252	2,180	2,404
インドネシア	728	685	760	852	956	1,052	1,155	1,441	1,601
南アフリカ	487	651	710	737	857	921	988	981	1,023
オーストリア	808	1,016	1,105	1,102	1,386	1,437	1,624	1,586	1,722
デンマーク	719	832	887	849	1,042	1,045	1,143	1,096	1,203
ベネズエラ	552	430	553	379	439	469	541	536	521
ノルウェー	584	766	803	806	946	962	1,047	959	1,020
フィンランド	582	732	867	942	1,104	970	837	657	766
韓国	947	1,193	1,604	1,970	2,256	2,627	2,751	2,972	3,409
ギリシャ	353	484	577	599	740	789	869	630	877
タイ	372	438	539	626	657	755	850	959	1,101
ニュージーランド	250	319	381	362	371	356	348	372	438

(注) 1 市場価格表示、ただし日本は要素費用表示。  
2 ドイツは旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

第412表 1人当り国民所得

(単位 ドル)

区分	1986年	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
アメリカ	15,304	16,204	17,382	18,458	19,335	19,659	20,373	21,351	22,379
日本	13,875	15,890	18,975	18,635	19,142	21,776	23,464	26,919	29,244
ドイツ	10,041	15,951	17,098	16,881	20,991	21,952	24,294	22,748	23,982
イギリス	8,770	10,699	12,918	12,965	14,864	15,328	16,045	14,444	15,653
イタリア	9,291	11,711	12,957	13,398	16,802	17,622	18,530	14,838	15,322
カナダ	11,639	13,194	15,585	17,013	17,239	17,493	16,566	15,841	15,579
スペイン	5,202	6,637	7,793	8,629	11,148	11,955	13,001	10,735	10,676
オーストラリア	8,896	10,448	12,999	13,997	13,826	14,008	13,687	13,370	15,144
オランダ	10,918	14,746	15,456	15,326	18,870	19,140	20,995	20,158	21,586
スウェーデン	13,590	16,507	18,402	19,059	22,491	23,304	23,679	17,424	18,432
ベルギー	10,130	12,661	13,605	13,809	17,117	17,680	19,675	18,884	20,489
スイス	19,495	24,364	26,145	25,256	31,623	31,532	32,763	31,420	34,367
インドネシア	432	398	433	475	693	575	621	762	833
南アフリカ	1,413	1,879	2,004	2,035	2,311	2,429	2,548	2,473	2,531
オーストリア	10,686	13,414	14,543	14,457	17,954	18,374	20,603	19,839	21,440
デンマーク	14,032	16,231	17,290	16,534	20,272	20,272	22,099	21,119	23,105
ベネズエラ	3,148	2,391	3,002	2,011	2,269	2,371	2,671	2,589	2,461
ノルウェー	14,015	18,284	19,082	19,075	22,308	22,576	24,428	22,239	23,521
フィンランド	11,839	14,840	17,527	18,971	22,132	19,281	16,608	12,972	15,063
韓国	2,299	2,867	3,816	4,640	5,263	6,071	6,302	6,745	7,668
ギリシャ	3,543	4,844	5,767	5,969	7,333	7,738	8,421	6,072	8,408
タイ	709	820	992	1,134	1,172	1,326	1,472	1,638	1,853
ニュージーランド	7,619	9,649	11,487	10,861	11,034	10,451	10,113	10,688	12,429

(注) 1 市場価格表示、ただし日本は要素費用表示。  
2 ドイツは旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

**社会保障統計年報 (平成8年版)**

昭和34年7月 初版発行  
平成9年2月 第37版発行

定 価 2,500円

(本体2,427円)

送 料 480円

総理府社会保障制度審議会事務局編

発行者 佐藤政男

発 行 所 **株式会社 法研**

東京都中央区銀座1-10-1 (〒104)

電話 (03) 3562-3611 (代)

振替口座 00120-8-196899

法研関西・大阪市北区天神西町8-19 (〒530) ☎ 06-364-1884

法研中部・名古屋市中区錦3-4-6 (〒460) ☎ 052-962-5821

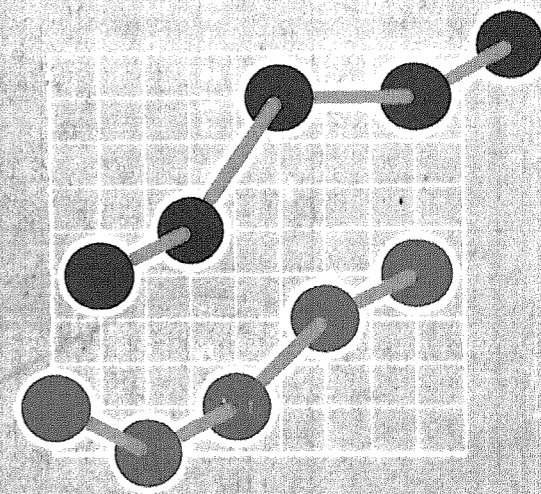
法研九州・福岡市中央区大名1-14-45 (〒810) ☎ 092-712-8305

神奈川支局・横浜市中区本町1-8 (〒231) ☎ 045-212-2257

広島事務所・広島市中区鉄砲町1-20 (〒730) ☎ 082-222-1810

印刷・製本 研友社印刷株式会社





法研